令和2年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

AI・IoT技術の時代にふさわしい
特許制度の在り方に関する調査研究報告書

令和3年3月

特許業務法人　志賀国際特許事務所

要　約

背景：　AI・IoT 技術の進展、データを活用したサービス提供を中心としたビジネスモデルへの転換、リモート化やデジタル化の加速等のビジネス環境の変化を踏まえ、AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方について検討が行われている。

目的：　本調査研究は、以下のテーマについて、国内アンケート調査及び海外ヒアリング調査等を通じた実態、課題、ニーズの把握を目的としたものである。

- 複数の事業者等による特許発明の実施における課題
- プラットフォーム型ビジネス等における課題
- AI関連特許の利活用に関する課題
- 特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱い
- 新しい形態の知的財産の保護
- 特許庁のレジリエンス向上

国内アンケート調査：　国内企業等3107者及び弁護士・弁理士107者を対象にアンケート調査を実施した。

海外ヒアリング調査：　海外企業等19者及び現地法律事務所4者を対象に、ヒアリング調査を実施した。

公開情報調査：　関係する法制度、裁判例、調査研究等について、日本、米国、欧州、ドイツ、中国を対象として公開情報調査を行った。

委員会による検討：　学識経験者、企業関係者、弁理士等を含む委員会を設置し、計3回の委員会を開催した。

まとめ

本調査では、将来的な特許制度の在り方を検討する上での様々な実態、課題、ニーズが明らかとなった。

一例を挙げると、動画閲覧サービスの動画データ提供方法に関する特許の損害賠償額算定における考え方、特殊な学習済みモデルを用いた翻訳装置による翻訳方法をサービスとして提供する際の損害賠償額やライセンス料の負担の在り方、3Dプリンタ用データの特許法による保護の必要性、現在の実用新案制度の課題、ライセンス・オブ・ライト制度が導入された場合の活用可能性、特許庁のレジリエンス向上に関しての意見等である。

I. 要約（本文）

１．本調査研究の目的

AI・IoT 技術の進展、データを活用したサービス提供を中心としたビジネスモデルへの転換、さらには新型コロナウイルス感染症拡大を受けたリモート化やデジタル化の加速等のビジネス環境の変化を踏まえ、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方について検討が進められている。本調査研究は、将来的な特許制度の在り方を検討するうえで更なる実態調査が必要な以下のテーマについて、国内アンケート調査及び海外ヒアリング調査等を通じて具体的な課題事例やニーズを明らかにすることを目的としたものである。

・複数の事業者等による特許発明の実施における課題
・プラットフォーム型ビジネス等における課題
・AI関連特許の利活用に関する課題
・特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱い
・新しい形態の知的財産の保護
・特許庁のレジリエンス向上

２．実施方法

国内アンケート調査として、国内企業等3107者及び弁護士・弁理士107者を対象にアンケート調査を実施した。海外ヒアリング調査として、外国企業等（米国10者、中国9者）及び現地法律事務所（米国2者、中国2者）を対象にヒアリング調査を実施した。公開情報調査として、AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方に関係する法制度、裁判例、調査研究等について、日本、米国、欧州、ドイツ、中国を対象として公開情報による調査を行った。学識経験者、企業関係者、弁理士等を含む委員会を計3回開催した。

３．調査結果

アンケート回収率は企業等38.9%、弁護士・弁理士43.9%であり、全体では39.0%であった。回答が得られた1253者（企業等1206者、弁護士・弁理士47者） のうち、企業種別ごとの内訳は、大企業が744者、中小企業が366者、大学・研究機関が81者、不明が15者であった[1]。また、本調査研究におけるベンチャー企業の定義[2]に該当する者は78者であった。

[1] 「大企業」、「中小企業」、「大学・研究機関」、「不明」の定義については、Ⅲ．資料編　資料Ⅲを参照。
[2] 企業向けアンケートの設問1.（6）。詳細は、Ⅲ．資料編　資料Ⅲを参照。

（１） 複数の事業者等による特許発明の実施における課題

複数の事業者等によって特許発明が実施された場合にどの主体に対してどのような権利行使が可能なのか必ずしも明らかではない等の課題について、AI・IoT時代の到来によって新たな論点が生じるか、という観点で調査を実施した。

国内アンケート調査と海外ヒアリング調査のいずれにおいても、特許権の行使に関して何らかの課題があるとの回答が大多数を占めた（*国内アンケート調査　設問2.　(1)*、*海外ヒアリング調査　設問2.　(1)*）。他方、具体的な課題としては、ライセンス交渉先や特許侵害訴訟の提起先が不明である、海外での一部実施の場合に特許権侵害となるか不明である等の、これまでも論点となってきた課題が挙げられた（*国内アンケート調査　設問2.　(2)*、*海外ヒアリング調査　設問2.　(2)*）。これらの課題に対して、特定の事業者に注目した特許請求の範囲を作成することで、特許取得・権利行使可能であるとの回答が概ね半数以上（*国内アンケート調査　設問2.　(5)*）を占めた一方、知識や経験の不足、将来の侵害態様の予測困難性等を理由として、特許要件を満たす特許請求の範囲の作成や権利行使は困難との回答も存在した（*自由記入欄　2.　(5)*）。

（２） プラットフォーム型ビジネス等における課題

近年、ビジネスの中心が「モノ」から「コト」へとシフトしており、現行の特許法における損害賠償額の算定方法の規定では必ずしも対応できていない面があるのではないかとの指摘、また、特許で保護可能な技術的側面と実際の収益との関係性が薄く特許侵害の場合の損害額をどこまで認定できるか必ずしも明らかではないとの指摘がなされていることを踏まえ、課題の洗い出し、業界の実態調査を主眼として調査を実施した。

動画閲覧サービスの動画データ提供方法に関する特許の損害賠償額算定に関しては、閲覧回数や閲覧期間を単位として損害額を算定するのがよいとする回答が支持を集めた（*国内アンケート調査　設問3.　(1)*）。この調査結果は、現行の特許法第102条第1項における損害額の推定が物の譲渡数量を算定基準としているところ（*公開情報調査　5.　(2)*）、方法の発明に係る特許について必ずしも対応できていない面があることを示唆するものといえる。一方、方法の発明に係る特許については、特許法第102条第2項の規定に基づく算定が可能との回答も存在した。他方、海外ヒアリング調査では、何を単位とするのかは、実際に利用された収益モデル等の事案固有の事情や業界慣行等を考慮した上で総合的に判断されるべきという回答が多かった（*海外ヒアリング調査　設問3.　(1)*）。

収益との関係性が薄い場合の損害算定に関しては、いわゆるフリーミアムの事例（*仮想事例2*）において、特許により直接的に保護されたサービスが無償であっても、関連する有償サービスで収益を得ている収益モデルでは、特許発明の実施者は何らかの損害賠償額を払うべきとの回答が多数であった（*国内アンケート調査　設問3.　(2)*、*海外ヒアリン*

グ調査　設問3.　(2)）。同様に、当該サービスで取得したデータに基づいて広告を提供して広告料を得ている場合、損害算定において広告料も考慮すべきとの回答が考慮すべきでないとの回答を上回った（*国内アンケート調査　設問3.　(3)*）。他方、海外ヒアリング調査では、サービスと広告料の関係性により判断すべき等、慎重な意見が多く寄せられた（*海外ヒアリング調査　設問3.　(3)*）。

（３） AI関連特許の利活用に関する課題

AI関連発明の的確な保護に向けて、ニーズや副作用について個別具体的に検討する必要があるとの指摘を踏まえ、学習用データや学習済みパラメータ等のデータ（AI関連データ）について具体的にどういった行為が侵害として捕捉されうるのか、そのニーズや予想される負の影響等について明らかにすることを目的として調査を実施した。また、特に大きな「コト」の価値を生み出す可能性を有するAI関連発明の特許保護の在り方について、方法発明の消尽の在り方等の観点も含めて、企業等における現状認識を把握する目的で調査を実施した。

学習済みモデルを利用した推定装置が特許で保護されている場合に、その学習用データや学習済みパラメータ等のデータについても特許による保護が必要かという観点については、特許法で保護する必要はないとの回答が保護すべきとの回答よりも多かった（*国内アンケート調査　設問4.　(3)*）。海外ヒアリング調査においても、AI関連データの保護について消極的な意見が多かった（*海外ヒアリング調査　設問4.　(3)*）。

特殊な学習済みモデルを用いた翻訳装置による翻訳方法をサービスとして提供する際、学習済みモデル、翻訳装置、翻訳方法が他者の特許によりそれぞれ保護されている場合（*仮想事例3*）に損害賠償額やライセンス料の負担はどうあるべきかに関しては、特許権者とは異なる事業者Aが学習済みモデルを製造・販売し、事業者Bがそれを購入して翻訳装置を製造、特許保護された翻訳方法も使用するケースでは、学習済みモデル、翻訳装置・翻訳方法のいずれについても特許発明の直接的な実施者である事業者A、事業者Bがそれぞれ負担すべきとの回答が多数を占めた（*国内アンケート調査　設問4.　(5) ケース1*）。他方、事業者Aが学習済みモデル及び翻訳装置の製造・販売まで行い、事業者Bがそれを購入して特許保護された翻訳方法を使用するケースにおいては、同様に直接的な実施者である事業者Aが学習済みモデル・翻訳装置について負担し、事業者Bが翻訳方法について負担すべきとの回答も多かったが、事業者Aは学習済みモデル・翻訳装置に加えて翻訳方法についても負担すべきとの回答も一定程度存在した（*国内アンケート調査　設問4.　(5) ケース2*）。また、事業者Aが事業者Bへ翻訳装置を販売する時点で事業者Bの将来の事業規模・収益が予測できない場合のライセンス料等の在り方については、負担を変えるべきでないとの回答が半数を超えたが、将来の事業規模・収益により変えるべきとの

回答も一定程度存在した（*国内アンケート調査　設問4.　(6)*）。

また、海外ヒアリング調査においては、対応する特許発明を実施した事業者が責めを負うべきという回答に加えて、上流の事業者による間接侵害についての責任や、特許権者及び事業者間の関係によっては権利消尽等も考慮すべきとする意見が複数寄せられた。また、将来の事業規模・収益について、予測可能性自体は考慮すべきでないとの回答や、個別具体的に検討すべきとの回答等があった（*海外ヒアリング調査　設問4.　(5)*、*設問4.　(6)*）。

（４）特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱い

第四次産業革命の進展によって「データ」が大きな役割を果たす技術が多く創出されているとの指摘を踏まえ、3Dプリンタ用データを例として、こうしたデータの特許法による保護の必要性や現行法の解釈の限界について調査を行った。

国内アンケート調査では、3Dプリンタ用データも間接侵害を構成するものと考えてその提供について侵害の責任を負うべきとの回答が多かったが、特許法ではなく他の法律で保護すべきとの回答も一定程度存在した（*国内アンケート調査　設問5.　(1)*、*設問5.　(2)*）。海外ヒアリング調査においても、間接侵害の適用等による保護には肯定的な意見が寄せられたが、3Dプリンタ用データ自体の特許による保護については否定的な意見が一定数あった（*海外ヒアリング調査　設問5.　(1)*、*設問5.　(2)*）。

（５）新しい形態の知財財産の保護

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により「新たな日常（ニューノーマル）」への移行が加速している。特に、「非接触」の生活様式が浸透し、この傾向は今後も継続・加速する見込みであり、生産活動や消費行動は、リアル／フィジカルから、オンライン／バーチャルに変容してきており、この変化に対応した産業政策が必要となる。更に、コロナ禍の中、テレワークをきっかけとした兼業・副業・フリーランス等の新しい働き方はギグエコノミー（デジタル技術を活用した新しい働き方）のトレンドを更に後押ししつつあるが、このような十分な設備等のリソースを有しない個人や小規模な主体であっても、クラウドサービスや3Dプリンタ等の活用により、デジタル技術を活用したものづくりやビジネスへの参画が格段に容易な社会になっている。

一方で、個人やスタートアップ企業等の小規模な主体は、知財保護・活用のノウハウを持っていないことや、権利化に必要なコストや時間に比して権利化の効果が見合わないとの判断から、コアとなる技術やアイデアを権利化せずに、企業競争力につなぎきれていないケースが多いことが課題となっている。

このような小規模な主体のニーズに対応する制度として、無審査による早期の権利化が

可能な実用新案制度が存在するが、1980年代の20万件／年をピークに大幅に出願数が減少し、近年は数千件／年の出願に留まっており、上記のニーズに応えられていない状況となっている。このことから、ギグエコノミーに対応し、小規模な主体でも活用しやすい知財権としての実用新案制度を検討することを目的として調査を実施した。

本調査研究の結果、実用新案制度を使いづらいと思ったことがある者は、過半数を超え、企業等で約6割、弁護士・弁理士で約7割であった。使いづらい点として、実体審査がないため信頼性が低い点を選択した者が多く［企業等（以下、企）：85%、弁護士・弁理士（以下、弁）：60.6%］、次いで権利行使の前に技術評価書が必要である点を選択した者が多かった［企：54.2%、弁：54.5%］（*国内アンケート調査　設問6.　(6)*）。更に、使いづらい点として保護対象が狭いと回答した者について、企業等及び弁護士・弁理士ともに、プログラム等、製造方法、組成物、単純方法及びビジネスモデルのいずれも、概ね均等に新たに保護すべき対象として選択がなされた。（*国内アンケート調査　設問6.　(7)*）一方、海外ヒアリング調査では、中国やドイツにおいて、実用新案制度を活用する旨の回答があったが、課題として、無審査を問題視する指摘もあった（*海外ヒアリング調査　設問6.　(6)*）。

更に、特許権を取得した個人やスタートアップ企業は、市場での独占を目指すために、他者の事業実施に差し止め請求を行うことはほとんどなく、むしろ、第三者からの侵害主張に対する防衛的機能を重視しており、仮に市場の拡大を目指す場合は、大企業を含む他の企業等にライセンスを行い連携することが多いと言われている。大企業においても、「COVID-19と戦う知財宣言」、「OPEN COVID Pledge」という新型コロナウイルス感染症に対応した特許無償開放の取組みや、標準必須特許を中心として無差別にライセンスすることを目指すパテントプールの取組みが広がる等、他者と連携するための特許のあり方が模索されている。このような、活用実態を後押しうる制度としてイギリス・ドイツ等で導入されている「ライセンス・オブ・ライト（LoR）」について調査を実施した。

本調査の結果、LoRの仕組みを活用したいとする者が大多数であり［企：78.9%、弁：89.4%］、特に実施許諾する用意があることが分かりやすく公示され、他者にアピールできる場合［企：40.2%、弁：68.1%］や自社では事業化の目途が立っていないが、他者にライセンスできる可能性がある技術等を出願する場合［企：53.0%、弁：89.4%］、他者との連携など事業の幅を広げたい場合［企：42.1%、弁：55.3%］が多く見受けられた（*国内アンケート調査　設問6.　(9)*）。海外ヒアリング調査でも、LoRに肯定的な回答が多かった（*海外ヒアリング調査　設問6.　(9)*）。公開情報調査では、調査対象国における調査結果から、LoR制度を導入している国としてドイツ及び中国の制度を挙げた（*公開情報調査　設問5.　(5)*）。

（6） 特許庁のレジリエンス向上

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、将来的な特許庁のレジリエンス向上を検討するうえでのニーズや要望についても併せて調査を行った。

具体的な経験や要望としては、法定・指定期間徒過の救済、紙書類、郵送、各種証明書の押印・署名、電子出願システム、テレビ面接審査に関する意見等が挙げられた（*国内アンケート調査　設問7.　(1)*）。海外ヒアリング調査においても、同様の指摘があった（*海外ヒアリング調査　設問7.　(1)*）。

4．まとめ

本調査では、将来的な特許制度の在り方を検討する上での次のような実態、課題、ニーズが明らかとなった。

複数の事業者等による特許発明の実施については、特許権の行使に関して何らかの課題があるとの回答が大多数を占めたものの、これまでも論点となってきた課題を挙げるものが多かった。これらの課題に対して、特定の事業者に注目した特許請求の範囲を作成することで、特許取得・権利行使可能であるとの回答が概ね半数以上を占めた。

動画閲覧サービスの動画データ提供方法に関する特許の損害賠償額算定に関しては、閲覧回数や閲覧期間等を単位として損害額を算定すべきという考え方が大勢を占めることが明らかとなった。この調査結果は、現行の特許法第102条第1項における損害額の推定が物の譲渡数量を算定基準としているところ（*公開情報調査　5.　(2)*）、方法の発明に係る特許について必ずしも対応できていない面があることを示唆するものといえる。一方、方法の発明に係る特許については、特許法第102条第2項の規定に基づく算定が可能との回答も存在した。また、特許により直接的に保護されたサービスが無償であっても、関連する有償サービスで収益を得ている収益モデルでは特許発明の実施者は何らかの損害賠償額を払うべき、さらに、当該サービスで取得したデータに基づいて広告を提供して広告料を得ている場合、損害算定において広告料も考慮すべきとの考え方が強い一方、サービスと広告料の関係性により判断すべき等、慎重な意見も存在することが明らかとなった。

学習済みモデルを利用した推定装置が特許で保護されている場合に、その学習用データや学習済みパラメータ等のデータについても特許による保護が必要かという観点については、消極的な意見が多かった。特殊な学習済みモデルを用いた翻訳装置による翻訳方法をサービスとして提供する際、学習済みモデル、翻訳装置、翻訳方法が他者の特許によりそれぞれ保護されている場合に損害賠償額やライセンス料の負担はどうあるべきかについては、特許発明の直接的な実施者がそれぞれ負担すべきとの回答が多数を占めたものの、学

習済みモデル及び翻訳装置の製造・販売まで行った者が翻訳方法についても負担すべきとの回答も存在した。また、翻訳装置の販売時点で翻訳方法サービスによる将来の事業規模・収益が予測できない場合のライセンス料等の在り方については、負担を変えるべきでないとの回答が半数を超えた一方、将来の事業規模・収益により変えるべきとの回答も一定程度存在した。

3Dプリンタ用データの特許法による保護の必要性については、間接侵害の適用等による保護には肯定的な意見が寄せられたが、3Dプリンタ用データ自体の特許による保護については否定的な意見が一定数あった。

新しい形態の知財財産の保護に関しては、現行の実用新案制度を使いづらいと思ったことがある者が多く、特に無審査主義に起因する理由を選択する者が多かった。ギグエコノミーのトレンドにより、デジタル技術を活用したものづくりやビジネスに個人や小規模な主体が参画しやすくなることが予想される中、このような小規模な主体のニーズに対応しうる実用新案制度の再評価は重要であろう。更に、「ライセンス・オブ・ライト」（LoR）の仕組みを活用したいとする者が大多数であり、同制度の導入により、企業間の連携によりオープンイノベーションが促されることが期待される。

特許庁のレジリエンス向上に関しては、法定・指定期間徒過の救済、紙書類、郵送、各種証明書の押印・署名、電子出願システム、テレビ面接審査に関する意見等が挙げられた。

下記リンク一覧（図表 A、図表 B）は、本調査研究のアンケートの設問ごとに、関係する国内アンケート調査、海外ヒアリング調査、及び公開情報調査の詳細ページのページ番号を記載した一覧である。

【図表 A】　各設問の調査結果へのリンク一覧（設問2.～4.）

番号	設問	国内アンケート調査	海外ヒアリング調査	公開情報調査
2.(1)	複数の事業者が相互に共同した上で上記のようなサービスを提供することに関して、特許権者、または事業者からみて、特許権の行使に関する課題があると感じることがありますか。	P.7	P.45	P.69 (資料VI P.281)
2.(2)	(設問 2.(1)で①を選択された方) 具体的にどのような課題があると感じることがありますか。	P.8	P.45	
2.(3)	(設問 2.(1)で①を選択された方) この時、どのような点が課題ですか。	P.9	P.46	
2.(4)	(設問 2.(1)で①を選択された方) 貴社が外国 R の特許権を有さず、事業者 A のサーバーが外国 R に設置されている場合に、事業者 A に対してどのような行動をとりますか。	P.10	P.46	
2.(5)	(設問 2.(1)で①を選択された方) 権利化・権利行使することについて、以下のいずれに該当しますか？また、可能な範囲で回答の理由をお答えください。	P.11	P.47	
2.(6)	(設問 2.(1)で①を選択された方) 上記設問(1)～(5)でお答えいただいた他、ある特許権を複数事業者が実施する場合の課題として感じていることや実際に困った経験について、特許権者側、あるいは事業者側の観点で御記入ください。	P.12	P.48	
3.(1)	物の発明の場合は、物の譲渡を単位として譲渡数量としてカウントして損害額を算定していますが、方法の発明を使用する場合には、何を単位としてカウントして損害額を算定するのがよいと考えますか？	P.13	P.49	P.73 (資料VI P.296)
3.(2)	甲の損害について、どのように考えますか。	P.14	P.49	
3.(3)	乙が甲へ支払うべき損害賠償額は、どのように算定されるべきだと考えられますか。また、可能な範囲で回答の理由を自由記入欄に御記入ください。	P.15	P.50	
3.(4)	その他、プラットフォーム型ビジネス等に関する特許について、課題であると考えられることや、実際に困った御経験、具体的な特許の事例（特許番号）があれば、御回答ください。	P.17	P.51	
4.(1)	AI の学習アルゴリズムに関する発明の保護に関し、課題と感じていることは何ですか？	P.18	P.52	P.78 (資料VI P.307)
4.(2)	AI 技術に関する発明において、クレームの作成に当たり、心がけていることは何ですか？	P.19	P.52	
4.(3)	学習アルゴリズムに入力される教師データや、学習済みモデルのパラメータの特許による保護の可能性についてどのように考えますか。また、可能な範囲で理由を自由記入欄に御記入ください。	P.21	P.53	
4.(4)	(設問 4.(3)で③、④、⑤を選択された方) 学習済みモデルを利用した推定装置の特許について、学習済みモデルの生成「にのみ用いる」学習用データ又は学習済みモデルのパラメータを生成・提供する行為を間接侵害として捕捉すべき事例を教えてください。また、そのデータを見て、侵害が生じる蓋然性が高いことを立証できるかどうか、及び、その理由をお答えください。	P.22	P.54	
4.(5) ケース 1	ケース 1 及びケース 2 において、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、主として、以下のいずれが負担するのが妥当であると考えますか？また、可能な範囲で、回答の理由をお答えください。 ［ケース 1］	P.23	P.55	
4.(5) ケース 2	［ケース 2］	P.24	P.56	
4.(6)	ケース 2 において、設問 4.(5)で選択した負担は、事業者 A が事業者 B へ翻訳装置を販売する時点で事業者 B の将来の事業規模・収益が予測できない場合も、同じとすべきでしょうか？	P.25	P.57	

【図表 B】　各設問の調査結果へのリンク一覧（設問5.～8.）

番号	設問	国内 ｱﾝｹｰﾄ 調査	海外 ﾋｱﾘﾝｸﾞ 調査	公開 情報 調査
5.(1)	仮想事例 4 における 3D データの保護の必要性について、下記のうち、あてはまるものを御回答下さい。	P.27	P.58	P.81 (資料VI P.327)
5.(2)	(設問 5.(1)で①を選択された方) 乙が提供する 3D データについて間接侵害の対象とすべきかどうか、あてはまるものを御回答ください。	P.28	P.58	
5.(3)	仮想事例 4 にみられるような 3D データの利活用に際し、知的財産上の課題を抱えた経験があれば、御記入下さい。　(例：自社の製品を、無許可で 3D スキャンされ、当該データが販売されていた等。)	P.29	P.59	
6.(1)	貴社は、ソフトウエア特許に関する業務を行った(特許出願をした、特許権を行使した、又は行使された(ライセンスの申し込みを受けた／訴訟を提起された)ことはありますか。	P.30	P.60	P.83 (資料VI P.336)
6.(2)	(設問 6.(1)で①を選択された方) 差止請求権が行使できる期間の終期として、20 年は適切であると思いますか。	P.31	P.60	
6.(3)	(設問 6.(1)で①を選択された方) 損害賠償を請求できる対象期間の終期として、20 年は適切であると思われますか。	P.32	P.60	
6.(4)	現行特許法におけるソフトウエア特許の保護について、課題であると考えられる点があれば、下記の自由記入欄に御記入下さい。	P.32	P.61	
6.(5)	実用新案について、使いづらいと思われたことがありますか。	P.33	P.62	
6.(6)	(設問 6.(5)で「①ある」を選択された方) どのような点が使いづらいと思われますか。	P.35	P.62	
6.(7)	(設問 6.(6)で「⑦保護対象が狭い」を選択された方) 現行の実用新案の保護対象は物の構造等ですが、新たに保護すべき対象はありますか。	P.36	P.62	
6.(8)	実用新案の料金について、どう思われますか。	P.38	P.63	
6.(9)	日本でも「ライセンス・オブ・ライト」(LoR)の制度が導入された場合に、どのような場合に、特許権者として LoR の仕組みを活用したいと思いますか。	P.39	P.63	
6.(10)	他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針を用いていますか。	P.41	P.64	
7	緊急事態宣言発令後、特許庁における手続き又は審査の面で、お困りの御経験がありますか。	P.42	P.65	
8.(1)	貴社において、令和元年度の特許等収支はプラスになっていますか。	P.43	P.66	
8.(2)	最後に、AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度や、特許業務のレジリエンス向上のため、上記アンケート中で触れられなかった部分で、御意見・御要望があれば、御記入下さい。	P.44	P.66	

はじめに

AI・IoT技術が進展し、これまでの「モノ」の生産や販売を中心としたビジネスモデルから、データを活用したサービスの提供を中心としたビジネスモデルへの転換が進んでいること、また、ビジネスの収益源もサブスクリプションと呼ばれるサービスに対する課金や、ユーザーのデータを活用した広告収入等、多様化が進んでいることが指摘されている。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、テレワークを始めとするリモート化やデジタル化の動きは益々加速しており、AI・IoT技術の活用は更に推し進められていくものと考えられる。

こうしたビジネス環境の変化を踏まえ、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方について検討が進められているところであるが、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（以下、「特許制度小委員会」という。）の中間とりまとめにおいて、更なる実態調査を要する事項も存在することが指摘されている。

本調査研究は、上記の中間とりまとめを踏まえ、以下のテーマについて、国内アンケート調査及び海外ヒアリング調査等を通じて具体的な課題事例やニーズを明らかにすることを目的として実施されたものである。

・複数の事業者等による特許発明の実施における課題
・プラットフォーム型ビジネス等における課題
・AI関連特許の利活用に関する課題
・特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて
・新しい形態の知的財産の保護について
・特許庁のレジリエンス向上について

最後に、本調査研究の遂行に当たり、御指導、御協力をいただいた方々をはじめ、国内アンケート調査に御協力いただいた国内企業等、弁護士・弁理士、及び、海外ヒアリング調査に御協力いただいた外国企業、現地法律事務所の方々に、厚く御礼申し上げます。また、本調査研究に関係いただいた委員会の方々及び特許庁職員の方々に深く感謝申し上げます。

本報告書が知的財産を活用する企業等の活動、及び知的財産業界の発展に貢献できますことを、志賀国際特許事務所の所員一同、心より願っております。

令和3年3月

特許業務法人　志賀国際特許事務所

「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方に関する調査研究委員会」委員会名簿

委員長

田村　善之　　東京大学　大学院　法学政治学研究科　教授

委員（五十音順）

加藤　哲也　　パナソニック株式会社　知的財産センター　知財戦略部　弁理士

杉村　純子　　プロメテ国際特許事務所　代表　弁理士

竹市　博美　　トヨタ自動車株式会社　知的財産部

中畑　稔　　Ｏｎｅ　ｉｐ特許業務法人　代表パートナー　弁理士

オブザーバー

小松	竜一	特許庁	総務部	企画調査課	課長
永野	志保	特許庁	総務部	企画調査課	課長補佐（企画班長）
橋本	直樹	特許庁	総務部	総務課　制度審議室	室長補佐（総括）
天野	皓己	特許庁	総務部	企画調査課	課長補佐
根生	拓弥	特許庁	総務部	企画調査課	企画係

事務局

松沼	泰史	特許業務法人	志賀国際特許事務所	統括研究部長
西澤	和純	特許業務法人	志賀国際特許事務所	主担当研究員
清水	雄一郎	特許業務法人	志賀国際特許事務所	主担当研究員
松尾	直樹	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員
鈴木	史朗	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員
橋本	隆史	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員
渡邊	一生	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員
梁	平	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員
古都	智	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員
松尾	佐喜子	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員
所賀	藍子	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員
北島	宏恵	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員
飯田	朋子	特許業務法人	志賀国際特許事務所	研究員

ご協力いただいた特許／法律事務所

【米国】

Procopio, Cory, Hargreaves & Savitch LLP

Dority & Manning, P.A.

【中国】

天達共和法律事務所

立群専利代理事務所

目　次

I.　要約
はじめに

II.　本編 1
１．　本調査研究の背景・目的 1
２．　調査研究内容及び実施方法 1
（１）　国内アンケート調査 1
（２）　海外ヒアリング調査 3
（３）　公開情報調査 3
３．　国内アンケート調査結果 5
（１）　回答者属性 5
（２）　複数の事業者等による特許発明の実施における課題 7
（３）　プラットフォーム型ビジネス等における課題 13
（４）　AI関連特許の利活用に関する課題 18
（５）　特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて 27
（６）　新しい形態の知的財産の保護について 30
（７）　特許庁のレジリエンス向上について 42
（８）　その他 43
４．　海外ヒアリング調査結果 45
（１）　海外ヒアリング調査対象 45
（２）　複数の事業者等による特許発明の実施における課題 45
（３）　プラットフォーム型ビジネス等における課題 49
（４）　AI関連特許の利活用に関する課題 52
（５）　特許発明の実施に関連する「データ」の取扱い 58
（６）　新しい形態の知的財産の保護について 60
（７）　特許庁のレジリエンス向上について 65

（８）　その他ご意見・ご要望 66
５．　公開情報調査結果 69
（１）　複数の事業者等による特許発明の実施における課題 69
（２）　プラットフォーム型ビジネス等における課題 73
（３）　AI関連特許の利活用に関する課題 78
（４）　特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて 81
（５）　新しい形態の知的財産の保護について 83

III. 資料編

資料I　国内アンケート調査　調査票 89
資料II　国内アンケート調査　単純集計結果 113
資料III　国内アンケート調査　クロス集計結果 129
資料IV　国内アンケート調査　自由記入欄回答 147
資料V　海外ヒアリング調査　結果詳細 239
資料VI　公開情報調査　結果詳細 279

II. 本編

１．本調査研究の背景・目的

AI、IoT技術の進展に伴うビジネス環境の変化を踏まえ、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方について検討が進められているところであるが、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（以下、「特許制度小委員会」という。）の中間とりまとめにおいて、更なる実態調査を要する事項も指摘されている。

本調査研究では、上記の中間とりまとめを踏まえ、以下のテーマについて、国内アンケート調査及び海外ヒアリング調査等を通じて具体的な課題事例やニーズを明らかにすることを目的として実施されたものである。

・複数の事業者等による特許発明の実施における課題
・プラットフォーム型ビジネス等における課題
・AI関連特許の利活用に関する課題
・特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて
・新しい形態の知的財産の保護について
・特許庁のレジリエンス向上について

２．調査研究内容及び実施方法

（１）国内アンケート調査

［アンケート対象者について］

国内企業等3107者及び弁護士・弁理士107者を対象にアンケート調査を実施した。

国内企業等の内訳について、日本国内に住所を有する特許出願件数上位[3]の企業、大学等2032者及び中小・ベンチャー企業等[4] 1075者の合計3107者を調査対象とした。弁護士・弁理士の内訳について、特許権侵害訴訟における代理経験を有する弁護士及びAI・IoT分野の特許出願代理経験を有する弁理士[5]から弁護士・弁理士107者を調査対象とした。

令和2年8月25日に、計3214者に向けて送付を開始し、回収期限を9月15日とした。郵送等の関係で期限後に受領したものも含め、1253者（企業等1206者、弁護士・弁理士47者）者から回答を得た。回収率は39%であった。

[3] 2018年の特許出願件数及び2019年の特許公開／公表件数を基準として、日本国内に出願人住所を有する特許出願件数上記企業等を抽出した。なお、筆頭出願人は外国住所でも筆頭発明者が日本住所である場合を一部含む。
[4] 2018年に一定程度特許出願を行っている中小企業、経済産業省及び特許庁のスタートアップ支援プログラム対象企業、各種表彰受賞企業等から抽出した。
[5] AI・IoT分野の特許分類を有する（G06F 3/00、G06F 5/00、G06F15/00、G06F13/00、G06F17/60、及び下位のサブグループを公開FIとする）2018年1月～2020年6月に公開された特許出願における代理人上位等。

［アンケート内容について］

・複数の事業者等による特許発明の実施における課題

複数の事業者等によって特許発明が実施された場合にどの主体に対してどのような権利行使が可能なのか必ずしも明らかではない等の課題については、具体的なケースに応じた裁判所の判断を見守ることが適当であるとの指摘があったことを踏まえて、AI・IoT時代の到来によって新たな論点が生じるか、という観点で設問を作成した。

・プラットフォーム型ビジネス等における課題

近年、ビジネスの中心が「モノ」から「コト」へとシフトしており、現行の特許法における損害賠償額の算定方法の規定では必ずしも対応できていない面があるのではないかとの指摘、また、特許で保護可能な技術的側面と実際の収益との関係性が薄く特許侵害の場合の損害額をどこまで認定できるか必ずしも明らかではないとの指摘がなされていることを踏まえ、どのような対応が必要か等について議論を深めるうえで必要となる課題の洗い出し、業界の実態調査を主眼として設問を作成した。

・AI関連特許の利活用に関する課題

AI関連発明の的確な保護に向けて、ニーズや副作用について個別具体的に検討する必要があるとの指摘を踏まえ、学習用データや学習済みパラメータ等のデータについて具体的にどういった行為が侵害として捕捉されうるのか、そのニーズや予想される負の影響等について明らかにすることを目的として設問を作成した。また、特に大きな「コト」の価値を生み出す可能性を有するAI関連発明の特許保護の在り方について、方法発明の消尽の在り方等の観点も含めて、企業等における現状認識を把握する目的で設問を作成した。

・特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて

近年、第四次産業革命の進展によって「データ」が大きな役割を果たす技術が多く創出されているとの指摘を踏まえ、3Dプリンタ用データを例として、こうしたデータの特許法による保護の必要性や現行法の解釈の限界について、さらに議論を深めることを目的として設問を作成した。

・新しい形態の知的財産の保護について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「新たな日常（ニューノーマル）」への移行が加速する中、①ギグエコノミー（デジタル技術を活用した新しい働き方）の広がりに対応し、小規模な主体でも活用しやすい知財権、②侵害主張からの防衛及びライセンス等の連携を促す知財権、の2つの観点から、特許制度とは異なる実用新案制度の新たな位置付けを検討することを目的として設問を作成した。

・特許庁のレジリエンス向上について

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、将来的な特許庁のレジリエンス向上を検討するうえでのニーズや要望についても併せて調査を行った。

具体的な設問内容については国内アンケート調査票（III. 資料編　資料I）を参照。

［アンケート集計方法について］

アンケートの集計では、設問の種類（択一式／複数選択式）や選択肢の数の相違、無回答者による影響を小さくするため、選択率を算出した。選択率は、対象の選択肢を選択した者の数（選択肢の選択者数）を当該設問の回答者数で除することで算出され、各設問において回答者が対象の選択肢を選択する確率を表す。

選択率　＝　選択肢の選択者数　÷　設問の回答者数（無回答者を含まない）

設問の回答者数は、各設問において、少なくとも1つの選択肢を選択した者の数であり、選択肢を全く選択しなかった無回答者の数を含まない数である。

（２）海外ヒアリング調査

［ヒアリング対象者について］

外国企業等（米国10者、中国9者）及び現地法律事務所（米国2者、中国2者）を対象にヒアリング調査を実施した。

外国企業の内訳、選定基準について、上述した現地法律事務所の協力を得て、AI・IoT技術を取り扱う米国企業9社及び米国大学1者（以下、企業と総称する）並びに中国企業9社、計19者を選定し、調査対象とした。この米国企業9社には、情報産業を主業とする大企業及び中小企業の他に、情報技術を活用する医療系の大企業及びスタートアップが含まれている。中国企業9社には、情報産業を主業とする大企業、中小企業、及びスタートアップが含まれている。

現地法律事務所の内訳、選定基準について、AI・IoT技術の取り扱い経験が豊富であり、現地においてAI・IoT技術を取り扱う複数の企業との取引又は接点を有し、且つ、それら企業とのヒアリングのアレンジ及び実施に協力的である米国法律事務所2社及び中国法律事務所2社を選定し、調査対象及び現地ヒアリングの協力事務所とした。

［ヒアリング内容について］

ヒアリング項目は、国内アンケート調査と同様の内容とし、米国及び中国それぞれについて現地の視点で回答を求めた。また、米国及び中国からみた日本の制度等への要望等についての質問を加え、把握している範囲で回答を求めた。

（３）公開情報調査

［調査対象及び手法］

AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方に関係する法制度、裁判例、調査研

究等について、日本、米国、欧州、ドイツ、中国を対象として公開情報調査を行った。

具体的には、下記図表 1Aに示す調査キーワードを用いて抽出された公開情報を基に、次の①～③にも留意しつつ国内アンケート調査及び海外ヒアリング調査と同様の観点で整理した。抽出された公開情報の詳細についてはIII. 資料編　資料VIを参照。

① 特許権の権利範囲、侵害行為に関する法律
② ネットワーク関連発明、AI関連発明やプラットフォーム型ビジネスに関する裁判例、特許審査基準や裁判での取り扱い等の運用面での規定
③ AI・IoT技術やオープンイノベーションの時代における特許制度についての検討がなされているかどうか

【図表 1A】調査キーワード

テーマ	観点	調査キーワード
ネットワーク化の進展への対応	複数の実施主体が関与する場合に、的確な保護がなされているか？	複数主体、サブコンビネーション、道具理論、手足論、共同実施、間接侵害、共犯理論、共同不法行為、クラウド、分散処理
	サーバーの一部が海外に置かれているような場合に、的確な保護がなされているか？	海外、属地主義、サブコンビネーション、道具理論、手足論、共同実施、間接侵害、共犯理論、共同不法行為
ビジネスモデルの多様化への対応	「プラットフォーム型ビジネス」について、的確な保護がなされているか？	プラットフォーム、損害額、無償、広告、サブスクリプション、数量、利益の額、実施料相当額、算定基準
AI 技術の保護の在り方	「学習済み AI 作成」のフェーズにおいて、適切な保護がなされているか？	AIアルゴリズム、AIコア、学習済みモデル、ブラックボックス、OSS、データ構造、トレーニング、学習段階、ニューラルネット、決定木
	「学習済み AI 利活用」のフェーズにおいて、適切な保護がなされているか？	AI 応用、AI 利活用、相関関係、入出力、実行段階、予測、推定、ブラックボックス
データ保護の在り方	ビジネスにおけるデータの価値が高まる中、特許制度においてどのように対応すべきか？	データ、教師データ、学習用データ、ビッグデータ、データ構造、著作権、プロダクトバイプロセス、学習済みモデルを生産する方法
特許の活用方法の多様化への対応	特許の活用方法が多様化する中、特許制度において、どのように対応すべきか？	中小、スタートアップ、オープンイノベーション、オープンソース、契約ガイドライン、裁定、パテントプール、ライセンス・オブ・ライト
	中小・スタートアップが、オープンイノベーションの取組みやオープンソースの活用をしやすい環境を整備するために、特許制度において、どのように対応すべきか？	中小、スタートアップ、オープンイノベーション、オープンソース、契約ガイドライン、知財評価、オープン＆クローズ
	差止請求権行使の在り方について、どのように考えるべきか？	差止請求、権利濫用、排他権、FRAND、パテント・トロール、標準必須特許、標準化、ロイヤルティ、最小販売可能特許実施単位、市場全体価値、合理的、異業種、パテントプール、仲裁、必須宣言、必須判定
	ビジネス環境の変化に対応し、円滑に知財紛争を処理できるよう、知財紛争処理システムをどのように見直すべきか？	紛争解決、懲罰的賠償制度、二段階訴訟制度、アミカス・ブリーフ制度、アトーニーズ・アイズ・オンリー、敗訴者負担

３．国内アンケート調査結果

以下では、各設問への回答の単純集計結果及び自由記入欄に寄せられた具体的な理由等を説明するとともに、必要に応じ、他の設問の回答結果を踏まえたクロス集計分析を行った。単純集計及びクロス集計分析の全結果についてはIII. 資料編　資料II及び資料IIIを参照。また、自由記入欄への回答詳細についてはIII. 資料編　資料IVを参照。

（１）回答者属性

アンケート回収率は企業等38.9%、弁護士・弁理士43.9%であり、全体では39.0%であった。回答が得られた1253者（企業等1206者、弁護士・弁理士47者）の内訳は次のとおりである。企業等については、企業種別[6]ごとの内訳は、大企業が744者、中小企業が366者、大学・研究機関（以下、「大学等」）が81者、不明が15者であった。また、本調査研究におけるベンチャー企業の定義[7]に該当する者は78者であった。

【図表 1B】　アンケート回答状況

	企業等	弁護士・弁理士	合計
依頼者数	3107 者	107 者	3214 者
回答者数	1206 者	47 者	1253 者
回収率	38.9 %	43.9 %	39.0 %

なお、企業等へのアンケートにおいて、設問1.　(7) においてAI・IoT技術関連の活動の有無を聞いたところ、活動を行ったことがある者は518者、活動を行ったことがない者は671者、無回答が17者であった。AI・IoT技術に関係の深い設問2～設問5については、AI・IoT技術関連の活動を行ったことがある者のみ回答を依頼し、設問6以降は全ての者に回答を依頼した。したがって、企業等の設問2～設問5の分析については、設問1.　(7) において①を選択した518者のみを集計対象として、分析を行った。同様に、前の設問の回答に応じて特定の対象者に回答を依頼する設問については、当該対象者を集計対象として分析を行った[8]。

---

[6] 企業向けアンケートの設問1.（2）業種、（3）資本金、（4）従業員数の回答と中小企業基本法の定義（https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html［最終アクセス日：2021年2月25日］）に基づいて、回答者を「大企業」、「中小企業」、「大学・研究機関」及び「不明」に分類したものである。詳細は、III. 資料編　資料IIIを参照。

[7] 企業向けアンケートの設問1.（6）。詳細は、III. 資料編　資料IIIを参照。

[8] 設問1.（8）は設問1.（7）で①を選択した者、設問2.（2）～（6）は設問2.（1）で①を選択した者、設問4.（4）は設問4.（3）で③、④、又は⑤を選択した者、設問5.（2）は設問5.（1）で①を選択した者、設問6.（2）、（3）は設問6.（1）で①を選択した者、設問6.（6）は設問6.（5）で①を選択した者、設問6.（7）は設問6.（5）で①を選択しかつ設問6.（6）で⑦を選択した者を、集計対象とした。

［各集計グラフの表記等の説明］

グラフの表記例1：単純集計（択一式）

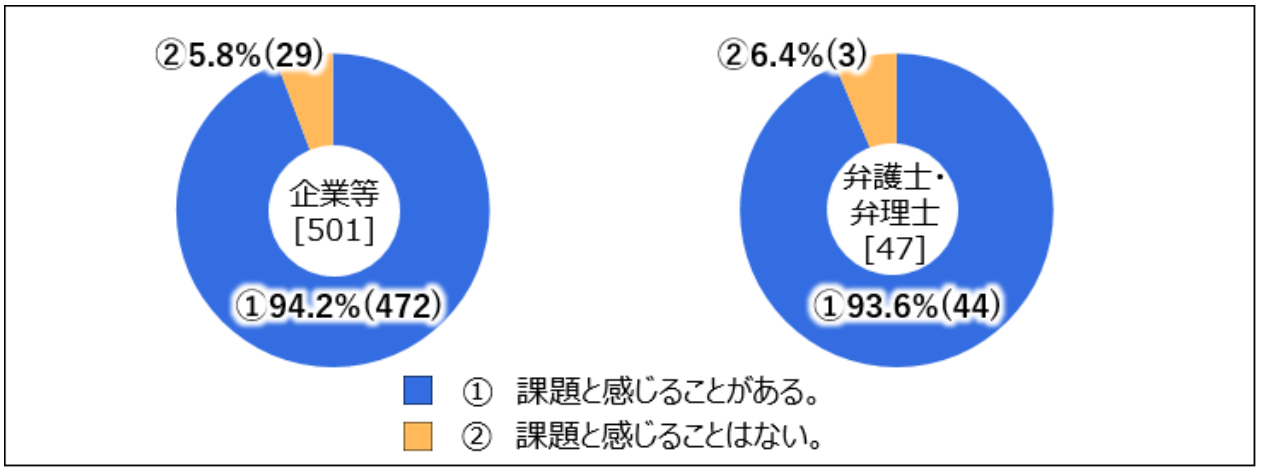

・択一式の設問の集計結果は、円グラフで表した
（左の円グラフが企業等、右の円グラフが弁護士・弁理士の集計結果）
・円グラフの中央の角括弧内の数値は、設問の回答者数（母数）を示す
（表記例1では、企業等の回答者数は501者、弁護士・弁理士は47者）
・丸数字、百分率、丸括弧内の数値は、それぞれ、選択肢、選択率、選択者数を表す
（表記例1では、企業等で選択肢①の選択率が94.2%、選択者数が472者）

グラフの表記例2：単純集計（複数選択式）

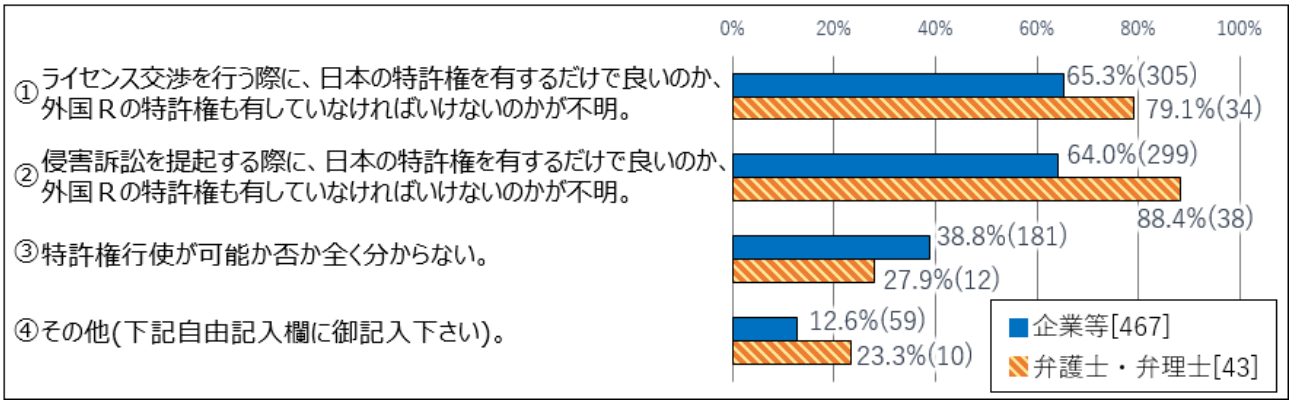

・複数選択式の設問の集計結果は、棒グラフで表した
（各選択肢において、上のグラフが企業等、下のグラフが弁護士・弁理士の集計結果）
・凡例の角括弧内の数値は、設問の回答者数（母数）を示す
（表記例2では、企業等の回答者数は467者、弁護士・弁理士は43者）
・丸数字、百分率、丸括弧内の数値は、それぞれ、選択肢、選択率、選択者数を表す
（表記例2では、選択肢①における企業等の選択率が65.3%、選択者数が305者）

（２）複数の事業者等による特許発明の実施における課題

[仮想事例1]

特許権者甲が、次の特許を有している。
「ユーザー端末から、データＤを受信し、サーバーａで処理ａ′、サーバーｂで処理ｂ′、サーバーｃで処理ｃ′を行い、相互にデータ授受を行った上で、サービスＳをユーザーに提供する。」
（処理ａ′は発明の技術的特徴（最も重要な部分））

一方、（甲と異なる）事業者Ａ，Ｂ，Ｃは、それぞれ、処理ａ′、処理ｂ′、処理ｃ′を行うサーバーをそれぞれ持ち、相互にデータ授受を行った上で、全体として、上記特許請求の範囲と同一のサービスＳを提供している。事業者Ａ，Ｂ，Ｃは、甲から実施許諾を受けていない。

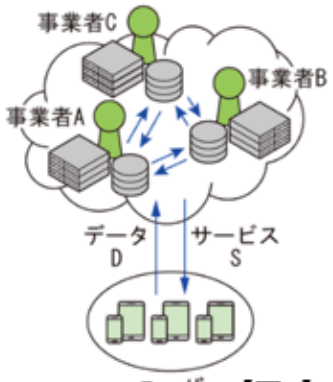

【図1】

2. （1）複数の事業者が相互に共同した上で上記のようなサービスを提供することに関して、特許権者、または事業者からみて、特許権の行使に関する課題があると感じることがありますか。

【図表２（1）A】　複数事業者による特許発明の実施（単純集計）

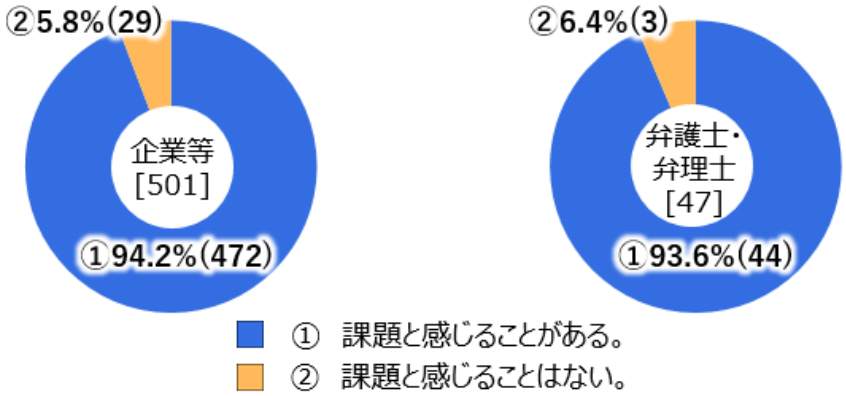

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても「課題を感じることがある」との回答が大多数であった［企業等（以下、企）：①94.2%、弁護士・弁理士（以下、弁）：①93.6%］。課題と感じる具体的な理由としては、自由記入欄には、権利者側の立場として、構成要件充足性に関係して、権利行使時の困難性、権利者側の立場として、構成要件充足性に関係して、権利行使時の困難性、権利行使可能な特許権取得の困難性が課題として挙げられた。さらに、共同不法行為が問えるか不明確である点、各実施主体の特定・交渉相手特定の困難性等が挙げられた。また、実施者側の立場としては、権利一体の原則の例外が必要以上に広く認められてしまうと、特許権侵害の予見可能性が低下してしまう懸念が挙げられていた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.117、弁：P.122、［自由記載］P.150）

2. （2）特許権者甲である場合を想定すると、具体的にどのような課題があると感じることがありますか。（複数回答可）

【図表２（2）A】　特許権者の課題（単純集計）

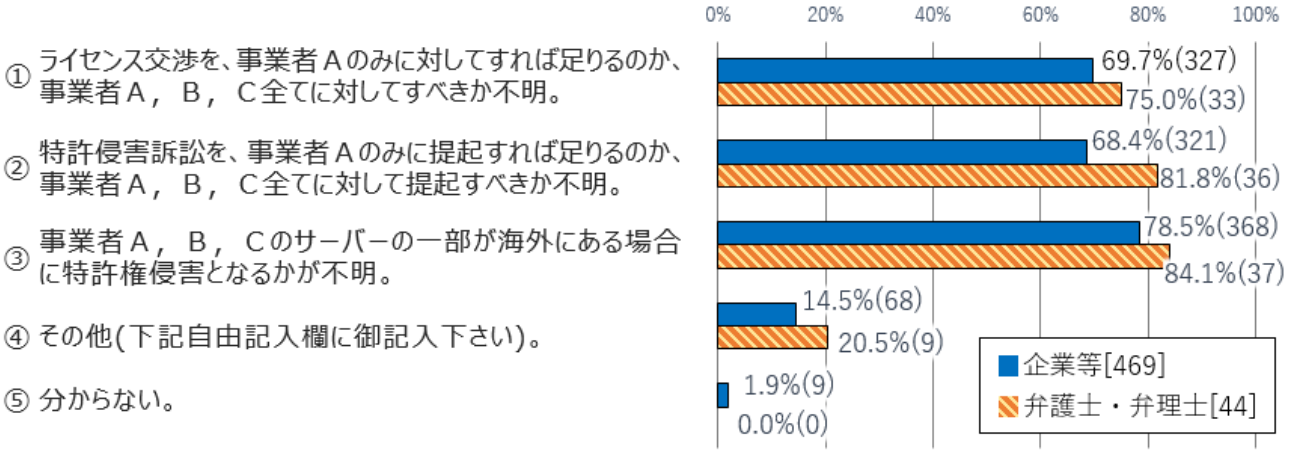

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても、①、②又は③の課題を選択した者が多かったが、その中でも、③を選択した者がやや多かった［企：①69.7%、②68.4%、③78.5%、弁：①75.0%、②81.8%、③84.1%］。

④その他の具体的な課題としては、自由記入欄には、個別の実施主体としては構成要件を充足せず権利行使が困難である点、また、個別の実施主体に対して権利行使可能な特許権取得が困難である点が挙げられた。また、共同不法行為が問えるかについて不明確である点や、各実施主体の特定・交渉相手特定の困難性等が挙げられた。

本設問では、従前からも指摘される課題①、②又は③を選択した者が多く、自由記入欄においても特定の新たな課題が多数指摘される状況にはなかった。

【図表２（2）B】　特許権者の課題（ソフトウエア特許業務経験・AI関連公報の有無）

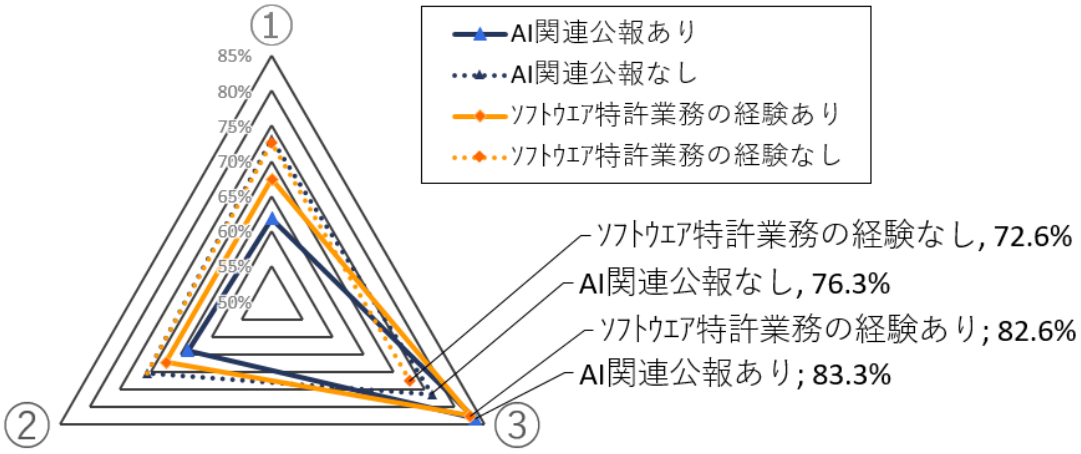

ソフトウエアやAIに関する特許出願或いは代理経験の有無による回答傾向の違いをクロ

ス集計分析したところ、ソフトウエア特許業務の経験ありの場合[9]［①67.4%、②67.4%、③82.6%］には、経験なしの場合［①72.6%、②70.5%、③72.6%］と比較して③を選択する傾向が強かった。AI関連公報ありの場合[10]［①61.8%、②63.9%、③83.3%］もなしの場合［①73.2%、②70.5%、③76.3%］と比較して同様の傾向であった。これらの結果から、実際にソフトウエアやAI関連の特許業務の経験がある者は、③の課題（サーバーの一部が海外にある場合の特許権侵害の成否）について、より強い関心があると考えられる。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.117、弁：P.122、［クロス集計］P.141、［自由記載］P.153）

2. （3）仮想事例1において、さらに、事業者Aのサーバーが外国Rに設置されている場合を想定すると、どのような点が課題ですか。（複数回答可）

【図表２（3）A】　外国での一部実施の課題（単純集計）

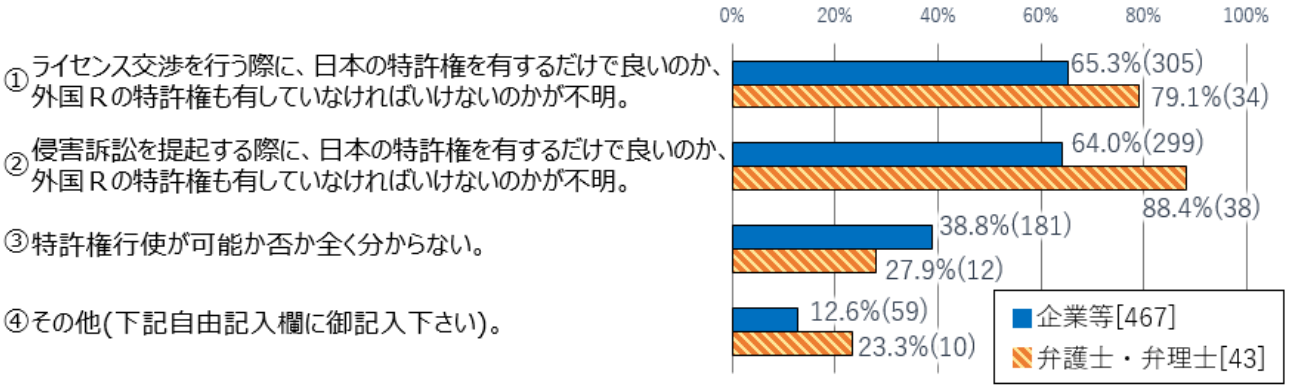

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても①又は②の課題を選択した者が多かった［企：①65.3%、②64.0%、弁：①79.1%、②88.4%］。この結果から、特許発明を実施しているサーバーの一部が外国に設置されている場合、外国の特許権も有していなければならないのか不明である点が、大きな課題であることが分かる。

④その他の具体的な課題としては、自由記入欄には、企業、弁護士・弁理士のいずれからも、外国一部実施に係る裁判例が少なく、予測可能性が低い点が課題として挙げられていた。また、処理a’の実施を間接的に表現するようなクレームを工夫する必要性、本事例でいえばサービスの提供地となっている国で実施されていると評価する等、実体に照らした裁判実務の早期確立等の意見が挙げられていた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.117、弁：P.122、［自由記載］P.156）

[9] ソフトウエア特許に関する業務経験（特許出願をした、特許権を行使した、又は行使された）の有無に関する設問6.（1）の回答に基づく。
[10] 2019年の1年間に公開又は特許されたAI関連特許出願の出願人であった場合を「AI関連公報あり」、該当しない場合を「AI関連公報なし」とした。詳細は、III. 資料編　資料IIIを参照。

2. （4）仮想事例1において、さらに、事業者Aのサーバーが外国Rに設置されている場合において、貴社が外国Rの特許権を有さず、事業者Aのサーバーが外国Rに設置されている場合に、事業者Aに対してどのような行動をとりますか。

【図表 2（4）A】　外国での一部実施に対する特許権者の行動（単純集計）

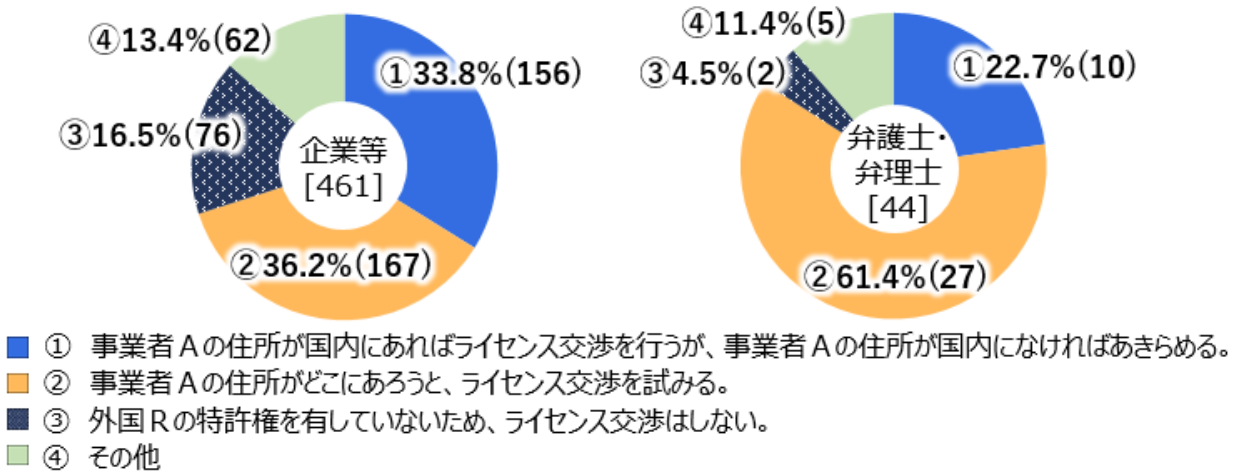

企業等では①或いは②を選択した者が同程度であった［企：①33.8%、②36.2%］。他方、弁護士・弁理士では②を選択した者が多かった［弁：②61.4%］。いずれにおいても、③を選択した者は少数であり、外国の特許権を有していない場合でも、ライセンス交渉に消極的ではないことが分かる。④その他としては、自由記入欄には、サービスの提供地やデータの取得地が日本である場合にはライセンス交渉を検討するとの回答や、国内に住所を持つ事業者を窓口としてライセンス交渉を開始するとの回答、また、本事例の特殊性から弁護士・弁理士に相談するとの回答があった。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.117、弁：P.122、［自由記載］P.159）

2. （5）特許権者甲が事業者Aにフォーカスし、処理a’、b’、c’のうち発明の技術的特徴（最も重要な部分）である処理a’について権利化及び権利行使することについて、以下のいずれに該当しますか？また、可能な範囲で回答の理由をお答えください。

【図表２（5）A】　1つの事業者にフォーカスしたクレームについて（単純集計）

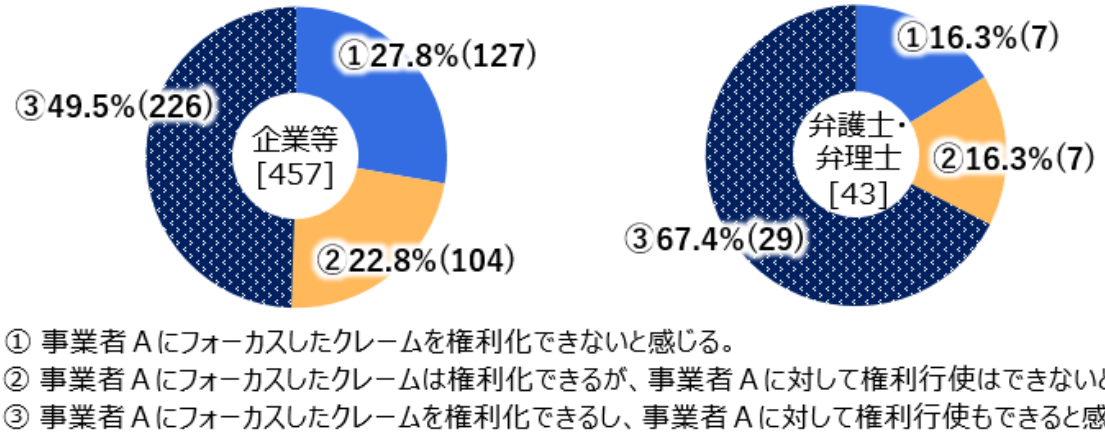

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても③を選択した者が多かった［企：③49.5%　弁：③67.4%］。③を選択した具体的な理由として、自由記入欄には、技術的特徴部分である処理a’に特化したクレームを作成することは通常のプラクティスであるとする意見が挙げられていた。また、その工夫点として、処理結果b’及びc’を受信するサーバーとして、処理a’を実施するサーバーを主体にしたクレーム作成する点や、複数の主体が関わる発明の場合、様々なパターンを明細書に記載し、必要に応じて補正・訂正できるようにする点が挙げられていた。

一方、事業者Aにフォーカスしたクレームを権利化できる（②及び③）が多い中、権利化できないと感じる（①）を選択した者も一定程度存在した［企：①27.8%　弁：①16.3%］。権利化できないと感じる要因が知識や経験等の不足による可能性も考えられたため、ソフトウエア特許業務の経験あり・なしの場合及びAI関連公報あり・なしの場合における回答傾向の違いをクロス集計分析したものの、いずれの場合においても回答傾向に大きな違いは見られなかった［ソフトウエア特許業務の経験あり：①29.5%、経験なし①25%、AI関連公報あり：①28.6%、公報なし：①26.1%］。

知識や経験等の不足のみならず他の要因の存在も考えられたため、①を選択した者のうち、ソフトウエア特許業務の経験ありの者及び弁護士・弁理士の自由記入欄を分析したところ、特許要件又は記載要件による権利化の困難性や、将来の侵害態様の予測困難性を理由としたクレーム作成の困難性等が挙げられていた。一例としては、下記のとおり。

・事業者Aにフォーカスした場合、完成した発明を表現するクレームが作成できない。

・処理a’が発明の特別な技術的特徴であったとしてもそれだけでは発明の課題が解決を解決できず未完成発明となるのではないか。
・多くの場合は他の処理との相互関係で全体として新規な発明であり実質的には処理a’に特化した権利は取得できない。
・サブコンビネーションクレームを作成する等の対策が可能ではあるが、事業者Aの実施態様の予測が難しく、必ずしも事業者Aにフォーカスできない場合もあり得る。

事業者Aにフォーカスしたクレームを権利化できるが権利行使できないと感じる（②）を選択した具体的な理由としては、自由記入欄には、侵害特定や立証の困難性、外国での実施による特許侵害回避の容易性等が挙げられていた。なお、本設問と関係して4つの事例が挙げられている。詳細はⅢ．資料編　資料Ⅳ参照のこと。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.117、弁：P.122、［クロス集計］P.141、［自由記載］P.162）

2.　（6）上記設問（1）～（5）でお答えいただいた他、ある特許権を複数事業者が実施する場合の課題として感じていることや実際に困った経験について、特許権者側、あるいは事業者側の観点でご記入下さい。

本設問の回答としては、次の意見等が挙げられた。

＜法律・指針等に関する要望・懸念＞
・道具理論や、支配性等を判示した裁判例はあるが、未だ件数が少ないことに加え、学説も少ないため、実際の係争事件において予測を立て難い。
・サーバの一部が外国にある場合に対処するために、国際的な取り決めが必要と考える。
・国内で特許発明の少なくとも一部が実施され、海外のサーバと連携してサービスが提供されている場合には、全体が国内で実施されているとみなす趣旨の間接侵害規定を追加できないか。

＜侵害特定・侵害立証に関する課題、懸念点＞
・事業者側の観点から、他事業者のサービス内容を把握できず、自者を含めた複数事業者のサービスが、ある特許権と同内容か否かがわからないことが考えられる。

＜権利化に関する課題・懸念点＞
・システムは全体で機能するのに対して、実施者は細分化が進んでいるので、一体としての権利は可能だが、一部分のみを取り出した特許を権利化することが難しい場合もあり得る。また、部分々々の特許を権利化していくと、多数の特許出願が必要となるので、コストも増大していく。

（詳細はⅢ．資料編参照：［自由記載］P.170）

（３）プラットフォーム型ビジネス等における課題

[仮想事例2]

特許権者甲は、次の特許（図中の点線枠内部分）を有している。
「ユーザー端末から受信したデータＤに基づき、ユーザー端末に対しサービスＳに係るデータを生成し提供する方法。」
一方、乙は、甲の実施許諾を受けずに、甲の特許を実施している。また、甲も特許を実施している。

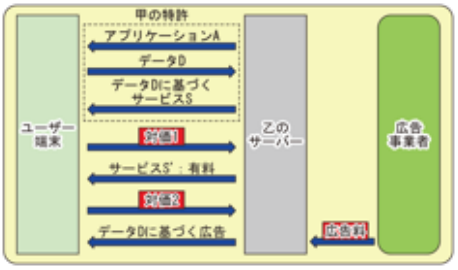

【図2】

サービスSが動画閲覧サービスであり、特許発明を、データDに基づいて動画データを提供する方法の発明と捉えたとします。そうすると、図2のケースでは、特許方法により生成（生産）された動画データをユーザーに提供しているといえます。この場合において、対価1が、サービスSの閲覧回数又は閲覧期間に応じて有償で支払われるとして御回答下さい。

3. （1）物の発明の場合は、物の譲渡を単位として譲渡数量としてカウントして損害額を算定していますが、方法の発明を使用する場合には、何を単位としてカウントして損害額を算定するのがよいと考えますか？（複数回答可）

【図表 3（1）A】方法の発明の損害額の算定基準（単純集計）

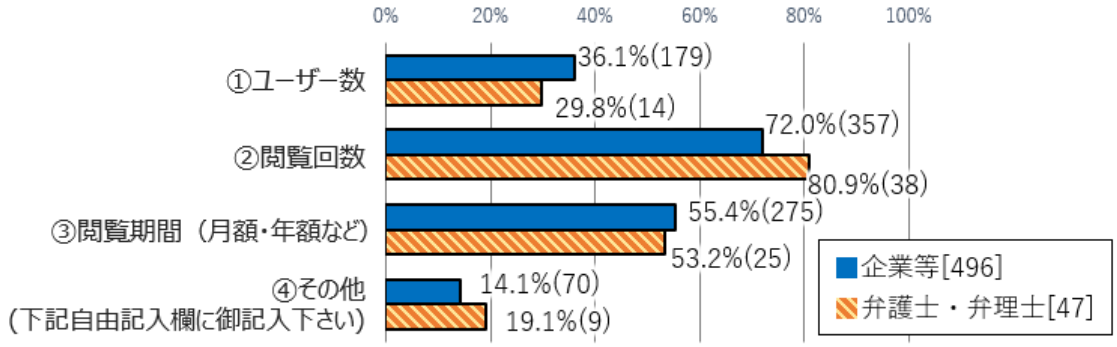

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても②を選択した者が最も多く、③を選択した者も半数を超えた［企：②72.0%、③55.4%、弁：②80.9%、③53.2%］。

④その他の回答としては、自由記入欄には、閲覧時間やデータサイズ等、様々な損害額の算出基準の例示があった。また、侵害者が得る対価やその他実情に照らして設定すべきとする意見の他、特許法第102条第2項の規定に基づく算定が可能とする意見があった。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.117、弁：P.122、［クロス集計］P.133、［自由記載］P.176）

3. （2）乙はサービスSに対する対価1を無償とし、Sに関連するサービスS’に対する対価2を有償とする場合を想定すると、甲の損害について、どのように考えますか。（複数回答可）

【図表 3（2）A】　フリーミアム型ビジネスの損害賠償の考え方（単純集計）

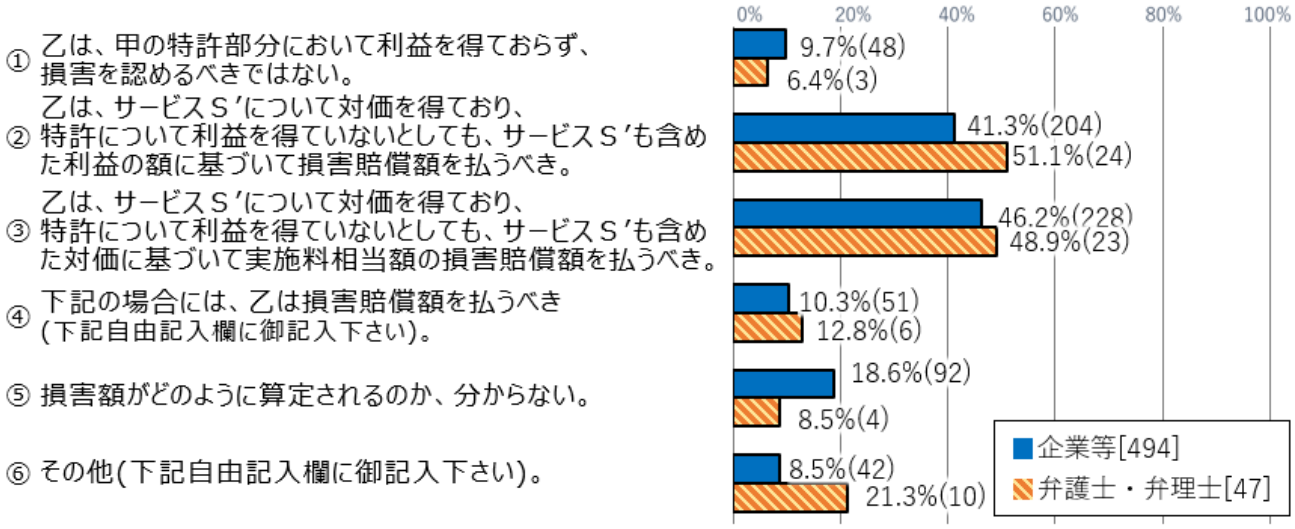

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても、②又は③を選択した者が半数程度を占めた［企：②41.3%、③46.2%、弁：②51.1%、③48.9%］。

次の集計（図表 3（2）B）は、②、③又は④を選択した者を「損害賠償額を払うべき」、①を選択した者を「損害を認めるべきでない」に分類し、また相反する両方の分類に属する者とその他の選択肢を選択した者を「他」として、集計した結果である

【図表 3（2）B】　フリーミアム型ビジネスの損害賠償の考え方（まとめ集計）

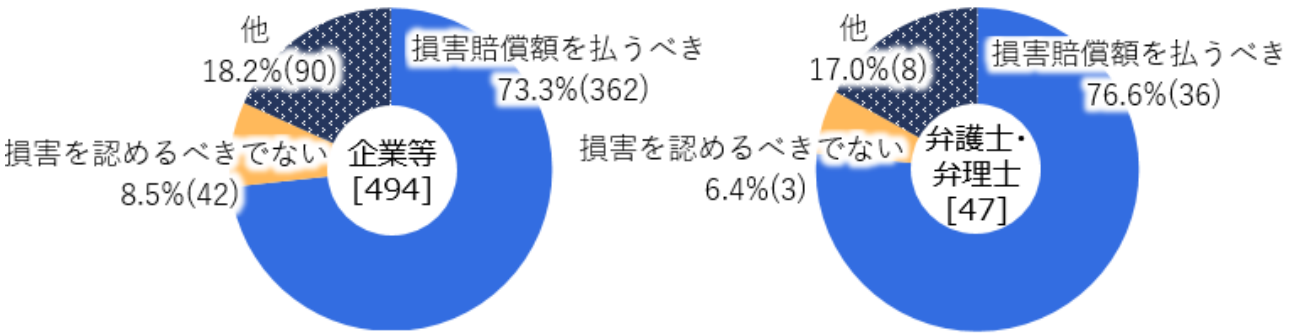

図表 3（2）Bのまとめ集計によれば、「損害賠償額を認めるべき」が7割を超えた［企：73.3%、弁：76.6%］。つまり、特許発明を実施するサービスSが無償であっても、関連する有償サービスS’で収益を得ている仮想事例2のような収益モデルでは、特許発明の実施者は何らかの損害賠償額を払うべきと考えている回答者が多いことが分かる。

②又は③以外で損害賠償額を払うべき場合として、④特定の場合の自由記入欄には、損

害賠償額はサービスSとサービスS’の関連性がある場合や、サービスS’が技術的範囲に属する場合とする意見、乙のサービスSの実施による逸失利益を考慮すべきとする意見や、乙のサービスS実施に関する実施料相当額とすべきとする意見があった。

また、⑥その他の回答としては、予見可能性を高める意味でも損害額の算定について考え方が整理されることが望ましく、サプライチェーン型のビジネスモデルと、プラットフォーム型のビジネスモデルとは、収益構造が異なるため、事業モデルを背景とした検討が必要であるとの意見等が挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.117、弁：P.122、［クロス集計］P.137、［まとめ集計］P.125、［自由記載］P.179）

3. （3）さらに、乙はユーザー端末から受信したデータDに基づいて乙のサーバーを介して広告をユーザー端末へ提供することで広告事業者から対価を得ていることを想定すると、乙が甲へ支払うべき損害賠償額は、どのように算定されるべきだと考えられますか。また、可能な範囲で回答の理由を自由記入欄に御記入ください。

【図表 3（3）A】　広告型ビジネスの損害賠償の考え方（単純集計）

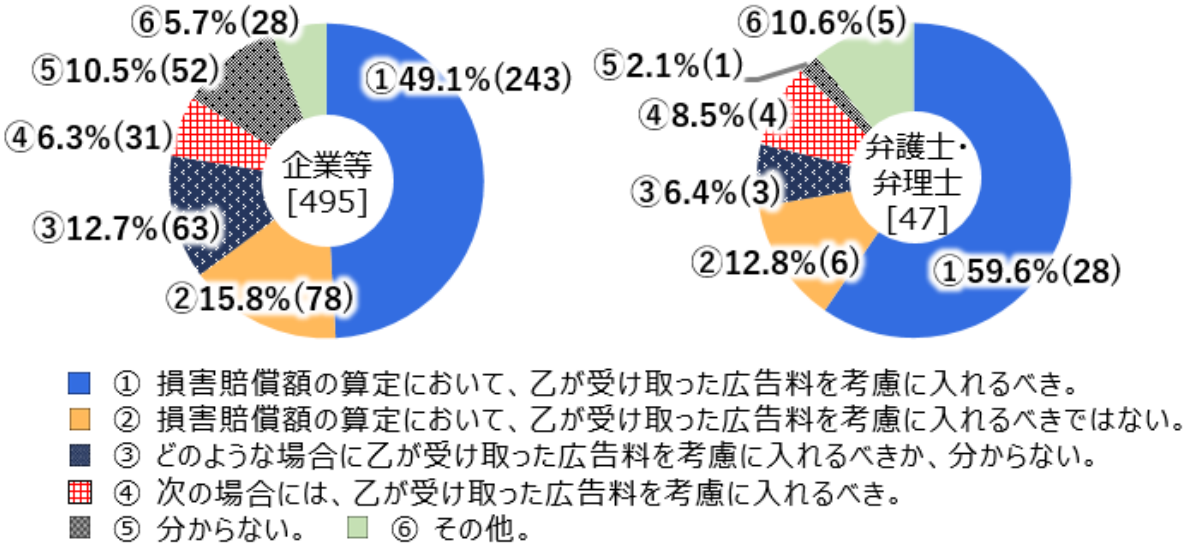

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても①を選択した者が最も多かった［企：①49.1%、弁：①59.6%］。

次の集計（図表 3（3）B）は、①又は④を選択した者を「広告料を考慮すべき」、②を選択した者を「広告料を考慮すべきでない」に分類し、また相反する両方の分類に属する者とその他の選択肢を選択した者を選択した者を「他」として、集計した結果である。

【図表 3（3）B】　広告型ビジネスの損害賠償の考え方（まとめ集計）

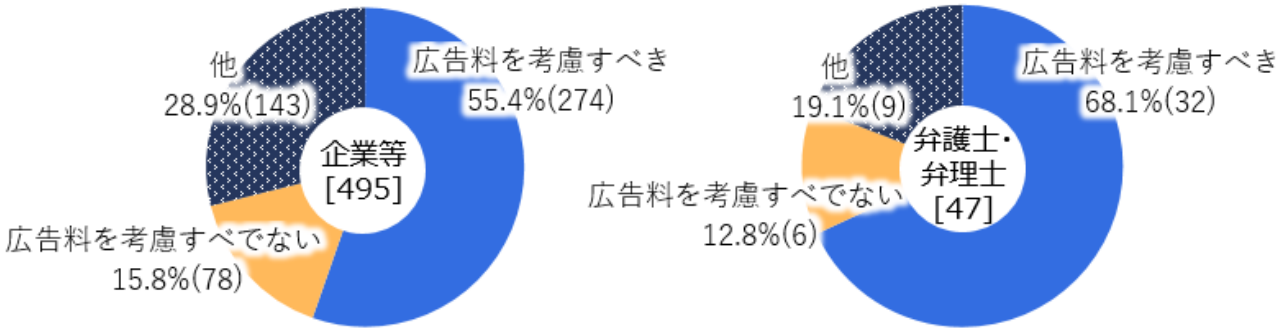

図表 3（3）Bのまとめ集計によれば、「広告料を考慮に入れるべき」が約6割であり［企：55.4%、弁：68.1%］、「広告料を考慮すべきでない」を大きく上回った。この結果から、データDに基づいて動画データを提供する方法の発明を実施するサービスSでは、データDに基づく広告により対価を得ている場合、損害賠償額の算定において広告料を考慮すべきと考えている回答者が多いことが分かる。

④広告料を考慮すべき具体的な場合としては、サービスSと広告との間に、金銭的関係やサービス上の関係性がある場合とする意見、サービスSと広告との間に技術的関係性がある場合が挙げられていた。また、⑥その他の意見としては、サプライチャーン型ビジネスモデルとプラットフォーム型ビジネスモデルとは異なるため、プラットフォーム型ビジネスモデルに固有の要因を背景として検討する必要があるとする意見、賠償額算定の根拠を、特許発明の実施を通じて直接的に得た利益や関連性が高いサービス等に基づく利益に限定すると特許権者の保護に欠ける結果となる場合があるが、いたずらに賠償額が過大にならないような基準（歯止め）も必要ではないかとする意見等が挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.117、弁：P.122、［まとめ集計］P.125、［自由記載］P.183）

3. (4) その他、プラットフォーム型ビジネス等に関する特許について、課題であると考えられることや、実際に困った御経験、具体的な特許の事例（特許番号）があれば、御回答ください。

本設問の回答としては、次の意見等が挙げられた。

・インターネット経由での新規ビジネスは今後も新しいビジネスモデルが発生するため、そのビジネスモデルに合わせて損害額を柔軟に適用することが望ましいと感じる。

・プラットフォーマは、より多くのユーザーを呼び込むことによってプラットフォームの魅力を高め、結果としてプラットフォームを通じて利益を得ようとするため、多くのサービスや技術をオープン化／無償提供しており、特許発明の実施や関連するサービス等による見かけ上の収入がゼロであるケースも少なくない。従って、特許侵害による損害額（特許侵害を通じて実施者が得た利益の額）の算定が極めて難しいことが課題となる。

・プラットフォームは課金体系を比較的自由に設計できる。損害の有無が課金体系に依存しないようにすべき。

・「物の譲渡」による侵害を前提とした特許法第102条第1項の規定において、「サービスの提供」が特許権の侵害行為に当たる場合、特許権と直接的には関係しない収益モデルに対し、どの範囲まで侵害行為や損害賠償が認定されるか明らかではないことが課題であると考える。

・データの流通・利活用によるビジネスが発展していくと想定されるが、そのようなビジネスに関わる特許について、流通するデータを生成する事業者と、データを流通させるプラットフォーマへの権利が及ぶ範囲については今後議論がされる余地があるのではと考える。

（詳細はⅢ．資料編参照：［自由記載］P.186）

（４） AI関連特許の利活用に関する課題

［ＡＩ関連技術の説明］
ＩｏＴ関連技術で収集された大量のデータが、教師データ等として、ＡＩの機械学習に用いられる。機械学習では、学習アルゴリズムが用いられる。機械学習の結果、学習済みモデルが生成される。AIは、生成された学習済みモデルを用いて、認識・予測・判断等を行っている。

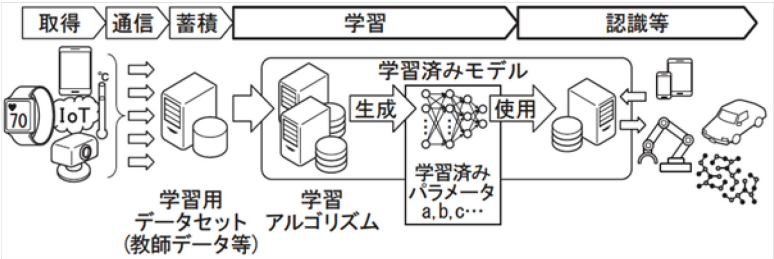

【図3】

4. （1）AIの学習アルゴリズムに関する発明の保護に関し、課題と感じていることは何ですか？（複数回答可）

【図表４（1）A】　学習アルゴリズムの保護の課題（単純集計）

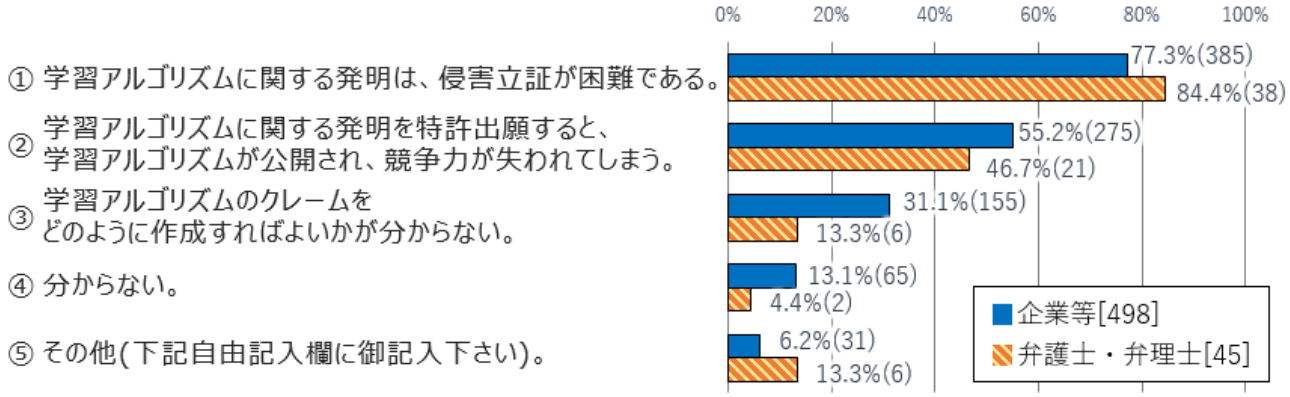

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても①を選択した者が最も多く、企業等では②の回答も半数を超えた［企：①77.3%、②55.2%、弁：①84.4%、②46.7%］。企業等では③の課題（クレームをどのように作成すればよいかが分からない）を選択した者も3割程度存在した。⑤その他の課題としては、自由記入欄には、学習アルゴリズムに関する発明は、進化・仕様変化のスピードから登録になった時点でもはや権利活用できなくなる点、オープンソースソフトウエアで開発されることによる秘匿の困難性、学習用データセットによる貢献が高い場合における発明者としての貢献度合いをどう見積もるべきか等が課題として挙げられた。また、利用発明・選択発明が多く認められてしまうことによる特許の藪となる懸念が挙げられていた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.118、弁：P.123、［クロス集計］P.134、［自由記載］P.189）

4. （2）AI技術に関する発明において、クレームの作成に当たり、心がけていることは何ですか？

【図表４（2）A】　AI関連発明のクレーム作成（単純集計）

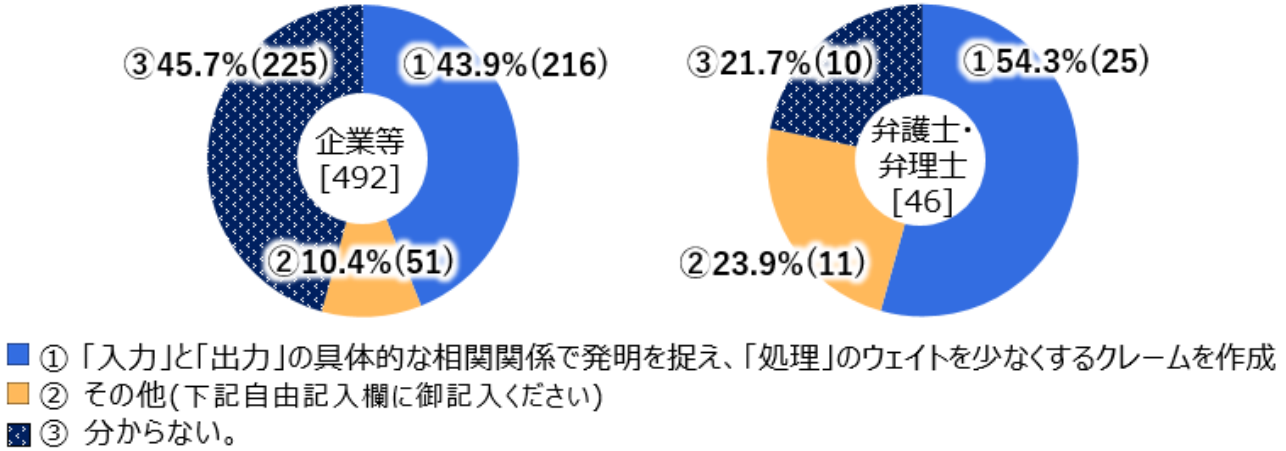

企業等では①（「入力」と「出力」の相関関係に着目し、「処理」のウェイトを少なくする）と③（分からない）の回答が同程度であったが［企：①43.9%、③45.7%］、弁護士・弁理士では①の回答が③を大きく上回った［弁：①54.3%、③21.7%］。②その他の工夫としては、教師データに対する前処理・AI適用のための工夫・外部から視認できるビジネスモデルとの関連性・推論結果の補正等に着目する意見や、新規性や進歩性を確保するため入力と出力だけでなく処理も記載するという意見や、AI以外のルールベースのソフトウエアも意識する旨の意見、特許庁が公表している事例を参考とする意見、AI関連発明に関して経験ある弁理士に作成をまかせる意見等があった。

【図表４（2）B】　AI関連発明のクレーム作成（企業種別、AI関連公報の有無等）

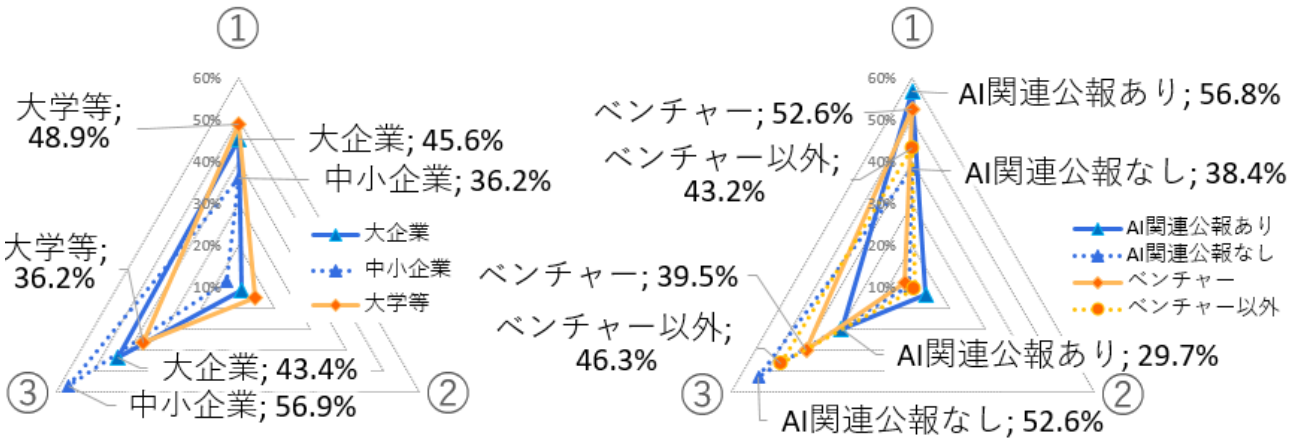

企業種別による回答傾向の違いをクロス集計分析した結果（図表４（2）B）、中小企業では大企業等と比較して③（分からない）を選択する傾向が強かった［③56.9%］。ベン

チャー企業では①（「処理」のウェイトを少なくするクレームを作成）を選択する傾向が強かったが［①52.6%］、母数が少ない点（AI・IoT技術関連の活動を行ったことがあるベンチャー企業は39者）に注意する必要がある。

また、AI関連発明の特許出願を行った経験がない場合及びソフトウエア特許の業務経験がない場合には③を選択する傾向が強かった［AI関連公報なし[11]：③52.6%、ソフトウエア特許業務の経験なし[12]：③59.2%（不図示）］。これらの結果から、AI関連特許やソフトウエア特許に関するクレーム作成上の工夫は実際の業務経験を通じて蓄積されているものと考えられる。

【図表４（2）C】　AI関連発明のクレーム作成（業種）

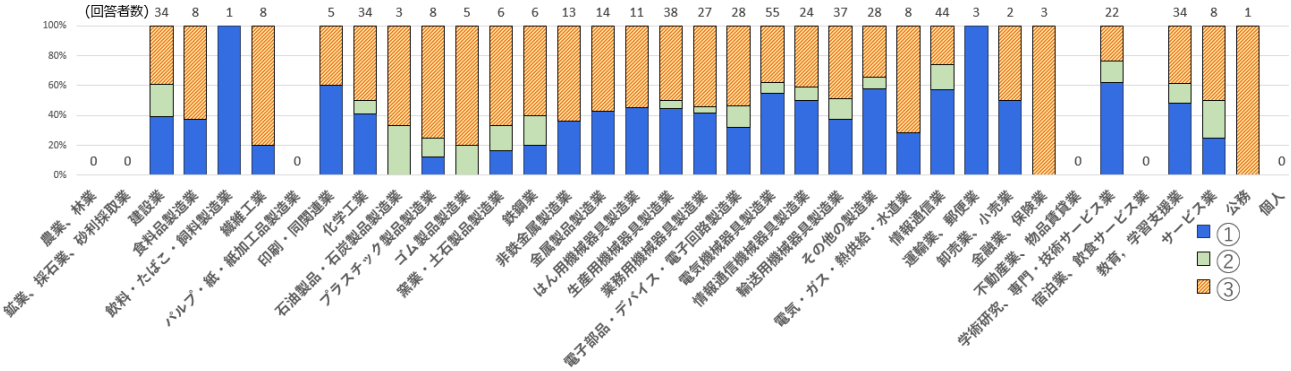

業種別の特徴を分析したところ、一定以上の回答者数（10者以上）が存在する業種のうち、全体での傾向［企：①43.9%、③45.7%］と比較して、①の選択率が50%以上と高かったのは電気機械器具製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業であり、③の選択率が50%以上と高かったのは化学工業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業であった。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.118、弁：P.123、［クロス集計］P.134、P.138、P.142、P.145［自由記載］P.191）

[11] 前掲注9、又はIII.　資料編　資料IIIを参照。
[12] 前掲注10、又はIII.　資料編　資料IIIを参照。

4. （3）AI学習済みモデルを利用した推定装置に特許がある場合を想定すると、学習アルゴリズムに入力される教師データや、学習済みモデルのパラメータの特許による保護の可能性についてどのように考えますか。（複数回答可）また、可能な範囲で理由を自由記入欄に御記入ください。

【図表４（3）A】　AI関連データの保護（単純集計）

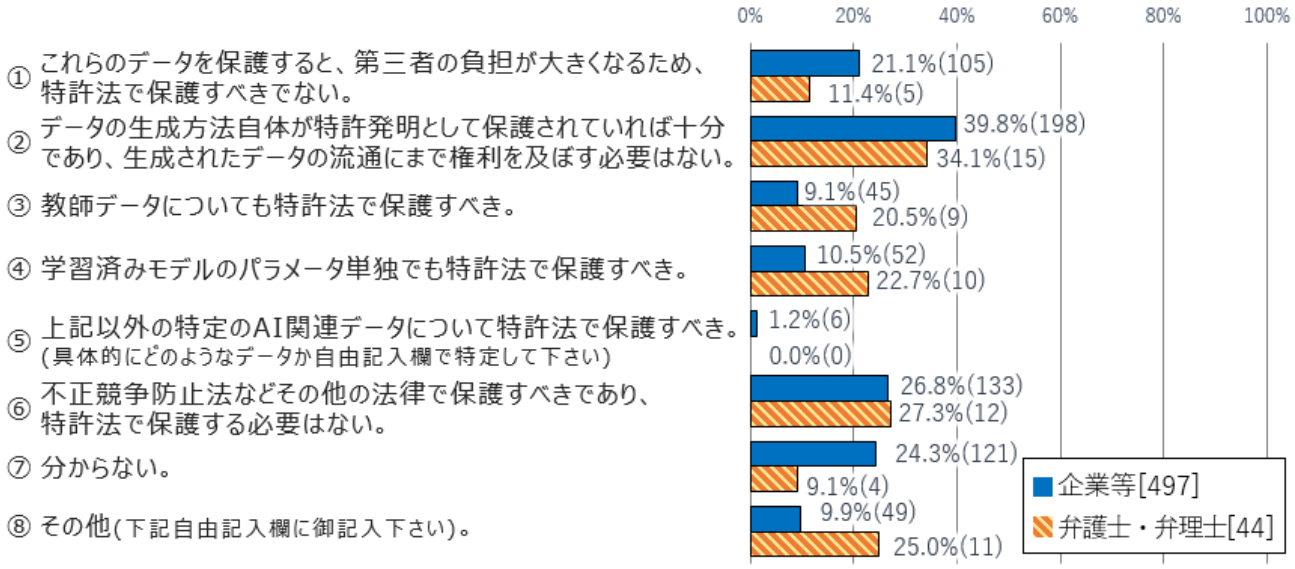

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても②を選択した者が最も多かった［企：②39.8%、弁：②34.1%］。

次の集計（図表４（3）B）は、①、②又は⑥を選択した者を「AI関連データを特許法で保護する必要はない」、③、④又は⑤を選択した者を「AI関連データを特許法で保護すべき」に分類し、また相反する両方の分類に属する者とその他の選択肢を選択した者を「他」として、集計した結果である。

【図表４（3）B】　AI関連データの保護（まとめ集計）

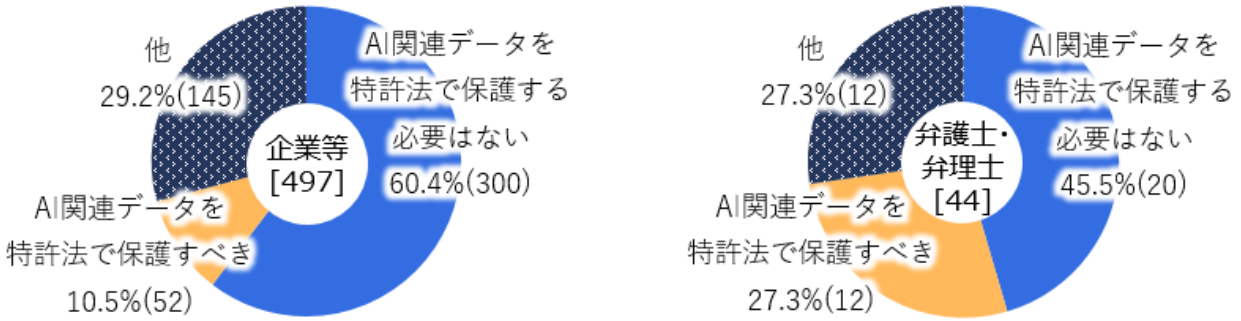

図表４（3）Bのまとめ集計によれば、「AI関連データを保護する必要がない」が企業等で約6割であり、弁護士・弁理士で約4割以上であった［企：60.4%、弁：45.5%］。他方、

「特許法で保護すべき」は少数であったことが分かる［企：10.5%、弁：27.3%］。企業等と弁護士・弁理士を比較すると、企業等は、AI関連データの保護には、弁護士・弁理士よりもやや消極的であると考えられる。⑧その他の回答においても、一般的なデータとの区別がつかない、データの流通が阻害される、AI技術の発展が阻害される等の理由から教師データ等の保護には消極的な意見が多かった。その一方で、教師データもパラメータも、解決すべき課題、構成、効果を備えているのであれば特許として認めるべきとする意見や、教師データについては、どの教師データを選定／除外するか等が創作活動の中心であることに鑑みて保護対象としても良いのではないかとする意見も存在した。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.118、弁：P.123、［まとめ集計］P.125、［自由記載］P.193）

4. （4）上の設問で③、④又は⑤を選択した場合、学習済みモデルを利用した推定装置の特許について、学習済みモデルの生成「にのみ用いる」学習用データ又は学習済みモデルのパラメータを生成・提供する行為を間接侵害として捕捉すべき事例を教えてください。また、そのデータを見て、侵害が生じる蓋然性が高いことを立証できるかどうか、及び、その理由をお答えください。

【図表４（4）A】学習用データ等の生成・提供に対する侵害蓋然性の立証（単純集計）

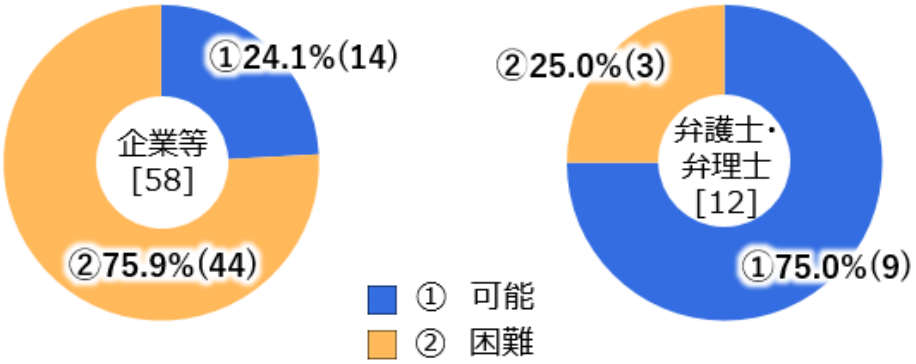

企業等では立証困難との回答が多かった一方［企：①24.1%、②75.9%］、弁護士・弁理士では立証可能との回答が多かった［弁：①75.0%、②25.0%］。

間接侵害として捕捉すべき具体的な事例としては、自由記入欄には、立証可能な事例が8事例、立証不可能な事例が3事例挙げられた。間接侵害として捕捉すべきかつ立証可能な事例としては、例えば、建設現場監視用に特有の情報を抜き出すような処理がされている場合や、特定の疾病の診断のみに用いる場合や、AI側のシステムで読み取る際に照合するインターフェース用データが存在する場合等が挙げられた。間接侵害として補足べきかつ立証不可能な事例としては、特定疾患リスクの推定装置であって特定疾患特有のデータである場合や、特定の推論プログラムに特化して生成された学習済みパラメータ等が挙げら

れた。上記事例はいずれも、特定の用途に係るデータに関する点で共通しているものの、立証可否についての判断が分かれた理由については、特定用途の学習用データ等と、その他の用途の学習用データや学習以外の他の用途に用いられるデータとの間のどのような違いがあるか、また、AIを利活用する立場かAIを開発する立場か等、回答者の立場の違いにより立証可否に関して着目する視点に違いがないか等、更なる検討が必要である。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.118、弁：P.123、［自由記載］P.197）

4. （5）下記のケース1及びケース2において、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、主として、以下のいずれが負担するのが妥当であると考えますか？また、可能な範囲で、回答の理由をお答えください。

［仮想事例3］

特殊な学習済みモデルを用いた翻訳サービス

［ケース１］
- 特許権者：特許発明Ｘ、Ｙ、Ｚにかかる特許権者
- 事業者Ａ：学習済みモデルを製造・販売
- 事業者Ｂ：学習済みモデルを購入、翻訳装置を製造、翻訳方法を使用

［ケース２］
- 特許権者：特許発明Ｘ、Ｙ、Ｚにかかる特許権者
- 事業者Ａ：学習済みモデルを製造、翻訳装置を製造・販売
- 事業者Ｂ：翻訳装置を購入、翻訳方法を使用

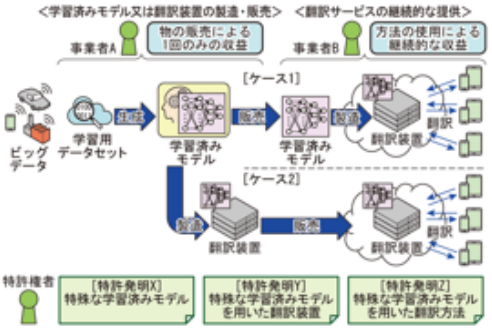

【図4】

［ケース1］

【図表４（5）A】　AI翻訳サービスでの損害賠償の負担［ケース1］（単純集計）

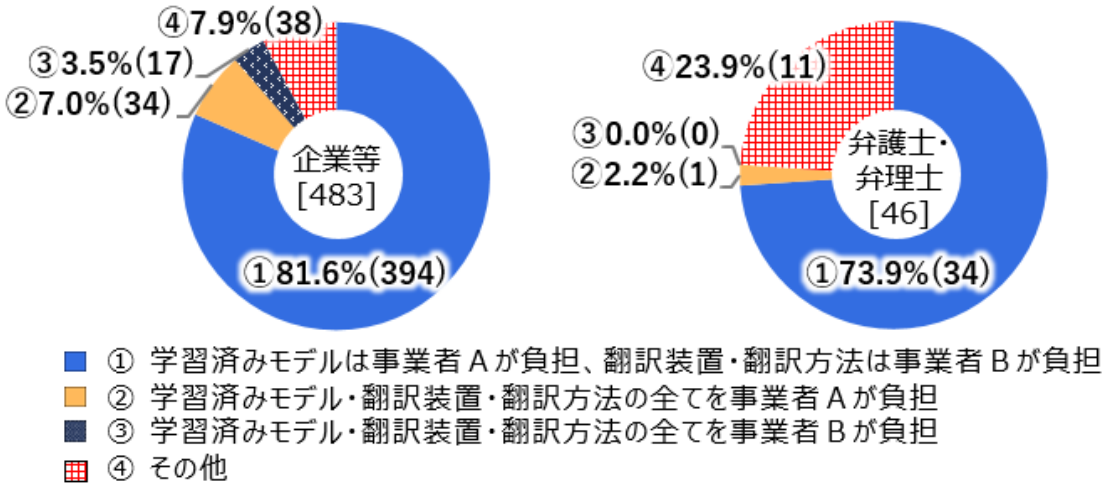

事業者Aが学習済みモデルを製造・販売し、事業者Bがそれを購入して翻訳装置を製造、特許保護された翻訳方法も使用するケース1では、企業等、弁護士・弁理士のいずれ

においても①を選択した者が多かった［企：①81.6%、弁：①73.9%］。①を選択する理由としては、自由記入欄には、特許発明の直接的な実施者が負担すべきとする意見が多かった。それ以外の理由としては、製造者が負担すべきとの意見、特許発明で直接的に収益を上げる物が負担すべきとする意見が挙げられた。また、比較的少数ながら、事業者Bは特許発明Xも実施しているが消尽していることにより特許発明Xに係る学習済みモデルについては事業者Aが負担すべきという意見も存在した。また、②を選択する理由としては、技術的特徴が学習済みモデルにあるのであれば事業者Aが負担すべきという意見や、事業者Aがライセンスを受けた場合には消尽されることを理由とする意見も挙げられた。

④その他意見としては、どちらに権利行使するかは特許権者の裁量とする意見や、最終的にどちらが負担するかは事業者A、B間の問題にすぎないとする意見も挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.118、弁：P.123、［自由記載］P.200）

［ケース2］

【図表４（5）B】　AI翻訳サービスでの損害賠償の負担［ケース2］（単純集計）

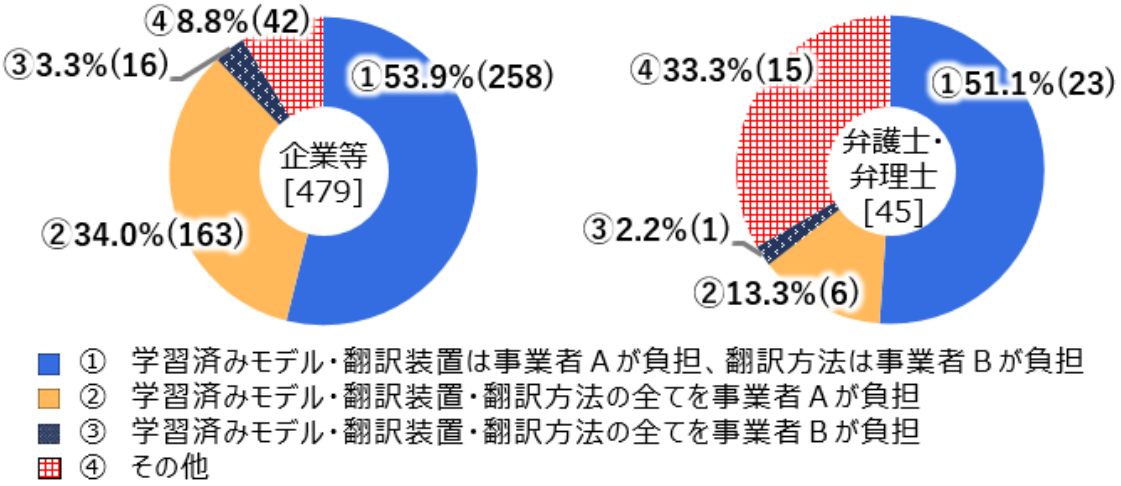

事業者Aが学習済みモデル及び翻訳装置の製造・販売まで行い、事業者Bがそれを購入して特許保護された翻訳方法を使用するケース2においては、①（学習済みモデル・翻訳装置は事業者Aが負担、翻訳方法は事業者Bが負担）を選択した者が多かったが、②（学習済みモデル・翻訳装置に加えて翻訳方法についても事業者Aが負担）を選択した者も一定程度存在した［企：①53.9%、②34.0%、弁：①51.1%、②13.3%］。

ケース2においても、①を選択する理由としては、自由記入欄には、特許発明の直接的な実施者が負担すべきとする意見が多かった（企業等83者、弁護士・弁理士13者）。それ以外の理由としては、ケース1同様に、製造者が負担すべきとの意見、特許発明で直接的に収益を上げる者が負担すべきとする意見、事業者Bは特許発明X、Yも実施しているが消尽していることにより事業者Aが負担すべきという意見が挙げられた。

また、②を選択する理由としては、ケース1同様に、技術的特徴が学習済みモデルにあるのであれば事業者Aが負担すべきという意見や、事業者Aがライセンスを受けた場合には消尽されることを理由とする意見が挙げられたほか、方法特許を回避する術がない事業者Bが負担することは酷とする意見が挙げられた。

④その他意見としては、ケース1と同様の意見が挙げられた。

【図表４（5）C】　AI翻訳サービスでの損害賠償の負担（ケース1と2の比較）

ケース1及び2での回答傾向の変化についてクロス集計分析を行ったところ、ケース1で①を選択した企業等（394者）は、ケース2において、62.6%（247者）が①を選択し、32.5%（128者）が②を選択した。同様に、ケース1で①を選択した弁護士・弁理士（34者）は、ケース2において、67.6%（23者）が①を選択し、14.7%（5者）が②を選択した。

これらの結果から、ケース1及びケース2のいずれにおいても、特許発明の直接的な実施主体が損害賠償額又はライセンス料を負担すべきという考え方が大勢を占めたと考えることができる。他方、ケース1において当該考え方を示した者のうち、企業等では32.5%、弁護士・弁理士では14.7%の者がケース2では翻訳方法も含めて事業者Aが負担すべきとの考え方を示していた。ケース1で①、ケース2で②を選択した者の自由記入欄を分析したところ、「翻訳方法は翻訳装置の販売によって消尽していると考える」等の意見があった。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.118、弁：P.123、［クロス集計］P.145、［自由記載］P.206）

4.　（6）ケース2において、前問で選択した負担は、事業者Aが事業者Bへ翻訳装置を販売する時点で事業者Bの将来の事業規模・収益が予測できない場合も、同じとすべきでしょうか？

【図表４（6）A】　将来の事業規模等に応じた負担（単純集計）

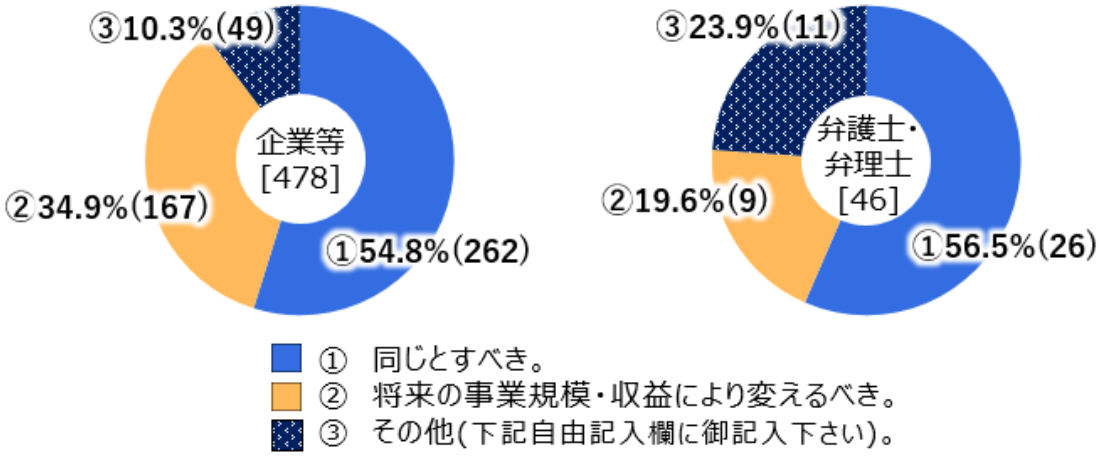

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても①を選択した者が半数程度を占めたが、企業等では②を選択した者も3割以上存在した［企：①54.8%、②34.9%、弁：①56.5%、②19.6%］。

【図表４（6）B】　将来の事業規模等に応じた負担（ケース2との比較）

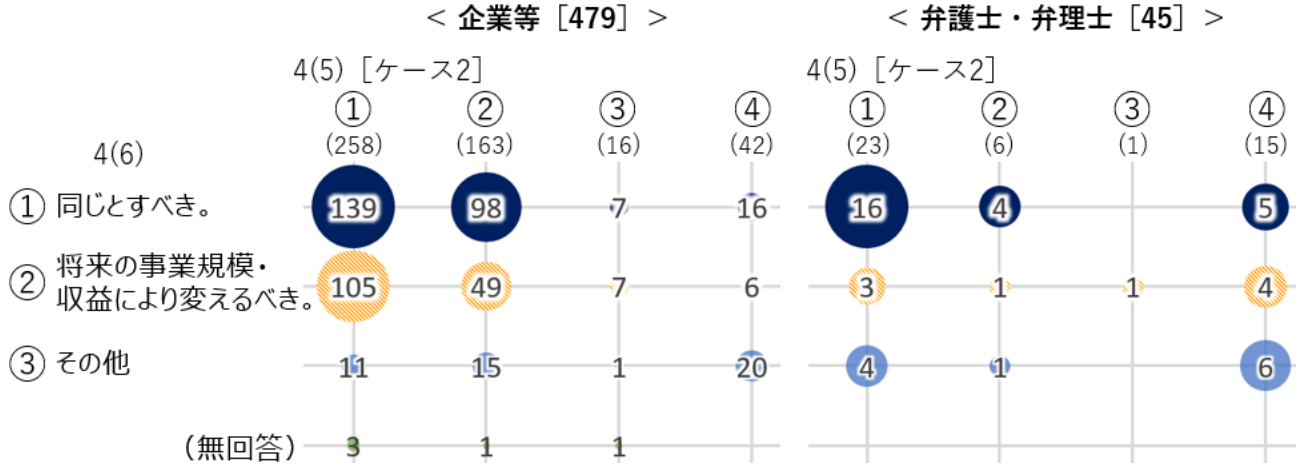

4.　(5) ケース2で選択された負担（の主体）ごとにクロス集計分析したところ、ケース2で①（学習済みモデル・翻訳装置を事業者A、翻訳方法を事業者Bが負担）を選択した企業等（258者）は、4.　(6) において、53.9%（139者）が①を選択し、40.7%（105者）が②を選択した。一方、ケース2で②（学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法のいずれも事業者Aが負担）を選択した企業等（163者）は、4.　(6) において、60.1%（98者）が①を選択し、30.1%（49者）が②を選択した。なお、③その他についての自由記入欄には、本設問における「負担」を「負担の主体」ではなく「負担額」等と解釈したと思われる回答も散見されたため、本結果の解釈には注意を要する。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.118、弁：P.123、［クロス集計］P.145、［自由記載］P.209）

（５） 特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて

［仮想事例4］

特許権者甲が、物の特許を有している。

乙は、３Ｄプリンタ用データ（以下「３Ｄデータ」）をサーバーに蓄積し、インターネット等を通じてユーザーへ提供しているが、３Ｄデータを３Ｄプリンタに入力することにより、特許と同じ製品（特許実施品）が生成される。

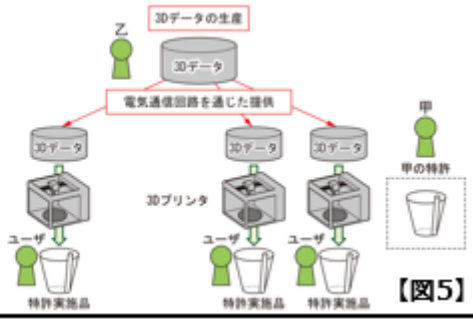

【図5】

5. （1）仮想事例4における3Dデータの保護の必要性について、下記のうち、あてはまるものを御回答下さい。（複数回答可）

【図表 5（1）A】　3Dデータの保護の必要性（単純集計）

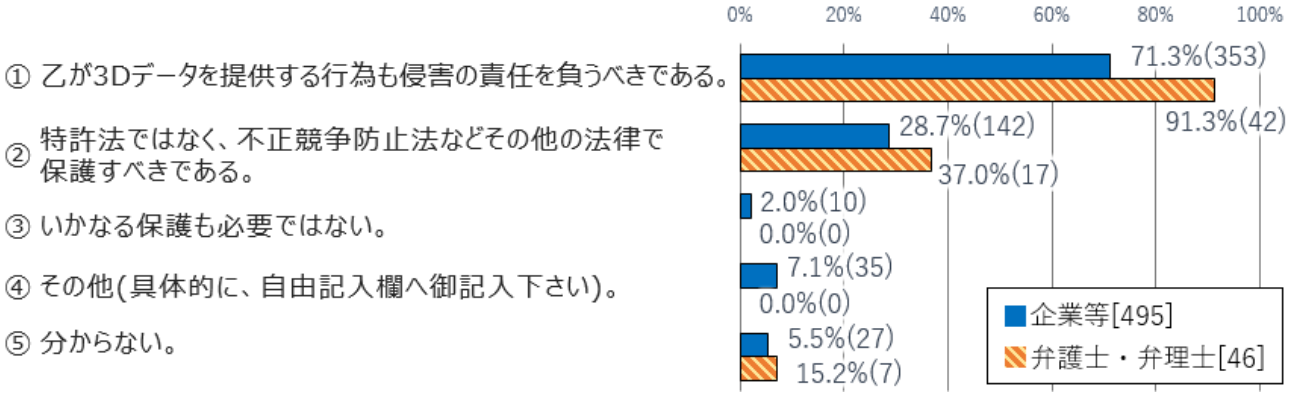

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても①を選択した者が多かった［企：①71.3%、弁：91.3%］が、②との回答も一定程度存在した［企：②28.7%、弁：37.0%］。

④その他の回答としては、自由記入欄には、①、②に類する意見が多くある中で、国際調和や具体的なニーズの把握等、慎重な検討が必要であるべきとの意見もあった。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.118、弁：P.123、［自由記載］P.210）

5. （2）前問で①を選択した場合、乙が提供する3Dデータについて間接侵害の対象とすべきかどうか、あてはまるものを御回答ください。

【図表 5（2）A】　3Dデータについて間接侵害の対象とすべきか（単純集計）

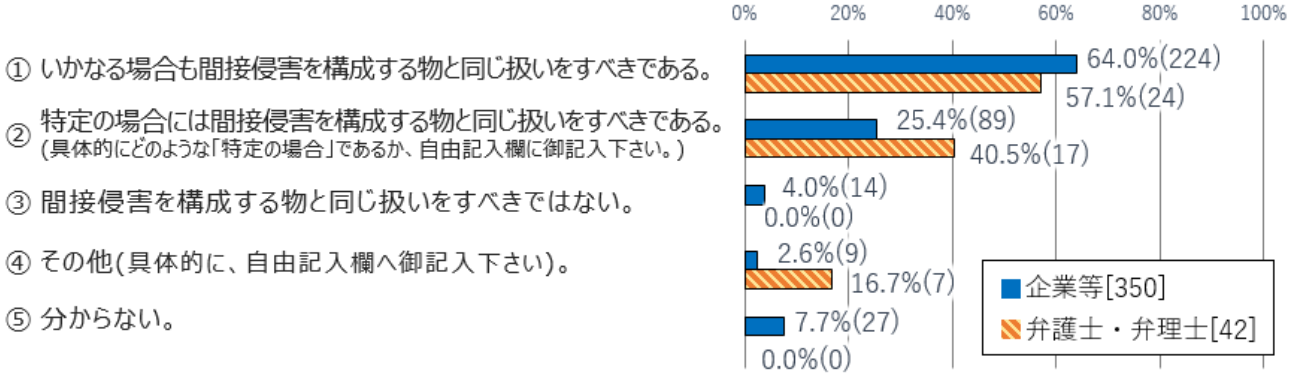

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても①を選択した者が多かった［企：①64%、弁：57.1%］。

選択肢②における「特定の場合」については、自由記入欄には、特許法第101条に規定される「生産に用いる物」を3Dデータまで拡大して「生産に用いる物」に該当する場合が挙げられた。また、3Dデータの提供者が特許実施品が製造されることを知っていた場合、ユーザーを特定する手段を講じていなかった場合等、3Dデータの提供者に関する主観的要件や行為に注目する意見が挙げられた。また、3Dデータの提供を受けた特許実施品を生産する者が特許侵害することを知っていた場合が挙げられる一方、ユーザーが権利侵害を問われないようにすべきとする意見もあった。さらに、提供される3Dデータの性質に注目して、当該データが、特許実施品製造のみに使用される場合や特定のプリンタのみに使用される場合も挙げられた。なお、その他の意見として、3Dデータをユーザーに提供後、3Dデータのまま仮想空間に利用するだけの場合等に関する懸念も挙げられた。

次の集計（図表 5（2）B）は、①又は②を選択した者を「間接侵害を構成する物（間接侵害構成物）と同じ扱いをすべき」、③を選択した者を「同じ扱いをすべきでない」に分類し、また相反する両方の分類に属する者とその他の選択肢を選択した者を「他」として、集計した結果である。

【図表 5（2）B】　3Dデータについて間接侵害の対象とすべきか（まとめ集計）

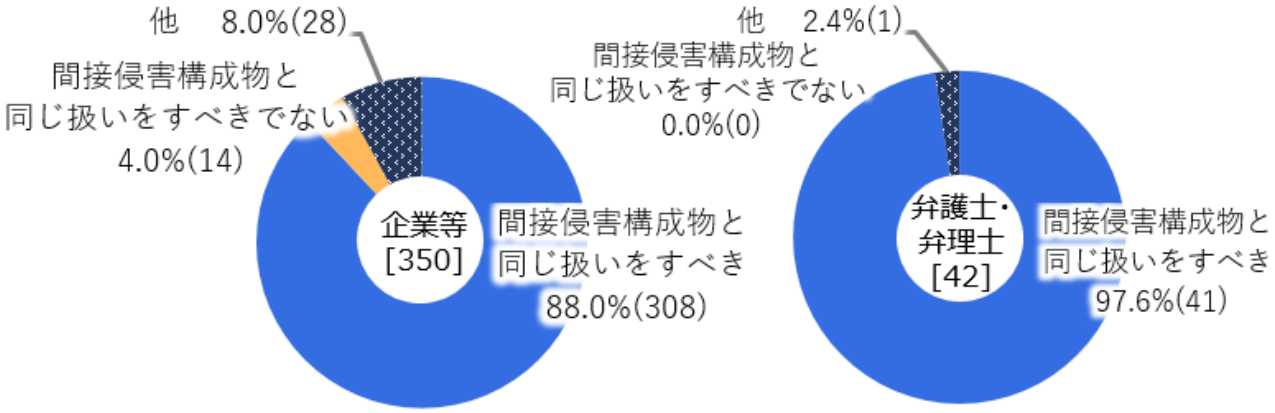

図表 5（2）Bのまとめ集計によれば、「間接侵害構成物と同じ扱いをすべき」とする者は9割近くに及んだ［企：88.0%、弁：97.6%］。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.118、弁：P.123、［まとめ集計］P.126、［自由記載］P.212）

5.　（3）仮想事例4にみられるような3Dデータの利活用に際し、知的財産上の課題を抱えた経験があれば、御記入下さい。（例：自社の製品を、無許可で3Dスキャンされ、当該データが販売されていた等。）

本設問の回答としては、仮想空間上で3Dアバターや3Dオブジェクト等を提供するに際して、これらの提供に用いる3Dデータ保護に関する知的財産権の取り扱いには課題があるとする意見、意匠において3Dスキャンとあわせて転写技術で同じ金型を模倣された経験があるとする意見、建築の設計図書では同様の課題が存在しているとの意見等が挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［自由記載］P.216）

（６）新しい形態の知的財産の保護について

【ソフトウエア特許の保護について】

6. （1）貴社は、ソフトウエア特許[13]に関する業務を行った（特許出願をした、特許権を行使した、又は行使された（ライセンスの申し込みを受けた／訴訟を提起された））ことはありますか。

【図表 6（1）A】　ソフトウエア特許業務経験の有無（単純集計）

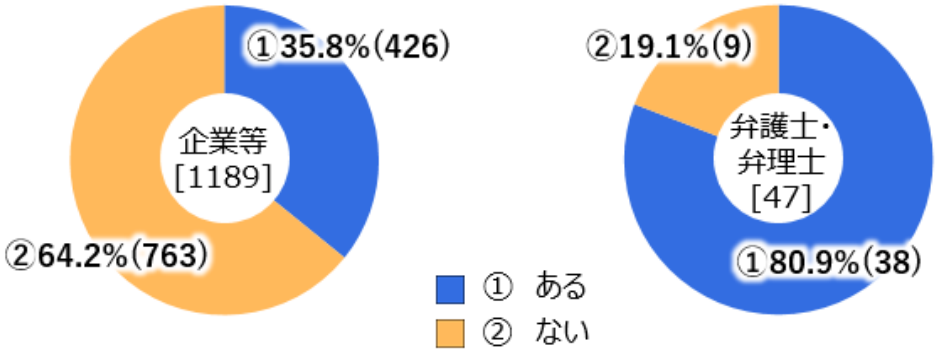

企業等において①（ソフトウエア特許に関する業務経験がある）を選択した者は4割弱、②を選択した者が6割強であった［企：①35.8%、②64.2%］。他方、弁護士・弁理士では①を選択した者が8割を超えた［弁：①80.9%、②19.1%］。

【図表 6（1）B】　ソフトウエア特許業務経験の有無（企業種別）

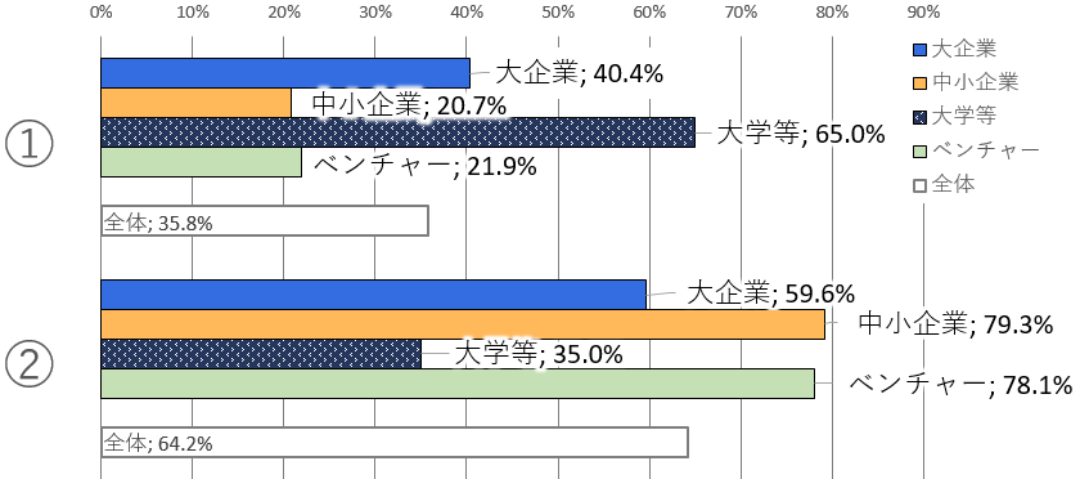

企業種別による回答傾向の違いについてクロス集計分析したところ、中小企業及びベンチャーでは②を選択した者の割合がやや高めであった［中小企業：②79.3%、ベンチャー：②78.1%,］。中小企業やベンチャー企業では、ソフトウエア特許に関する業務経験が

[13] 「ソフトウエア特許」＝コンピュータソフトウエア関連発明に係る特許。

ない傾向にある。なお、上述の設問4.　(2) のクロス集計の結果からは、AI・IoT技術関連の活動を行ったことがある者でさえも、ソフトウエア特許に関する業務経験がない者は、AI関連発明のクレームを適切に作成できない可能性がある。中小企業やベンチャー企業が、AI・IoT技術関連の活動を行う際に、適切なAI関連発明のクレームを作成することが困難になると予想される。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［クロス集計］P.135）

6.　(2) 現行の特許法におけるソフトウエア特許について、差止請求権が行使できる期間の終期として、20年は適切であると思いますか。

【図表 6（2）A】　ソフトウエア特許の差止請求権の行使期間（単純集計）

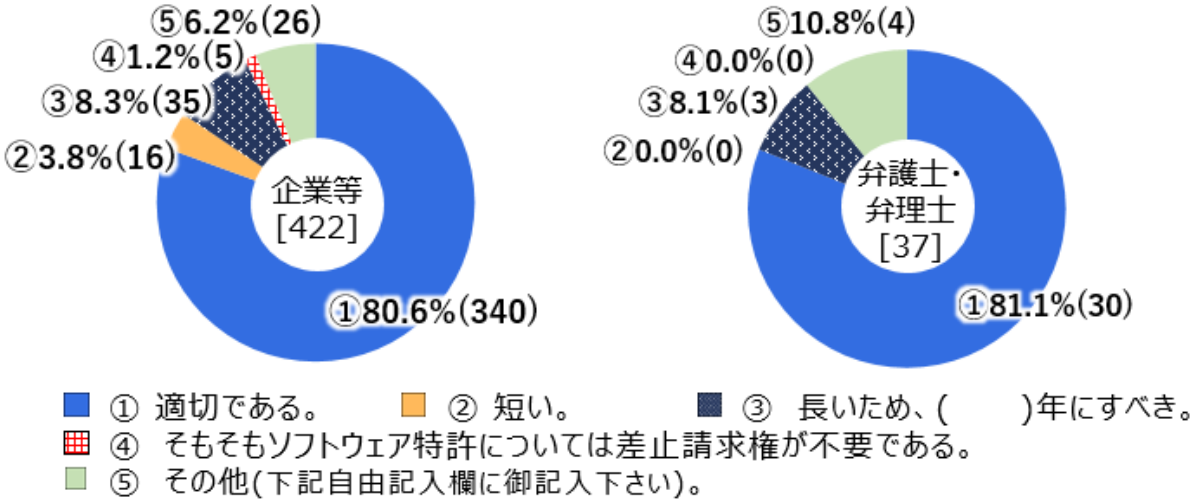

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいて①（適切である）を選択した者が多かった［企：①80.6%、弁：81.1%］。他方、②短いとする回答、③長いとする回答は少数であった。③長いとの回答で、具体的な終期として適切とする具体的年数では10年とする回答が非常に多かった。⑤その他と回答した具体的な回答としては、技術の進化スピードを踏まえると20年の保護期間は長い一方、他の特許も同様の側面はあり、ソフトウエア特許のみ短期間とすることには違和感があるとする意見や、基本ソフトウエア等は10年以上使用されるものもあり、全てのソフトウエアを同じものとして定義するのは難しいとする意見、終期よりも始期が重要であるとする意見等が挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［自由記載］P.217）

6. （3）現行の特許法におけるソフトウエア特許について、損害賠償を請求できる対象期間の終期として、20年は適切であると思われますか。

【図表 6（3）A】　ソフトウエア特許の損害賠償請求期間（単純集計）

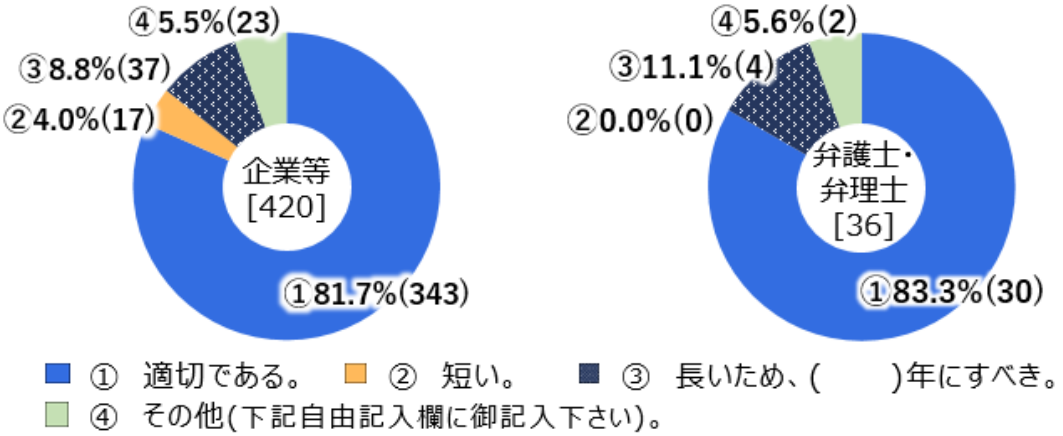

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいて①（適切である）を選択した者が多かった［企：①81.7%、弁：83.3%］。他方、②短いとする回答、③長いとする回答は少数であった。③長いとの回答で、具体的な終期として適切とする具体的年数では10年とする回答が非常に多かった。④その他と回答した具体的な回答としては、差止請求権に関する意見と同様の意見が見られた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［自由記載］P.218）

6. （4）現行特許法におけるソフトウエア特許の保護についての課題

本設問の回答としては、権利化までの期間・権利存続期間に関する課題の他、審査や権利化に関する課題、権利行使に関する課題、OSSとの関わり合いに関する課題、国際ハーモナイゼーションに関する課題等が挙げられた。具体的には、権利化に関する課題としては、人為的取り決めのようなソフトウエア特許が増えすぎている印象があるとする意見の一方、ハードとの関係の弱いアイデアが権利化されにくいとする意見や、技術的価値をもって産業の発達に寄与するものであれば、「コンピュータと協働していること」という形式的要件を課すことなく、保護対象にすべきとする意見が挙げられた。また、特許文献として存在していないことがあり権利が成立してしまうケースが見受けられるとする意見や、非常に簡単に思いつきそうな権利が成立している場合があるとする意見が挙げられた。また、権利行使に関する課題としては、内部処理については、侵害確認容易性が極めて低く、権利行使が極めて困難である点が課題であるとする意見や、ソフトウエア特許に関しては被疑侵害者にも非侵害の立証義務を負わせるべきとする意見が挙げられた。ま

た、権利の外延が分かりづらく侵害か非侵害かの判断に難があるとする意見や、これに関係して精密にクリアランス調査を行うのが労力の点で難しいとする意見、不実施特許については少し制限してもいいのではないかとする意見が挙げられた。OSSとの関わり合いに関する課題としては、ソフトウエア単体では全ての構成を持たず、他のソフトウエア（やOS）の機能を呼び出すことにより構成を満たす場合の考え方が不明であるとする意見が挙げられた。また、国際ハーモナイゼーションに関する課題としては、ソフトウエア関連の技術について世界レベルでの審査基準統一化を望む意見や、プログラムのクレームが認められない国が多いとする意見が挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［自由記載］P.219）

【実用新案制度について】

6. （5）現在の実用新案制度について、使いづらいと思われたことがありますか。

【図表 6（5）A】　実用新案制度についての課題（単純集計）

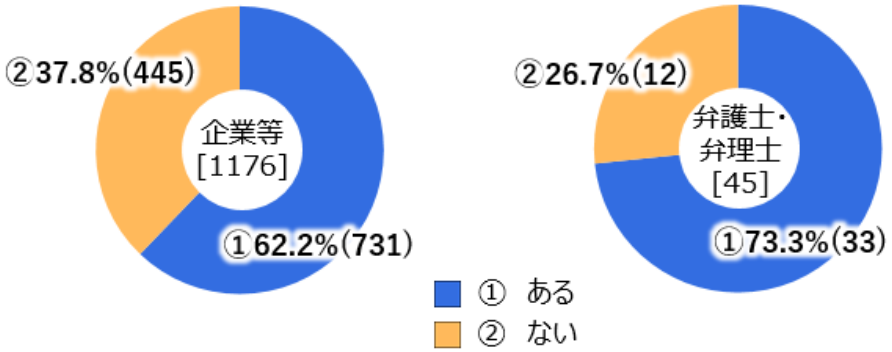

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても①（使いづらいと思ったことがある）との回答が6割～7割程度に達した［企：①62.2%、②37.8%、弁：①73.3%、②26.7%］。

【図表６（5）B】　　実用新案制度についての課題（特許関連公報等）

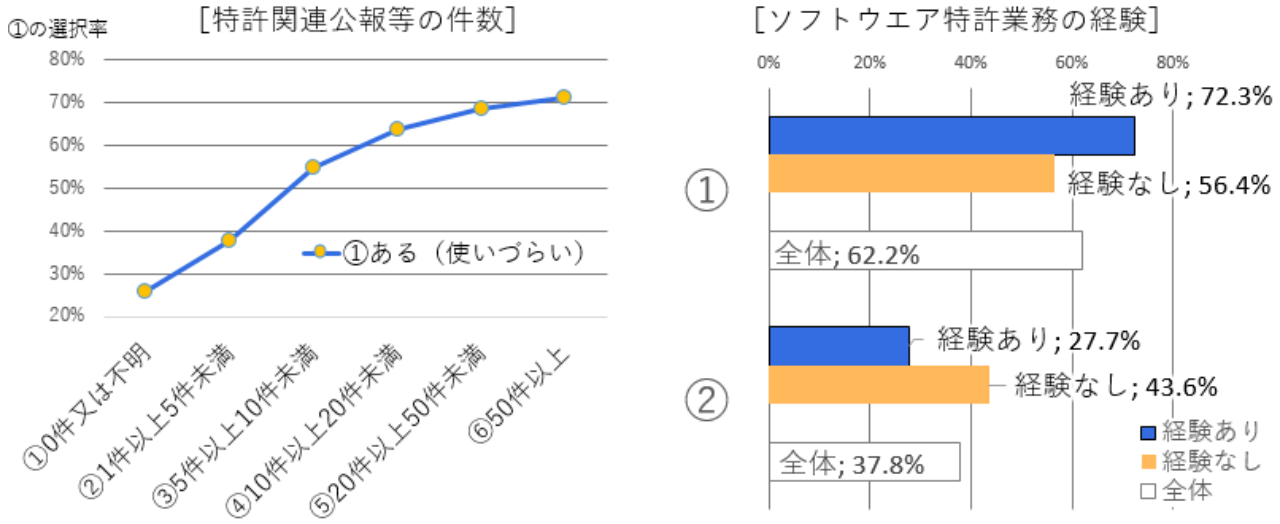

実用新案登録経験の有無[14]による回答傾向の違いについてクロス集計分析したものの、①（使いづらいと思ったことがある）の選択率に大きな違いはなかった［実用新案公報あり：64.9%、実用新案公報なし：60.6%］。他方、特許関連公報の件数[15]が多いほど①を選択した者が多くなる傾向にあった［50件以上：71.3%］。また、ソフトウエア特許業務の経験ありの場合[16]（設問6.　（1）参照）も①を選択した者が多かった［ソフトウエア特許業務の経験あり：①72.3%］。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［クロス集計］P.139、P.143）

[14] 当該企業等を出願人として、2009年1月1日～2019年12月31日に発行された登録実用新案公報があるか否か。詳細は、III．資料編　資料IIIを参照。
[15] 当該企業等を出願人として、2019年1月1日～12月31日に発行された特許の公開特許公報、公表特許公報、又は特許公報（公報発行済みのものを除く）の件数。詳細は、III．資料編　資料IIIを参照。
[16] 前掲注9、又はIII．資料編　資料IIIを参照。

6. （6）前問で①（使いづらいと思ったことがある）を選択した場合、どのような点が使いづらいと思われますか。（複数回答可）

【図表 6（6）A】　実用新案の使いづらい点（単純集計）

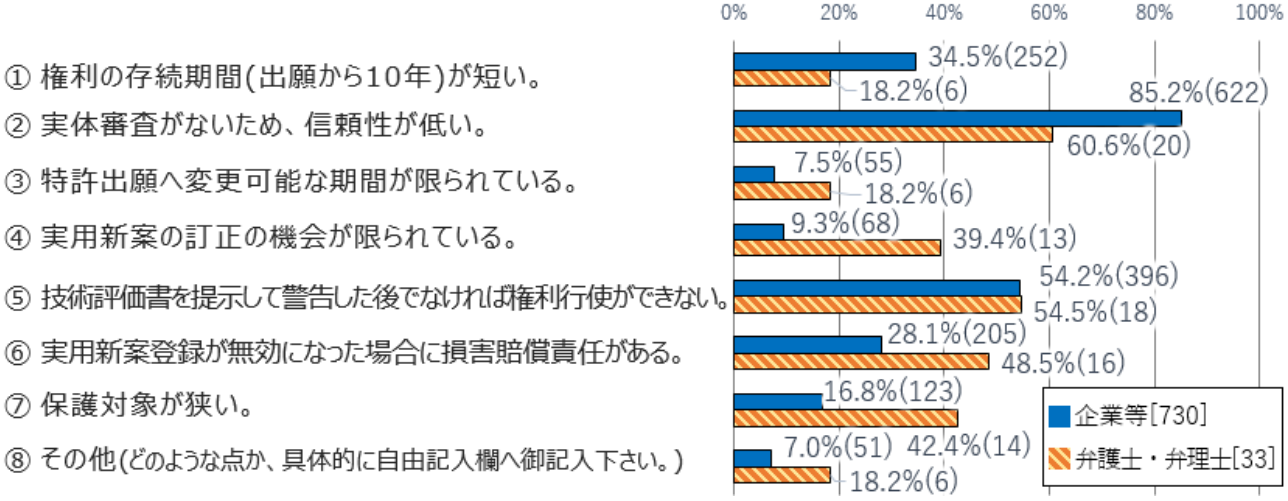

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても②を選択した者が最も多く、続いて⑤を選択した者が多かった［企：②85.2%、⑤54.2%、弁：②60.6%、⑤54.5%］。企業等では①、⑥、⑦［企：①34.5%、⑥28.1%、⑦16.8%］、弁護士・弁理士では⑥、⑦、④［弁：⑥48.5%、⑦42.4%、④39.4%］の選択肢が続いた。

⑧その他としては具体的には、自由記入欄には、化学分野の発明、ソフトウエア発明、方法発明等が保護されないとする意見、公報の発行が早く公開されてしまうとする意見、有効性の判断が特許と実質的に同じであるとする意見、内部の工数や代理人費用を考慮すると特許と費用の差が大きくないとする意見等が挙げられた。また、諸外国との比較として、ドイツや中国の実用新案制度は、特許出願との二重出願が認められている、技術評価書がなくとも権利行使できる、権利無効となった場合でも権利者側の損害賠償責任が問われない等のメリットがあり、早期に権利活用したい場合に利用するとの意見があった。さらに、制度の改善提案として、実体審査を実施し、登録要件は特許よりも緩和し、権利行使の際の賠償額に制限をかける等、権利の信頼性と制約とのバランスが取れた制度とすべきとの意見が挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［自由記載］P.224）

6. （7）前問で⑦（保護対象が狭い）を選択した場合、現行の実用新案の保護対象は物の構造等ですが、新たに保護すべき対象はありますか。（複数回答可）

【図表 6（7）A】　実用新案の新たな保護対象（単純集計）

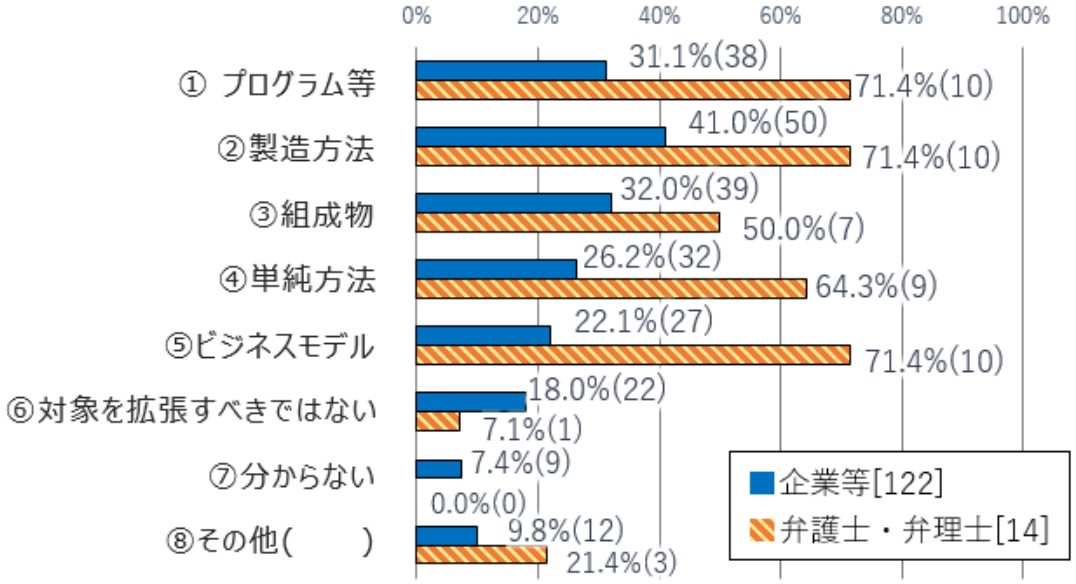

新たに保護すべき対象について、企業等における①～⑤の選択率は同程度であったが、②（製造方法）の選択率が若干高かった［企：①31.1%、②41.0%、③32.0%、④26.2%、⑤22.1%］。弁護士・弁理士でも①～⑤の選択率は同程度であったが、③（組成物）の選択率が若干低かった［弁：①71.4%、②71.4%、③50.0%、④64.3%、⑤71.4%］。なお、企業等における選択率が全体として弁護士・弁理士よりも低い点については、1者が選択する新たな保護対象の数が少なかった可能性が考えられる。

また、新たな保護対象について業種による回答傾向の違いをクロス集計分析したところ、次の図表 6（7）Bに示す結果となった。図表 6（7）Bは、選択肢①～⑥において、選択率が50%以上だった業種を挙げたものである。

【図表６（7）B】　実用新案の新たな保護対象（業種）

① プログラム等		②製造方法	
電気・ガス・熱供給・水道業	100% (2)	その他の製造業	100% (5)
情報通信機械器具製造業	100% (1)	非鉄金属製造業	100% (2)
繊維工業	100% (1)	繊維工業	100% (1)
学術研究、専門・技術サービス業	100% (1)	情報通信機械器具製造業	100% (1)
生産用機械器具製造業	66.7% (4)	学術研究、専門・技術サービス業	100% (1)
サービス業	66.7% (2)	生産用機械器具製造業	83.3% (5)
業務用機械器具製造業	66.7% (2)	食料品製造業	80% (4)
情報通信業	55.6% (5)	輸送用機械器具製造業	77.8% (7)
		金属製品製造業	50% (3)
		はん用機械器具製造業	50% (1)
		電気・ガス・熱供給・水道業	50% (1)
③組成物		④単純方法	
非鉄金属製造業	100% (2)	繊維工業	100% (1)
石油製品・石炭製品製造業	100% (2)	情報通信機械器具製造業	100% (1)
繊維工業	100% (1)	学術研究、専門・技術サービス業	100% (1)
情報通信機械器具製造業	100% (1)	生産用機械器具製造業	66.7% (4)
化学工業	71.4% (20)	はん用機械器具製造業	50% (1)
食料品製造業	60% (3)	電気・ガス・熱供給・水道業	50% (1)
⑤ビジネスモデル		⑥対象を拡張すべきではない	
繊維工業	100% (1)	ゴム製品製造業	100% (2)
情報通信機械器具製造業	100% (1)	鉄鋼業	100% (1)
電気・ガス・熱供給・水道業	50% (1)	はん用機械器具製造業	50% (1)

業種別の回答傾向をクロス集計分析した結果、3者以上かつ50%以上の選択率となったものは以下のとおりであった（図表６（7）Bにおいて赤文字で示す）。

①プログラム等 … 生産用機械器具製造業、情報通信業
②製造方法 … その他の製造業、生産用機械器具製造業、食料品製造業、輸送用機械器具製造業、金属製品製造業
③組成物等 … 食料品製造業、化学工業
④単純方法 … 生産用機械器具製造業

⑧その他の具体的回答として、自由記入欄には、①～⑤以外の対象は挙げられなかった。なお、その他意見として、実用新案に相互に利用（ライセンスし易い）制度も加えてAI・IoT関連の小発明の保護と利用の促進を図ってはどうかとする意見がある一方、プログラムやビジネスモデル等、安易に実体審査のない実用新案で保護すると市場が委縮、混乱し、知的財産権の価値も全体として低下するリスクがあるとする意見も挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［クロス集計］P.145、［自由記載］P.226）

6. （8）実用新案の料金について、どう思われますか。

【図表 6（8）A】　実用新案の料金（単純集計）

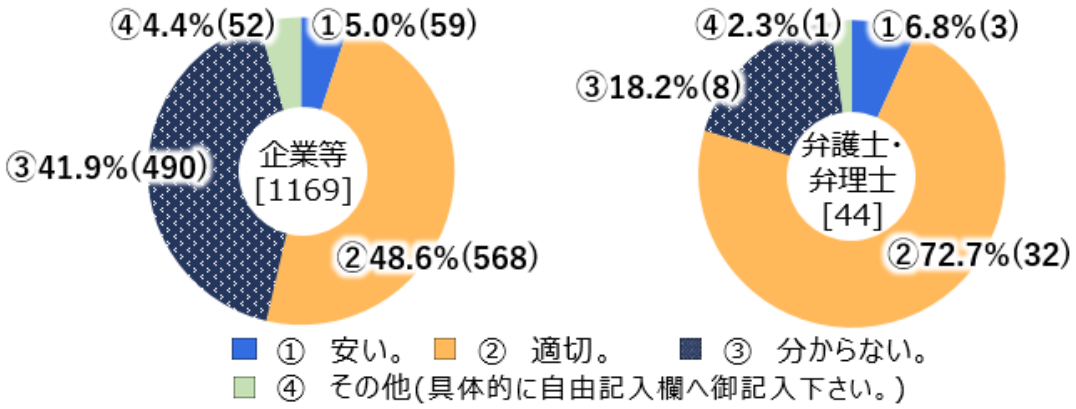

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても②（適切）を選択した者が最も多かった［企：②48.6%、弁：②72.7%］。ただし、企業等では③（分からない）を選択した者も4割程度存在した［企：③41.9%］。④その他の具体的な回答としては、特許の審査請求費用と比較すると実用新案技術評価書の料金は安価であるとする意見がある一方、広く技術評価書を請求するには高いとする意見も挙げられた。また、保護期間が特許の半分と考えると高いとする意見や、代理人費用まで含めると割高に感じるとする意見も挙げられた。一方で、他社の妨害を目的とした実体性のない実用新案の出願を抑制するために実用新案関連の料金は現状よりもっと高くすべきとの意見も挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［自由記載］P.226）

【ライセンスに関連する制度】

6. （9）日本でも「ライセンス・オブ・ライト（LoR）」[17]の制度が導入された場合を想定すると、どのような場合に、特許権者としてLoRの仕組みを活用したいと思いますか。（複数回答可）

【図表 6（9）A】　LoRの活用（単純集計）

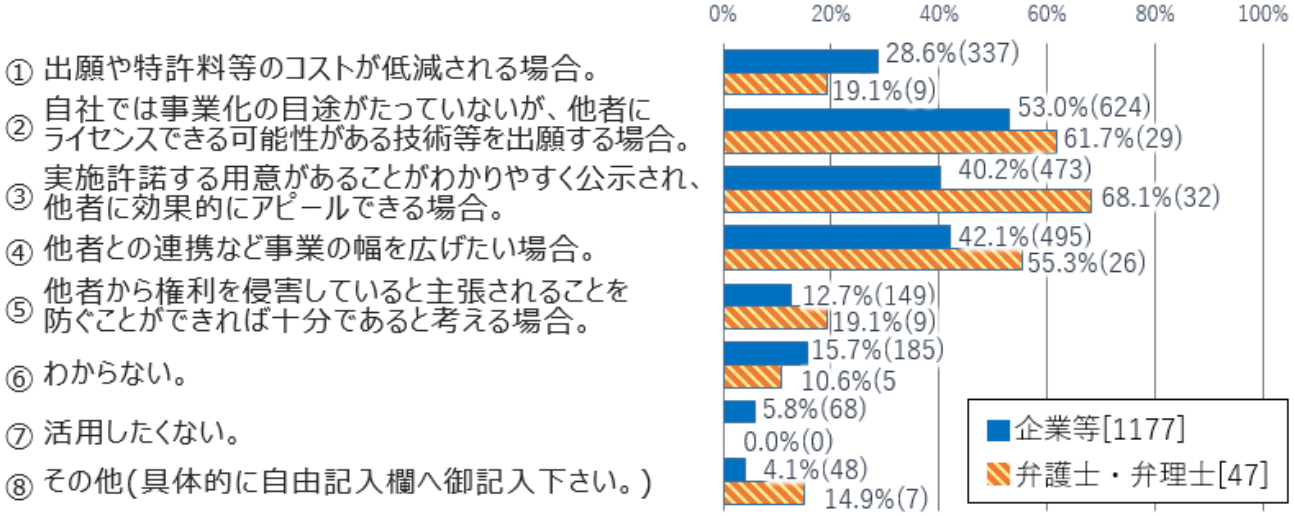

企業等、弁護士・弁理士のいずれにおいても②、③、④を選択した者が多かった［企：②53.0%、③40.2%、④42.1%、弁：②61.7%、③68.1%、④55.3%］。

次の集計（図表 6（9）B）は、①から⑤を選択した者を「活用したい」、⑦を選択した者を「活用したくない」に分類し、また、相反する両方の分類に属する者その他の選択肢を選択した者を「他」として、集計した結果である。

【図表 6（9）B】　LoRの活用（まとめ集計）

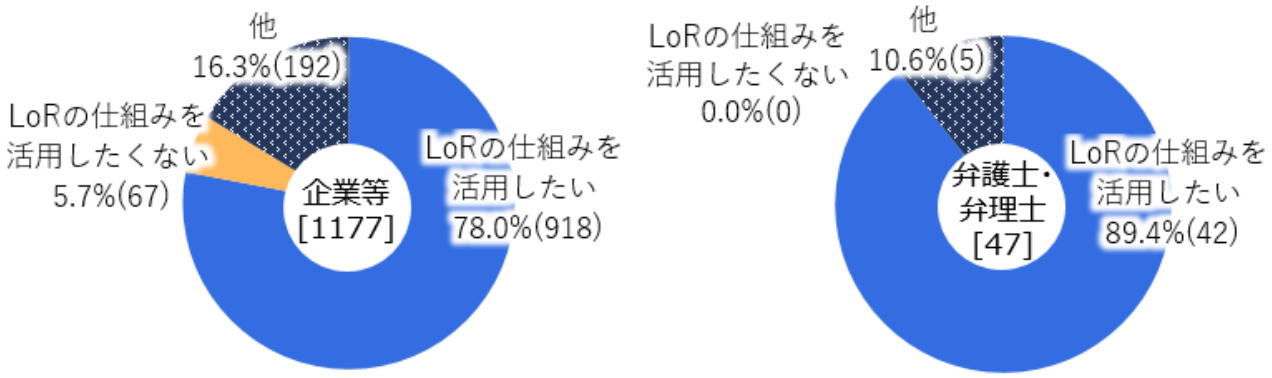

[17] 諸外国では、いわゆる「ライセンス・オブ・ライト」(LoR)を導入している国があります。この制度の下では、特許権者は、ある特許について他者に実施許諾する用意があるという意思を登録し、実施許諾を受けることを希望する者に対して、一定の手続きを行えば希望する範囲で必ず通常実施権を与えるとともに、他社には、合理的な実施料を支払う義務を課すというものです。

図表６（9）Bのまとめ集計によれば、「LoRの仕組みを活用したい」は、企業等で78.0%、弁護士・弁理士で89.4%であった。企業等も弁護士・弁理士も、LoRの仕組みを活用したいと考えている者が大多数であることが分かる。

⑧その他の具体的な回答の中でも賛成・肯定的意見が多かったが、反対・消極的意見も一定数存在した。賛成・肯定的な意見において挙げられたケースとしては、大学等の教育研究機関における特許、公共事業等に係る特許、規格に関する特許、オープン＆クローズ戦略におけるオープン部分等に活用されるとの意見、契約交渉が簡略化できる雛形やモデルケースが用意され、契約交渉にかかる工数が削減できる場合には活用したいとする意見、立証責任や証拠収集、損害額の算定等について特許権者が有利になる等のメリットがあれば活用したいとする意見が挙げられた。一方で、反対・消極的な意見としては、仮に訴訟されたとしても敗訴してリーズナブルロイヤリティを支払えばよいのだから、侵害の温床となりかねないとする意見や、いくら安価になるといっても、競合への実施許諾を拒否できない制度は利用できないとする意見が挙げられた。また、上記のとおりオープン＆クローズ戦略においては肯定的な意見があった一方、LoRを利用することで戦略が他社に推測されてしまうという意見もあった。さらに、その他の意見として、特定事業者に専用実施権又は独占的通常実施権を設定した際にはLoRの取下げを認めるべきとの意見、過去の特許料が支払われることでLoRの取下げを可能とする制度を望む意見、実施許諾を容易にする仕組みとして既に運用されている「開放特許データベース」について、ライセンス内容の不透明性、交渉の煩雑さ、件数の少なさ等が普及の歯止めとなっているとする意見、制度趣旨の観点から、中小企業・スタートアップ企業の成果物である特許発明の実施活性化を目的としてLoRを議論すべきとする意見があった。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［まとめ集計］P.126、［自由記載］P.227）

6. （10）他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針を用いていますか（複数回答可）。

【図表 6（10）A】　ライセンス料の指針（単純集計）

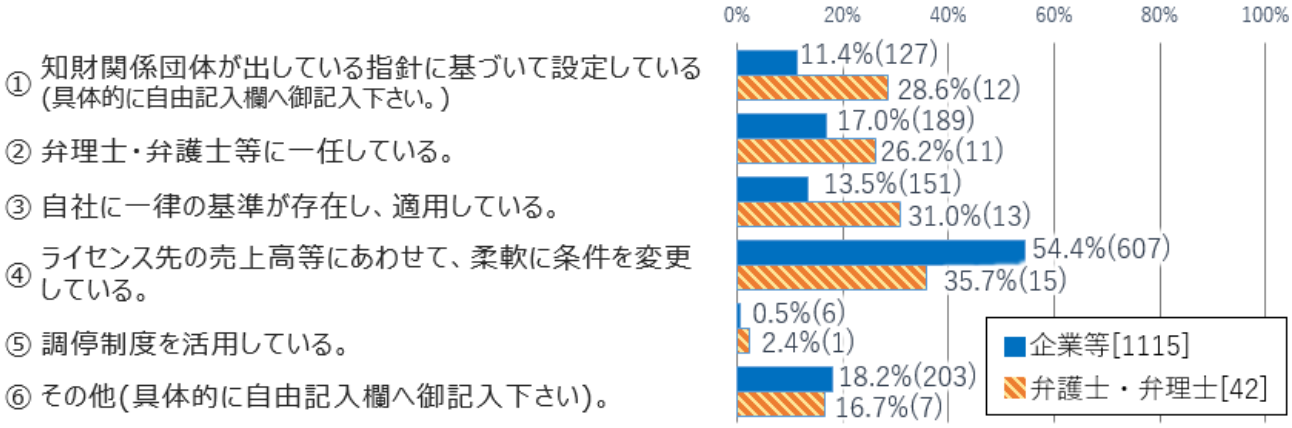

企業等では半数程度の者が④を選択した［企：④54.4%］。一方、弁護士・弁理士では①～④を選択した者が一定程度存在した［弁：①28.6%、②26.2%、③31.0%、④35.7%］。

選択肢①の具体的指針としては例えば、「ロイヤルティ料率データハンドブック」[18]、「実施料率―技術契約のためのデータブック」[19]、「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～」[20]等の資料が挙げられた（資料編参照）。⑥その他の具体的回答としては、特許をライセンスすることで自社製品の売り上げ拡大が狙える場合は格安に設定するとする意見や、類似のジャンルでの判決を参考とする意見、設計変更により権利回避できてしまうものはメリットがある金額を設定するとする意見等が挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［自由記載］P.229）

[18] 経済産業省知的財産政策室「ロイヤルティ料率データハンドブック」（財団法人経済産業調査会、2010年）
[19] 発明協会研究センター「実施料率―技術契約のためのデータブック」（社団法人発明協会、2003年）
[20] 特許庁「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～」https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11064840/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2009_06.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］

（７） 特許庁のレジリエンス向上について

7. （1）緊急事態宣言発令[21]後、特許庁における手続き又は審査の面で、お困りの御経験がありますか。

【図表７（1）A】　緊急事態宣言発令後の手続きで困った経験（単純集計）

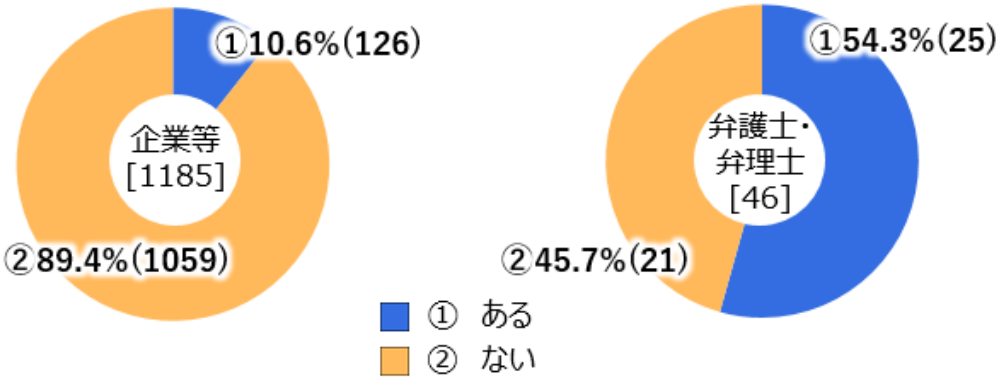

企業等では②（ない）との回答が大半であった［企：①10.6%、②89.4%］。他方、弁護士・弁理士では①（ある）と②（ない）との回答は同程度であった［弁：①54.3%、②45.7%］。具体的には、法定・指定期間徒過の救済、紙書類、郵送、各種証明書の押印・署名、電子出願システム、テレビ面接審査に関する意見等が挙げられた。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［自由記載］P.231）

[21] 2020年4月7日に発出され、5月25日に解除された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を意味する。本アンケート調査は2020年8月～9月に行われた。

（８）その他

8. （1）貴社において、令和元年度の特許等収支はプラスになっていますか。

【図表 8（1）A】　特許収支（単純集計）

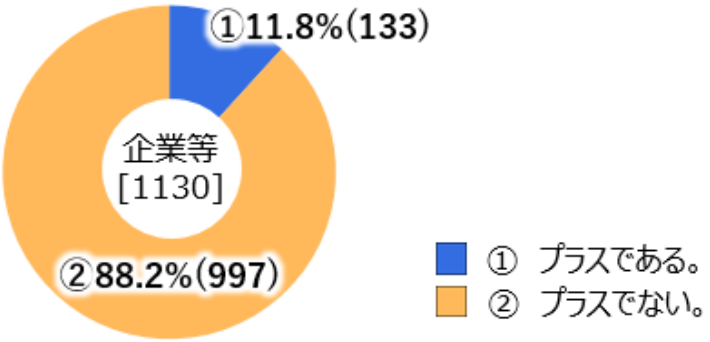

選択肢①（プラスである）との回答は1割程度であり、②（プラスでない）との回答が大半を占めた［企：①11.0%、②88.2%］。

【図表 8（1）B】　特許収支（業種）

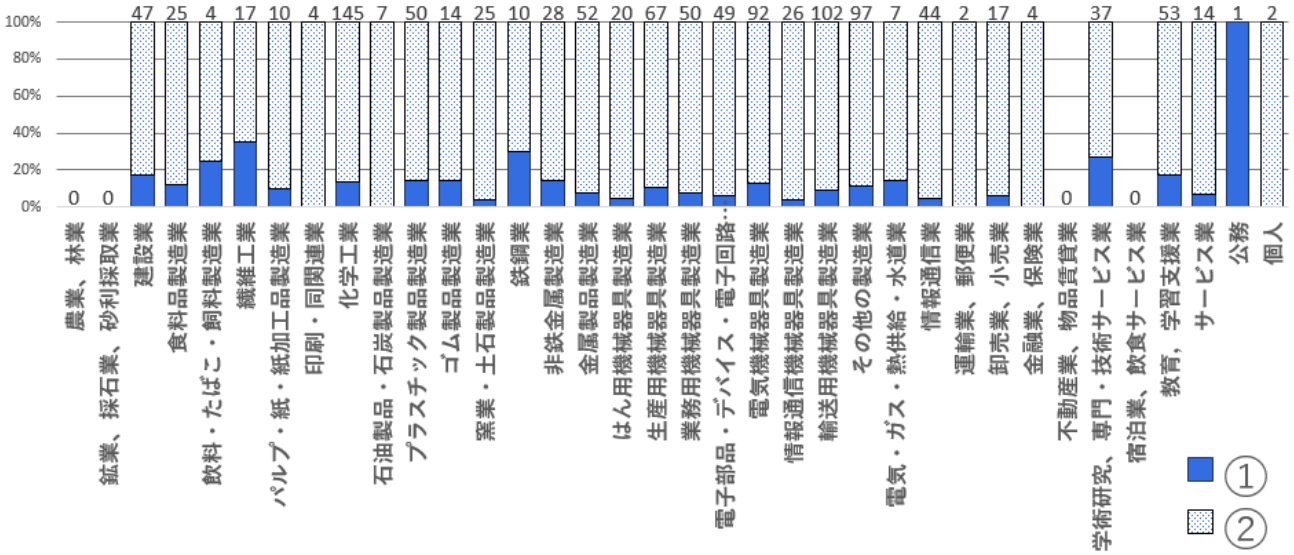

業種別の回答傾向についてクロス集計分析を行ったところ、選択肢①（プラスである）との回答割合が比較的高めであったのは、公務［①100%（1：カッコ内は回答者数）］、繊維工業［①35.3%（6）］、鉄鋼業［①30%（3）］、学術研究、専門・技術サービス業［①27%（10）］、飲料・たばこ・飼料製造業［①25%（1）］であった。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、［クロス集計］P.136、P.145）

8. （2）最後に、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度や、特許業務のレジリエンス向上のため、上記アンケート中で触れられなかった部分で、御意見・御要望があれば、御記入下さい。

種々の意見が寄せられた。例えば、先行出願をAI技術により特定していくサービスをJ-Platpatで使えるように希望する意見や、出願時の内容に対するAIによる特許性診断等、審査におけるAI技術の適用に関する意見が挙げられた。また、審査請求料等が出願番号入力により把握できることを希望する意見や、米国のprivate PAIRのように、特定の端末を用いなくても対庁手続ができるシステムの導入を希望する意見等、ユーザビリティの向上を望む意見が挙げられた。サプライチェーンの多様化やオープンイノベーションが推奨される社会情勢に鑑みて、例えば、特許による差止に一定の制限を設ける一方で、実施者が特許の実施に応じて正直に対価を支払うことを促進する制度設計を希望する意見や、産業発展という観点から、知財権利者の利益を確保しつつも、ビジネスを実施する側の自由度も確保されるような新たな知財関連法の改正、ルールが必要とする意見等、近年の産業構造に鑑みた制度設計に関する意見が挙げられた。詳細は、資料編に記載する。

（詳細はⅢ．資料編参照：［単純集計］企：P.119、弁：P.124、［自由記載］P.235）

４．海外ヒアリング調査結果

（１）海外ヒアリング調査対象

外国企業等（米国10者、中国9者）及び現地法律事務所（米国2者、中国2者）に対してヒアリングを行った。以下では、海外ヒアリングで得られた知見について各国ごとにまとめて説明する。

調査項目・仮想事例については国内アンケート調査と同様であるため、III. 資料編　資料Iを参照。また、海外ヒアリング結果詳細についてはIII. 資料編　資料Vを参照。

（２）複数の事業者等による特許発明の実施における課題

2. （1）複数の事業者等が相互に共同した上で仮想事例1のようなサービスSを自国で提供することに関し、特許権者、または事業者からみて、特許権の行使に関する課題があると感じるか。

米国、中国のいずれにおいても無回答者を除く全ての回答者が課題ありと回答した。

（詳細はⅢ．資料編参照：P.241）

2. （2）貴社が仮想事例1における特許権者である場合に、具体的にどの点で課題があると感じるか。

米国回答

- 米国では判例法により間接侵害（誘引侵害及び寄与侵害）主張の前提として直接侵害の存在を立証する必要があり、本事例では事業者B及びCが事業者Aの指揮・管理下にあったのか否かがポイント。（事務所）
- 特許のクレームの書き方によっても様々な課題が生じ得る。方法特許か製品特許かによって取扱いが異なる。Akamai事件[22]等に鑑みれば、クレームのカテゴリや、単一主体の行為が含まれるようにクレームされているのか否か等も問題。（企業）

中国回答

- 事業者A、B、C全てに対する共同侵害の主張、個別の事業者に対する間接侵害の主張を検討できる。一定の要件が満たされれば現実の実施を伴わずとも直接侵害の責任を追及できると判示された事例[23]がある。ただし、一部外国で実施されるケ

[22] Limelight Networks, Inc. v. Akamai Techs., Inc., 134 S. Ct. 2111 (2014)
[23] 最高法知民終147号（2019）：最高人民法院は特許方法の実施にどのハードウエアが実質的に寄与したのかをもって、どの実施主体が法的責任を取るべきかを判断するといった手法を採用し、当該特許権に係る方法を直接実施していないが、侵害行為を実現させた主要ハードウエアを製造したことを特許法上にいう侵害行為として認定すべきであり、当該主要ハードウエアの製造、販売の申出、販売行為を差し止めるべきと判断した。

ースに及ぶのか否かは不明。（事務所）

・現実問題として、侵害発見、証拠収集、侵害立証は困難であり、交渉は難航する可能性がある。サーバーが国外にある場合に保護を受けられるのか否かは不明。事業者A、B、及びC間の関係、ビジネスモデル、侵害への貢献度等を考慮すべき。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.241）

2. （3）上記（2）において事業者Aのサーバーが、外国Rに設置されている場合に、具体的にどの点で課題があると感じるか。

米国回答

・特許に含まれるクレームの記載スタイル、及び、システム制御の実行場所及び得られる利益の享受場所が米国内なのか否かがポイント。海外の法域によっては、海外に特許ポートフォリオを持ち、米国と当該法域との間で協調して権利行使活動をすることが役立つ場合がある。（事務所）

・特許権者Xは、R国において特許権を必要とする。海外特許を介してクロスライセンスという選択肢もあり得る。（企業）

・外国Rにおいて特許権を有することは有意義であるが、事業が米国と十分な関係性を持っていれば米国特許を使用できる。（企業）

中国回答

・属地主義の原則及びオールエレメントルールの考え方に基づけば、外国Rの特許権を有していても、中国で侵害が認められるのか否かは不明。現実の問題として、海外における証拠の収集が難しい。（事務所）

・現実問題として、海外における証拠収集、クラウドベースの場合の実施場所（国）特定は困難。それぞれの国に権利があり、それぞれの国で一部しか実施されていない場合における、権利行使の可否が不明。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.243）

2. （4）上記（3）において、貴社が外国Rの特許権を有していない場合に、事業者Aに対してどのような行動をとるか。

米国回答

・米国特許がシステムクレームを含み、システム制御の実行場所及び得られる利益の享受場所が米国内であれば、事業者Aのサーバーが外国Rにあっても侵害が成立する可能性がある。したがって、特許権者Xは、事業者Aの所在地にかかわらず、事業者Aとのライセンス交渉を試みること、或いは事業者Aを提訴することができる。（事務所）

・事業者の住所、侵害行為の発生地、顧客の所在地等を考慮する。状況によって、外国企業が米国の訴訟に巻き込まれることもある。クレームの形態や、複数事業者間の関係に依存する。（企業）

中国回答

・設問2. （2）で回答した事例のように、人民法院が柔軟な判断をする可能性があるため、ライセンス交渉は試みるべき。（事務所）

・相手が中国企業で、サービスを提供している場所が中国であれば、サーバーの設置国にかかわらず、中国特許を基にライセンス交渉すべき。法的な有効性はともかく、外国の悪質な侵害者に対して少なくとも警告状を出したい。（企業）

（詳細はⅢ. 資料編参照：P.244）

2. （5）特許権者Xが、事業者Aに着目して、発明の技術的特徴（最も重要な部分）である処理a'についての権利化及び権利行使を検討することについてどのように感じるか。

米国回答

・事業者Aによる侵害を主張できるように、継続／一部継続出願や再発行特許出願等による重要な特徴点「処理a'」のみに焦点を当てた別の特許権利化を強く勧める。なお、一部のプロセスに限定することについて、損害賠償額の観点における特許価値低下の可能性、サーバー内部で行われる処理についての侵害立証容易性について留意すべき。（事務所）

・処理a'が検出できるのか否か、及び、処理a'の実行場所を特定できるのか否かにおいて、潜在的な問題がある。（企業）

中国回答

・サーバーaの処理a'に限定した権利取得が可能であり、ユーザーによる行為を避ける等、書き方を工夫する。ただし、処理a'が単なる計算やプログラム的な処理であると特許適格性の点で権利化が困難と思われる。侵害行為の立証・検証の容易性も重要な要素であり、「入力―出力」型クレームはこれらを比較的容易にするのではないか。（事務所）

・本事例のような分割侵害を回避できるようなドラフティングに関する指針、或いは分割侵害自体を規制する仕組みはできないか。また、出願書面に詳細を開示すると代替法で迂回される懸念がある。権利化できたとしても、現実にサーバーでの処理について証拠収集することが難しい。（企業）

・記載要件が過度に厳しくみられると、処理a'以外の処理を含まないように記載することが困難になるのではないか。（企業）

（詳細はⅢ. 資料編参照：P.245）

2. （6）上記（1）～（5）の他、特許権者又は事業者の観点で、特許発明を複数事業者等が実施する場合に課題と感じることや、実際に困った経験等。

米国回答

・特許権者の観点において、侵害時・場所の検出、取引先の関与、権利行使した場合のビジネスへの影響、等を考慮しなければならない。事業者の観点において、免責（補償）条項等の契約内容の考慮、「指揮及び管理」の適切な理解等が課題。（事務所）

中国回答

・中国の権利侵害責任法（2010年7月1日より施行）[24]によれば、事業者間の共謀の有無にかかわらず特許権の共同侵害が認められる可能性がある。また、方法特許発明について現実の実施がなかったが侵害行為を実現させた主要ハードウエアの製造をもって侵害行為と認定された事例[25]が存在する。中国では、純粋なアルゴリズム的特徴を構成要件とする発明が特許法上の保護対象とされていない[26]。（事務所）

・特許権者の観点において、一部の業者が顧客又は潜在的な顧客である場合に、自身のビジネスに影響することから、訴訟という手段をとりにくい。（企業）

・事業者の観点において、特定の特許が必然的に複数主体による実施となる可能性がある場合に、責任主体を明確にして適切な責任追及ができるような制度があるとありがたい。（企業）

・スタートアップの観点において、こうした問題について検討する時間、リソースが不足していることが課題。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.246）

[24] 権利侵害責任法第1章第2条「民事的権利の侵害は、本法に従って侵害責任を負うものとする。本法に言う民事的権利には…特許権…が含まれる。」、同第2章第8条「二人以上が共同で侵害行為を実施して他人に損害を与えた場合、連帯責任を負うものとする。」、同9条「侵害行為を教唆または幇助した者は、侵害行為を実施した者との連帯責任を負うものとする。」という規定がある。同8条にいう「共同侵害」の成立要件として、「故意性」が必要か否かについて、定説がなく学説は分かれているが、司法実務では事前の意志疎通が必要とされず侵害の結果があれば、共同侵害が成立するものとされている。

[25] 前掲注23

[26] 「「専利審査指南」の改正に関する公告（第343号）　日本語仮訳」　独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20191231.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］特許審査指南第二部分第9章第6節（2020年2月1日施行）:「アルゴリズム特徴またはビジネスルールと方法の特徴を含む発明特許出願の審査に関する関連規定」が新設され、「技術課題を解決するためのもので」かつ「応用可能性があるもの」であれば、アルゴリズム的な特徴を一部有しても権利保護対象とするべきであるとの事例が示されている。

（3） プラットフォーム型ビジネス等における課題

3. （1）Yが仮想事例2において動画データの提供（サービスS）により、各ユーザーから閲覧回数又は閲覧期間に応じた利用料（対価1）を得ている場合に、Xの損害額は何を単位として算定するのがよいか。

米国回答

・米国では「合理的なロイヤリティ」又は「逸失利益」の枠組みの下で損害賠償を求める。損害額の算定においては、事案固有の事情や業界慣行等も考慮しつつどのようなファクタ[27], [28]を用いるのかを総合的に判断する。（事務所）

・損害の計算は、事業者Yにより利用された収益モデルに直接的に基づくべき。特許発明に帰する支払額の割合にもよる。全体市場価値ルール（entire market value rule）が与える潜在的影響を考慮すべき。（企業）

中国回答

・中国では侵害者が権利侵害により得た利益によって損害額を確定できる。2015年に改正された司法解釈[29]に基づけば、閲覧回数又は閲覧期間に応じた利用料を、サービスの単価と考えることもできる。利益額の確定が難しい場合に、人民法院が許諾使用料の倍数を参照して合理的に賠償額を確定、又は、法定賠償額[30]を確定することができる。（事務所）

・Xの損失算出は、Yの実際の収益方式・課金モデル（閲覧回数、期間等）に基づくべき。収集できる情報に基づき総合的に判断されるべき。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.248）

3. （2）Yが動画データの提供（サービスS）を無償で行い、Sに関連するサービスS’の提供により各ユーザーから利用料（対価2）を得ている場合に、Xの損害をどう考えるか。

米国回答

・Xが同様のサービスを提供している場合、「逸失利益」の枠組みの下で、S’が特許に係るサービスSに附帯した販売であると主張することができる。S’の提供とSの提供とが機能的に関連しているのか否かが問題である。「合理的なロイヤリティ」

[27] Georgia-Pacific Corp. v. United States Plywood Corp., 318 F. Supp. 1116 (S.D.N.Y. 1970)
[28] Panduit Corp. v. Stahlin Bros. Fibre Works, Inc., 575 F.2d 1152 (6th Cir. 1978)
[29] 「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定　日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20010701_rev.pdf［最終アクセス日：2021年2月25日］21号第20条第2項：「権利侵害製品の市場販売総数に、権利侵害製品の単位ごとの合理的利益を乗じて得た額に基づいて計算することができる。権利侵害者が権利侵害により得た利益は、一般に権利侵害者の営業利益により計算し…」
[30] 同上第21条

の枠組みの下で、S'から得られるYの収入は、Sの侵害に帰するとされる範囲において、Sのライセンスに関する仮想ライセンシーの支払意思額の要素として考慮できる。損害賠償以外に、差止、場合によっては反トラストも考慮する。（事務所）

・サービスSの使用とサービスS'に関連して得られたYの利益との関係に依拠する。Yが不当利得を得ているとすれば逸失利益に基づく損害を考慮すべき。業務上の信用棄損を主張して損害賠償を請求できる可能性、その他差止、不正競争等の他の可能性も考慮すべき。（企業）

・大企業では回復不能な損害の証明が困難であり、eBay判決[31]の4要件に基づく差止救済は認められにくい。（企業）

中国回答

・S'の提供による利益額も「合理的利益」として考慮される可能性がある。また、法定賠償額が適用される可能性もある。サービスS'の収益とサービスSの使用との間に因果関係によっては、S'から得られる利益も考慮すべき。（事務所）

・サービスS'がXの特許に関連して実施されているのであれば、Yの合理的な収入はすべてXの損失とみなされるべき、少なくとも不正競争とみなされるべき。悪質な場合には懲罰的損害賠償も認めるべき。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.249）

3．（3）ユーザーから受信したデータDに基づく広告をYのサーバーからユーザー端末に提供することによりYが広告事業者から報酬を得ている場合に、Xの損害をどのように算定すべきか。

米国回答

・上記3．（2）と同様であるが、現実問題として広告料の支払いが特許発明の使用に帰することを証明するのは困難かもしれない。（事務所）

・合理的なロイヤリティ又は逸失利益が計算されるべき。合理的なロイヤリティは、収益源に関係なく、事業者Yの収益から按分されるサービスSからの利益や価値の大きさに対して適用され得る。（企業）

中国回答

・上記3．（2）と同様であるが、広告がサービスSの使用から独立して成立しているのか否かによって判断されるべき。たとえば、広告料の支払い額がサービスSの使用頻度に基づいているとすれば、Xの損害額として算定できる。（事務所）

・上記3．（2）と同様である。広告収入を得られるのは、サービスSの提供により、ユーザー数及び閲覧数を得ているためである。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.251）

[31] eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006)

3. （4）上記（1）～（3）の他、プラットフォーム型ビジネス等に関する特許についての課題と考えていることや、実際に困った経験、具体的な事例（特許番号）等。

米国回答
・大規模プラットフォーム業者に対する訴訟は法廷外で解決されることが多く、先例が少ない。（事務所） ・上記のようなシナリオではなかったが、損害を被ったことがある。サーバーにおけるプロセス実行の発見可能性、各主体の行為間の因果関係の把握、サーバーの使い分け等による特許回避といった課題がある。（企業）

中国回答
・自社提供サービスを、他社が無料で提供しつつ広告で稼ぐようなことは将来可能性としてあるかもしれない。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.252）

（４）AI関連特許の利活用に関する課題

4. （1）AIの学習アルゴリズムに関する発明の保護に関し、どのような点が課題と感じるか。

米国回答

- Alice判決[32]以降、裁判所における特許適格性の基準及び運用について、いくつかの予測困難性がある。侵害の発見、処理の特定等が困難なためにAI関連特許の権利行使は難しい。また、AI分野でのオープンソースのグループやコミュニティの存在を無視できず、コミュニティへの協力と自社資産の保護とのバランスに留意する必要がある。（事務所）
- 米国特許庁における特許主題の適格性、設計変更による回避容易性、法域による取扱いの差異、オープンソースとの関連性といった点が課題。（企業）
- 特許出願による詳細情報の公開と、特許侵害発見の困難さとのアンバランスが、アルゴリズム等の特許出願を躊躇させる。（企業）

中国回答

- 学習アルゴリズムに限らずソフトウエア関連発明において侵害の発見・立証が困難。継続的なデータ提供や学習プロセスにおいて、侵害が短期間或いは瞬間的に発生する場合がよくある。（事務所）
- AI関連ソフトウエアは、オープンソースのものが多く、特許を出願するときにコミュニティとの関係に気を遣わなければならない。証拠収集が困難である一方で、特許出願等で詳細を公開すると容易に模倣されるおそれがある。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.253）

4. （2）AI技術に関する発明についてクレームを作成するに当たり心がけていること。

米国回答

- 対象となるAI技術の新規性及び進歩性におけるポイントに応じて、「入力」と「出力」との相対関係及び「内部処理」のいずれか一方又は両方をカバーするように、場合によって異なる主体による実施をカバーするように、複数のクレームを作成する。（事務所）
- 内部処理に関して未知のファクタがある場合やデータの取扱いに他社が関与しているような場合等において、開示要件や発明者要件に注意する必要がある。発見が困難であったり、周囲の設計が容易であったりするニューラル処理や機械学習の側面をクレームに含めると、競合他社に回避される可能性がある。（事務所）
- 物理的世界との相互作用、技術的効果、営業秘密の開示可否、侵害の発見可能性、設計変更による侵害回避の可能性、法域による差異、使用事例（ユースケース）及び現実のアプリケーションの捕捉、想定される陪審員又は特許審査官による理解等に留意する。（企業）

[32] Alice Corp. v. CLS Bank Int'l, 573 U.S. 208 (2014)

・欧州庁の「課題/解決アプローチ」基準を考慮したクレーム作成を検討する（企業）
・自身の権利がライセンシーにとって十分に広い範囲を提供できているのか否かに留意すべき。（企業）

中国回答

・2020年2月1日より施行された審査指南に従って、つまり、抽象的アルゴリズムの記載を避けつつ、技術課題、技術手段、技術効果を明確に記載する[33]。特許適格性の問題は緩和する方向性にある。侵害行為の立証・検証容易化の観点から、「入力―出力」型の請求項構築は重要。（事務所）
・入力及び出力が分かれば、アルゴリズムが分かるというのは推察に過ぎず、実際に証拠収集するのは難しい。特許適格性の問題があり、人間のメンタル・プロセスと見なされやすい。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.254）

4. （3）AI学習済みモデルを利用した推定装置に特許がある場合を想定して、次の設問に御回答下さい。学習アルゴリズムに入力される教師データや、学習済みモデルのパラメータを特許法で保護すべきか。

米国回答

・学習用データセット及び／又は学習済みモデルパラメータそれ自体は、著作権法及び／又は営業秘密保護法の下で保護を受けることが最良であろう。AI分野ではコラボレーションやオープンソース等による技術促進を重視する向きがあり、新たなシステム（短期間、異なる審査要件、異なる救済措置、異なる執行メカニズム）の下で保護したほうがよいと感じている人もいる。（事務所）
・データ自体は特許で保護すべきでなく著作権により、或いは営業秘密として保護すべき。プライバシーの問題や利用者によるデータソースの検証可否の問題等がある。（企業）
・現状でも、学習済みAIモデルについてのクレームをドラフトできる。単なるパラメータに対する特許の保護が、どのように既存の問題を正すことになるのかが不明。（企業）

中国回答

・パラメータは、学習モデルのアルゴリズムによる最適な結果であり保護対象として検討してよいかもしれないという意見、教師データ及びパラメータそのものは特定の技術課題を解決するものでないため特許法にいう保護対象とならないという意見がある。（事務所）
・特許制度の下では技術的内容の詳細開示が求められる一方で、データやパラメー

33 前掲注26：同節には「請求項が、抽象的アルゴリズム又は単純な商業規則・方法に関わり、かついかなる技術的特徴も含んでいない場合に、この請求項は、特許法第25条第1項第2号に規定される知的活動の規則と方法に該当し、特許権を付与してはならない」、「請求項には、解決しようとする技術課題に対して、自然法則を利用した技術手段を採用し、かつこれにより、自然法則に適合した技術効果を獲得したと記載されている場合、当該請求項に限定された解決案は、特許法 第二条第二項に記載する技術的解決手段に該当する」と規定されている。

タについて証拠の入手や侵害の証明が極めて困難であるという矛盾がある。米国のようなディスカバリ制度があれば、少し状況は変わるかもしれない。（企業）
・データは独占させるべきではなく、データの収集を促進すべき。（企業）
・データそのものも知的財産の一部であり、公開されない方法で保護されるべき。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.255）

4. （4）学習済みモデルを利用した推定装置の特許について、学習済みモデルの生成「にのみ用いる」教師データ又は学習済みモデルのパラメータを生成・提供する行為を間接侵害として捕捉すべき事例。

米国回答

・ソフトウエア会社が納品先のシステム会社にAIモジュールの使用方法についての指示を行う、或いは、システム会社がソフトウエア会社にAIモジュールの開発を指示することがある。このような指示が、侵害の積極的な誘引と見られる可能性がある。（事務所）
・寄与侵害若しくは誘引侵害の要件を満たせば、頒布者が間接侵害の責任を有し得る。本問において、教師データ／パラメータは非侵害の用途を含むものとはならいため、寄与侵害の要件を満たし得る。（企業）

中国回答

・中国の司法解釈等[34], [35], [36]によれば、間接侵害における専用品は物品に限定されないと考えられる。AI関連の事例ではないが、無線通信に関する方法特許について間接侵害が認められた事例[37]がある。（事務所）

---

[34] 「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（2016年4月1日施行）　日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20160401_3.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］1号第21条：関連する製品が専ら特許の実施に用いられる材料、設備、部品、中間物などであることを明らかに知っているにもかかわらず、生産・経営の目的で、当該製品を第三者に提供して特許権侵害行為を実施させ、当該提供者の行為が侵権責任法（権利侵害責任法）第9条に定められた、他人による侵害の援助を幇助する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院は支持しなければならない。

[35] 北京市高級人民法院「専利権侵害判定指南（2017）」日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部から編集 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170420.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］第119条：行為者が、関係製品群が係争特許技術案の実施にのみ用いられる原材料、中間製品、部品又は設備等の専用製品であることを明らかに知りながら、特許権者の許可を経ず、生産経営目的で他人へ該専用製品を提供し、かつ、他人が特許権侵害行為を実施した場合、行為者が該専用品を提供する行為は本指南第118条に規定する他人が特許権を侵害する行為を幇助することに該当するが、該他人が本指南第130条又は特許法第69条第三、四、五号に規定するケースの場合、該行為者が民事責任を負う。前項にいう「専用」製品は、原料、製品等が、係争特許が保護を請求する技術案を実現するのに、実質的な意義を有し、かつ、「実質的な非侵害の用途」を有するかどうかを判断基準としなければならず、対応する原料、製品等が係争特許技術案の実現に不可欠で、かつ、係争特許が保護を請求する技術案に用いる以外にその他の「実質的な非侵害用途」がない場合、一般に、該原料又は製品等は「専用」と認定されなければならない。関連製品が、「専用」に該当するかどうかは、権利者が挙証証明しなければならない。

[36] 北京市高級人民法院による「特許侵害判定の若干問題の意見（試行）」に関する通知（京高法発〔2001〕229号）第74条：間接侵害の対象は専用品のみに限られ、非共用品である。この専用品とは、他人の製品実施のみに用いられる鍵となる部材、又は方法特許の中間製品であり、他人の特許技術（製品又は方法）の一部分を実施することになり、その他の用途がないことをいう。

[37] 前掲注23

・訓練アルゴリズムと最終モデルとは相互に関係するものなので、もし証拠収集できるのであれば、侵害行為とされるべき。（企業）

また、そのようなデータを見て、侵害が生じる蓋然性が高いことを立証できるか否か、及び、その理由。

米国回答

・非侵害用途が実質的に存在しない（no substantial non-infringing use）ことが立証できれば別だが、現実に立証できるのか否かは不明、積極的誘引についても侵害の意図を立証する必要がある。データセットを見るだけでは不十分で、侵害行為を特定する必要がある。（事務所）
・データの実質的な非侵害用途の有無やデータソースによって立証の難易度が変わる。（企業）

中国回答

・継続的なデータ提供及び学習プロセスにおいて、侵害が短期間或いは瞬間的に発生する場合がよくある。侵害の発見・検証・立証は困難であると思われる。（事務所）
・訓練データは一般に公開されず、証拠収集が難しい。（企業）
・データ取得の難易度が学習済みモデル生成の難易度よりもはるかに大きい場合に、取得したデータが学習済みモデル生成のための学習アルゴリズムに使われる蓋然性が高いといえるかもしれない。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.257）

4. （5）仮想事例3のケース1及びケース2において、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、主として、以下のいずれが負担するのが妥当であると考えるか。

［ケース1］

米国回答

・各事業者が真に独立している限りにおいて、各事業者は、それぞれの侵害行為に対して責任を負うべき。いずれかの事業者が他の事業者を管理する限りにおいて、管理している事業者は責任を負うべき。条件によって各事業者は、誘引侵害及び／又は寄与侵害に基づく損害賠償についてさらに責任を負う可能性がある。（企業）
・上流の事業者がライセンスを受けていれば、下流の事業者に関する権利が消尽する場合がある。また、事業者Bが事業者Aによる補償を受けられるのか否かを検討する。（企業）
・学習済みAIモデルが実質的非侵害用途を有するのか否か、或いは、事業者Aが事業者Bに対して学習済みAIモデルを利用するように指揮したのか否か、若しくは如何にして指揮を行ったのかによって、事業者Aは発明Yの間接侵害について責任を有し得る。（企業）

中国回答

- 学習済みモデルが保護客体として認められない可能性、学習済みモデルが翻訳装置の専用品とみなされる場合に間接侵害が認められる可能性がある。（事務所）
- 特許権の消尽論がこの状況に適用される可能性があり、その場合に上流の事業者Aが責任を負う必要がある。（企業）
- 民生品メーカは事業者Bの立場になることが多く、他者から購入した部品に第三者の特許技術が使用されていることを認識できないリスクがある。この点が、トロールや非実施主体による不合理な権利行使のターゲットになる事例も多い。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.259）

［ケース2］

米国回答

- ケース1と同様に、条件によって各事業者は誘引侵害及び／又は寄与侵害に基づく損害賠償についてさらに責任を負う可能性がある。（事務所）
- 翻訳装置が事業者Bにより提供されるサービスの必須の特徴であるのか否かによって、事業者Aは間接侵害について責任を有し得る。（企業）

中国回答

- 特許法及び司法解釈の合法的出所に関する規定[38], [39]により、事業者Bが正当な対価を支払った上で翻訳装置を購入したのであれば、事業者Bの免責が認められる可能性がある。（事務所）
- 事業者Bやエンドユーザーは、故意や悪意で特許技術を使用したのでなければ、損害賠償について責任を負うのは適当でない。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.261）

[38] 特許法第70条：特許権者の許諾を得ずに製造、販売された特許権侵害製品であることを知らずに、それを業として使用し、販売の申し出又は販売した場合、その製品の合法的な出所を証明することができた際には、賠償責任を負わないものとする。

[39] 前掲注34、1号第25条：特許権者の許諾なしに製造されて販売された特許権侵害製品であることを知らずに、業として、当該製品を使用、販売の申出又は販売し、かつ、当該製品の合法的な出所を証明できた場合においても、権利者が、この使用、販売の申し出、販売行為の差し止めを求める主張に対して、人民法院は、これを支持しなければならない。ただし、被疑侵害製品の使用者が既当該製品の合理的対価を支払った証明をできた場合は除く。本条第1項にいう「知らず」とは、実際に知らないことまたは知りえないことである。本条第1項にいう合法的出所とは、合法的販売ルート、通常の売買契約などの通常なビジネス方法を通じて製品を取得することを指す。

4. （6）ケース2において、上記（5）で選択した負担は、事業者Aが事業者Bへ翻訳装置を販売する時点で事業者Bの将来の事業規模・収益が予測できない場合も、同様にすべきか。

米国回答

- 販売開始時点で事業者の将来の事業規模及び収益規模を予測できるのか否かは、損害賠償額の計算において考慮される要素ではない。（事務所）
- ライセンス契約の問題にもかかわる。たとえば、特許権X及びYについて事業者Aにライセンス許諾されている場合、事業者Bは消尽の抗弁をできる。さらに、契約の内容に、特許権Zも含むような条項や補償（免責）条項を含めるようにする等、ライセンス交渉力の問題でもある。（事務所）
- 将来の活動に基づく正確な予測を期待することは困難であり、算定において将来の損害は考慮しない。事実関係、事業者間の契約の内容による。（企業）

中国回答

- 原則的に誰が負担すべきかについて、将来の事業規模・収益が予測できない場合であっても、予測できる場合であっても変わらないと考える。（事務所）
- 事業者Aが事業者Bへ安く売ってしまった等の実際の状況は、損失額の計算で分析されてよいのではないか。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.262）

（５） 特許発明の実施に関連する「データ」の取扱い

5. （1）上記仮想事例4における3Dデータの保護の必要性について。

米国回答

- 著作権法による及び／又は営業秘密としての保護を受けることが最良であろう。（事務所）
- クレームされたデザインを実現するための3Dモデルを実施可能に記載することを前提に、特許法で3Dモデルの保護を検討することは考えられるかもしれない。（企業）
- 取引先との間で3Dデータのやりとりが行われるビジネスにおいて、特許侵害の可能性が生じる状況は好ましくない。（企業）

中国回答

- 3Dデータが専用品に該当すれば、間接侵害の成立する可能性がある。（事務所）
- 個人が3Dプリントするのは主流でなく、精緻な3Dプリントを実現できるのは業者であろうから、当該業者を追求すればよい。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.263）

5. （2）Yが提供する3Dデータについて間接侵害の対象とすべきか否か。

米国回答

- 3Dデータが様々な非侵害用途を許容するフォーマットであるのか否か、唯一可能な用途が侵害行為に当たるような形式で存在しているのか否かによって、異なる取扱いがなされるべきであろう。（事務所）
- 3Dデータの使用目的により間接侵害に該当する可能性がある。侵害を促すという意味において、有形商品を提供することと、コンピュータ実施発明のための情報を提供することとの間に差異はない。（企業）
- 営利目的の提供でなければ、間接侵害の対象とすべきでない。（企業）

中国回答

- 3Dデータが専用品に該当すれば、間接侵害の成立する可能性がある[40], [41], [42]。（事務所）
- データダウンローダが商用目的で使用することをデータプロバイダが認識できると考えられる場合に間接侵害の対象としてはどうか。（企業）
- 製品を生産した者の責任を追及すべき。データは物と完全に同じというわけではない。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.264）

[40] 前掲注34
[41] 前掲注35
[42] 前掲注36

5. （3）仮想事例4にみられるような3Dデータの利活用に際し、知的財産上の課題を抱えた経験。

米国回答
・経験があるという回答はなかったが、以下のコメントがあった。 ・ユーザーデータの問題や3Dプリンタによるプロトタイプ作成等の問題を考慮すべき。（企業） ・提供した3Dデータが海外の第三者に売却等される、自身による3Dデータの使用が意図せず他者の特許権侵害になる、等が懸念される。（企業）

中国回答
・経験があるという回答はなかった。

（詳細はⅢ．資料編参照：P.265）

（６）新しい形態の知的財産の保護について

［ソフトウエア関連特許］

6. （1）ソフトウエア関連特許の取扱い経験（出願、権利行使、ライセンス交渉）

米国、中国のいずれにおいてもほぼ全ての者が経験ありと回答した。

（詳細はⅢ．資料編参照：P.265）

6. （2）ソフトウエア関連特許に基づく差止請求権の要否・適切な可能期間

米国回答

- 出願日から20年間認めるのが適切。差止はビジネスの側面において極めて強力な救済策である。（事務所）
- ソフトウエア製品のライフサイクルは非常に短く、知的財産権による保護の必要性は一般的に約5年という期間を超えることはない。（事務所）
- ソフトウエア発明の性質からすれば長期の差止請求期間は不要である。評価が難しいソフトウエア特許について、長期の差止請求期間の脅威がトロールに利用されるという懸念がある。（企業）
- TRIPs協定によれば、ソフトウエア関連特許だけを区別して扱う合理性がない。ソフトウエアに関連しているのか否かの判断や、その境界の定義等において問題が生じる。（企業）

中国回答

- 出願日から20年間認めるのが適切。他方で、ソフトウエア発明の性質や著作権による長い保護期間を考慮すると、10年でも十分という考え方もある。（事務所）
- 重要な基本技術はソフトウエア分野であっても何十年も残る可能性があるので、20年間認めるのが適切。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.266）

6. （3）ソフトウエア関連特許に基づく損害賠償請求の適切な可能期間

米国回答

- 現行認められている期間が適切。（事務所）
- 5年程度で充分では。（事務所）
- 特許性の基準が高く保たれるならば現在の期間の長さは適切であるが、小さな改良が保護対象となるのであれば5年程度でよいのでは。（企業）
- 特許トロールに対するインセンティブが与えられることなく、発明者が自己の発明を利用することができる丁度よい期間であるべき。（企業）

中国回答

- 現行認められている期間が適切。（事務所）

・現行認められている期間が適切。侵害を発見できるまでの期間も考慮すべき。（企業）
・ソフトウエアの購買等3年が基本になっているので、3年でよいのでは。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.267）

6. （4）現行特許法におけるソフトウエア関連特許の保護について課題と考えられる点。

米国回答

・米国特許商標庁におけるソフトウエア関連特許の実務において、主題の適格性は困難な課題。異なる特許庁において検討のレベルが多様であると、特許のグローバルファミリーの中で不均一が生じるおそれがある。ソフトウエアのライフサイクルは他の製品に比べて短いため、出願人にとって審査の長期遅滞が問題になり得る。（事務所）
・長すぎる救済期間が課題。（事務所）
・法域間、同一法域内の裁判所／特許庁間、及び同一法域内の審査官間の一貫性の欠如は、費用のかさむプロセスを生み出し、その結果、多くの問題が生じ、被告が高いリスクを負った状態で裁判所での解決が図られる、ということになる。（企業）
・不実施主体（NPE）の活動によって生じている問題に鑑みて、保護期間を短縮すべき。（企業）

中国回答

・中国では、プログラムが保護対象となっていない一方で、多くのソフトウエアが他社のアプリストアを通して配布されたり、他社プラットフォーム上でサービスアプリが提供されたりする状況がある。保護対象とソフトウエア流通の実態とがマッチしていないように感じる。（事務所）
・ソフトウエアそのものは著作権で保護すべきものであり、関連する方法については特許で保護される。（企業）
・証拠収集の困難さが問題であり、たとえば証拠収集の責任をある程度相手側に負担してもらえると助かる。また、侵害分析に多大なコストがかかる。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.267）

［実用新案制度］

6. （5）自国又は他国において実用新案制度を活用しているか。

米国回答
・中国で利用することがある。オーストラリア、ブラジル、ドイツ、日本も可能性として挙げられる。（事務所） ・限定的だが中国で活用した経験がある。（企業）

中国回答
・中国で大いに活用されている。（事務所） ・中国、ドイツで利用することがある。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.268）

6. （6）実用新案制度の課題

米国回答
・認識している範囲で、設問にある選択肢のほとんど全てが問題。（事務所） ・制度が知られていないという問題があり、教育が必要。（企業）

中国回答
・依然として、無審査で登録しやすいにもかかわらず無効にしにくい状況が続いている。（事務所） ・中国の実用新案は出願件数が多過ぎる。実体審査がなく、極めて低質な出願が多い。知財に詳しくない者をターゲットにして、実用新案権を使って争いを起こそうとする者がいる。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.268）

6. （7）実用新案で新たに保護すべき対象

米国回答
・設問の選択肢以外に以下のような意見があった。 ・可能性として、プログラム等、製造方法、単純方法。（事務所） ・ユーザーインタフェースの機能的及び動作的側面。（企業）

中国回答
・設問の選択肢以外に以下のような意見があった。 ・プログラムを含んだ若しくは一部がプログラムで実現した物。（事務所）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.269）

6. （8）実用新案の料金

［日本の実用新案について］

米国回答
・無回答が大多数であった。

中国回答
・適切との回答が最も多く、次いで分からないとの回答が多かった。

［中国の実用新案について］

米国回答
・分からないとの回答又は無回答が大多数であった。

中国回答
・適切との回答が最も多く、次いで安いとの回答が多かった。付加的に以下のような意見があった。 ・コストが安過ぎるので、出願件数が多くなってしまっているように思う。極めて低質な出願を排除するために料金を上げるべき。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.270）

［ライセンスに関連する制度］

6. （9）自国で「ライセンス・オブ・ライト」（LoR：他者への実施許諾の宣言）が導入された場合の活用可能性。

米国回答
・侵害の発見が困難な主題を対象とする発明について活用の余地があると考える。（事務所） ・特許権による防御的連携が可能になる。訴訟のコストと脅威を取り除き、収益化のための合理的なアプローチを提供することになる。（事務所） ・特許を個別に、及び／又は、直接にライセンスする代替手段を特許所有者に提供することは有用。（企業） ・スタートアップ企業は、自社の成功にとって重要度の低い技術について特許出願しないため、LoR登録することが考えにくい。どのような範囲のライセンス供与が義務付けられるかも非常に重要。（企業）

中国回答
・中国特許法第四次改正で導入が予定されるライセンスオブライツ制度の趣旨は、特許許諾の需給情報の非対称問題を解決すること、許諾コストを低下させること、特許の実施及び運用を促進すること、とされている。（事務所） ・特許のライセンスを奨励し、権利者と利用者とをつなぐために情報を開示することは良いことであるが、実際の運用において鍵となるのは、ライセンス料の定義

である。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.271）

6. （10）他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針を用いているか。

米国回答

- 通常、合理的なロイヤリティ料率の算定を支援してもらうために、専門コンサルタントを雇用する。参考になる書籍[43]も存在する。（事務所）
- 業界特有、製品特有の事情、過去の典型例も含め様々な要素を考慮する。標準必須特許や潜在的な反トラストの問題等も考慮した上で、ロイヤリティ率を設定する仕組みを検討することも重要。（事務所）
- 業界報告書、訴訟の結果、市場分析を用いている。（企業）
- 適正なロイヤリティは、特許若しくはポートフォリオが実施者にもたらす価値に基づいて決定されるものである。（企業）

中国回答

- 参考にできる情報が極端に少ない。現実には、事業規模、重要度や売り上げ比率等に応じて算出するというセオリー通りに決まることが少ない。（事務所）
- 業界基準のようなものがないと、許諾料を低く設定することになる。公的な機関は存在しないが、ごく一部の限られた産業分野において連帯して対応しているという実態はある。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.272）

[43] Gregory J. Battersby & Charles W. Grimes, Licensing Royalty Rates (2020)

（７） 特許庁のレジリエンス向上について

7. （1）新型コロナウイルス感染症拡大により対庁手続等で困った経験。

米国回答

・困った経験は「ない」との回答が多数。付加的に以下のような意見があった。
・優先権証明書類の原本を入手し庁へ提出する際に困難に直面したことがあった。（事務所）
・特許庁からのサービス遅延や不足を経験した。（企業）
・いくつかの特許庁は一定の期間閉庁し、他の特許庁は郵便の途絶のような周辺サービスの混乱による影響を受けていた。（企業）

中国回答

・困った経験は「ない」との回答が多数。付加的に以下のような意見があった。
・審査官に電話面談を申し込んでもリモートワークの影響で不在のことがある。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.273）

7. （2）自国特許庁、外国特許庁のレジリエンス向上のために必要と考えること、救済措置で不足していると思われる点。

米国回答

・米国特許商標庁はパンデミックの間、能動的に顧客と緊密な連携を取っており、この点において非常に良い対応をとってきている。期間延長を幅広く認めたり、パンデミック関連出願について優先的に審査したり手数料減額を認める制度もある。（事務所）
・WIPOは、一般的に受け入れられる統一された電子署名要件を採用し、これをWIPO加盟国の全ての特許庁において実施する必要がある。（企業）

中国回答

・中国の国家知識産権局は、2020年1月28日付で早々に、期限徒過により喪失した権利についての救済措置を公表した。（事務所）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.274）

（８）その他ご意見・ご要望

8. （1）貴社において、2020年の特許等収支はプラスであったか。

米国回答
・無回答がほとんどであった。付加的に以下のような意見があった。 ・出願、権利化、及び権利行使の手数料は、得られる金銭的価値を超える。（企業） ・非金銭的価値を測ることをしていない。（企業）

中国回答
・無回答又は「いいえ」との回答がほとんどであった。

（詳細はⅢ．資料編参照：P.274）

8. （2）上記議論の他に、AI・IoT技術の特許制度による適切な保護のために必要と考えること。

米国回答
・米国特許商標庁は、この問題について調査し、公に意見を募ってきている。庁とのオープンな対話は、実務家がこのトピックについて議論する上で非常に効果的。（事務所）

中国回答
・人工知能の創作物が、たとえば、著作権侵害に該当する場合に、侵害主体の認定をどうするか。（事務所） ・証拠収集の困難さの問題があり、制度上の助けが必要だ。相手側にも挙証について一定の責任を負ってもらいたい。（企業） ・AI技術の保護が発明の阻害にならないこと。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.275）

8. （3）AI・IoT技術の特許制度による適切な保護のために、自国において有益と感じている制度。

米国回答
・米国特許商標庁によって最近、複数の審査ガイドライン[44]が公布されており、出願人と審査官にとって審査手続を明確にする上で有用であった。（事務所）

中国回答
・2020年2月1日付の改定審査指南に、「アルゴリズム特徴又はビジネスルールと方法の特徴を含む発明特許出願の審査に関する関連規定」が新設された[45]。AI・IoT技術の特許保護強化につながり、有益な審査基準改正であった。（事務所）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.275）

8. （4）スタートアップの観点で設けてほしい特許関連の制度。

米国回答
・コスト及び適時性について、確実性を増すような運用／法律は非常に歓迎される。たとえば、出願時に翻訳費用がかさむ問題は、特定の国への出願の障壁になり得る。（事務所） ・ソフトウエア特許についてより簡便に登録できる制度を設けてほしい。（事務所） ・AIに焦点を絞った特許手続の一般的な解説を提供してほしい。（企業） ・権利化手続の短期化、コンパクト化、さらには、ファイナルオフィスアクションの後のRCE（継続審査請求）の手数料免除制度があれば有益であろう。（企業）

中国回答
・特許出願の早期審査制度はスタートアップ企業にとって重要。権利化できるのか否か、どの範囲で権利を確保できのるかは、スタートアップ企業の今後を大きく左右することがある。（事務所） ・一部の新興産業について、特許の件数を減らすべき。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.275）

[44] たとえば、USPTO, Alice, IP Data Highlights (No. 3, April 2020), https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/OCE-DH_AdjustingtoAlice.pdf［最終アクセス日：2021年2月25日］
[45] 前掲注26

8. （5）スタートアップの観点で自国において有益と感じている制度。

米国回答

- 米国特許商標庁における小規模・極小規模団体向けの手数料減免、及び審査促進制度は、スタートアップ企業にとって魅力的。（事務所）
- 小規模・極小規模団体向けの手数料減免や、法律専攻の学生による出願書類の準備を援助する制度等が助けになっている。（企業）
- COVID-19優先審査パイロットプログラム（COVID-19 Prioritized Examination Pilot Program）は、特定のAI／IoT技術の早期審査に有用だった。（企業）

中国回答

- 特許出願に対する補助金による優遇は、資金面で余裕のないスタートアップが積極的に出願をすることに有益かもしれない。なお、中国では、中小企業に対する庁費用の減免制度の他、地方によって出願の補助金制度がある。（事務所）
- 中国では、特許出願料金軽減、維持年金負担軽減に関する制度があり、スタートアップ企業もこれら制度を活用できる。（事務所）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.276）

8. （6）自国と日本との間での違いに関するコメント。

米国回答

- 損害賠償の分析及び間接侵害の分析において大きな違いがあるのではないかと考えている。（事務所）
- 費用面に関し、翻訳費用を除けば日本での権利化に要する費用について問題を感じていない。（企業）

中国回答

- 「（3）プラットフォーム型ビジネス等における課題」に関連して、中国ではプラットフォームの利用店舗による権利侵害に対してプラットフォーマが必要な措置をとらないと当該プラットフォーマが連帯責任を負わなければならないという規定、議論があるが、（3）の事例のような議論は見当たらない。（事務所）
- 特許査定率について、日本では登録しやすく、中国では登録しにくいと感じる。日中間の意匠制度の違いも特に目立つ。実体審査制度の有無、部分意匠制度の有無等で大きく異なる。（事務所）
- 早期審査のみ導入して遅延審査を導入しないのはフェアでない。（企業）

（詳細はⅢ．資料編参照：P.277）

５．公開情報調査結果

公開情報調査の結果を下記のとおり整理した。以下で言及した関係法令、裁判例、既存研究等の詳細については　III. 資料編　資料VIを参照。

（１）複数の事業者等による特許発明の実施における課題

(i) 複数の実施主体の関与

①　日本

日本の特許法においては、特許発明の実施について権原を有しない複数の主体が関与した場合、それぞれの実施行為が個々に一定の要件を満たせば、該当する実施行為に対して特許法第100条、第101条に基づいていわゆる間接侵害として侵害の停止又は予防を請求することが可能である。一方、複数の主体による特許発明の実施行為を特許権の侵害と認定して各主体に対して特許権を行使することができるとする規定は日本の特許法に存在しない。これに関係して、民法第719条には、「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う」と規定されている。すなわち、複数の主体によって特許発明が実施された場合において、民法第719条の「共同の不法行為」に該当する場合には、複数の主体各自が連帯して特許権侵害による損害を賠償する責任を負うものと解される。

複数の主体による特許発明の実施を、共同の不法行為として認定した裁判例はいくつか認められる。例えば、スチロピーズ事件（大阪地判昭和36年5月4日下民集12巻5号937頁）[46]や眼鏡レンズの供給方法事件（平成16年（ワ）第25576号）[47]は、複数の主体によって全体として特許発明を実施している場合には特許権を侵害しているものと認定した例である。ただし、HOYA事件では、誰に対して差止及び損害賠償を求めることができるかについては、当該システムを支配管理している者は誰かを判断して決定されるべきとした。

その他、「平成13年度産業構造審議会知的財産政策部会報告書『ネットワーク化に対応した特許法・商標法の在り方について』」[48]、「平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書『ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対す

---

[46] 「スチロピーズ事件」大阪地判昭和36年5月4日判決、下民集12巻5号937頁
[47] 「HOYA事件」東京地判平成19年12月14日、裁判所ホームページ、平成16年（ワ）第25576号、https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/513/035513_hanrei.pdf［最終アクセス日：2021年3月2日］
[48] 平成13年度産業構造審議会知的財産政策部会報告書「ネットワーク化に対応した特許法・商標法の在り方について」（産業構造審議会知的財産政策部会、2001年12月）

る適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書』」[49]、「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方－中間とりまとめ－令和2年7月9日　産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会」[50]等で、検討・報告がされている。

② 米国

米国特許法においては、第271条（a）に直接侵害、第271条（b）に間接侵害の一類型である誘発侵害、第271条（c）項に間接侵害の一類型である寄与侵害がそれぞれ規定されている。また、第283条には差止命令が規定されている。しかしながら、複数の実施主体の関与に関する明文規定はない。

米国においても、複数の実施主体の関与に関する裁判例は認められる。具体的には、Muniauction事件の連邦巡回控訴裁判所の判決[51]では、「複数の当事者の行為が組み合わさってクレームに記載の方法のすべてのステップを実行している場合には、一当事者がプロセス全体を管理又は指揮し、すべてのステップがこの管理当事者に起因する場合に限り、クレームの直接侵害となる」と判示した。一方で、同判決では、「単なる『対等な当事者の協力』は、いかなる当事者による直接侵害も引き起こさない」とも判示している。また、Akamai Techs.事件の連邦巡回控訴裁判所（大法廷）の判決[52]では、「行為者が、クレームに記載の方法の1つ以上のステップを実行するように代理人（伝統的な代理の原理を適用）を介して行為し、或いは他者と契約した場合、第271条（a）に規定の侵害の責めを負う」とするとともに、「被疑侵害者が活動への関与又は特許された方法の1つ以上のステップの実行時の利益の受け取りを条件付け、その実行のやり方又はタイミングを定めている場合にも、第271条（a）に規定の責めを負わせることができる」と判示した。

③ ドイツ

ドイツ特許法においては、第9条に直接侵害、第10条に間接侵害がそれぞれ規定されている。しかしながら、複数の実施主体の関与に関する明文規定はない。

ドイツにおいても、複数の実施主体の関与に関する裁判例は認められる。例えば、BGH

[49] 平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書」（知的財産研究教育財団知的財産研究所、2017年3月）
[50] AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方－中間とりまとめ－令和2年7月9日　産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会
[51] Muniauction, Inc. v. Thomson Corp., 532 F.3d 1318 (Fed. Cir. 2008), No. 2007-1485
[52] Akamai Techs., Inc. v. Limelight Networks, Inc., 797 F.3d 1020 (Fed. Cir. 2015) (en banc), No. 2009-1417

X ZR 82/03[53]は、特許クレームに記載された保護対象を使用せず、単に故意又は過失により第三者による使用を許可又は促進する人物（「手段」の提供者等）も、特許成立後は、実際の使用者と同様に損害賠償を支払う義務があるとしている。Xa ZR 2/08[54]では、第三者による実施を可能にする又は促進する人物も侵害者であるとしている。また、OLG（上級ラント裁判所）判決　U 51/08[55]では、方法クレームが複数の当事者によって分割して実施された等により、ある当事者によって実施されなかった手順が他の当事者により実施された可能性がある場合も依然としてその当事者が方法クレーム全体を侵害する責任を負う場合があるとしている。

④　中国

中国専利法には間接侵害の規定は存在しないが、間接侵害に似た考え方として、幇助侵害が存在する。根拠は権利侵害責任法第9条である（この法律は、専利紛争に限られず広く適用される）。最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）第21条[56]では、被疑者の主観的要件に基づいて幇助侵害が認められることが規定されている。

中国において、特許発明の実施にエンドユーザーが関係する場合の裁判例として、（2019）最高法知民终147号[57]が認められる。（2019）最高法知民终147号では、被疑侵害者が生産営利目的で専利方法を実質的に実施する製品を製造等し、エンドユーザーが当該被疑侵害製品を使用するとき自然に当該専利方法の過程を再現することができるならば、被疑侵害者が該専利方法を実施し、専利権者の権利を侵害したと認定しなければならないと判示した。一方、（2017）京民终454号[58]では、ネットワークで接続された3つの設備間で実施される方法発明について、単独で係争専利を完全に実施する者がおらず、ある行為者がその他の行為者を指導又は制御して行為を実施させるとも、複数の行為者が共同で協調して係争専利を実施するとも認められないため、幇助侵害が成立しないと判断された。

（ii）サーバーの部分的な国外設置

①　日本

関連する裁判例として、電着画像事件（平成12年（ワ）第20503号）[59]において、被告が

[53] Federal Supreme Court (BGH), Decision of June 3, 2004, Docket No. X ZR 82/03
[54] Federal Supreme Court (BGH), Decision of September 17, 2009, Docket No. Xa ZR 2/08
[55] OLG, Decision of September 1, 2009, Docket No. U 51/08
[56]「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（2016年4月1日施行）　日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20160401_3.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］
[57] 最高法知民终147号（2019年12月6日　最高人民法院判決）
[58] 京民终454号（2018年03月28日　北京市高级人民法院判決）
[59]「電着画像事件」　東京地判平成13年9月20日判決、判例時報1764号112頁、平成12年（ワ）第20503号

電着画像を製造し、これを文字盤製造業者に販売し、当該文字盤製造業者が、特許発明に係る方法の工程の一部である電着画像の貼付を行っていたケースについて、被告製品には電着画像の貼付以外の用途は考えられず、当該貼付工程について被告が第三者を道具として実施しているとして、特許発明の全構成要件に該当する全工程が被告自身により実施されている場合と同視できるとした。その一方、当該一部工程が第三者により海外で実施されていた場合については、方法の特許を国内において実施していると評価することはできないとした。

また、サーバーの部分的な国外設置に関連して、「平成13年度産業構造審議会知的財産政策部会報告書『ネットワーク化に対応した特許法・商標法の在り方について』」[60]、「平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書『ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書』」[61]、「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方－中間とりまとめ－令和2年7月9日　産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会」[62]等で、検討・報告がされている。

② 米国

関連する裁判例として、NTP事件の連邦巡回控訴裁判所の判決では「第271条（a）に規定の、クレームされたシステムの使用の場所とは、全体としてのシステムの稼働の場所であり、すなわちシステムの管理が遂行され、システムの有益な使用が得られる場所である。」と判示し、その一部が外国のサーバーで実施されていたとしても、システムの管理が遂行され、システムの有益な使用が得られる場所が米国内であればシステム発明に係る米国の特許権を侵害するとした。一方で、この判決では「プロセスは、各ステップが米国内で実行されない限り、第271条（a）が要件とする米国『内』での使用になり得ない。」とも判示し、方法発明についてはシステム発明とは異なる判断をしている。また、Intellectual Ventures事件の連邦巡回控訴裁判所の判決[63]では、「システムクレームの分析において、・・・クレームされたシステムの第271条（a）に規定の侵害『使用』の立証は、直接侵害者がクレームに記載のシステムのすべての構成要素から『利益』を得たことを特許権者が証明することを必要とする。さらに、要件とされる直接的又は間接的管理は、

[60] 平成13年度産業構造審議会知的財産政策部会報告書「ネットワーク化に対応した特許法・商標法の在り方について」（産業構造審議会知的財産政策部会、2001年12月）
[61] 平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書」（知的財産研究教育財団知的財産研究所、2017年3月）
[62] AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方－中間とりまとめ－令和2年7月9日　産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/200710_aiiot_chukan.html［最終アクセス日：2021年2月17日］
[63] Intellectual Ventures I LLC v. Motorola Mobility LLC, 870 F.3d 1320 (Fed. Cir. 2017), No. 2016-1795

『全体としてのシステムを稼働させる能力である。』（引用は省略）」と判示している。Intellectual Ventures事件の判決に鑑みると、特許権者は、クレームの限定事項の各々について、クレームに記載のシステムとやり取りをする可能性があり、或いはクレームに記載のシステムを管理する可能性があるすべての者にとっての利益をより完全に記載することによって、法域外の保護を強化することができると考えられる。

③ ドイツ

関連する裁判例としてBGH X ZR 33/10[64]が挙げられる。BGH X ZR 33/10の事案では、特許権者が、この特許権者が保有する特許に基づくライセンスを取得していないギリシャにあるプロデューサ（被告）に、第三者を介してDVDを注文した。第三者は、請求項11の方法でエンコードされたデータを含むマスターテープをギリシャの被告に提供した。その後、被告は、このマスターテープを使用してDVDを作成し、ドイツの第三者に配送した。このような事案において、特許権者が、被告は方法クレームに係る特許権を侵害していると主張したところ、裁判所は、DVDにエンコードされたビデオデータは、クレームに係る方法によって直接取得された製品であり、EPC第64条（2）に基づく保護の対象であると判断したものの、特許権者がギリシャの生産者にマスターテープを提供したため、特許権者の権利は消尽したと結論付けた。すなわち、BGH X ZR 33/10は、ある国で有効なクラウド特許が、その特許が有効である国の領域を超えて実装されたクラウドソリューションによっても侵害される可能性があることを示している。方法クレームの残りの部分がその領域から引き起こされているか、技術的効果がその領域で体得できているかぎり、方法クレームの一部のみがドイツ国内で実行された場合も、直接侵害と認定できる可能性があることを示唆している。

なお、BGH X ZR 33/10については、「2012年特許侵害訴訟等におけるドイツ裁判所の判決」[65]で触れられている。

（２）プラットフォーム型ビジネス等における課題

① 日本

ビジネスモデル関連発明を含むコンピュータソフトウエア関連発明についても、特許法第2条に規定される発明に該当する限り、特許を受けることができる可能性がある。ま

[64] Federal Supreme Court (BGH), Decision of August 21, 2012, Docket No. X ZR 33/10
[65] マークデルナウア,クレメンストビアスシュタインス,「2012年特許侵害訴訟等におけるドイツ裁判所の判決」, パテント, Vol. 67 No. 3, 111-24, 2014

た、「特許・実用新案審査ハンドブック　附属書B　第1章　コンピュータソフトウエア関連発明」[66]には、ビジネスモデル関連発明を含むコンピュータソフトウエア関連発明についての特許要件の具体的な判断手法が示されている。ここでは、ビジネスモデル関連発明も、当該発明が利用するソフトウエアによる情報処理が、ハードウエア資源を用いて具体的に実現されている場合には発明に該当することが示されている。このようにビジネスモデル関連発明について発明該当性が認められた裁判例としては、例えば、双方向歯科治療ネットワーク事件（平成19年（行ケ）第10369号）[67]が挙げられる。なお、特許庁でまとめた「ビジネス関連発明の主な判決事例集」[68]には、ビジネス関連発明の進歩性判断及び記載要件に関する審決取消訴訟判決が多数示されている。

また、日本において、特許法には、特許権を侵害した場合の損害賠償の算定、推定方法に関する規定として第102条が規定されている。特許法第102条では、第1項において、侵害を組成した物に関して、侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当りの利益の額に、侵害者が譲渡した物の譲渡数量を乗じて得た額とすることができることが規定されている。他方、方法特許やビジネスモデル特許によって想定されるサービスの提供、情報の提供等、いわゆるコトの譲渡については明確な規定がない。また、第2項において、侵害者が侵害の行為により利益を受けたときは、その利益の額を損害の額と推定することが規定されている。さらに、第3項では、特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を特許権者等が受けた損害の額とできることが規定されている。

② 米国

特許を取得できる発明について、米国特許法101条では「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良」と定義されている。このような規定に対して、ビジネスモデル発明が特許を取得することができる発明に該当するかは、Alice事件の最高裁判所の判決[69]において判示された特許保護適格性に関するテストにより判断される。Alice事件の最高裁判所の判決では、特許保護適格性に関するテストは2つのステップからなり、第1のステップは、クレームが特許適格性のないものに関するも

[66] 特許庁「特許・実用新案審査ハンドブック　附属書B　第1章　コンピュータソフトウエア関連発明」https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1.pdf［最終アクセス日：2021年2月17日］
[67] 「双方向歯科治療ネットワーク事件」知財高判判決、平成20年6月24日平成19年（行ケ）第10369号
[68] 特許庁 資料1「ビジネス関連発明の主な判決事例集」https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-general/document/gizyutu_hanketu/shiryou_01.pdf［最終アクセス日：2021年2月17日］
[69] 前掲注32

のであるか否か判断することであり、第2のステップは、クレームされた要素が、そのクレームの性質を特許保護適格性が有る応用に変換しているか否か判断するとされている。また、Enfish事件の連邦巡回控訴裁判所の判決[70]では、Aliceテストの第1ステップに関連して、「Aliceテストの第1ステップは、クレームの焦点が、主張されるコンピュータの機能における特定の改善（すなわち、コンピュータデータベースに関する自己参照テーブル）にあるのか、或いはコンピュータを単にツールとして使用する『抽象的アイデア』とみなされるプロセスにあるのかを問う」と判示している。

これらの裁判例に基づいて、米国特許庁（USPTO）は、「The 2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance」[71]、「October 2019 Update: Subject Matter Eligibility」[72]を2019年に続けて発行した。

また、上記のようなコンピュータソフトウエア関連発明等の侵害事件に係る裁判例としては、例えば、Rite-Hite事件の連邦巡回控訴裁判所（大法廷）の判決[73]が挙げられる。Rite-Hite事件の連邦巡回控訴裁判所（大法廷）の判決では、裁判所は、「特定の被害が関連市場における侵害競合者によって妥当に予見可能であり、或いは妥当に予見されていたはずであるならば、広く確定されているとおり、その損害は、一般に、反対の説得力のある理由が存在しない限り、賠償の対象である」と判示している。一方で、裁判所は、「通常は、特許権者が製品を販売していない場合、本質的に利益損失は存在し得ない。しかしながら、今回の場合、Rite-Hiteは自身の特許製品を確かに販売していた」とも判示している。もし特許されたソフトウエアサービスが無料で提供されており、特許製品の売り上げが存在しなければ、Rite-Hite事件とは状況は異なると考えられる。さらに、「無料の」特許製品への関心によって生み出される広告収入の間の関係は、広告が特許されたソフトウエアとの機能的関係又は相互依存関係を持たない可能性が高いため、利益損失のもとでの請求のためには弱すぎる可能性があると考えられる。また、Warsaw Orthopedic事件の判決[74]に関して、Rite-Hite事件において述べたように、広告は、特定のネットワークサービスとは無関係な用途を有しており、損失利益の計算に含めることが認められるほどには侵害された特許製品に充分に機能的に結び付いていない可能性がある。Warsaw事件は、プラットフォームによってホストされた特定の特許製品に単に付随するだけの収益源（例え

[70] Enfish v. Microsoft Corp., 822 F.3d 1327 (Fed. Cir. 2016), No. 2015-1244
[71] 米国特許庁　「2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance」
https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-01-07/pdf/2018-28282.pdf［最終アクセス日：2021年2月17日］
[72] 米国特許庁　「October 2019 Update: Subject Matter Eligibility」
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/peg_oct_2019_update.pdf［最終アクセス日：2021年2月17日］
[73] Rite-Hite Corp. v. Kelley Co., 56 F.3d 1538 (Fed. Cir. 1995) (en banc)
[74] Warsaw Orthopedic, Inc. v. NuVasive, Inc., 778 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2015)

ば、広告）は、利益損失としては補償されない可能性を示唆している。しかしながら、例えば特定の特許製品を使用しているという理由で広告主が特定のプラットフォームを意図的に選択する場合、おそらくは収入は付随ではなく、広告は特許製品に「機能的に関係」し得ると考えられる。

Trans-World Mfg.事件の判決[75]から、特許製品が別の非特許製品の販売にもたらす効果は、特許権者に支払われるべき妥当な使用料の計算に関係すると思われる。例えば、侵害者の広告収入は、特許権者に支払うべき妥当な使用料の決定に関係し得る。（侵害行為によって失われ得る）特許権者の広告収入は、特許権者が潜在的な実施権者に対して要求したと考えられる代価に関係し得るが、必ずしも潜在的な実施権者が「支払おうと考えた」使用料に影響しないと考えられる。この分野における多数の侵害が裁判所以外で解決されており、生じる訴訟の多くが有効性の理由で決着している（例えば、損害賠償が認められる前にクレームが却下される）。

③ 欧州

欧州では、特許を受けることができる発明について、欧州特許付与に関する条約第52条に規定されている。欧州において、（a） 発見、科学の理論及び数学的方法、（b） 美的創造物、（c） 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法並びにコンピュータ・プログラム、（d） 情報の提示に該当する場合には、特許を受けることができる発明とはみなされない。ただし、第52条（3）の規定により、コンピュータ・プログラムにより動作する装置等が技術的性質を備える場合は、特許の対象から除外されない取り扱いがなされる。EPO特許審査基準には、G-II 3．5．3においてビジネス方法について規定しており、「クレームされた主題が、ビジネス方法のステップを実行するために、技術的手段（例えば、コンピュータ、コンピュータネットワーク又は他のプログラム可能な装置）を特定しているのであれば、当該クレーム主題は、特許可能な発明から除外されない」とされている[76]。ただし、「ビジネス方法に向けられたクレームの場合に、技術的課題を迂回することを目的としたビジネス方法の修正は、先行技術に対して技術的な貢献をもたらすとは考えられない。ビジネス方法に固有の効果は、技術的効果とはみなされない。」、「ビジネス方法への入力が現実世界のデータであるというだけでは、ビジネス方法がクレームされた主題の技術的性質に寄与するというには十分でない。」等と規定されており、技術的な貢献をもたらす技術的手段を特定することが求められる。

[75] Trans-World Mfg. Corp. v. Al Nyman & Sons, Inc., 750 F.2d 1552 (Fed. Cir. 1984)
[76] Guidelines for Examination in the European Patent Office https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/index.htm［最終アクセス日：2021年3月2日］

④ ドイツ

ドイツでは、特許を受けることができる発明について、ドイツ特許法第1条に規定されている。ドイツにおいて、（a） 発見、科学の理論及び数学的方法、（b） 美的創造物、（c） 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法並びにコンピュータ・プログラム、（d） 情報の提示に該当する場合には、特許を受けることができる発明とはみなされない。また、ドイツ特許審査ガイドラインでは、セクション3．2において、コンピュータで実行される発明の審査手順、特に1．技術性、2．技術的手段による技術的問題の解決、3．新規性と進歩性からなる「3ステップアプローチ」が説明されている。特に、1．技術性、2．技術的手段による技術的問題の解決の2つのステップが発明該当性に関係する。

また、発明該当性に関する裁判例としては、例えば、X ZB 16/00[77]、X ZR 27/07[78]、X ZB 22/07[79]、X ZR 121/09[80]が挙げられる。いずれも、技術的手段によってどのような技術的課題を解決しているかに着目して発明該当性を判断している。

⑤ 中国

中国専利法では、保護対象となる発明の定義が第2条に規定されている。すなわち、第2条では、「発明とは、製品、方法又は その改善に対して行われる新たな技術方案を指す」と規定している。また、特許権を付与しない対象が第25条に規定されている。第25条では、特許権を付与しない対象として「（2）知的活動の規則及び方法」が挙げられている。すなわち、中国専利法の保護対象は物の発明と方法の発明であり、コンピュータ・プログラムは対象外とする発明として明記されていないが、専利審査指南2019によれば、「（2）知的活動の規則及び方法」に該当する場合に保護対象外と判断される。

このように中国専利法では、サービスを無償で提供し、特許発明と関係性の薄いサービスへの課金や広告収入で収益をあげる「プラットフォーム型ビジネス」について特段の規定はないが、インターネットサービス提供者が、ネットユーザーが権利侵害をしていることについて必要な措置をとらなかった場合について権利侵害責任法第36条第2項の規定がある。法体系としては著作権関連法律において、ネットワークサービスプロバイダがサービス提供のために保存空間を提供する場合において、所定の条件を満たせば、その保存空間上の作品等の権利侵害について、該プロバイダは賠償責任を負わないものの、ネットワ

[77] Federal Supreme Court (BGH), Decision of October 17, 2001, Docket No. X ZB 16/00
[78] Federal Supreme Court (BGH), Decision of April 20, 2010, Docket No. X ZR 27/07
[79] Federal Supreme Court (BGH), Decision of January 20, 2009, Docket No. X ZB 22/07
[80] Federal Supreme Court (BGH), Decision of February 24, 2011, Docket No. X ZR 121/09

ークサービスプロバイダとしての責任義務を果たさない場合は、本条文により連帯責任を負う、という法律構成になっている。ここで、専利法には著作権関連法律のような規定はないが、専利権侵害も「権利侵害」の一つであるため、侵害責任法第36条第2項が適用されるというのが通説である。なお、2019年改正草案の第71条[81]は、ネットワークサービスプロバイダのネットワーク上の権利侵害に対する連帯責任を明確化している。

また、裁判例としては、インターネットモールでの知的財産権侵害製品の販売に対応するため、天猫やタオバオ等の、インターネットモールのプラットフォーム提供者の責任について判断した裁判例（浙知終字第186号）[82]が認められた。

（３） AI関連特許の利活用に関する課題

① 日本

AI関連発明についても、特許法第2条に規定する発明に該当する限り、特許を受けることができる可能性がある。また、特許庁は、AI技術に関するガイドラインとして、「IoT関連技術等に関する事例について」[83]、及び、当該ガイドラインの追加事例にあたる「AI関連技術に関する事例について」[84]を公表している。ここでは、AI技術に係る特許出願について、特許・実用新案審査基準を適用したときの運用の例示が記載されており、特に、発明の詳細な説明及び特許請求の範囲の記載要件の判断に関する事例と、進歩性の判断に関する事例とが挙げられている。このガイドラインにおいては、AI技術の発明の実施可能要件、サポート要件及び進歩性の判断は、他の発明と同様に行われることが説明されている。一つの事例（事例2-14）では、学習済みモデルが、プログラムの発明として発明に該当すると説明されている。

また、AI関連特許に関する裁判例としては、アプリケーション段階のAI関連特許に関して、自立型思考パターン生成機事件（控訴審：令和元年（ネ）第10052号、第一審：平成

[81]「「中華人民共和国専利法改正案（草案）」の公開意見募集　日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20190104_1.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］
[82] 浙知終字第186号（2015年11月17日　浙江省高級人民法院判決）
[83] 特許庁 参考資料「IoT関連技術等に関する事例について」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_z.pdf［最終アクセス日：2021年2月17日］
[84] 特許庁 参考資料「AI関連技術に関する事例について」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_z_ai-jirei.pdf［最終アクセス日：2021年2月17日］

29年（ワ）第15518号）[85]、会計処理装置事件（平成28年（ワ）第35763号）[86]等、いくつか認められる。

また、コンピュータソフトウエア関連発明における消尽が問題とされた裁判例として、アップル対サムスン事件知財高裁大合議判決（平成25年（ネ）第10043号、第一審：平成23年（ワ）第38969号）[87]が認められる。本判決では、特許権者が最終製品の生産にのみ用いる部品を販売した場合には、部品に係る特許は消尽する一方、第三者が黙示的な許諾もなく当該部品を用いて最終製品を製造している場合は、最終製品に係る特許は消尽しないと判示した。

② 米国

AI関連発明が特許を取得することができる発明に該当するかは、Alice事件の最高裁判所の判決[88]において判示された特許保護適格性に関するテストにより判断される。詳細については、（2）プラットフォーム型ビジネス等における課題 ②米国参照。

AI関連発明に関する裁判例としては、Serio事件の特許審判部（PTAB）の審決（審判番号2018-005727）[89]、Gorelov事件の特許審判部（PTAB）の審決（審判番号2019-001345）[90]、Purepredictive事件のカリフォルニア北部地区地方裁判所の判決（18-1795号事件）[91]が挙げられる。Serio事件は、トレーニング段階であるAI関連発明が抽象的アイデアであると解釈されることがあることを示す例である。また、Gorelov事件、Purepredictive事件は、アプリケーション段階であるAI関連発明が抽象的アイデアであると解釈されることがあることを示す例である。

また、米国特許庁は、2019年に、「人工知能発明への特許の付与に関してさらなるガイダンスが必要であるか否かを評価し、必要であればそのようなガイダンスを作成するうえで助けとなるように、関連情報の収集においてUSPTOを支援するための」意見を募集した[92]。AI発明への特許付与についての意見募集に関して、コンピュータソフトウエアは、長きにわたり、予測可能な技術として取り扱われてきた。例えば、Northern Telecom, Inc.対Datapoint Corp., 908 F.2d 931, 941-42 （Fed. Cir. 1990） を参照[93]（アルゴリズムを実行可能コードに変換するプロセスを「単なる書記の機能」であると述べている）。技術の予測可

[85] 「自立型思考パターン生成機事件」知財高判令和元年12月19日判決、令和元年（ネ）第10052号 （原審 東京地判令和元年6月26日判決、平成29年（ワ）第15518号）
[86] 「会計処理装置事件」東京地判平成29年7月27日判決、平成28年（ワ）第35763号
[87] 「アップル対サムスン事件」知財高判判決、判例時報2224号146頁①事件、判例タイムズ1402号116頁①事件、平成26年5月16日平成25年（ネ）第10043号（原審 東京地判平成25年2月28日判決、平成23年（ワ）第38969号）
[88] 前掲注32
[89] Ex Parte Serio, Appeal No. 2018-005727 (P.T.A.B. 2020)
[90] Ex Parte Gorelov, Appeal No. 2019-001345 (P.T.A.B. 2020)
[91] Purepredictive, Inc. v. H20.AI, Inc., No. 17-cv-03049-WHO (N.D. Cal. Aug. 29, 2017)
[92] 米国特許庁「Request for Comments on Patenting Artificial Intelligence Inventions, 84 Fed. Reg. 44,889 (2019)」https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-08-27/pdf/2019-18443.pdf ［最終アクセス日：2021年2月17日］
[93] Northern Telecom, Inc. v. Datapoint Corp., 908 F.2d 931, 941–42 (Fed. Cir. 1990)

能性は、記述要件、実施可能要件、及び自明性を含む特許性の多数の問題にとって重要である。AI発明には予測不可能性があるというUSPTOが提起した問題は、この古くからの見方がAIに関して変化している可能性を示唆している。

③ 欧州

欧州では、特許を受けることができる発明について、欧州特許付与に関する条約第52条に規定されている。欧州において、AI関連発明は、第52条（2）（c）に該当し、特許を受けることができる発明とはみなされない可能性がある。ただし、第52条（3）の規定により技術的性質を備える場合は特許の対象から除外されない取り扱いがなされる。詳細は（2）プラットフォーム型ビジネス等における課題 ③欧州参照。

EPO特許審査基準は、G-II 3．3．1[94]において、人工知能（AI）と機械学習について規定している。G-II 3．3．1において、AIと機械学習は、それらがトレーニングデータに基づいて「トレーニング」できるかどうかに関係なく、抽象的な数学的性質を持つと見なされる計算モデルとアルゴリズムに基づくと解釈している。そのため、G-II 3．3の数学モデルのガイドラインは、AIと機械学習に適用される。発明に「技術的特徴」があるかどうかを評価する場合、「サポートベクターマシン」、「推論エンジン」、「ニューラルネットワーク」等の用語自体は、必ずしも技術的手段の使用を意味するものではない。G-II 3．3において、数学的方法は、発明の技術的特徴に貢献する可能性がある。つまり、技術分野への応用によって、及び／又は特定の技術的実装に適合させることによって、技術的目的に役立つ技術的効果を生み出すことに貢献する可能性があるとしている。

また、EPO特許審査基準には、F-IV 4．12[95]において、プロダクトバイプロセスクレームに関する規定がある。プロセスの観点から製品を定義するクレーム（たとえば、プロセスYによって取得された製品X）は、製品に対するクレームと見なされる。本発明の技術的内容は、プロセスではなく、プロセスによって製品に付与される技術的特性にある。このようなクレームは、製品自体が新しく独創的であり、製造プロセス以外の方法でクレームされた製品を定義することが不可能である場合にのみ許容される。EPO特許審査基準F-IV 4．12の記載より、トレーニングされたモデル、分類器、アルゴリズム等は、他のより適切な形式のクレームが利用できない場合、プロダクトバイプロセス（PBP）クレーム形式を使用して実行するプロセスを特定する等によりクレームできる可能性があり、発明に係る主題が技術的手段を備えている場合に、発明成立性が認められ得る。

その他、AI関連発明の特許に関するEPOのオーバービュー、AIに関連する技術的な問題

[94] Guidelines for Examination in the European Patent Office https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/index.htm［最終アクセス日：2021年3月2日］
[95] Guidelines for Examination in the European Patent Office https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/index.htm［最終アクセス日：2021年3月2日］

の概念について議論した論文等が認められた。

④ ドイツ

ドイツ特許審査ガイドラインでは、セクション3．2[96]において、コンピュータで実行される発明の審査手順が示されている。詳細は、（2）プラットフォーム型ビジネス等における課題 ④ドイツ参照。

ドイツ特許法第1条（3）に鑑みると、AI技術の多くはコンピュータ・プログラムに該当すると解され、基本的には保護の対象外となるが、EPOの判断手法と同様に、技術的性質が認められれば保護対象となるスタンスをとっている。

⑤ 中国

中国専利法では、保護対象となる発明の定義が第2条に規定されている。また、特許権を付与しない対象が第25条に規定されている。詳細は（2）プラットフォーム型ビジネス等における課題 ⑤中国参照。これらの条文には、AI関連発明についての記載自体は認められないが、専利審査指南2019によれば、「（2）知的活動の規則及び方法」に該当する場合に保護対象外と判断される。[97]また、専利審査指南2019には、人工知能のトレーニング段階の発明について3つの事例（事例1、事例2、事例8）が記載されている。[98]事例1は、単純な数学問題を解決するような記載では、専利法の保護客体にはならないことを示していると解される。また、事例2は、データ及びデータに対する処理が明確であり、訓練モデルが、技術課題を解決するものであることが分かる記載になっていれば、保護客体に該当しうることを示している。また、事例8では、人工知能の一種である遺伝的アルゴリズムについての進歩性判断事例が記載されている。

（４） 特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて

① 日本

「特許・実用新案審査ハンドブック　附属書B　第1章　コンピュータソフトウエア関連発明」[99]では、「構造を有するデータ」及び「データ構造」の取扱いについて記載されている。本ガイドラインでは、データの有する構造がコンピュータの処理を規定するものという点でプログラムに類似する性質を有するものであるか否かに基づいて、是と判断した

[96] Guidelines for the Examination Procedure ドイツ特許庁 https://www.dpma.de/docs/english/formulare/patent_eng/p2796_1.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］
[97] 「専利審査指南」の改正に関する公告（第343号）　日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部　https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20191231.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］
[98] 前掲注94を参照。
[99] 特許庁「特許・実用新案審査ハンドブック　附属書B　第1章　コンピュータソフトウエア関連発明」https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1.pdf［最終アクセス日：2021年2月17日］

場合にソフトウエアとして取り扱うこととしている。また、本ガイドラインでは、上記プログラムに類似する性質を有するか否かにより、発明に該当する事例として「エリア管理データ」、「データ構造」、「学習済みモデル」、「3D造形用データ」に関する発明が記載されているとともに、発明に該当しない事例として「リンゴの糖度データ」、「3D造形用データ」、「コンテンツデータ」に関する発明が記載されている。

② 米国

特許発明の実施に関連する「データ」に係る裁判例としては、In re Nuijten, No. 06-1371[100]が挙げられる。In re Nuijten, No. 06-1371は、信号が特許を受けることができる対象であるかについて争われた事件である。裁判所は、「Nuijtenのような一時的な伝播信号は、『方法、機械、製造、若しくは組成』ではない。これらの4つのカテゴリは、特許法第101条の下で特許を受けることができる対象の明確な範囲と領域を定義している。したがって、そのような信号は特許を受けることのできる対象にはなり得ない」と判示した。

③ 欧州

欧州特許付与に関する条約には、データ保護に関連して第52条が規定されている。データ自体は、第52条（2）（d）「情報の提示」に該当し、特許付与可能な発明とはみなされないと解されるが、第52条（3）の規定により、技術的性質を有する場合は保護対象から除外されないことがありうる。詳細は、（2）プラットフォーム型ビジネス等における課題 ③欧州を参照。

また、EPO特許審査基準では、データ保護に関連して、G-II 3．6．3、G-II 3．7、F-IV 3．9．1が規定されている。[101]これらの規定には具体的に以下のような点が記載されている。すなわち、データ構造又はデータ形式は全体として技術的特徴を備えていることで発明に該当する。また、データ構造、データ形式を評価する場合に機能データと認知データに区別され、機能データは技術的効果の生成に貢献するが、認知的データは貢献しない。そして、これらの考え方に基づいて、画像検索システムで使用する記録媒体の例やデータエンコードスキーム、データ構造、及び電子通信プロトコルの例、コンピュータに実装されたデータ構造について言及している。

以上から、EPOは、データ構造自体は純粋に論理的な静的ストレージ構成であり、適切な手順に沿って使用された場合にのみ、技術的な性質（もしあれば）をもたらす可能性があると考えている。基礎となる（データ生成）プロセスを単に参照するのみでは「適切な手順」として十分ではない。根本的に重要なのは、このデータ構造を使用して技術的効果

[100] In re Petrus A.C.M. Nuijten, No. 06-1371 (Fed. Cir. 2008)
[101] Guidelines for Examination in the European Patent Office https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/index.htm［最終アクセス日：2021年2月18日］

が達成されるかどうかであり、その場合に初めて特許保護が可能になる。これは、データ構造自体に関連する技術システム又はプロセスの技術的特徴がある場合にも当てはまる。

3Dデータについては研究報告が出されており（資料Ⅵ　（4）データ保護の在り方 ③欧州参照）、固有の取り扱い方針を定めようとする動きがある。Patents and additive manufacturing-Trends in 3D printing technologies-[102]は、特許とアディティブマニュファクチュアリング（AM）に関するEPOの研究報告である。AMにおける物品の製造態様の変化、及びAMによる製造のキーとなる3Dデータ等の特性等について触れ、AMを踏まえた特許による技術保護の在り方について議論しているが、現時点では、この報告を踏まえたガイドライン等はEPOから示されていない。

④　ドイツ

ドイツ特許法では、データ保護に関連して第52条が規定されている。データは、特許プロセスの直接の結果として保護される可能性があるが、原則として、データ自体は第52条（2）（d）に該当し、特許保護の対象外とされる。詳細は、（2）プラットフォーム型ビジネス等における課題 ④ドイツを参照。

また、特許発明の実施に関連する「データ」に係る裁判例としては、X ZR 33/10 2012/8/21[103]が挙げられる。X ZR 33/10　2012/8/21では、ビデオ画像を表す一連のビデオ画像データは、方法特許の直接の結果物と見なすことができるとした。

⑤　中国

中国専利法では、データ保護に関連して第2条、第25条が規定されている。現状、専利法にはデータ構造や学習済みモデルについての明文規定はなく、審査指南にもとづいて判断される。詳細は、（2）プラットフォーム型ビジネス等における課題 ⑤中国を参照。

（５）新しい形態の知的財産の保護について

［ライセンスに関連する制度について］

①　日本

日本の特許法では、ライセンス・オブ・ライト及びこれに類似する制度に関する規定は認められなかった。関連する取組として、インターネット上で、企業、大学、研究機関等

[102] http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/C2F0871212671851C125859F0040BCCA/$FILE/additive_manufacturing_study_en.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］
[103] 前掲注63を参照

の開放特許を一括して検索できる公的なサービスである開放特許情報データベース[104]や、出願人又は権利者の申出によって、権利譲渡又は実施許諾の用意がある旨を特許公報・登録実用新案公報・意匠公報に掲載する、日本特許庁によるサービスが認められた。[105]

また、研究等として、「平成20年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書　産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書」[106]が認められた。本報告書は、特許庁が、減免制度及びライセンス・オブ・ライト制度を中心に、望ましい料金施策を検討する際の留意点・課題について検討した報告書である。

② 米国

米国の特許法では、ライセンス・オブ・ライト及びこれに類似する制度に関する規定は認められなかった。

その他、ライセンスに関する研究等として、特許発明の強制実施権に係る報告書[107]が認められた。

③ ドイツ

ドイツ特許法には、ライセンス制度に関連して第15条、第23条が規定されている。ドイツ特許法第15条では、特許権の移転及びライセンスについて規定している。さらに第23条ではライセンス・オブ・ライトについて規定している。具体的には第23条（1）では、出願人又は権利者が、「何人に対しても適正な補償と引替に発明の実施を許可する用意がある旨の宣言」をすると、その宣言の受領後に納付期日が到来する当該特許の年次手数料が半額に減額されることが規定されている。また、宣言が記録された後にその発明を実施することを希望する者がその意思を特許権者に通知することで、陳述した方法で発明を実施することができることが規定されている。また、補償については特許庁によって決定される。

④ 中国

中国では、第四次改正専利法において、中国専利法第50条～第52条に規定する専利開放許諾制度が新設された。これらの条文では、「専利権者が自主的に書面にて国務院専利行政部門に如何なる団体又は個人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾

[104] 独立行政法人工業所有権情報・研修館「開放特許情報データベース」https://plidb.inpit.go.jp/［最終アクセス日：2021年2月17日］
[105] 特許庁「権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載申込みについて」https://www.jpo.go.jp/system/laws/koho/kenri_jyouto_kouhou_moushikomi.html［最終アクセス日：2021年2月17日］
[106] 平成20年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書　産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書
[107] 議会調査局「Compulsory Licensing of Patented Inventions」https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R43266/8［最終アクセス日：2021年2月17日］

使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はそれを公告し、開放許諾とする」としている。そして、「如何なる単位又は個人も開放許諾専利を実施する意思があり、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払方式、基準に従って許諾使用料を支払った場合、専利実施許諾を受けたとされる」、また、「開放許諾実施期間において、専利権者の年金の納付に対し、相応の減免を行う」とされている。

Ⅲ. 資料編

資料I

国内アンケート調査　調査票

令和2年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究

「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方に関する調査研究」

国内アンケート調査票[1]

令和2年8月
特許庁
（委託）　特許業務法人　志賀国際特許事務所

【アンケートの背景】
AI・IoT技術の進展により、「物」の生産や販売を中心としたビジネスモデルから、データを活用したサービスの提供を中心としたビジネスモデルへの転換が急速に進展しています。このような時代の変化に対して、ソフトウエア関連発明の保護に関する意識調査を行った上で、現行の特許制度が十分に対応できているかについて、検討する必要があります。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークを始めとするリモート化やデジタル化の動きは益々加速しており、特許庁では、審査レジリエンスの向上を検討しています。

【アンケートの目的】
上記のような背景に鑑みて、本アンケートは、「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度」を検討するにあたり、どのような実態があるのか、現状を正確に把握することを目的として実施させて頂くものです。

【アンケート回答情報の管理】
御回答内容は、基本的に統計的に処理して用います。また、統計的に処理できない自由記入欄への御記入については、御記入頂いた内容を利用させて頂く場合には、御回答頂いた方の特定が困難となるように工夫させて頂きます。
頂いた情報は、担当部門の必要最低限の担当者のみがアクセス可能とし、外部からのアクセスは厳重に管理し、個別情報を公表するなどのご迷惑をおかけすることは決してございません。ありのままを御記入くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【御記入上のお願い】
1. 御回答は、選択肢形式と自由記述形式とがあります。選択肢形式では、当てはまる番号を選び、選択された番号を回答欄に御記入ください
2. アンケート中で使用する用語の定義は、巻末の【用語の定義】を御参照ください。また、お近くの技術の専門家・知財専門家にお聞きになる等して、可能な限り多くの質問に御回答頂くよう、お願いいたします
3. 答えられない、よく分からない、回答したくない質問等があった場合は、回答せずに次の質問に進んでいただいて構いません

[1] 国内アンケート調査票と同一内容のため、海外ヒアリング調査票は割愛する。

【アンケートの回答方法・お問い合わせ先】
　アンケートの回答方法は、次のページに記載した1～3のいずれかの方法があります。下記URLのアンケートトップページをご参照の上、回答しやすいものをお選び頂き、御回答頂けると幸甚です。お手数ではございますが、アンケートへの御回答は、下記の回答期限までにお願い致します。

＜アンケートトップページ＞

URL：　https://www.jpo-research.jp/form/pub/aiiot/co

＜回答期限＞ **2020年9月15日（火）**

＜QRコード＞

1. **Webフォームによる回答**
　アンケートへの御回答は、Webフォームから、ご入力頂くことが可能です。上記のアンケートトップページにて「ウェブ」より、同封の依頼書に記載の回答用IDとパスワードを入力してログインし、御回答ください。

2. **メールによる回答**
　上記のアンケートトップページより、本件調査票の電子ファイルをダウンロードしてください。回答を入力した電子ファイルをメールに添付し、下記提出先のE-mailアドレスに送信頂きますよう、お願い致します。

＜電子ファイル提出先＞
特許業務法人　志賀国際特許事務所　特許庁調査研究担当
E-mail：jpo-research@shigapatent.com

3. **その他の回答方法による回答**
　その他、FAXによる回答又は郵送による回答も可能です。詳しくは、上記のアンケートトップページをご参照ください。

　本アンケート調査に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。
　上記のURLへアクセスできない場合や本件調査票の電子ファイルをメールで受信されることを希望する場合にも、下記のお問合せ先までお願い致します。

＜お問合せ先＞
特許業務法人　志賀国際特許事務所　特許庁調査研究サポート担当
住所：〒100-6620 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
グラントウキョウサウスタワー
TEL：03-5288-5811 FAX：03-5288-5810
E-mail：jpo-research-support@shigapatent.com

アンケート項目

［目次］

1. 御回答者様属性
2. 複数の事業者等による特許発明の実施における課題
3. プラットフォーム型ビジネス等における課題
4. **AI** 関連特許の利活用に関する課題
5. 特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて
6. 新しい形態の知的財産の保護について
7. 審査におけるレジリエンス向上について
8. その他

1. 御回答者様属性

（1）ご連絡先

差し支えなければ、ご連絡先を教えてください

御記入いただいた各位に、本アンケートの調査結果を報告させていただきます。なお、この連絡先も、上述の【アンケート回答情報の管理】と同様に管理致します。

回答用ID　　※同封の依頼書の回答用IDをご記入ください

御社名

御所属部署

御住所

御名前

E-mailアドレス

電話番号

アンケートの調査結果の要否（いずれかをご選択下さい） 要　・　否

(2) 業種

貴社の主たる業種について、次の中から該当するものを1つ選択してください。なお、業種の分類については、以下の日本標準産業分類との対応表※2を参照してください。

＊個人事業主や大学等各機関に所属する場合は、当てはまる業種の番号を御記入下さい。

業種（択一）※2					
□	1	農林水産業	□	26	電子部品・デバイス・電子回路製造業
□	2	鉱業、採石業、砂利採取業	□	27	自動車製造業
□	3	建設業	□	28	27 以外の輸送用機械製造業
□	4	食料品製造業	□	29	4～28 以外の製造業
□	5	飲料・たばこ・飼料製造業	□	30	電気・ガス・熱供給・水道業
□	6	繊維工業	□	31	運輸業、郵便業
□	7	パルプ・紙・紙加工品製造業	□	32	通信業
□	8	印刷・同関連業	□	33	放送業
□	9	医薬品製造業	□	34	情報サービス業
□	10	総合化学・化学繊維製造業	□	35	インターネット附随サービス業
□	11	油脂・塗料製造業	□	36	映像・音声・文字情報制作業
□	12	10～11 以外の化学工業	□	37	卸売業
□	13	石油製品・石炭製品製造業	□	38	小売業
□	14	プラスチック製品製造業	□	39	金融・保険業
□	15	ゴム製品製造業	□	40	不動産業、物品賃貸業
□	16	窯業・土石製品製造業	□	41	宿泊業、飲食サービス業
□	17	鉄鋼業	□	42	学校教育
□	18	非鉄金属製造業	□	43	42 以外の教育、学習支援業
□	19	金属製品製造業	□	44	技術移転機関（TLO）
□	20	はん用機械器具製造業	□	45	公的研究機関（独立行政法人含む）
□	21	生産用機械器具製造業	□	46	44～45 以外の学術・開発研究機関
□	22	業務用機械器具製造業	□	47	専門サービス業
□	23	電子応用・電子計測器製造業	□	48	42～47 以外のサービス業
□	24	23 以外の電気機械器具製造業	□	49	公務（他に分類されるものを除く）
□	25	情報通信機械器具製造業	□	99	1 から 49 に属さない個人

(3) 資本金

貴社の資本金について、以下の中から該当する範囲を1つ選択してください。

□ ①5000 万円未満
□ ②5000 万円～1 億円未満
□ ③1 億円～3 億円未満
□ ④3 億円～10 億円未満
□ ⑤10 億円～100 億円未満
□ ⑥100 億円 以上
□ ⑦資本金不明

(4) 従業員数

貴社の従業員数について、以下の中から該当する範囲を1つ選択してください。

□ ①10 人未満
□ ②10 人～50 人未満
□ ③50 人～100 人未満
□ ④100 人～300 人未満
□ ⑤300 人～1000 人未満
□ ⑥1000 人～5000 人未満
□ ⑦5000 人～10000 人未満
□ ⑧10000 人以上

[2] 業種の詳細は、総務省で公開している「日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）－目次」https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html［最終アクセス日：2021年2月25日］をご参照ください。

(5) 設立年

貴社の会社設立年を西暦でお答えください。
西暦（　　）年

(6) 貴社は、以下で定義されるベンチャー企業に該当するでしょうか。

□ ①該当する
□ ②該当しない

＊ベンチャー企業の定義
以下の（i）～（iii）のいずれかに該当する企業
(i) その事業を開始した日以後 10 年を経過していない個人事業主
(ii) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては 5 人）以下で、
設立後10年を経過しておらず、かつ、
他の大企業に支配されていない法人（注1）
(iii) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下で、
設立後10年を経過しておらず、かつ、
他の大企業に支配されていない法人（注1）

（注1）他の大企業に支配されていないこととは以下のa. 及びb. に該当していることを指します。
a. 貴社以外の単独の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1／2 以上の株式又は出資金を有していないこと。
b. 貴社以外の複数の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）が共同で株式総数又は出資総額の 2／3 以上の株式又は出資金を有していないこと。

(7) 貴社は、これまで、いわゆる AI・IoT 技術に関係した活動を行われた御経験がありますか。

□ ① AI・IoT 技術関連の活動を行ったことがある。
□ ② AI・IoT 技術関連の活動を行ったことがない。

②の方は、「6. 新しい形態の知的財産の保護について」（24頁）へ

(8) 具体的に、AI・IoT 技術に関して、どのような活動を行っていますか。

□ ① AI・IoT 技術によって生み出される物やサービスを他者へ提供している。
□ ② AI・IoT 技術によって生み出される物やサービスの提供を他者から受けている。
□ ③ ①②の両方である。
□ ④ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）

自由記入欄

次ページからは、アンケートの本題に入ります。

2. 複数の事業者等による特許発明の実施における課題

次の仮想事例をお読み頂き、それに続く設問へお進み下さい。

［仮想事例1］

特許権者甲が、次の特許を有している。
「ユーザー端末から、データDを受信し、サーバーaで処理a’、サーバーbで処理b’、サーバーcで処理c’を行い、相互にデータ授受を行った上で、サービスSをユーザーに提供する。」
（処理a’は発明の技術的特徴（最も重要な部分））

一方、（甲と異なる）事業者A，B，Cは、それぞれ、処理a’、処理b’、処理c’を行うサーバーをそれぞれ持ち、相互にデータ授受を行った上で、全体として、上記特許請求の範囲と同一のサービスSを提供している。事業者A，B，Cは、甲から実施許諾を受けていない。

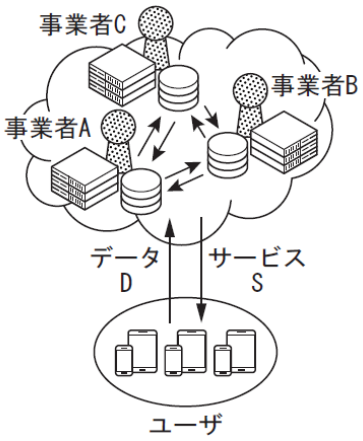

【図1】

(1) 複数の事業者が相互に共同した上で上記のようなサービスを提供することに関して、特許権者、または事業者からみて、特許権の行使に関する課題があると感じることがありますか。

□ ① 課題があると感じることがある。
□ ② 課題があるとは感じることはない。
（その理由を、可能な限り自由記入欄へ御記入下さい。）

自由記入欄

②の方は、「3. プラットフォーム型ビジネス等における課題」（12頁）へ

貴社が特許権者甲である場合を想定して、下記の設問（2）に御回答下さい。

(2) 具体的にどのような課題があると感じることがありますか。（複数回答可）

□ ① ライセンス交渉を、事業者Aのみに対してすれば足りるのか、事業者A，B，C全てに対してすべきか不明。
□ ② 特許侵害訴訟を、事業者Aのみに提起すれば足りるのか、事業者A，B，C全

てに対して提起すべきか不明。
□ ③ 事業者 A，B，C のサーバーの一部が海外にある場合に特許権侵害となるかが不明。
□ ④ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。
□ ⑤ 分からない。

自由記入欄

仮想事例1において、さらに、事業者Aのサーバーが外国Ｒに設置されている場合を想定して、以下の設問（3）、（4）に御回答下さい。

（3）この時、どのような点が課題ですか。（複数回答可）

□ ① ライセンス交渉を行う際に、日本の特許権を有するだけで良いのか、外国Ｒの特許権も有していなければいけないのかが不明。
□ ② 侵害訴訟を提起する際に、日本の特許権を有するだけで良いのか、外国Ｒの特許権も有していなければいけないのかが不明。
□ ③ 特許権行使が可能か否か全く分からない。
□ ④ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

（4）貴社が外国Ｒの特許権を有さず、事業者 A のサーバーが外国Ｒに設置されている場合に、事業者 A に対してどのような行動をとりますか。

□ ① 事業者 A の住所が国内にあればライセンス交渉を行うが、事業者 A の住所が国内になければあきらめる。
□ ② 事業者 A の住所がどこにあろうと、ライセンス交渉を試みる。
□ ③ 外国Ｒの特許権を有していないため、ライセンス交渉はしない。
□ ④ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

以下、甲が、事業者Aにフォーカスして、処理a’、b’、c’のうち、発明の技術的特徴（最も重要な部分）である処理a’についての権利化及び権利行使を検討した場合について設問（5）にお答えください。

（5）権利化・権利行使することについて、以下のいずれに該当しますか？
また、可能な範囲で回答の理由をお答えください。

□ ① 事業者 A にフォーカスしたクレームを権利化できないと感じる。
□ ② 事業者 A にフォーカスしたクレームは権利化できるが、事業者 A に対して権利行使はできないと感じる。
□ ③ 事業者 A にフォーカスしたクレームを権利化できるし、事業者 A に対して権

利行使もできると感じる。

理由（具体的な課題・工夫している点や、課題や工夫がわかる事例・特許（特許番号）などをお書き下さい）

（6）上記設問（1）～（5）でお答えいただいた他、ある特許権を複数事業者が実施する場合の課題として感じていることや実際に困った経験について、特許権者側、あるいは事業者側の観点で御記入ください。

自由記入欄

3. プラットフォーム型ビジネス等における課題

次の仮想事例2をお読み頂き、それに続く設問へお進み下さい。
［仮想事例2］

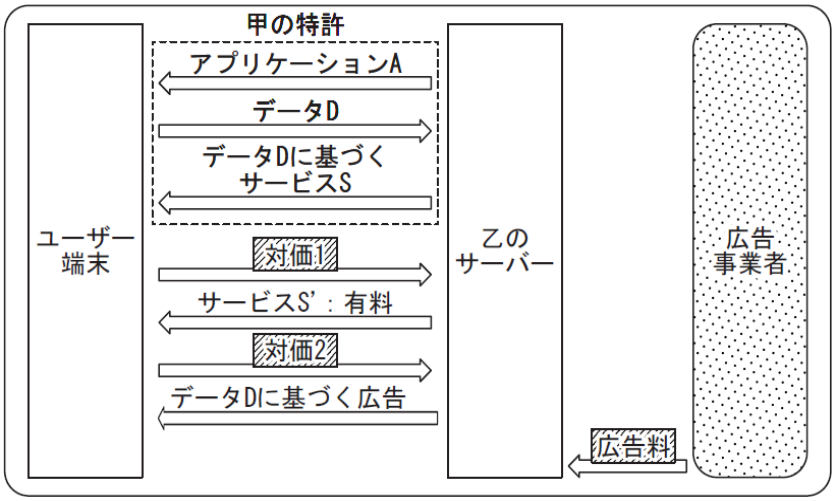

【図2】

特許権者である甲は、次の特許（図中の点線枠内部分）を有している。
「ユーザー端末から受信したデータDに基づき、
ユーザー端末に対しサービスSに係るデータを生成し提供する方法。」
一方、乙は、甲の実施許諾を受けずに、甲の特許を実施している。
また、甲も特許を実施している。

サービスSが動画閲覧サービスであり、特許発明を、データDに基づいて動画データを提供する方法の発明と捉えたとします。そうすると、図2のケースでは、特許方法により生成（生産）された動画データをユーザーに提供しているといえます。この場合において、対価1が、サービスSの閲覧回数又は閲覧期間に応じて有償で支払われる場合に、次の設問に御回答下さい。

（1）物の発明の場合は、物の譲渡を単位として譲渡数量としてカウントして損害額を算定していますが、方法の発明を使用する場合には、何を単位としてカウントして損害額を算定するのがよいと考えますか？（複数回答可）

□ ①ユーザー数
□ ②閲覧回数
□ ③閲覧期間（月額・年額など）
□ ④その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

（参考）　特許法は、侵害物を譲渡した場合に、その譲渡した物の数量に基づいて損害額を算定することを定めています（特許法第102条第1項）。しかし、データの譲渡回数に基づく損害賠償額の算定については、特許法上に明確な規定がありません。

次に、乙はサービスSに対する対価1を無償とし、Sに関連するサービスS'に対する対価2を有償とする場合を想定して、次の設問に御回答下さい。

（2）甲の損害について、どのように考えますか。（複数回答可）

□ ① 乙は、甲の特許部分において利益を得ておらず、損害を認めるべきではない。
□ ② 乙は、サービス S'について対価を得ており、特許について利益を得ていないとしても、サービス S'も含めた利益の額に基づいて損害賠償額を払うべき。
□ ③ 乙は、サービス S'について対価を得ており、特許について利益を得ていないとしても、サービス S'も含めた対価に基づいて実施料相当額の損害賠償額を払うべき。
□ ④ 下記の場合には、乙は損害賠償額を払うべき（下記自由記入欄に御記入下さい）。
□ ⑤ 損害額がどのように算定されるのか、分からない。
□ ⑥ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

（参考）特許法は、侵害者（本件では乙）が侵害行為により受けた利益額を損害額として推定すると定めています（特許法第102条第2項）。また、実施料相当額を損害額として賠償を請求できると定めています。（特許法第102条第3項）

さらに、乙は、ユーザー端末から受信したデータDに基づいて、乙のサーバーを介して、広告をユーザー端末へ提供することで、広告事業者から対価を得ていることを想定して、次の設問に御回答ください。

（3）乙が甲へ支払うべき損害賠償額は、どのように算定されるべきだと考えられますか。また、可能な範囲で回答の理由を自由記入欄に御記入ください。

□ ① 損害賠償額の算定において、乙が受け取った広告料を考慮に入れるべき。
□ ② 損害賠償額の算定において、乙が受け取った広告料を考慮に入れるべきではない。
□ ③ どのような場合に乙が受け取った広告料を考慮に入れるべきか、分からない。

□ ④ 次の場合には、乙が受け取った広告料を考慮に入れるべき（下記自由記入欄に御記入下さい）。
□ ⑤ 分からない。
□ ⑥ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

（4）その他、プラットフォーム型ビジネス等に関する特許について、課題であると考えられることや、実際に困った御経験、具体的な特許の事例（特許番号）があれば、御回答ください。

自由記入欄

4. AI 関連特許の利活用に関する課題

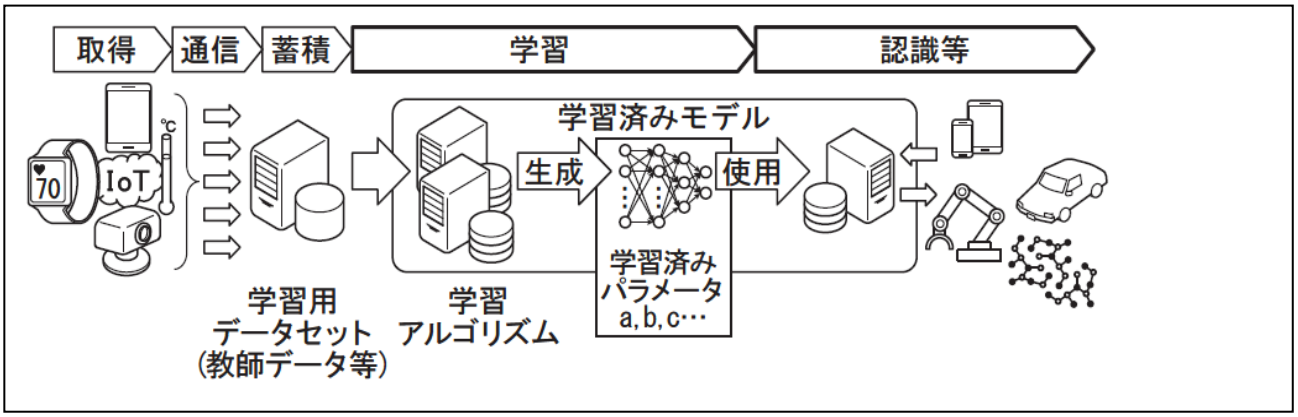

IoT関連技術で収集された大量のデータが、教師データ等として、AIの機械学習に用いられる。機械学習では、学習アルゴリズムが用いられ、機械学習の結果、学習済みモデルが生成される。AIは、生成された学習済みモデルを用いて、認識・予測・判断等を行っている。

（1）AI の学習アルゴリズムに関する発明の保護に関し、課題と感じていることは何ですか？（複数回答可）

□ ① 学習アルゴリズムに関する発明は、侵害立証が困難である。
□ ② 学習アルゴリズムに関する発明を特許出願すると、学習アルゴリズムが公開され、競争力が失われてしまう。
□ ③ 学習アルゴリズムのクレームをどのように作成すればよいかが分からない
□ ④ 分からない。
□ ⑤ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

(2) AI 技術に関する発明において、クレームの作成に当たり、心がけていることは何ですか？

□ ① 「入力」と「出力」の具体的な相関関係で発明を捉え、「処理」のウェイトを少なくするクレームを作成
□ ② その他（下記自由記入欄に御記入ください）
□ ③ わからない

自由記入欄

AI学習済みモデルを利用した推定装置に特許がある場合を想定して、次の設問に御回答下さい。

(3) 学習アルゴリズムに入力される教師データや、学習済みモデルのパラメータの特許による保護の可能性についてどのように考えますか（複数回答可）。また、可能な範囲で理由を自由記入欄に御記入ください。

□ ① これらのデータを保護すると、第三者の負担が大きくなるため、特許法で保護すべきでない。
□ ② データの生成方法自体が特許発明として保護されていれば十分であり、生成されたデータの流通にまで権利を及ぼす必要はない。
□ ③ 教師データについても特許法で保護すべき。
□ ④ 学習済みモデルのパラメータ単独でも特許法で保護すべき。
□ ⑤ 上記以外の特定の AI 関連データについて特許法で保護すべき。
（具体的にどのようなデータか自由記入欄で特定して下さい）。
□ ⑥ 不正競争防止法などその他の法律で保護すべきであり、特許法で保護する必要はない。
□ ⑦ 分からない。
□ ⑧ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

前問で、③～⑤にチェックした人は以下にお答えください

(4) 学習済みモデルを利用した推定装置の特許について、学習済みモデルの生成「にのみ用いる」学習用データ又は学習済みモデルのパラメータを生成・提供する行為を間接侵害として捕捉すべき事例を教えてください。また、そのデータを見て、侵害が生じる蓋然性が高いことを立証できるかどうか、及び、その理由をお答えください。

補足すべき事例

侵害が生じる蓋然性が高いことの立証の可否
□ ① 可能
□ ② 困難

理由

次の仮想事例3をお読み頂き、それに続く設問へお進み下さい。

［仮想事例3］

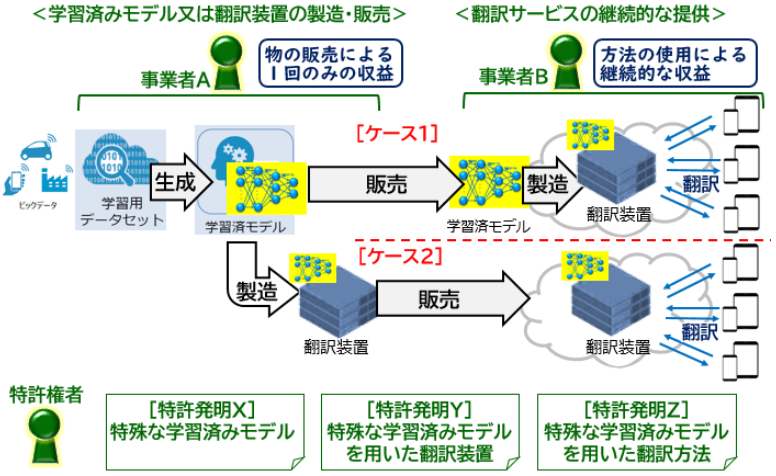

【図4】

特殊な学習済みモデルを用いた翻訳サービス

［ケース1］

・特許権者：特許発明Ｘ、Ｙ、Ｚにかかる特許権者
・事業者A：学習済みモデルを製造・販売
・事業者B：学習済みモデルを購入、翻訳装置を製造、翻訳方法を使用

［ケース2］

・特許権者：特許発明Ｘ、Ｙ、Ｚにかかる特許権者
・事業者A：学習済みモデル製造、翻訳装置を製造・販売
・事業者B：翻訳装置を購入、翻訳方法を使用

(5) ケース 1 及びケース 2 において、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、主として、以下のいずれが負担するのが妥当であると考えますか？また、可能な範囲で、回答の理由をお答えください。

［ケース1］

□ ① 学習済みモデルは事業者 A が負担、翻訳装置・翻訳方法は事業者 B が負担
□ ② 学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者 A が負担
□ ③ 学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者 B が負担
□ ④ その他

［ケース2］

□ ① 学習済みモデル・翻訳装置は事業者 A が負担、翻訳方法は事業者 B が負担
□ ② 学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者 A が負担
□ ③ 学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者 B が負担
□ ④ その他

理由

(6) ケース 2 において、前問で選択した負担は、事業者 A が事業者 B へ翻訳装置を販売する時点で事業者 B の将来の事業規模・収益が予測できない場合も、同じとすべきでしょうか？

□ ① 同じとすべき。
□ ② 将来の事業規模・収益により変えるべき。
□ ③ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

5. 特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて

3Dプリンタに入力するデータについて、次の仮想事例をお読みになった上で、設問に御回答下さい。

［仮想事例4］

特許権者甲が、物の特許を有している。
乙は、3Dプリンタ用データ（以下「3Dデータ」をサーバーに蓄積し、インターネット等を通じてユーザーへ提供しているが、3Dデータを3Dプリンタに入力することにより、特許と同じ製品(特許実施品)が生成される。

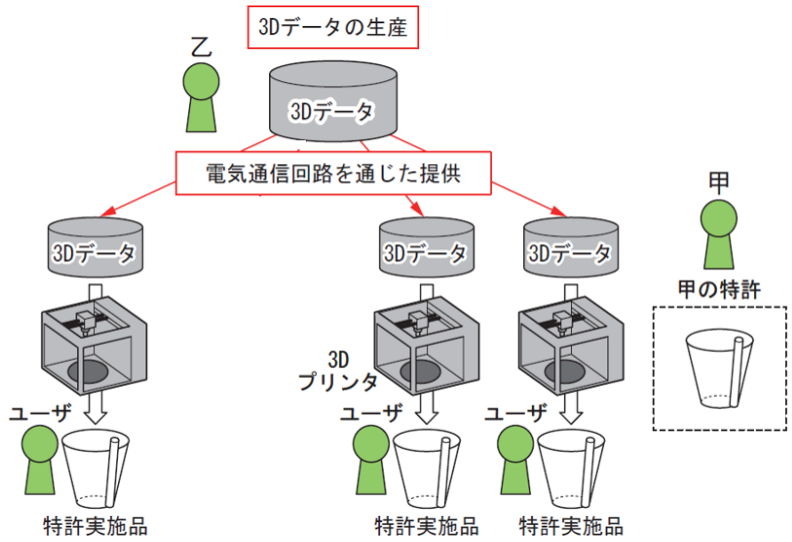

【図5】

(1) 仮想事例 4 における 3D データの保護の必要性について、下記のうち、あてはまるものを御回答下さい。（複数回答可）

□ ① 乙が 3D データを提供する行為も侵害の責任を負うべきである。
□ ② 特許法ではなく、不正競争防止法などその他の法律で保護すべきである。
□ ③ いかなる保護も必要ではない。
□ ④ その他（具体的に、自由記入欄へ御記入下さい）。
□ ⑤ 分からない。

自由記入欄

(2) （前問で①を選択された方）乙が提供する **3D** データについて間接侵害の対象とすべきかどうか、あてはまるものを御回答ください（複数回答可）。

□ ① いかなる場合も間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきである。
□ ② 特定の場合には間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきである。（具体的にどのような「特定の場合」であるか、自由記入欄に御記入下さい。）
□ ③ 間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきではない。
□ ④ その他（具体的に、自由記入欄へ御記入下さい）。
□ ⑤ 分からない。

自由記入欄

(3) 仮想事例 **4** にみられるような **3D** データの利活用に際し、知的財産上の課題を抱えた経験があれば、御記入下さい。（例：自社の製品を、無許可で **3D** スキャンされ、当該データが販売されていた等。）

自由記入欄

6. 新しい形態の知的財産の保護について

［ソフトウエア特許の保護について］

(1) 貴社は、ソフトウエア特許に関する業務を行った（特許出願をした、特許権を行使した、又は行使された（ライセンスの申し込みを受けた/訴訟を提起された））ことはありますか。

□ ① ある。
□ ② ない。

②の方は、（4）へ

以下の設問では、現行の特許法におけるソフトウエア特許の課題についてお聞きします。なお、ソフトウエア特許の保護期間は、他の特許と同様、出願から**20**年であり、原則的に差止請求権も損害賠償請求権も行使可能です。

(2) 差止請求権が行使できる期間の終期として、**20** 年は適切であると思いますか。

□ ① 適切である。
□ ② 短い。
□ ③ 長いため、（　　）年にすべき。
□ ④ そもそもソフトウエア特許については差止請求権が不要である。
□ ⑤ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

(3) 損害賠償を請求できる対象期間の終期として、20年は適切であると思われますか。

□ ① 適切である。
□ ② 短い。
□ ③ 長いため、（　　）年にすべき。（具体的な数字を御記入下さい。）
□ ④ その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。

自由記入欄

(4) 現行特許法におけるソフトウエア特許の保護について、課題であると考えられる点があれば、下記の自由記入欄に御記入下さい。

自由記入欄

［実用新案制度について］

実用新案登録出願の出願数は年々減少傾向ですが、知的財産権に対する多様なニーズに対応するため、活用方策について検討されています。そこで、現在の実用新案制度に関する以下の設問に御回答下さい。

(5) 実用新案について、使いづらいと思われたことがありますか。
□ ① ある。
□ ② ない。

(6) （前問で「①ある」と回答された方）どのような点が使いづらいと思われますか（複数回答可）。
□ ① 権利の存続期間（出願から10年）が短い。
□ ② 実体審査がないため、信頼性が低い。
□ ③ 特許出願へ変更可能な期間が限られている。
□ ④ 実用新案の訂正の機会が限られている。
□ ⑤ 技術評価書を提示して警告した後でなければ権利行使ができない。
□ ⑥ 特許が無効になった場合に損害賠償責任がある。
□ ⑦ 保護対象が狭い。
□ ⑧ その他（どのような点か、具体的に自由記入欄へ御記入下さい。）

自由記入欄

(7) （前問で「⑦保護対象が狭い」と回答された方）現行の実用新案の保護対象は物の構造等ですが、新たに保護すべき対象はありますか（複数回答可）。

□ ① プログラム等　　□ ② 製造方法
□ ③ 組成物　　□ ④ 単純方法
□ ⑤ ビジネスモデル　　□ ⑥ 対象を拡張すべきではない
□ ⑦ 分からない。
□ ⑧ その他（　　）

(8) 実用新案の料金について、どう思われますか。
（参考）　実用新案登録出願：14,000円
実用新案技術評価請求：42,000円＋（請求項の数×1,000円）

□ ① 安い。
□ ② 適切。
□ ③ 分からない。
□ ④ その他（具体的に自由記入欄へ御記入下さい。）

自由記入欄

［ライセンスに関連する制度について］

諸外国では、いわゆる「ライセンス・オブ・ライト」（**LoR**）を導入している国があります。この制度の下では、特許権者は、ある特許について他者に実施許諾する用意があるという意思を登録し、実施許諾を受けることを希望する者に対して、一定の手続きを行えば希望する範囲で必ず通常実施権を与えるとともに、他社には、合理的な実施料を支払う義務を課すというものです。

(9) 日本でも「ライセンス・オブ・ライト」（LoR）の制度が導入された場合に、どのような場合に、特許権者として LoR の仕組みを活用したいと思いますか（複数回答可）。

□ ① 出願や特許料等のコストが低減される場合。
□ ② 自社では事業化の目途がたっていないが、他者にライセンスできる可能性がある技術等を出願する場合。
□ ③ 実施許諾する用意があることがわかりやすく公示され、他者に効果的にアピールできる場合。
□ ④ 他者との連携など事業の幅を広げたい場合。
□ ⑤ 他者から権利を侵害していると主張されることを防ぐことができれば十分であると考える場合。
□ ⑥ わからない。
□ ⑦ 活用したくない。
□ ⑧ その他（具体的に自由記入欄へ御記入下さい。）

自由記入欄

(10) 他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針を用いていますか（複数回答可）。

□ ① 知財関係団体が出している指針に基づいて設定している（具体的に自由記入欄へ御記入下さい。）
□ ② 弁理士・弁護士等に一任している。
□ ③ 自社に一律の基準が存在し、適用している。
□ ④ ライセンス先の売上高等にあわせて、柔軟に条件を変更している。
□ ⑤ 調停制度を活用している。
□ ⑥ その他（具体的に自由記入欄へ御記入下さい）。

自由記入欄

7.　特許庁のレジリエンス向上について

特許庁は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に前後して例えば以下のような施策を実施してきました。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による法定・指定期間徒過の救済
② 各種証明書の押印・署名に関する緩和措置
③ テレビ面接審査の活用
④ 審査官等とのメールによる連絡
⑤ 各国特許庁等の情報配信

特許庁では、今後、感染症だけでなく、災害等の予期せぬ事態が起こっても継続的に業務を行えるようレジリエンスの向上を目指しています。そこで、下記の設問に御回答下さい。

緊急事態宣言発令後、特許庁における手続き又は審査の面で、お困りの御経験がありますか。

□ ① ある（具体的に、自由記入欄へ御記入下さい）。
□ ② ない。

自由記入欄

8.　その他

（1） 貴社において、令和元年度の特許等収支はプラスになっていますか。
特許等収入（例）　特許やノウハウのライセンス料等
特許等支出（例）　特許関連経費、特許やノウハウの知財ライセンス料

□ ① プラスである。
□ ② プラスでない。

（2） 最後に、**AI・IoT** 技術の時代にふさわしい特許制度や、特許業務のレジリエンス向上のため、上記アンケート中で触れられなかった部分で、御意見・御要望があれば、御記入下さい。
自由記入欄

御回答頂き、誠にありがとうございました。

【用語の定義】
アンケート中で使用する用語の意味は次のとおりです。

「**AI**」＝人工知能（Artificial Intelligence）。AIは、データから規則性や判断基準を学習し、それに基づき未知のものを予測、判断する。

「**学習アルゴリズム**」＝学習モデルに学習用データを入力して学習させる処理手順を表したもの。

「**IoT技術**」＝モノのインターネット（Internet of Things）、つまり、センサ等の情報がネットワークを通じて収集された情報を活用し、新たな価値・サービスを見いだす技術。

「**実施**」＝①物（プログラム等を含みます。）の発明にあっては、その物の生産、使用、譲渡等、輸出もしくは輸入または譲渡等の申出をする行為を、②方法の発明にあっては、その方法の使用をする行為をいい、③物を生産する方法の発明においては、その方法の使用をする行為に加えて、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出もしくは輸入または譲渡等の申出をする行為。

「**業として実施**」＝商業的に、実施すること。

「**直接侵害**」＝正当な権限のない第三者が、特許発明を業として直接的に実施する行為。直接侵害では、特許請求の範囲（クレーム）に記載されている、特許発明の構成要素のすべてを充たす。

「**間接侵害**」＝正当な権限のない第三者が、特許発明を業として間接的に実施する行為。例えば、装置の特許発明について、その装置を生産するためにのみ用いられる物を製造・販売等する行為、方法の特許発明についてその方法の使用にのみ用いる物の製造・販売等する行為は間接侵害に該当する可能性があります。

「**損害賠償額の算定**」＝原告の挙証責任の負担を軽減するために、ある額を損害の額として推定すること。特許法においては、特許法第102条に、損害額の推定等について規定されている。

102条
1項：損害額＝「侵害品の譲渡数量」×「権利者の製品の単位数量あたりの利益額」
2項：損害額＝「侵害者が侵害行為により受けた利益額」
3項：損害額＝「実施料相当額」

令和元年度改正では、「譲渡数量」×「単位数量あたりの利益額」を上限として、実施能力・販売事情に応じて覆滅された場合は、覆滅部分に「実施料相当額」を加算可能とする改正が行われた。

「**ソフトウエア特許**」＝コンピュータソフトウエア関連発明に係る特許。

「**レジリエンス**」＝被害に対応し、被害から回復する力。

以上が企業向けの国内アンケート調査票であるが、弁護士・弁理士向けの国内アンケート調査票との相違点は、1. （2）～（4）と下記図表 I－1に示した部分である。

＜弁護士・弁理士向け　国内アンケート調査票＞

1. 御回答者様属性

（2） 事務所情報

貴事務所の情報を教えてください

事務所形態 ☐1. 特許業務法人　☐2. 特許事務所　☐3. 弁護士法人　☐4. 法律事務所

事務所所員数　　名（うち、弁理士　　名、弁護士　　名）

国内特許・実用新案に係る訴訟件数　　件／年

国内特許・実用新案に係る当事者系審判件数　　件／年

国内特許・実用新案出願の代理件数　　件／年

売上高の比率（合計100%になるようにおおよその比率をご記載ください） 1. 大企業向けサービス　　% 2. 中小企業向けサービス　　% 3. スタートアップ企業向けサービス　　% 4. 大学・研究機関・個人向けサービス　　%

（3） これまで、いわゆる AI・IoT 技術に関係した知財業務を行われた御経験がありますか。

☐ ③AI・IoT 技術関連の知財業務を行ったことがある。

☐ ④AI・IoT 技術関連の知財業務を行ったことがない。

（4） （前問で①を選択された方）具体的に、AI・IoT 技術に関して、どのような知財業務を行っていますか（複数回答可）。

☐ ①特許出願・中間処理

☐ ②特許コンサルティング・調査

☐ ③特許訴訟・係争

☐ ④技術上の秘密若しくは技術上のデータに関する業務

☐ ⑤その他（下記自由記入欄にご記入下さい）

【図表 I－1】企業向けと弁護士・弁理士向けの相違点

設問	企業向け	弁護士・弁理士向け
2.(1)	貴社が特許権者甲である場合を想定して、下記の設問(2)に御回答下さい。	自身が特許権者甲を代理する場合を想定して、下記の設問(2)に御回答下さい。
2.(4)	(4)貴社が外国Ｒの特許権を有さず、事業者Aのサーバーが外国Ｒに設置されている場合に、事業者Aに対してどのような行動をとりますか。	(4)自身が代理する企業が外国Ｒの特許権を有さず、事業者Aのサーバーが外国Ｒに設置されている場合に、事業者Aに対してどのような行動をとることが妥当であると考えますか。
5.(3)	(3)仮想事例4にみられるような3Dデータの利活用に際し、知的財産上の課題を抱えた経験があれば、御記入下さい。(例：自社の製品を、無許可で3Dスキャンされ、当該データが販売されていた等。)	(3)仮想事例4にみられるような3Dデータの利活用に際し、知的財産上の課題があれば、御記入下さい。(例：製品を、無許可で3Dスキャンされ、当該データが販売される等。)
6.(1)	(1)貴社は、ソフトウエア特許に関する業務を行った(特許出願をした、特許権を行使した、又は行使された(ライセンスの申し込みを受けた/訴訟を提起された))ことはありますか。	(1)ソフトウエア特許に関する代理業務を行った(特許出願を代理した、特許権を行使する、又は行使される(ライセンスの申し込みを受ける/訴訟を提起される)側を代理した)ことはありますか。
6.(9)	(9)日本でも「ライセンス・オブ・ライト」(LoR)の制度が導入された場合に、どのような場合に、特許権者としてLoRの仕組みを活用したいと思いますか(複数回答可)。	(9)日本でも「ライセンス・オブ・ライト」(LoR)の制度が導入された場合に、どのような場合に、LoRの仕組みが活用されると思いますか(複数回答可)。
	② 自社では事業化の目途がたっていないが、他者にライセンスできる可能性がある技術等を出願する場合。	② 特許権者自身は事業化の目途がたっていないが、他者にライセンスできる可能性がある技術等を出願する場合。
6.(10)	(10)他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針を用いていますか(複数回答可)。	(10)他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針に基づいて設定した経験がありますか(複数回答可)。
	① 知財関係団体が出している指針に基づいて設定している	① 知財関係団体が出している指針に基づいて設定した
	② 弁理士・弁護士等に一任している。	② 弁理士・弁護士等として一任された。
	③ 自社に一律の基準が存在し、適用している。	③ 顧客に一律の基準が存在し、適用した。
	④ ライセンス先の売上高等にあわせて、柔軟に条件を変更している。	④ ライセンス先の売上高等にあわせて、柔軟に条件を変更した。
	⑤ 調停制度を活用している。	⑤ 調停制度を活用した。

弁護士・弁理士向けには、企業向けの設問8.　(1)　(特許収支の設問) はなく、弁護士・弁理士向けの設問8.　(1) を企業向けの設問8.　(2) と同じ内容とした。

資料II

国内アンケート調査　単純集計結果

【図表 II－1A】単純集計（企業等：設問1.　(1)　）

集計対象：1206者

番号	設問	選択肢		選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
	回答ID			-	100% (1206)
	御社名			-	95.7% (1154)
	御所属部署			-	93.4% (1126)
	御住所			-	94.8% (1143)
1.(1)	（都道府県　内訳）		北海道	0.3%（4）	94.8% (1143)
			青森県	0.2%（2）	
			岩手県	0.3%（4）	
			宮城県	0.7%（8）	
			秋田県	0.2%（2）	
			山形県	0.1%（1）	
			福島県	0.2%（2）	
			茨城県	1.9%（22）	
			栃木県	1%（12）	
			群馬県	0.8%（9）	
			埼玉県	3.8%（43）	
			千葉県	3.1%（35）	
			東京都	30.5%（349）	
			神奈川県	9.7%（111）	
			新潟県	0.9%（10）	
			富山県	0.7%（8）	
			石川県	0.8%（9）	
			福井県	0.9%（10）	
			山梨県	0.3%（4）	
			長野県	2%（23）	
			岐阜県	1.3%（15）	
			静岡県	2.4%（28）	
			愛知県	9.4%（107）	
			三重県	0.3%（4）	
			滋賀県	1.3%（15）	
			京都府	3.9%（45）	
			大阪府	9.6%（110）	
			兵庫県	4.5%（52）	
			奈良県	0.6%（7）	
			和歌山県	0.2%（2）	
			鳥取県	0%（0）	
			島根県	0.1%（1）	
			岡山県	0.8%（9）	
			広島県	1.7%（19）	
			山口県	0.4%（5）	
			徳島県	0.5%（6）	
			香川県	1%（11）	
			愛媛県	0.2%（2）	
			高知県	0.2%（2）	
			福岡県	1.4%（16）	
			佐賀県	0.3%（3）	
			長崎県	0.3%（3）	
			熊本県	0.3%（4）	
			大分県	0.2%（2）	
			宮崎県	0.2%（2）	
			鹿児島県	0.2%（2）	
			沖縄県	0.3%（3）	
	御名前			-	93.4% (1126)
	E-mailアドレス			-	43.8% (528)
	電話番号			-	92% (1110)
	調査結果要否			-	96.4% (1163)

【図表 II－1B】単純集計（企業等：設問1.　(2) ～ (8) ）

集計対象：1206者

番号	設問	選択肢		選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
1.(2)	業種	1	農林水産業	0%（0）	99.1% (1195)
		2	鉱業、採石業、砂利採取業	0%（0）	
		3	建設業	4.2%（50）	
		4	食料品製造業	2.2%（26）	
		5	飲料・たばこ・飼料製造業	0.3%（4）	
		6	繊維工業	1.5%（18）	
		7	パルプ・紙・紙加工品製造業	0.8%（10）	
		8	印刷・同関連業	0.4%（5）	
		9	医薬品製造業	3.4%（41）	
		10	総合化学・化学繊維製造業	2.8%（33）	
		11	油脂・塗料製造業	0.6%（7）	
		12	10～11以外の化学工業	6.8%（81）	
		13	石油製品・石炭製品製造業	0.6%（7）	
		14	プラスチック製品製造業	4.4%（52）	
		15	ゴム製品製造業	1.2%（14）	
		16	窯業・土石製品製造業	2.3%（27）	
		17	鉄鋼業	1.1%（13）	
		18	非鉄金属製造業	2.5%（30）	
		19	金属製品製造業	4.4%（53）	
		20	はん用機械器具製造業	1.8%（21）	
		21	生産用機械器具製造業	6%（72）	
		22	業務用機械器具製造業	4.4%（52）	
		23	電子応用・電子計測器製造業	2.3%（27）	
		24	以外の電気機械器具製造業	5.8%（69）	
		25	情報通信機械器具製造業	2.5%（30）	
		26	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4.4%（53）	
		27	自動車製造業	4.4%（53）	
		28	27以外の輸送用機械製造業	4.3%（51）	
		29	4～28以外の製造業	8.5%（101）	
		30	電気・ガス・熱供給・水道業	0.7%（8）	
		31	運輸業、郵便業	0.3%（3）	
		32	通信業	0.5%（6）	
		33	放送業	0%（0）	
		34	情報サービス業	3.3%（40）	
		35	インターネット付随サービス業	0.4%（5）	
		36	映像・音声・文字情報製作業	0%（0）	
		37	卸売業	1.1%（13）	
		38	小売業	0.4%（5）	
		39	金融・保険業	0.4%（5）	
		40	不動産業、物品賃貸業	0%（0）	
		41	宿泊業、飲食サービス業	0%（0）	
		42	学校教育	4.5%（54）	
		43	42以外の教育、学習支援業	0%（0）	
		44	技術移転機関（TLO）	0.3%（3）	
		45	公的研究機関（独立行政法人含む）	0.8%（9）	
		46	44～45以外の学術・開発研究機関	1.2%（14）	
		47	専門サービス業	1%（12）	
		48	42～47以外のサービス業	1.3%（15）	
		49	公務（他に分類されるものを除く）	0.1%（1）	
		99	1から49に属さない個人	0.2%（2）	
1.(3)	資本金	①	5000万円未満	8.5%（101）	98.4% (1187)
		②	5000万円～1億円未満	8.3%（99）	
		③	1億円～3億円未満	9.9%（117）	
		④	3億円～10億円未満	12.8%（152）	
		⑤	10億円～100億円未満	29.4%（349）	
		⑥	100億円 以上	27.5%（326）	
		⑦	資本金不明	3.6%（43）	
1.(4)	従業員数	①	10人未満	5.1%（61）	98.8% (1192)
		②	10人～50人未満	6.5%（77）	
		③	50人～100人未満	3.4%（41）	
		④	100人～300人未満	12.1%（144）	
		⑤	300人～1000人未満	28.1%（335）	
		⑥	1000人～5000人未満	31.1%（371）	
		⑦	5000人～10000人未満	6.3%（75）	
		⑧	10000人以上	7.4%（88）	
1.(5)	設立年		（1939年以前）	23.6%（278）	
	（設立年　内訳）		1940年以降1969年以前	38.9%（458）	
			1970年以降1999年以前	12.8%（151）	
			2000年以降2009年以前	11.8%（139）	
			2010年以降	12.8%（150）	
1.(6)	貴社は、以下で定義されるベンチャー企業に該当するでしょうか。	①	該当する	6.5%（78）	98.8% (1192)
		②	該当しない	93.5%（1114）	
1.(7)	貴社は、これまで、いわゆるAI・IoT技術に関係した活動を行われた御経験がありますか。	①	AI・IoT技術関連の活動を行ったことがある。	43.6%（518）	98.6% (1189)
		②	AI・IoT技術関連の活動を行ったことがない。	56.4%（671）	
1.(8)	具体的に、AI・IoT技術に関して、どのような活動を行っていますか。	①	AI・IoT技術によって生み出される物やサービスを他者へ提供している。	35.7%（185）	43.0% (518)
		②	AI・IoT技術によって生み出される物やサービスの提供を他者から受けている。	13.7%（71）	
		③	①②の両方である。	36.1%（187）	
		④	その他（下記自由記入欄に御記入下さい）	14.5%（75）	
			自由記入欄	15.1%（78）	

【図表 II - 1C】単純集計（企業等：設問2～3）

集計対象：518者

番号	設問	選択肢		選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
2.(1)	複数の事業者が相互に共同した上で上記のようなサービスを提供することに関して、特許権者、または事業者からみて、特許権の行使に関する課題があると感じることがありますか。	①	課題があると感じることがある。	94.2%（472）	96.7% (501)
		②	課題があるとは感じることはない。	5.8%（29）	
			自由記入欄	12.2%（61）	
2.(2)	具体的にどのような課題があると感じることがありますか。　(複数回答可)	①	ライセンス交渉を、事業者Aのみに対してすれば足りるのか、事業者A，B，C全てに対してすべきか不明。	69.7%（327）	90.6% (469)
		②	特許侵害訴訟を、事業者Aのみに提起すれば足りるのか、事業者A，B，C全てに対して提起すべきか不明。	68.4%（321）	
		③	事業者A，B，Cのサーバーの一部が海外にある場合に特許権侵害となるかが不明。	78.5%（368）	
		④	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	14.5%（68）	
		⑤	分からない。	1.9%（9）	
			自由記入欄	16.4%（77）	
2.(3)	この時、どのような点が課題ですか。　(複数回答可)	①	ライセンス交渉を行う際に、日本の特許権を有するだけで良いのか、外国Rの特許権も有していなければいけないのかが不明。	65.3%（305）	90.2% (467)
		②	侵害訴訟を提起する際に、日本の特許権を有するだけで良いのか、外国Rの特許権も有していなければいけないのかが不明。	64.0%（299）	
		③	特許権行使が可能か否か全く分からない。	38.8%（181）	
		④	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	12.6%（59）	
			自由記入欄	14.8%（69）	
2.(4)	貴社が外国Rの特許権を有さず、事業者Aのサーバーが外国Rに設置されている場合に、事業者Aに対してどのような行動をとりますか。	①	事業者Aの住所が国内にあればライセンス交渉を行うが、事業者Aの住所が国内になければ諦める。	33.8%（156）	89.0% (461)
		②	事業者Aの住所がどこにあろうと、ライセンス交渉を試みる。	36.2%（167）	
		③	外国Rの特許権を有していないため、ライセンス交渉はしない。	16.5%（76）	
		④	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	13.4%（62）	
			自由記入欄	15.4%（71）	
2.(5)	権利化・権利行使することについて、以下のいずれに該当しますか？また、可能な範囲で回答の理由をお答えください。	①	事業者Aにフォーカスしたクレームを権利化できないと感じる。	27.8%（127）	88.2% (457)
		②	事業者Aにフォーカスしたクレームは権利化できるが、事業者Aに対して権利行使はできないと感じる。	22.8%（104）	
		③	事業者Aにフォーカスしたクレームを権利化できるし、事業者Aに対して権利行使もできると感じる。	49.5%（226）	
			理由	59.3%（271）	
2.(6)	上記設問(1)～(5)でお答えいただいた他、ある特許権を複数事業者が実施する場合の課題として感じていることや実際に困った経験について、特許権者側、あるいは事業者側の観点で御記入ください。			-	41.3% (214)
3.(1)	物の発明の場合は、物の譲渡を単位として譲渡数量としてカウントして損害額を算定していますが、方法の発明を使用する場合には、何を単位としてカウントして損害額を算定するのがよいと考えますか？(複数回答可)	①	ユーザー数	36.1%（179）	95.8% (496)
		②	閲覧回数	72%（357）	
		③	閲覧期間（月額・年額など）	55.4%（275）	
		④	その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。	14.1%（70）	
			自由記入欄	15.9%（79）	
3.(2)	甲の損害について、どのように考えますか。　(複数回答可)	①	乙は、甲の特許部分において利益を得ておらず、損害を認めるべきではない。	9.7%（48）	95.4% (494)
		②	乙は、サービスS'について対価を得ており、特許について利益を得ていないとしても、サービスS'も含めた利益の額に基づいて損害賠償額を払うべき。	41.3%（204）	
		③	乙は、サービスS'について対価を得ており、特許について利益を得ていないとしても、サービスS'も含めた対価に基づいて実施料相当額の損害賠償額を払うべき。	46.2%（228）	
		④	下記の場合には、乙は損害賠償額を払うべき(下記自由記入欄に御記入下さい)。	10.3%（51）	
		⑤	損害額がどのように算定されるのか、分からない。	18.6%（92）	
		⑥	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	8.5%（42）	
			自由記入欄	19.4%（96）	
3.(3)	乙が甲へ支払うべき損害賠償額は、どのように算定されるべきだと考えられますか。また、可能な範囲で回答の理由を自由記入欄に御記入ください。	①	損害賠償額の算定において、乙が受け取った広告料を考慮に入れるべき。	49.1%（243）	95.6% (495)
		②	損害賠償額の算定において、乙が受け取った広告料を考慮に入れるべきではない。	15.8%（78）	
		③	どのような場合に乙が受け取った広告料を考慮に入れるべきか、分からない。	12.7%（63）	
		④	次の場合には、乙が受け取った広告料を考慮に入れるべき(下記自由記入欄に御記入下さい)。	6.3%（31）	
		⑤	分からない。	10.5%（52）	
		⑥	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	5.7%（28）	
			自由記入欄	14.1%（70）	
3.(4)	その他、プラットフォーム型ビジネス等に関する特許について、課題であると考えられることや、実際に困った御経験、具体的な特許の事例（特許番号）があれば、御回答ください。			-	39.4% (204)

【図表 II－1D】単純集計（企業等：設問4～5）

集計対象：518者

番号	設問	選択肢		選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
4.(1)	AIの学習アルゴリズムに関する発明の保護に関し、課題と感じていることは何ですか？　(複数回答可)	①	学習アルゴリズムに関する発明は、侵害立証が困難である。	77.3%（385）	96.1% (498)
		②	学習アルゴリズムに関する発明を特許出願すると、学習アルゴリズムが公開され、競争力が失われてしまう。	55.2%（275）	
		③	学習アルゴリズムのクレームをどのように作成すればよいかが分からない。	31.1%（155）	
		④	分からない。	13.1%（65）	
		⑤	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	6.2%（31）	
			自由記入欄	7.2%（36）	
4.(2)	AI技術に関する発明において、クレームの作成に当たり、心がけていることは何ですか？	①	「入力」と「出力」の具体的な相関関係で発明を捉え、「処理」のウェイトを少なくするクレームを作成	43.9%（216）	95% (492)
		②	その他(下記自由記入欄に御記入ください)	10.4%（51）	
		③	わからない	45.7%（225）	
			自由記入欄	12.2%（60）	
4.(3)	学習アルゴリズムに入力される教師データや、学習済みモデルのパラメータの特許による保護の可能性についてどのように考えますか。また、可能な範囲で理由を自由記入欄に御記入ください。(複数回答可)	①	これらのデータを保護すると、第三者の負担が大きくなるため、特許法で保護すべきでない。	21.1%（105）	95.9% (497)
		②	データの生成方法自体が特許発明として保護されていれば十分であり、生成されたデータの流通にまで権利を及ぼす必要はない。	39.8%（198）	
		③	教師データについても特許法で保護すべき。	9.1%（45）	
		④	学習済みモデルのパラメータ単独でも特許法で保護すべき。	10.5%（52）	
		⑤	上記以外の特定のAI関連データについて特許法で保護すべき。(具体的にどのようなデータか自由記入欄で特定して下さい)。	1.2%（6）	
		⑥	不正競争防止法などその他の法律で保護すべきであり、特許法で保護する必要はない。	26.8%（133）	
		⑦	分からない。	24.3%（121）	
		⑧	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	9.9%（49）	
			自由記入欄	11.1%（55）	
4.(4)	学習済みモデルを利用した推定装置の特許について、学習済みモデルの生成「にのみ用いる」学習用データ又は学習済みモデルのパラメータを生成・提供する行為を間接侵害として捕捉すべき事例を教えてください。また、そのデータを見て、侵害が生じる蓋然性が高いことを立証できるかどうか、及び、その理由をお答えください。			-	14.7% (76)
	補足すべき事例				
	侵害が生じる蓋然性が高いことの立証の可否	①	可能	24.1%（14）	11.2% (58)
		②	困難	75.9%（44）	
	理由			-	16% (83)
4.(5)ケース1	ケース1及びケース2において、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、主として、以下のいずれが負担するのが妥当であると考えますか？また、可能な範囲で、回答の理由をお答えください。［ケース1］	①	学習済みモデルは事業者Aが負担、翻訳装置・翻訳方法は事業者Bが負担	81.6%（394）	93.2% (483)
		②	学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Aが負担	7%（34）	
		③	学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Bが負担	3.5%（17）	
		④	その他	7.9%（38）	
			自由記入欄	56.5%（273）	
4.(5)ケース2	［ケース2］	①	学習済みモデル・翻訳装置は事業者Aが負担、翻訳方法は事業者Bが負担	53.9%（258）	92.5% (479)
		②	学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Aが負担	34%（163）	
		③	学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Bが負担	3.3%（16）	
		④	その他	8.8%（42）	
			自由記入欄	48.4%（232）	
4.(6)	ケース2において、前問で選択した負担は、事業者Aが事業者Bへ翻訳装置を販売する時点で事業者Bの将来の事業規模・収益が予測できない場合も、同じとすべきでしょうか？	①	同じとすべき。	54.8%（262）	92.3% (478)
		②	将来の事業規模・収益により変えるべき。	34.9%（167）	
		③	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	10.3%（49）	
			自由記入欄	12.6%（60）	
5.(1)	仮想事例4における3Dデータの保護の必要性について、下記のうち、あてはまるものを御回答下さい。　(複数回答可)	①	乙が3Dデータを提供する行為も侵害の責任を負うべきである。	71.3%（353）	95.6% (495)
		②	特許法ではなく、不正競争防止法などその他の法律で保護すべきである。	28.7%（142）	
		③	いかなる保護も必要ではない。	2%（10）	
		④	その他(具体的に、自由記入欄へ御記入下さい)。	7.1%（35）	
		⑤	分からない。	5.5%（27）	
			自由記入欄	10.7%（53）	
5.(2)	(前問で①を選択された方)乙が提供する3Dデータについて間接侵害の対象とすべきかどうか、あてはまるものを御回答ください。	①	いかなる場合も間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきである。	64.0%（224）	67.6% (350)
		②	特定の場合には間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきである。(具体的にどのような「特定の場合」であるか、自由記入欄に御記入下さい。)	25.4%（89）	
		③	間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきではない。	4.0%（14）	
		④	その他(具体的に、自由記入欄へ御記入下さい)。	2.6%（9）	
		⑤	分からない。	7.7%（27）	
			自由記入欄	25.1%（88）	
5.(3)	仮想事例4にみられるような3Dデータの利活用に際し、知的財産上の課題を抱えた経験があれば、御記入下さい。　(例：自社の製品を、無許可で3Dスキャンされ、当該データが販売されていた等。)			-	34.4% (178)

【図表 II－1E】単純集計（企業等：設問6～8）

集計対象：1206者

番号	設問	選択肢		選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
6.(1)	貴社は、ソフトウエア特許に関する業務を行った(特許出願をした、特許権を行使した、又は行使された(ライセンスの申し込みを受けた／訴訟を提起された))ことはありますか。	①	ある。	35.8%（426）	98.6% (1189)
		②	ない。(②の方は、(4)へ)	64.2%（763）	
6.(2)	差止請求権が行使できる期間の終期として、20年は適切であると思いますか。	①	適切である。	80.6%（340）	35.0% (422)
		②	短い。	3.8%（16）	
		③	長いため、(　　)年にすべき。	8.3%（35）	
		④	そもそもソフトウエア特許については差止請求権が不要である。	1.2%（5）	
		⑤	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	6.2%（26）	
			自由記入欄	8.8%（37）	
6.(3)	損害賠償を請求できる対象期間の終期として、20年は適切であると思われますか。	①	適切である。	81.7%（343）	34.8% (420)
		②	短い。	4.0%（17）	
		③	長いため、(　)年にすべき。(具体的な数字を御記入下さい。)	8.8%（37）	
		④	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	5.5%（23）	
			自由記入欄	7.1%（30）	
6.(4)	現行特許法におけるソフトウエア特許の保護について、課題であると考えられる点があれば、下記の自由記入欄に御記入下さい。			-	61.1% (493)
6.(5)	実用新案について、使いづらいと思われたことがありますか。	①	ある。	62.2%（731）	97.5% (1176)
		②	ない。	37.8%（445）	
6.(6)	(前問で「①ある」と回答された方)どのような点が使いづらいと思われますか。　(複数回答可)	①	権利の存続期間(出願から10年)が短い。	34.5%（252）	60.5% (730)
		②	実体審査がないため、信頼性が低い。	85.2%（622）	
		③	特許出願へ変更可能な期間が限られている。	7.5%（55）	
		④	実用新案の訂正の機会が限られている。	9.3%（68）	
		⑤	技術評価書を提示して警告した後でなければ権利行使ができない。	54.2%（396）	
		⑥	特許が無効になった場合に損害賠償責任がある。	28.1%（205）	
		⑦	保護対象が狭い。	16.8%（123）	
		⑧	その他(どのような点か、具体的に自由記入欄へ御記入下さい。)	7.0%（51）	
			自由記入欄	8.6%（63）	
6.(7)	(前問で「⑦保護対象が狭い」と回答された方)現行の実用新案の保護対象は物の構造等ですが、新たに保護すべき対象はありますか。　(複数回答可)	①	プログラム等	31.1%（38）	10.1% (122)
		②	製造方法	41.0%（50）	
		③	組成物	32.0%（39）	
		④	単純方法	26.2%（32）	
		⑤	ビジネスモデル	22.1%（27）	
		⑥	対象を拡張すべきではない	18.0%（22）	
		⑦	分からない。	7.4%（9）	
		⑧	その他	9.8%（12）	
			自由記入欄	9.8%（12）	
6.(8)	実用新案の料金について、どう思われますか。	①	安い。	5%（59）	96.9% (1169)
		②	適切。	48.6%（568）	
		③	分からない。	41.9%（490）	
		④	その他(具体的に、自由記入欄へ御記入下さい。)	4.4%（52）	
			自由記入欄	4.9%（57）	
6.(9)	日本でも「ライセンス・オブ・ライト」(LoR)の制度が導入された場合に、どのような場合に、特許権者としてLoRの仕組みを活用したいと思いますか。　(複数回答可)	①	出願や特許料等のコストが低減される場合。	28.6%（337）	97.6% (1177)
		②	自社では事業化の目途がたっていないが、他者にライセンスできる可能性がある技術等を出願する場合。	53%（624）	
		③	実施許諾する用意があることがわかりやすく公示され、他者に効果的にアピールできる場合。	40.2%（473）	
		④	他者との連携など事業の幅を広げたい場合。	42.1%（495）	
		⑤	他者から権利を侵害していると主張されることを防ぐことができれば十分であると考える場合。	12.7%（149）	
		⑥	わからない。	15.7%（185）	
		⑦	活用したくない。	5.8%（68）	
		⑧	その他(具体的に自由記入欄へ御記入下さい。)	4.1%（48）	
			自由記入欄	5.2%（61）	
6.(10)	他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針を用いていますか。 (複数回答可)	①	知財関係団体が出している指針に基づいて設定している(具体的に自由記入欄へ御記入下さい。)	11.4%（127）	92.5% (1115)
		②	弁理士・弁護士等に一任している。	17%（189）	
		③	自社に一律の基準が存在し、適用している。	13.5%（151）	
		④	ライセンス先の売上高等にあわせて、柔軟に条件を変更している。	54.4%（607）	
		⑤	調停制度を活用している。	0.5%（6）	
		⑥	その他(具体的に自由記入欄へ御記入下さい)。	18.2%（203）	
			自由記入欄	23.2%（259）	
7	緊急事態宣言発令後、特許庁における手続き又は審査の面で、お困りの御経験がありますか。	①	ある(具体的に、自由記入欄へ御記入下さい)。	10.6%（126）	98.3% (1185)
		②	ない。	89.4%（1059）	
			自由記入欄	11.8%（140）	
8.(1)	貴社において、令和元年度の特許等収支はプラスになっていますか。	①	プラスである。	11.8%（133）	93.7% (1130)
		②	プラスでない。	88.2%（997）	
8.(2)	最後に、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度や、特許業務のレジリエンス向上のため、上記アンケート中で触れられなかった部分で、御意見・御要望があれば、御記入下さい。			-	34.3% (414)

【図表 II－2A】単純集計（弁護士・弁理士：設問1.　(1)　）　集計対象：47者

番号	設問	選択肢		選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
1.(1)	回答ID			-	100% (47)
	事務所名			-	91.5% (43)
	御住所			-	89.4% (42)
	（都道府県　内訳）		北海道	0%（0）	
			青森県	0%（0）	
			岩手県	0%（0）	
			宮城県	0%（0）	
			秋田県	0%（0）	
			山形県	0%（0）	
			福島県	0%（0）	
			茨城県	0%（0）	
			栃木県	0%（0）	
			群馬県	0%（0）	
			埼玉県	0%（0）	
			千葉県	0%（0）	
			東京都	78.6%（33）	
			神奈川県	2.4%（1）	
			新潟県	0%（0）	
			富山県	0%（0）	
			石川県	0%（0）	
			福井県	0%（0）	
			山梨県	0%（0）	
			長野県	0%（0）	
			岐阜県	0%（0）	
			静岡県	0%（0）	
			愛知県	2.4%（1）	
			三重県	2.4%（1）	
			滋賀県	0%（0）	
			京都府	0%（0）	
			大阪府	14.3%（6）	
			兵庫県	0%（0）	
			奈良県	0%（0）	
			和歌山県	0%（0）	
			鳥取県	0%（0）	
			島根県	0%（0）	
			岡山県	0%（0）	
			広島県	0%（0）	
			山口県	0%（0）	
			徳島県	0%（0）	
			香川県	0%（0）	
			愛媛県	0%（0）	
			高知県	0%（0）	
			福岡県	0%（0）	
			佐賀県	0%（0）	
			長崎県	0%（0）	
			熊本県	0%（0）	
			大分県	0%（0）	
			宮崎県	0%（0）	
			鹿児島県	0%（0）	
			沖縄県	0%（0）	
	御名前			-	89.4% (42)
	E-mailアドレス			-	89.4% (42)
	電話番号			-	87.2% (41)
	調査結果要否			-	93.6% (44)

【図表 II - 2B】単純集計（弁護士・弁理士：設問1.　(2) ～ (8)）

集計対象：47者

番号	設問		選択肢	選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
1.(2)	事務所形態	①	特許業務法人	25.6%（11）	91.5% (43)
		②	特許事務所	34.9%（15）	
		③	弁護士法人	14%（6）	
		④	法律事務所	25.6%（11）	
	事務所所員数		事務所所員数	-	95.7% (45)
	（事務所所員数　内訳）		10名未満	37.8%（17）	
			10名以上50名未満	31.1%（14）	
			50名以上100名未満	13.3%（6）	
			100名以上	17.8%（8）	
	（有資格者数）		弁理士数	-	85.1% (40)
			弁護士数	-	83% (39)
	国内特許・実用新案に係る訴訟件数		国内特許・実用新案に係る訴訟件数	-	74.5% (35)
	（訴訟件数　内訳）		1件未満	34.3%（12）	
			1件以上5件未満	31.4%（11）	
			5件以上10件未満	14.3%（5）	
			10件以上	20%（7）	
	国内特許・実用新案に係る当事者系審判件数		国内特許・実用新案に係る当事者系審判件数	-	78.7% (37)
	（当事者系審判件数　内訳）		1件未満	16.2%（6）	
			1件以上5件未満	43.2%（16）	
			5件以上10件未満	13.5%（5）	
			10件以上	27%（10）	
	国内特許・実用新案出願の代理件数		国内特許・実用新案に係る当事者系審判件数	-	78.7% (37)
	（出願の代理件数　内訳）		1件未満	35.1%（13）	
			1件以上500件未満	27%（10）	
			500件以上1000件未満	8.1%（3）	
			1000件以上	29.7%（11）	
	売上高の比率		＜1．大企業向けサービス＞	-	76.6% (36)
	（大企業向けサービス　内訳）		10%未満	13.9%（5）	
			10%以上50%未満	27.8%（10）	
			50%以上80%未満	16.7%（6）	
			80%以上	41.7%（15）	
			＜2．中小企業向けサービス＞	-	80.9% (38)
	（中小企業向けサービス　内訳）		10%未満	26.3%（10）	
			10%以上50%未満	60.5%（23）	
			50%以上80%未満	5.3%（2）	
			80%以上	7.9%（3）	
			＜3．スタートアップ企業向けサービス＞	-	78.7% (37)
	（スタートアップ企業向けサービス　内訳）		10%未満	62.2%（23）	
			10%以上50%未満	35.1%（13）	
			50%以上80%未満	2.7%（1）	
			80%以上	0%（0）	
			＜4．大学・研究機関・個人向けサービス＞	-	66% (31)
	（大学・研究機関・個人向けサービス　内訳）		10%未満	74.2%（23）	
			10%以上50%未満	25.8%（8）	
			50%以上80%未満	0%（0）	
			80%以上	0%（0）	
1.(3)	これまで、いわゆるAI・IoT技術に関係した知財業務を行われた御経験がありますか。	①	AI・IoT技術関連の知財業務を行ったことがある。	85.2%（23）	57.4% (27)
		②	AI・IoT技術関連の知財業務を行ったことがない。	14.8%（4）	
1.(4)	（前問で①を選択された方）具体的に、AI・IoT技術に関して、どのような知財業務を行っていますか。	①	特許出願・中間処理	85.7%（18）	44.7% (21)
		②	特許コンサルティング・調査	61.9%（13）	
		③	特許訴訟・係争	9.5%（2）	
		④	技術上の秘密若しくは技術上のデータに関する業務	9.5%（2）	
		⑤	その他(下記自由記入欄にご記入下さい)。	14.3%（3）	
			自由記入欄	14.3%（3）	

【図表 II－2C】単純集計（弁護士・弁理士：設問2～3）

集計対象：47者

番号	設問	選択肢		選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
2.(1)	複数の事業者が相互に共同した上で上記のようなサービスを提供することに関して、特許権者、または事業者からみて、特許権の行使に関する課題があると感じることがありますか。	①	課題があると感じることがある。	93.6% (44)	100% (47)
		②	課題があるとは感じることはない。	6.4% (3)	
			自由記入欄	0% (0)	
2.(2)	具体的にどのような課題があると感じることがありますか。　(複数回答可)	①	ライセンス交渉を、事業者Aのみに対してすれば足りるのか、事業者A，B，C全てに対してすべきか不明。	75.0% (33)	93.6% (44)
		②	特許侵害訴訟を、事業者Aのみに提起すれば足りるのか、事業者A，B，C全てに対して提起すべきか不明。	81.8% (36)	
		③	事業者A，B，Cのサーバーの一部が海外にある場合に特許権侵害となるかが不明。	84.1% (37)	
		④	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	20.5% (9)	
		⑤	分からない。	0% (0)	
			自由記入欄	20.5% (9)	
2.(3)	この時、どのような点が課題ですか。　(複数回答可)	①	ライセンス交渉を行う際に、日本の特許権を有するだけで良いのか、外国Rの特許権も有していなければいけないのかが不明。	79.1% (34)	91.5% (43)
		②	侵害訴訟を提起する際に、日本の特許権を有するだけで良いのか、外国Rの特許権も有していなければいけないのかが不明。	88.4% (38)	
		③	特許権行使が可能か否か全く分からない。	27.9% (12)	
		④	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	23.3% (10)	
			自由記入欄	23.3% (10)	
2.(4)	自身が代理する企業が外国Rの特許権を有さず、事業者Aのサーバーが外国Rに設置されている場合に、事業者Aに対してどのような行動をとることが妥当であると考えますか。	①	事業者Aの住所が国内にあればライセンス交渉を行うが、事業者Aの住所が国内になければあきらめる。	22.7% (10)	93.6% (44)
		②	事業者Aの住所がどこにあろうと、ライセンス交渉を試みる。	61.4% (27)	
		③	外国Rの特許権を有していないため、ライセンス交渉はしない。	4.5% (2)	
		④	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	11.4% (5)	
			自由記入欄	13.6% (6)	
2.(5)	権利化・権利行使することについて、以下のいずれに該当しますか？また、可能な範囲で回答の理由をお答えください。	①	事業者Aにフォーカスしたクレームを権利化できないと感じる。	16.3% (7)	91.5% (43)
		②	事業者Aにフォーカスしたクレームは権利化できるが、事業者Aに対して権利行使はできないと感じる。	16.3% (7)	
		③	事業者Aにフォーカスしたクレームを権利化できるし、事業者Aに対して権利行使もできると感じる。	67.4% (29)	
			理由	67.4% (29)	
2.(6)	上記設問(1)～(5)でお答えいただいた他、ある特許権を複数事業者が実施する場合の課題として感じていることや実際に困った経験について、特許権者側、あるいは事業者側の観点で御記入ください。			-	57.4% (27)
3.(1)	物の発明の場合は、物の譲渡を単位として譲渡数量としてカウントして損害額を算定していますが、方法の発明を使用する場合には、何を単位としてカウントして損害額を算定するのがよいと考えますか？(複数回答可)	①	ユーザー数	29.8% (14)	100% (47)
		②	閲覧回数	80.9% (38)	
		③	閲覧期間（月額・年額など）	53.2% (25)	
		④	その他（下記自由記入欄に御記入下さい）。	19.1% (9)	
			自由記入欄	21.3% (10)	
3.(2)	甲の損害について、どのように考えますか。　(複数回答可)	①	乙は、甲の特許部分において利益を得ておらず、損害を認めるべきではない。	6.4% (3)	100% (47)
		②	乙は、サービスS'について対価を得ており、特許について利益を得ていないとしても、サービスS'も含めた利益の額に基づいて損害賠償額を払うべき。	51.1% (24)	
		③	乙は、サービスS'について対価を得ており、特許について利益を得ていないとしても、サービスS'も含めた対価に基づいて実施料相当額の損害賠償額を払うべき。	48.9% (23)	
		④	下記の場合には、乙は損害賠償額を払うべき(下記自由記入欄に御記入下さい)。	12.8% (6)	
		⑤	損害額がどのように算定されるのか、分からない。	8.5% (4)	
		⑥	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	21.3% (10)	
			自由記入欄	31.9% (15)	
3.(3)	乙が甲へ支払うべき損害賠償額は、どのように算定されるべきだと考えられますか。また、可能な範囲で回答の理由を自由記入欄に御記入ください。	①	損害賠償額の算定において、乙が受け取った広告料を考慮に入れるべき。	59.6% (28)	100% (47)
		②	損害賠償額の算定において、乙が受け取った広告料を考慮に入れるべきではない。	12.8% (6)	
		③	どのような場合に乙が受け取った広告料を考慮に入れるべきか、分からない。	6.4% (3)	
		④	次の場合には、乙が受け取った広告料を考慮に入れるべき(下記自由記入欄に御記入下さい)。	8.5% (4)	
		⑤	分からない。	2.1% (1)	
		⑥	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	10.6% (5)	
			自由記入欄	17% (8)	
3.(4)	その他、プラットフォーム型ビジネス等に関する特許について、課題であると考えられることや、実際に困った御経験、具体的な特許の事例（特許番号）があれば、御回答ください。			-	40.4% (19)

【図表 II - 2D】単純集計（弁護士・弁理士：設問4～5）

集計対象：47者

番号	設問	選択肢		選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
4.(1)	AIの学習アルゴリズムに関する発明の保護に関し、課題と感じていることは何ですか？　(複数回答可)	①	学習アルゴリズムに関する発明は、侵害立証が困難である。	84.4% (38)	95.7% (45)
		②	学習アルゴリズムに関する発明を特許出願すると、学習アルゴリズムが公開され、競争力が失われてしまう。	46.7% (21)	
		③	学習アルゴリズムのクレームをどのように作成すればよいかが分からない。	13.3% (6)	
		④	分からない。	4.4% (2)	
		⑤	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	13.3% (6)	
			自由記入欄	15.6% (7)	
4.(2)	AI技術に関する発明において、クレームの作成に当たり、心がけていることは何ですか？	①	「入力」と「出力」の具体的な相関関係で発明を捉え、「処理」のウェイトを少なくするクレームを作成	54.3% (25)	97.9% (46)
		②	その他(下記自由記入欄に御記入ください)	23.9% (11)	
		③	わからない	21.7% (10)	
			自由記入欄	26.1% (12)	
4.(3)	学習アルゴリズムに入力される教師データや、学習済みモデルのパラメータの特許による保護の可能性についてどのように考えますか。また、可能な範囲で理由を自由記入欄に御記入ください。　(複数回答可)	①	これらのデータを保護すると、第三者の負担が大きくなるため、特許法で保護すべきでない。	11.4% (5)	93.6% (44)
		②	データの生成方法自体が特許発明として保護されていれば十分であり、生成されたデータの流通にまで権利を及ぼす必要はない。	34.1% (15)	
		③	教師データについても特許法で保護すべき。	20.5% (9)	
		④	学習済みモデルのパラメータ単独でも特許法で保護すべき。	22.7% (10)	
		⑤	上記以外の特定のAI関連データについて特許法で保護すべき。(具体的にどのようなデータか自由記入欄で特定して下さい)。	0% (0)	
		⑥	不正競争防止法などその他の法律で保護すべきであり、特許法で保護する必要はない。	27.3% (12)	
		⑦	分からない。	9.1% (4)	
		⑧	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	25% (11)	
			自由記入欄	25% (11)	
4.(4)	学習済みモデルを利用した推定装置の特許について、学習済みモデルの生成「にのみ用いる」学習用データ又は学習済みモデルのパラメータを生成・提供する行為を間接侵害として捕捉すべき事例を教えてください。また、そのデータを見て、侵害が生じる蓋然性が高いことを立証できるかどうか、及び、その理由をお答えください。			-	23.4% (11)
	補足すべき事例				
	侵害が生じる蓋然性が高いことの立証の可否	①	可能	75.0% (9)	25.5% (12)
		②	困難	25.0% (3)	
	侵害が生じる蓋然性が高いことの立証の可否の理由			-	23.4% (11)
4.(5)ケース1	ケース1及びケース2において、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、主として、以下のいずれが負担するのが妥当であると考えますか？また、可能な範囲で、回答の理由をお答えください。 ［ケース1］	①	学習済みモデルは事業者Aが負担、翻訳装置・翻訳方法は事業者Bが負担	73.9% (34)	97.9% (46)
		②	学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Aが負担	2.2% (1)	
		③	学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Bが負担	0% (0)	
		④	その他	23.9% (11)	
			自由記入欄	73.9% (34)	
4.(5)ケース2	［ケース2］	①	学習済みモデル・翻訳装置は事業者Aが負担、翻訳方法は事業者Bが負担	51.1% (23)	95.7% (45)
		②	学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Aが負担	13.3% (6)	
		③	学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Bが負担	2.2% (1)	
		④	その他	33.3% (15)	
			自由記入欄	80% (36)	
4.(6)	ケース2において、前問で選択した負担は、事業者Aが事業者Bへ翻訳装置を販売する時点で事業者Bの将来の事業規模・収益が予測できない場合も、同じとすべきでしょうか？	①	同じとすべき。	56.5% (26)	97.9% (46)
		②	将来の事業規模・収益により変えるべき。	19.6% (9)	
		③	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	23.9% (11)	
			自由記入欄	23.9% (11)	
5.(1)	仮想事例4における3Dデータの保護の必要性について、下記のうち、あてはまるものを御回答下さい。(複数回答可)	①	乙が3Dデータを提供する行為も侵害の責任を負うべきである。	91.3% (42)	97.9% (46)
		②	特許法ではなく、不正競争防止法などその他の法律で保護すべきである。	37% (17)	
		③	いかなる保護も必要ではない。	0% (0)	
		④	その他(具体的に、自由記入欄へ御記入下さい)。	0% (0)	
		⑤	分からない。	15.2% (7)	
			自由記入欄	19.6% (9)	
5.(2)	(前問で①を選択された方)乙が提供する3Dデータについて間接侵害の対象とすべきかどうか、あてはまるものを御回答ください。	①	いかなる場合も間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきである。	57.1% (24)	89.4% (42)
		②	特定の場合には間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきである。(具体的にどのような「特定の場合」であるか、自由記入欄に御記入下さい。)	40.5% (17)	
		③	間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきではない。	0% (0)	
		④	その他(具体的に、自由記入欄へ御記入下さい)。	16.7% (7)	
		⑤	分からない。	0% (0)	
			自由記入欄	52.4% (22)	
5.(3)	仮想事例4にみられるような3Dデータの利活用に際し、知的財産上の課題があれば、御記入下さい。(例：製品を、無許可で3Dスキャンされ、当該データが販売される等。)			-	44.7% (21)

【図表 II - 2E】単純集計（弁護士・弁理士：設問6～8）

集計対象：47者

番号	設問	選択肢		選択率（選択者数）	回答率（回答者数）
6.(1)	ソフトウエア特許に関する代理業務を行った(特許出願を代理した、特許権を行使する、又は行使される(ライセンスの申し込みを受ける／訴訟を提起される側を代理した)ことはありますか。	①	ある。	80.9% (38)	100% (47)
		②	ない。(②の方は、(4)へ)	19.1% (9)	
6.(2)	差止請求権が行使できる期間の終期として、20年は適切であると思いますか。	①	適切である。	81.1% (30)	78.7% (37)
		②	短い。	0% (0)	
		③	長いため、(　　)年にすべき。	8.1% (3)	
		④	そもそもソフトウエア特許については差止請求権が不要である。	0% (0)	
		⑤	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	10.8% (4)	
			自由記入欄	10.8% (4)	
6.(3)	損害賠償を請求できる対象期間の終期として、20年は適切であると思われますか。	①	適切である。	83.3% (30)	76.6% (36)
		②	短い。	0% (0)	
		③	長いため、(　　)年にすべき。(具体的な数字を御記入下さい。)	11.1% (4)	
		④	その他(下記自由記入欄に御記入下さい)。	5.6% (2)	
			自由記入欄	5.6% (2)	
6.(4)	現行特許法におけるソフトウエア特許の保護について、課題であると考えられる点があれば、下記の自由記入欄に御記入下さい。			-	46.8% (22)
6.(5)	実用新案について、使いづらいと思われたことがありますか。	①	ある。	73.3% (33)	95.7% (45)
		②	ない。	26.7% (12)	
6.(6)	(前問で「①ある」と回答された方)どのような点が使いづらいと思われますか。　(複数回答可)	①	権利の存続期間(出願から10年)が短い。	18.2% (6)	70.2% (33)
		②	実体審査がないため、信頼性が低い。	60.6% (20)	
		③	特許出願へ変更可能な期間が限られている。	18.2% (6)	
		④	実用新案の訂正の機会が限られている。	39.4% (13)	
		⑤	技術評価書を提示して警告した後でなければ権利行使ができない。	54.5% (18)	
		⑥	特許が無効になった場合に損害賠償責任がある。	48.5% (16)	
		⑦	保護対象が狭い。	42.4% (14)	
		⑧	その他(どのような点か、具体的に自由記入欄へ御記入下さい。)	18.2% (6)	
			自由記入欄	21.2% (7)	
6.(7)	(前問で「⑦保護対象が狭い」と回答された方)現行の実用新案の保護対象は物の構造等ですが、新たに保護すべき対象はありますか。　(複数回答可)	①	プログラム等	71.4% (10)	29.8% (14)
		②	製造方法	71.4% (10)	
		③	組成物	50.0% (7)	
		④	単純方法	64.3% (9)	
		⑤	ビジネスモデル	71.4% (10)	
		⑥	対象を拡張すべきではない	7.1% (1)	
		⑦	分からない。	0% (0)	
		⑧	その他	21.4% (3)	
			自由記入欄	21.4% (3)	
6.(8)	実用新案の料金について、どう思われますか。	①	安い。	6.8% (3)	93.6% (44)
		②	適切。	72.7% (32)	
		③	分からない。	18.2% (8)	
		④	その他(具体的に、自由記入欄へ御記入下さい。)	2.3% (1)	
			自由記入欄	2.3% (1)	
6.(9)	日本でも「ライセンス・オブ・ライト」(LoR)の制度が導入された場合に、どのような場合に、LoRの仕組みが活用されると思いますか。　(複数回答可)	①	出願や特許料等のコストが低減される場合。	19.1% (9)	100% (47)
		②	特許権者自身は事業化の目途がたっていないが、他者にライセンスできる可能性がある技術等を出願する場合。	61.7% (29)	
		③	実施許諾する用意があることがわかりやすく公示され、他者に効果的にアピールできる場合。	68.1% (32)	
		④	他者との連携など事業の幅を広げたい場合。	55.3% (26)	
		⑤	他者から権利を侵害していると主張されることを防ぐことができれば十分であると考える場合。	19.1% (9)	
		⑥	わからない。	10.6% (5)	
		⑦	活用したくない。	0% (0)	
		⑧	その他(具体的に自由記入欄へ御記入下さい。)	14.9% (7)	
			自由記入欄	14.9% (7)	
6.(10)	他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針に基づいて設定した経験がありますか。(複数回答可)	①	知財関係団体が出している指針に基づいて設定した(具体的に自由記入欄へ御記入下さい。)	28.6% (12)	89.4% (42)
		②	弁理士・弁護士等として一任された。	26.2% (11)	
		③	顧客に一律の基準が存在し、適用した。	31% (13)	
		④	ライセンス先の売上高等にあわせて、柔軟に条件を変更した。	35.7% (15)	
		⑤	調停制度を活用した。	2.4% (1)	
		⑥	その他(具体的に自由記入欄へ御記入下さい)。	16.7% (7)	
			自由記入欄	14.3% (6)	
7	緊急事態宣言発令後、特許庁における手続き又は審査の面で、お困りの御経験がありますか。	①	ある(具体的に、自由記入欄へ御記入下さい)。	54.3% (25)	97.9% (46)
		②	ない。	45.7% (21)	
			自由記入欄	52.2% (24)	
8	最後に、AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度や、特許業務のレジリエンス向上のため、上記アンケート中で触れられなかった部分で、御意見・御要望があれば、御記入下さい。			-	46.8% (22)

【図表 II－3A】まとめ集計

【3.　(2) のまとめ集計の内訳】

［企業等の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	①②③	①②③④	①③	①⑤	①⑥	②	②③	②③④	②③④⑤⑥	②③⑤	②③⑤⑥	②③⑥	②④	②⑤	③	③④	③⑤	③⑤⑥	③⑥	④	④⑤	④⑥	⑤	⑤⑥	⑥
損害を認めるべきでない	42	36				4	2																				
損害賠償額を払うべき	362							89	82	3	1	4	3	4	6	9	113	4	5	1	2	31	2	3			
他	90		2	1	3																				58	5	21
合計	494	36	2	1	3	4	2	89	82	3	1	4	3	4	6	9	113	4	5	1	2	31	2	3	58	5	21

［弁護士・弁理士の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	②③	⑥	⑤	③	②	④	⑤⑥	②③⑤⑥	②③⑤	②③⑥	②⑥
損害を認めるべきでない	3	3											
損害賠償額を払うべき	36		14			6	6	6		1	1	1	1
他	8			6	1				1				
合計	47	3	14	6	1	6	6	6	1	1	1	1	1

【3.　(3) のまとめ集計の内訳（選択者数）】

［企業等の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	②	③	④	⑤	⑥
広告料を考慮すべき	274	243			31		
広告料を考慮すべでない	78		78				
他	143			63		52	28
合計	495	243	78	63	31	52	28

［弁護士・弁理士の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	②	③	④	⑤	⑥
広告料を考慮すべき	32	28			4		
広告料を考慮すべでない	6		6				
他	9			3		1	5
合計	47	28	6	3	4	1	5

【4.　(3) のまとめ集計の内訳（選択者数）】

［企業等の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	①②	①②⑥	①②⑥⑦⑧	①②⑥⑧	①②⑧	①③	①⑤	①⑥	①⑥⑦	①⑥⑧	①⑧	②	②③	②④	②④⑥	②④⑦⑧	②⑥	②⑥⑦	②⑥⑧	②⑦
AI 関連データを特許法で保護する必要はない	300	34	20	18	1	1	1			21	1	2	4	105					29	1	1	4
AI 関連データを特許法で保護すべき	52																					
他	145							1	1						3	5	1	1				
合計	497	34	20	18	1	1	1	1	1	21	1	2	4	105	3	5	1	1	29	1	1	4

（上表の続き）

選択された選択肢	②⑦⑧	②⑧	③	③④	③④⑤	③④⑤⑧	③④⑥⑧	③④⑧	③⑤	③⑥⑧	④	④⑥	④⑧	⑥	⑥⑦	⑥⑦⑧	⑥⑧	⑦	⑦⑧	⑧
（AI 関連データを特許法で保護する必要はない）	1	6												43	3	1	3			
（AI 関連データを特許法で保護すべき）			12	20	3	1		1	1		13		1							
（他）							2			1		4						105	3	18
合計	1	6	12	20	3	1	2	1	1	1	13	4	1	43	3	1	3	105	3	18

［弁護士・弁理士の選択者数］

	総計	①②	①②⑥	①②⑧	②	②④	②⑥	③	③④	③④⑧	④	④⑧	⑥	⑦	⑧
AI 関連データを特許法で保護する必要はない	20	2	1	2	4		5						6		
AI 関連データを特許法で保護すべき	12							3	5	1	2	1			
他	12					1								4	7
合計	44	2	1	2	4	1	5	3	5	1	2	1	6	4	7

【図表 II－3B】まとめ集計

【5.　(1) のまとめ集計の内訳（選択者数）】

［企業等の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	①②	①②④	①③	①④	①④⑤	②	②④	②⑤	③	④	④⑤	⑤
保護すべきである	439	289	53	2		7	1	83	2	2				
保護の必要はない	9										9			
他	47				1							22	1	23
合計	495	289	53	2	1	7	1	83	2	2	9	22	1	23

［弁護士・弁理士の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	①②	①④	②	⑤
保護すべきである	45	34	1	7	3	
保護の必要はない	0					
他	1					1
合計	46	34	1	7	3	1

【5.　(2) のまとめ集計の内訳（選択者数）】

［企業等の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	①②	①②④	①④	①⑤	②	③	③④	④	④⑤	⑤
間接侵害構成物と同じ扱いをすべき	308	214	4	1	4	1	84					
同じ扱いをすべきでない	14							13	1			
他	28									2	1	25
合計	350	214	4	1	4	1	84	13	1	2	1	25

［弁護士・弁理士の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	①④	②	④
間接侵害構成物と同じ扱いをすべき	41	18	6	17	
同じ扱いをすべきでない	0				
他	1				1
合計	42	18	6	17	1

【6.　(9) のまとめ集計の内訳（選択者数）】

［企業等の選択者数］

選択された選択肢	総計	①	①②	①②③	①②③④	①②③④⑤	①②③④⑤⑧	①②③④⑥	①②③④⑧	①②③⑤	①②④	①②④⑤	①②⑤	①②⑤⑧	①②⑧	①③	①③④	①③④⑤	①③④⑤⑧	①③④⑧	①③⑤	①③⑧	①④	①④⑤	①④⑧	①⑤	①⑤⑧	①⑧	②	②③
LoR の仕組みを活用したい	918	60	42	25	67	19	1	1	2	4	23	5	7	1	1	17	18	2	1	2	4	3	12	3	1	12	1	3	91	76
LoR の仕組みを活用したくない	67																													
他	192																													
合計	1177	60	42	25	67	19	1	1	2	4	23	5	7	1	1	17	18	2	1	2	4	3	12	3	1	12	1	3	91	76

（上表の続き）

選択された選択肢	②③④	②③④⑤	②③④⑤⑧	②③④⑧	②③⑤	②③⑧	②④	②④⑤	②④⑤⑥	②④⑤⑥⑦	②④⑧	②⑤	②⑥	③	③④	③④⑤	③④⑧	③⑤	③⑧	④	④⑤	④⑧	⑤	⑥	⑥⑦	⑥⑧	⑦	⑦⑧	⑧
（LoR の仕組みを活用したい）	122	17	1	2	7	1	82	8	1		2	13	2	30	38	5	1	6	1	44	13	1	17						
（LoR の仕組みを活用したくない）																									7		57	3	
（他）										1														171		2			18
合計	122	17	1	2	7	1	82	8	1	1	2	13	2	30	38	5	1	6	1	44	13	1	17	171	7	2	57	3	18

［弁護士・弁理士の選択者数］

選択された選択肢	総計	①②③④	①②③④⑤	①②③④⑤⑧	①③	①④⑧	①⑤	①⑧	②	②③	②③④	②③④⑤	②③⑥	②④	②④⑤	②⑧	③	③④	③④⑧	④	④⑤⑧	⑥	⑧
LoR の仕組みを活用したい	42	2	2	1	1	1	1	1	1	8	7	3	1	2	1	1	2	4	1	1	1		
LoR の仕組みを活用したくない	0																						
他	5																					4	1
合計	47	2	2	1	1	1	1	1	1	8	7	3	1	2	1	1	2	4	1	1	1	4	1

資料III

国内アンケート調査　クロス集計結果

クロス集計では、回答者の属性ごとに、各設問の選択率等を集計した。各属性とその内容は、次の通りである。

【図表 III－1】回答者の属性

（1）企業等情報

属性	属性の内容
業種分類	企業向けアンケートの設問1.　(2) の回答に基づいて、回答者を「サービス業」、「卸売業」、「小売業」及び「製造業その他」に分類したものである（下記図表 III - 2参照）。
企業種別	企業向けアンケートの設問1.　(2) 業種、(3) 資本金、(4) 従業員数の回答と中小企業基本法の定義に基づいて、回答者を「大企業」、「中小企業」、「大学・研究機関」及び「不明」にを分類したものである。「中小企業」は、業種分類が「製造業その他」で資本金3億円以下或いは従業員数が300人以下、業種分類が「卸売業」で資本金が1億円以下或いは従業員数が100人以下、業種分類が「小売業」で資本金が5千万円以下或いは従業員数が50人以下、及び、業種分類が「サービス業」で資本金が5000万円以下或いは従業員数が100人以下の者とした。「中小企業」よりも、資本金及び従業員数が多い者を「大企業」とした。
設立年	企業を設立した年であり、設問1.　(5) の回答である。
ベンチャー	ベンチャー企業に該当するか否かを表す。設問1.　(6) の回答で、①該当するが選択された場合には「ベンチャー」とし、②該当しないが選択された場合には「ベンチャー以外」としたものである。

（2）知財情報

属性	属性の内容
特許収支	特許収支がプラスであるか否かに関する設問8.　(1) の回答に基づく。
特許関連公報の件数	当該企業等を出願人として、2019年1月1日～12月31日に発行された特許の公開特許公報、公表特許公報、又は特許公報（公報発行済のものを除く）の件数。
実案公報の件数	当該企業等を出願人として、2009年1月1日～2019年12月31日に発行された登録実用新案公報の件数である。
実案公報の有無	当該企業等を出願人として、2009年1月1日～2019年12月31日に発行された登録実用新案公報があるか否かを表す。

（3）ソフトウエア知財情報

属性	属性の内容
ソフトウエア特許業務経験	ソフトウエア特許に関する業務経験（特許出願をした、特許権を行使した、又は行使された）の有無に関する設問6.　(1) の回答に基づく。
AI・IoT活動	AI・IoT技術に関連した活動経験の有無に関する設問1.　(7) の回答に基づく。
AI・IoT活動内容	AI・IoT技術に関連した具体的な活動内容に関する設問1.　(8) の回答に基づく。
AI関連公報件数	当該企業等を出願人として、2019年1月1日～12月31日に発行されたAI関連発明[1]に係る公開特許公報、公表特許公報、又は特許公報（公報発行済みのものを除く）の件数である。
AI関連公報の有無	当該企業等を出願人として、2019年1月1日～12月31日に発行されたAI関連発明に係る公開特許公報、公表特許公報、又は特許公報（公報発行済みのものを除く）があるか否かを表す。

[1] 特許庁「AI関連発明の出願状況調査　報告書」https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/document/ai_shutsugan_chosa/hokoku.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］の抽出条件に準ずる。

【図表 Ⅲ－2】業種・業種分類

設問 1.　(2) の選択肢	業種	業種分類
1. 農林水産業	農業、林業	製造業その他
2. 鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
3. 建設業	建設業	製造業その他
4. 食料品製造業	食料品製造業	製造業その他
5. 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
6. 繊維工業	繊維工業	製造業その他
7. パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
8. 印刷・同関連業	印刷・同関連業	製造業その他
9. 医薬品製造業	化学工業	製造業その他
10. 総合化学・化学繊維製造業	化学工業	製造業その他
11. 油脂・塗料製造業	化学工業	製造業その他
12. 10～11 以外の化学工業	化学工業	製造業その他
13. 石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
14. プラスチック製品製造業	プラスチック製品製造業	製造業その他
15. ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	製造業その他
16. 窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	製造業その他
17. 鉄鋼業	鉄鋼業	製造業その他
18. 非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	製造業その他
19. 金属製品製造業	金属製品製造業	製造業その他
20. はん用機械器具製造業	はん用機械器具製造業	製造業その他
21. 生産用機械器具製造業	生産用機械器具製造業	製造業その他
22. 業務用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	製造業その他
23. 電子応用・電子計測器製造業	電気機械器具製造業	製造業その他
24. 23 以外の電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	製造業その他
25. 情報通信機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	製造業その他
26. 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造	製造業その他
27. 自動車製造業	輸送用機械器具製造業	製造業その他
28. 27 以外の輸送用機械製造業	輸送用機械器具製造業	製造業その他
29. 4～28 以外の製造業	その他の製造業	製造業その他
30. 電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	製造業その他
31. 運輸業、郵便業	運輸業、郵便業	サービス業
32. 通信業	情報通信業	サービス業
33. 放送業	情報通信業	サービス業
34. 情報サービス業	情報通信業	サービス業
35. インターネット附随サービス業	情報通信業	サービス業
36. 映像・音声・文字情報制作業	情報通信業	サービス業
37. 卸売業	卸売業、小売業	卸売業
38. 小売業	卸売業、小売業	小売業
39. 金融・保険業	金融業、保険業	製造業その他
40. 不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業	サービス業
41. 宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業	サービス業
42. 学校教育	教育，学習支援業	大学・研究機関等
43. 42 以外の教育、学習支援業	教育，学習支援業	サービス業
44. 技術移転機関（TLO）	学術研究、専門・技術サービス業	大学・研究機関等
45. 公的研究機関（独立行政法人含む）	学術研究、専門・技術サービス業	大学・研究機関等
46. 44～45 以外の学術・開発研究機関	学術研究、専門・技術サービス業	大学・研究機関等
47. 専門サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	サービス業
48. 42～47 以外のサービス業	サービス業	サービス業
49. 公務（他に分類されるものを除く）	公務	大学・研究機関等
99. 1 から 49 に属さない個人	個人	製造業その他

【図表 Ⅲ－1A】クロス集計（企業情報：設問1～3）

設問		企業種別			業種分類				設立年					ベンチャー	
		大企業	中小企業	大学等	サービス業	卸売業	小売業	製造業その他	1939年以前	1940年～1969年	1970年～1999年	2000年～2009年	2010年以降	①ベンチャー	②ベンチャー以外
1.(7)	①	47.8% (343)	31.2% (121)	63.8% (51)	74.2% (49)	15.4% (2)	0% (0)	40.6% (416)	50.2% (138)	40.5% (185)	42% (63)	35.5% (49)	48.7% (73)	50% (39)	43.1% (478)
	②	52.2% (374)	68.8% (267)	36.3% (29)	25.8% (17)	84.6% (11)	100% (5)	59.4% (608)	49.8% (137)	59.5% (272)	58% (87)	64.5% (89)	51.3% (77)	50% (39)	56.9% (632)
	回答者数	717者	388者	80者	66者	13者	5者	1024者	275者	457者	150者	138者	150者	78者	1110者
2.(1)	①	93.4% (310)	94% (110)	100% (50)	93.8% (45)	100% (2)	0% (0)	93.5% (375)	93.9% (123)	93.9% (169)	92.1% (58)	97.9% (46)	94.4% (67)	94.7% (36)	94.2% (436)
	②	6.6% (22)	6% (7)	0% (0)	6.3% (3)	0% (0)	0% (0)	6.5% (26)	6.1% (8)	6.1% (11)	7.9% (5)	2.1% (1)	5.6% (4)	5.3% (2)	5.8% (27)
	回答者数	332者	117者	50者	48者	2者	0者	401者	131者	180者	63者	47者	71者	38者	463者
2.(2)	①	69.5% (214)	72.5% (79)	64% (32)	58.2% (32)	100% (2)	0% (0)	72.1% (261)	69.7% (85)	68.6% (116)	66.7% (38)	73.9% (34)	71.6% (48)	69.4% (25)	69.7% (302)
	②	69.8% (215)	70.6% (77)	54% (27)	54.5% (30)	100% (2)	0% (0)	72.4% (262)	71.3% (87)	65.7% (111)	66.7% (38)	65.2% (30)	73.1% (49)	63.9% (23)	68.8% (298)
	③	79.9% (246)	73.4% (80)	80% (40)	80% (44)	100% (2)	0% (0)	77.9% (282)	80.3% (98)	75.7% (128)	86% (49)	84.8% (39)	71.6% (48)	66.7% (24)	79.4% (344)
	④	14.3% (44)	12.8% (14)	18% (9)	23.6% (13)	0% (0)	0% (0)	12.7% (46)	7.4% (9)	16.6% (28)	17.5% (10)	21.7% (10)	13.4% (9)	19.4% (7)	14.1% (61)
	⑤	1.6% (5)	2.8% (3)	2% (1)	3.6% (2)	0% (0)	0% (0)	1.7% (6)	0% (0)	2.4% (4)	0% (0)	2.2% (1)	4.5% (3)	5.6% (2)	1.6% (7)
	回答者数	308者	109者	50者	55者	2者	0者	362者	122者	169者	57者	46者	67者	36者	433者
2.(3)	①	65.1% (200)	66.7% (72)	62% (31)	65.5% (36)	50% (1)	0% (0)	65.8% (237)	67.8% (82)	61.5% (104)	62.5% (35)	67.4% (31)	71.6% (48)	69.4% (25)	65% (280)
	②	65.8% (202)	63% (68)	54% (27)	61.8% (34)	50% (1)	0% (0)	65.8% (237)	70.2% (85)	58.6% (99)	66.1% (37)	67.4% (31)	62.7% (42)	58.3% (21)	64.5% (278)
	③	36.8% (113)	49.1% (53)	26% (13)	43.6% (24)	100% (2)	0% (0)	39.4% (142)	30.6% (37)	36.7% (62)	42.9% (24)	41.3% (19)	50.7% (34)	52.8% (19)	37.6% (162)
	④	13% (40)	9.3% (10)	18% (9)	12.7% (7)	0% (0)	0% (0)	11.9% (43)	11.6% (14)	12.4% (21)	14.3% (8)	21.7% (10)	9% (6)	11.1% (4)	12.8% (55)
	回答者数	307者	108者	50者	55者	2者	0者	360者	121者	169者	56者	46者	67者	36者	431者
2.(4)	①	32.1% (97)	39.8% (43)	32.7% (16)	27.3% (15)	0% (0)	0% (0)	35.2% (125)	26.9% (32)	36.7% (61)	33.9% (19)	40% (18)	34.3% (23)	33.3% (12)	33.9% (144)
	②	34.4% (104)	37% (40)	46.9% (23)	36.4% (20)	50% (1)	0% (0)	34.6% (123)	47.1% (56)	30.7% (51)	30.4% (17)	31.1% (14)	40.3% (27)	41.7% (15)	35.8% (152)
	③	19.2% (58)	13% (14)	6.1% (3)	12.7% (7)	50% (1)	0% (0)	18.3% (65)	16.8% (20)	17.5% (29)	19.6% (11)	13.3% (6)	11.9% (8)	11.1% (4)	16.9% (72)
	④	14.2% (43)	10.2% (11)	14.3% (7)	23.6% (13)	0% (0)	0% (0)	11.8% (42)	9.2% (11)	15.1% (25)	16.1% (9)	15.6% (7)	13.4% (9)	13.9% (5)	13.4% (57)
	回答者数	302者	108者	49者	55者	2者	0者	355者	119者	166者	56者	45者	67者	36者	425者
2.(5)	①	28.1% (84)	25.2% (27)	30.6% (15)	24.1% (13)	0% (0)	0% (0)	28.1% (99)	18.6% (22)	32.5% (54)	30.2% (16)	33.3% (15)	25.4% (17)	22.2% (8)	28.3% (119)
	②	23.1% (69)	27.1% (29)	12.2% (6)	24.1% (13)	50% (1)	0% (0)	23.9% (84)	22% (26)	25.3% (42)	20.8% (11)	20% (9)	20.9% (14)	25% (9)	22.6% (95)
	③	48.8% (146)	47.7% (51)	57.1% (28)	51.9% (28)	50% (1)	0% (0)	48% (169)	59.3% (70)	42.2% (70)	49.1% (26)	46.7% (21)	53.7% (36)	52.8% (19)	49.2% (207)
	回答者数	299者	107者	49者	54者	2者	0者	352者	118者	166者	53者	45者	67者	36者	421者
3.(1)	①	35.2% (116)	36.2% (42)	43.8% (21)	37.5% (18)	0% (0)	0% (0)	35.2% (140)	37.7% (49)	30.7% (55)	41% (25)	33.3% (16)	45.1% (32)	47.4% (18)	35.2% (161)
	②	73% (241)	66.4% (77)	81.3% (39)	72.9% (35)	0% (0)	0% (0)	71.1% (283)	70.8% (92)	74.3% (133)	68.9% (42)	77.1% (37)	70.4% (50)	63.2% (24)	72.7% (333)
	③	55.8% (184)	51.7% (60)	64.6% (31)	54.2% (26)	0% (0)	0% (0)	54.8% (218)	60% (78)	50.8% (91)	57.4% (35)	64.6% (31)	53.5% (38)	50% (19)	55.9% (256)
	④	14.5% (48)	13.8% (16)	8.3% (4)	12.5% (6)	100% (2)	0% (0)	14.6% (58)	10.8% (14)	14.5% (26)	19.7% (12)	12.5% (6)	12.7% (9)	7.9% (3)	14.6% (67)
	回答者数	330者	116者	48者	48者	2者	0者	398者	130者	179者	61者	48者	71者	38者	458者
3.(2)	①	10.9% (36)	10.5% (12)	0% (0)	10.6% (5)	50% (1)	0% (0)	10.6% (42)	9.3% (12)	6.7% (12)	11.3% (7)	14.6% (7)	12.9% (9)	18.4% (7)	9% (41)
	②	40.6% (134)	43.9% (50)	39.6% (19)	36.2% (17)	50% (1)	0% (0)	42.1% (167)	50.4% (65)	43.3% (77)	35.5% (22)	22.9% (11)	38.6% (27)	39.5% (15)	41.4% (189)
	③	46.1% (152)	43.9% (50)	52.1% (25)	36.2% (17)	50% (1)	0% (0)	46.6% (185)	50.4% (65)	46.1% (82)	35.5% (22)	41.7% (20)	52.9% (37)	42.1% (16)	46.5% (212)
	④	10.9% (36)	7% (8)	14.6% (7)	12.8% (6)	0% (0)	0% (0)	9.6% (38)	9.3% (12)	9% (16)	8.1% (5)	16.7% (8)	11.4% (8)	10.5% (4)	10.3% (47)
	⑤	17.6% (58)	18.4% (21)	25% (12)	17% (8)	0% (0)	0% (0)	18.1% (72)	20.2% (26)	18% (32)	21% (13)	14.6% (7)	17.1% (12)	21.1% (8)	18.4% (84)
	⑥	9.1% (30)	6.1% (7)	6.3% (3)	14.9% (7)	0% (0)	0% (0)	8.1% (32)	5.4% (7)	6.7% (12)	21% (13)	8.3% (4)	5.7% (4)	10.5% (4)	8.3% (38)
	回答者数	330者	114者	48者	47者	2者	0者	397者	129者	178者	62者	48者	70者	38者	456者
3.(3)	①	47.9% (158)	56.5% (65)	41.7% (20)	60.4% (29)	50% (1)	0% (0)	48.6% (193)	49.6% (64)	52.2% (93)	45.2% (28)	45.8% (22)	50.7% (36)	42.1% (16)	49.7% (227)
	②	16.1% (53)	16.5% (19)	12.5% (6)	8.3% (4)	0% (0)	0% (0)	17.1% (68)	14.7% (19)	17.4% (31)	14.5% (9)	12.5% (6)	15.5% (11)	13.2% (5)	16% (73)
	③	12.4% (41)	12.2% (14)	16.7% (8)	8.3% (4)	0% (0)	0% (0)	12.8% (51)	11.6% (15)	13.5% (24)	11.3% (7)	18.8% (9)	9.9% (7)	15.8% (6)	12.5% (57)
	④	7.3% (24)	4.3% (5)	4.2% (2)	4.2% (2)	0% (0)	0% (0)	6.8% (27)	5.4% (7)	5.6% (10)	4.8% (3)	8.3% (4)	8.5% (6)	5.3% (2)	6.3% (29)
	⑤	11.2% (37)	6.1% (7)	16.7% (8)	12.5% (6)	50% (1)	0% (0)	9.3% (37)	13.2% (17)	9% (16)	12.9% (8)	8.3% (4)	8.5% (6)	10.5% (4)	10.5% (48)
	⑥	5.2% (17)	4.3% (5)	8.3% (4)	6.3% (3)	0% (0)	0% (0)	5.3% (21)	5.4% (7)	2.2% (4)	11.3% (7)	6.3% (3)	7% (5)	13.2% (5)	5% (23)
	回答者数	330者	115者	48者	48者	2者	0者	397者	129者	178者	62者	48者	71者	38者	457者

【図表 III－1B】クロス集計（企業情報：設問4～5）

設問		企業種別			業種分類				設立年					ベンチャー	
		大企業	中小企業	大学等	サービス業	卸売業	小売業	製造業その他	1939年以前	1940年～1969年	1970年～1999年	2000年～2009年	2010年以降	①ベンチャー	②ベンチャー以外
4.(1)	①	77.6% (257)	71.8% (84)	87.5% (42)	89.6% (43)	50% (1)	0% (0)	74.8% (299)	72.4% (92)	74.6% (135)	82.5% (52)	85.7% (42)	83.1% (59)	76.3% (29)	77.4% (356)
	②	55.6% (184)	49.6% (58)	64.6% (31)	62.5% (30)	0% (0)	0% (0)	53.5% (214)	58.3% (74)	56.4% (102)	42.9% (27)	44.9% (22)	66.2% (47)	52.6% (20)	55.4% (255)
	③	30.8% (102)	36.8% (43)	20.8% (10)	14.6% (7)	0% (0)	0% (0)	34.5% (138)	29.9% (38)	32.6% (59)	28.6% (18)	44.9% (22)	23.9% (17)	23.7% (9)	31.7% (146)
	④	11.2% (37)	21.4% (25)	6.3% (3)	4.2% (2)	0% (0)	0% (0)	15% (60)	14.2% (18)	14.4% (26)	7.9% (5)	14.3% (7)	11.3% (8)	15.8% (6)	12.8% (59)
	⑤	5.7% (19)	5.1% (6)	12.5% (6)	6.3% (3)	50% (1)	0% (0)	5.3% (21)	4.7% (6)	5% (9)	11.1% (7)	8.2% (4)	5.6% (4)	10.5% (4)	5.9% (27)
	回答者数	331者	117者	48者	48者	2者	0者	400者	127者	181者	63者	49者	71者	38者	460者
4.(2)	①	45.6% (149)	36.2% (42)	48.9% (23)	56.3% (27)	50% (1)	0% (0)	41.8% (165)	50.4% (64)	36.2% (64)	46.8% (29)	41.7% (20)	49.3% (35)	52.6% (20)	43.2% (196)
	②	11% (36)	6.9% (8)	14.9% (7)	16.7% (8)	0% (0)	0% (0)	9.1% (36)	5.5% (7)	10.7% (19)	17.7% (11)	14.6% (7)	9.9% (7)	7.9% (3)	10.6% (48)
	③	43.4% (142)	56.9% (66)	36.2% (17)	27.1% (13)	50% (1)	0% (0)	49.1% (194)	44.1% (56)	53.1% (94)	35.5% (22)	43.8% (21)	40.8% (29)	39.5% (15)	46.3% (210)
	回答者数	327者	116者	47者	48者	2者	0者	395者	127者	177者	62者	48者	71者	38者	454者
4.(3)	①	23% (76)	20.5% (24)	10.4% (5)	29.2% (14)	50% (1)	0% (0)	21.3% (85)	29.1% (37)	18.9% (34)	17.5% (11)	14.3% (7)	21.1% (15)	21.1% (8)	21.1% (97)
	②	38.5% (127)	41.9% (49)	45.8% (22)	41.7% (20)	0% (0)	0% (0)	39.1% (156)	39.4% (50)	41.1% (74)	44.4% (28)	36.7% (18)	36.6% (26)	34.2% (13)	40.3% (185)
	③	8.8% (29)	6.8% (8)	16.7% (8)	4.2% (2)	50% (1)	0% (0)	8.5% (34)	7.9% (10)	11.1% (20)	9.5% (6)	8.2% (4)	4.2% (3)	5.3% (2)	9.4% (43)
	④	9.4% (31)	8.5% (10)	22.9% (11)	2.1% (1)	0% (0)	0% (0)	10% (40)	8.7% (11)	13.3% (24)	14.3% (9)	6.1% (3)	7% (5)	5.3% (2)	10.9% (50)
	⑤	1.8% (6)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	1.5% (6)	1.6% (2)	1.7% (3)	1.6% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	1.3% (6)
	⑥	29.7% (98)	17.9% (21)	27.1% (13)	27.1% (13)	0% (0)	0% (0)	26.8% (107)	37.8% (48)	19.4% (35)	23.8% (15)	28.6% (14)	26.8% (19)	13.2% (5)	27.9% (128)
	⑦	22.4% (74)	31.6% (37)	20.8% (10)	27.1% (13)	0% (0)	0% (0)	24.6% (98)	18.1% (23)	26.7% (48)	27% (17)	28.6% (14)	25.4% (18)	36.8% (14)	23.3% (107)
	⑧	9.4% (31)	8.5% (10)	14.6% (7)	14.6% (7)	0% (0)	0% (0)	8.8% (35)	7.9% (10)	6.7% (12)	22.2% (14)	8.2% (4)	11.3% (8)	18.4% (7)	9.2% (42)
	回答者数	330者	117者	48者	48者	2者	0者	399者	127者	180者	63者	49者	71者	38者	459者
4.(4) 立証 可否	①	28.2% (11)	18.2% (2)	12.5% (1)	100% (1)	100% (1)	0% (0)	22.9% (11)	40% (6)	21.7% (5)	0% (0)	0% (0)	50% (3)	33.3% (1)	23.6% (13)
	②	71.8% (28)	81.8% (9)	87.5% (7)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	77.1% (37)	60% (9)	78.3% (18)	100% (10)	100% (2)	50% (3)	66.7% (2)	76.4% (42)
	回答者数	39者	11者	8者	1者	1者	0者	48者	15者	23者	10者	2者	6者	3者	55者
4.(5) ケース1	①	82% (264)	82.9% (92)	75% (36)	87.2% (41)	100% (2)	0% (0)	81.6% (315)	80.2% (101)	82.4% (145)	80.4% (45)	79.2% (38)	85.7% (60)	91.9% (34)	80.7% (360)
	②	6.8% (22)	7.2% (8)	8.3% (4)	2.1% (1)	0% (0)	0% (0)	7.5% (29)	6.3% (8)	8.5% (15)	7.1% (4)	6.3% (3)	5.7% (4)	0% (0)	7.6% (34)
	③	3.1% (10)	3.6% (4)	6.3% (3)	4.3% (2)	0% (0)	0% (0)	3.1% (12)	5.6% (7)	1.1% (2)	5.4% (3)	6.3% (3)	1.4% (1)	0% (0)	3.8% (17)
	④	8.1% (26)	6.3% (7)	10.4% (5)	6.4% (3)	0% (0)	0% (0)	7.8% (30)	7.9% (10)	8% (14)	7.1% (4)	8.3% (4)	7.1% (5)	8.1% (3)	7.8% (35)
	回答者数	322者	111者	48者	47者	2者	0者	386者	126者	176者	56者	48者	70者	37者	446者
4.(5) ケース2	①	54.4% (174)	54.5% (60)	48.9% (23)	44.7% (21)	100% (2)	0% (0)	55.4% (212)	53.2% (67)	53.4% (93)	46.3% (25)	60.4% (29)	58.6% (41)	56.8% (21)	53.6% (237)
	②	32.8% (105)	34.5% (38)	40.4% (19)	36.2% (17)	0% (0)	0% (0)	33.2% (127)	36.5% (46)	34.5% (60)	40.7% (22)	25% (12)	28.6% (20)	27% (10)	34.6% (153)
	③	3.1% (10)	4.5% (5)	2.1% (1)	4.3% (2)	0% (0)	0% (0)	3.4% (13)	4% (5)	1.7% (3)	3.7% (2)	4.2% (2)	4.3% (3)	5.4% (2)	3.2% (14)
	④	9.7% (31)	6.4% (7)	8.5% (4)	14.9% (7)	0% (0)	0% (0)	8.1% (31)	6.3% (8)	10.3% (18)	9.3% (5)	10.4% (5)	8.6% (6)	10.8% (4)	8.6% (38)
	回答者数	320者	110者	47者	47者	2者	0者	383者	126者	174者	54者	48者	70者	37者	442者
4.(6)	①	58.4% (185)	53.2% (59)	35.4% (17)	53.2% (25)	100% (2)	0% (0)	57.2% (218)	52% (64)	58.6% (102)	53.6% (30)	62.5% (30)	44.3% (31)	40.5% (15)	56% (247)
	②	30.9% (98)	38.7% (43)	52.1% (25)	31.9% (15)	0% (0)	0% (0)	33.3% (127)	36.6% (45)	34.5% (60)	28.6% (16)	25% (12)	45.7% (32)	54.1% (20)	33.3% (147)
	③	10.7% (34)	8.1% (9)	12.5% (6)	14.9% (7)	0% (0)	0% (0)	9.4% (36)	11.4% (14)	6.9% (12)	17.9% (10)	12.5% (6)	10% (7)	5.4% (2)	10.7% (47)
	回答者数	317者	111者	48者	47者	2者	0者	381者	123者	174者	56者	48者	70者	37者	441者
5.(1)	①	72.1% (238)	68.7% (79)	70.8% (34)	68.8% (33)	50% (1)	0% (0)	71.8% (285)	71.7% (91)	76.8% (139)	69.4% (43)	68.8% (33)	62.9% (44)	64.9% (24)	71.8% (329)
	②	25.2% (83)	33.9% (39)	41.7% (20)	22.9% (11)	0% (0)	0% (0)	28% (111)	24.4% (31)	27.6% (50)	27.4% (17)	33.3% (16)	35.7% (25)	32.4% (12)	28.4% (130)
	③	3% (10)	0% (0)	0% (0)	6.3% (3)	50% (1)	0% (0)	1.5% (6)	3.1% (4)	1.7% (3)	1.6% (1)	2.1% (1)	0% (0)	0% (0)	2.2% (10)
	④	6.7% (22)	7% (8)	10.4% (5)	10.4% (5)	0% (0)	0% (0)	6.3% (25)	8.7% (11)	3.3% (6)	12.9% (8)	6.3% (3)	10% (7)	18.9% (7)	6.1% (28)
	⑤	5.5% (18)	6.1% (7)	4.2% (2)	4.2% (2)	0% (0)	0% (0)	5.8% (23)	7.9% (10)	2.8% (5)	1.6% (1)	10.4% (5)	8.6% (6)	8.1% (3)	5.2% (24)
	回答者数	330者	115者	48者	48者	2者	0者	397者	127者	181者	62者	48者	70者	37者	458者
5.(2)	①	67.4% (159)	59.5% (47)	51.5% (17)	60% (24)	100% (1)	0% (0)	65.9% (182)	67.8% (61)	64.5% (89)	53.5% (23)	50% (16)	75% (33)	66.7% (16)	63.8% (208)
	②	24.6% (58)	20.3% (16)	42.4% (14)	30% (12)	0% (0)	0% (0)	22.8% (63)	26.7% (24)	23.2% (32)	37.2% (16)	34.4% (11)	11.4% (5)	12.5% (3)	26.4% (86)
	③	3.4% (8)	6.3% (5)	3% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	4.7% (13)	4.4% (4)	3.6% (5)	2.3% (1)	6.3% (2)	4.5% (2)	4.2% (1)	4% (13)
	④	3% (7)	2.5% (2)	0% (0)	2.5% (1)	0% (0)	0% (0)	2.9% (8)	1.1% (1)	2.2% (3)	2.3% (1)	6.3% (2)	4.5% (2)	4.2% (1)	2.5% (8)
	⑤	6.4% (15)	13.9% (11)	3% (1)	10% (4)	0% (0)	0% (0)	8% (22)	4.4% (4)	8.7% (12)	9.3% (4)	12.5% (4)	6.8% (3)	16.7% (4)	7.1% (23)
	回答者数	236者	79者	33者	40者	1者	0者	276者	90者	138者	43者	32者	44者	24者	326者

【図表 III－1C】クロス集計（企業情報：設問6.　(1) ～ (8) ）

設問		企業種別			業種分類				設立年					ベンチャー	
		大企業	中小企業	大学等	サービス業	卸売業	小売業	製造業その他	1939年以前	1940年～1969年	1970年～1999年	2000年～2009年	2010年以降	①ベンチャー	②ベンチャー以外
6.(1)	①	40.4% (289)	20.7% (79)	65% (52)	65.7% (44)	23.1% (3)	20% (1)	31.9% (324)	42% (115)	31.6% (144)	43.7% (66)	31.9% (44)	32.4% (47)	21.9% (16)	36.8% (407)
	②	59.6% (427)	79.3% (302)	35% (28)	34.3% (23)	76.9% (10)	80% (4)	68.1% (692)	58% (159)	68.4% (312)	56.3% (85)	68.1% (94)	67.6% (98)	78.1% (57)	63.2% (699)
	回答者数	716者	381者	80者	67者	13者	5者	1016者	274者	456者	151者	138者	145者	73者	1106者
6.(2)	①	81.5% (233)	79.7% (63)	78.4% (40)	67.3% (35)	66.7% (2)	100% (1)	83.4% (261)	83.3% (95)	83.7% (118)	74.2% (49)	81.8% (36)	76.6% (36)	81.3% (13)	80.9% (326)
	②	2.1% (6)	11.4% (9)	2% (1)	9.6% (5)	0% (0)	0% (0)	3.2% (10)	1.8% (2)	2.1% (3)	6.1% (4)	6.8% (3)	8.5% (4)	6.3% (1)	3.7% (15)
	③	8.4% (24)	6.3% (5)	7.8% (4)	9.6% (5)	33.3% (1)	0% (0)	7.7% (24)	7.9% (9)	7.8% (11)	9.1% (6)	6.8% (3)	6.4% (3)	6.3% (1)	7.9% (32)
	④	1.4% (4)	1.3% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	1.6% (5)	0% (0)	0.7% (1)	3% (2)	2.3% (1)	2.1% (1)	0% (0)	1.2% (5)
	⑤	6.6% (19)	1.3% (1)	11.8% (6)	13.5% (7)	0% (0)	0% (0)	4.2% (13)	7% (8)	5.7% (8)	7.6% (5)	2.3% (1)	6.4% (3)	6.3% (1)	6.2% (25)
	回答者数	286者	79者	51者	52者	3者	1者	313者	114者	141者	66者	44者	47者	16者	403者
6.(3)	①	83.5% (237)	78.5% (62)	76.5% (39)	74.5% (38)	66.7% (2)	100% (1)	84% (262)	85% (96)	83% (117)	75.4% (49)	86.4% (38)	76.6% (36)	75% (12)	82% (329)
	②	2.1% (6)	11.4% (9)	3.9% (2)	9.8% (5)	0% (0)	0% (0)	3.2% (10)	1.8% (2)	2.8% (4)	6.2% (4)	6.8% (3)	8.5% (4)	6.3% (1)	4% (16)
	③	9.2% (26)	8.9% (7)	5.9% (3)	5.9% (3)	33.3% (1)	0% (0)	9.3% (29)	8.8% (10)	8.5% (12)	10.8% (7)	4.5% (2)	8.5% (4)	12.5% (2)	8.5% (34)
	④	5.3% (15)	1.3% (1)	13.7% (7)	9.8% (5)	0% (0)	0% (0)	3.5% (11)	4.4% (5)	5.7% (8)	7.7% (5)	2.3% (1)	6.4% (3)	6.3% (1)	5.5% (22)
	回答者数	284者	79者	51者	51者	3者	1者	312者	113者	141者	65者	44者	47者	16者	401者
6.(5)	①	67.7% (481)	52.6% (199)	53.8% (42)	55.2% (37)	66.7% (8)	20% (1)	63.2% (637)	63.1% (171)	69.2% (313)	57.3% (86)	52.6% (71)	50.3% (73)	44.4% (32)	63.2% (693)
	②	32.3% (229)	47.4% (179)	46.2% (36)	44.8% (30)	33.3% (4)	80% (4)	36.8% (371)	36.9% (100)	30.8% (139)	42.7% (64)	47.4% (64)	49.7% (72)	55.6% (40)	36.8% (403)
	回答者数	710者	378者	78者	67者	12者	5者	1008者	271者	452者	150者	135者	145者	72者	1096者
6.(6)	①	32.5% (156)	39.7% (79)	31% (13)	27.3% (12)	50% (4)	0% (0)	35% (220)	33.3% (57)	35.6% (111)	34.9% (30)	38% (27)	27.4% (20)	21.9% (7)	35% (242)
	②	85% (408)	86.9% (173)	78.6% (33)	84.1% (37)	100% (8)	100% (1)	85.5% (538)	87.1% (149)	84.3% (263)	93% (80)	78.9% (56)	80.8% (59)	78.1% (25)	85.4% (591)
	③	6.9% (33)	8% (16)	9.5% (4)	2.3% (1)	12.5% (1)	0% (0)	7.6% (48)	7.6% (13)	6.7% (21)	5.8% (5)	11.3% (8)	8.2% (6)	6.3% (2)	7.4% (51)
	④	10% (48)	9% (18)	2.4% (1)	6.8% (3)	12.5% (1)	0% (0)	10% (63)	11.7% (20)	8.7% (27)	12.8% (11)	5.6% (4)	4.1% (3)	6.3% (2)	9.4% (65)
	⑤	54.4% (261)	55.3% (110)	45.2% (19)	50% (22)	50% (4)	0% (0)	55% (346)	54.4% (93)	56.1% (175)	53.5% (46)	52.1% (37)	52.1% (38)	37.5% (12)	54.8% (379)
	⑥	32.1% (154)	21.6% (43)	14.3% (6)	29.5% (13)	37.5% (3)	0% (0)	29.1% (183)	36.3% (62)	24% (75)	31.4% (27)	35.2% (25)	17.8% (13)	18.8% (6)	28.6% (198)
	⑦	17.1% (82)	17.6% (35)	11.9% (5)	29.5% (13)	0% (0)	0% (0)	16.7% (105)	21.1% (36)	17% (53)	15.1% (13)	12.7% (9)	12.3% (9)	15.6% (5)	16.9% (117)
	⑧	6.3% (30)	8% (16)	7.1% (3)	11.4% (5)	0% (0)	0% (0)	6.8% (43)	6.4% (11)	5.8% (18)	7% (6)	9.9% (7)	8.2% (6)	12.5% (4)	6.6% (46)
	回答者数	480者	199者	42者	44者	8者	1者	629者	171者	312者	86者	71者	73者	32者	692者
6.(7)	①	25.9% (21)	42.9% (15)	20% (1)	61.5% (8)	0% (0)	0% (0)	27.9% (29)	28.6% (10)	26.4% (14)	38.5% (5)	44.4% (4)	44.4% (4)	60% (3)	29.3% (34)
	②	43.2% (35)	40% (14)	20% (1)	23.1% (3)	0% (0)	0% (0)	44.2% (46)	40% (14)	47.2% (25)	15.4% (2)	55.6% (5)	44.4% (4)	40% (2)	41.4% (48)
	③	30.9% (25)	40% (14)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	37.5% (39)	34.3% (12)	41.5% (22)	7.7% (1)	22.2% (2)	11.1% (1)	0% (0)	33.6% (39)
	④	28.4% (23)	25.7% (9)	0% (0)	23.1% (3)	0% (0)	0% (0)	27.9% (29)	25.7% (9)	34% (18)	15.4% (2)	22.2% (2)	11.1% (1)	20% (1)	26.7% (31)
	⑤	18.5% (15)	28.6% (10)	40% (2)	38.5% (5)	0% (0)	0% (0)	19.2% (20)	20% (7)	20.8% (11)	23.1% (3)	33.3% (3)	33.3% (3)	60% (3)	20.7% (24)
	⑥	21% (17)	11.4% (4)	20% (1)	23.1% (3)	0% (0)	0% (0)	17.3% (18)	20% (7)	17% (9)	23.1% (3)	22.2% (2)	0% (0)	0% (0)	19% (22)
	⑦	4.9% (4)	8.6% (3)	40% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	6.7% (7)	5.7% (2)	5.7% (3)	7.7% (1)	0% (0)	33.3% (3)	40% (2)	6% (7)
	⑧	12.3% (10)	2.9% (1)	0% (0)	23.1% (3)	0% (0)	0% (0)	8.7% (9)	14.3% (5)	7.5% (4)	15.4% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	9.5% (11)
	回答者数	81者	35者	5者	13者	0者	0者	104者	35者	53者	13者	9者	9者	5者	116者
6.(8)	①	5.9% (42)	4% (15)	2.6% (2)	4.5% (3)	0% (0)	20% (1)	5.3% (53)	5.9% (16)	5.1% (23)	4.8% (7)	3.7% (5)	4.8% (7)	2.7% (2)	5.2% (57)
	②	50.1% (354)	45.9% (172)	50% (39)	43.3% (29)	41.7% (5)	40% (2)	49% (490)	53.5% (145)	50.4% (227)	49.3% (72)	37.3% (50)	47.6% (69)	45.2% (33)	48.8% (531)
	③	40.1% (283)	45.1% (169)	42.3% (33)	40.3% (27)	58.3% (7)	40% (2)	41.8% (418)	36.9% (100)	40.4% (182)	42.5% (62)	53.7% (72)	42.1% (61)	45.2% (33)	41.7% (454)
	④	3.8% (27)	5.1% (19)	5.1% (4)	11.9% (8)	0% (0)	0% (0)	4% (40)	3.7% (10)	4% (18)	3.4% (5)	5.2% (7)	5.5% (8)	6.8% (5)	4.2% (46)
	回答者数	706者	375者	78者	67者	12者	5者	1001者	271者	450者	146者	134者	145者	73者	1088者

【図表 III－1D】クロス集計（企業情報：設問6.　(9)　～8）

設問		企業種別			業種分類				設立年					ベンチャー	
		大企業	中小企業	大学等	サービス業	卸売業	小売業	製造業その他	1939年以前	1940年～1969年	1970年～1999年	2000年～2009年	2010年以降	①ベンチャー	②ベンチャー以外
6.(9)	①	27.7% (197)	26% (98)	51.9% (41)	23.9% (16)	33.3% (4)	20% (1)	27.3% (275)	27% (74)	29.3% (133)	29.7% (44)	22.6% (30)	33.8% (49)	27% (20)	28.9% (316)
	②	54% (384)	50.1% (189)	59.5% (47)	56.7% (38)	66.7% (8)	60% (3)	52% (524)	58.8% (161)	52.4% (238)	43.9% (65)	51.1% (68)	58.6% (85)	59.5% (44)	52.5% (575)
	③	39.1% (278)	38.7% (146)	59.5% (47)	50.7% (34)	50% (6)	40% (2)	38% (383)	42.3% (116)	40.7% (185)	35.8% (53)	34.6% (46)	46.9% (68)	43.2% (32)	40.1% (439)
	④	40.9% (291)	43.2% (163)	51.9% (41)	40.3% (27)	58.3% (7)	40% (2)	41.5% (418)	44.9% (123)	43.2% (196)	38.5% (57)	33.8% (45)	49.7% (72)	52.7% (39)	41.6% (456)
	⑤	12.1% (86)	15.1% (57)	5.1% (4)	10.4% (7)	16.7% (2)	0% (0)	13.4% (135)	11.7% (32)	12.1% (55)	17.6% (26)	9.8% (13)	13.8% (20)	14.9% (11)	12.5% (137)
	⑥	14.9% (106)	17.8% (67)	12.7% (10)	14.9% (10)	8.3% (1)	40% (2)	16% (161)	15.3% (42)	13% (59)	15.5% (23)	21.8% (29)	15.9% (23)	20.3% (15)	15.4% (169)
	⑦	6.3% (45)	5.3% (20)	2.5% (2)	6% (4)	0% (0)	0% (0)	6.2% (62)	5.5% (15)	5.9% (27)	7.4% (11)	7.5% (10)	2.1% (3)	0% (0)	6.2% (68)
	⑧	4.2% (30)	3.4% (13)	5.1% (4)	7.5% (5)	8.3% (1)	20% (1)	3.7% (37)	3.6% (10)	4.2% (19)	4.7% (7)	5.3% (7)	2.8% (4)	1.4% (1)	4.2% (46)
	回答者数	711者	377者	79者	67者	12者	5者	1008者	274者	454者	148者	133者	145者	74者	1095者
6.(10)	①	14.5% (98)	5.4% (19)	13.2% (10)	6.6% (4)	16.7% (2)	0% (0)	11.6% (111)	18.1% (47)	11.5% (50)	12.9% (18)	4.8% (6)	2.9% (4)	1.5% (1)	12.1% (126)
	②	12.3% (83)	27.7% (98)	7.9% (6)	29.5% (18)	16.7% (2)	20% (1)	16.9% (161)	13.1% (34)	17.3% (75)	16.4% (23)	20.2% (25)	21.2% (29)	32.8% (22)	15.9% (165)
	③	13.3% (90)	12.7% (45)	17.1% (13)	9.8% (6)	33.3% (4)	0% (0)	13.2% (126)	13.8% (36)	12.2% (53)	12.9% (18)	14.5% (18)	16.1% (22)	13.4% (9)	13.5% (140)
	④	58.1% (392)	44.6% (158)	69.7% (53)	42.6% (26)	50% (6)	40% (2)	54.1% (517)	60% (156)	56.4% (244)	47.1% (66)	49.2% (61)	52.6% (72)	43.3% (29)	55.1% (573)
	⑤	0.6% (4)	0.6% (2)	0% (0)	1.6% (1)	0% (0)	0% (0)	0.5% (5)	0.8% (2)	0.5% (2)	0.7% (1)	0% (0)	0.7% (1)	1.5% (1)	0.5% (5)
	⑥	17.5% (118)	20.3% (72)	13.2% (10)	23% (14)	16.7% (2)	60% (3)	18.1% (173)	13.1% (34)	18.2% (79)	21.4% (30)	20.2% (25)	20.4% (28)	23.9% (16)	17.9% (186)
	回答者数	675者	354者	76者	61者	12者	5者	955者	260者	433者	140者	124者	137者	67者	1040者
7	①	12.4% (89)	5.8% (22)	19% (15)	11.9% (8)	16.7% (2)	0% (0)	10% (101)	13.2% (36)	10.1% (46)	11.4% (17)	8% (11)	8.2% (12)	10.8% (8)	10.7% (118)
	②	87.6% (626)	94.2% (357)	81% (64)	88.1% (59)	83.3% (10)	100% (5)	90% (913)	86.8% (237)	89.9% (409)	88.6% (132)	92% (126)	91.8% (134)	89.2% (66)	89.3% (983)
	回答者数	715者	379者	79者	67者	12者	5者	1014者	273者	455者	149者	137者	146者	74者	1101者
8.(1)	①	12.4% (83)	8.9% (33)	20.3% (16)	9.8% (6)	8.3% (1)	0% (0)	11.4% (110)	15.6% (40)	10.5% (46)	14% (20)	12% (15)	6.3% (9)	6.8% (5)	12.1% (127)
	②	87.6% (588)	91.1% (336)	79.7% (63)	90.2% (55)	91.7% (11)	100% (5)	88.6% (855)	84.4% (216)	89.5% (392)	86% (123)	88% (110)	93.7% (134)	93.2% (68)	87.9% (919)
	回答者数	671者	369者	79者	61者	12者	5者	965者	256者	438者	143者	125者	143者	73者	1046者

【図表 III－2A】クロス集計（知財情報：設問1～3）

設問		特許収支［8.(1)］		特許関連公報の件数						実案公報の件数						実案公報の有無	
		①プラスである	②プラスでない	0件又は不明	1件以上5件未満	5件以上10件未満	10件以上20件未満	20件以上50件未満	50件以上	0件又は不明	1件以上5件未満	5件以上10件未満	10件以上20件未満	20件以上50件未満	50件以上	なし	あり
1.(7)	①	51.9% (68)	41.8% (412)	36.4% (12)	32.7% (35)	30.4% (59)	38.6% (103)	41.2% (106)	61.3% (203)	42.6% (321)	45.3% (130)	39.1% (27)	48.6% (18)	54.3% (19)	42.9% (3)	42.6% (321)	45.3% (197)
	②	48.1% (63)	58.2% (574)	63.6% (21)	67.3% (72)	69.6% (135)	61.4% (164)	58.8% (151)	38.7% (128)	57.4% (433)	54.7% (157)	60.9% (42)	51.4% (19)	45.7% (16)	57.1% (4)	57.4% (433)	54.7% (238)
	回答者数	131者	986者	33者	107者	194者	267者	257者	331者	754者	287者	69者	37者	35者	7者	754者	435者
2.(1)	①	96.9% (63)	94.8% (381)	75% (9)	93.9% (31)	94.8% (55)	92.9% (92)	98.1% (102)	93.8% (183)	93.9% (293)	93.6% (117)	100% (26)	94.1% (16)	94.4% (17)	100% (3)	93.9% (293)	94.7% (179)
	②	3.1% (2)	5.2% (21)	25% (3)	6.1% (2)	5.2% (3)	7.1% (7)	1.9% (2)	6.2% (12)	6.1% (19)	6.4% (8)	0% (0)	5.9% (1)	5.6% (1)	0% (0)	6.1% (19)	5.3% (10)
	回答者数	65者	402者	12者	33者	58者	99者	104者	195者	312者	125者	26者	17者	18者	3者	312者	189者
2.(2)	①	61.9% (39)	71.5% (271)	77.8% (7)	66.7% (20)	74.5% (41)	70.7% (65)	71.6% (73)	66.9% (121)	71.7% (208)	66.7% (78)	69.2% (18)	75% (12)	64.7% (11)	0% (0)	71.7% (208)	66.5% (119)
	②	63.5% (40)	69.9% (265)	55.6% (5)	73.3% (22)	65.5% (36)	70.7% (65)	67.6% (69)	68.5% (124)	68.3% (198)	70.1% (82)	61.5% (16)	75% (12)	70.6% (12)	33.3% (1)	68.3% (198)	68.7% (123)
	③	76.2% (48)	78.1% (296)	66.7% (6)	83.3% (25)	69.1% (38)	69.6% (64)	82.4% (84)	83.4% (151)	77.9% (226)	79.5% (93)	73.1% (19)	75% (12)	94.1% (16)	66.7% (2)	77.9% (226)	79.3% (142)
	④	17.5% (11)	14% (53)	11.1% (1)	20% (6)	10.9% (6)	10.9% (10)	16.7% (17)	15.5% (28)	15.2% (44)	13.7% (16)	15.4% (4)	12.5% (2)	11.8% (2)	0% (0)	15.2% (44)	13.4% (24)
	⑤	3.2% (2)	1.8% (7)	11.1% (1)	3.3% (1)	5.5% (3)	3.3% (3)	0% (0)	0.6% (1)	2.1% (6)	1.7% (2)	3.8% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	2.1% (6)	1.7% (3)
	回答者数	63者	379者	9者	30者	55者	92者	102者	181者	290者	117者	26者	16者	17者	3者	290者	179者
2.(3)	①	58.7% (37)	66.9% (253)	77.8% (7)	73.3% (22)	65.5% (36)	66.3% (61)	69.3% (70)	60.6% (109)	68.9% (199)	64.1% (75)	56% (14)	43.8% (7)	58.8% (10)	0% (0)	68.9% (199)	59.6% (106)
	②	61.9% (39)	65.1% (246)	44.4% (4)	63.3% (19)	54.5% (30)	69.6% (64)	66.3% (67)	63.9% (115)	63.7% (184)	66.7% (78)	56% (14)	62.5% (10)	70.6% (12)	33.3% (1)	63.7% (184)	64.6% (115)
	③	25.4% (16)	40.2% (152)	55.6% (5)	63.3% (19)	54.5% (30)	23.9% (22)	36.6% (37)	37.8% (68)	39.1% (113)	38.5% (45)	40% (10)	43.8% (7)	23.5% (4)	66.7% (2)	39.1% (113)	38.2% (68)
	④	23.8% (15)	10.8% (41)	0% (0)	6.7% (2)	10.9% (6)	12% (11)	13.9% (14)	14.4% (26)	12.8% (37)	9.4% (11)	20% (5)	18.8% (3)	17.6% (3)	0% (0)	12.8% (37)	12.4% (22)
	回答者数	63者	378者	9者	30者	55者	92者	101者	180者	289者	117者	25者	16者	17者	3者	289者	178者
2.(4)	①	27.4% (17)	34.9% (131)	66.7% (6)	30% (9)	45.3% (24)	44.6% (41)	30% (30)	26% (46)	34% (97)	38.3% (44)	26.9% (7)	18.8% (3)	31.3% (5)	0% (0)	34% (97)	33.5% (59)
	②	33.9% (21)	37.3% (140)	11.1% (1)	50% (15)	34% (18)	31.5% (29)	39% (39)	36.7% (65)	34.7% (99)	37.4% (43)	53.8% (14)	37.5% (6)	25% (4)	33.3% (1)	34.7% (99)	38.6% (68)
	③	14.5% (9)	16% (60)	11.1% (1)	13.3% (4)	11.3% (6)	15.2% (14)	17% (17)	19.2% (34)	17.5% (50)	13% (15)	7.7% (2)	18.8% (3)	25% (4)	66.7% (2)	17.5% (50)	14.8% (26)
	④	24.2% (15)	11.7% (44)	11.1% (1)	6.7% (2)	9.4% (5)	8.7% (8)	14% (14)	18.1% (32)	13.7% (39)	11.3% (13)	11.5% (3)	25% (4)	18.8% (3)	0% (0)	13.7% (39)	13.1% (23)
	回答者数	62者	375者	9者	30者	53者	92者	100者	177者	285者	115者	26者	16者	16者	3者	285者	176者
2.(5)	①	26.2% (16)	27.9% (104)	22.2% (2)	17.2% (5)	20.8% (11)	40.2% (37)	24.5% (24)	27.3% (48)	29.8% (85)	21.6% (24)	26.9% (7)	33.3% (5)	29.4% (5)	33.3% (1)	29.8% (85)	24.4% (42)
	②	19.7% (12)	23.3% (87)	11.1% (1)	24.1% (7)	35.8% (19)	20.7% (19)	23.5% (23)	19.9% (35)	21.8% (62)	22.5% (25)	34.6% (9)	26.7% (4)	17.6% (3)	33.3% (1)	21.8% (62)	24.4% (42)
	③	54.1% (33)	48.8% (182)	66.7% (6)	58.6% (17)	43.4% (23)	39.1% (36)	52% (51)	52.8% (93)	48.4% (138)	55.9% (62)	38.5% (10)	40% (6)	52.9% (9)	33.3% (1)	48.4% (138)	51.2% (88)
	回答者数	61者	373者	9者	29者	53者	92者	98者	176者	285者	111者	26者	15者	17者	3者	285者	172者
3.(1)	①	45.5% (30)	35.3% (141)	33.3% (4)	50% (16)	26.8% (15)	36.1% (35)	27.9% (29)	41% (80)	35.3% (108)	38.9% (49)	23.1% (6)	23.5% (4)	55.6% (10)	66.7% (2)	35.3% (108)	37.4% (71)
	②	68.2% (45)	73% (292)	41.7% (5)	75% (24)	75% (42)	68% (66)	80.8% (84)	69.7% (136)	73.9% (226)	68.3% (86)	73.1% (19)	64.7% (11)	77.8% (14)	33.3% (1)	73.9% (226)	68.9% (131)
	③	57.6% (38)	54.8% (219)	50% (6)	50% (16)	55.4% (31)	52.6% (51)	58.7% (61)	56.4% (110)	54.9% (168)	55.6% (70)	57.7% (15)	47.1% (8)	72.2% (13)	33.3% (1)	54.9% (168)	56.3% (107)
	④	18.2% (12)	12.3% (49)	25% (3)	9.4% (3)	8.9% (5)	10.3% (10)	12.5% (13)	18.5% (36)	14.4% (44)	11.9% (15)	15.4% (4)	29.4% (5)	11.1% (2)	0% (0)	14.4% (44)	13.7% (26)
	回答者数	66者	400者	12者	32者	56者	97者	104者	195者	306者	126者	26者	17者	18者	3者	306者	190者
3.(2)	①	10.8% (7)	8.8% (35)	16.7% (2)	19.4% (6)	8.9% (5)	5.2% (5)	9.8% (10)	10.2% (20)	10.8% (33)	7.2% (9)	7.7% (2)	11.8% (2)	11.1% (2)	0% (0)	10.8% (33)	7.9% (15)
	②	36.9% (24)	42.9% (171)	33.3% (4)	35.5% (11)	41.1% (23)	36.1% (35)	45.1% (46)	43.4% (85)	40.7% (124)	40.8% (51)	50% (13)	35.3% (6)	44.4% (8)	66.7% (2)	40.7% (124)	42.3% (80)
	③	58.5% (38)	45.4% (181)	50% (6)	35.5% (11)	48.2% (27)	45.4% (44)	45.1% (46)	48% (94)	46.2% (141)	48% (60)	38.5% (10)	47.1% (8)	50% (9)	0% (0)	46.2% (141)	46% (87)
	④	13.8% (9)	9.3% (37)	16.7% (2)	9.7% (3)	3.6% (2)	8.2% (8)	10.8% (11)	12.8% (25)	8.5% (26)	12.8% (16)	15.4% (4)	17.6% (3)	11.1% (2)	0% (0)	8.5% (26)	13.2% (25)
	⑤	21.5% (14)	17.3% (69)	16.7% (2)	19.4% (6)	16.1% (9)	21.6% (21)	17.6% (18)	18.4% (36)	17.4% (53)	20.8% (26)	19.2% (5)	29.4% (5)	11.1% (2)	33.3% (1)	17.4% (53)	20.6% (39)
	⑥	13.8% (9)	7% (28)	0% (0)	3.2% (1)	5.4% (3)	5.2% (5)	5.9% (6)	13.8% (27)	8.2% (25)	7.2% (9)	11.5% (3)	11.8% (2)	11.1% (2)	33.3% (1)	8.2% (25)	9% (17)
	回答者数	65者	399者	12者	31者	56者	97者	102者	196者	305者	125者	26者	17者	18者	3者	305者	189者
3.(3)	①	42.4% (28)	51.8% (207)	33.3% (4)	53.1% (17)	64.3% (36)	48.5% (47)	50% (51)	44.9% (88)	52.1% (159)	45.2% (57)	50% (13)	47.1% (8)	27.8% (5)	33.3% (1)	52.1% (159)	44.2% (84)
	②	18.2% (12)	15.5% (62)	25% (3)	21.9% (7)	7.1% (4)	14.4% (14)	19.6% (20)	15.3% (30)	15.4% (47)	17.5% (22)	11.5% (3)	17.6% (3)	16.7% (3)	0% (0)	15.4% (47)	16.3% (31)
	③	10.6% (7)	13.3% (53)	16.7% (2)	9.4% (3)	12.5% (7)	10.3% (10)	10.8% (11)	15.3% (30)	10.8% (33)	14.3% (18)	19.2% (5)	0% (0)	27.8% (5)	66.7% (2)	10.8% (33)	15.8% (30)
	④	9.1% (6)	5.5% (22)	8.3% (1)	3.1% (1)	1.8% (1)	5.2% (5)	6.9% (7)	8.2% (16)	4.3% (13)	7.1% (9)	7.7% (2)	23.5% (4)	16.7% (3)	0% (0)	4.3% (13)	9.5% (18)
	⑤	13.6% (9)	9.8% (39)	16.7% (2)	6.3% (2)	10.7% (6)	17.5% (17)	7.8% (8)	8.7% (17)	11.1% (34)	10.3% (13)	7.7% (2)	11.8% (2)	5.6% (1)	0% (0)	11.1% (34)	9.5% (18)
	⑥	6.1% (4)	4.3% (17)	0% (0)	6.3% (2)	3.6% (2)	4.1% (4)	4.9% (5)	7.7% (15)	6.2% (19)	5.6% (7)	3.8% (1)	0% (0)	5.6% (1)	0% (0)	6.2% (19)	4.7% (9)
	回答者数	66者	400者	12者	32者	56者	97者	102者	196者	305者	126者	26者	17者	18者	3者	305者	190者

【図表 III－2B】クロス集計（知財情報：設問4～5）

設問		特許収支［8.(1)］		特許関連公報の件数						実案公報の件数						実案公報の有無	
		①プラスである	②プラスでない	0件又は不明	1件以上5件未満	5件以上10件未満	10件以上20件未満	20件以上50件未満	50件以上	0件又は不明	1件以上5件未満	5件以上10件未満	10件以上20件未満	20件以上50件未満	50件以上	なし	あり
4.(1)	①	78.8% (52)	77% (308)	58.3% (7)	84.4% (27)	70.2% (40)	72.2% (70)	80% (84)	80.5% (157)	78.6% (243)	76% (95)	61.5% (16)	76.5% (13)	83.3% (15)	100% (3)	78.6% (243)	75.1% (142)
	②	45.5% (30)	55.8% (223)	41.7% (5)	65.6% (21)	42.1% (24)	53.6% (52)	57.1% (60)	57.9% (113)	55% (170)	57.6% (72)	38.5% (10)	52.9% (9)	61.1% (11)	100% (3)	55% (170)	55.6% (105)
	③	30.3% (20)	32.5% (130)	33.3% (4)	31.3% (10)	33.3% (19)	36.1% (35)	31.4% (33)	27.7% (54)	32.4% (100)	32.8% (41)	15.4% (4)	29.4% (5)	27.8% (5)	0% (0)	32.4% (100)	29.1% (55)
	④	10.6% (7)	14.3% (57)	25% (3)	12.5% (4)	21.1% (12)	17.5% (17)	9.5% (10)	9.7% (19)	11.7% (36)	15.2% (19)	23.1% (6)	17.6% (3)	5.6% (1)	0% (0)	11.7% (36)	15.3% (29)
	⑤	7.6% (5)	5.5% (22)	8.3% (1)	6.3% (2)	5.3% (3)	4.1% (4)	6.7% (7)	7.2% (14)	5.8% (18)	3.2% (4)	11.5% (3)	5.9% (1)	27.8% (5)	0% (0)	5.8% (18)	6.9% (13)
	回答者数	66者	400者	12者	32者	57者	97者	105者	195者	309者	125者	26者	17者	18者	3者	309者	189者
4.(2)	①	50% (32)	42.6% (169)	50% (6)	46.9% (15)	35.7% (20)	30.9% (30)	33.7% (35)	57.6% (110)	44.8% (138)	40.8% (49)	34.6% (9)	52.9% (9)	55.6% (10)	33.3% (1)	44.8% (138)	42.4% (78)
	②	14.1% (9)	8.6% (34)	0% (0)	9.4% (3)	5.4% (3)	15.5% (15)	16.3% (17)	6.8% (13)	9.4% (29)	14.2% (17)	3.8% (1)	5.9% (1)	16.7% (3)	0% (0)	9.4% (29)	12% (22)
	③	35.9% (23)	48.9% (194)	50% (6)	43.8% (14)	58.9% (33)	53.6% (52)	50% (52)	35.6% (68)	45.8% (141)	45% (54)	61.5% (16)	41.2% (7)	27.8% (5)	66.7% (2)	45.8% (141)	45.7% (84)
	回答者数	64者	397者	12者	32者	56者	97者	104者	191者	308者	120者	26者	17者	18者	3者	308者	184者
4.(3)	①	26.2% (17)	19.8% (79)	16.7% (2)	31.3% (10)	17.9% (10)	16.5% (16)	19% (20)	24.1% (47)	20.7% (64)	18.5% (23)	30.8% (8)	17.6% (3)	33.3% (6)	33.3% (1)	20.7% (64)	21.8% (41)
	②	38.5% (25)	40.5% (162)	33.3% (4)	34.4% (11)	48.2% (27)	45.4% (44)	46.7% (49)	32.3% (63)	39.5% (122)	45.2% (56)	30.8% (8)	29.4% (5)	38.9% (7)	0% (0)	39.5% (122)	40.4% (76)
	③	3.1% (2)	10.5% (42)	0% (0)	9.4% (3)	1.8% (1)	9.3% (9)	12.4% (13)	9.7% (19)	9.7% (30)	5.6% (7)	15.4% (4)	17.6% (3)	5.6% (1)	0% (0)	9.7% (30)	8% (15)
	④	12.3% (8)	11% (44)	0% (0)	3.1% (1)	5.4% (3)	9.3% (9)	13.3% (14)	12.8% (25)	12.3% (38)	7.3% (9)	11.5% (3)	5.9% (1)	5.6% (1)	0% (0)	12.3% (38)	7.4% (14)
	⑤	1.5% (1)	1.3% (5)	0% (0)	0% (0)	1.8% (1)	1% (1)	2.9% (3)	0.5% (1)	1.3% (4)	1.6% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	1.3% (4)	1.1% (2)
	⑥	41.5% (27)	23.8% (95)	8.3% (1)	15.6% (5)	19.6% (11)	23.7% (23)	29.5% (31)	31.8% (62)	24.3% (75)	28.2% (35)	30.8% (8)	35.3% (6)	44.4% (8)	33.3% (1)	24.3% (75)	30.9% (58)
	⑦	21.5% (14)	25.5% (102)	41.7% (5)	31.3% (10)	32.1% (18)	28.9% (28)	20% (21)	20% (39)	23.3% (72)	28.2% (35)	30.8% (8)	11.8% (2)	16.7% (3)	33.3% (1)	23.3% (72)	26.1% (49)
	⑧	16.9% (11)	7.5% (30)	16.7% (2)	15.6% (5)	3.6% (2)	4.1% (4)	9.5% (10)	13.3% (26)	11% (34)	4.8% (6)	7.7% (2)	23.5% (4)	16.7% (3)	0% (0)	11% (34)	8% (15)
	回答者数	65者	400者	12者	32者	56者	97者	105者	195者	309者	124者	26者	17者	18者	3者	309者	188者
4.(4) 立証可否	①	44.4% (4)	20.8% (10)	0% (0)	50% (1)	0% (0)	16.7% (2)	15.4% (2)	33.3% (9)	23.7% (9)	27.3% (3)	25% (1)	33.3% (1)	0% (0)	0% (0)	23.7% (9)	25% (5)
	②	55.6% (5)	79.2% (38)	0% (0)	50% (1)	100% (4)	83.3% (10)	84.6% (11)	66.7% (18)	76.3% (29)	72.7% (8)	75% (3)	66.7% (2)	100% (2)	0% (0)	76.3% (29)	75% (15)
	回答者数	9者	48者	0者	2者	4者	12者	13者	27者	38者	11者	4者	3者	2者	0者	38者	20者
4.(5) ケース1	①	78.5% (51)	82.3% (321)	100% (12)	80.6% (25)	85.2% (46)	82.1% (78)	84.5% (87)	77.7% (146)	82.2% (244)	81.1% (99)	73.1% (19)	88.2% (15)	83.3% (15)	66.7% (2)	82.2% (244)	80.6% (150)
	②	6.2% (4)	7.7% (30)	0% (0)	6.5% (2)	7.4% (4)	8.4% (8)	6.8% (7)	6.9% (13)	6.7% (20)	9.8% (12)	7.7% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	6.7% (20)	7.5% (14)
	③	4.6% (3)	3.6% (14)	0% (0)	6.5% (2)	1.9% (1)	4.2% (4)	3.9% (4)	3.2% (6)	4% (12)	0.8% (1)	7.7% (2)	0% (0)	5.6% (1)	33.3% (1)	4% (12)	2.7% (5)
	④	10.8% (7)	6.4% (25)	0% (0)	6.5% (2)	5.6% (3)	5.3% (5)	4.9% (5)	12.2% (23)	7.1% (21)	8.2% (10)	11.5% (3)	11.8% (2)	11.1% (2)	0% (0)	7.1% (21)	9.1% (17)
	回答者数	65者	390者	12者	31者	54者	95者	103者	188者	297者	122者	26者	17者	18者	3者	297者	186者
4.(5) ケース2	①	56.3% (36)	53% (205)	66.7% (8)	54.8% (17)	51.9% (27)	55.8% (53)	60.8% (62)	48.7% (91)	55.3% (163)	46.7% (56)	46.2% (12)	76.5% (13)	66.7% (12)	66.7% (2)	55.3% (163)	51.6% (95)
	②	32.8% (21)	35.4% (137)	33.3% (4)	25.8% (8)	38.5% (20)	32.6% (31)	31.4% (32)	36.4% (68)	32.5% (96)	42.5% (51)	34.6% (9)	11.8% (2)	27.8% (5)	0% (0)	32.5% (96)	36.4% (67)
	③	3.1% (2)	3.6% (14)	0% (0)	9.7% (3)	1.9% (1)	4.2% (4)	2% (2)	3.2% (6)	3.7% (11)	1.7% (2)	11.5% (3)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	3.7% (11)	2.7% (5)
	④	7.8% (5)	8% (31)	0% (0)	9.7% (3)	7.7% (4)	7.4% (7)	5.9% (6)	11.8% (22)	8.5% (25)	9.2% (11)	7.7% (2)	11.8% (2)	5.6% (1)	33.3% (1)	8.5% (25)	9.2% (17)
	回答者数	64者	387者	12者	31者	52者	95者	102者	187者	295者	120者	26者	17者	18者	3者	295者	184者
4.(6)	①	50% (32)	55.4% (214)	41.7% (5)	54.8% (17)	66% (35)	49.5% (47)	54.5% (55)	55.4% (103)	55.9% (165)	51.7% (62)	40% (10)	76.5% (13)	55.6% (10)	66.7% (2)	55.9% (165)	53% (97)
	②	34.4% (22)	36.3% (140)	50% (6)	38.7% (12)	26.4% (14)	42.1% (40)	39.6% (40)	29.6% (55)	32.5% (96)	40.8% (49)	44% (11)	23.5% (4)	33.3% (6)	33.3% (1)	32.5% (96)	38.8% (71)
	③	15.6% (10)	8.3% (32)	8.3% (1)	6.5% (2)	7.5% (4)	8.4% (8)	5.9% (6)	15.1% (28)	11.5% (34)	7.5% (9)	16% (4)	0% (0)	11.1% (2)	0% (0)	11.5% (34)	8.2% (15)
	回答者数	64者	386者	12者	31者	53者	95者	101者	186者	295者	120者	25者	17者	18者	3者	295者	183者
5.(1)	①	70.8% (46)	73.2% (292)	75% (9)	61.3% (19)	70.2% (40)	73.2% (71)	75.7% (78)	69.7% (136)	72.1% (222)	71.8% (89)	80% (20)	58.8% (10)	55.6% (10)	66.7% (2)	72.1% (222)	70.1% (131)
	②	29.2% (19)	28.3% (113)	16.7% (2)	38.7% (12)	33.3% (19)	26.8% (26)	30.1% (31)	26.7% (52)	26.9% (83)	33.9% (42)	24% (6)	17.6% (3)	38.9% (7)	33.3% (1)	26.9% (83)	31.6% (59)
	③	1.5% (1)	2% (8)	0% (0)	3.2% (1)	1.8% (1)	1% (1)	3.9% (4)	1.5% (3)	2.3% (7)	0.8% (1)	8% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	2.3% (7)	1.6% (3)
	④	10.8% (7)	5.5% (22)	8.3% (1)	9.7% (3)	8.8% (5)	3.1% (3)	3.9% (4)	9.7% (19)	7.1% (22)	5.6% (7)	0% (0)	29.4% (5)	5.6% (1)	0% (0)	7.1% (22)	7% (13)
	⑤	6.2% (4)	5% (20)	16.7% (2)	0% (0)	7% (4)	6.2% (6)	4.9% (5)	5.1% (10)	6.5% (20)	3.2% (4)	4% (1)	11.8% (2)	0% (0)	0% (0)	6.5% (20)	3.7% (7)
	回答者数	65者	399者	12者	31者	57者	97者	103者	195者	308者	124者	25者	17者	18者	3者	308者	187者
5.(2)	①	53.3% (24)	65.6% (191)	66.7% (6)	73.7% (14)	52.5% (21)	69% (49)	62.3% (48)	64.2% (86)	65.2% (144)	62.1% (54)	65% (13)	40% (4)	80% (8)	50% (1)	65.2% (144)	62% (80)
	②	42.2% (19)	23.4% (68)	22.2% (2)	10.5% (2)	20% (8)	21.1% (15)	31.2% (24)	28.4% (38)	24.4% (54)	26.4% (23)	25% (5)	50% (5)	20% (2)	0% (0)	24.4% (54)	27.1% (35)
	③	0% (0)	4.5% (13)	0% (0)	0% (0)	7.5% (3)	4.2% (3)	2.6% (2)	4.5% (6)	4.1% (9)	3.4% (3)	5% (1)	10% (1)	0% (0)	0% (0)	4.1% (9)	3.9% (5)
	④	8.9% (4)	1.4% (4)	0% (0)	5.3% (1)	7.5% (3)	0% (0)	1.3% (1)	3% (4)	1.8% (4)	3.4% (3)	5% (1)	10% (1)	0% (0)	0% (0)	1.8% (4)	3.9% (5)
	⑤	11.1% (5)	6.9% (20)	11.1% (1)	15.8% (3)	17.5% (7)	7% (5)	3.9% (3)	6% (8)	8.1% (18)	6.9% (6)	5% (1)	10% (1)	0% (0)	50% (1)	8.1% (18)	7% (9)
	回答者数	45者	291者	9者	19者	40者	71者	77者	134者	221者	87者	20者	10者	10者	2者	221者	129者

【図表 III－2C】クロス集計（知財情報：設問6.　(1) ～ (8) ）

設問		特許収支［8.(1)］		特許関連公報の件数						実案公報の件数						実案公報の有無	
		①プラスである	②プラスでない	0件又は不明	1件以上5件未満	5件以上10件未満	10件以上20件未満	20件以上50件未満	50件以上	0件又は不明	1件以上5件未満	5件以上10件未満	10件以上20件未満	20件以上50件未満	50件以上	なし	あり
6.(1)	①	41.4% (55)	34.3% (340)	12.5% (4)	24% (25)	18.9% (37)	28.8% (77)	36.6% (94)	56.8% (189)	33.9% (256)	43% (123)	24.6% (17)	35.1% (13)	44.1% (15)	28.6% (2)	33.9% (256)	39.3% (170)
	②	58.6% (78)	65.7% (652)	87.5% (28)	76% (79)	81.1% (159)	71.2% (190)	63.4% (163)	43.2% (144)	66.1% (500)	57% (163)	75.4% (52)	64.9% (24)	55.9% (19)	71.4% (5)	66.1% (500)	60.7% (263)
	回答者数	133者	992者	32者	104者	196者	267者	257者	333者	756者	286者	69者	37者	34者	7者	756者	433者
6.(2)	①	79.6% (43)	83.1% (280)	50% (2)	88% (22)	83.3% (30)	75% (57)	76.3% (71)	84% (158)	79.2% (202)	81.7% (98)	88.2% (15)	76.9% (10)	86.7% (13)	100% (2)	79.2% (202)	82.6% (138)
	②	1.9% (1)	3.6% (12)	25% (1)	8% (2)	5.6% (2)	5.3% (4)	6.5% (6)	0.5% (1)	3.9% (10)	4.2% (5)	0% (0)	7.7% (1)	0% (0)	0% (0)	3.9% (10)	3.6% (6)
	③	5.6% (3)	8.3% (28)	0% (0)	0% (0)	8.3% (3)	11.8% (9)	11.8% (11)	6.4% (12)	8.6% (22)	6.7% (8)	11.8% (2)	15.4% (2)	6.7% (1)	0% (0)	8.6% (22)	7.8% (13)
	④	1.9% (1)	1.2% (4)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	2.6% (2)	1.1% (1)	1.1% (2)	2% (5)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	2% (5)	0% (0)
	⑤	11.1% (6)	3.9% (13)	25% (1)	4% (1)	2.8% (1)	5.3% (4)	4.3% (4)	8% (15)	6.3% (16)	7.5% (9)	0% (0)	0% (0)	6.7% (1)	0% (0)	6.3% (16)	6% (10)
	回答者数	54者	337者	4者	25者	36者	76者	93者	188者	255者	120者	17者	13者	15者	2者	255者	167者
6.(3)	①	79.2% (42)	84.5% (284)	25% (1)	92% (23)	86.1% (31)	80.3% (61)	76.3% (71)	83.9% (156)	81.8% (207)	80% (96)	88.2% (15)	76.9% (10)	86.7% (13)	100% (2)	81.8% (207)	81.4% (136)
	②	3.8% (2)	3.6% (12)	25% (1)	8% (2)	5.6% (2)	5.3% (4)	6.5% (6)	1.1% (2)	4% (10)	5% (6)	0% (0)	7.7% (1)	0% (0)	0% (0)	4% (10)	4.2% (7)
	③	7.5% (4)	8.6% (29)	25% (1)	0% (0)	8.3% (3)	9.2% (7)	10.8% (10)	8.6% (16)	9.1% (23)	7.5% (9)	11.8% (2)	15.4% (2)	6.7% (1)	0% (0)	9.1% (23)	8.4% (14)
	④	9.4% (5)	3.3% (11)	25% (1)	0% (0)	0% (0)	5.3% (4)	6.5% (6)	6.5% (12)	5.1% (13)	7.5% (9)	0% (0)	0% (0)	6.7% (1)	0% (0)	5.1% (13)	6% (10)
	回答者数	53者	336者	4者	25者	36者	76者	93者	186者	253者	120者	17者	13者	15者	2者	253者	167者
6.(5)	①	60.9% (81)	62.6% (616)	25.8% (8)	37.9% (39)	54.6% (106)	63.7% (167)	68.6% (175)	71.3% (236)	60.6% (452)	64.7% (183)	56.5% (39)	78.4% (29)	67.6% (23)	71.4% (5)	60.6% (452)	64.9% (279)
	②	39.1% (52)	37.4% (368)	74.2% (23)	62.1% (64)	45.4% (88)	36.3% (95)	31.4% (80)	28.7% (95)	39.4% (294)	35.3% (100)	43.5% (30)	21.6% (8)	32.4% (11)	28.6% (2)	39.4% (294)	35.1% (151)
	回答者数	133者	984者	31者	103者	194者	262者	255者	331者	746者	283者	69者	37者	34者	7者	746者	430者
6.(6)	①	39.5% (32)	34.8% (214)	50% (4)	41% (16)	35.8% (38)	35.9% (60)	30.3% (53)	34.5% (81)	33.9% (153)	36.1% (66)	30.8% (12)	37.9% (11)	34.8% (8)	40% (2)	33.9% (153)	35.5% (99)
	②	87.7% (71)	85% (523)	87.5% (7)	76.9% (30)	87.7% (93)	82.6% (138)	85.1% (149)	87.2% (205)	85.8% (387)	86.3% (158)	76.9% (30)	82.8% (24)	78.3% (18)	100% (5)	85.8% (387)	84.2% (235)
	③	6.2% (5)	7.8% (48)	12.5% (1)	15.4% (6)	6.6% (7)	4.8% (8)	9.1% (16)	7.2% (17)	6.7% (30)	6.6% (12)	10.3% (4)	20.7% (6)	13% (3)	0% (0)	6.7% (30)	9% (25)
	④	14.8% (12)	8.5% (52)	0% (0)	7.7% (3)	6.6% (7)	4.8% (8)	13.1% (23)	11.5% (27)	8.6% (39)	6.6% (12)	12.8% (5)	24.1% (7)	17.4% (4)	20% (1)	8.6% (39)	10.4% (29)
	⑤	53.1% (43)	54% (332)	0% (0)	41% (16)	54.7% (58)	50.3% (84)	60.6% (106)	56.2% (132)	55.2% (249)	50.8% (93)	48.7% (19)	55.2% (16)	65.2% (15)	80% (4)	55.2% (249)	52.7% (147)
	⑥	38.3% (31)	25.7% (158)	0% (0)	23.1% (9)	18.9% (20)	22.8% (38)	30.3% (53)	36.2% (85)	27.5% (124)	27.9% (51)	33.3% (13)	37.9% (11)	21.7% (5)	20% (1)	27.5% (124)	29% (81)
	⑦	16% (13)	16.6% (102)	0% (0)	20.5% (8)	15.1% (16)	19.8% (33)	17.1% (30)	15.3% (36)	16% (72)	18% (33)	23.1% (9)	17.2% (5)	13% (3)	20% (1)	16% (72)	18.3% (51)
	⑧	8.6% (7)	6.2% (38)	12.5% (1)	12.8% (5)	8.5% (9)	2.4% (4)	6.3% (11)	8.9% (21)	6.9% (31)	6.6% (12)	7.7% (3)	13.8% (4)	4.3% (1)	0% (0)	6.9% (31)	7.2% (20)
	回答者数	81者	615者	8者	39者	106者	167者	175者	235者	451者	183者	39者	29者	23者	5者	451者	279者
6.(7)	①	46.2% (6)	30.7% (31)	0% (0)	62.5% (5)	31.3% (5)	34.4% (11)	23.3% (7)	27.8% (10)	31% (22)	30.3% (10)	33.3% (3)	40% (2)	33.3% (1)	0% (0)	31% (22)	31.4% (16)
	②	76.9% (10)	38.6% (39)	0% (0)	37.5% (3)	43.8% (7)	34.4% (11)	43.3% (13)	44.4% (16)	36.6% (26)	48.5% (16)	55.6% (5)	40% (2)	33.3% (1)	0% (0)	36.6% (26)	47.1% (24)
	③	46.2% (6)	29.7% (30)	0% (0)	25% (2)	37.5% (6)	25% (8)	43.3% (13)	27.8% (10)	32.4% (23)	24.2% (8)	55.6% (5)	60% (3)	0% (0)	0% (0)	32.4% (23)	31.4% (16)
	④	69.2% (9)	21.8% (22)	0% (0)	25% (2)	25% (4)	18.8% (6)	33.3% (10)	27.8% (10)	22.5% (16)	30.3% (10)	44.4% (4)	40% (2)	0% (0)	0% (0)	22.5% (16)	31.4% (16)
	⑤	15.4% (2)	24.8% (25)	0% (0)	50% (4)	18.8% (3)	21.9% (7)	26.7% (8)	13.9% (5)	19.7% (14)	21.2% (7)	44.4% (4)	40% (2)	0% (0)	0% (0)	19.7% (14)	25.5% (13)
	⑥	0% (0)	17.8% (18)	0% (0)	0% (0)	6.3% (1)	18.8% (6)	23.3% (7)	22.2% (8)	18.3% (13)	18.2% (6)	11.1% (1)	20% (1)	0% (0)	100% (1)	18.3% (13)	17.6% (9)
	⑦	0% (0)	8.9% (9)	0% (0)	12.5% (1)	25% (4)	3.1% (1)	6.7% (2)	2.8% (1)	8.5% (6)	6.1% (2)	0% (0)	20% (1)	0% (0)	0% (0)	8.5% (6)	5.9% (3)
	⑧	23.1% (3)	7.9% (8)	0% (0)	12.5% (1)	0% (0)	3.1% (1)	13.3% (4)	16.7% (6)	8.5% (6)	9.1% (3)	11.1% (1)	20% (1)	33.3% (1)	0% (0)	8.5% (6)	11.8% (6)
	回答者数	13者	101者	0者	8者	16者	32者	30者	36者	71者	33者	9者	5者	3者	1者	71者	51者
6.(8)	①	5.4% (7)	5.2% (51)	3.2% (1)	3.9% (4)	6.2% (12)	5% (13)	4.7% (12)	5.2% (17)	5.3% (39)	4.3% (12)	2.9% (2)	8.1% (3)	8.8% (3)	0% (0)	5.3% (39)	4.7% (20)
	②	53.1% (69)	48.2% (474)	48.4% (15)	37.9% (39)	41.2% (80)	51.5% (134)	51.6% (131)	51.7% (169)	44.1% (327)	49.6% (140)	76.5% (52)	56.8% (21)	64.7% (22)	85.7% (6)	44.1% (327)	56.3% (241)
	③	33.8% (44)	42.7% (420)	45.2% (14)	48.5% (50)	51.5% (100)	39.2% (102)	37.8% (96)	39.1% (128)	46.2% (342)	40.4% (114)	20.6% (14)	32.4% (12)	20.6% (7)	14.3% (1)	46.2% (342)	34.6% (148)
	④	7.7% (10)	4% (39)	3.2% (1)	9.7% (10)	1% (2)	4.2% (11)	5.9% (15)	4% (13)	4.5% (33)	5.7% (16)	0% (0)	2.7% (1)	5.9% (2)	0% (0)	4.5% (33)	4.4% (19)
	回答者数	130者	984者	31者	103者	194者	260者	254者	327者	741者	282者	68者	37者	34者	7者	741者	428者

【図表 III－2D】クロス集計（知財情報：設問6.　(9) ～8）

設問		特許収支［8.(1)］		特許関連公報の件数						実案公報の件数						実案公報の有無	
		①プラスである	②プラスでない	0件又は不明	1件以上5件未満	5件以上10件未満	10件以上20件未満	20件以上50件未満	50件以上	0件又は不明	1件以上5件未満	5件以上10件未満	10件以上20件未満	20件以上50件未満	50件以上	なし	あり
6.(9)	①	31.6% (42)	28.7% (283)	32.3% (10)	28.2% (29)	22.7% (44)	25.3% (66)	25.7% (66)	36.9% (122)	28.2% (210)	30.9% (88)	26.5% (18)	32.4% (12)	26.5% (9)	0% (0)	28.2% (210)	29.5% (127)
	②	53.4% (71)	54.1% (533)	45.2% (14)	49.5% (51)	50.5% (98)	57.5% (150)	55.6% (143)	50.8% (168)	52% (388)	54% (154)	44.1% (30)	67.6% (25)	64.7% (22)	71.4% (5)	52% (388)	54.8% (236)
	③	41.4% (55)	40.3% (397)	45.2% (14)	42.7% (44)	37.1% (72)	38.7% (101)	37% (95)	44.4% (147)	39.5% (295)	43.9% (125)	27.9% (19)	51.4% (19)	38.2% (13)	28.6% (2)	39.5% (295)	41.3% (178)
	④	34.6% (46)	43% (424)	38.7% (12)	44.7% (46)	41.8% (81)	42.1% (110)	42.4% (109)	41.4% (137)	39.5% (295)	47% (134)	42.6% (29)	54.1% (20)	44.1% (15)	28.6% (2)	39.5% (295)	46.4% (200)
	⑤	9.8% (13)	13.5% (133)	12.9% (4)	14.6% (15)	14.4% (28)	14.2% (37)	10.1% (26)	11.8% (39)	13.4% (100)	10.5% (30)	20.6% (14)	2.7% (1)	8.8% (3)	14.3% (1)	13.4% (100)	11.4% (49)
	⑥	15.8% (21)	15.5% (153)	22.6% (7)	22.3% (23)	20.1% (39)	13.4% (35)	15.2% (39)	12.7% (42)	17.3% (129)	13.3% (38)	16.2% (11)	5.4% (2)	8.8% (3)	28.6% (2)	17.3% (129)	13% (56)
	⑦	6.8% (9)	5.4% (53)	0% (0)	2.9% (3)	7.2% (14)	5% (13)	7.4% (19)	5.7% (19)	6.2% (46)	5.3% (15)	4.4% (3)	2.7% (1)	5.9% (2)	14.3% (1)	6.2% (46)	5.1% (22)
	⑧	5.3% (7)	3.7% (36)	0% (0)	2.9% (3)	1.5% (3)	3.4% (9)	3.1% (8)	7.6% (25)	3.1% (23)	5.3% (15)	7.4% (5)	5.4% (2)	8.8% (3)	0% (0)	3.1% (23)	5.8% (25)
	回答者数	133者	986者	31者	103者	194者	261者	257者	331者	746者	285者	68者	37者	34者	7者	746者	431者
6.(10)	①	16.4% (21)	11% (104)	0% (0)	1.1% (1)	4.4% (8)	10.8% (27)	15.8% (38)	16.6% (53)	10.7% (76)	15.3% (40)	4.5% (3)	2.7% (1)	17.6% (6)	16.7% (1)	10.7% (76)	12.6% (51)
	②	8.6% (11)	18.5% (175)	21.4% (6)	31.6% (30)	30.4% (55)	19.5% (49)	12% (29)	6.3% (20)	18.3% (130)	15.3% (40)	11.9% (8)	18.9% (7)	5.9% (2)	33.3% (2)	18.3% (130)	14.5% (59)
	③	18.8% (24)	12.6% (119)	28.6% (8)	13.7% (13)	13.3% (24)	11.6% (29)	13.7% (33)	13.8% (44)	13.1% (93)	13% (34)	22.4% (15)	8.1% (3)	14.7% (5)	16.7% (1)	13.1% (93)	14.3% (58)
	④	54.7% (70)	54.2% (512)	46.4% (13)	40% (38)	40.3% (73)	54.2% (136)	56.8% (137)	65.8% (210)	51.2% (363)	59.9% (157)	58.2% (39)	56.8% (21)	70.6% (24)	50% (3)	51.2% (363)	60.1% (244)
	⑤	0.8% (1)	0.5% (5)	0% (0)	1.1% (1)	0% (0)	0.4% (1)	0.8% (2)	0.6% (2)	0.6% (4)	0% (0)	1.5% (1)	0% (0)	2.9% (1)	0% (0)	0.6% (4)	0.5% (2)
	⑥	13.3% (17)	18.5% (175)	21.4% (6)	25.3% (24)	20.4% (37)	15.9% (40)	18.3% (44)	16.3% (52)	19.2% (136)	15.6% (41)	16.4% (11)	21.6% (8)	17.6% (6)	16.7% (1)	19.2% (136)	16.5% (67)
	回答者数	128者	945者	28者	95者	181者	251者	241者	319者	709者	262者	67者	37者	34者	6者	709者	406者
7	①	12.9% (17)	10.2% (101)	0% (0)	6.7% (7)	3.1% (6)	8.7% (23)	13.3% (34)	16.7% (56)	9.2% (69)	13.3% (38)	13.2% (9)	13.9% (5)	11.4% (4)	14.3% (1)	9.2% (69)	13.2% (57)
	②	87.1% (115)	89.8% (892)	100% (32)	93.3% (97)	96.9% (189)	91.3% (240)	86.7% (222)	83.3% (279)	90.8% (684)	86.7% (248)	86.8% (59)	86.1% (31)	88.6% (31)	85.7% (6)	90.8% (684)	86.8% (375)
	回答者数	132者	993者	32者	104者	195者	263者	256者	335者	753者	286者	68者	36者	35者	7者	753者	432者
8.(1)	①	100% (133)	0% (0)	3.2% (1)	9.9% (10)	8.3% (16)	8.9% (23)	12.7% (31)	17.1% (52)	11.5% (83)	11.4% (31)	7.7% (5)	20.6% (7)	18.8% (6)	16.7% (1)	11.5% (83)	12.3% (50)
	②	0% (0)	100% (997)	96.8% (30)	90.1% (91)	91.7% (176)	91.1% (234)	87.3% (214)	82.9% (252)	88.5% (639)	88.6% (240)	92.3% (60)	79.4% (27)	81.3% (26)	83.3% (5)	88.5% (639)	87.7% (358)
	回答者数	133者	997者	31者	101者	192者	257者	245者	304者	722者	271者	65者	34者	32者	6者	722者	408者

【図表 III－3A】クロス集計（ソフトウェア知財情報：設問1～3）

設問		ソフトウエア特許業務経験		AI・IoT活動		AI・IoT活動内容［1.(8)］				AI関連公報件数						AI関連公報の有無	
		①ある	②ない	①あり	②なし	①他者へ提供している	②他者から受けている	③①と②の両方	④その他	0件又は不明	1件	2件以上4件未満	4件以上7件未満	7件以上10件未満	10件以上	AI関連公報なし	AI関連公報あり
1.(7)	①	72.1% (305)	27.4% (206)	100% (518)	0% (0)	99.5% (185)	91% (71)	100% (187)	94.9% (75)	36% (358)	71.2% (74)	85.2% (23)	95.7% (22)	100% (11)	100% (30)	36% (358)	82.1% (160)
	②	27.9% (118)	72.6% (547)	0% (0)	100% (671)	0.5% (1)	9% (7)	0% (0)	5.1% (4)	64% (636)	28.8% (30)	14.8% (4)	4.3% (1)	0% (0)	0% (0)	64% (636)	17.9% (35)
	回答者数	423者	753者	518者	671者	186者	78者	187者	79者	994者	104者	27者	23者	11者	30者	994者	195者
2.(1)	①	93.9% (278)	94.5% (190)	94.2% (472)	0% (0)	94.5% (172)	94.1% (64)	93.9% (169)	94.4% (67)	93.9% (326)	94.3% (66)	100% (23)	95.5% (21)	100% (10)	89.7% (26)	93.9% (326)	94.8% (146)
	②	6.1% (18)	5.5% (11)	5.8% (29)	0% (0)	5.5% (10)	5.9% (4)	6.1% (11)	5.6% (4)	6.1% (21)	5.7% (4)	0% (0)	4.5% (1)	0% (0)	10.3% (3)	6.1% (21)	5.2% (8)
	回答者数	296者	201者	501者	0者	182者	68者	180者	71者	347者	70者	23者	22者	10者	29者	347者	154者
2.(2)	①	67.4% (186)	72.6% (138)	69.7% (327)	0% (0)	65.7% (113)	79.7% (51)	71.9% (120)	65.2% (43)	73.2% (238)	64.6% (42)	65.2% (15)	71.4% (15)	66.7% (6)	42.3% (11)	73.2% (238)	61.8% (89)
	②	67.4% (186)	70.5% (134)	68.4% (321)	0% (0)	66.3% (114)	65.6% (42)	74.3% (124)	62.1% (41)	70.5% (229)	63.1% (41)	69.6% (16)	76.2% (16)	55.6% (5)	53.8% (14)	70.5% (229)	63.9% (92)
	③	82.6% (228)	72.6% (138)	78.5% (368)	0% (0)	73.8% (127)	79.7% (51)	86.2% (144)	69.7% (46)	76.3% (248)	76.9% (50)	95.7% (22)	81% (17)	88.9% (8)	88.5% (23)	76.3% (248)	83.3% (120)
	④	16.7% (46)	11.6% (22)	14.5% (68)	0% (0)	12.8% (22)	12.5% (8)	15.6% (26)	18.2% (12)	12.6% (41)	12.3% (8)	17.4% (4)	4.8% (1)	44.4% (4)	38.5% (10)	12.6% (41)	18.8% (27)
	⑤	1.1% (3)	3.2% (6)	1.9% (9)	0% (0)	2.9% (5)	1.6% (1)	0.6% (1)	3% (2)	1.8% (6)	1.5% (1)	4.3% (1)	4.8% (1)	0% (0)	0% (0)	1.8% (6)	2.1% (3)
	回答者数	276者	190者	469者	0者	172者	64者	167者	66者	325者	65者	23者	21者	9者	26者	325者	144者
2.(3)	①	66.2% (182)	64% (121)	65.3% (305)	0% (0)	61.6% (106)	71.9% (46)	67.9% (112)	62.1% (41)	68.2% (221)	58.5% (38)	65.2% (15)	50% (10)	66.7% (6)	57.7% (15)	68.2% (221)	58.7% (84)
	②	68.7% (189)	57.1% (108)	64% (299)	0% (0)	59.3% (102)	62.5% (40)	70.9% (117)	60.6% (40)	63.6% (206)	67.7% (44)	73.9% (17)	55% (11)	44.4% (4)	65.4% (17)	63.6% (206)	65% (93)
	③	36.4% (100)	42.3% (80)	38.8% (181)	0% (0)	41.3% (71)	48.4% (31)	32.7% (54)	37.9% (25)	41.4% (134)	33.8% (22)	21.7% (5)	40% (8)	33.3% (3)	34.6% (9)	41.4% (134)	32.9% (47)
	④	14.5% (40)	10.1% (19)	12.6% (59)	0% (0)	10.5% (18)	4.7% (3)	15.2% (25)	19.7% (13)	10.5% (34)	12.3% (8)	8.7% (2)	30% (6)	22.2% (2)	26.9% (7)	10.5% (34)	17.5% (25)
	回答者数	275者	189者	467者	0者	172者	64者	165者	66者	324者	65者	23者	20者	9者	26者	324者	143者
2.(4)	①	29.9% (81)	39.9% (75)	33.8% (156)	0% (0)	37.6% (64)	30.6% (19)	31.9% (53)	31.7% (20)	37.7% (121)	32.8% (21)	42.9% (9)	10% (2)	11.1% (1)	7.7% (2)	37.7% (121)	25% (35)
	②	38% (103)	33% (62)	36.2% (167)	0% (0)	34.1% (58)	41.9% (26)	36.1% (60)	36.5% (23)	33.6% (108)	39.1% (25)	38.1% (8)	65% (13)	44.4% (4)	34.6% (9)	33.6% (108)	42.1% (59)
	③	15.5% (42)	18.1% (34)	16.5% (76)	0% (0)	18.8% (32)	14.5% (9)	15.1% (25)	15.9% (10)	17.4% (56)	17.2% (11)	9.5% (2)	5% (1)	0% (0)	23.1% (6)	17.4% (56)	14.3% (20)
	④	16.6% (45)	9% (17)	13.4% (62)	0% (0)	9.4% (16)	12.9% (8)	16.9% (28)	15.9% (10)	11.2% (36)	10.9% (7)	9.5% (2)	20% (4)	44.4% (4)	34.6% (9)	11.2% (36)	18.6% (26)
	回答者数	271者	188者	461者	0者	170者	62者	166者	63者	321者	64者	21者	20者	9者	26者	321者	140者
2.(5)	①	29.5% (80)	25% (46)	27.8% (127)	0% (0)	29% (49)	21.3% (13)	29.4% (48)	26.6% (17)	28.6% (90)	25% (16)	21.7% (5)	30% (6)	11.1% (1)	34.6% (9)	28.6% (90)	26.1% (37)
	②	20.7% (56)	26.1% (48)	22.8% (104)	0% (0)	23.1% (39)	27.9% (17)	22.1% (36)	18.8% (12)	26.7% (84)	14.1% (9)	13% (3)	5% (1)	22.2% (2)	19.2% (5)	26.7% (84)	14.1% (20)
	③	49.8% (135)	48.9% (90)	49.5% (226)	0% (0)	47.9% (81)	50.8% (31)	48.5% (79)	54.7% (35)	44.8% (141)	60.9% (39)	65.2% (15)	65% (13)	66.7% (6)	46.2% (12)	44.8% (141)	59.9% (85)
	回答者数	271者	184者	457者	0者	169者	61者	163者	64者	315者	64者	23者	20者	9者	26者	315者	142者
3.(1)	①	37.5% (111)	34.2% (68)	36.1% (179)	0% (0)	33.5% (61)	31.3% (21)	41% (73)	34.8% (24)	34.5% (119)	41.2% (28)	39.1% (9)	50% (11)	11.1% (1)	37.9% (11)	34.5% (119)	39.7% (60)
	②	73% (216)	70.4% (140)	72% (357)	0% (0)	69.2% (126)	76.1% (51)	74.2% (132)	69.6% (48)	71.3% (246)	76.5% (52)	69.6% (16)	77.3% (17)	66.7% (6)	69% (20)	71.3% (246)	73.5% (111)
	③	58.4% (173)	50.8% (101)	55.4% (275)	0% (0)	54.4% (99)	50.7% (34)	57.9% (103)	56.5% (39)	54.5% (188)	52.9% (36)	60.9% (14)	72.7% (16)	55.6% (5)	55.2% (16)	54.5% (188)	57.6% (87)
	④	16.9% (50)	10.1% (20)	14.1% (70)	0% (0)	14.8% (27)	14.9% (10)	13.5% (24)	13% (9)	12.5% (43)	8.8% (6)	17.4% (4)	13.6% (3)	44.4% (4)	34.5% (10)	12.5% (43)	17.9% (27)
	回答者数	296者	199者	496者	0者	182者	67者	178者	69者	345者	68者	23者	22者	9者	29者	345者	151者
3.(2)	①	8.4% (25)	11.7% (23)	9.7% (48)	0% (0)	11.5% (21)	7.7% (5)	6.1% (11)	16.2% (11)	9.9% (34)	8.8% (6)	4.3% (1)	13.6% (3)	0% (0)	13.8% (4)	9.9% (34)	9.2% (14)
	②	46.6% (138)	33.5% (66)	41.3% (204)	0% (0)	35.7% (65)	44.6% (29)	50.3% (90)	29.4% (20)	40.1% (137)	45.6% (31)	43.5% (10)	40.9% (9)	30% (3)	48.3% (14)	40.1% (137)	44.1% (67)
	③	44.9% (133)	48.2% (95)	46.2% (228)	0% (0)	43.4% (79)	47.7% (31)	50.8% (91)	39.7% (27)	46.2% (158)	45.6% (31)	43.5% (10)	45.5% (10)	40% (4)	51.7% (15)	46.2% (158)	46.1% (70)
	④	13.9% (41)	5.1% (10)	10.3% (51)	0% (0)	10.4% (19)	7.7% (5)	8.4% (15)	17.6% (12)	9.6% (33)	7.4% (5)	13% (3)	9.1% (2)	20% (2)	20.7% (6)	9.6% (33)	11.8% (18)
	⑤	15.9% (47)	22.3% (44)	18.6% (92)	0% (0)	18.7% (34)	18.5% (12)	18.4% (33)	19.1% (13)	18.7% (64)	22.1% (15)	13% (3)	13.6% (3)	10% (1)	20.7% (6)	18.7% (64)	18.4% (28)
	⑥	10.1% (30)	6.1% (12)	8.5% (42)	0% (0)	8.2% (15)	7.7% (5)	11.2% (20)	2.9% (2)	5.6% (19)	5.9% (4)	21.7% (5)	13.6% (3)	50% (5)	20.7% (6)	5.6% (19)	15.1% (23)
	回答者数	296者	197者	494者	0者	182者	65者	179者	68者	342者	68者	23者	22者	10者	29者	342者	152者
3.(3)	①	53.5% (159)	42.4% (84)	49.1% (243)	0% (0)	48.6% (88)	43.3% (29)	55.3% (99)	39.7% (27)	49.9% (171)	52.9% (36)	43.5% (10)	54.5% (12)	50% (5)	31% (9)	49.9% (171)	47.4% (72)
	②	15.8% (47)	15.7% (31)	15.8% (78)	0% (0)	17.7% (32)	25.4% (17)	9.5% (17)	17.6% (12)	17.8% (61)	4.4% (3)	8.7% (2)	18.2% (4)	10% (1)	24.1% (7)	17.8% (61)	11.2% (17)
	③	8.8% (26)	18.7% (37)	12.7% (63)	0% (0)	13.3% (24)	11.9% (8)	12.3% (22)	13.2% (9)	12% (41)	17.6% (12)	4.3% (1)	18.2% (4)	10% (1)	13.8% (4)	12% (41)	14.5% (22)
	④	8.1% (24)	3.5% (7)	6.3% (31)	0% (0)	5% (9)	9% (6)	3.9% (7)	13.2% (9)	5.2% (18)	8.8% (6)	13% (3)	4.5% (1)	0% (0)	10.3% (3)	5.2% (18)	8.6% (13)
	⑤	6.7% (20)	16.2% (32)	10.5% (52)	0% (0)	10.5% (19)	9% (6)	10.6% (19)	11.8% (8)	11.4% (39)	10.3% (7)	17.4% (4)	4.5% (1)	0% (0)	3.4% (1)	11.4% (39)	8.6% (13)
	⑥	7.1% (21)	3.5% (7)	5.7% (28)	0% (0)	5% (9)	1.5% (1)	8.4% (15)	4.4% (3)	3.8% (13)	5.9% (4)	13% (3)	0% (0)	30% (3)	17.2% (5)	3.8% (13)	9.9% (15)
	回答者数	297者	198者	495者	0者	181者	67者	179者	68者	343者	68者	23者	22者	10者	29者	343者	152者

【図表 III－3B】クロス集計（ソフトウェア知財情報：設問4～5）

設問		ソフトウエア特許業務経験		AI・IoT活動		AI・IoT活動内容				AI関連公報件数						AI関連公報の有無	
		①ある	②ない	①あり	②なし	①他者へ提供している	②他者から受けている	③①と②の両方	④その他	0件又は不明	1件	2件以上4件未満	4件以上7件未満	7件以上10件未満	10件以上	AI関連公報なし	AI関連公報あり
4.(1)	①	80.7% (238)	72.3% (146)	77.3% (385)	0% (0)	75% (135)	79.4% (54)	81.1% (146)	71.4% (50)	74.6% (259)	79.1% (53)	91.3% (21)	90.9% (20)	80% (8)	82.8% (24)	74.6% (259)	83.4% (126)
	②	60.3% (178)	48% (97)	55.2% (275)	0% (0)	56.1% (101)	51.5% (35)	58.9% (106)	47.1% (33)	53.9% (187)	59.7% (40)	43.5% (10)	72.7% (16)	40% (4)	62.1% (18)	53.9% (187)	58.3% (88)
	③	28.8% (85)	34.2% (69)	31.1% (155)	0% (0)	30.6% (55)	41.2% (28)	32.2% (58)	20% (14)	34.9% (121)	32.8% (22)	8.7% (2)	13.6% (3)	10% (1)	20.7% (6)	34.9% (121)	22.5% (34)
	④	8.8% (26)	19.3% (39)	13.1% (65)	0% (0)	12.2% (22)	14.7% (10)	10.6% (19)	20% (14)	15% (52)	13.4% (9)	8.7% (2)	4.5% (1)	0% (0)	3.4% (1)	15% (52)	8.6% (13)
	⑤	7.1% (21)	4.5% (9)	6.2% (31)	0% (0)	4.4% (8)	10.3% (7)	6.1% (11)	7.1% (5)	5.5% (19)	4.5% (3)	0% (0)	9.1% (2)	20% (2)	17.2% (5)	5.5% (19)	7.9% (12)
	回答者数	295者	202者	498者	0者	180者	68者	180者	70者	347者	67者	23者	22者	10者	29者	347者	151者
4.(2)	①	51.4% (149)	33.3% (67)	43.9% (216)	0% (0)	48.3% (87)	22.7% (15)	52% (92)	31.9% (22)	38.4% (132)	44.8% (30)	52.4% (11)	57.1% (12)	60% (6)	86.2% (25)	38.4% (132)	56.8% (84)
	②	12.1% (35)	7.5% (15)	10.4% (51)	0% (0)	5% (9)	15.2% (10)	13% (23)	13% (9)	9% (31)	13.4% (9)	9.5% (2)	14.3% (3)	40% (4)	6.9% (2)	9% (31)	13.5% (20)
	③	36.6% (106)	59.2% (119)	45.7% (225)	0% (0)	46.7% (84)	62.1% (41)	35% (62)	55.1% (38)	52.6% (181)	41.8% (28)	38.1% (8)	28.6% (6)	0% (0)	6.9% (2)	52.6% (181)	29.7% (44)
	回答者数	290者	201者	492者	0者	180者	66者	177者	69者	344者	67者	21者	21者	10者	29者	344者	148者
4.(3)	①	23.1% (68)	17.8% (36)	21.1% (105)	0% (0)	16% (29)	25.4% (17)	27.2% (49)	14.5% (10)	20.6% (71)	16.2% (11)	17.4% (4)	18.2% (4)	40% (4)	37.9% (11)	20.6% (71)	22.4% (34)
	②	41.8% (123)	36.6% (74)	39.8% (198)	0% (0)	35.9% (65)	46.3% (31)	41.7% (75)	39.1% (27)	43.5% (150)	36.8% (25)	26.1% (6)	31.8% (7)	20% (2)	27.6% (8)	43.5% (150)	31.6% (48)
	③	9.9% (29)	7.9% (16)	9.1% (45)	0% (0)	10.5% (19)	6% (4)	8.9% (16)	8.7% (6)	8.4% (29)	16.2% (11)	0% (0)	9.1% (2)	10% (1)	6.9% (2)	8.4% (29)	10.5% (16)
	④	10.9% (32)	9.9% (20)	10.5% (52)	0% (0)	13.8% (25)	4.5% (3)	10% (18)	8.7% (6)	9% (31)	17.6% (12)	4.3% (1)	22.7% (5)	0% (0)	10.3% (3)	9% (31)	13.8% (21)
	⑤	0.7% (2)	2% (4)	1.2% (6)	0% (0)	1.7% (3)	0% (0)	0.6% (1)	2.9% (2)	1.2% (4)	2.9% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	1.2% (4)	1.3% (2)
	⑥	32% (94)	18.8% (38)	26.8% (133)	0% (0)	18.8% (34)	31.3% (21)	35% (63)	21.7% (15)	24.3% (84)	22.1% (15)	30.4% (7)	45.5% (10)	30% (3)	48.3% (14)	24.3% (84)	32.2% (49)
	⑦	18% (53)	33.7% (68)	24.3% (121)	0% (0)	28.2% (51)	22.4% (15)	20% (36)	27.5% (19)	25.8% (89)	25% (17)	39.1% (9)	13.6% (3)	0% (0)	10.3% (3)	25.8% (89)	21.1% (32)
	⑧	13.3% (39)	4.5% (9)	9.9% (49)	0% (0)	8.8% (16)	10.4% (7)	11.1% (20)	8.7% (6)	6.7% (23)	7.4% (5)	13% (3)	31.8% (7)	40% (4)	24.1% (7)	6.7% (23)	17.1% (26)
	回答者数	294者	202者	497者	0者	181者	67者	180者	69者	345者	68者	23者	22者	10者	29者	345者	152者
4.(4) 立証可否	①	26.5% (9)	20.8% (5)	24.1% (14)	0% (0)	25.9% (7)	0% (0)	30% (6)	16.7% (1)	18.9% (7)	38.5% (5)	0% (0)	25% (1)	100% (1)	0% (0)	18.9% (7)	33.3% (7)
	②	73.5% (25)	79.2% (19)	75.9% (44)	0% (0)	74.1% (20)	100% (5)	70% (14)	83.3% (5)	81.1% (30)	61.5% (8)	0% (0)	75% (3)	0% (0)	100% (3)	81.1% (30)	66.7% (14)
	回答者数	34者	24者	58者	0者	27者	5者	20者	6者	37者	13者	0者	4者	1者	3者	37者	21者
4.(5) ケース1	①	80.5% (231)	83.1% (162)	81.6% (394)	0% (0)	81.7% (143)	78.8% (52)	81.1% (142)	85.1% (57)	84.9% (286)	80% (52)	81.8% (18)	68.2% (15)	55.6% (5)	64.3% (18)	84.9% (286)	74% (108)
	②	6.6% (19)	7.7% (15)	7% (34)	0% (0)	5.1% (9)	12.1% (8)	8.6% (15)	3% (2)	6.5% (22)	7.7% (5)	4.5% (1)	13.6% (3)	0% (0)	10.7% (3)	6.5% (22)	8.2% (12)
	③	2.4% (7)	5.1% (10)	3.5% (17)	0% (0)	5.7% (10)	0% (0)	2.9% (5)	3% (2)	3% (10)	4.6% (3)	0% (0)	4.5% (1)	22.2% (2)	3.6% (1)	3% (10)	4.8% (7)
	④	10.5% (30)	4.1% (8)	7.9% (38)	0% (0)	7.4% (13)	9.1% (6)	7.4% (13)	9% (6)	5.6% (19)	7.7% (5)	13.6% (3)	13.6% (3)	22.2% (2)	21.4% (6)	5.6% (19)	13% (19)
	回答者数	287者	195者	483者	0者	175者	66者	175者	67者	337者	65者	22者	22者	9者	28者	337者	146者
4.(5) ケース2	①	53.5% (153)	54.2% (104)	53.9% (258)	0% (0)	55.2% (96)	50% (32)	51.1% (89)	61.2% (41)	56.6% (189)	53.8% (35)	50% (11)	40.9% (9)	33.3% (3)	40.7% (11)	56.6% (189)	47.6% (69)
	②	31.8% (91)	37.5% (72)	34% (163)	0% (0)	32.2% (56)	37.5% (24)	36.8% (64)	28.4% (19)	33.2% (111)	29.2% (19)	36.4% (8)	40.9% (9)	44.4% (4)	44.4% (12)	33.2% (111)	35.9% (52)
	③	2.8% (8)	4.2% (8)	3.3% (16)	0% (0)	4% (7)	3.1% (2)	2.9% (5)	3% (2)	3% (10)	6.2% (4)	0% (0)	4.5% (1)	11.1% (1)	0% (0)	3% (10)	4.1% (6)
	④	11.9% (34)	4.2% (8)	8.8% (42)	0% (0)	8.6% (15)	9.4% (6)	9.2% (16)	7.5% (5)	7.2% (24)	10.8% (7)	13.6% (3)	13.6% (3)	11.1% (1)	14.8% (4)	7.2% (24)	12.4% (18)
	回答者数	286者	192者	479者	0者	174者	64者	174者	67者	334者	65者	22者	22者	9者	27者	334者	145者
4.(6)	①	53.3% (152)	56.8% (109)	54.8% (262)	0% (0)	56.1% (97)	61.5% (40)	50.9% (88)	55.2% (37)	57.2% (191)	54% (34)	50% (11)	42.9% (9)	55.6% (5)	41.4% (12)	57.2% (191)	49.3% (71)
	②	34% (97)	36.5% (70)	34.9% (167)	0% (0)	35.3% (61)	27.7% (18)	39.3% (68)	29.9% (20)	34.7% (116)	38.1% (24)	45.5% (10)	42.9% (9)	11.1% (1)	24.1% (7)	34.7% (116)	35.4% (51)
	③	12.6% (36)	6.8% (13)	10.3% (49)	0% (0)	8.7% (15)	10.8% (7)	9.8% (17)	14.9% (10)	8.1% (27)	7.9% (5)	4.5% (1)	14.3% (3)	33.3% (3)	34.5% (10)	8.1% (27)	15.3% (22)
	回答者数	285者	192者	478者	0者	173者	65者	173者	67者	334者	63者	22者	21者	9者	29者	334者	144者
5.(1)	①	73.8% (217)	67.7% (136)	71.3% (353)	0% (0)	70.4% (126)	73.1% (49)	70.9% (127)	72.9% (51)	70.5% (244)	70.8% (46)	60.9% (14)	86.4% (19)	80% (8)	75.9% (22)	70.5% (244)	73.2% (109)
	②	26.5% (78)	31.8% (64)	28.7% (142)	0% (0)	26.8% (48)	23.9% (16)	29.6% (53)	35.7% (25)	31.2% (108)	23.1% (15)	21.7% (5)	22.7% (5)	20% (2)	24.1% (7)	31.2% (108)	22.8% (34)
	③	2.4% (7)	1.5% (3)	2% (10)	0% (0)	1.7% (3)	1.5% (1)	2.8% (5)	1.4% (1)	2.3% (8)	0% (0)	4.3% (1)	0% (0)	0% (0)	3.4% (1)	2.3% (8)	1.3% (2)
	④	8.5% (25)	5% (10)	7.1% (35)	0% (0)	4.5% (8)	9% (6)	10.6% (19)	2.9% (2)	5.8% (20)	9.2% (6)	13% (3)	4.5% (1)	10% (1)	13.8% (4)	5.8% (20)	10.1% (15)
	⑤	3.4% (10)	8.5% (17)	5.5% (27)	0% (0)	7.3% (13)	4.5% (3)	5% (9)	2.9% (2)	4.9% (17)	10.8% (7)	4.3% (1)	4.5% (1)	0% (0)	3.4% (1)	4.9% (17)	6.7% (10)
	回答者数	294者	201者	495者	0者	179者	67者	179者	70者	346者	65者	23者	22者	10者	29者	346者	149者
5.(2)	①	62.6% (134)	66.2% (90)	64% (224)	0% (0)	72.2% (91)	61.2% (30)	58.4% (73)	60% (30)	66.9% (162)	57.8% (26)	50% (7)	63.2% (12)	50% (4)	59.1% (13)	66.9% (162)	57.4% (62)
	②	27.6% (59)	22.1% (30)	25.4% (89)	0% (0)	21.4% (27)	26.5% (13)	27.2% (34)	30% (15)	22.7% (55)	22.2% (10)	42.9% (6)	31.6% (6)	50% (4)	36.4% (8)	22.7% (55)	31.5% (34)
	③	4.2% (9)	3.7% (5)	4% (14)	0% (0)	2.4% (3)	4.1% (2)	5.6% (7)	4% (2)	3.7% (9)	6.7% (3)	7.1% (1)	0% (0)	0% (0)	4.5% (1)	3.7% (9)	4.6% (5)
	④	2.8% (6)	2.2% (3)	2.6% (9)	0% (0)	2.4% (3)	6.1% (3)	2.4% (3)	0% (0)	2.5% (6)	4.4% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	4.5% (1)	2.5% (6)	2.8% (3)
	⑤	7% (15)	8.8% (12)	7.7% (27)	0% (0)	4% (5)	10.2% (5)	9.6% (12)	10% (5)	7.9% (19)	13.3% (6)	0% (0)	5.3% (1)	0% (0)	4.5% (1)	7.9% (19)	7.4% (8)
	回答者数	214者	136者	350者	0者	126者	49者	125者	50者	242者	45者	14者	19者	8者	22者	242者	108者

【図表 III－3C】クロス集計（ソフトウエア知財情報：設問6.　(1)　～　(8)　）

設問		ソフトウエア特許業務経験		AI・IoT活動		AI・IoT活動内容［1.(8)］				AI関連公報件数						AI関連公報の有無	
		①ある	②ない	①あり	②なし	①他者へ提供している	②他者から受けている	③①と②の両方	④その他	0件又は不明	1件	2件以上4件未満	4件以上7件未満	7件以上10件未満	10件以上	AI関連公報なし	AI関連公報あり
6.(1)	①	100% (426)	0% (0)	59.7% (305)	17.7% (118)	56.5% (105)	42.1% (32)	74.6% (138)	44.2% (34)	27.7% (276)	67% (69)	81.5% (22)	83.3% (20)	100% (11)	96.6% (28)	27.7% (276)	77.3% (150)
	②	0% (0)	100% (763)	40.3% (206)	82.3% (547)	43.5% (81)	57.9% (44)	25.4% (47)	55.8% (43)	72.3% (719)	33% (34)	18.5% (5)	16.7% (4)	0% (0)	3.4% (1)	72.3% (719)	22.7% (44)
	回答者数	426者	763者	511者	665者	186者	76者	185者	77者	995者	103者	27者	24者	11者	29者	995者	194者
6.(2)	①	80.6% (340)	0% (0)	81.1% (244)	79.7% (94)	81.7% (85)	80.6% (25)	81.8% (112)	72.7% (24)	81.8% (224)	80.6% (54)	90.9% (20)	75% (15)	54.5% (6)	75% (21)	81.8% (224)	78.4% (116)
	②	3.8% (16)	0% (0)	3.3% (10)	5.1% (6)	5.8% (6)	3.2% (1)	0.7% (1)	6.1% (2)	4% (11)	6% (4)	0% (0)	0% (0)	9.1% (1)	0% (0)	4% (11)	3.4% (5)
	③	8.3% (35)	0% (0)	8.6% (26)	6.8% (8)	7.7% (8)	3.2% (1)	8.8% (12)	15.2% (5)	9.1% (25)	4.5% (3)	4.5% (1)	10% (2)	9.1% (1)	10.7% (3)	9.1% (25)	6.8% (10)
	④	1.2% (5)	0% (0)	1% (3)	1.7% (2)	1% (1)	3.2% (1)	0.7% (1)	3% (1)	1.5% (4)	1.5% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	1.5% (4)	0.7% (1)
	⑤	6.2% (26)	0% (0)	6% (18)	6.8% (8)	3.8% (4)	9.7% (3)	8% (11)	3% (1)	3.6% (10)	7.5% (5)	4.5% (1)	15% (3)	27.3% (3)	14.3% (4)	3.6% (10)	10.8% (16)
	回答者数	422者	0者	301者	118者	104者	31者	137者	33者	274者	67者	22者	20者	11者	28者	274者	148者
6.(3)	①	81.7% (343)	0% (0)	82.6% (247)	79.7% (94)	80.8% (84)	80.6% (25)	86.7% (117)	72.7% (24)	82.1% (225)	83.6% (56)	95.5% (21)	68.4% (13)	60% (6)	78.6% (22)	82.1% (225)	80.8% (118)
	②	4% (17)	0% (0)	3.7% (11)	5.1% (6)	5.8% (6)	3.2% (1)	1.5% (2)	6.1% (2)	4% (11)	7.5% (5)	0% (0)	0% (0)	10% (1)	0% (0)	4% (11)	4.1% (6)
	③	8.8% (37)	0% (0)	8.4% (25)	9.3% (11)	7.7% (8)	6.5% (2)	7.4% (10)	15.2% (5)	10.6% (29)	1.5% (1)	4.5% (1)	15.8% (3)	0% (0)	10.7% (3)	10.6% (29)	5.5% (8)
	④	5.5% (23)	0% (0)	5.4% (16)	5.9% (7)	5.8% (6)	9.7% (3)	4.4% (6)	6.1% (2)	3.3% (9)	7.5% (5)	0% (0)	15.8% (3)	30% (3)	10.7% (3)	3.3% (9)	9.6% (14)
	回答者数	420者	0者	299者	118者	104者	31者	135者	33者	274者	67者	22者	19者	10者	28者	274者	146者
6.(5)	①	72.3% (305)	56.4% (425)	70.3% (357)	55.6% (365)	73% (135)	70.7% (53)	73.5% (136)	53.9% (41)	60.8% (598)	68% (70)	65.4% (17)	75% (18)	72.7% (8)	69% (20)	60.8% (598)	68.9% (133)
	②	27.7% (117)	43.6% (328)	29.7% (151)	44.4% (292)	27% (50)	29.3% (22)	26.5% (49)	46.1% (35)	39.2% (385)	32% (33)	34.6% (9)	25% (6)	27.3% (3)	31% (9)	39.2% (385)	31.1% (60)
	回答者数	422者	753者	508者	657者	185者	75者	185者	76者	983者	103者	26者	24者	11者	29者	983者	193者
6.(6)	①	31.8% (97)	36.6% (155)	31.7% (113)	36.8% (134)	27.4% (37)	39.6% (21)	33.8% (46)	29.3% (12)	35% (209)	41.4% (29)	11.8% (2)	44.4% (8)	12.5% (1)	15% (3)	35% (209)	32.3% (43)
	②	86.9% (265)	84% (356)	85.4% (305)	84.9% (309)	85.2% (115)	81.1% (43)	89.7% (122)	78% (32)	85.4% (510)	80% (56)	82.4% (14)	88.9% (16)	100% (8)	90% (18)	85.4% (510)	84.2% (112)
	③	7.5% (23)	7.5% (32)	7.8% (28)	6.9% (25)	5.2% (7)	13.2% (7)	9.6% (13)	4.9% (2)	7.9% (47)	5.7% (4)	0% (0)	5.6% (1)	0% (0)	15% (3)	7.9% (47)	6% (8)
	④	7.9% (24)	10.4% (44)	9.5% (34)	8.8% (32)	11.1% (15)	9.4% (5)	8.1% (11)	7.3% (3)	9.2% (55)	4.3% (3)	11.8% (2)	11.1% (2)	0% (0)	30% (6)	9.2% (55)	9.8% (13)
	⑤	55.4% (169)	53.3% (226)	56.9% (203)	51.4% (187)	57.8% (78)	64.2% (34)	53.7% (73)	58.5% (24)	54.9% (328)	52.9% (37)	41.2% (7)	55.6% (10)	50% (4)	50% (10)	54.9% (328)	51.1% (68)
	⑥	33.4% (102)	24.1% (102)	32.2% (115)	24.2% (88)	32.6% (44)	26.4% (14)	34.6% (47)	31.7% (13)	27.1% (162)	27.1% (19)	52.9% (9)	27.8% (5)	37.5% (3)	35% (7)	27.1% (162)	32.3% (43)
	⑦	19.3% (59)	15.1% (64)	17.1% (61)	16.8% (61)	15.6% (21)	18.9% (10)	20.6% (28)	7.3% (3)	16.1% (96)	15.7% (11)	23.5% (4)	27.8% (5)	12.5% (1)	30% (6)	16.1% (96)	20.3% (27)
	⑧	7.2% (22)	6.8% (29)	5.9% (21)	8% (29)	6.7% (9)	0% (0)	8.1% (11)	2.4% (1)	6% (36)	11.4% (8)	5.9% (1)	11.1% (2)	0% (0)	20% (4)	6% (36)	11.3% (15)
	回答者数	305者	424者	357者	364者	135者	53者	136者	41者	597者	70者	17者	18者	8者	20者	597者	133者
6.(7)	①	37.3% (22)	25.4% (16)	36.1% (22)	25% (15)	33.3% (7)	30% (3)	42.9% (12)	0% (0)	33.7% (32)	18.2% (2)	25% (1)	0% (0)	0% (0)	50% (3)	33.7% (32)	22.2% (6)
	②	42.4% (25)	39.7% (25)	39.3% (24)	43.3% (26)	52.4% (11)	30% (3)	35.7% (10)	33.3% (1)	42.1% (40)	18.2% (2)	50% (2)	40% (2)	0% (0)	66.7% (4)	42.1% (40)	37% (10)
	③	20.3% (12)	42.9% (27)	24.6% (15)	40% (24)	28.6% (6)	40% (4)	21.4% (6)	0% (0)	35.8% (34)	9.1% (1)	25% (1)	20% (1)	0% (0)	33.3% (2)	35.8% (34)	18.5% (5)
	④	32.2% (19)	20.6% (13)	29.5% (18)	23.3% (14)	47.6% (10)	10% (1)	21.4% (6)	33.3% (1)	25.3% (24)	18.2% (2)	50% (2)	20% (1)	0% (0)	50% (3)	25.3% (24)	29.6% (8)
	⑤	27.1% (16)	17.5% (11)	26.2% (16)	18.3% (11)	19% (4)	10% (1)	35.7% (10)	33.3% (1)	23.2% (22)	0% (0)	25% (1)	20% (1)	0% (0)	50% (3)	23.2% (22)	18.5% (5)
	⑥	18.6% (11)	17.5% (11)	21.3% (13)	15% (9)	19% (4)	20% (2)	21.4% (6)	33.3% (1)	15.8% (15)	36.4% (4)	25% (1)	20% (1)	100% (1)	0% (0)	15.8% (15)	25.9% (7)
	⑦	6.8% (4)	7.9% (5)	4.9% (3)	10% (6)	4.8% (1)	10% (1)	3.6% (1)	0% (0)	6.3% (6)	9.1% (1)	25% (1)	0% (0)	0% (0)	16.7% (1)	6.3% (6)	11.1% (3)
	⑧	15.3% (9)	4.8% (3)	11.5% (7)	6.7% (4)	9.5% (2)	0% (0)	17.9% (5)	0% (0)	5.3% (5)	36.4% (4)	25% (1)	20% (1)	0% (0)	16.7% (1)	5.3% (5)	25.9% (7)
	回答者数	59者	63者	61者	60者	21者	10者	28者	3者	95者	11者	4者	5者	1者	6者	95者	27者
6.(8)	①	6.4% (27)	4.3% (32)	6.4% (32)	4.1% (27)	4.3% (8)	8.1% (6)	6.6% (12)	8.1% (6)	5.2% (51)	2% (2)	8% (2)	4.2% (1)	10% (1)	6.9% (2)	5.2% (51)	4.2% (8)
	②	52.7% (221)	46.1% (345)	50.8% (255)	46.8% (307)	52.7% (98)	51.4% (38)	50.8% (92)	45.9% (34)	48% (470)	53.9% (55)	40% (10)	58.3% (14)	30% (3)	55.2% (16)	48% (470)	51.6% (98)
	③	35.8% (150)	45.5% (340)	37.6% (189)	45.3% (297)	37.1% (69)	35.1% (26)	37.6% (68)	43.2% (32)	42.8% (419)	35.3% (36)	52% (13)	29.2% (7)	50% (5)	34.5% (10)	42.8% (419)	37.4% (71)
	④	5% (21)	4.1% (31)	5.2% (26)	3.8% (25)	5.9% (11)	5.4% (4)	5% (9)	2.7% (2)	4% (39)	8.8% (9)	0% (0)	8.3% (2)	10% (1)	3.4% (1)	4% (39)	6.8% (13)
	回答者数	419者	748者	502者	656者	186者	74者	181者	74者	979者	102者	25者	24者	10者	29者	979者	190者

【図表 III－3D】クロス集計（ソフトウエア知財情報：設問6.　(9)　～8）

設問		ソフトウエア特許業務経験		AI・IoT活動		AI・IoT活動内容				AI関連公報件数						AI関連公報の有無	
		①ある	②ない	①あり	②なし	①他者へ提供している	②他者から受けている	③①と②の両方	④その他	0件又は不明	1件	2件以上4件未満	4件以上7件未満	7件以上10件未満	10件以上	AI関連公報なし	AI関連公報あり
6.(9)	①	36.2% (153)	24.3% (183)	32.5% (165)	25.8% (170)	29.6% (55)	31.6% (24)	35% (64)	36.8% (28)	26.4% (260)	35% (36)	44.4% (12)	54.2% (13)	30% (3)	44.8% (13)	26.4% (260)	39.9% (77)
	②	57.7% (244)	50.4% (379)	57.7% (293)	49.2% (324)	51.1% (95)	56.6% (43)	65% (119)	60.5% (46)	52.9% (521)	54.4% (56)	59.3% (16)	50% (12)	50% (5)	48.3% (14)	52.9% (521)	53.4% (103)
	③	47.3% (200)	36.2% (272)	44.3% (225)	37.1% (244)	38.2% (71)	51.3% (39)	47.5% (87)	50% (38)	39.1% (385)	48.5% (50)	48.1% (13)	45.8% (11)	20% (2)	41.4% (12)	39.1% (385)	45.6% (88)
	④	46.1% (195)	39.8% (299)	44.5% (226)	40.7% (268)	39.8% (74)	47.4% (36)	49.7% (91)	46.1% (35)	42.8% (421)	41.7% (43)	37% (10)	33.3% (8)	40% (4)	31% (9)	42.8% (421)	38.3% (74)
	⑤	11.8% (50)	13.2% (99)	9.8% (50)	15% (99)	8.6% (16)	15.8% (12)	9.8% (18)	11.8% (9)	13.4% (132)	10.7% (11)	7.4% (2)	8.3% (2)	0% (0)	6.9% (2)	13.4% (132)	8.8% (17)
	⑥	9.2% (39)	19.4% (146)	11.8% (60)	18.7% (123)	12.9% (24)	7.9% (6)	10.9% (20)	13.2% (10)	16.3% (160)	13.6% (14)	3.7% (1)	12.5% (3)	20% (2)	17.2% (5)	16.3% (160)	13% (25)
	⑦	5.4% (23)	6% (45)	5.7% (29)	5.9% (39)	5.9% (11)	6.6% (5)	6.6% (12)	2.6% (2)	6% (59)	1.9% (2)	3.7% (1)	4.2% (1)	10% (1)	13.8% (4)	6% (59)	4.7% (9)
	⑧	6.6% (28)	2.7% (20)	4.7% (24)	3.3% (22)	3.2% (6)	3.9% (3)	6% (11)	5.3% (4)	3.4% (33)	4.9% (5)	7.4% (2)	20.8% (5)	0% (0)	10.3% (3)	3.4% (33)	7.8% (15)
	回答者数	423者	752者	508者	658者	186者	76者	183者	76者	984者	103者	27者	24者	10者	29者	984者	193者
6.(10)	①	13.4% (54)	10.3% (73)	14.2% (69)	9.4% (58)	12.4% (22)	22.5% (16)	13% (23)	12.3% (9)	11% (102)	15.2% (15)	8.3% (2)	21.7% (5)	10% (1)	7.1% (2)	11% (102)	13.6% (25)
	②	12.9% (52)	19.3% (137)	14.6% (71)	18.9% (117)	16.9% (30)	15.5% (11)	12.4% (22)	12.3% (9)	18.7% (174)	11.1% (11)	4.2% (1)	8.7% (2)	0% (0)	3.6% (1)	18.7% (174)	8.2% (15)
	③	12.9% (52)	14% (99)	13% (63)	13.9% (86)	10.2% (18)	15.5% (11)	15.3% (27)	11% (8)	13.5% (126)	13.1% (13)	12.5% (3)	17.4% (4)	0% (0)	17.9% (5)	13.5% (126)	13.6% (25)
	④	64.1% (259)	48.8% (346)	57.5% (279)	51.8% (321)	57.1% (101)	49.3% (35)	62.1% (110)	54.8% (40)	51.9% (483)	65.7% (65)	79.2% (19)	69.6% (16)	50% (5)	67.9% (19)	51.9% (483)	67.4% (124)
	⑤	1% (4)	0.3% (2)	0.8% (4)	0.3% (2)	0.6% (1)	0% (0)	1.1% (2)	1.4% (1)	0.6% (6)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0.6% (6)	0% (0)
	⑥	15.1% (61)	20% (142)	17.5% (85)	18.9% (117)	15.3% (27)	21.1% (15)	16.4% (29)	24.7% (18)	18.5% (172)	13.1% (13)	12.5% (3)	13% (3)	50% (5)	25% (7)	18.5% (172)	16.8% (31)
	回答者数	404者	709者	485者	620者	177者	71者	177者	73者	931者	99者	24者	23者	10者	28者	931者	184者
7	①	15.5% (66)	8% (60)	15.9% (81)	6.5% (43)	16.7% (31)	19.5% (15)	15.7% (29)	13.2% (10)	8.7% (86)	13.6% (14)	30.8% (8)	33.3% (8)	18.2% (2)	26.7% (8)	8.7% (86)	20.6% (40)
	②	84.5% (359)	92% (694)	84.1% (430)	93.5% (618)	83.3% (155)	80.5% (62)	84.3% (156)	86.8% (66)	91.3% (905)	86.4% (89)	69.2% (18)	66.7% (16)	81.8% (9)	73.3% (22)	91.3% (905)	79.4% (154)
	回答者数	425者	754者	511者	661者	186者	77者	185者	76者	991者	103者	26者	24者	11者	30者	991者	194者
8.(1)	①	13.9% (55)	10.7% (78)	14.2% (68)	9.9% (63)	11.4% (20)	16.4% (12)	14.2% (24)	18.7% (14)	10.4% (99)	17.9% (17)	20% (5)	12.5% (3)	20% (2)	33.3% (7)	10.4% (99)	19.4% (34)
	②	86.1% (340)	89.3% (652)	85.8% (412)	90.1% (574)	88.6% (156)	83.6% (61)	85.8% (145)	81.3% (61)	89.6% (856)	82.1% (78)	80% (20)	87.5% (21)	80% (8)	66.7% (14)	89.6% (856)	80.6% (141)
	回答者数	395者	730者	480者	637者	176者	73者	169者	75者	955者	95者	25者	24者	10者	21者	955者	175者

【図表 III－4A】クロス集計（業種：設問4.　(2)、6.　(7)、8.　(1)）

業種	4(2)			6(7)								8(1)	
	①	②	③	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②
農業、林業	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)
鉱業、採石業、砂利採取業	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)
建設業	39.4% (13)	21.2% (7)	39.4% (13)	16.7% (1)	16.7% (1)	0% (0)	0% (0)	16.7% (1)	16.7% (1)	0% (0)	50% (3)	17% (8)	83% (39)
食料品製造業	37.5% (3)	0% (0)	62.5% (5)	20% (1)	80% (4)	60% (3)	40% (2)	40% (2)	20% (1)	0% (0)	0% (0)	12% (3)	88% (22)
飲料・たばこ・飼料製造業	100% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	25% (1)	75% (3)
繊維工業	20% (1)	0% (0)	80% (4)	100% (1)	100% (1)	100% (1)	100% (1)	100% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	35.3% (6)	64.7% (11)
パルプ・紙・紙加工品製造業	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	10% (1)	90% (9)
印刷・同関連業	60% (3)	0% (0)	40% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	100% (4)
化学工業	41.2% (14)	8.8% (3)	50% (17)	14.3% (4)	39.3% (11)	71.4% (20)	14.3% (4)	10.7% (3)	17.9% (5)	3.6% (1)	3.6% (1)	13.8% (20)	86.2% (125)
石油製品・石炭製品製造業	0% (0)	33.3% (1)	66.7% (2)	0% (0)	0% (0)	100% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	100% (7)
プラスチック製品製造業	12.5% (1)	12.5% (1)	75% (6)	33.3% (2)	0% (0)	16.7% (1)	33.3% (2)	33.3% (2)	16.7% (1)	16.7% (1)	16.7% (1)	14% (7)	86% (43)
ゴム製品製造業	0% (0)	20% (1)	80% (4)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	100% (2)	0% (0)	0% (0)	14.3% (2)	85.7% (12)
窯業・土石製品製造業	16.7% (1)	16.7% (1)	66.7% (4)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	100% (1)	4% (1)	96% (24)
鉄鋼業	20% (1)	20% (1)	60% (3)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	100% (1)	0% (0)	0% (0)	30% (3)	70% (7)
非鉄金属製造業	36.4% (4)	0% (0)	63.6% (7)	0% (0)	100% (2)	100% (2)	50% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	14.3% (4)	85.7% (24)
金属製品製造業	42.9% (6)	0% (0)	57.1% (8)	16.7% (1)	50% (3)	16.7% (1)	33.3% (2)	16.7% (1)	0% (0)	16.7% (1)	0% (0)	7.7% (4)	92.3% (48)
はん用機械器具製造業	45.5% (5)	0% (0)	54.5% (6)	0% (0)	50% (1)	0% (0)	50% (1)	0% (0)	50% (1)	0% (0)	0% (0)	5% (1)	95% (19)
生産用機械器具製造業	44.4% (16)	5.6% (2)	50% (18)	66.7% (4)	83.3% (5)	33.3% (2)	66.7% (4)	33.3% (2)	16.7% (1)	0% (0)	0% (0)	10.4% (7)	89.6% (60)
業務用機械器具製造業	41.7% (10)	4.2% (1)	54.2% (13)	66.7% (2)	33.3% (1)	33.3% (1)	33.3% (1)	33.3% (1)	0% (0)	33.3% (1)	33.3% (1)	8% (4)	92% (46)
電子部品・デバイス・電子回路製造業	32.1% (9)	14.3% (4)	53.6% (15)	16.7% (1)	33.3% (2)	16.7% (1)	16.7% (1)	0% (0)	33.3% (2)	16.7% (1)	0% (0)	6.1% (3)	93.9% (46)
電気機械器具製造業	54.5% (30)	7.3% (4)	38.2% (21)	40% (4)	10% (1)	20% (2)	20% (2)	20% (2)	30% (3)	10% (1)	20% (2)	13% (12)	87% (80)
情報通信機械器具製造業	50% (11)	9.1% (2)	40.9% (9)	100% (1)	100% (1)	100% (1)	100% (1)	100% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	3.8% (1)	96.2% (25)
輸送用機械器具製造業	37.1% (13)	14.3% (5)	48.6% (17)	33.3% (3)	77.8% (7)	11.1% (1)	44.4% (4)	11.1% (1)	0% (0)	11.1% (1)	0% (0)	8.8% (9)	91.2% (93)
その他の製造業	57.7% (15)	7.7% (2)	34.6% (9)	40% (2)	100% (5)	20% (1)	40% (2)	40% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	11.3% (11)	88.7% (86)
電気・ガス・熱供給・水道業	28.6% (2)	0% (0)	71.4% (5)	100% (2)	50% (1)	0% (0)	50% (1)	50% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	14.3% (1)	85.7% (6)
情報通信業	57.1% (24)	16.7% (7)	26.2% (11)	55.6% (5)	22.2% (2)	0% (0)	11.1% (1)	44.4% (4)	22.2% (2)	0% (0)	33.3% (3)	4.5% (2)	95.5% (42)
運輸業、郵便業	100% (2)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	100% (2)
卸売業、小売業	50% (1)	0% (0)	50% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	5.9% (1)	94.1% (16)
金融業、保険業	0% (0)	0% (0)	100% (3)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	100% (4)
不動産業、物品賃貸業	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)
学術研究、専門・技術サービス業	61.9% (13)	14.3% (3)	23.8% (5)	100% (1)	100% (1)	0% (0)	100% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	27% (10)	73% (27)
宿泊業、飲食サービス業	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)
教育、学習支援業	48.4% (15)	12.9% (4)	38.7% (12)	20% (1)	20% (1)	0% (0)	0% (0)	40% (2)	20% (1)	40% (2)	0% (0)	17% (9)	83% (44)
その他のサービス業	25% (2)	25% (2)	50% (4)	66.7% (2)	0% (0)	0% (0)	33.3% (1)	33.3% (1)	33.3% (1)	0% (0)	0% (0)	7.1% (1)	92.9% (13)
公務	0% (0)	0% (0)	100% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	100% (1)	0% (0)
個人	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	100% (2)

【図表 III－4B】クロス集計（設問 4.　(5) ケース 1、ケース 2）

［企業等の選択者数］

		4.(5) ｹｰｽ 1			
		①	②	③	④
4.(5) ｹｰｽ 2	①	247	3	6	2
	②	128	30	1	4
	③	5	1	10	0
	④	11	0	0	31
	無回答	3	0	0	1

［弁護士・弁理士の選択者数］

		4.(5) ｹｰｽ 1			
		①	②	③	④
4.(5) ｹｰｽ 2	①	23	0	0	0
	②	5	1	0	0
	③	1	0	0	0
	④	4	0	0	11
	無回答	1	0	0	0

【図表 III－4C】クロス集計（設問 4.　(5) ケース 2、4.　(6)）

		4.(5) ｹｰｽ 2			
		①	②	③	④
4.(6)	①	139	98	7	16
	②	105	49	7	6
	③	11	15	1	20
	無回答	3	1	1	0

		4.(5) ｹｰｽ 2			
		①	②	③	④
4.(6)	①	16	4	0	5
	②	3	1	1	4
	③	4	1	0	6
	無回答	0	0	0	0

資料IV

国内アンケート調査　自由記入欄回答

１．回答者様属性

(8) 具体的に、AI・IoT技術に関して、どのような活動を行っていますか。

＜選択肢④　その他に関する自由記載＞　回答者　企業　81者

ア.　自社開発、自社活用

企業　13者

・AI・IoT技術を用いたシステム構築を行い、自社生産工程内での製造品質向上活動に活用。
・AIを用いた創薬研究。
・IoT技術によって生み出される情報を自社で活用している。また、IoT技術によって生み出される物やサービスを他者へ提供しようとしている。
・原料検査等への活用。
・自社内設備での活用。特許取得の検討。
・化学系材料メーカでも、近年マテリアルズインフォマティクスが注目されてきており、自社でも一部取り組みを開始している。

イ.　AI・IoT 技術に関する研究・教育活動

企業　22者

・AI・IoT技術に関する研究開発を行っている。
・AI・IoT技術に関する教育の提供。
・県内企業がAI・IoT技術を活用できるように補助事業の実施、セミナーの開催。

ウ.　AI・IoT 技術を開発・利用する企業への投資

企業　1者

・AI・IoT技術を開発・利用する企業への投資を行う。

エ.　AI・IoT 技術に関する紹介・仲介

企業　2者

・AI・IoT技術によって生み出される物やサービスを他者へ紹介している。
・TLOとして当該技術を取り扱ったことがある。

オ.　AI・IoT 技術に用いるハードウエアの提供

企業　3者

・AI・IoT技術用ハードウエアのための部品開発・製造。
・IoT技術を実現するための物を他者へ提供している。

カ．　今後予定、現在検討中・開発中

企業　**27**者

キ．　その他回答

企業　**13**者

２．複数の事業者等による特許発明の実施における課題

(1) 複数の事業者が相互に共同した上で上記のようなサービスを提供することに関して、特許権者、または事業者からみて、特許権の行使に関する課題があると感じることがありますか。

＜選択肢①　課題があると感じる理由＞　回答者　企業　**50**者　弁護士・弁理士　**3**者

ア．「個別権利行使困難」、「間接侵害問うことは困難」など個別の権利行使に関する理由

（ア）企業　回答者　**22**者

- 現行特許法において、「特許製品の生産」や「特許方法の使用」に用いるデータの譲渡等は間接侵害とならないと解されるため、特許法11条1,2,4,5号の「その物の生産（その方法の使用）に用いる物」に「その物の生産（その方法の使用）に用いるデータ」を加えることについて検討する必要がある。
- 一事業者が特許1の全ての構成要件を実施している状況でないため、特許1についての侵害行為に対して権利行使が困難である。
- 事業者A, B, Cのいずれも単独では対象特許のすべての構成を実施しておらず、侵害していないと判断される可能性が高い。仮に、事業者A, B, Cのいずれかが主導的（支配的）な立場だったとしても、それを証明することは一般的に難しい。
- 事業者A, B, Cの立場では、特許1を侵害するか否かが不明確であるため、自社の事業に対して特許権者甲から権利行使をされるリスクがある。
- 個々の事業者は、ユーザから特許保証を求められた場合、必要な範囲が不明瞭。

（イ）弁護士・弁理士　**2**者

- 権利一体の原則に基づき権利行使が困難であること。
- 事業者からみて、クレームの一部しか実施してないので、侵害はないと反論可能。米国では、直接侵害の主体がいないので、間接侵害もないと反論可能。

イ．「共同不法行為が問えるか明確でない」など共同不法行為に関する理由

（ア）企業　13者

・いわゆる「複数主体による実施」をどこまで特許法上の実施とするのかが明確でない。すべてケースバイケース判断では予測可能性を欠き、特許権者・事業者いずれにとっても不安が残る。
・法行為が立証できないと特許権侵害訴訟が難しく、権利行使に問題がある。一部実施でも侵害に該当するように法改正してほしい。
・A～Cによる共同不法行為を問うことが可能か否か等について、明確ではない点が課題と考える。

（イ）弁護士・弁理士　1者

・複数主体の問題。

ウ．「侵害特定困難」など侵害特定の場面に関する理由

（ア）企業　9者

・（特許権者の立場）各業者それぞれの単独行為については、本特許権の実施が成り立っていないので、権利侵害に気づきにくい。
・複数事業者が相互に共同でサービスを提供している事例においては、侵害部分の権利関係や侵害者の特定が困難。

エ．交渉相手の特定に関する理由

（ア）企業　4者

・特許侵害に関する交渉をどの事業者と行うのかが不明瞭。一義的には事業者Aとなるが、サービス全体を提供していないので、交渉に応じるかどうかが不明。
・ライセンス交渉をするにしても、どの事業者（重要な部分を実施するAだけでよいのか、B,Cも含めるべきか）に対して行うかの判断が難しい。

オ．予測可能性に関する理由

（ア）企業　3者

・いずれかの事業者の仕様変更により、他の事業者が意図せず特許侵害行為を行う可能性があること。
・事業者の視点から見て、不意打ち的に特許権侵害の疑義が掛かってしまうことが無いよう、既存の裁判例や既存の規定と齟齬の無い範囲において、どのような条件において複数当事者侵害が認められるかの解釈が予め開示されるべきである。
・どうすれば権利行使しやすいクレームを作成できるかという視点で、審査基準・審査ハンドブックとは別途の事例集の作成・公表をご検討いただきたい。権利一体の原則の例外が必要以上に広く認められてしまうと、特許権侵害の予見可能性が低下し、事業者を委縮させてしまう結果にもなりかねないことから、権利一体の原則の例外はあくまでも必要最小限とされるべきである。

カ. 外国で一部実施している場合の権利行使困難性に関する理由

（ア）企業　2者

・サーバの設置国によっては特許権が行使できない。

キ. 「権利行使可能な特許権の取得が困難」など権利化の場面に関する理由

（ア）企業　2者

・出願時や権利化時に、複数の事業者がサービスSを将来的にどのように分担して実施するかを想定して特許1のクレームを作成することは困難であるため、権利行使できるような特許権を適切に取得することが困難である。
・サブコンビネーション発明として権利化を検討するが、権利化が難しいと感じる。

（イ）弁護士・弁理士　1者

・仮想事例1は技術的特徴が処理a'のみなので、あまり課題を感じない。しかし、処理a'と処理b'の組合せが技術的特徴であり、処理b'を他のサブコンビネーションとして記載しても、サブコンビネーションである処理a'の構造、機能等を特定できない場合がある。この場合、処理a'のみを行うサーバだけでは、技術的特徴から生じる効果は得られないのでサポート要件違反、或いは進歩性違反となり、権利化できないと考えられる。このような場合に、保護の限界を感じる。

ク. 損害額・ライセンス額算定の場面に関する理由

（ア）企業　1者

・各事業者における損害額の算定手法（各処理と得べかりし利益の関係を証明するのが困難）。

ケ. その他

（ア）企業　1者

・権利行使の対象と、請求項の記載が一致しないことを容認すると、製品販売を継続したことに伴って市場が拡大した頃合いを見計らってから損害賠償請求を行うことが容易となり、莫大な収入を得ることができてしまう。また、製品販売を行ってきたことにより産業の発達に貢献した者を廃業に追い込むことが極めて容易となる。

＜選択肢②　課題を感じない理由＞　回答者　企業　27者

（ア）企業　27者

・共同してサービスSを提供して利益を得ている事業者A,B,Cに対して権利行使すれば足りる。
・最終的にサービスSで利益を得た事業者に権利行使すれば良いと考えているため。
・「ユーザ端末から、データDを受信し、サーバaで処理a'、サーバbで処理b'、サーバcで処理c'を行い、相互にデータ授受を行った上で、サービスSをユーザに提供する

用途に、『サーバaで処理a’』を用いる。」Claimを立てるべきなので、課題を感じない。
・共同侵害の成否に関する課題についての設問と思うが、共同侵害は特許権者に過度の保護を与えかねないことも想定されるため、慎重に判断すべきと考える。
・特許制度小委員会において「中間とりまとめ[1]」が公表されているが、こちらでの議論の方向性に肯定的な考えである。複数のサーバ運営主体や膨大な数のユーザが関与するビジネスについて、中間まとめにおいては「クレームの書き方の工夫によって、権利行使面の課題の多くは解決できるのではないかという意見が多く聞かれた。」ことなどから、「複数実施主体の課題に対して、直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じた裁判所の判断を見守ることが適当である。」との意見に賛成である。また、サーバの一部が海外に置かれている場合についても「サブコンビネーション発明としてサーバの処理を省略した端末のクレームを作成するなど、クレームの書き方の工夫によって、権利行使面の課題の多くは対応できるという意見が聞かれた。」ことから、「複数実施主体の課題に対して、直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じて裁判所が適切な判断を下すことを期待しつつ事態の推移を見守ることが適当である。」との意見に賛成である。

(2) 具体的にどのような課題があると感じることがありますか。（複数回答可）

＜選択肢④　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　92者　弁護士　11者

ア．「個別権利行使困難」、「間接侵害問うことは困難」等の個別の権利行使に関する理由

（ア）企業　38者

・各事業者が権利の一部の処置を実施している場合、各事業者を間接侵害として訴えるべきなのか、事業者A,B,Cに対し直接侵害を訴えるのか分からない。
・発明の要部を実施している事業者Aは必ず特許発明の実施ではないと否認してくる。間接侵害などを持ち出す必要があり、侵害の認定において証明事由が増えてしまう。適切に発明が保護されていないと感じる。
・間接侵害の訴訟提起も検討するが、各事業者が間接侵害の要件を満たしていない場合に対処できない。
・事業者A, B, Cのいずれも単独では対象特許のすべての構成を実施しておらず、侵害していないと判断される可能性が高い。
・全体をコントロールしている者、すなわち、サービスSを提供している事業者を訴えるべきと考える。
・事業者A, B, Cの各処理を組み合わせてユーザにサービスSを提供する者が特許発明の実質的な実施者であると考えますが、サービスSを提供する者を侵害者として認定するのは困難です。また、事業者A, B, Cがサービス Sを提供する者でなく、処理a’,b’,c’を提供するだけであれば、これらの事業者は特許発明の一部を実施する者に過ぎな

[1] 特許庁「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方 中間とりまとめ－産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会－」 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/200710_aiiot_chukan.html ［最終アクセス日：2021年3月2日］

いため、これらの者を侵害者と認定するような制度は導入すべきでないと考えます。
・処理a’、b’、c’がサービスS以外のサービスと共用されている場合に特許侵害となるかが不明。
・ユーザに行使できない点。

（イ）弁護士・弁理士　2者

・複数当事者による侵害が認められた裁判例が限定される。電着画像事件[2]（最終工程のみ他で実施）、眼鏡用レンズ事件[3]（製造側が支配し、管理）のような特別な理由がない限り、侵害成立は困難と考える。間接侵害を主張する場合には、立証が複雑化する。
・事業者Aは一部実施であり、事業者B,Cの実施態様は関知していないため、訴外交渉で構成要件充足論を議論することができない。

イ．「侵害特定困難」等の侵害特定に関する理由

（ア）企業　29者

・事業者A, B, Cのいずれかが主導的（支配的）な立場だったとしても、それを証明することは一般的に難しい。
・事業者A, B, Cのサーバ処理の実態などの確証を得る事が難しく、権利行使のハードルは高いように思われる。
・そもそも、事業者A, B, Cが相互にデータ授受していることを発見することが困難であると思われる。
・実施態様を的確に把握し、事業全体を取りまとめる者を特定した上で、ライセンス交渉ができるか疑問である。

（イ）弁理士・弁護士　2者

・現実的には、事業者A, B, Cがどのように相互に連携しているかを外部から把握することが難しいケースが多いのではないか。事業者Aのみが顧客に露出し、事業者B及びCは、事業者Aとの取引関係を公表していない場合等がある。

ウ．「共同不法行為が問えるか明確でない」等の共同不法行為に関する理由

（ア）企業　10者

・事業者A,B,C間の主観的共同が認められるための要件が不明である。
・権利行使のハードルが高いことから、共同実施による事業参入に対して十分な抑止力が働いているか。

[2] 「電着画像事件」東京地判平成13年9月20日判決、判例時報1764号112頁、平成12年（ワ）第20503号
[3] 「HOYA事件」東京地判平成19年12月14日、裁判所ホームページ、平成16年（ワ）第25576号、https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/513/035513_hanrei.pdf［最終アクセス日：2021年3月2日］

（イ）弁護士・弁理士　4者

・共同直接侵害については、共謀意図が必要で、2者の場合でもそれを立証するのは困難で、このような3者だと、現実には困難である。道具理論は主従関係がないと難しいので、これも困難である。となると、権利行使ができない。もちろん、サブコンビネーションの処理a'のみで権利化が出ればよいが、そうできない場合も多い。
・侵害の実態は事業者A, B, Cの共同不法行為なのだから、これも侵害とするよう特許法を改正する。
・分散処理やクラウドが発展するので、発明性のある処理を行うための信号の出力、発明性のある処理が施された信号の入力もクレーム化、侵害可と主張する。

エ. 外国で一部実施している場合の権利行使困難性に関する理由

（ア）企業　7者

・サーバが海外である場合にも権利行使できるかどうか、また、データがクラウド管理もの場合も同様に明確に認識できていない。
・海外にサーバがあって処理を海外において実施している場合、日本特許の侵害行為となるのかどうか特許法上の明確な定めがないため、権利行使できるかどうか不明である。

オ. 交渉相手の特定に関する理由

（ア）企業　6者

・実施態様を的確に把握し、事業全体を取りまとめる者を特定した上で、ライセンス交渉ができるか。
・ライセンス交渉も事業者ごとに見解が異なる。

カ. 損害額・ライセンス額算定の場面に関する理由

（ア）企業　4者

・損害額の算定方法が不明である。
・3者にライセンス交渉を持ちかけたとして、各業者の寄与率の算定が難しい。

キ. 「権利行使可能な特許権の取得が困難」等の権利化の場面に関する理由

（ア）企業　3者

・発明の技術的特徴a'を実施している事業者Aにフォーカスしたクレームをいかに作成するかが重要である。
・日本国内での権利化では足りず、海外での権利化も検討するが、将来どの地域での実施（サーバを設置）するのか予測ができないため権利化方針が立てにくい。

ク. 侵害予測可能性に関する理由

（ア）企業　1者

・事業者B,Cが善意の第三者の場合、特許侵害とされても困る。

ケ. その他

（ア）企業　18者

・当社の特許権が日本のみで、かつ、事業者A, B, Cの処理を統合したサービスSが日本に提供されている場合は、特許法第2条第3項に記載の「電気通信回線を通じた提供」の「輸入」に当たると考える。初動は、当社の特許権を侵害していると考えて動く。
・侵害について異論があるとの説があり、判例が安定しない環境では、訴訟費用の投資が行えない。
・選択肢①の場合：事業者Aのみに対して権利行使が可能であるとすると、差止請求権を主張しながらの、有利なライセンス交渉を行うことが容易となるため、特許実施料の収入を容易に増やすことができる。その特許実施料収入の一部を用いて、事業者Aの製品動向を観察しながら分割出願を連発して、新たに権利化した特許権を用いて更に有利なライセンス交渉を行うことができてしまう。事業者A側としては、請求項の要件を全て充足していないのに、何故一社のみで不利なライセンス交渉を多数行わなければならないのか、資金面から事業を継続する基盤が失われてしまうという不満が生じる。
選択肢②の場合：事業者Aのみに対しての特許侵害訴訟が可能であるとすると、特許権者甲の答弁も容易となるため、訴訟を提起し易くなる。特に事業者Aが資金力に乏しい者であったり、訴訟に慣れていない者であったりする場合には、特許権者甲は有利に訴訟を進めることができてしまう。

（イ）弁護士・弁理士　3者

・判例はあるものの通説が固まっていないため不安が残る。
・全員を相手にすることになるのでクライアントから見て時間と費用がかかる。

(3)　この時、どのような点が課題ですか。

＜選択肢④　その他の具体的な記載＞

（ア）　企業　74者

・複数の事業者による実施を連結させ、ネットワーク化することを特定した特許出願はあるものの、一部工程が第三者により海外で実施されていた場合については、方法の特許を国内において実施していると評価することはできないとした判例（東京地裁平成13年9月2日判決（電着画像事件）[4]）などもあるため、事業者Aに対する権利行使面での課題があると感じる。
・「全体として、上記特許請求の範囲と同一のサービスSを提供している」とあるように、事業者Aにフォーカスしたクレームを作成せず、複数主体の構成要素が入ったクレームを作成した場合は、上記のような問題が生じ権利行使は難しい。従って、図1が示すように、発明の技術的特徴a'を実施している事業者Aにフォーカスしたクレームをいかに作成するかが重要。その場合は、外国Rの特許権も必要。

[4] 前掲注2

一方で、図1が示すように、データDの出所地及びサービスSの提供地は同一国（日本）である。そのため、発明の技術的特徴である処理a'をデータD及びサービスSを用いて間接的に表現するというような出願人側のクレームの工夫も、上記設問のような懸念を軽減するために必要になる。

また、バーチャル空間でなされる処理a'を実施するサーバの物理的な所在地には実質的な意味がないと評価できる場合には、実体としてクレームに表現された発明が実施されている国で実施がされていると評価する裁判実務を、早期に確立すべきである。

・外国Rでの権利行使ができるのか、特許制度や司法制度が整っているのか不明のため権利化方針が立てにくい。

・海外にサーバがあって処理を海外において実施している場合、日本特許の侵害行為となるのかどうか特許法上の明確な定めがないため、権利行使できるかどうか不明である。

出願や権利化段階でどの処理が海外設置のサーバで行われるかは予測不可能であるため、海外で行われる処理の部分について構成要件に含めないサブコンビネーションクレームを作成することが困難であり、権利行使したくともそれを可能とする権利取得が難しい。

・主たる行為地や主なマーケットなど、実施地をどのように解釈するか、明確に判断する基準（裁判例等）がない。ライセンス交渉では水掛け論になるおそれがあり、訴訟の予測可能性も低い。

・米国のブラックベリー社の判例[5]（システム特許に対する利益を享受する国）のようなガイドライン的なものがあればよいが、日本では整備されておらず、判例もない。そのため、権利者側がどのように侵害の認定や権利行使をしたらよいかが分からない。

・発明の技術的特徴に関わるサーバが外国Rにある場合に、日本において処理の大部分が行われ且つサービスSを提供していたとしても、日本の方法クレームで保護が認められるのか判例が十分でないため不明。

・事業者Aは、海外にて生産した特許を構成するための部品と同義である情報を国内に販売しているので、国内特許のみで対応可能と考えるが、上記設問の通り、裁判での安定性が見通せず裁判という投資を行えない。

・サーバの日本へのサービス提供を止めることは日本国特許に基づいてできるかも知れないが、サーバの除却を求めたりする場合に困る場合がある。理由はサーバがどの国にあるか一般的には不明で（TLDだけではどこにあるかはわからない）、それらのサーバ設置可能国すべてに特許権を有しなければ行けないのだとすると実効的ではない。

・負荷分散などの目的で同一機能サーバを複数海外拠点に設置している場合、全拠点の特許が必要となるのか不明。また、クラウドサービス事業者は各国に複数の拠点を保有している。事業者Aとの契約によって、データセンター拠点は開示するが、情報セキュリティの一環で実際サービス提供するサーバが稼働する拠点を開示しないことが想定される。従って、サービス提供を行うサーバが稼働するであろう全拠点を対象にしなければならないのか不明。

[5] NTP, INC., v. RESEARCH IN MOTION, LTD. 2004 U.S.App. LEXIS 25767（Fed. Cir. 2004）

・近時のクラウドサービスにおいては、そもそもどの国にサーバが置かれているか非公開であることも多く、また、複数拠点にサーバが存在する場合には、特許発明を実施するサーバ（処理の実行主体となるCPUやメモリ等の実体）が経時的に国を跨いで変動等することもありうると考えられ、係争当事国がどこかすら不明確となるケースが多いことも大きな課題の1つと考える。
・ライセンス交渉・侵害訴訟とも、現状では外国R（実施場所）の特許権も有していないと難しいのではと感じる。ただし、少なくとも最終的な提供物Sの主たる提供場所や使用者が日本国内にあり、発明者の利益が損なわれる場合には、日本の特許権のみでも交渉や訴訟を認めてほしい（「輸入」で処理できるか？侵害と判断しうる法理論が必要）。
・外国Rにサーバがあるとき、R特許も必要なら、R特許を取得したとしてもサーバを別の国に移転されイタチごっこになってしまう。
・選択肢①の場合：日本の特許権を有するだけで外国Rの事業者Aに対して権利行使が可能であるとする条項が法律に明記されていれば、外国Rでの実施行為を含めたライセンス交渉を有利に行うことができるので、特許実施料の収入を容易に増やすことができる。事業者A側としては、外国の国毎に特許権の存在を調査して、アクセスのあった国毎に処理を禁止するなどの手立てを予め行っておかないと、実施実績が蓄積された状態で不利なライセンス交渉を行わなければならなくなる。また、何時、どこの国から権利行使を受けるか判らないので、事業継続の意欲や、起業意欲が衰退すると予想できる。
選択肢②の場合：外国Rの事業者Aに対しての特許侵害訴訟が可能であるとすると、特許侵害訴訟において事業者Aの実施態様を明らかにすることが容易となる。特許権者甲は、その事業者Aの実施態様に基づいて、新たな訴訟の計画を立案して、有利に訴訟を進めることができてしまう。

（イ）弁護士・弁理士　11者

・選択肢②について
（1）権利行使をする際に外国Rの特許権が必要とは思わないが、属地主義の観点で、どのような要件を満たせば日本特許を根拠に訴訟提起できるか、裁判例の蓄積が少なく、学説も説が分かれていて不明瞭に感じる。実際の裁判では、東京地判平成13年9月20日（判例時報1764号112頁）[6]が今も持ち出されるような状況である。
（2）侵害行為が複数の事業者で分担されている点については、道具理論や支配管理論を用いれば事業者Aのみを捕捉できると思われる。もっとも、これらは、要するに、事業者の中から「主犯格」の事業者を選定して当該事業者を名宛人に権利行使するものであり、そのような侵害者間の内部事情に基づく被告の選定作業がなぜ必要なのか、そもそも疑問に感じる。共同直接侵害という構成もあり得るが、これは、共同不法行為のアナロジーと思われるところ、共同不法行為自体、要件について説が割れており、それを反映して共同直接侵害も要件が定まらない。この点について、例えば主観的共同関係の立証が必要とすると、その立証に権利者が困難を感じる可能性があると思われる。客観的共同関係があれば権利者の立証は十分で、主観的共同関係の有無は、侵害者の抗弁事由にするなどの工夫が必要ではないかと思われる。

[6] 前掲注2

・事業者Aの行為について日本特許に基づく権利行使は難しいと考えられるため、事業者B又はCが全体を支配管理しているといえるか、又は一方の事業者が他の2事業者を道具として使用しているか否かが特許訴訟で問題となると予想されるため、これを裏付ける証拠固めが課題になると考える。
・海外にサーバがあっても、国内で権利侵害があることは立証できる可能性はある。ただ、現実に差し止めなどの処理を海外のサーバに対して行えるのか？たとえば、日本からのアクセスを禁止するという主文をもらえるのか？は疑問である。その意味では、裁判所に任せるのではなく、立法すべき。
・属地主義の観点から原則として事業者Aのサーバには特許発明の権利は及ばない。しかし、情報に関して国境は意味が薄くなりこのような事例は増えつつあるように思うので、サーバが外国にあるというだけで法を逃れられるのは問題である。何らかの手当は必要だと感じる。

(4) 貴社が外国 R の特許権を有さず、事業者 A のサーバが外国 R に設置されている場合に、事業者 A に対してどのような行動をとりますか。

＜選択肢④　その他に関する具体的な記載＞

回答者　企業　87者　弁護士・弁理士　8者

ア．サービス S の提供地・提供主体が国内にあるかで判断するとする意見

（ア）企業　13者

・データDの出所地及びサービスSの提供地である同一国（日本）においてクレームに表現された発明は実質的に実施されていると評価できるので、そのような事実関係であれば、日本においてライセンス交渉を試みる。
・サービスSを日本国内で行っていることが前提。事業者Aが仮に外国企業だとしても、日本で当該サービスを行っているのであれば、日本の法人や代理店など、日本の代表者が関わっている可能性が高いと思われる。
・最終的に日本顧客へサービスSを提供している事業者へライセンス交渉を試みる。

イ．データ D の取得地が国内にあるかで判断するとする意見

（ア）企業　3者

・最初にユーザ端末からデータDを受信するサーバは必ず国内にある（ユーザ端末からの無線電波が直接海外まで飛ぶことはあり得ない）ので、最初にデータDを受信するサーバを有している企業にも特許侵害の通知を出すことで、少なくとも日本の特許権を有するだけで良いと考える。

ウ．専門家に相談するとする意見

（ア）企業　10者

・事業者Aが海外であれば弁護士に相談しその後の対応を検討する。
・特殊な案件なので、専門家である弁理士に相談してから対応を検討する。

エ. 方法クレームの場合判断が異なるとする意見

（ア）企業　1者

・クレームが方法クレームのみであれば、装置・システム・プログラム等のモノのクレームを含む場合に比べて権利の主張を諦める可能性が高い。

オ. 選択肢①に関する意見

（ア）企業　3者

（イ）弁護士・弁理士　1者

カ. 選択肢②に関する意見

（ア）企業　16者

・事業者Aが自社を脅かす存在であれば、勝算が小さくても権利を主張する可能性があるが、単なる実施料収入等が目的に過ぎない場合は権利を主張する可能性は必ずしも高くない。
・ライセンス契約は当事者における相互の合意で成立するため、日本特許のみであっても相手方が将来的な法改正や新規判例の出願等のリスクを感じて契約に合意する可能性があれば、ライセンス交渉は試みるべき。
・事業者Aによるサービスの提供先が自社のサービスの提供先又は提供先候補と競合していれば、ライセンス交渉を試みる可能性がある。逆に、自社のサービスの提供先又は提供先候補と競合していなければ、ライセンス交渉をする可能性は低い。

（イ）弁護士・弁理士　4者

・日本において主としてサービスが提供され、経済的な便益を受けている以上、事業者の住所にかかわらず日本国特許の実施許諾が必要であるという立場を取らざるを得ない。
・選択肢②にあるように住所にかかわらずライセンス交渉は試みた方がよいと考えるが、その際には実質的なサービスが行われている場所（ユーザの位置する場所）や、収益が生じている場所を特定することで打開を図ることがよいと考える。
・設問2.（3）と同様に、事業者Aが被疑侵害サービス全体を支配管理しているといえるか、事業者B,Cを道具として使用しているといえるような事情があれば、我国の特許裁判例上は事業者Aに特許権侵害が成立する可能性があるので、上記事情があるといえるかが課題となる。上記事情があるといえれば、事業者Aがどの国に存在しようと、ライセンス交渉を試みることになろう。

キ. 選択肢③に関する意見

（ア）企業　7者

・外国Rが新興国であれば、その国の特許法では外国R内で事業者Aが保護されるようになっている可能性が高く、そうなると日本ではダメだから、と交渉しても埒が明かないのであきらめてしまうと思う。

ク. その他の意見

（ア）企業　40者

・事業者Aの住所がどこにあろうと、ライセンス交渉を試みるのと並行し、外国Rでの改良特許の取得を試み、交渉決裂した場合の侵害訴訟に備える。
・事業者A,B,Cのうち国内に住所を持つ事業者を入口にしてライセンス交渉を開始する。
・自社の損害度合、事業者Aの悪質度、当社と事業者Aとの関係で交渉の有無の判断をする。
・米国のブラックベリー事件[7]のように対象サーバが特許権のある国とは異なる国に設置されている場合であっても権利行使が認められた判例があるので、特許権がある国の判例を一応調べてから権利行使可能か検討する。ただ、この調査は非常に手間がかかる。
・現時点の法律の解釈が不明のためどう行動するかも不明である。この様な状況でどのようにしたら良いのか、特許庁でガイドライン等を作成していただけるとそれに準じて対応したいと思う。

（イ）弁護士・弁理士　4者

・特許請求の範囲を検討し、侵害が成立する論理を検討する。その上で、依頼人に対して、侵害成立は困難なことを十分に説明し、それでも依頼人が権利行使を希望する場合に、ライセンス交渉に入る。
・権利者から事業者Bへのライセンス料を高く設定し、その分事業者Bから事業者Aへの処理a’への支払いを安くするように試みる。

[7] 前掲注5

(5) 権利化・権利行使することについて、以下のいずれに該当しますか？
また、可能な範囲で回答の理由をお答えください。

＜各選択肢の具体的な理由事例等＞　回答者　企業　348者　弁護士・弁理士　31者

＜選択肢①について＞　回答者　企業　89者　弁護士・弁理士　6者

ア．他の構成を入れないと発明が成立しない、実施可能要件を満たさない等、発明成立性や記載要件に関する理由

（ア）　企業　33者

- 事業者Aにフォーカスしたクレームを作成する場合、プリアンプルか各構成要素の記載にて関連構成（事業者B,Cとの関連）を記載することを行っているが、特に出願時点で事業者Aをターゲットにした出願として割り切って出願する方針以外では、権利活用において有効で汎用的な権利ではないというジレンマを感じることが多い。
- 処理a’が発明の特別な技術的特徴を持っていたとしても、それだけでは発明の課題が解決を解決できないため、未完成発明となるのではないか？
- 処理b’、処理c’と複合して課題を解決するストーリーにならざるを得ず、処理a’だけを取り出した発明は実態要件を充足できないと感じる。
- 仮想事例1においては、処理b’及び処理c’も実行しないとサービスSを提供できないと思われるため。
- 処理の内容（b’,c’）までがわからないと事業者Aの実施している範囲が確定できないので、事業者Aの侵害を想定したクレームでの権利化は困難と感じる。

（イ）　弁護士・弁理士　3者

- 事業者Aによるサーバaでの処理a’は、発明が解決しようとする課題（すなわちサービスSの提供）の一部分であり、課題→解決手段のストーリーとして明細書を書くことができない。このため、事業者Aにフォーカスしたクレームを権利化できないと感じる。
- 現状の審査基準では、サブコンビネーションとして従来の装置との差異を要求されている。したがって、発明によってはできない場合もある。たとえば、コンビネーションクレームに特許性がある場合、サブコンビネーションのクレームは「B,Cと接続されるA」という形であれば進歩性が認められるのであれば上記の問題は解決する。

イ．新規性・進歩性に関する理由

（ア）　企業　7者

- 処理a’に特徴があって、その機能がモジュール化されていればそれをもってクレーム・権利化・権利行使すればよいのだろうが、多くの場合は他の処理との相互関係で全体として新規な発明であることがおおいので、実質的には処理a’に特化した権利は取得できないと感じる。

ウ. 事業者 A にフォーカスしたクレーム作成は困難等、クレーム作成に関する理由

（ア）　企業　9者

・一連の処理の流れによりサービス提供できる状況にあって、事業者Aの存在が事前に想定できない場合、対象を絞り込んだクレームを権利化するのは困難。
・事業者Aの実施態様の予測が難しく、必ずしも事業者Aにフォーカスできない場合もあり得る。

エ. その他（わからない等を含む）

（ア）　企業　44者

（イ）　弁護士・弁理士　3者

＜選択肢②について＞　回答者　企業　81者　弁護士・弁理士　5者

ア. 侵害特定が困難、立証が困難等の侵害特定に関する理由

（ア）　企業　26者

・特徴a’はサーバの内部処理に閉じたものであるため、侵害立証は難しい。
・データの授受と処理a’を規定することで権利化はできるが、データを相互に授受していることやサーバa内の処理a’を立証することが難しいので、現実的には権利行使が困難であると感じる。
・被疑製品が備える具体的処理の解析・開示請求が困難と考えられ、技術的範囲への属否の判断が難しいと考えられるため。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・事業者Aが権利化したクレームを実施しているかを把握するのが困難と思われる。

イ. 構成要件非充足等、技術的範囲属否に関する理由

（ア）　企業　7者

・処理a’だけでなく処理b’,c’を介してサービスSの演算を行うので。
・フォーカスしたクレームを権利化できたとしても、事業者Aだけがその全体を実施することになるクレームにはならないと考えられるため。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・処理a’が発明の技術的特徴であるならば、処理b’及び処理c’は外部の処理であるとクレームに規定して、権利化可能と考えます。一方、仮想事例1のクレームでは、処理b’及び処理c’が構成要件に入ってしまっているので、事業者Aの処理a’への権利行使は難しいと考えます。

ウ. 外国での実施のため権利が及ばない等、特許権の効力に関する地域的な理由

（ア）　企業　**14**者

・事業者Aにあたる会社が実施しているサーバの所在国を明らかにしていることはほとんどなく、所在国を移すのも容易にできてしまうから。

（イ）　弁護士・弁理士　**2**者

・事業者Aのサーバaは、国内のユーザのユーザ端末から、データDを受信し、国内の事業者B,Cのサーバb,cとデータ授受していることから、事業者Aのサーバaとユーザ端末とのインターフェース、事業者Aのサーバaと国内の事業者B,Cのサーバb,cそれぞれとのインターフェースに作用する事業者Aのサーバaの処理をクレームすることで、事業者Aにフォーカスしたクレームは権利化できる。しかし、国外で実施する以上、権利行使はできない。

エ. その他（わからない等の回答を含む）

（ア）　企業　**38**者

・サーバaに係るサーバクレーム、方法クレーム、プログラムクレームの権利化は可能と考えている。しかし、サーバaが外国に設置されている場合に権利行使が難しいと想像している。なお、その結果、システムクレームも権利化しようと考え、コストがかさむ。

＜選択肢③について＞　回答者　企業　**175**者　弁護士・弁理士　**20**者

ア. 選択肢③に関する肯定的意見

（ア）　企業　**57**者

・技術的特徴部分であるa’に特化したクレームを作成することは通常のプラクティスであり、またそのような各発明特定事項に特化したクレームは複数の者が共同で特許権を侵害した場合でも、それぞれ個別の行為を差し止める等の権利化が可能であるため。

（イ）　弁護士・弁理士　**7**者

・事業者Aが単独で発明の技術的特徴を有する処理a’を行っているのであれば、処理a’にフォーカスしたクレームを作成することは（容易ではないとしても）可能な場合が少なからずあると考えられる。また、直接侵害だけでなく、間接侵害も前提にすれば、同様のことがいえる。

イ. 選択肢③に関係して、権利化時・権利行使時における工夫点に関する意見

（ア）　企業　**46**者

・作用・効果を説明するに足る必要限度の構成要件で権利化する。 ・出願時に処理a’を単独クレームにする、又は処理a’を分割して出願する。 ・サーバとデバイスとが互いに通信するシステムにおいて、サーバ単体、デバイス単

体、システム全体それぞれを独立項として権利取得している。
・処理a’に発明の技術的な特徴がある前提であれば、処理結果b’及びc’を受信するサーバとして、サーバを主体にしたクレーム作成を検討する。また、可能であれば対応するユーザ端末のアプリケーションのクレームも加える。
・データD、サーバb、サーバcの出力をサーバaが受け取り処理a’をして、サーバb、サーバcに出力するという記載にする。
・処理a’が特徴なので、「～を行う方法のうち処理a’を行うサーバa」のように前提部分を抽象的に表現すれば、事業者Aへの権利行使が可能な書き方もできる。
・クレームに『事業者B,Cなどの外部サーバなどから得られるデータ』と記載せずに、『外部との接続線を介して得られた外部データ』などと表現すれば、事業者Aにフォーカスできる。
・処理内容だけではなく、入力画面や管理画面、など外から把握できるデザインと組み合わせた特許であれば、権利行使はできると感じる。しかし、バックエンドだけの特殊なロジックだけであれば、事業者Aが特許を抵触している事を立証すること自体が困難である為、ロジックを公開しないために特許を出願しない戦略を取る。
・技術的特徴点が事業者Aにあれば、事業者BとCに接続する為の構成と前置きして、事業者Aの構成をその後に本願クレームの特徴点として記載すればよい。
・複数の主体が関わる発明の場合、様々なパターンを明細書に記載し、必要に応じて補正・訂正できるように工夫している。
・日本であれば、学習済みモデルに特許が取得できることから、たとえば、以下のような場合であれば、サーバaは、学習済みモデルaを使った処理a’を実行する、という形に解釈可能なクレームを作成するようにもしている。
「サーバb：ユーザからのデータ収集
サーバc：学習済みモデルの生成（機械学習処理）
サーバa：学習済みモデルを用いたサービスの提供」
・サーバや処理方法ではなく、処理されたデータの特徴をクレームする、処理a’を要件とせずデータDからサービスSをつくるシステムのクレームとし事業者Aには関節侵害を主張する、等にトライする。

（イ）　弁護士・弁理士　12者

・本件でいえば、例えば、次のようにクレームを記載することができると考える。
「ユーザ端末から、①データDを受信する受信部と、②この受信部から受信したデータDに処理a’を行う処理部aと、②この処理部aによる前記処理a’後のデータを処理b’及び処理c’してサービスSをユーザに提供するために処理b’及び処理c’を行う処理部b’に前記処理a’後のデータを送信する送信部とを備える。」
・処理b,cについては、プリアンブル等の説明として記載し、請求項の構成要素としは列挙しない。
・共同不法行為論、道具理論、カラオケ法理的発想等で処理することを考える。
・道具理論や支配管理論を用いれば事業者Aのみを捕捉できる。しかし、既述のとおり、これらは、要するに、事業者の中から「主犯格」の事業者を選定して当該事業者を名宛人に権利行使するものである。事業者Aが主犯格でない場合に、同事業者を捕捉する理屈が現在の法理論では明確でないと感じる。

ウ. 本設問と関係する事例の紹介

（ア）　企業　4者

特開2019-200620号公報

（サーバ単体、デバイス単体、システム全体それぞれを独立項として権利取得する事例）

「【請求項１】

第１動作モード及び第２動作モードで動作可能でありいずれかの動作モードで動作する無線通信装置であって、

前記第１動作モードと前記第２動作モードとを切り替えるモード切替部と、

前記第１動作モードで動作する場合に、自装置の更新用ファームウェアを、第１の通信方式を介してファームウェア提供装置から受信し、前記更新用ファームウェアに関する通知を、第２の通信方式を介して、自装置の下位に接続された少なくとも１の前記第２動作モードで動作する他の前記無線通信装置に送信し、

前記第２動作モードで動作する場合に、前記更新用ファームウェアに関する通知を、前記第２の通信方式を介して、自装置の上位に接続された前記第１動作モードで動作する他の前記無線通信装置から受信する通信部と、を備え、

前記通信部は、前記第２動作モードで動作する場合に、前記更新用ファームウェアに関する通知に応じて、前記ファームウェア提供装置との間の前記第１の通信方式による通信を確立し、前記更新用ファームウェアを、前記第１の通信方式を介して前記ファームウェア提供装置から受信する、無線通信装置。」

「【図６】

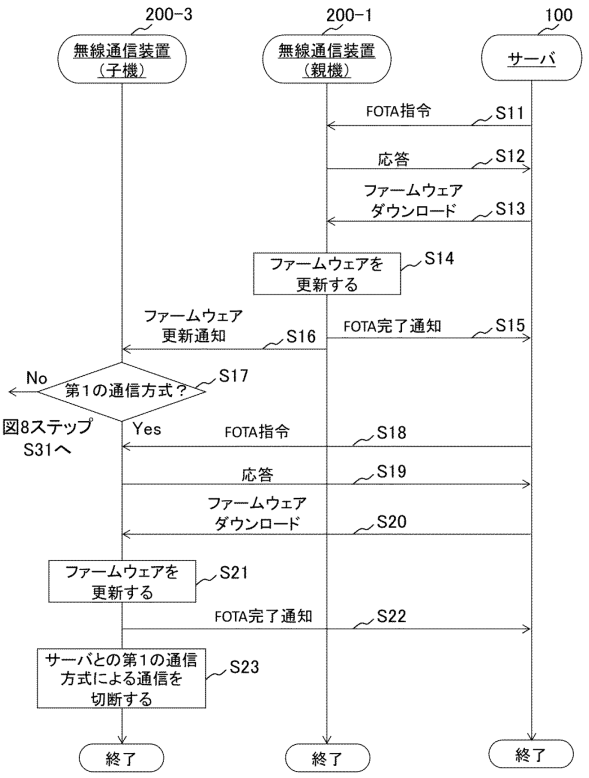

」

特開2016-171483号公報

「【請求項１】

第１の無線通信方式によって報知された識別情報を受信する受信部と、

前記受信部において受信した前記識別情報に関連づけられたアプリケーションプログラムを実行する処理部と、

前記処理部において実行した前記アプリケーションプログラムによって、前記第１の無線通信方式とは異なった第２の無線通信方式で前記識別情報を送信する送信部と、を備えることを特徴とする無線端末装置。

【請求項２】

第１の無線通信方式によって報知された識別情報を受信した無線端末装置において、

前記識別情報に関連づけられたアプリケーションプログラムが実行され、前記アプリケーションプログラムによって、前記第１の無線通信方式とは異なった第２の無線通信方式で送信された前記識別情報を受信する受信部と、

前記受信部において受信した前記識別情報に応じたデータを前記第２の無線通信方式により前記無線端末装置に送信する送信部と、　を備えることを特徴とするサーバ装置。」

「【図４】

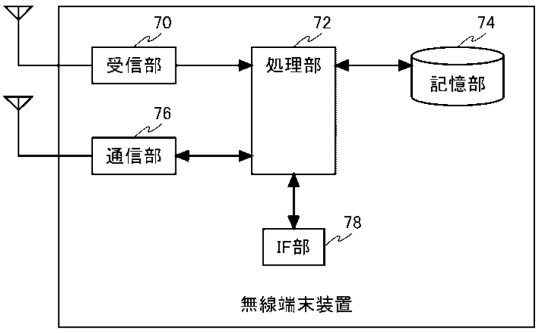

」

特許第4937434号公報

「【請求項１】

アイテムを注文するためのクライアント・システムにおける方法であって、

前記クライアント・システムのクライアント識別子をサーバ・システムから受信することであって、前記クライアント識別子は、前記クライアント・システムから前記サーバ・システムが予め受信した前記ユーザの購入者固有注文情報と対応付けて前記サーバ・システムに予めストアされていること、

前記クライアント・システムで前記クライアント識別子を永続的にストアすること、

アイテムを特定する情報の要求を前記サーバ・システムに送信すること、　前記アイテムを特定する情報と、前記特定されたアイテムの要求を受け付け、ストアしておくための記憶領域を示すショッピングカートの指示部分と、前記特定されたアイテムを注文するのに実行すべきシングル・アクションの指示部分とを、前記サーバ・システムから受信して、ディスプレイに表示すること、

前記シングル・アクションが実行されることに応答して、前記特定されたアイテム

の注文要求を、前記ショッピングカートにはストアせずに、前記クライアント識別子とともに前記サーバ・システムに送信することにより、前記サーバ・システムが、前記受信したクライアント識別子により、予めストアされた前記購入者固有注文情報を特定し、前記シングル・アクションの選択のみによって注文を完成させることであって、前記シングル・アクションの実行により、他のアイテムについての注文であって、前記クライアント識別子に関連付けられた１または複数の以前のシングル・アクション注文を、そのアイテムの有用性に基づいて結合し、前記有用性は、短期間または長期間に分類され、前記短期間は、在庫のある注文に相当し、注文要求を受けたときに出荷可能であり、前記長期間は、注文要求を受けたときに出荷可能でない注文に相当すること、および、前記特定されたアイテムの前記注文要求を、ある時間期間内にキャンセルするのに実行すべき指示部分を前記ディスプレイに表示することを備えたことを特徴とする方法。」

「【図４】

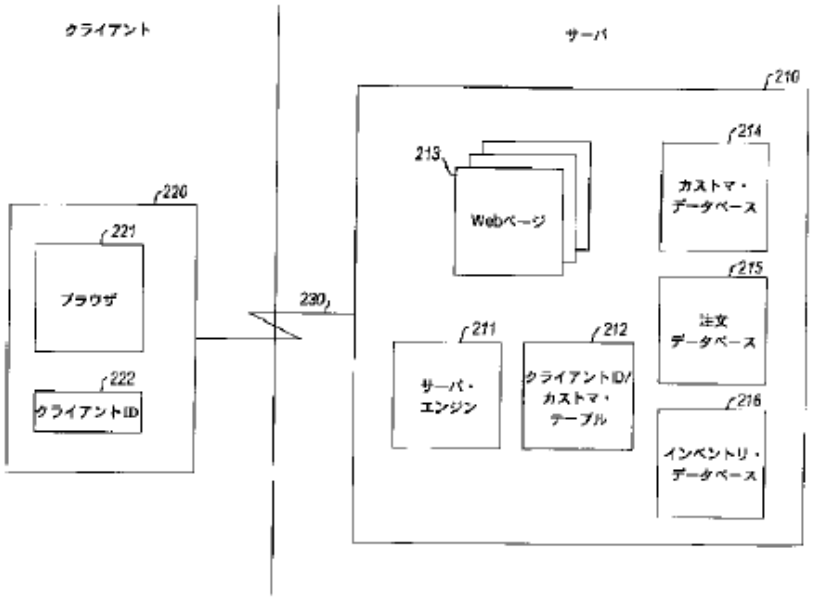

」

米国特許第7035827号明細書

（1つの処理主体を特定してクレームが構成されている事例）

「1. A content receiving method, comprising: receiving content by one or more electronic processing devices, the content distributed in accordance with one of a plurality of rights management and protection methods; receiving rights indicia relating to the content by the one or more electronic processing devices; identifying one of the plurality of rights management and protection methods by the one or more electronic processing devices through which the received content is distributed; determining whether the one or more electronic processing devices is operable to perform rights processing in accordance with the identified rights management and protection method; when the one or more electronic processing devices is operable to perform the identified rights management and processing method, using the received rights indicia by the one or more electronic processing devices to perform rights processing of the received content in accordance with the identified rights management and protection method to permit or deny access to the received content; and when the one or more electronic processing devices is not operable to perform the identified rights management and processing method, a) using a processing ability of the one or more electronic processing

devices to automatically alter the one or more electronic processing devices to be operable to perform the identified rights management and processing method and b) using the received rights indicia by the altered one or more electronic processing devices to perform rights processing of the received content in accordance with the identified rights management and protection method to permit or deny access to the received content.」

「

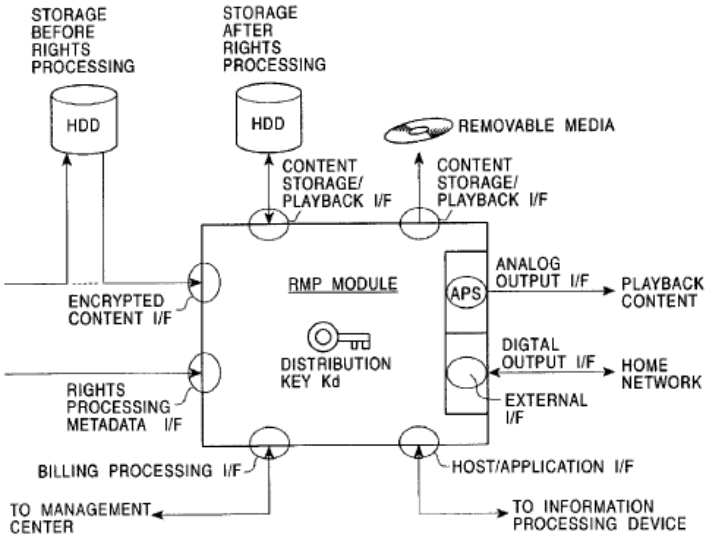

」

エ. その他（わからない、題意違い含む）

（ア）　企業　61者

・選択肢③と回答したが、実際に特許出願する際には全ての回避策（抜け道）に関する請求項を網羅的に権利化するのはかなり困難であり、前記回避策が全て明らかになっていると想定して回答した。現実は無理である。
・選択肢③であるべき。審査官によって、データDを取得してサービスSを得られるデータが作成されるまでの構成の追加を要求される場合がある。
・システムに属する複数のサーバについて、それぞれのサーバの関係ではなく、ある1つのサーバ単体でできること（していること）、1つのサーバ単体で奏する効果を発明としてとらえ、権利化できるように考えている。とはいえ、どうしても他のサーバとの関連で初めて効果を奏することも多くあり、事業者Aにフォーカスしたクレームの権利化をできることは多くはないと感じる。

(6) 上記設問（1）～（5）でお答えいただいた他、ある特許権を複数事業者が実施する場合の課題として感じていることや実際に困った経験について、特許権者側、あるいは事業者側の観点で御記入ください。

回答者　企業　250者　弁護士・弁理士　27者

ア. 法律・指針等に関する要望・懸念

（ア）　企業　18者

・事業者側の目線では、外国にサーバを置けば、日本の特許侵害はほぼ回避できると思うかもしれない。特許権側の目線では、外国にサーバを置かれることの他、処理の一部を業者以外に行わせる、サーバ自体の発見が困難等、権利行使が難しくなるシチュエーションが数多考えられる。今の状況では、システム特許を取る意味が非常に希薄なため、IoT時代に即した特許法への改正が望まれるところである。
・共同不法行為を成立のための要件が課されること、一部が海外で行われる場合は、特許権侵害が成立しない可能性があることは課題で立法であり、解決することも一案である。ただし、機械装置などの他の分野に影響ないようにすることが必要である。
・ネットワークを通して複数事業者によって特許技術の実施を構成する場合、特許権が成立していない海外サーバで実施する場合、あるサーバから提供されたプログラムをクライアントサイドが実施する場合の明確な侵害判断基準がなく、悩まされる。ガイドラインなどでの情報提供が欲しい。
・サーバの一部が外国にある場合に対処するために、国際的な取り決めが必要と考える。
・サービスの提供先が国内であれば行使可能なのかがわからない。このような事例の判例集などが欲しい。
・【特許権者側の観点】　複数事業者による実施の場合、間接侵害で訴えることになると考えるが、AI・IoTの場合、「のみ品」や主観的要件の立証が困難であり、現行の間接侵害条項では実施行為を抑えることは不可能ではないかと考える。
・間接侵害規定について、AIやIoTで想定されるケースへの適用可能性の有無が課題であると感じられる。間接侵害を問うのに、前提として直接侵害が必要かどうかについて国によって違う点が困っている。

（イ）　弁護士・弁理士　4者

・道具理論や、支配性などを判示した裁判例はあるが、未だ件数が少ないことに加え、学説も少ないため、実際の係争事件において予測を立て難く、お客様に対して確実な意見を申し上げにくいと感じる。
・めがねレンズ事件[8]で国内だけの問題であればある程度対処できるようになったと思うが、外国サーバの場合に該当するか不明である。また、特許が方法発明であるか物（システム）であるかで結論が変わるのかどうか不明である。
・サーバ（の一部）が海外に置かれ、海外で特徴的な処理がされている場合に、日本の権利のみでは権利行使が難しいケースがしばしばあると考えられる。国内で特許

[8] 前掲注3

発明の少なくとも一部が実施され、海外のサーバと連携してサービスが提供されている場合には、全体が国内で実施されているとみなす趣旨の間接侵害規定を追加できないか。

イ. 侵害特定・侵害立証に関する課題、懸念点

（法律・指針等に関する要望・懸念を除く）

（ア）　企業　21者

以下、法律・指針等に関する要望・懸念等以外のコメント

・ソフトウエア関連特許は顕現性が高くなく、内部処理がどの程度まで開示されるか分からず、権利行使がしづらいと考える。
・現実的な話として、業務でお客様である企業が相手であれば、特許侵害を訴えることは困難であるし、特許明細の情報さえあれば、お客様自身が自社で開発できてしまうことも問題である。具体的に、過去にデータを活用した特許を出願してお客様に提案したが、結局他社が受注し、その処理内容を我々が把握することはできなかった。ソフトウエアは処理内容だけでなく、データが必要なこともあり、いくら自社で特許を発明して、登録しても、競合他社や、顧客企業が抵触している事を立証することが現実的ではない。
・処理a'を発明の技術的特徴（最も重要な部分）にした場合、特許侵害検出の立証が難しく、ノウハウにしたほうが良いのではないかと考える。
・間接侵害における立証の困難性が存在する。
・事業者側の観点から、他事業者のサービス内容を把握できず、自者を含めた複数事業者のサービスが、ある特許権と同内容か否かがわからないことが考えられる。
・自社はハードを販売する者であるため、販売先の製作するソフトウエアの仕様によって結果的に製品が他者権利を侵害する可能性があるが、当該ソフトウエアの仕様を判断できる立場にないため、該否判断ができない。
・侵害の認定の困難性は、事業者側の自社製品・サービスの実施可否判断を困難にしている。
・事業者側の観点だと、特許問題が生じた場合の責任の切り分けが難しい。特許権者だと立証行為に困難を伴い、結局全実施者を巻き込まなければいけないので訴えることが困難である。

（イ）　弁護士・弁理士　7者

・権利者の立場では、そもそも複数の侵害被疑者がそれぞれ分担してどのような処理を行っているのかを把握すること自体が、現在の書類提出命令制度等の実務における運用からすると困難である。

ウ. 外国での一部実施に関する課題、懸念点

（法律・指針等に関する要望・懸念を除く）

（ア）　企業　16者

・複数サーバによるサービスの提供の際の「域外適用」については、日本の特許法における実施行為の「使用」概念の拡大で対応しようとする意見が多いように思う。

しかし、実施行為の「譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）[9]」において、「電気通信回線を通じた提供」については、「電気通信回線を通じて、ネットワーク上に存在するプログラムの使用権（アクセス権）を提供すること」も含む、との解釈がされるのであれば、解決する部分もあるのではないかとも考えている。サーバaが、外国にあったとしても、少なくとも、日本国内の端末について、サーバaによるサービスを提供するのであれば、これは、「譲渡等の申出をする行為」に該当する場合が多いのではないかと感じる。なお、薬機法における「医療機器プログラム」の解釈においては、「電気通信回線を通じた提供」については、すでに上記のような解釈で運用されている。

・事業者やその拠点、サーバ所在地が複数の国に跨るケースのほうが今後増えると思う為、どの国で権利化するか、権利行使先が誰か、どの国の法律に準拠して行使するか等がより複雑になるように感じている。

・「処理」を行うサーバが設置されている国で全て権利化しないと権利が有効にならないのであれば、権利化されていない国にサーバを設置すれば特許権を逃れることができることになってしまう。世界のすべての国において出願し権利化することは不可能である。サーバがどこにあったとしても、複数のサーバで処理した結果をもって行うサービスSをどこで行うか（このビジネスモデルがどの国で行使されるのか）に応じて権利行使できて然るべきと考える。

・複数主体や国境跨ぎの問題は、コンピュータソフトウエア関連発明の実務者にとって長年の課題であるが、裁判例が豊富な米国等においても確たるものが存在しない。どのようにクレームをドラフティングし権利を活用すればよいか、他社特許をどの範囲までクリアランスすればよいか、について、他分野に比べて予測可能性が低いことが日々の実務における大きな悩みの1つである。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・サーバが外国（しかもマイナー国）にある場合

エ. 共同不法行為に関係する課題・懸念点

（法律・指針等に関する要望・懸念を除く）

（ア）　企業　9者

・今回のケースは所謂「共同実施」の問題であるが、「権利者保護」の観点では間接侵害の適用を容易にすべきであると考える一方、侵害認定のハードルを下げすぎると、市場独占につながり実経済に悪影響もあると思われるので、このあたりのバランスをどうとっていくかが課題と思われる。また、顧客仕様に沿った製品を納入した事によって、ある特許権者から共同直接侵害に問われることがあった。

・日本の特許権侵害の考え方は、発明の構成要件に欠ける部分があれば「非侵害」なので、「処理a’,b’,c’を行い、相互にデータ授受を行ったうえで、サービスSを提供する」というのが権利範囲だった場合、個別の事業者は、単に「私は実施していません」で足りてしまう。複数事業者の共同実施ということで侵害訴訟を提訴したこ

[9] 特許法第2条第3項第1号

とがあるが（AI・IoT発明ではありませんが）、侵害訴訟の場においてすら、この理論で押された。（特に事業者の1つの外国企業はこれだった）。
・複数事業者が実施している場合、間接侵害で権利行使できるか判断できない場合がある。また逆に特許の特徴部分ではないが、構成要件の一部を実施している場合に共同侵害として権利行使されるのか判断できない場合がある。
・複数事業者が不特定で協力関係が確定していないときの権利行使のしかたがわからない。

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・複数事業者の主観的な関連性が証明できるか不明である。訂正要件を緩和できないか。
・各事業者間の意思の疎通の立証できるか不明である。

オ. 損害賠償請求額・ライセンス額に関する課題・懸念点
（法律・指針等に関する要望・懸念を除く）

（ア）　企業　8者

・1台、2台という販売台数ベースの価値提供ではないため、どのように評価すべきかについてコンセンサスがなく、権利行使へのモチベーションが働きにくい。
・処理a’に特化して特許化できたとしても、発明全体の趣旨をサービス全体として具現化している場合、その発明によって得られる利益を享受しているのは企業Aだけではない。発明のコンセプトがサービス全体であって、企業群が総体として利益を享受しているのであれば、総体として対価を支払うべき。権利者としても企業Aに特許を矮小化してしまうと得られるロイヤリティは限定的となる。
・【事業者側の観点】特許権者とライセンス契約を結んだ場合、ロイヤリティの各事業者の支払配分をどのように割り振ればよいのかわからない。事業者Aが多く支払わなくてはならないのか？
・事業者の立場：特許権者に対するライセンス交渉を含めた特許補償を各事業者が行うのか、それとも代表者が行うのかを決める点が課題と考える。例えば、発明の特徴となる部分を実施する事業者と特徴以外の部分を実施する事業者では特許補償に対する比重が異なると思われる。

カ. 上記以外の権利行使に関する課題・懸念点

（ア）　企業　37者

・IoT関連のシステム特許に関して、弊社製品を購入した顧客が、汎用PCを用いて自社製品を遠隔操作するような場合、顧客が直接侵害を形成するものの、当社自体が間接侵害として競合他社から権利行使を受けるリスクが考えられる。この場合、当社製品が発明の特徴かどうか曖昧な部分は多い。現状制度では、侵害リスクに関する予見性が曖昧な部分もある。逆の立場において、権利者の立場の場合、顧客を訴えることは難しいが、競合他社の実施を抑制できるか疑問である。一方で、一部のシステム特許においては、一部の処理が汎用技術であるのにかか

わらず、侵害の構成要件を満たす可能性があり、間接侵害に該当するか判断が難しい場合がある。
・バリューチェーンの上流事業者と下流事業者で、共同で実施をしているとされ、特許権者である下流事業者の競業企業から権利行使を受けたことがある。この際、特許権者は上流事業者のみに権利行使を行ってきた。上流事業者にとって下流事業者はお客様である。下流事業者に権利行使がなされて商売がなくなると上流事業者としても困るので、結局は上流事業者が下流事業者の分も面倒を見るだろうという狙いがありありだった。また、下流事業者は複数にわたるので、上流事業者を押さえに行く方が楽だというのもある。こういう事情を考えると、権利行使のしやすさから上流事業者がやたらと負担を強いられると感じた。
・複数相手にベンチャーが戦うことは難しいと思う。
・特許権者としては、複数の事業者にライセンスの交渉や特許侵害訴訟を起こすのは、時間と費用がかかり大変である。
・業界におけるパテントプールの組合においては、複数特許権者の委員による多数決により、特許権の範囲を拡大して判断する取り決め（特許権の無効理由の主張を禁止する取り決めを含む）が既に定められているため、仮想事例1における事業者B又はCも実施料を支払わなくてはならないという現実が既に存在している。特許権者は、得た特許実施料収入の一部を新たな特許出願（分割出願を含む）の費用に充てることにより、更に特許権を取得して、実施料収入を継続して増やすサイクルを構築することができる。上記の新たな特許出願には、今まで記載されていなかった構成の組み合わせを特許出願するという安易な発明や、特許法第39条違反にはならない同日出願の上位概念と中位概念と下位概念の発明とを共に権利化するものが含まれる。このような特許発明が、特許法の法目的である「産業の発達に寄与する」ものに相当するのかどうか、検討をお願いしたい。また、分割出願においては、新規事項を追加しても見逃されることが多いので、他社の製品動向を監視しながら、侵害を主張し易くする方向に明細書の文言を追加、変更をして分割出願を繰り返してゆき、実施料の収入を継続して増やす行為が現実に行われている。

（イ）　弁護士・弁理士　6者

・事業者A, B, Cの共同不法行為の立証まで必要なのか、事業者A単独で侵害といえるのか、ケースバイケースであり、上記設問のように一般化するのは難しいように思う。
・今後、IoT特許については、このような複数当事者による実施、特に、共謀意図がない場合も増えてくる。この場合、どうやって権利行使できるのか？については、クレーム作成を工夫することで対応できないおそれがある。これは国内にサーバがあっても生ずる問題である。間接侵害（特許法第101条第2号第5号）については、主観的意図が必要となるので、警告後でなければ適用がない。

キ. 権利化に関する課題・懸念点

（ア）　企業　**19**者

・システムは全体で機能するのに対して、実施者は細分化が進んでいるので、一体としての権利は可能だが、一部分のみを取り出した特許を権利化することが難しい場合もあり得る。また、部分々々の特許を権利化していくと、多数の特許出願が必要となるので、コストも増大していく。
・権利行使にあたって、「各事業者で実施されるステップにそれぞれフォーカスしたクレームが必要」ということであると、ステップがどのように割り当てられるかを全てクレームアップする必要が生じ、現実的ではない。どのようにクレームすれば、もれなく権利行使できるのか、難しい問題だと思う。

（イ）　弁護士・弁理士　**3**者

・IT関連の特許出願を担当するとき、常に上記の「共同で侵害されないように」「単独で権利行使できるように」留意しながらクレーム作成をしている。発明特定事項の取捨選択、選定の仕方を慎重に検討することは弁理士として当然要求されるスキルだと思っている。
・出願時においては、発明の技術的特徴（a）を実施する装置（A）や方法、プログラム等のみを構成要件とするクレームを作ることは、実際にはなかなか難しい。事業者Aが実施する構成要件のみをクレームしたつもりが、実際には事業者Bや事業者Cが実施する構成要件を含んでしまうことが多々あるため。

ク. 専門家の必要性等に関する意見

（ア）　企業　**4**者

・特許権者が複数あって、それぞれの権利範囲の及ぶ範囲が不明のため、侵害されているかどうかを含め判断に困る。したがって、国際特許事務所・弁護士へ調査を依頼することになる。
・複数の要素が絡んだシステムはかなり曖昧で、どこまでを権利とするかは相談する専門家の能力に依存する。さらに、ビジネス上の交渉についての力も必要なので、相手が大企業などであれば時間と資金に余裕のないベンチャーはより交渉が厳しくなる。
・国際特許に絡む知識など、権利行使可能か一次フォローして頂ける窓口の設置が望ましい。

ケ. その他上記以外の課題・懸念点、意見等

（ア）　企業　**27**者

・今後、特許権者側、事業実施者側両方の観点で課題が顕在化する可能性は高くなると思います。実施者側にとっても実施可否の判断が難しいと感じます。
・AI・IoT関連では、多くのシステムやネットワークを活用するため、それに関連している特許が見えにくく、特許侵害のリスクが大きいことから、システム開発のスピードダウンが否めない。

・ライセンス契約について、個別契約（甲⇔A、甲⇔B、甲⇔C）にするか、関係者間一括契約（甲⇔A, B, C）にするか、それぞれのメリットとデメリットがよく分からない。
・サーバ処理及びデータを商品として提供するビジネスを行う際、クライアントやユーザの使い方によっては他人の特許に抵触する可能性がある場合、契約上の知財保証をどこまですればよいのか悩む。
・IT関連を担当できる人材の不足。

（イ）弁護士・弁理士　1者

・事業者Aが独占的通常実施権を特許権者と契約している場合に、事業者Bや事業者C側の立場では実施権の許諾の見込みがないまま事業を実施することに不安がある。

その他、わからない、特にない等の回答が企業111者、弁護士・弁理士4者からあった。

３．プラットフォーム型ビジネス等における課題

(1) 物の発明の場合は、物の譲渡を単位として譲渡数量としてカウントして損害額を算定していますが、方法の発明を使用する場合には、何を単位としてカウントして損害額を算定するのがよいと考えますか？

＜選択肢④　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　90者　弁護士・弁理士　10者

ア．選択肢①～③の 2 つ又は 3 つを指定する意見

（ア）　企業　10者

（イ）　弁護士・弁理士　2者

イ．特定の算定根拠を例示する意見

（ア）　企業　23者

・閲覧回数×閲覧時間。
・利用回数。動画視聴であれば、その視聴回数など。（同一回答他1者）
・総閲覧時間（再生時間）。（同一回答他2者）
・全ユーザで閲覧期間を積算したものを単位とすればよい。
・データDに基づき、サービスSに係るデータを生成するサーバの価額を基準として損害額を算定すべきと考える。
・ダウンロード回数（閲覧回数と一致しないことがある）。（同一回答他1者）
・データサイズ（ファイルサイズ、トラフィック流量）。（同一回答他1者）
・発明方法の実施回数。
・方法の発明を使用したアプリケーションAの提供数。
・甲が同様のサービスを提供しているのであれば、甲のサービス提供方法、提供金額（売上）に則って損害額を算出すればいい。

・1分の動画で、30秒～50秒が重要であればその部分の閲覧を他の部分より高く設定するようなことも考慮したい。
・1ユーザにつき例えばユーザから提供されるデータDに基づき作成される動画データ1件当りの再生時間を単位とするのがよいのではないか。その場合、同じ動画データの閲覧回数には 一定の制限を設けた方がよいかも知れない。
・ユーザへの情報提供方法として、ユーザ端末にデータが残るか否かによって変えてもよいのでは？
・データ残置タイプ：閲覧回数
データが残らないタイプ：ユーザ数×閲覧期間
・閲覧回数とデータの譲渡回数が同じなら、選択肢②と考える。
閲覧回数とデータの譲渡回数が違う場合は、乙が、受信したデータDに基づき動画閲覧サービスSに係る動画データを生成し、ユーザに当該動画データを提供する行為が侵害行為にあたり、ユーザ数や閲覧回数等は本特許権の侵害と直接関係がない為、サービスSに係るデータの譲渡回数（提供する行為）をカウントして損害額を算定することが考えられる。
・データDが性別などの変化しないものであればユーザ数に応じて、閲覧履歴などの変化が起こるものであれば閲覧回数に応じて算定するものだと考える。
・対価の支払方法が月額など期間を定めたものであればユーザ数単位で、ペイパービューの場合には閲覧回数単位で算定するのが妥当であると考える。

（イ）　弁護士・弁理士　4者

・データDに基づいてサービスSを提供した回数（クレームの実行回数）。単に「閲覧回数」としてしまうと、データDに基づかずに（一度データDに基づいてサービスSを生成した後に）単にサービスSを提供した回数というものが含まれてしまい、クレームを実行したことにならず不適切であるため。
・「当該方法の実施」が特許侵害による不法行為であるとすると、それと因果関係のある損害が回復すべき損害である。したがい、「当該方法を実施した回数」に応じて特許侵害による損害を算定するのが法的には正しい。上記選択肢②が一番これに近いが、厳密に言うと、ユーザが当該方法を1回実施して生成された動画データを複数回閲覧した場合は、「当該方法を実施した回数」と閲覧回数とは異なる場合もある。
・各月のアクティブ　ユーザの数の和。

ウ. 乙が得る対価に応じて決定するとする意見

（ア）　企業　11者

・対価1が明確であれば、その対価1から損害額を算定すべきであり、ユーザ数等をカウントして損害額を算定すべきではない。
・対価1と対価2の金額。ただそれぞれ損害額推定の係数は変える。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・特許権者甲がサービスSを提供する場合には、課金方法が公開されているはず。乙の実施したサービスのユーザ数、閲覧回数、閲覧期間等から、その課金方法にしたがって、逸失利益を算出すればよい。

エ. その他実情に照らして設定するとする意見

（ア）　企業　13者

・実サービスのサービス単価の設定方法に基づくものと考える。
・乙がどのような形態で利益を得ているかに基づいて算定するという考え方もあるのではないか。つまり、ユーザとの契約形態に基づいて、サービス提供の対価がどのように決められているかで判断するということ。
・サービスがハードウエアとの組み合わせで提供される場合、このサービスの提供がハードウエアの売上に貢献することがある。一般的にハードウエアは単価が高い。そうすると、このサービスのハードウエア売上への寄与率も考慮する必要がある。この方法を適用するにおいて、ビジネスにおいてどこで金が動くのか、からむのかによって、損害額が変わる。どのようなビジネスかによって変わるので、上記の選択肢を簡単に選べない。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・今後、サブスクリプション形式によるサービス供給が増えると予想される。その意味では、いろいろなカウント方法を認めるべき。

オ. 特許法第 102 条第 2 項に関係する意見

（ア）　企業　14者

・特許法102条1項での算定は困難であるため、第2項で算定すべき。
・乙が甲の特許を侵害して得た今回の利益と将来を見据えたビジネス取引の消失予測に基づく損害額（投資金額なども考慮）を算定。

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・（1）特許法第102条第1項の導入の際には、同項の計算方法の正当性について経済学上の観点からレビューされたと理解している（知的財産研究所の「知的財産侵害に対する損害賠償・罰則のあり方に関する調査研究」[10]参照）。方法の特許に特許法第102条第1項の計算式をアナロジーで導入し、その単位をユーザ数や閲覧回数とすることについて、経済学的に正当性が果たしてあるか否かは必ずしも明確ではなく、そもそも安直な発想であるように思われる。
（2）特許法第102条第1項の考え方は、侵害品が市場に存在しないと仮定し、侵害品によって実際に吸収された需要が権利者の製品にどの程度吸収されたはずであるか、を問題にするものである。設問の事例において、実際に侵害サービスが存在しないと仮定した場合に、それによって権利者がどの程度の利益を上げられたかを考えると、権利者サービスの課金方式（従量課金や閲覧回数、ユニークユーザの数な

[10] 『知的財産侵害に対する損害賠償・罰則のあり方に関する調査研究報告書』（知的財産研究所、1998年3月）

どの様々なバリエーションがあり得る）を考慮せざるを得ないと考える。少なくとも、設問のようにサービスS（侵害サービス）において採用されている「閲覧回数又は閲覧期間」を根拠に、特許法第102条第1項に準じた損害額を決めることはできないと考える。
（3）以上からすると、方法の特許の場合には、特許法第102条第2項に基づく損害賠償額の算定が実務的に最も簡便な気がしている。

特許法第102条第3項に関係する意見

（ア）　企業　5者

・特許法第102条第3項の場合、サービスの提供方法によって損害額は柔軟に算定すべきであり、今後サービスの在り方も変わってくる可能性もあるため、単位を限定しない方がよいと考える。
・サブスクリプション方式など定額でのサービスが行われると想定されるため、実施料も合わせた方が現実に即していると考えられる。

カ．その他意見（わからない、関心がない等も含む）

（ア）　企業　17者

・裁判所において、実際のビジネスの本質を見て、損害額を認定する等の判断が行われている現状もあることに鑑みれば、「まずは業界の実態をさらに調査し、今後どのような特許侵害のケースが想定されるか、どのような対応が必要か等について議論を深めていくことが適当である。」との提言（中間とりまとめ[11]）にあるように、慎重な議論が必要と考える。
・本事例における損害額の算定について、譲渡数量に基づいた損害額の算定との対比だけに着目して検討することはできないと考える。単にモノを製造・販売する伝統的なビジネススキームとは違い、サービスについては、ビジネススキームが多岐に渡っており、どんどん変化・進化していく中で、損害額の算定は、ビジネススキーム全体と特許発明の本質的な内容とを総合的に勘案してケースバイケースで行うしかない。損害額の算定方法の安直な法制化は、不合理な争いの元であり、現にビジネスを実施する者には何らの利益ももたらさず、NPE（特許不実施主体）・PAE（特許主張主体）による権利主張を助けるだけであると考えます。

(2) 甲の損害について、どのように考えますか。

＜選択肢④　損害賠償額を払うべき特定の場合について＞

回答者　企業　66者　弁護士・弁理士　6者

ア．サービス S とサービス S’の関連性がある場合とする意見

（ア）　企業　32者

[11] 前掲注1

・サービスSがなければサービスS’が成り立たないレベルの「関連」であるならば、乙はサービスS’で特許について利益を得ているので、対価2の額に基づいて損害賠償を支払うべき。関連の度合いによって、例えばサービスSとサービスS’が全く異なるゲームで、同じキャラクタを使っている、という程度の関連であれば支払うべきではないかもしれない。サービスSを撒き餌として顧客を集め、サービスS’で利益を得ているという関係が成り立つ場合、他社の特許にタダ乗りして利益を上げているのだから、対価2の一部は特許技術を使って得た利益と考えるべき。
・サービスSとサービスS’の関係にもよるが、サービスS’による利益が、サービスSに大きく依存しているのならば、損害賠償の対象にすべき。現在の裁判所は、このケースにおいてはサービスSが無償であるので、損害を認めないという立場をとる（必ず）。しかし、もう少し権利者の視点で実質的な侵害を考えるべきである。これが日本の裁判が弱く、米国や中国に遅れをとる理由でもあるとも考える。
・非会員に対してサービスSを提供することで有料会員登録を促し、有料会員登録することでサービスS'が提供されるなど、サービスS’によって得られる対価にサービスSが関連する場合。
・サービスS’の利益が、サービスSとどれだけ関連があるかで決めるべき（サービスSのサービスS’の利益に対する寄与率を考慮）。
・乙がユーザに対して対価2の経費を請求する根拠が、データSの提供の対価である場合、対価2の提供により得た利益に対して実施料を支払うべき。一方、対価2の経費を請求する根拠が、追加のサーバ使用料等の管理費相当額である場合、実施料の対象外と考える。いずれの場合であっても、甲は乙に対して特許の実施許諾を受けるよう交渉する。
・サービスS’を提供することによってサービスSを無償にできるような因果関係があるのであれば損害を認めるべき。逆にそれが立証できない場合には容易に損害を認めるべきではない。
・サービスS’がサービスSの存在に依拠して独立した運用が出来ないのであれば、間接的に侵害をしており損害賠償を支払うべき（キャラクターグッズにおける著作権料と同様の考え方）。
・需要者から、サービスS’により収益を得ることと、サービスSの提供との間に、相当の因果関係があると認められる限りにおいて、選択肢②とするべき。

（イ）　弁護士・弁理士　4者

・サービスSを実施したら必ずサービスS’が実施されるような場合。
・特許権が存在するため、乙は本来サービスSを実施できないにも関わらずこれを実施し、深く関連するサービスS’によって対価を得ているのであるから、一定の条件下において、民法第709条に基づいて、損害賠償支払い義務が生じる。当該条件の一例としては、以下のようなものとなる。
　① サービスS’の実施がサービスSの実施と不可分一体であること（特許侵害が乙が収益を上げるための予備的行為となっている）
　② 特許権者もサービスS’を実施していること（本来特許権者のみが上げられたはずの収益を特許侵害によって圧迫している）
　③ 特許法第102条第1項に但し書きのような減額事由は勘案すべき。

・サービスSの実施とサービスS’について得られる対価との間に相当因果関係が立証された場合には、特許について利益を得ていないとしても、サービスS’も含めた利益の額に基づいて損害賠償額を払うべき。そうでない場合であっても、サービスSの実施についての実施料相当額は、損害賠償を払うべき。実施料は、売上や利益の額に基づき定められるとは限らず、無料提供の場合であっても発生し得ると考える。

イ．サービス S’の提供が甲の特許の技術的範囲に属する場合とする意見

（ア）　企業　4者

・サービスS’の実施について乙が実施しているのであれば、サービスS’の実施が甲の特許権を侵害する場合、利益を得ているので利益額等から算出される実施料相当額以上の損害賠償額を請求できるべきと考える。
・サービスS’が記載上は特許範囲外であってもサービスSから見て均等論の範囲内なら損害を認めるべきである。

ウ．乙のサービス S 実施による甲の逸失利益分を考慮すべきとする意見

（ア）　企業　16者

・乙のサービスSの無償提供により、甲のサービスSでの利益獲得に損害が発生していることが認められる場合にはその額を考慮して損害賠償額を検討すべき。
・サービスSを無償とすることで、甲のユーザが乙のサービスS’に流れたことを立証できた場合、甲が得られるはずであったサービスSの対価1を逸失利益分として、乙は損害賠償を払うべき。また、乙がサービスSを提供することにより、甲に逸失利益が生じた場合、損害賠償を支払うべき。
・甲が実施した場合に得られる単位数量あたりの利益額に、乙が行ったサービスSの回数を乗じて得た額を乙は支払うべき。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・乙がサービスSを実施することで、甲が損失を受けているので、受けた損失に見合う対価が支払われるべき。サービスS’の実施には違法性がないので、損害賠償の対象にするには困難がある。

エ．乙のサービス S 実施に関する実施料相当額分とすべきとする意見

（ア）　企業　6者

・無料であってもサービスSを業として実施しているので、その実施料相当額は損害となる。
・乙は、サービスSの実施に対して（対価を無償としていることにかかわらず）、最低限、特許法第102条第3項の規定に基づき実施料相当額の損害賠償額を甲に支払うべきと思われる（甲が当該実施料相当額以上の損害を、乙がサービスSを提供することにより被っていることを立証できた場合にはその分も上乗せされる）。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・サービスSの実施についての実施料相当額は、損害賠償を払うべき。実施料は、売上や利益の額に基づき定められるとは限らず、無料提供の場合であっても発生し得ると考える。

オ. 損害賠償等の対象外であるとする意見

（ア）　企業　2者

・特許部分による乙の利益が無いことが立証されれば、乙への損害賠償は不要と考える。しかし、乙が特許部分を無料で提供している事によって、有料サービスを求める客も一定数存在するはずである。

カ. その他

（ア）　企業　10者

・サービスS'についての損害賠償については個別に判断すべきであり、その場合、甲の特許の権利範囲を不当に広げる懸念があるため、慎重に判断すべきと考える。

＜選択肢⑥　その他の具体的な記載＞

回答者　企業　51者　弁護士・弁理士　10者

（ア）　企業　51者

・特許発明を実施している行為が無料で提供され、特許発明を実施していない関連サービスの行為が有料で提供される場合、少なくとも有料サービスのユーザが依然として無料サービスも利用している場合には、特許発明を実施していることに変わりはなく損害賠償は認められるべきと考える。無料だからといって一律に排除されるべきではない。また、実施料相当額の損害賠償については、特許発明を実施していることに変わりはないので認められる。なお、その場合、予見可能性を高める意味でも、損害額の算定について考え方が整理されることが望ましい。また、サプライチェーン型のビジネスモデルと、プラットフォーム型のビジネスモデルとは、収益構造が異なるため、事業モデルを背景とした検討が必要であると考える。特許発明に係るサービスの提供が無料であったとしても、その特許発明に係る発明の提供が顧客獲得に一定の貢献をし、プラットフォームの価値を高めているのであれば、相当因果関係のある損害額の算定ベースとして事業全体の売上げベースとすることも理論的には可能であると考える。
・侵害行為が存在する以上、利益に基づく損害賠償は支払うべきである。しかし、現行の特許法において方法特許の損害賠償の算定方法について定めがないので、不確定要素が多く、損害賠償額は予見不可能である。
・乙が対価1と対価2を分離し、且つ対価1を無償とする料金体系にすることにより、甲の損害賠償額の算定に影響をあたえてしまうのは不適切と考える。乙が対価1をどのように設定しようとも、特許法第102条第1項に基づき甲の損害額を算定するのが好ましいが、第2項、第3項で認定する必要が生じた場合は、有償サービス（対価2）の利益を「サービスSの提供により、最低限得られたであろう利益」と認定すべきと考える。理由としては、実務上の認定のし易さだけでなく、対価1を無償にすることで

誘引された顧客の一部が有償サービス（対価2）の提供も受けたと考えられる（ただし、対価1の無償サービスの提供を拒否し、対価2の有償サービスのみを申し込むことが可能な場合は、このような申込を行った利用者及び当該利用者の対価は除算すべき）ためである。
・本事例のように、乙による甲特許発明の実施行為（すなわち侵害行為）と甲が被った損害額との間に直接的な因果関係が存在しないことが明らかである場合においても、特許法第102条の推定規定をそのまま運用することが妥当であるか疑問が残る。このような事例において特許発明の実施行為がサービスS'の対価に部分的にしか寄与しないことが乙側の立証事項として整理されてしまうと、乙にとっては酷であると思われる。
・昨今、無料のサービスでユーザを囲い込んで、有料サービスで利益を上げるビジネスモデルが多いところ、無料サービスに対して損害賠償が認められないのは、権利者にとって酷であると思われる。ただ、このようなビジネスモデルは機能が随時追加されることがおおく、無料サービスが全体の売上に対してどれほど寄与していると判断するのは困難であると思われる。

（イ）　弁護士・弁理士　10者

・フリーミアムタイプのビジネスモデルの場合、ユーザ数を増やすことで、ネットワーク効果によりサービス価値が増大する。コレを前提に考えれば、プレミアム以外の実施についてもプレミアムを含めた利益について損害賠償を支払うべきである。
・特許法第102条第2項に基づく損害賠償請求においては、サービスS'についての対価も侵害行為により受けた利益額の一部であるとの事実上の推定のもと、乙が、サービスS'についての対価のうち、サービスSに一切起因していないということを立証できた額についてのみ、侵害行為により受けた利益額の範囲から除外することとして損害額を算定するのが妥当と考える。同法第102条第3項に基づく損害賠償請求においては、閲覧回数に1回あたりの実施料相当額としての固定額（類似の有料サービスにおいて徴収されている対価などを参考に算出することになると考えられる。）を乗じた額として算定することが考えられる。
・乙がサービスSも行なっているとき。
・乙がサービスSを行なわないが、サービスSが特許の均等か利用発明のとき。

(3) 乙が甲へ支払うべき損害賠償額は、どのように算定されるべきだと考えられますか。また、可能な範囲で回答の理由を自由記入欄に御記入ください。

＜選択肢④　乙が受け取った広告料を考慮に入れるべき特定の場合について＞

回答者　企業　40者　弁護士・弁理士　4者

ア. 金銭的関係又はサービス上の関係性がある場合

（ア）　企業　16者

・サービスSの対価が無料であることに特段の事情が無い場合で、乙はサービスSによる顧客吸引力を利用して、広告料を得ていると考えられる場合。
・特許侵害に関わるサービスSのユーザ数、閲覧回数、閲覧期間等に応じて、広告事業

者からの対価（広告料）に変動があるのであれば、サービスと広告事業者からの対価（広告料）は無関係ではない。両者の間に関係性があるのであれば、損害賠償額の算定において対価（広告料）を考慮すべきである。
・広告がサービスS（動画閲覧サービス）と文言上異なるとしても実質的に広告に動画が含まれており、広告行為自体が動画閲覧サービスを含み得ると解釈できる場合。
・乙の広告料収入と、サービスS及びサービスS'の提供との関連が明らかである場合（広告料を考慮して対価2が対価1よりも安く設定されていた場合など）。
・広告料が支払われるための価値の源泉がサービスSに依存している場合は、広告料は実質的にサービスSの対価とみなせるので、外形的には対価1が無償であっても、広告料を対価に含めた損害賠償額を払うべき。
・乙が広告料を受け取る上記システムを構築することが業界の商習慣などにより容易に発想し、成し得る場合。

（イ）　弁護士・弁理士　3者

・サービスSの実施と広告料の発生との間に相当因果関係が立証された場合には、広告料を考慮に入れるべき。そうでない場合であっても、サービスSの実施についての実施料相当額を算定するに当たり、サービスSの利用により乙が得られると想定される広告料は、考慮すべき。実施料の料率や金額は、通常、実施によりライセンス相手が得られると想定される売上や利益を考慮して決定されると考えられるため。

イ．サービス S と広告料との間に技術的関係性を求める意見

（ア）　企業　8者

・甲の特許発明の技術的特徴にデータDを用いることを含んでおり、ユーザによるデータDの提供、乙によるサービスSの提供、データDに基づく広告がそれぞれ密接に関連している場合。
・広告事業者が、広告料の見返りとして、乙から甲の保有する特許権に関するサービスの提供を受ける場合、広告料を考慮すべきと考える。一方、YouTubeやGoogleなどのオンライン広告の料金は、仮に集客効果があったとしても、甲の保有する特許権と直接の関連がないと考えられるため、考慮すべきでないと考える。
・甲の特許権が、特別な処理を施してデータを生成し提供する方法であり、かつ、その方法を利用して広告データを生成、提供している場合。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・広告が特許部分の実施を前提する場合。

ウ．甲も同様のビジネスを実施していることを求める意見

（ア）　企業　3者

・甲が同様に広告事業者から対価を得ている場合。

エ. 限定的に広告料も損害額に含めるべきとする意見

（ア）　企業　2者

・基本は、乙が受け取った広告料を損害賠償額算定上、考慮するべきでないと思うが、乙が得た広告料と乙が得た対価に深い関連があれば、損害額に含むべきと考える。

オ. その他（わからない等を含む）

（ア）　企業　9者

・ユーザ数が一定数を超えている場合。

＜選択肢⑥　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　37者　弁護士・弁理士　5者

（ア）　企業　37者

・サプライチャーン型ビジネスモデルとプラットフォーム型ビジネスモデルとは異なるため、プラットフォーム型ビジネスモデルに固有の要因を背景として検討する必要があると考える。乙が広告料によって収益を上げている場合、その収益にあたって特許を実施する無料サービスが不可欠であった場合（例えばユーザの獲得など）、何らかの因果関係が認められるはずである（例えば、無料サービスによって、競業他社に先んじて顧客を囲い込み、これによってプラットフォーマとしての価値を高めていることも考えられる。この場合、特許発明が無料サービスに係るものであったとしても、プラットフォームの価値を高めることに貢献しているのであれば、事情全体を算定ベースとする相当因果関係はあると言えるのではないかと考える）。従って、広告表示にあたって特許発明を実施していないからといって、損害賠償算定の考慮において一律に排除すべきではない。その場合、相当因果関係を厳しく判断すると一律に排除するのと変わらなくなるため柔軟に判断すべき。少なくとも実施料相当額の損害賠償は認められ、その場合収益は広告料しかないのであれば、広告料をベースに寄与度を考慮して損害額を算定する必要がある。なお、その場合、予見可能性を高める意味でも、損害額の算定について考え方が整理されることが望ましい。
・賠償額算定の根拠を、特許発明の実施を通じて直接的に得た利益や関連性が高いサービス等に基づく利益に限定すると、特許権者の保護に欠ける結果となる場合があるため、乙が行うサービスとそのサービスに利用するモノやソフトウエア全体を総合的に勘案するのが公平と考える。一方で、特許発明の実施が、乙が得る利益等に対してどの程度寄与しているかを決めることは容易でないため、いたずらに賠償額が過大にならないような基準（歯止め）も必要ではないかと考える。
・特許法のみの適用だと損害額の算定が困難な場合がある。不正競争防止法等、他の法律も考慮して対応するべきである。
・乙の会社規模により広告収入が変わると思われるので、単純に損害賠償額における広告料の算定は非常に難しいと思う。
・Googleのように広告料が売上の大半を占めている会社もあるので、広告料も損害賠償の算定に考慮した方が良い。
・当該広告料に、甲の特許により得られるものではないものも含まれるため、甲への

損害賠償に含まれるべきではない。然し当該広告料は、甲の特許を利用することによって派生的に得られたものであり、甲の特許を利用する正当な権原が無ければ不当利得であると考えられるため甲に対する適切な補償が為されるまでは公庫に預ける等の措置が為されるべきである。

（イ）　弁護士・弁理士　5者

・サービスSを提供したか不明確であるが、データDに基づいてサービスSを提供する過程で広告を提供しているなら考慮に入れるべき。
・特許法第102条第2項の損害であれば、広告料を含めることができるのではないかと考えられる。権利者が当該広告業者と契約できたか否かという因果関係の問題については、被告の抗弁（権利者は広告業者と契約締結できなかったと思われる事情の立証）とすればよいのではないかと考える。
・広告事業者からの収入が特許侵害（不法行為）と因果関係を有しないように思われる。→乙が受け取った広告料は原則として損害額において考慮されない。

(4) その他、プラットフォーム型ビジネス等に関する特許について、課題であると考えられることや、実際に困った御経験、具体的な特許の事例（特許番号）があれば、御回答ください。

回答者　企業　219者　弁護士・弁理士　19者

（ア）　企業　219者

・インターネット経由での新規ビジネスは今後も新しいビジネスモデルが発生するため、そのビジネスモデルに合わせて損害額を柔軟に適用することが望ましいと感じる。
・「物の譲渡」による侵害を前提とした特許法第102条第1項の規定において、「サービスの提供」が特許権の侵害行為に当たる場合、特許権と直接的には関係しない収益モデルに対し、どの範囲まで侵害行為や損害賠償が認定されるか明らかではないことが課題であると考える。
・クレームの立て方にもよるが、ユーザの行為により実施行為が完成するような場合、権利行使が困難である。
・コンシューマを対象としたビジネスだと広告収入型が主流といっても良いかと思うが、広告収入の方式が多段階な場合はよりわかりにくくなりそうな気がする。
・プラットフォーマは、より多くのユーザを呼び込むことによってプラットフォームの魅力を高め、結果としてプラットフォームを通じて利益を得ようとするため、多くのサービスや技術をオープン化／無償提供しており、特許発明の実施や関連するサービス等による見かけ上の収入がゼロであるケースも少なくない。従って、特許侵害による損害額（特許侵害を通じて実施者が得た利益の額）の算定が極めて難しいことが課題となる。
・プラットフォームは課金体系を比較的自由に設計できる。損害の有無が課金体系に依存しないようにすべき。

・乙のサービスS’が甲のサービスS以外の方法でもユーザを獲得している場合のサービスSの寄与率の算定が難しい。
・仮想事例のように、様々な方法で課金が可能なので、特許侵害部分を0円、それに依存するもののそれ以外のサービスの価格を有料にすることで、実質的には特許を回避することができてしまうのであれば、特許を取る意味が薄れる。
・サービスプラットフォームの構造自体で特許を取得することは困難であると考え、現在はパーツごとに出願する考えで知財を固めていっている。小規模事業者にとっては、ライセンス料を受け取るまでの間が、企業としての体力に限界がある。やむを得ないこととは言え、大手のサービスプラットフォーム型サービス提供者からライセンス料を取る、という考えに、小規模事業者なりの工夫をしなければならないか、と考えている。
・データの流通・利活用によるビジネスが発展していくと想定されるが、そのようなビジネスに関わる特許について、流通するデータを生成する事業者と、データを流通させるプラットフォーマのへの権利が及ぶ範囲については今後議論がされる余地があるのではと考える。
・プラットフォーム型ビジネス等はマネタイズの仕組みが多様かつ複雑であり、特許権者に損害が生じていることが明らかであるにも関わらず、その損害の所在や対象範囲が不透明になりがちである。これに伴い、特許出願の意義が不明確になるとともに、権利範囲の設定など出願内容の検討が難しくなる。
・業種によっては既にあるプラットフォームを特許化した内容と仮定した場合、そもそも既存事業は継続して1990年頃までPCなどがあまり普及していな時代は商社経由で広告・公報を独自でやってサービスを提供しており、データや情報はその対価で費用や対価は独自で行われていた。特許でシステムを組みサービス（無形資産）を情報として提供することによりメーカとしては有利に働くが、今までに一緒にやってきた商社との関係性や他社との境界がシームレスになり事例にあるように会社間の取り組みや協業が変わった場合、サービスやノウハウなどは今後問題になる可能性があるのではと考えました。
・現状でこの種の特許に関連する事業を行っているわけではないが、IoT関連でも似たような状況が生じる。プラットフォーム型ビジネスと特許制度は非常になじみが悪く、特許権者がさほど特許の利益を受けられない状況にしておくほうが、世の中がややこしくならないように思う。
・特許に係るサービスSを実施しなければサービスS’に対する対価も広告料収入も得られないのであれば、両者を損害賠償額の算定に考慮すべきと考える。事業者がどこから対価を回収してビジネスモデルとして成立させるかは事業者の自由であるが、その選択（サービスSは無償）次第で特許に係るサービスSを実施しているにもかかわらず損害賠償を請求できないのは不条理だと思う。
・プラットフォームビジネスでは、プラットフォーマとそのプラットフォームに乗って商売をする者（プラットフォーマから見ればプラットフォームのユーザ顧客）など登場人物が多く存在する。プラットフォーマがどこまで管理体制を構築できれば、プラットフォームのユーザ顧客が特許権侵害を行ったとしても、権利行使を免れるかの線引きが明確である方が安心して事業を行うことができる。従ってこれらに関するガイドラインのようなものがあると便利だと思う。

・プラットフォーム企業が巨大な企業の場合は、侵害裁判を起こしても調査費用、裁判費用を含め体力負けする可能があるので（裁判の長期化に耐えられない）、簡単に補償等を受けられる仕組みがあると良いと思う。
・実際にサービスを提供する方法が開示されない限り、他者の侵害確認を行うのは難しい。サービスのための入出力の情報で判断して良いのかの指針が欲しい。
・動画配信において、「キャラクタの動画について臨場感を向上させる技術」について、甲が特許を有しており、動画配信サービスのプラットフォーマ乙が、甲の技術をサービスのオプションとして提供しており、バーチャルキャラクタによるサービス提供者（Vtuberに相当）丙が、乙のプラットフォーム上で、このオプションを使用してサービスを提供して収益を上げているとき、甲の特許権の行使先は、乙なのか、丙なのか、それとも、乙及び丙の共同行為とするべきか？
・乙は、広告主からの広告料の一定割合を収益として得ており、丙も、一定割合の広告料を収益として得ている場合、甲の損害額は、誰のどの収益に対して算定されるべきか？乙にとっての広告料収入は、丙のサービスだけが対象となっているわけではないとすると、どうなるか？（広告主は、特定年齢層の特定分野のアニメファンをターゲットとして広告を依頼しているだけで、丙のサービスは、その中の一部に過ぎない）
・電子機器を用いたアプリケーションソフトウエアはインターネット等から対価無償でユーザに提供されている。また、ユーザが好みでアプリケーションソフトウエアを選んでダウンロードする場合もあるので、電子機器を購入したユーザ全てがその特許を実施するものでもない。このようなアプリケーションソフトに関する特許も、損害賠償額の算定方法が明確ではない。アンケートで取り上げたようなサービス提供だけに対象を絞って損害賠償に関する制度検討がなされるべきではない。特許権の実施行為が直接的に侵害者の利益に結び付かない様々な形態も含むように検討を進めて欲しい。
・特許第6988748号公報は、上記例に非常に似通っている。

（イ）　弁護士・弁理士　19者

・プラットフォーマが外国法人で、日本に支店も有しておらず、プラットフォームを提供しているサーバが外国に存在している場合、日本特許に基づき権利行使ができるかが問題になると考えられる。
・二次創作物のように二次的サービスの侵害性。
・事業者Aのみが特許権者と独占的な通常実施権を契約している場合に、事業者B又は事業者C側から実施権契約を行えない。
・プラットフォームの特許は、一種の公共財であるから、他者がこれを使って発明できるように、実施料を低くする。
・他者としては、プラットフォーマが、侵害しそうな応用特許の開発に先行する。

４．AI関連特許の利活用に関する課題

(1) AI の学習アルゴリズムに関する発明の保護に関し、課題と感じていることは何ですか？

＜選択肢⑤　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　40者　弁護士・弁理士　7者

（ア）　企業　40者

・学習アルゴリズムに関する発明は、仮に侵害立証ができたとしても、その進化が早いので、例えば、3年後に登録特許となった時点で、既に学習アルゴリズムの仕組みが変わってしまっており、もはや権利活用ができなくなることを課題と感じている。
・学習アルゴリズム自体も業務の実態に合わせてパラメータをチューニングするため、仕様が随時変わり、いつまで経っても固まらないこともあり、出願スピードとあっていない（出願して審査する頃には全く違うものになっている可能性が高い）。
・1）学習アルゴリズムについては、秘匿を維持することが、そもそも困難と考えるので、特許出願はしている。OSS（オープンソートソフトウエア）で開発されるので、自社が秘匿しても、同じか、それと同等以上のアルゴリズムが公開されてしまう可能性が高い。
　2）学習アルゴリズム以外の「前処理」などに、重点を置いたクレームを作成できるときは、そのようにしている。
・特定の分野・データに公知の学習用アルゴリズムを食わせて生成したに過ぎない学習済モデルで対して、どこまで進歩性が認められるのかがわかりにくい。防衛的に行う出願が増大して手間とコストがかかる。
・学習アルゴリズム自体の発明について特許出願することは少なく、学習アルゴリズムを用いたサービス全体の発明について特許出願をすることが多い。
・利用発明・選択発明がいくらでも特許となり得るため、いわゆる「特許の藪」状態を招いてデッドロックに陥る懸念がある。
・選択肢②に関して、アルゴリズムだけでは適切な組成を導き出すことができないことから、過去の配合情報や物性値などの教師データをどのように保護するかが課題だと考えている。
・学習アルゴリズムが教師データから作成される場合もあるので、教師データの出所が第三者の場合の権利関係が複雑となる。特に、提供する第三者が複数存在する場合、学習アルゴリズムに第三者の権利が全くないとは言い切れないように思われる。
・学習用データセットへの貢献が大きい場合が多いが、このような場合にプログラムの発明者、著作者としての貢献を見積もるべきか、どう見積もるべきか等に課題を感じる。
・インターネットで収集できる情報を、著作権フリーで学習に利用できる代わりに、その場合は学習アルゴリズムもオープンソース化が義務付けられると、AI技術発展につながると思う。また、真逆の考えだが、特許出願による不利益が生じる（侵害立証が困難な分野）については政府又は国際事務局主導で「秘密特許」の対象拡大

を検討しても良いかと思う。
・発明をどのように産業（事業）に結び付けるかを考え、権利化が必要と判断される発明は権利化を行う。たとえば、データの蓄積を目的としたプラットフォーム、或いはデータの活用を目的としたプラットフォームを、政府や企業等がそれぞれの目的で立ち上げ、プラットフォームを立ち上げた者がそれぞれの目的を達するために、特許の許諾も含めて必要な手続きを行うといった、権利を活用する観点での新たな制度の確立を希望する。
・AIの学習アルゴリズムは、Pythonなどのオープンなプログラミング環境により、個人レベルでも世界的に公開されながら質疑応答を互いに行う試作や検証により開発が進められてきているという現状がある。そして、これからも急速な発展を必要とする分野である。選択肢①のように、権利化後の立証が困難であるとか、選択肢②のように公開を制限したいとかのレベルの話は、AIの学習アルゴリズム開発の現状から大きく乖離した議論である。世界中で個人を含めたAIの学習アルゴリズムが開発され続けている現状では、特許出願された発明についての審査を行う際に、個人が開発したAIの学習アルゴリズムまでの全てを引例として挙げることは不可能であり、特許出願されたAIの学習アルゴリズムが過誤登録されてしまう可能性が非常に高い。また、ひそかに公開されている他人の発明を自己の発明のように見せかけて特許出願する者も現れる可能性がある。過誤登録されたAIの学習アルゴリズムは、新規発明を公開した代償として保護するという特許法の法目的に反するものであり、認めるべきではない。AIの学習アルゴリズム特許の権利化を認めた場合には、利益を得るのは一部の特許権者とその代理人である。それに対して、世界中のAIのアルゴリズム開発者の多くは、製品への応用などの実施行為を躊躇せざるを得なくなり、産業の発達が著しく制限され、特許法の法目的にも反することとなる。

（イ）　弁護士・弁理士　7者

・一部を変更したアルゴリズムであっても有効に動作することが多く、侵害回避が容易である。
・AI関連については、1）学習済みデータの作り方、2）完成した学習済みデータそれ自体、3）この学習データを使って行うデータ処理の3つがある。1）、3）については、現状の審査基準に従い権利化可能である。しかし、2）については現実のデータ取引はパラメータだけがやりとりされることも考えられる。これらのパラメータについては、現行の間接侵害規定で対応できるのかは疑問である。なぜなら、このような単なるデータが特許法第101条のモノに該当するのかについて疑義があるためである。もちろん、このパラメータを読み込んで処理をするプログラムに組み込まれた後のモノは、プログラムに準ずるとして対象となることは明らかであるが、パラメータの塊はどうなるのか？
・学習アルゴリズムそのもの（ディープラーニングの仕方の工夫など）の出願は少ないと思われる。学習アルゴリズムに関する発明の大半は、学習アルゴリズム自体に限定はなく、入力データと出力（判定結果、分類結果等）との関係で規定できるものが多い。したがって、従来のコンピュータソフトウエア関連発明と同様にクレームできる。
・①ディスカバリ制度が必要である。インカメラもある程度可能である。立証は難しいが、入力と出力を特定できればある程度立証可能である。②特許出願しないで、

他社に特許をとられると大変である。③学習アルゴリズムは、論文で公開されることが多いので、特許化しておく。

(2) AI 技術に関する発明において、クレームの作成に当たり、心がけていることは何ですか？

＜選択肢②　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　70者　弁護士・弁理士　12者

（ア）　企業　70者

- 「AIアルゴリズム発明」と異なって「AI応用発明」は、AIエンジンがいかなるものかに発明の価値が依存しないため、「入力」であるデータがどういう種類のデータであって、そのデータのどの特徴に着目したのかはより重要な検討になる。また、そのデータをどの用途に適用するか、その過程でどのような価値を発現したのかを、整理する必要がある。このことから、「入力」「出力」及び両者の相関関係で、発明をとらえ直し、クレームを作成している。
- 「AI関連技術に関する事例の追加について」[12]などを参考に、以下の点がクレームに反映されるように考慮している。
    - 学習に用いる教師データの追加に顕著な効果が認められるか。
    - 学習に用いる教師データに対する前処理等、AIを適用するための工夫がなされているか。
    - 外部から視認できるビジネスモデルに関連付けられているか。
- 教師データの特徴を明確にする。
- 「入力」と「出力」を具体的に書いたところで、現状の審査の実情であれば、先行文献との差異を主張できないため、ある程度「処理」に踏み込んだクレームにする必要があると考えている。なお、「入力」と「出力」の関係をメインとして特許を認めるという方向性が過ぎれば、AIだったら何でも実施可能であることを前提とした、実施を前提としない者によるアイデア発明が横行し、実際のビジネスや技術開発の場におけるAI技術の利用が妨げられる状況となることを危惧している。
- 学習アルゴリズムだけではなく、学習データに施す工夫とか、推論結果の補正など、周辺技術でも権利化を試みている。
- その他、AI技術の活用によって実現されるアプリケーションに着眼した発明をクレームすることも検討するようにしている。
- 既存AI／機械学習技術との違いを、進歩新規性を明確にするため「処理」の部分に重きをおいて作成する。
- 実装したアルゴリズム（計算手法）そのものでなく、数学的に上位概念でとらえ、実装するためのコンピュータ資源と一般的な概念で結びつけるようにし、コンピュータアーキテクチャの進化によって陳腐化しないようなクレームを作成する。
- 特許庁作成のAI・IoT関連技術の審査事例集を実務上の参考としている。
- 公開すべきでないノウハウ部分がクレームの構成とならない配慮をしている。
    - 選択肢①以外にもクレームの作成に当たり、以下の点を心がけている。
    - 侵害立証ができるようなクレームの作成

[12] 特許庁「AI関連技術に関する事例の追加について」 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/jirei_tsuika.pdf［最終アクセス日：2021年2月26日］

・権利活用の対象単位（クライアント端末／サーバ／クラウド等）それぞれをカバーできるクレームの作成
・特許実施許諾を伴うOSS化も想定してライセンス対象範囲を留意したクレーム作成
・適用先プロダクトが限定されないよう、より汎用的な発明へと上位概念化してクレームすること。
・処理のキーポイントを秘匿する一方、他社の権利化を阻止するための防衛出願及び複数の選択肢による処理技術特定の回避（オープンクローズ戦略）。
・AIを適用する特定の技術分野特注の効果が発揮できる構成を追加する。
・実行するハードウエアに限定できる従属クレームを追加する（米国用）。
・AI関連技術出願に関し、経験のある特許事務所（弁理士）に作成を任せている。
・事例などのガイドラインが欲しい。

（イ）　弁護士・弁理士　12者

・ディスカバリ制度が存在しない日本の裁判実務を前提とすると、侵害立証ができる範囲でクレームを記載することが大前提となる。学習アルゴリズムは、一般的にはこの前提に反するので、選択肢①のようなスタンスで記載することが通常。ただし、特許出願人が大企業であるなど、グローバルビジネス（米国訴訟）に耐える資力を持っているような場合は例外的に侵害立証ができない部分に及ぶこともあるが、この場合、ノウハウ流出という別のリスクが存在することにも留意する必要がある。
・選択肢①の根拠は、「AIの中身はブラックボックスであるため、入力&出力で捉える」というところかと理解する。一方で、AIはブラックボックスとよく言われるが、実際には具体的な層構造（DNN、CNN、RNN、LTSM等）がある訳で、必ずしも「ブラックボックス」で括る必要は無いと感じることがよくある。「ブラックボックス」を盾に、「入力」と「出力」の具体的な相関関係での権利化を広く認めてしまうと、実際にどのようなAIアルゴリズム（ニューラルネットワークの構造など）を使って、本発明の課題を解決できるのか十分に理解できないこともある。そこで、AI発明の保護を重視するのも非常に大切だが、他方で、広すぎる権利、曖昧な権利の発止防止の観点で、どう審査を行っていくかご検討頂きたい。
・ ①「入力」と「出力」の具体的な相関関係で発明を捉え、「処理」のウェイトを少なくするクレームを作成。
② 学習アルゴリズムを利用する発明で、主体が複数のとき、1つの主体に絞ったクレーム・複数の主体で実行されても、間接侵害、均等論で主張できるクレーム。例えば、公知の要件をクレームに入れない。
③ ルールベースのソフトウエア発明もカバーするようにする。
④ 入力データをメタ化しすぎない。具体化した効果のよりある入力データをサブクレームに入れる。

(3) 学習アルゴリズムに入力される教師データや、学習済みモデルのパラメータの特許による保護の可能性についてどのように考えますか（複数回答可）。また、可能な範囲で理由を自由記入欄に御記入ください。

＜選択肢⑤　選択肢①～④以外のAI関連データについて特許法で保護すべき特定の場合について＞　回答者　企業　9者

（ア）　企業　9者

・このジャンルは「法律による保護」で発明を推進しなくても自律的に開発競争が発生するため、発明は米国における医療行為の特許保護制度のように「権利は認めるけど、第三者は無償で実施できる」くらいが、産業の発展のためにはバランスが良いと思う。

＜選択肢⑧　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　54者　弁護士・弁理士　11者

ア. データ全般について特許法での保護に反対又はそれに類する意見、及び、教師データ・学習済みパラメータ双方について保護に反対する意見

（ア）　企業　8者

・特許法で「データ」を現状以上に保護することには慎重であるべきと考える。「データ」は、その性質上加工等が容易であり、「データ」そのものを特許権の対象とした場合（直接侵害）、「データ」が膨大であるほど、どの程度の加工にまで当該特許権の効力が及ぶのかといった発明の同一性の範囲が極めて不明確になり、結果として、選択肢①の第三者の調査負担のみならず、「データ」の利用促進が著しく阻害されることになるのではないか。このことは均等要件の認定も含めて、同様であると考えられる。また、「データ」は複製が容易であるため、「データ」を現行特許法の「物」（特許法第2条第3項第1号）と考えた場合、消尽の適用についても範囲が不明確になると思われる。
・選択肢②について、特定のデータの生成方法において生成されたデータは、他の一般的な単なるデータと区別つかない可能性がある。その場合、特許権の効力が及ぶとすると、自分が扱うデータが何の特許を侵害しているのかさっぱりわからないということになり大きな混乱が生じる。そのようなデータに特許権の効力が及ぶとすると、単なるデータに直接特許権を与えるのと変わらなくなるので、認めるべきではない。具体的な課題が生じた場合に検討すればよい。
・選択肢③について、教師データそれ自体では、その後段でどのような価値を生むのか未だ明らかではない。そのような段階で保護をすれば、流通が阻害され、その後段で生まれるはずの価値が生まれなくなることを大変懸念している。
・選択肢④について、学習済みモデルのパラメータが、学習済みモデルから分離して、それだけで流通している実態があるとは認識していない。そのため、保護するための実態があるとは考えていない。
・データの特許による保護だけを制度化してしまうと、データの流通に大きく制限がかかる可能性がある。そのため、善意の第三者のデータ流通に制限がかからないよう、データのトレーサビリティが確立する制度とセットでの検討が必要と考える。

・これらについて特許権を認めると、権利行使に大きな手間とコストがかかるため「金持ちしか使えない特許」になりかねず、かえって産業の発展を阻害し、特許法の趣旨に反する結果を招くと考える。
・中間とりまとめ[13]でも見受けられた意見だが、AI関連データ（教師データや学習済みモデルのパラメータ）の保護については、AI関連データの流通が阻害され、かかるデータの利活用に対するマイナスの影響が大きいという強い懸念を示す意見がある。当社としても同様に考えている。
・個々の教師データ／学習パラメータ単体には技術的思想はなく特許性に疑義があり特許法で保護すべきではない。必要ならば不競法等、特許法以外の法律で保護すべきである。一方、教師データセット／学習パラメータセットには、技術的思想が含まれる余地もあり、特許性が認められるのであればデータセット或いはパラメータセットは特許法で保護すべき可能性がある。特許法による学習データ／パラメータ等の保護については自社内でも賛否両論がある。
・1）「学習済みモデルのパラメータ」を特許で保護する、というのがピンとこない。そもそも、「パラメータだけ」で権利範囲を特定できないと考えるし、逆に、「パラメータそのもの」は、公開されること（侵害摘発できること）は、ほぼないのではないかと考える。また、通常の人工知能技術であれば、「パラメータは、時間経過とともに更新される」ので、特許権による保護というのが可能かというと、疑問である。
・2）「学習データセット」については、一定の技術分野で、「技術標準」となるようなものであれば、「データ構造」を特許として保護することに、意義がある場合があるかもしれない。
・保護による事業実施の制限、躊躇を懸念する。各業界における自由実施と知財保護のバランスを十分考慮する必要があると考えます。
・「教師データ」や「学習済モデルのパラメータ」は、ノウハウの側面が強く、公開を前提とする特許での保護はあまりなされないのではないか。ノウハウとして蓄積したデータ等が万が一、外部に漏れた場合に、どのように保護や救済を図るかを主眼に置くほうが現実的と考える。そのため、不正競争防止法等の他法域での保護を充実させるほうが良いと考える。
・学習済みモデルのパラメータはAIが設定したものであるため、創作物には当たらないと考える。
・教師データが特許により保護されると、同様の教師データ等を他のモデルで使用した場合でも、特許権侵害となったり、実施料支払いが生じたりする可能性があり、AI技術の発展を阻害する恐れがあると考えられる。

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・特許法第2条第1項の発明の定義に該当する限りは保護すべき。逆に言うと、同項を改正してまでパラメータや教師データに独占権を認める必要はない。
・データそのものやデータの流通にまで保護を広げることを考えると特許法が前提とする「技術的思想の創作」の保護からどんどんずれていく気がする。

[13] 前掲注1

イ. 教師データの保護には反対だが、学習済みモデルのパラメータの保護については賛成とする意見

（ア）　企業　1者

・学習済みパラメータは、AI関連特許の技術的特徴であると考えられる「アルゴリズム」にデータを通した結果であるため、特許による保護の対象であると考える。一方、教師データは、収集したデータの蓄積であり、それ自体に新規性があるとは言えないと考える。そのようなデータまで特許法で保護してしまうと、AI学習分野の発展を阻害してしまう恐れがあると思うため。

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・推定装置の権利化ができるのであれば、教師データの保護については必要性が思い浮かばないが、何らかの手段で保護すべきなのに現行の特許法では保護できないケースがあるかと思う。具体的には、教師データを収集することに労力がいる一方、教師データさえ手に入れれば誰でも汎用のAIで所望の目的を達成でき、且つ、入力と出力との相関関係が自明なため学習済みモデルの権利化が難しい場合などである。

その意味では、教師データを何らかの手法で保護すべきだが、特許法の保護対象が「技術的思想の創作」であることからすると、特許法で保護することには違和感がある。そのため、教師データに関しては、選択肢⑥と回答したいところである。一方、学習済みモデルのパラメータの権利化についての問いが良くわからなかったが、選択肢⑥とはしたくないため矛盾が生じないように選択肢⑧を選択した。

学習済みモデルのパラメータは、現行の特許法の「プログラム等」に入らないのかがよくわからなかった。たとえばニューラルネットワークの結合係数は、電子計算機に対する指令ではありませんが、「電子計算機による処理の用に供する情報」であり、また、それら結合係数の組によって、一の結果（＝出力値）を得ることができるものである。学習済みモデルのパラメータに関しては、現行の特許法におけるプログラム等に入る余地がないとの仮定の下、選択肢④を選択した。

ウ. 教師データの保護には賛成だが、学習済みモデルのパラメータの保護については反対とする意見

（ア）　企業　2者

・学習済みのパラメータ（数値の羅列）に特許性がないと考えるが、教師信号のデータ構造に工夫がある場合はデータ構造が特許性をもち保護すべきと考える。

エ. 教師データの保護に賛成にのみ言及した意見

（ア）　企業　2者

・学習済みデータを特許法で守ることはできないのか。著作権法はあいまいな部分が多く、AIエンジンの提供会社は学習済みデータまで無償で欲しがる傾向がある。契約が重要となる。

・教師データには、これまで蓄積してきたノウハウ的な配合も含まれている可能性があるため保護の必要性を感じる。また、その教師データを利用した学習済みモデルも同様に競合他社に使用されたくはないと考えている。

オ. 学習済みのパラメータの保護に賛成のみ言及した意見

（ア）　企業　1者

・学習済みモデルのパラメータについては、学習プロセスをクレームに含むような、いわゆる「プロダクトバイプロセスクレーム」の記載で保護されることが明確化されれば、クレームが書きやすくなり、保護しやすくなると考える。

カ. 教師データ・学習済みパラメータ双方について保護に賛成する意見

（ア）　企業　7者

・教師データも学習済みモデルのパラメータも特許法で保護できれば保護すべきだが、今の特許法だと厳しい気もするので、特許法の改正が必要ではないか。
・教師データもパラメータも、解決すべき課題、構成、効果を備えているのであれば特許として認めるべき。ただし、教師データもパラメータも、特定のアルゴリズムで、特定の回答を得るために特化して設定されているはずであって、通常であれば、どのような環境で使われるのかをセットで限定しなければ、効果を奏するものとは言えない。単なる教師データ、単なるパラメータで権利を認めてしまうと、権利の濫用を助長することにつながる心配がある。
・学習済みモデル自体は、通常、論理的に説明することが困難なため特許による保護に馴染まないと考えるが、モデルの入出力・構造（例えばニューラルネットのニューロン数やネットワーク階層数等）や性能等を特徴づけるパラメータは保護対象とする余地があると考える。一方で、教師データについては、どの教師データを選定／除外するか等が創作活動の中心であることに鑑みて保護対象としても良いのではないかと考える。
・教師データの基になるための生成方法は特許法の保護対象を思いますが、教師データや学習済モデルのパラメータ等は特許法というより営業秘密に近いので、これらのデータは不正競争防止法と、対象データにより保護となる法律を分けても良いと思う。

（イ）　弁護士・弁理士　3者

・運用上可能な範囲で自然法則の利用性の要件を柔軟に解釈して保護対象を拡大すべき。特許法だけではなく、不正競争防止法など他の法律も含めて、AI関連技術を考慮した総合的な法制度を検討すべき。
・直接の保護対象とするかは別として、教師データや、学習済みモデルのパラメータの提供について間接侵害の成立の余地は認めて良いと思われる。

キ. その他の意見（わからない等も含む）

（ア）　企業　19者

・データに対する保護を拡充する場合、データの定義をしっかりして欲しい。
・教師データについては主に著作権で保護されると思うが、これ以外にも個人情報保護法、営業秘密などの複数の法域にまたがり、権利関係が不明確になりがち。統一的な保護が望ましい。また、教師データの著作権がどこまで二次著作物として及ぶのかが不明でリスクを感じる。何で保護するのかに加えて、保護しない部分も明確化して欲しい。

(4) 学習済みモデルを利用した推定装置の特許について、学習済みモデルの生成「にのみ用いる」学習用データ又は学習済みモデルのパラメータを生成・提供する行為を間接侵害として捕捉すべき事例を教えてください。また、そのデータを見て、侵害が生じる蓋然性が高いことを立証できるかどうか、及び、その理由をお答えください。

ア. 侵害が生じる蓋然性が高いことを立証可能と回答した事例

（ア）企業による回答

立証可能事例1

＜事例＞
アルゴリズム自体に特徴が少ないAIに対し、学習用データセットにより学習させることで、本件の推定装置の特許と同じ効果を得られるような場合。
＜理由＞
学習用データ又は学習済みモデルのパラメータが販売されることになると考えられるが、その場合は適用されうる学習アルゴリズムと、それから得られる「推定」結果が示されるため。

立証可能事例2

＜事例＞
学習データ又はモデルそのものを複写、配布、使用する行為
＜理由＞
データの同一性を評価することで可能。但し、学習データも公開されている場合、それを利用するなどしてモデルを再構築してしまえば、同一性は評価できなくなると思われる。

立証可能事例3

＜事例＞
学習用データに、他の推定装置では使用できない特殊な処理がなされている場合。例えば、入力された画像データに対して、建設現場の監視に向けた特有の情報（重機の動作、建設作業員の動作等）を抜き出すような処理がなされており、同じ画像データの他の用途（自動運転、工場の生産ラインの制御等）には使用できないような場合には、当該処理済みの画像データを学習用データとして生成・提供する行為を間接侵害として補足すべきであると考える。

＜理由＞
元の画像データと処理済みの画像データを比較することで立証可能と考える。

立証可能事例4

＜事例＞
特定の疾病の診断「にのみ用いる」パラメータ。
＜理由＞
当該パラメータは、当該疾病の診断に不可欠であり、間接侵害の要件である「その発明による課題の解決に不可欠なもの」に該当すると思われるため。

立証可能事例5

＜事例＞
撮像画像により設備の異常点検を行う推定装置において、異常検出の学習のため、「設備撮像画像」と「撮像画像中の異常個所」とを対応付けた教師データを用いる。この推定装置自体に特許権が存在する場合に、上記のデータを生成・提供する行為が間接侵害に該当する可能性があると考える。
＜理由＞
学習用データセットとして使用する「設備撮像画像」と「撮像画像中の異常個所」とから構成されるデータセットは、当該異常検出の学習にのみ用いられることが明らかであり、他の用途も想定しにくいため、侵害が生じる蓋然性が高いことが主張できるのではないか。

（イ）弁護士・弁理士による回答

立証可能事例6

＜事例＞
AI側のシステムがデータを読み取る際に照合するインターフェース用データの存在（例えば、学習用データの種別やフォーマット（形式）を示すデータなど）。
＜理由＞
AI側のインターフェースの仕様がわかれば、それに対応するインターフェース用データを有する学習用データは、「そのAIにのみ使用させる目的のデータである」と推認できると考える。

立証可能事例7

＜事例＞
推定装置の推定（演算）アルゴリズムが公知である場合において、当該アルゴリズムに基づく演算を行うコンピュータに読み込ませれば、当該コンピュータを、特許発明に係る推定装置として機能させることができるような、学習済モデルのパラメータ群を、生産及び提供等する行為。
＜理由＞
クレームの書き方にもよるが、パラメータ群を大々的に提供する場合には、そのパラメータ群がどのように作られたものであり、それをどのように使うと、どのような機

能を発揮するか、の情報も併せて提供されると考えられるので、その範囲で侵害を問い得るようなクレームであれば、被疑侵害者の販売資料や技術資料に基づき立証可能となることは十分ありえると考えられる。

立証可能事例8

＜事例＞
所定のグループに属する人か否かを推定するためのAI学習済みモデルを利用した推定装置」が、ハードウエア（カメラ、コンピュータなど）、アルゴリズムで動作するソフトウエア（画像処理プログラムなど）、AI学習済みモデルで構成されているとする。ただし、ハードウエアとソフトウエアだけでは、特許法第101条の間接侵害には該当しないとする（AI学習済みモデルがどのようなものかによって、異なる推定装置になる可能性があるとする）。
業者Aは、未学習のモデルが入った推定装置（ハードウエアとソフトウエア）をユーザに販売、設置する（例えば、個人ユーザの自宅玄関に設置する）。
ユーザが、設置された推定装置を用いて所定の期間に集めた動画に、所定のグループに属する人か否か（家族か否か）の情報を付加したデータを学習用データとする。ユーザが、業者Aの推定装置用であることを伝えて業者Bにその学習用データを渡すと、業者Bは業者Aの推定装置用のAI学習済みモデルのパラメータを生成し、インターネットを介して推定装置に送信する。推定装置にAI学習済みモデルのパラメータが記録されると、特許発明の推定装置が完成する（例えば、玄関を通過する人が、その家の家族か否かを推定する装置が完成する）。
＜理由＞
一般ユーザに対して宣伝広告を行う必要がある場合は、見つけやすいと考える。一方、工場内のロボットで使用する学習済みモデルのような場合は、見つけにくい可能性があると考える。

イ．侵害が生じる蓋然性が高いことを立証不可能と回答した事例

（ア）企業による回答

立証不可事例1

＜事例＞
特定の疾患リスクの推定装置であって学習データが当該特定疾患特有のデータ（診断情報、投薬履歴など）である場合。
＜理由＞
学習用データ等と推定対象との因果関係に応じて、立証可否は変動すると思料する。侵害が生じる蓋然性が高いことの立証が可能となる場合があるかもしれないが、一般的に、学習用データ等に対して「ブラックボックス化された、或いは特定困難な処理」などを行った結果として推定を行うため、学習用データ等から成果物を容易に想定することは困難であると思料する。

立証不可事例2

＜事例＞ OSSのように独立して流通している特定の推論プログラム（AI）に特化して学習し、生成された学習済みパラメータについて、これを生成・提供する行為。 ＜理由＞ パラメータのみでは判断不能。推論プログラムに組み込むことで動作確認は可能であるが、プログラムが一部でも改変されている場合には侵害判断は困難である。

立証不可事例3

＜事例＞ 学習済みモデルの生成「にのみ用いる」学習用データ：学習用データを作るためのアノテートを外部企業に委託したとして、その外部企業が自身とは別の企業に対しても成果物である学習用データを提供した場合。 学習済みモデルのパラメータ：パラメータ＝ニューラルネットワークにおけるウェイトとバイアスを含むテンソル、とする。 学習済みモデルのパラメータは、その次元数から入力値の次元数と出力値の次元数が推定できる場合がある。つまり学習済みモデルのパラメータに対して入力と出力のインターフェースを実装すれば、学習済みモデルを利用した推定装置を生成することが可能となる場合がある。 ＜理由＞ このようなケースでは、何らかの保護権益が侵害されていると考えられるが、間接侵害を適用すべきか、債務不履行等で取り扱うべきなのかについても、議論が必要と考える。一般的には推定装置の結果だけでは、どのような学習用データをどのようなネットワークで学習させたのか、判断がつかず、また、ビッグデータを扱うAIにおいては、入力値がどのようなテンソルなのかさえ推定することは困難であると考える。

(5) ケース 1 及びケース 2 において、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、主として、以下のいずれが負担するのが妥当であると考えますか？また、可能な範囲で、回答の理由をお答えください。

［ケース1］

＜選択肢①（学習済みモデルは事業者Aが負担、翻訳装置・翻訳方法は事業者Bが負担）を選択した理由＞　回答者　企業　312者　弁護士・弁理士　22者

ア. 該当する特許発明を直接的に実施している者、事業内容としている者が負担すべきとする理由（以下、イ～エを除く）

（ア）　企業　178者

・事業として実施している範囲で負担すべき。 ・事業者Aの事業形態、事業者Bの事業形態それぞれから、最も妥当だと思われる。

・事業者Aはモデルを販売するだけで翻訳に使用するための付加価値を与えていないため。一方、事業者Bはモデルを作成する部分に対しては購入するだけで付加価値を与えていないため。
・事業者Aと事業者Bで特段の契約がなければ、各侵害行為の直接的実行者が負担すべき。但し、発明X、Y、Zを夫々、個別に賠償請求を行い、「発明の寄与率」があまり考慮されずに判決が出た場合は「特殊な学習済みモデル」の特許についても、事業者Bに対して賠償請求をした方が、特許権者の得られる金額が大きくなるかもしれない。
・事業者Aは学習済みモデルの生成と販売のみを行っており、それをどのように利用するのかは購入先（事業者B）に委ねられているため、翻訳装置、翻訳方法は事業者Bが負担すべきと考える。但し、学習済みモデルが特許発明Y、Zにのみ用いられるものであるならば、間接侵害となる可能性がある。
・事業者Aとしては、その販売先がどのような形態のビジネスを行うか承知していないケースが多いと推察され、その場合にもその損害賠償、ライセンスを負担させるのはビジネスリスクが予見できなくなり、委縮効果が出てくるように感じる。
・モデルを装置発明、方法を別発明と考える場合、方法の発明を明示的にライセンスしていない限り、モデル（＝装置）を購入したものが方法発明を無制限に実施できるわけではない。

（イ）　弁護士・弁理士　14者

・事業者Aは特許発明Xに係る学習済みモデルを実施し、事業者Bは特許発明Y、Zに係る翻訳装置又は方法を実施しているので、それぞれの実施主体が負担すべきと考える。それぞれの事業者は、それぞれの実施についてそれぞれの対価を得ているので、問題ないと考える。
・事業者Aが学習済みモデルを製造販売したから。事業者Bはそれを購入して翻訳装置を製造し、翻訳方法を使用したから。
・損害賠償又はライセンス料は、事業の実態に応じて責任負担すべきだから。

イ. 該当する特許発明の物を製造している者が負担すべきとする理由

（ア）　企業　15者

・A社は発明特許Xのモデルを製造、B社は発明特許Yの翻訳装置の製造を行ったため、製造にかかわる両社が負担するべきである。
・事業者Bは学習済モデルを購入したユーザの立場であり、購入したモデルの特許侵害有無については、実際にモデルを製造した事業者Aが責任を持つべきであるため。一方で、事業者Bが翻訳装置を製造・使用したことについて、事業者Aは関知していないため、事業者Bが責任を持つべきであるため。

ウ. 該当する特許発明で直接的に収益を上げている者が負担すべきとする理由

（ア）　企業　53者

・学習済みモデルの販売により利益を得ているのは事業者Aであり、翻訳装置・翻訳サービスの提供により利益を得ているのは事業者Bであるため。

・事業者Aは、特許Xに関する「学習済みモデル」を製造販売で収益を得ているので、ライセンス料は払うべき。事業者Bは、特許Yに関する「翻訳装置」を製造し、翻訳で収益を得ているので、ライセンス料は払うべき。
・事業者Aないし事業者Bが利益を得る範囲で損害賠償を求償、又は、ライセンスを求める。
・学習モデルの販売は1回限りで儲けも1回のみなのに対して、翻訳装置は販売量によって利益が増大していくので販売数に比例して負担を行うのが適切。事業者Aと事業者Bの儲けに連動するように負担を分担するのが適切と考える。もっとも、事業者Bの利益が事業者Aにキックバックされる仕組みがあるのであれば、事業者Aが全て負担する方が良いかもしれない。逆に事業者Aが事業者Bからの請負でモデル作成を行ったのであれば、全て事業者Bが負担することが適切と考える。
・事業者Bの立場で考えた場合、学習済みモデルはサプライヤとなる事業者Aから購入しただけなので、事業者Aの負担となるのではないか。また、翻訳装置の製造・翻訳方法については、事業者Bが継続的な収益も上げていることから、事業者Bの負担とするのが合理的ではないかと考える。
・事業者A、Bともに3つの全ての特許の実施行為者であるが、損害発生の観点からそれぞれの実施行為（分担）に基づき負担すべき。

（イ）　弁護士・弁理士　4者

・それぞれの収益源だから。ただし、事業者A、事業者B間の内部的な求償関係にまで踏み込む意見ではない（例えば、事業者Aが学習済みモデルについて特許保証をしている場合は、事業者Bから特許侵害による損害について求償を受けることもある）。
・学習済みモデル（特許発明X）の販売で事業者Aが利益を得ており、特許発明Y、Zでは何ら得ていない。

エ. 事業者 B は特許発明 X も実施しているが消尽しているとする理由

（ア）　企業　23者

・事業者Aによる学習済みモデルの製造・販売は、特許発明Xの実施に該当する。一方、事業者Bによる学習済みモデルの購入により特許権は消尽するものの、翻訳装置の製造及び翻訳方法の使用は、特許発明Y及びZの実施に該当する。
・アップルサムソン事件（知財高裁大合議判決）[14][15][16]において、部品の譲渡によって完成品の特許は当然には消尽しないとされ、黙示の許諾も簡単には認められていない。従って、学習済みモデルは事業者Aが負担し、翻訳装置は事業者Bが負担すべき。また、学習済みモデルを販売したからといって、学習済みモデルを使用した翻訳方法の提供に対して翻訳方法の特許を権利行使できないということはないと考えられる（アップルサムソン事件（知財高裁大合議判決）参照）。したがって翻訳方法についても事業者Bが負担すべき。なお、アップルサムソン事件の判決の考え方は共通の理解として周知すべき。

[14] 「アップル・サムスン事件」知財高判平成26年5月16日判決、判時2224号146頁、平成25（ネ）第10043号
[15] 「アップル・サムスン事件」知財高判平成26年5月16日判決、判時2224号89頁、平成25（ラ）第10007号
[16] 「アップル・サムスン事件」知財高判平成26年5月16日判決、判時2224号89頁、平成25（ラ）第10008号

・事業者Aは特許発明Xについて実施をしているため、特許発明Xのライセンス料を負担するべきである。一方、事業者Aが実施許諾料を特許権者に支払っているが、販売先が特許発明Y、Zを実施することについて許諾を受けていないならば、事業者Bは、特許発明Y、Zについてのみ実施許諾料を負担すべきである。損害賠償についても同様の考え方とすべきである。

（イ）　弁護士・弁理士　3者

・事業者Aは、学習済みモデルの製造・販売により特許発明Xを実施しているから、それに対する損害賠償等を負担すべき。
・事業者Aに対する権利行使が認められる場合、特許発明Xに係る権利は消尽するから、事業者Bは負担する義務を負わない。事業者Bは、学習済みモデルを用いた翻訳装置の製造、翻訳方法の使用により特許発明Y、Zを実施しているから、それに対する損害賠償等を負担すべき。

＜選択肢②（学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Aが負担）を選択した理由＞　回答者　企業　33者　弁護士・弁理士　1者

（ア）　企業　33者

・特許性のポイント（発明の本質的部分）がどこにあるか次第と考えます。翻訳装置、翻訳方法に特徴がないのであれば、事業者Aが負担すべきという考えです。翻訳装置、翻訳方法にも特許性のポイントがあるのであれば、Bも負担すべきものと考えます。
・学習済みモデルが元となっており、事業者Bはある意味被害者である。仮に事業者Aが特許権者から実施許諾していれば、権利の消尽となるのではないか。
・事業者A、B間の契約関係が不明だが、学習済みモデルは一般的には特定の用途のために生成されるものなので、事業者Aは一般普及品として学習済みモデルを販売するのではなく、何かしらの取引契約のもとで事業者Bに販売するものと考えた。すると、たとえ直接侵害者である事業者Bに対して翻訳装置・翻訳方法に対する権利行使が行われても、事業者Bは事業者Aとの取引契約に基づく補償を事業者Aに対して請求することが一般的かと考えた。また、上述の通り学習済みモデルは一般的には特定の用途のために生成されるものなので、本件の学習済みモデルは翻訳の用途にしか用いられず、よって翻訳装置や翻訳方法に対する専用品と考えられた。すると事業者Aは翻訳装置や翻訳方法の間接侵害者なので、特許権者は事業者Aに対して翻訳装置や翻訳方法に対する特許ライセンス料請求も合わせて行う、それにより事業者Bに対してはこれら権利が権利消尽されるものと考えた。
・特許権侵害成立も元となるものを製造した事業者よりも下流側の事情者に責任を負わせることは、下流側の事業者にとっての負担が大きすぎる。以前、米国パテント・トロールが採用した、侵害警告による実施料支払い請求の手法には、侵害品の製造メーカではなく、下流側の完成品メーカや利用者等をターゲットにしていた。下流側は、自ら侵害しているかの判断ができないことがほとんどであるので、一方的に不利な状況になる。但し、事業者Aは学習済みのモデルの内容を事業者Bに説明しており、事業者Bがその内容を理解できる程度に技術力がある場合は、翻訳装置と翻訳方法は、事業者Bが負担。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・原則としては、各特許権に係る特許発明を実施している者が負担すべきだが、事業者Aが学習済モデルについてライセンスを受ける場合に、事業者Bによる翻訳装置や翻訳方法の実施も前提としたライセンス料を設定するように努めるべき。これができない場合には、選択肢①となることでやむを得ない。

＜選択肢③（学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Bが負担）を選択した理由＞　回答者　企業　18者

（ア）　企業　18者

・事業者Bが負担する。事業者Aと事業者Bの間でどのような取引契約が行われているか不明であるが、事業者Bが事業者Aとの間でライセンス料の求償を行うべきと思われる。
・翻訳装置、翻訳方法いずれも直接侵害している。学習済みモデルは、特許侵害している事業者Aから購入したもので、それを使用した行為も侵害行為であるので、事業者Bは全て負担。

＜選択肢④（その他）を選択した理由及びその他意見＞

回答者　企業　56者　弁護士・弁理士　11者

（ア）　企業　56者

・実施者のビジネススキーム（学習済みモデルや翻訳装置等の開発コスト、価格設定、事業者間の契約関係等）、対象特許の内容（特許Y、Zに学習済みモデル以外の特徴的構成があるか）等によって、ケースバイケースであり、何が妥当かを議論する話ではないと考える。
・設問の前提では特許権者は発明Xについて事業者Aと事業者Bのいずれに対しても権利行使が可能と理解している。そうすると、いずれが負担するかは事業者Aと事業者Bとの取決め次第であり、ケースバイケースであると考える。但し、特許権者がロイヤリティを多く取れそうな事業者（例えば、製品単価の大きい下流側の事業者）を相手に権利行使することで、本来の価値以上のロイヤリティ収入を得ようとする活動に対しては注意が必要と考えている。
・前提として特許権者は事業者A及び事業者Bのいずれにも権利行使可能であり、制約はない。損害賠償額又はライセンス料は、原則、両社間の契約の定めに沿って負担すべき。契約の定めがなければ民法の共同不法行為に対する規定に基づき過失割合に応じて双方で負担すべき。尚、過失割合の認定は、発明主要部の提供という事実だけではなく、他の事実（特許の認知或は収益割合等）等の考慮も必要。
・学習済みモデルが本件の特徴部分であるため、事業者A、Bはいずれも特許X～Zの直接又は間接侵害の主体になりうるが、責任の負担は、これらの特許X～Zの実施によって各事業者が得る利益の大きさ等に基づいて、応分で負担するのが公平と考える。
・ケース1において、事業者Aと事業者Bの行為が一体となって特許発明の実施をしていると考えられるため、民法第719条第1項の共同不法行為に関する規定にもとづ

き、事業者A及び事業者Bが連帯して特許権侵害の責めを負うべきと考える。
・状況により、いろいろなケースが考えられ、どれが妥当と決めるのは難しい。また、ライセンス料については事業者Aが負担した場合でも、実質的には事業者Bが負担することになるような気がする。
・特許権者が誰を訴え、また誰にライセンスするか（若しくは、ライセンスしないか）は特許権者が自社の事業戦略を踏まえて決定することであり、誰が損害賠償／ライセンス料を負担すべきかという点は、特許権者の戦略に異存することだと考える。
・選択肢①と選択肢③のどちらとするかは権利者の裁量。当該学習済みモデルを使う限り、翻訳装置の構成にかかわらず侵害が成立するのであれば、関節侵害等で主張しても良いが、翻訳装置の特許であるという想定においては、学習済みモデルだけでは侵害が成立していないはず。
・特許権者としては正当な対価を得られるのであれば、選択肢①、②、③のいずれであってもよい。ただし交渉相手が少なくて済むのであれば、契約や管理の面でメリットがある。事業者としては選択肢①が分かりやすいが、契約手続きの負担軽減などを考えれば選択肢②、③でもよい。例えば事業者Aが学習済みモデルを販売する場合に選択肢②で行うことが出来れば営業しやすくなるので、自社の競争力が上がるというメリットがある。したがってライセンス料については特許権者と事業者との個別の契約内容によって決めることが妥当であると考える。
・モデル、装置、方法の権利を持っていたとしても、それぞれでライセンス料を取るべきではなく、元となるモデルについてのみ製造元の事業者Aから取るべき。

（イ）弁護士・弁理士　11者

・事業者Aと事業者Bは共同不法行為者であるので、各事業者は、損害額全額について不真正連帯債務を権利者に対して各々負うことになる。したがって、上記の損害額の切り分けは、事業者Aと事業者Bの内部関係の精算の問題にすぎないと考える。なお、念のために述べると、共同不法行為者に対する訴訟は通常共同訴訟であり（最高裁昭和41年7月28日判決（最高裁判所裁判集民事84号229頁）[17]）、どの被告を選定して訴訟を提起し、損害額の全額を請求するかは原告の完全な裁量である。
・事業者Aの製造した学習済モデルが翻訳装置及び翻訳方法に用いられており、事業者Bは学習済モデルを含む翻訳装置を使用しているので、事業者A及び事業者Bは、いずれも特許発明X、Y、Zのすべてについて特許権を侵害している。現実的には、事業者A及び事業者Bの資力や販売額に応じて、損害賠償請求先を決定すると思われる。
・ソフトの場合、通常の物の場合と異なって、生産コスト、配布コストがかからないので、通常の物とは異なり、無料で使用させることも可能である。たとえば、事業者Aが、顧客を集める目的でそのような提供をしており、直接的にも間接的にも利益を得ていない場合もありうる。そのため、さまざまな事業形態が生まれている。これらに対抗するには、たとえば、その先の事業者Bによる使用の利益などについても、事業者Aに連帯責任を課す等も検討すべきである。

[17] 「損害賠償請求」最高裁昭和41年7月28日判決、集民84号229頁、昭和40(オ)73

［ケース2］

＜選択肢①（学習済みモデル・翻訳装置は事業者Aが負担、翻訳方法は事業者Bが負担）を選択した理由＞　回答者　企業　141者　弁護士・弁理士　15者

ア．該当する特許発明を直接的に実施している者、事業内容としている者が負担すべきとする理由（以下、イ～エを除く）

（ア）　企業　83者

・特許権利に対して事業に即した部分を考えた。
・事業者Aと事業者Bで特段の契約がなければ、各侵害行為の直接的実行者が負担すべき。
・事業者Aと事業者Bによる共同直接侵害ととらえ、両者の実施部分に応じて負担するのが妥当であると考える。
・直接侵害者が賠償責任を負う原則に基づく。なお事業者Aと事業者Bの間における損害賠償の補償については、事業者A、B間での翻訳装置の売買契約書に基づき協議・決定すべき事項。
・実施の主体を中心に考えた。ただし、事業者Bが、学習済みモデルが侵害品であることを知らなかった場合には酷な事案とも感じた。
・特許法上、事業者A及び事業者Bの行為は特許発明の実施に該当し、特許権は消尽しないと考えられるため。なお、購入品に学習済みモデルが含まれていたとしても、その実態は購入品からは把握し辛く、技術的にも複雑であるため、購入品に対する学習済みモデル特許のクリアランスの責務を購入者に負わせるのは酷ではないかとも考える。

（イ）　弁護士・弁理士　13者

・損害賠償又はライセンス料は、事業の実態に応じて責任負担すべきだから。

イ．該当する特許発明の物を製造している者が負担すべきとする理由

（ア）　企業　2者

・装置の製造者がすべて負担するのが、妥当な感じがする。

ウ．該当する特許発明で直接的に収益を上げている者が負担すべきとする理由

（ア）　企業　24者

・直接利益を得ている者が負担するべき。
・物の特許については、物の販売による収益を誰が得ているかを、方法の特許については、方法の使用による収益を誰が得ているかを、考慮すべきである。学習済みモデルの特許、翻訳装置の特許は、物の販売によって事業者Aが収益を得ているので、事業者Aが負担すべきと考える。一方、翻訳方法の特許は、方法の使用によって事業者Bが収益を得ているので、事業者Bが負担すべきと考える。すなわち、当該翻訳装置を用いているとしても、当該翻訳装置の販売時点では、その後に翻訳サービスの提供が生み出す価値を予測することは実質困難であることから、翻訳方法の

価値について別途、その価値を回収すべきものと考える。なお、この考え方は、アップルサムソン事件（知財高裁大合議判決）[18]とも矛盾しない。
※消尽の根拠のうち、消極的根拠については、産業構造の変化に伴い装置の最初の販売時点においてその装置を用いたサービス提供が将来生む価値を予測できなくなっているために、その根拠が崩れていることから、消尽の考え方は採りにくく、翻訳方法についても事業者Bが負担すべきと考える。

エ. 事業者 B は特許発明 X、Y も実施しているが消尽しているとする理由

（ア）　企業　6者

・学習済みモデル、翻訳装置を権利者が事業者Aに販売したら、消尽しているので、事業者Aのみの負担で、翻訳方法は事業者Bが負担するという考えになる。

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・事業者Aの行為は特許発明X,Yの侵害行為のみ。学習済みモデル、翻訳装置については販売により消尽。事業者Bの行為は特許発明Zの侵害行為のみ。

＜選択肢②（学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Aが負担）を選択した理由＞　回答者　企業　140者　弁護士・弁理士　5者

（ア）　企業　140者

・特許性のポイント（発明の本質的部分）がどこにあるか次第と考える。翻訳装置、翻訳方法に特徴がないのであれば、事業者Aが負担すべきという考えである。翻訳装置、翻訳方法にも特許性のポイントがあるのであれば、事業者Bも負担すべきものと考える。
・学習済みモデル及び翻訳装置の製造販売を行う事業者Aが特許発明X、Yについて負担するのは当然で、一方、翻訳方法は学習済みモデル及び翻訳装置と一体と考えられることから、その学習済みモデルを用いた翻訳方法の使用についても、やはり事業者Aが負担すべきである。
・事業者Aは翻訳を目的として学習済みモデル翻訳装置を製造しているから。
・ケース2では、事業者Aによる特許侵害の度合いが大きいため、事業者Bによる実施行為は、事業者Aが事業者Bを道具として当該構成要件を実施していると評価し、事業者Aが特許発明のすべての構成要件を実質的に実施していると見なし、特許権の直接侵害の成立を認めるのが妥当と考える。
・学習済モデル・翻訳装置を製造しているのは事業者Aのため、負担は事業者Aがする。事業者Bは、翻訳装置を購入しているため、特許Zに係る権利は消尽している。
・学習済みモデルが元となっており、事業者Bはある意味被害者である。仮に事業者Aが特許権者から実施許諾していれば、権利の消尽となるのではないか。
・翻訳装置を購入・使用は、学習済みモデル組み込まれた装置を購入時に、関わるライセンス費用も含め負担済と考えられ、間接的にライセンス料を負担していると考えたため。

[18] 前掲注14、15、16

・事業者Aは翻訳装置を販売しているので、特許権者の翻訳方法の権利の侵害も間接侵害として事業者Aと特許権者間で処理するべき。
・事業者Bは普通に販売されている翻訳装置を使っているだけに過ぎないから。当然に事業者Aが販売者として特許侵害のないものを販売しなければならないから。
・原則は選択肢①だが、ビジネスを考えた場合、結局は選択肢②になる。
・事業者Aから購入したものを事業者Bがただ使うだけであれば、事業者Bは被害者なのでその行使に責任を負うべきではない。もし事業者Bが負担するのであれば事業者Bは特許権の存在の調査までを買う前にしなければならないからである。
・装置を売り切りとするのであれば、翻訳装置に全ての発明の対価が含まれている方が手続きが煩雑ではない（装置が転売された時の対応が困難）。翻訳装置をリースとしてリース料に翻訳方法のライセンス料を含める事が妥当では無いか。
・事業者Bは装置を購入した結果、その方法特許を利用しているだけであり、方法特許を回避する術がないため（方法特許は装置の特許に付随したものと考えるべきで、二重取りになるのではないか？）。ただし、方法特許の実施料を従量性にするような判例や実例があれば別。

（イ）　弁護士・弁理士　5者

・事業者Aは、事業者Bに翻訳装置を販売した時点で投下資本を回収しており、事業者Bによる翻訳装置を用いた翻訳方法は翻訳装置の販売によって消尽していると考える。
・翻訳装置により翻訳方法が行われているので、翻訳装置・方法の二重取りは不適切。

＜選択肢③（学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Bが負担）を選択肢した理由＞　回答者　企業　14者　弁護士・弁理士　1者

（ア）　企業　14者

・学習済みのモデルをその目的からもっぱら利用するのは事業者Bと考えるため。
・少なくとも事業者Bは現在市場のプレーヤであり、事業者A、B間の取引の主体が事業者Bだと考えられるため。本来事業者A、B双方の負担であり結局は事業者A、B間の契約内容に依存するだろうが、事業者A、Bの代表として事業者Bと考える。
・特許侵害している事業者Aから発明Yの装置を購入しているので、それを使用する行為も侵害行為にあたるので、翻訳装置、翻訳方法について負担し、その翻訳方法は、発明Xの学習済みモデルを使用しているので、学習済みモデルに関しても負担する。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・事業者Aが特許発明X、Yを実施し、事業者Bが特許発明Zを実施していると考えられるが、翻訳装置を使用した時点で特許発明Zを実施することが想定されるため、翻訳装置を製造販売している事業者Aが特許発明Zの損害賠償額等を負担するべきと考えられる（事業者Bが一般ユーザのケースも多々考えられる）。

＜選択肢④（その他）を選択した理由及びその他意見＞

（ア）　企業　**126**者

・特許発明X、Yは、事業者Aの負担、特許発明Zは、特許権者はいずれにも行使可能であると考えられるため、契約によって定められた事業者や訴訟を提起された事業者が負担する。
・前提として特許権者は事業者A及び事業者Bのいずれにも権利行使可能であり、制約はない。損害賠償額又はライセンス料は、原則、両社間の契約の定めに沿って負担すべき。契約の定めがなければ民法の共同不法行為に対する規定に基づき過失割合に応じて双方で負担すべき。尚、過失割合の認定は、発明主要部の提供という事実だけではなく、他の事実（特許の認知或は収益割合等）等の考慮も必要。
・学習済みモデル・翻訳装置に関する損害賠償額又はライセンス料は事業者Aが負担、翻訳方法に関する損害賠償額又はライセンス料は事業者Bが負担するが、事業者Bは事業者Aに対して求償するため、結果的には、学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てを事業者Aが負担することになると考える。

（イ）　弁護士・弁理士　**15**者

・事業者Aの製造した翻訳装置が翻訳方法に用いられており、事業者Bは学習済モデルを含む翻訳装置を使用しているので、事業者A及び事業者Bは、いずれも特許発明X、Y、Zのすべてについて特許権を侵害している。現実的には、事業者A及び事業者Bの資力や販売額に応じて、損害賠償請求先を決定すると思われる。
・学習済みモデルについては、事業者Aが負担。翻訳方法については、事業者Bが負担。翻訳装置については事業者A、事業者Bが分担して負担。学習済みモデルについて実施行為を行っているのは事業者Aであるから、事業者Aが損害賠償額（又はライセンス料）を負担し、翻訳方法について実施行為を行っているのは事業者Bであるから、事業者Bが損害賠償額（又はライセンス料）を負担するのが妥当といえる。翻訳装置について実施行為を行っているのは事業者A及び事業者Bであるから、両者が自己の実施に対応する損害賠償額を負担するのが妥当といえる。

(6) ケース **2** において、前問で選択した負担は、事業者 **A** が事業者 **B** へ翻訳装置を販売する時点で事業者 **B** の将来の事業規模・収益が予測できない場合も、同じとすべきでしょうか？

＜選択肢③　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　**80**者　弁護士・弁理士　**11**者

（ア）　企業　**80**者

・負担額は特許発明の活用によって得た利益から算定されるべき。設問は一括金でのライセンスだけを想定しているように思われるが、将来の事業規模・収益が全く予測できない場合は、ランニング方式とするほうが合理的。
・事業規模・収益額よりも利益額のみで判断すべきと考える。一方で、損害額等は利益額の一定割合を限度に設定すべきと思う。
・翻訳方法の特許は事業者Bにおいて実施されるものの、翻訳装置に起因して結果として生じた実施（侵害）であり、翻訳装置を生産する事業者Aにおいて負担されるべ

き。事業者Aは翻訳方法の特許に対する損害賠償も含んだ販売額を設定として事業者Bに販売することが適切。なお、翻訳方法等の方法特許についての損害賠償は物の発明に比べて高く設定されるべきではない。
・ケース2において結論はかわらないが、伝統的な消尽の場合と比較してコメントしたい。伝統的な消尽は、購入した物の使用自体が新たな価値を生む場合ではなく、購入した物を使用できないことの不合理を解消したものである。一方で、産業構造の変化に伴い、部品であっても、従来専用品であったものから様々な用途に用いられるものになり、それがどの完成品に用いられ、その後どのような価値を生むのか予測できなくなっている。装置を用いたサービス提供についても、同様に、サービス提供がどのような価値を将来生むのか予測が困難になっている。このような場合、特許の価値を回収する機会を二重に与えているとは評価できなくなっている。このような産業構造の変化を踏まえて、消尽について再評価・再整理する必要と考える。特に、物の譲渡やラインセンスの時点で、方法の使用による収益が予測できない場合には、物の譲渡によって方法の特許による価値回収の機会を奪うことは適切でないと考える。
・事業者Aと事業者Bの行為は独立した特許権侵害行為であり、事業者Aから損害賠償を受けた後でも、事業者Bから受けた損害が考慮されていない場合には、特許権者は事業者Bに対して改めて損害賠償を請求することができると考える。
・事業者Aが翻訳装置を販売するに際して、いちいち事業者Bの将来の事業規模と収益を予測しなければならないとすると、製品の自由な流通が著しく妨げられることとなり、自由経済を阻害する結果となる。
・損害賠償請求の場合、損害が実際に発生した限度となる。

（イ）弁護士・弁理士　11者

・ライセンス交渉の場合で、将来の事業規模・収益が予測できない場合は、将来の事業規模・収益に応じて負担額が変更されることを契約書に明記する。
・事業者Bの規模が変化すれば、事業者Bの負担を変化させればよい。
・予想できない場合をどのように決めるかは難しいが、ここまで責任を負わせるのは過酷。

５．特許発明の実施に関連する「データ」の取り扱いについて

(1) 仮想事例 4 における 3D データの保護の必要性について、下記のうち、あてはまるものを御回答下さい。

＜選択肢④　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　61者　弁護士・弁理士　9者

（ア）　企業　61者

・3Dデータを提供する行為自体を抑えなければ、特許権者に対して「多数存在する侵害者を特定して交渉する」という多大な労力が発生するため。
・乙が3Dデータを提供する行為も侵害の責任を負うべきとの意見が多かったが、特許法ではなく、不競法などその他の法律で保護すべきという意見が一定数あった。

・3Dデータは3Dプリンタを用いて特許製品を製造すること以外の用途が想定し難いため、特許発明の保護の観点から、3Dデータそのものの流通についても阻止できるようにすることが望ましいと考える。
・データであれば劣化が発生せずユーザは特許同等品を入手することができるため、データ提供者である乙には侵害責任を負わせるべきであると考える。
・業として3Dデータを提供した場合は、ユーザが特許実施品を作成する行為をほう助しているに相当し、侵害の責任を負うべきである。
・3Dプリンタ用データをユーザに提供することは、そのデータによりユーザが3Dプリンタで特許実施品を作成することが明らかなので、間接侵害として責任を負う必要があるのではないか。ただし3Dプリンタで特許実施品を製造したユーザが直接侵害として責任を負う必要はあると思われる。
・乙の行為は予備的行為なので、甲が乙に間接侵害を問える仕組みが必要と考える。
・現行の特許法では乙の侵害責任を問うのは難しいが、今後、3Dデータが特許法第101条第2号の「その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なもの」に該当する等して、侵害認定できればと思う。
・3Dプリンタで出来る製品がそのまま特許実施品の技術的範囲に含まれるなら、3Dデータを提供する行為は、少なくとも特許権の間接侵害とすべきではないか。一方、3Dプリンタで出来る製品がそのまま登録意匠の類似の範囲に含まれるのであれば、3Dデータを提供する行為も、少なくとも意匠権の間接侵害とすべきではないか。若しくは、意匠権の保護範囲を3Dデータまで拡張し、3Dデータを直接的な保護の対象としてもよい。
・3Dプリンタ用のデータは物には当たらないが、「にのみ使用する」ものと考えられるため、間接侵害の趣旨には理論的には合致すると考えられるが、本当にニーズがあるかどうか具体的な事例をベースに議論するのがよい。間接侵害とする場合、3D用プリンタによる造形物が、特許のクレームにより保護されている場合に限っての間接侵害の適用になるが、そのような限定的なニーズが本当にあるのは不明。また、3Dプリンタによる造形物が、特許のクレームにより保護されていない場合には間接侵害の適用がなく、そのような場合の方が多いように思われるが、3Dプリンタのデータの保護を要望する人たちがそれでよいとの認識であることを慎重に確認すべきと考える。
・3Dプリンタのデータ流通についても、現実に特許権者に損害の生じている事例があるかなど、「具体的なニーズの把握」を踏まえて慎重な検討をすべきであると考える。
・3Dデータを含め、データはグローバルに日々流通するものであるため、諸外国と協調が必要である。日本だけが先行してルール策定することは却って流通・産業の発展を阻害する懸念がある。まずは商慣行の自然な醸成に委ねて頂くことで、実務上、合理的な慣行が形成されるものと考えており、その後に法による保護の要否を必要に応じてご検討頂くことでよいと思慮する。また、不正競争防止法の改正にて限定提供データの保護が新設され、同制度の運用も十分に積みあがっていない中で新たに特許法でもデータ保護を行うのは時期尚早である。
・多数枚複製という観点では、オンデマンド印刷技術がある。印刷産業では多数枚複製技術があり、出力された印刷物は3D印刷も同じである。印刷機械かプリンタの違いだけで。国際上特許係争になっているわけではない。

・乙が自ら3Dデータを設計する場合であって、当該3Dデータ又は3Dデータから製造したものが、甲の特許権の権利範囲に含まれる場合、或いは乙が甲の特許実施品をスキャンして3Dデータを作成する場合において、乙は甲から特許の許諾を受ける必要がある制度を希望する。また、甲が特許を第三者に許諾している場合においては、甲の許諾を受けて生産された特許実施品と3Dプリンタにより生産された実施品では、どちらも同等の手続きを必要とし、実施料の支払いを含めて同等の管理コストが加算される制度を希望する。

（イ）弁護士・弁理士　9者

・特許権侵害幇助として、不法行為責任を問えると思うが、このような態様を間接侵害と法定し保護すべきと考える。
・間接侵害規定の解釈又は法改正により、乙による3Dデータの生産・提供が侵害に当たり、かつ、差止請求の対象とすることが妥当と考えられる。
・3Dデータの提供は、特許法第101条第1項「特許が物の発明についてされている場合において、・・その物の生産にのみ用いる物の・・譲渡」に該当する。論点としては「3Dデータ」が特許法第2条第3項の「物」、より具体的には「プログラム等」に該当するかどうかであるが、「3Dデータ」も「プログラム・・その他電子計算機による処理の用に供する情報であってプログラムに準じるもの」に該当するという考え方も成立するのではないか。

(2)　（前問で①を選択された方）乙が提供する 3D データについて間接侵害の対象とすべきかどうか、あてはまるものを御回答ください。

＜選択肢④　間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきとする特定の場合について＞

回答者　企業　97者　弁護士・弁理士　14者

ア. 特許法第 101 条第 1,2 項の「生産に用いる物」を 3D データまで拡大し、該当した場合

（ア）　企業　14者

・特許法第101条第1項第1号及び第2号等のいわゆるのみ品、課題解決不可欠品について、適用すべきではないかと思う。また、特許実施品のポイントが、素材である等、3Dデータに係る場合でない時は間接侵害とする必要性はないと思う。
・本仮想事例での3Dデータについては、特許実施品の製造以外の目的での3Dデータの提供行為が過度に阻害されないように、3Dデータが特許法第101条第1号の「専用品」に該当するか否かが判断しやすくなるように規定することが望ましい。
・特許法第101条第1号に該当する場合のみ。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・特許法第101条第1号、第2号に該当する場合。

イ. 3D データ提供者に関する主観的要件や行為が特定の場合

（ア）　企業　22者

・提供（利益が生じた）時点で侵害とすべき。
・善意の場合を除く。悪質な提供者のみ対象とする。
・特許実施品の製造を目的とすることが明らかな場合。
・業として製造されることが認識できるようなケースの場合。
・乙が完全一致する物を生産するためのデータであることを知っていること。
・乙が実質的に特許実施品を生産していると同様の場合。つまりユーザのプリンタを使っての生産でもデータ提供によりプリンタをコントロールして生産をし収益をあげるような場合。
・当然として、その行為が特許侵害に繋がることが予測できる場合は、間接侵害の範疇に含めるべき。若しくは侵害にならないための注意義務を負うべき。
・乙が実質的に特許実施品を生産していると同様の場合。つまりユーザのプリンタを使っての生産でもデータ提供によりプリンタをコントロールして生産をし収益をあげるような場合。
・乙が、ユーザを特定する手段を講じず、又は、再配布可能な状態で3Dデータを提供した場合。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・乙が、3Dデータが特許実施品の製造に用いられることを知っている場合。また、乙が、善意の転取得者ではなく、第三者から3Dデータを購入していない場合。

ウ. 3D データの提供を受けて特許実施品を生成する者に関する主観的要件や行為が特定の場合

（ア）　企業　10者

・3Dデータの提供により、客先（提供した相手方）が特許侵害をすることを知っている場合（蓋然性は非常に高い）が、「特定の場合」に該当すると考える。
・特許実施品の製造目的に使用する場合に限る。3Dデータは、特許実施品の製造目的だけの使用に限らない。映像など。
・乙が実質的に特許実施品を生産していると同様の場合。つまりユーザのプリンタを使っての生産でもデータ提供によりプリンタをコントロールして生産をし収益をあげるような場合。

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・特定の行為（製造販売等）に限定すべき。ユーザが権利侵害を問われないようにすべき。

エ. 提供される 3D データの性質が特定の場合

（ア）　企業　22者

・乙が提供する3Dデータが特許実施品製造のみに使用される場合。

・その3Dデータが、特定のプリンタのみに使用可能な場合に限定する。
・3Dデータは加工可能だと思うので、必須の要件については見直しすべきだと思う。実際の使われ方や、販売方法などを考慮すべき。
・他の用途（フィギュア製造やデータ改編による他製品製造など）が存在したとしても、当該3Dデータを用いて特許実施品を製造することが主目的である、又は、特許実施品が製造される可能性が高いことが明らかである場合。

（イ）　弁護士・弁理士　6者

・その3Dデータが発明の本質的部分か。
・データを用いることによって、直ちに直接侵害が成立するような場合。データの組合せや、データの改良を必要とする場合には、データが特許発明の技術的特徴を具体化するものであるか否かによって、実質的に直ちに直接侵害が成立するか否かを判断することで足ると考える。

オ. 3D データにより生成される実施品の性質が特定の場合

（ア）　企業　12者

・甲の特許の対象物を3Dプリンタによって完全に代替できてしまう場合が、「特定の場合」にあたると考える。例えば、甲の特許の権利範囲は食器の形状であり、3Dプリンタが食器に適した材料を使用できる特殊な3Dプリンタである場合に、当該特殊な3Dプリンタ向けのデータを提供することで甲の特許の対象である食器を代替できれば、3Dデータは間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきである。一方で、3Dプリンタでは食器に適さない材料（強度が低い材料、熱に弱い材料等）にしか対応しておらず、甲の特許の対象物を代替できない場合には、間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきではない。
・甲の特許と同じもの（材料や加工精度等）を製造できるデータであれば間接侵害を構成するものと同じ扱いをする。
・甲の特許製品が内包する品質、性能等が、3Dプリンタによりコピー生成される製品と同等となる場合。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・3Dプリンタで作製される製品の品質・性能等に応じて、3Dデータを間接侵害の対象とすべきかどうかを判断すべきである。すなわち、3Dプリンタで作製される製品が特許発明の効果を奏し得るのであれば、間接侵害の対象とすべきであるが、特許発明の効果を奏し得ないのであれば、間接侵害の対象とすべきではない。

カ. その他

（ア）　企業　25者

・ユーザが業として特許実施品を製造する場合は、ユーザが特許責任を負うべき。ユーザが個人の場合に間接侵害と同じ扱いが好ましい。つまり、乙がユーザに代わって特許責任を負うべき（ユーザからの対価に上乗せしてライセンス料を回収する）。

・図5の例のようなケースにおいては、間接侵害として扱うべきと考えるが、3Dデータをユーザに提供後、ユーザ側で3Dデータのまま仮想空間において利用するだけの場合や、ユーザ側で3Dデータを改変して同一又は類似の範囲に含まれない物を製造した場合、どこまで扱えるかの判断が難しいと考える。
・乙が3Dデータを入れる入れ物としてサーバを提供しているのみであれば、乙に対して権利行使するのは過酷であるように感じる。権利行使の可能性があれば、そういった形でのサーバの利用普及の障害となりかねない。
・侵害教唆と認められる場合。

＜選択肢④　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　12者　弁護士・弁理士　7者

（ア）　企業　12者

・間接侵害は構成するが、3D印刷物で利益を得ているのは印刷者である。たいていの場合は、3Dデータの提供は廉価であり、必ず間接侵害となりデータ提供で特許が消尽してしまうと考えるべきではない。特許発明を具現化し、利益を得ている主体から柔軟に対価を得られるよう制度設計すべきである。
・3Dプリンタ用のデータは物には当たらないが、「にのみ使用する」ものと考えられるため、間接侵害の趣旨には理論的には合致すると考えられるが、本当にニーズがあるかどうかか具体的な事例をベースに議論するのがよい。特に、3D用プリンタによる造形物が、特許のクレームにより保護されているか否かに関わらず、3D用プリンタのデータ一般を保護するニーズが高いのであれば、特許法とは別の枠組みでの保護を検討すべき。
・乙が自ら3Dデータを設計する場合であって、当該3Dデータ又は3Dデータから製造したものが、甲の特許権の権利範囲に含まれる場合、或いは乙が甲の特許実施品をスキャンして3Dデータを作成する場合において、乙は甲から特許の許諾を受ける必要がある制度を希望する。また、甲が特許を第三者に許諾している場合においては、甲の許諾を受けて生産された特許実施品と3Dプリンタにより生産された実施品では、どちらも同等の手続きを必要とし、実施料の支払いを含めて同等の管理コストが加算される制度を希望する。
・特許法第101条第1号における「その物の生産にのみ用いる物（データ）の生産」という専用データ（専用品（いわゆる「のみ品」））の要件については、3Dデータについては3Dプリンタに使用できる蓋然性が高く、主張・立証が困難なので、3Dデータのような新技術に関する専用データに関しては間接侵害の成立に関する要件を緩和すべきと考える。
・inducement制度でも可（米国　間接教唆）。

（イ）　弁護士・弁理士　7者

・乙は、3Dデータを提供する際、その提供を受けた第三者が3Dプリンタに入力して物を製造することを知りつつ（他に用途がない）、対価を得ているのであるから、その販売行為は差し止められるべきであるし、特許権者が蒙った損害を賠償すべきであると考える。
・のみ侵害となるようなデータであれば当然であるが、それを特殊な用途に使った場合だけ侵害となるような特許も考えられる（たとえば、医療機器として使った場合

など）。このような場合は、特許法第101条第2号、第5号の要件を満たさなければ、侵害とならないので、すべての場合に適用すべき。

(3) 仮想事例 4 にみられるような 3D データの利活用に際し、知的財産上の課題を抱えた経験があれば、御記入下さい。（例：自社の製品を、無許可で 3D スキャンされ、当該データが販売されていた等。）

回答者（わからない、特にない等の回答含む）企業　204者　弁護士・弁理士　20者

（ア）　企業　204者

・3Dデータではなく2次元のアイコンだったが、これをユーザに使用してもらう場合に、著作権問題が発生するか予見できないという課題があった。
・3Dデータ自体の特許が取り難い。海外で処理が行われる場合もあり、すべての国で権利化することは厳しい。
・意匠で言えば、3Dスキャンとあわせて転写技術で同じ金型を作成し意匠を模倣された経験はある。販売している限りこういった事例は覚悟しており、意匠面、特許面の両側面での抑え込みを意識している。
・建築の設計図書は常にこの状況である。
・今後、仮想空間上で3Dアバターや3Dオブジェクト等を提供することを検討しており、現時点では無断でコピーされた等の問題は発生していないが、将来的に、仮想空間上の3Dアバターや3Dオブジェクトの3Dデータ保護に関する知的財産権の取り扱いには課題があり得る。但し、そのような3Dデータを特許法で保護するか、或いは、特許法以外のその他の法律で保護すべきかは慎重な検討が必要である。

（イ）　弁護士・弁理士　20者

・スマートフォンによって簡単に3Dデータを作ることができるため、3Dデータがどのように作られたかの証明や立証責任は、殆ど意味をなさないといえる。3Dデータがあれば、製品の再現は極めて容易であるため、とりわけ、意匠法においては、登録意匠と同等の保護が必要と考える。
・3Dデータが転々流通するようになった場合に、取引の安全性を確保することが難しい。善意の転取得者であっても、最終的に3Dデータを提供した場合に間接侵害としてよいのか疑問がある。
・このような3Dデータの提供について間接侵害の成立を認めるのであれば、侵害品の設計図の提供やプログラムの仕様書のような情報の提供行為についても間接侵害の成立の余地を認めなければバランスがとれなくなるように思われる。
・仮想事例4においては、各ユーザは直接侵害の実施主体ではあるが、「業として」でないので侵害とはならない。このように実施主体が広範囲に広がり、かつ各主体の実施行為回数は少数ではあるが総計すれば多数の実施行為回数となる場合において、特許発明をどのように有効に保護するかは、「業として」の解釈を含め難しいと思う。

６．新しい形態の知的財産の保護について

［ソフトウエア特許の保護について］

(2) 差止請求権が行使できる期間の終期として、**20** 年は適切であると思いますか。

＜選択肢③の具体的な回答年数＞

（ア）　企業　**34**者

回答年数	回答者数
3年	2者
5年	3者
5～10年	1者
10年	26者
15年	1者
18年	1者

（イ）　弁護士・弁理士　**1**者

回答年数	回答者数
3年	0者
5年	1者
5～10年	0者
10年	0者
15年	0者
18年	0者

＜選択肢⑤　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　**39**者　弁護士・弁理士　**5**者

（ア）　企業　**39**者

- ソフトウエア特許を一括りにすることはできないが、技術の進化スピードを踏まえると20年の保護期間は長い。一方、他の特許も同様の側面はあり、ソフトウエア特許のみ短期間とすることには違和感がある。
- アプリケーション、操作手法など、近年のもののライフサイクルを鑑みたとき、20年は長いと感じる。しかし、業務用途のソフトウエア、基本ソフトウエアは10年以上使用されるものもあり、全てのソフトウエアを同じものとして定義するのは難しい。現時点では他の特許と同様に考えるのが妥当とも考える。今後の議論を期待する。
- 純粋なソフトウエア製品（汎用コンピュータで実行するプログラム自体が取引の対象となる製品）であれば期間としては適切と考える。一方、特定のハードウエアに組み込まれる製品（ハードウエアと一体で取引される製品）では、ハードウエア技術の実用化に長い時間を要することがあるため（ハードウエアが重厚長大になればなるほど）、保護期間が短いと感じるケースがある。
- プログラム著作物の保護期間が創作者の死後50年間であるのに対し、一方の特許権は、表現ではなくアイデアを保護するための権利であり、ソースコードではなくその基となるアルゴリズムが保護対象に当たるが、保護期間は出願から20年間となっている。法的バランス上の観点からも短期間の印象は否めない。
- 製品のライフサイクルに合わせて差止請求ができる期間を調整できるのが理想だと思う。
- ソフトウエアとしては5年もすれば古い技術になるため、請求権の長さよりも発生する時期が重要な印象。また、UI（ユーザインターフェース）などの技術的要素が低い（デザイン性高い）場合などソフトウエアの中でも差止め請求ができるのは適切ではない領域はあると思う。

・まず、日本はTRIPS協定の加盟国である。TRIPS協定第33条では、「保護期間は、出願日から計算して二十年の期間が経過する前に終了してはならない」と規定している。従って、選択肢③のように保護期間を短縮することはTRIPS協定違反になると考える。また、他の分野と比較して特定の技術分野に関わる発明について有利又は不利に取り扱うことについては、国際的調和の観点から慎むべきことのように考える。
・差止よりもライセンスをし易くしてソフトウエア特許利用を促進する方が産業の発達に寄与すると考える。
・差止請求を認める際には慎重に判断されるべきである。少なくとも、自ら特許発明に係る事業を実施していない特許権者の差止請求を認めることは、産業の発達に寄与するとは言えない場合がほとんどであると考える。

（イ）　弁護士・弁理士　5者

・終期は20年で結構かと思う。ところで、差止請求期間については、現行実務では残存期間満了までの原告利益をもとに印紙代が決まる。ソフトウエア特許については、比較的、短い期間で足りることが多いことから、終期20年までの中で、判決言い渡しの日から3年ないしは5年間等の期間を自由に求めることができれば良いかと思う（現行法下でも期間を指定した差止は可能と思われるが、そうであれば、その旨の周知により訴訟件数が多くなる効果があると考える）。
・ソフトウエア特許のみについて特別扱いするとしたら、ソフトウエア特許の定義を定める必要があるが、非常に難しく、裁判上、「ソフトウエア特許に該当するかどうか」という新たな論点を生むこととなる。そこまでして、他の特許と区別して扱うだけの立法事実は存在しない。

(3)　損害賠償を請求できる対象期間の終期として、20 年は適切であると思われますか。

＜選択肢③の具体的な回答年数＞

（ア）　企業　34者

回答年数	回答者数
3年	1者
5年	2者
5～10年	1者
10年	29者
15年	1者

（イ）　弁護士・弁理士　0者

回答年数	回答者数
3年	0者
5年	0者
5～10年	0者
10年	0者
15年	0者

＜選択肢④　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　32者　弁護士・弁理士　3者

（ア）　企業　32者

・民法の原則からすると、やはりソフトを特別扱いする適切な理由を見つけるのは難しいのではないか。
・ソフトウエア特許を一括りにすることはできないが、技術の進化スピードを踏まえると20年の保護期間は長い。一方、他の特許も同様の側面はあり、ソフトウエア特

許のみ短期間とすることには違和感がある。

(4) 現行特許法におけるソフトウエア特許の保護について、課題であると考えられる点があれば、下記の自由記入欄に御記入下さい。

回答者（わからない、特にない等含む）企業　446者　弁護士・弁理士　22者

ア．権利化までの期間・権利存続期間等、ソフトウエア特許の時間に関する課題

（ア）　企業　21者

・出願公開までの期間が長い（1年程度でよい）。 ・ビジネスの時間軸（スピード感）と、特許の権利化期間や権利の存続期間の時間軸が合っていないと感じている。ソフトウエアは開発期間が短いので、開発段階での発明創出～権利化された頃には、ビジネス自体が終了していたり、新しい内容に変更されていたりすることもあります。 ・ソフトウエアの製品寿命に対し、特許の有効期間が長い。例えば、実用新案並みの10年程度が妥当。 ・ソフトウエア特許に限らず、通信やIoTなどの技術革新の著しい分野においては、5年もすれば1世代前の技術であり、特許権における存続期間は長すぎると思う。例えば権利期間を10年程度にし、特許権或いは実用新案権（実体審査を導入する形）でも良いが、特許出願の早期審査制度のように1～2か月で最初の審査結果を届けるような制度にしてはどうかと考える。権利の存続は程々に、事業を保護しつつ、適正な期間（技術が活用できる期間）の権利行使ができるようなイメージである。 ・損害賠償の請求権に3年の消滅時効がある。ベンチャー企業はソフトウエア発明の特許権に基づき起業するが、この時期、資金力は乏しい。当該発明は大企業により侵害される場合が多々あり、侵害訴訟に費用をまわせる資金力もなく、泣き寝入りすることになる。ベンチャー企業にとって3年は短すぎる。とくに大企業が侵害している場合には、太刀打ちできない。

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・権利化までの時間が長くかかるため、その前に技術が廃れてしまうことがある。

イ．発明成立性、発明の捉え方に関する課題

（ア）　企業　12者

・人為的取り決めのようなソフトウエア特許が増えすぎている印象がある。また、その取り決めの内容についてみても当たり前のような内容（人間の営みにおいて当然そのようにルールするような内容）でも進歩性が認められることが少なくない印象である。当然そのようになるルールであったり、1時間程度頭を巡らせればできたりするような発明を20年間誰かが独占してよいとは思われない。 ・『ソフトウエア』特許の定義と範囲が明確に理解できない。権利化するために、どのような内容をどのように記載すべきか方法が分かりにくい。プログラムやインターフェースやサーバなどと、ハード機器やユーザ等との関連が単独且つ複合する構

成又はその方法など、一つの『ソフトウエア』という技術の中に多岐の権利化要素を内包するため、主な権利化の範囲として包含できない。仮に絞って権利化した場合、本来の目的とする権利範囲が見込めない。
・ハードとの関係の弱いアイデアが権利化されにくい感じがする。

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・「コンピュータと協働していること」を条件に、データ自体を保護対象にしていない点が課題。データベース技術・AI技術では、データ自体をもって、技術的価値があり、産業の発達に寄与するケースがある。なぜ「コンピュータと協働していること」を条件にしているかが説明できていない。コンピュータ自体と同様に、データ自体も、技術的価値をもって産業の発達に寄与するものであれば、「コンピュータと協働していること」という形式的要件を課すことなく、保護対象にすべきと考える。

ウ. 審査全般に関する課題（上記「イ．発明成立性、発明の捉え方に関する課題」を除く）

（ア）　企業　12者

・一般的な情報処理や制御方法であっても特許文献として存在していないことがあり、当業者から見れば新規性や進歩性を充足していない発明であっても権利が成立してしまうケースが見受けられると思う。
・拒絶理由通知時の引用文献としてもっと非特許文献を調査すべきと考える。
・進歩性の基準が曖昧である。ソフトウエアの場合、組み合わせが容易であることが多いため、引用発明どうしを組み合わせる動機付けの有無や、引用発明と審査中の発明との課題の共通性が進歩性判断において重要であると思料するが、実際のところ、どこまで主張すれば進歩性違反を解消できるかが分かりにくいと感じる。
・ソフトウエア特許に関しては、非常に簡単に思いつきそうな権利が成立している場合があり、そのような特許ほど回避が困難で影響力が大きいように思う。そのようなケースが多くなると、産業を発展させるのではなく、阻害する方向に作用する可能性がある。
・とりあえず机上の空論で思いついた範囲を、広く権利化されることは、産業の発展を阻害するため、特許法第36条第4項第1号の実施可能要件と、特許法第36条第6項第1号のサポート用件について厳しく審査してほしい。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・進歩性判断が甘い。

エ. その他権利化に関する課題

（ア）　企業　12者

・ソフトウエア発明をクレームに表すのが難しい割には迂回（一部の変更やソフトウエアの分割等）が比較的容易なように思える。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・新たなアルゴリズムを適切に保護しているか。

オ. 侵害発見・侵害者特定・侵害立証等に関する課題

（ア）　企業　99者

・ソフトウエア特許については、ソフトウエアのアルゴリズムについて特許権としての権利化を図ったところで、アルゴリズム等のソフトウエアにおける内部処理については、侵害確認容易性が極めて低く、権利行使が極めて困難である点が課題であると考えられる。
・特許権者の視点では、侵害立証が困難（特にソフトウエアの内部処理に関わる部分）なため、証拠収集が大きな課題である。一方、実施者による他社特許対応では、他分野に比べて数が多い上に、抽象概念や機能の組合せで表現される発明の理解や明細書の読込みにはスキル・時間を要し、調査・対策に大きなコストがかかることが課題である。
・立証責任が権利者に重すぎる。ソフトウエアはソースコードが入手できない限り立証できない。特許裁判を行っても被告が立証不十分を主張し続けるだけでも権利者に勝ち目がない。一定レベルでの立証を行った後は、被疑侵害者にも非侵害の立証義務を負わせるべき。
・C言語等で組んだソフトをコンパイルして焼き付けたICの場合、元のプログラムを確認することができない（ソースコードを丸々読み出せるような場合でないと、立証が容易でない）。ソフトウエアの動作の一部を回路パターンで置換されている場合、侵害証明できるのかわからない。
・「査証制度」は、できたものの、その実効性が現時点では、不明で、侵害立証できるかがわかりづらい。特に、技術的に立証困難性のあるような特許技術について。
・立証することが難しいため、例えば被告は訴訟時に裁判所から求められたらソースコードを開示する義務が発生するなどの条文があってもよい。
・BtoB製品では、侵害立証が非常に難しく、権利者が非常に不利な状況である。日本版ディスカバリ法などにより、侵害したもの勝ちの風潮を徹底的に排除し、特許出願・権利化～活用などの知財活性化を進めて頂きたい。
・ソフトウエアの大部分が外部から導入されるが、特許チェックするのは実質的に不可能である。
・世の中に製品として出回るソフトウエアサービスは、無数の機能が複雑に連携しあって一つのサービスを構成するものであり、様々なソフトウエアサービスにおいて今後ますます多機能化・複雑化が進むと思われる。一方、日本だけでも年間20万件弱の特許権が成立している。自社サービスの機能と他者特許権との組み合わせの数はまさしく天文学的な数になり、他者の特許権を尊重し如何に誠実に特許クリアランスを行う意思があろうとも、事業者にとって完全な特許クリアランスを行うことには限界があることは明らかである。かかる現状において、ソフトウエア特許権に基づく差止請求権が認められる際には、相当に慎重な判断がされなければならない。少なくとも差し止めの仮執行は認められるべきではない。

（イ）　弁護士・弁理士　**6**者

・規模の大きなソフトウエアのリバースエンジニアリングは現実的には不可能であることや、AIのように複雑な数学的・統計的手法が用いられているソフトウエアのアルゴリズムは解析が困難である等の理由により、また、現在の裁判所の運用では書類提出命令が極めて限定的にしか認められないため、侵害立証が極めて困難であること。
・外部からソフトウエアがどのように動作しているか判断できないので、特許権を侵害していることを正面からは立証しにくい。

カ. 権利範囲に関する課題

（ア）　企業　**12**者

・どのような対象に対して権利が及ぶのか評価するのが困難である点。
・権利の外延が分かりづらく侵害か非侵害かの判断に難がある。

（イ）　弁護士・弁理士　**1**者

・請求項の記載が抽象的なものが多く（権利範囲が広いものほどこの傾向が強く）、図面にも視覚的に把握できる形で特徴が表れないため、短時間で趣旨を把握することが難しい特許が多い。このため、精密にクリアランス調査を行うことが、労力の点で難しい。そのせいか、特許権による保護を強力なものとすることに関し事業者の理解を得にくい。

キ. その他権利行使に関する課題

（ア）　企業　**33**者

・ソフトウエア特許は、日本における判例が少なく、権利行使についての考え方が明確でない部分が多いと感じている。複数主体がいる場合、物理的分散している場合等において、どのようなケースで侵害が成立するか、また、サービス提供の際の損害賠償額の考え方など。ソフトウエアの種類によっては権利期間の短い制度についても検討してもよいと考える。
・ソフトウエア特許全体の差止や損害賠償の期間は不適切とは思わないが、不実施特許については少し制限してもいいかもしれない。理由は以下の通り：①ソフトウエア発明はアイデアさえあれば実施予定がなくても明細書は想像で書いても特許になってしまうため不実施特許権が大量に発生する、②パテント・トロールのようなNPEの問題がある、③不実施特許に差止の必要性や損害の発生があるか微妙。
・ソフトウエアは、金型投資を行うモノ事業と異なり設計変更が容易。ライセンス交渉中に設計変更等が行われ、権利者が権利行使するタイミングが難しいと思われる。
・特許出願することで、公開された後に、回避設計が容易に行われること。

（イ）　弁護士・弁理士　3者

・仮想事例1が典型であるが、「侵害の立証の困難性」と「国境をまたぐ」又は「各行為者は一部実施であるが共同すれば全部実施である場合の権利行使」に課題がある。その結果、クレームに含める発明特定事項と含めない発明特定事項とを切り分けする必要があり、クレームの記載も長く、複雑で、分かりにくいものとなる傾向にある。

ク．オープンソースソフトウエアとの関わり合いに関する課題

（ア）　企業　5者

・多用しているOSSなどで他者の権利を利用していないかどうかの判断も困難な点。
・オープンソースの技術仕様に必須となるソフトウエア特許の権利行使。オープンソース側のIPRポリシーと、従来型規格のIPRポリシーとの関係性が問題となる。
・ソフトウエア単体では全ての構成を持たず、他のソフトウエア（やOS）の機能を呼び出すことにより構成を満たす場合の考え方。

ケ．国際ハーモナイゼーションに関する課題

（ア）　企業　13者

・現在、ソフトウエア関連の技術（特にAI）はグローバルに猛烈なスピードで進歩しており、同技術に関する特許も膨大な件数が世界中で日々出願されている。特に中国の特許出願件数が急速に増加している。それゆえ、特許の審査基準が技術の進歩に追い付かず各国でバラついているものと推察される。このような現状認識に鑑み、日本特許庁はリーダーシップを発揮して、ソフトウエア関連の技術について世界レベルでの審査基準統一化に向けた働きかけが必要と思われる。
・国際協調に欠ける面がある。日本の特許法の問題ではないが、米国ではソフトウエア特許の審査が厳しい。また、プログラムのクレームが認められない国も多い。このようなわけで、現状では、日本では特許になるクレームを諸外国にそのまま出願しても特許にならないことが多い。

コ．その他ソフトウエア特許に関する課題

（ア）　企業　17者

・競業企業同士のデータを協業利用したい場合にどのようなデータならば共有ができるのか。さらにそれらのデータの組み合わせにより生じた特許権はだれのものになるのか。
・著作権とのアンバランスさ。

（イ）　弁護士・弁理士　3者

・日本法では、ソフトウエア特許に基づく侵害訴訟において原告が勝訴する可能性が著しく低い。侵害の成否、無効理由の存否の判断は、裁判所においてニュートラルになされているとは考えているが、そのこととは別として、ここまで権利者が勝てないのでは、諸外国やベンチャーから「日本ではソフトウエアの保護が弱い」と判

断されて、知財マーケットとしての日本の地位が今まで以上に下がるのではないかと危惧している。
・クラウド実行型に移行しており、ソフトウエアそのものが流通することを想定した規定が有効ではなくなりつつある。

［実用新案制度について］

(6) 実用新案について、どのような点が使いづらいと思われますか

＜選択肢⑧　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　64者　弁護士・弁理士　7者

（ア）　企業　64者

・物品、形状のみであり、化学分野はほとんど適用できない。
・自社のようなテックカンパニーでは、ソフトウエア発明や方法発明が保護されないこともあり、実用新案登録出願という選択肢については、知的財産の保護方法として検討の俎上にすら上がらないと考える。
・公報の発行が早い。公開されてしまう。
・有効性の判断が特許と実質的に同じと考えており、特許の方が、実体審査が行われることに加え権利期間が長いため、特許出願を選択している。中国やドイツのように実用新案の有効性判断の基準が特許より低く（例えば、同一技術内の公知例の組合せでないと無効化できない、組み合わせる公知例の数の制限など）、権利活用しやすい状況であれば、実用新案を活用することを検討する。
・自社（鉄道事業者）では、これまで鉄道車両などでは、基盤開発から実用化までには10年以上かかること多いのが実態である。そのため、実用新案は開発品を実用化する以前に権利満了となり、実用新案権は敬遠しがちである。
・最もコストのかかる書類の作成が特許と変わらないため、実用新案を選択する理由が殆どない。
・特許に比べ、官費・庁費用は低額だが、内部の工数や代理人費用を考慮すると、企業にとって特許に比べてトータルでの費用の差は大きくなく、一方、効力については上記選択肢①、④、⑤で特許と差がある。また、特許でも早期審査制度等で、早期の権利化が可能となってきている。よって日本では実用新案制度は利用（出願）していない。
・弁理士費用も含めた費用・労力を考えると、特許に比べて利用のメリットを感じられない。
・出願とは別の話になるが、出願人が他社牽制を目的に過度に広い権利範囲を主張して出願した場合に、実用新案権は実体審査がないためその出願が登録になる問題がある。この場合に権利範囲を定めるには技術評価の請求が必要になるが、第三者からの請求を匿名で行えないため、実際に技術評価の請求を第三者が行う事例はほぼないのではないかと思われる。そのため、第三者の侵害調査の際に実用新案権の権利範囲の不明瞭さが問題になる場合があり、その状況を悪用する者もいるのではないかと思われる。
・特許出願の審査において特許査定を得ることに比べて、技術評価書で肯定的見解を得ることの方が容易（権利の有効性認定のハードルが低い）であるのかどうか、懐疑的に見る実務家が多いため、実用新案制度を利用するメリットを感じにくい。資

力に乏しい企業等にとっては便利な制度と考えるが、無審査登録の利益を実感しにくい多くの企業にとって利用機会が乏しいことはやむを得ないと考える。
・ドイツや中国の実用新案制度は利用する場合がある。特許出願との二重出願・登録が認められている、技術評価書が無くても権利行使ができる、権利無効となった場合でも権利者側の損害賠償責任が問われない等、早期に権利活用したい場合に利用する。一方で、特許実施者側の視点では、現在の実用新案法の制度（無効になった場合の損害賠償責任など）により、実用新案権の濫用防止の側面もある。
・実体審査がないため、他社への抑止力になり難い。権利主張して相手が認めなかった場合、裁判を行って勝てるか否か判断しにくく、社内をまとめて方向性を出すことが難しい。

（イ）　弁護士・弁理士　7者

・進歩性の基準「きわめて容易」が運用されていない。
・引用文献の足し合わせ制限など、「きわめて容易」を達成できる具体的な運用基準が必要。この基準を作れるなら、無審査と併せて、利用価値は十分にある。特許レベルの進歩性を要求されるのに、10年＋無審査＋賠償責任は使いにくすぎる。
・いろいろと制約がある割には、特許と同じようなレベルの明細書が求められる。弁理士を使って実用新案を出願するのであれば、特許として出願してしまえ、という感覚が強い。制度存続させるとしたら、（弁理士でなくても書けるような）ごく簡単な書面での出願を認め、優先権主張を1年以上容認した上で、特許に変更する期間も大幅に緩和すべき。資力のない中小企業がとりあえず社内で暫定的な出願をし、当該出願が事業戦略上重要となった場合、弁理士を入れて特許制度を活用して重厚な方法での権利化を図るプロセスを念頭に置き、そのための中間的・暫定的な権利という位置づけとすべき。
・特許と同じ保護対象にすべきと考える。昭和の時代は、軽微な発明は物の形状に関するものが多かったと思うが、ソフトウエアにも軽微な改良はある。例えば、昭和の時代であれば冷蔵庫の省エネのために部品の形状を変えたと思うが、最近であればマイコンのプログラムを少し変更することになると考える。保護対象が時代に合っていないと考える。
・実用新案制度はもっと意義ある制度に修正して活用を促進すべきだと思う。コストをかけずに中小企業やスタートアップが安心して利用できる制度になれば、企業支援の意味でも日本の出願件数増の意味でも有益である。例えば、実体審査があり、登録要件は特許より緩和、権利行使は可能だが損害賠償額に制限（上限又は低算定額）、など権利の信頼性と制約のバランスをとりつつ新制度とすることが望ましい。

(7) （前問で「⑦保護対象が狭い」と回答された方）現行の実用新案の保護対象は物の構造等ですが、新たに保護すべき対象はありますか。

＜選択肢⑧　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　13者　弁護士・弁理士　3者

（ア）　企業　13者

- 特許法第2条第1項と同様、物にプログラム等が含まれるようにして欲しい。
- 特許と同様とすべき。昔は、中小企業は物作りだったかもしれないが、今はIT関連のベンチャーも多く、参入障壁は物作りよりプログラムの方が低い場合もある。
- AI・IoT技術などは革新スピードが速いので、存続期間が短くても早期に権利化が望まれる。実用新案に相互に利用（ライセンスし易い）制度も加えてAI・IoT関連の小発明の保護と利用の促進を図ってはどうか。
- 選択肢①、②を保護するなら実体審査は必要と考える。
- いずれのカテゴリと言うよりは、我が国の産業構造の裾野に相当する広い技術分野を現行の実用新案法が十分にカバーしているのか、について検証すべきように考える。すなわち、形態要件を備えた小発明が、我が国の産業構造の裾野に相当する広い技術分野の一部しかカバーできていないという実態があるのか、検証する必要があると考える。
- プログラムやビジネスモデル等、安易に実体審査のない実用新案で保護すると市場が委縮、混乱し、知的財産権の価値も全体として低下するリスクがあると思う。

（イ）　弁護士・弁理士　3者

- 特許よりも安価にまずは実案で出願しておき、いざ必要になったら特許に変更できるような制度であれば実用新案も多少は使われるかなと考える。
- 今や物品限定は不要である。

(8) 実用新案の料金について、どう思われますか。

＜選択肢⑧　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　55者　弁護士・弁理士　1者

（ア）　企業　55者

- 特許の審査請求費用と比較すると、実用新案評価書請求の料金は安価であると考える。
- 出願日と公開日が立証できる公報の発行手数料としての出願費用として、出願費用は適切。評価請求費は、特許の審査請求費より安く設定されているものの、広く評価請求することを促すには高い。
- 特許出願の14000円に対し、初期費用が14000＋42000円で高い。特許は3年の猶予あり。
- 権利として効力がない可能性があるのに、費用対効果としてみると費用が高い。
- 中国やドイツのように使えるものであれば適切だと考えるが、現行の日本の制度では高い。

・保護期間が特許の半分ということを考えると、半額とは言わずとも、もう少し安くてもよいのではないか。
・出願費用は高い。電子化されておりコストはかからない。権利の期間に合わせて特許の半額が妥当である。評価書が発行された記録はデータベースで検索ヒットしやすくしてオープンにしてほしい。
・ベンチャー企業にとっては高い。
・印紙代よりも書類作成コストのほうが遥かに高いため。
・代理人（弁理士）費用が特許と同等なので、割高に感じる。
・他社の妨害を目的とした実体性のない実用新案の出願を抑制するため、実用新案関連の料金は現状よりもっと高くし、信頼性が低く不安定な権利であることとのバランスを取るべき。

（イ）　弁護士・弁理士　1者

・高い。安くして、発想の活発化する。

［ライセンスに関連する制度について］

(9) 日本でも「ライセンス・オブ・ライト」（**LoR**）の制度が導入された場合に、どのような場合に、特許権者として **LoR** の仕組みを活用したいと思いますか。

＜選択肢⑧　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　61者　弁護士・弁理士　7者

ア．賛成（条件付き含む）及び積極的意見

（ア）　企業　33者

・LoRが制度化されれば、特許費用削減の手段として是非採用を考えたい。
・技術交流が進み、無駄な「交渉」「時間」「コスト」の低減が可能になる場合。導入されれば、権利者も、利用者も、恩恵を受けると思う。
・権利行使（訴訟・警告・ライセンス等）に活用しない特許についてはクロスライセンスの対象や実施許諾があれば許諾に応じるような活用が主であり、権利行使に活用しない特許に掛かる費用は抑制したいニーズがある。
・大学等の教育研究機関に対しては、出願コストの低減を条件にLoRを積極的に導入すべき（但し、特定事業者に専用実施権又は独占的な通常実施権を設定した際にはLoRの取り下げを認めることも必要）。
・Open／Closeの戦略をとる場合は有効と思われるため。
・社会のためになる技術の場合。
・公共事業等で、LoRを行っているものを積極的に採用しましょうという動きがあれば活用したいと思う。
・規格に関する測定方法などの、広く実施を認めるべき発明に関する場合。
・契約交渉が簡略化できる雛形やモデルケースが準備されている場合（契約交渉にかかる知財部門等の工数が削減できる場合）。
・制度導入時の相手との契約手順や契約書の作成等が簡素化されマニュアル化されているのであれば、前向きに検討したい。
・欧州諸国のように、過去の特許料が支払われることでLoRの取り下げを可能とする制度が望ましい。

・公報に意思を表記するだけでは、実施許諾する会社は表れ難いので、マッチングを積極的に行ってくれる活動・仕組みができたら検討をしたい。
・出願から20年に渡って出願人にとっての価値を保有し続ける発明というものは少ない。しかし一方で、出願人が忘れた頃に他者が使用を欲する場合がある。そのような「自己実施はしないが他人が実施を欲する」状況に対して、実施許諾を容易にする仕組みは必要のように思われる。すでに開放特許データベース[19]もあるが、ライセンス内容が不透明、交渉の煩雑さ、件数の少なさ等が普及に歯止めをかけていると思われるため、その点についての対策が求められる。
・差止請求ができないかわりに、例えば、立証責任や証拠収集等において特許権者が有利になる、或いは、損害賠償金が通常の場合に比べて増額されやすくなる等の一定のメリットがあれば制度活用のモチベーションが高まると考える。

（イ）　弁護士・弁理士　5者

・いわゆるオープン・クローズ戦略のなかで、「オープン」とする部分について活用されると思われる。
・いわゆる国プロによる特許など、国費を用いた開発成果はLoRプールに入れることが望ましいのではないか。また、大学なども活用の余地があると思われる。ただし、このような制度を導入するとしたら、長年存在する類似の制度（開放特許データベースなど）について目立った成果は上がっていないことについて、原因分析が必要である。
・税額控除等の節税メリットをつける。
・公共事業に使う発明など、権利化できても独占しにくい場合。

イ．反対・消極的意見

（ア）　企業　23者

・LoR宣言をしたとして、「合理的」の範囲は広く、将来実施を検討しているというレベルでライセンスを申し込むとは思えない。むしろ、許諾することが明確であるなら差し止め請求されないので、登録された特許を意図的に侵害し、仮に訴訟されたとしても敗訴してリーズナブルロイヤリティを支払えばよいのだから、侵害の温床となりかねない。LoRというアメの施策を導入する場合、それを侵害したら通常よりも大きなリスクを抱えるムチの施策をペアにしなければ実効性がない。
・第三者へ許諾する場合には、自らの事業に与える影響を判断する必要があるため、「必ず通常実施権を与える」とした場合、気軽に制度を活用することはできない可能性が高い。
・実施利用許諾申請者が外国企業等である場合、一律に実施許諾義務があることが、却って産業競争力を阻害する可能性がないか。
・日本の中小企業まして製造業にはそぐわない。いくら安価になるといっても、競合への実施許諾を拒否できない制度など、重要な権利ほどこの制度を利用するよう対象を中小企業は持たない。特定の業界団体向けと思われる。ほかの大半は、多数の出願をノルマ化し、権利維持費のかかる大手企業が、価値のないか価値算定できない特許群の無駄な延命維持で終わる無意味な制度と考える。

[19] 工業所有権情報・研修館「開放特許データベース」 https://plidb.inpit.go.jp ［最終アクセス日：2021年3月2日］

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・もともとライセンス目的の出願人は、費用が軽減されれば、使用する可能性もある。ただし、オープン・クローズ戦略をやろうとした場合に、戦略が他社に推測されるので、そのような企業は使わないと思える。

ウ．賛成・反対以外の意見

（ア）　企業　5者

・欧州に既存の制度をただ単に日本に導入するということではなく、日本に導入するねらい、趣旨についての議論がまずは重要ではないか。資本主義経済の発展による資本集中により、発明者と当該発明の実施者との分離化傾向が進んでいる。そういう中で、大学の研究成果を民間事業者に技術移転する法制度は既に整備されているが、中小企業・スタートアップの成果物となると法制度として存在していないのが現状である。先進諸外国の制度を参考にして、行政が仲介者となって、中小企業・スタートアップの成果物である特許発明の実施活性化を図れないか、という意図をもって、LoRを議論するのであれば意義はあるかもしれない。この場合、実施設備を有しない中小企業・スタートアップの発明を、実施設備を有する事業者での実施を活性化できないか、ということに、現実のニーズがあるか否かについても検証が必要かと思われる。さらに、訴権は訴訟を起こす体力のない権利者ではなく、体力のある実施者に認める制度も検討する必要があるように思われる。実情に即した意義が認められるということであれば、その次に制度設計をする、という順序になるのではないか。 ・現状、既に平成29年に「権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載申込みについて」[20]という実施許諾用意制度が導入されていますが、当該「実施許諾の用意がある」旨についてはJ-PlatPatで書誌的事項として検索の対象になっていないようなので、検索の対象として欲しいと考える。

（10） 他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針を用いていますか。

＜選択肢①に関係して指定された知財関係団体が出している指針について＞

回答者　企業　89者　弁護士・弁理士　8者

・ロイヤルティ料率データハンドブック[21] ・実施料率―技術契約のためのデータブック[22] ・知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書 ～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～[23]

[20] 特許庁「権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載申込みについて」https://www.jpo.go.jp/system/laws/koho/kenri_jyouto_kouhou_moushikomi.html［最終アクセス日：2021年2月26日］
[21] 経済産業省知的財産政策室「ロイヤルティ料率データハンドブック」（財団法人経済産業調査会、2010年）
[22] 発明協会研究センター「実施料率―技術契約のためのデータブック」（社団法人発明協会、2003年）
[23] 特許庁「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書 ～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～」https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11064840/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2009_06.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］

・知っておきたい特許契約の基礎知識（独立行政法人工業所有権情報・研修館発行）
・国有特許権等（経済産業省所管）の実施権設定について（経済産業省技術振興課、平成21年6月22日。）
・「国有特許権実施契約書」の「実施料算出方法」（昭和25年2月27日付け特総第58号特許庁長官通牒）

＜選択肢⑥　その他の具体的な記載＞　回答者　企業　172者　弁護士・弁理士　6者

（ア）　企業　172者

・当該技術の開発に要した費用と、予想される売り上げ見通しから、開発費用の回収と収益の確保を計算したうえで、条件を設定している。
・特許をライセンスすることにより、自社製品の売り上げ拡大が狙える場合は、格安に設定。そうでない場合は、特許の内容により、出願、登録、維持に要した費用を回収、技術開発に要した投資（の一部）を回収のような方針を定めて料率を決定している。
・類似するジャンルでの判決を参考にする。
・過去のライセンス実績を参考にする。
・設計変更により権利回避できてしまうものは、設計変更するよりもライセンス料を支払った方がメリットがある金額を設定する。
・ライセンス先、その財務状況、特許の内容・強さ、ポジションなど種々の観点を考慮しライセンス料率を設定する。
・一般的な通常実施権の相場である売上げの3～5%、専用実施権の場合は10%を参考にした上で、発明の評価／価値やライセンス先の状況等を加味して柔軟に条件を変更している。
・アカデミアであるため、研究者（発明者）の意見を重視している。

（イ）　弁護士・弁理士　6者

・半年くらい前から、裁判所のライセンス料の判断手法が変わっている。たとえば、平成30(ネ)10006[24]等参照 ―――「実施に対し受けるべき料率は、(1)当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界に おける実施料の相場等も考慮に入れつつ、(2)当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、(3)当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、(4)特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に 現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである。」

[24] 令和元年9月11日判決、裁判所ホームページ、平成30(ネ)10006等、https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/970/088970_hanrei.pdf［最終アクセス日：2021年3月2日］

７．特許庁のレジリエンス向上について

緊急事態宣言発令後、特許庁における手続き又は審査の面で、お困りの御経験がありますか。

＜選択肢①　困った経験の具体例＞　回答者　企業　**139**者　弁護士・弁理士　**24**者

ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による法定・指定期間徒過の救済に関する意見

（ア）　企業　13者

・特許庁様では、迅速に、「新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて」として、HP上で各種証明書手続に関する救済措置をご案内いただき、感謝申し上げる。自社も、例えば「新規性喪失例外証明書（2020/4/17に案内開始）」等の証明書を提出する機会が発生することが多く、この期間においても救済措置を利用させていただいた。押印等の社内手続きに関して柔軟な対応がとれるようになったが、当該手続きのためにかかる人手（出勤による）は依然として必要となる状況である。
・緊急事態宣言発令後に施行された法廷・指定期間徒過の救済について、2020年4月3日のHPには「必要と認められる場合は」と条件が付されており、どのような場合に認められるのか判断がつかなかった。万が一救済されない場合に期限徒過として権利を消失する可能性を払拭できなかったため、当該救済措置の利用を一時期見送らざるを得なかった。
・当初、指定期間の救済対象が不明確であったため、困った経験がある。結局は拒絶理由の応答期間の延長料金を支払って対応してしまった。
・特許庁向けの手続期限の緩和措置が十分ではなかったので、図書館などが閉鎖されていて十分な調査ができない中、満足な手続ができなかった。
・特許庁というよりも、代理人（弁理士、特許業務法人）との連絡が付き難くなり手続きが遅れるケースの救済がされるのか不明である。
・新型コロナウイルスの影響により、業務に支障が生じて必要な実験データの取得が困難な場合もありうる。拒絶理由や異議申立の応答期限について柔軟な対応をいただけると有りがたい。

（イ）　弁護士・弁理士　3者

・諸外国では「一律の期間延長」を実施する国が多かったが、日本特許庁の施策は「理由」を記載して提出することが求められ、救済の可否が不明確であった。顧客に対し、救済が受けられるのか受けられないのか明確に説明ができなかったので、結局救済制度を利用することはなかった。
・緊急事態宣言発令後、特別措置が講じられるまでの間、法定期限等について審査官に確認しても不明瞭な回答しか得られず、クライアントと共に不安を抱くことになった。
・救済手続が面倒である。

イ．紙書類、郵送、各種証明書の押印・署名に関する意見

（ア）　企業　32者

・日本の特許法等産業財産権関連法は、手続の過程において申請人に対して各種証明書等の提出を求めているところ、当該証明書等は一部の例外を除いて書面により提出をすることが求められている。これら各種証明書等の提出につき、インターネット出願ソフト等の電子手続にて行うことが可能となるよう電子化対応を推進いただきたい。
・「年金領収書（自動納付）」を都度ハガキで頂戴しているが、オンライン確認に移行して頂けるとありがたい。 また、異議申立てや無効審判等の手続きもオンライン化して頂けるとありがたい。
・特に現時点ではないが、事業撤退を行う企業が増え、特に共有特許権の権利放棄、譲渡案件が増加すると思われることから、この関連手続きの審査の簡素化を希望する。
・新規性喪失例外証明書や委任状への押印・署名については緩和措置が行われているが、結局は押印・署名したものを提出することに変わりはない。リモートワークが増加していることから、押印・署名しづらくなっているので、これらに代わるものをご検討いただけると利便性が向上すると考える。
・複数発明者の連名の押印署名の必要な宣誓書で、外国人混在の案件。全員発明者の署名で書面を提出したら却下された。日本人の分だけ押印ということでお願いされたのが緊急事態宣言の最中だったので、在宅勤務推奨のところ押印の為だけに出社するのは如何なものか。
・各種提出資料の公印押印について、原本提出に代え、pdf等の写しでの提出受理をご検討いただきたい。米国等においては、pdf署名資料提出が認められているなど。
・移転登録申請は、収入印紙を郵便局で購入し、印紙を申請書に貼り付け、登記簿も用意し、郵送する必要があり、多くの物理的接触があるため避けたい。オンラインで申請が出来るようになるととても良いと感じる。

（イ）　弁護士・弁理士　2者

・出願人、特許事務所あての郵送物について、リモートワークを進めているが、郵送物のチェックのために事務員を交番で出社させる必要がある。オンライン通知で代用できるものについては積極的オンライン化して頂けると助かる。

ウ．電子出願システムに関する意見

（ア）　企業　8者

・特許庁端末での操作のために、出社せざるを得ないことがあった。また、OSアップデートをしないと庁申請ができず、入社制限の折であったため、対応に苦慮した。
・緊急事態宣言に対応して在宅勤務を実施している中、インターネット出願ソフトに認証キーが必要のため、（認証キーは会社に保管）担当者がインターネット出願のために出社しなければならなかった。
・（回線の安定している）オフィスPCではなく、モバイルPCにより在宅で庁手続きをするケースが出てくるが、手続き途中で意図せず回線が遮断された場合など、本当

に手続きされたのか否かを把握できない。手続き途中で回線が遮断された場合にアラートメールが発信されるなどの仕組みがあるとよい。

エ. テレビ面接審査に関する意見

（ア）　企業　35者

・Web面談等コロナ禍において柔軟な対応をしていただき感謝している。
・Web面接時の会議システムはSkype for Business（Active Xコントロールを有効にする必要あり）を採用されているかと思うが、面接時に上手く動かず手間取った事例があった。PC条件を問わず動作するWeb会議システム採用のご検討をお願いしたい。
・Web面接を活用したが、回線の影響が原因なのか音声品質が悪く、画像にもタイムラグがあった。また、面接審査前のシステムのセットアップと導通確認に時間を要した。面接環境の準備に時間が掛かり議論の進行もタイムラグ等の考慮が必要になる状況で、システムの予約時間（面接予定時間）を気にしながら面接を行うのは非常にやり難くいと感じいる。
・V-CUBEのミーティングシステムが不十分。各個人がそれぞれ個別のパソコンを使わないと各人の声が聞こえにくいし、表情も見えないのでビデオ会議をする意味が薄れる。
・TV面接システムの台数を増やしていただきたい。
　⇒特許庁にシステムが1台しかなく、TV面接の依頼をしたところ、審査官のご都合とシステムの空きがある時間帯に限られてしまい、審査官と弁理士をあわせた三者の日程調整に非常に難儀した。結局、弊社の時間外（残業）時間から開始の対応となってしまった。
・審査官殿がネット環境のない場所で在宅勤務をされていたため、面接を行っていただけなかったり、日程調整がしづらかったりしたなどの問題があった。
・審査官との面接記録は、テレビ会議が終了後、いまだにFAXを利用して紙書面にサインをして送りかえさなければいけないので、面倒であり、結局出社が必要になる。電子的にサインができる仕組みが欲しい。

（イ）　弁護士・弁理士　3者

・当初Web面接の装置が、雑音が多かった。現在、Webシステムは改善されたが、Web会議室の予約がなかなか取れず待ちが多い。
・テレビ面接の実施まで、1か月近く待ったことがある。

オ. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた環境化における上記エ以外の審査官対応、特許庁の対応

（ア）　企業　51者

・審査官、審判官に実際に会って、発明内容の理解のため、製品、製造工程を見ていただく機会が減少する可能性があること。
・面接審査について審査官側も対面面接を受けたくないということは理解出来るが、面接は出願人側としては実際の実物を見てもらいたいなどテレビではなかなか伝わらない面もあり、感染症対策を十分に行った上で手段としては残してもらいたい。

・拒絶理由通知で引用された文献の文献番号に誤記があり、審査官に質問しようとしたが、リモートワーク中ということで連絡が取れず、正しい文献番号が分かるまでに3日ほど待たされた。当社もリモートワークは導入しているが、リモートワーク中でも連絡手段は複数確保されており、お客様を3日待たせることはあり得ない。
・拒絶理由通知への応答について審査官に電話したところテレワークのため不在だった。FAXやメールでの連絡は受け付けてもらえず、期間徒過しそうだったので、延長請求をせざるを得なかった。
・審査官との面談を試みたところ、審査官のテレワーク中は電話・メール・FAXすべての手段について面談不可能であると伝えられ、面接の機会を得ることができなかった。本アンケートに「審査官等とのメールによる連絡」という施策を実施してきたとあるが、実効性が低いように感じる。面接ガイドライン上、原則として1回は面接を受諾頂けることとなっており、かつ、テレワーク中のメール連絡を認めることによる不具合は特に見当たりません。よって、テレワーク中でも審査官へのメール連絡は認めていただきたい。
・審査官が在宅勤務中の場合は、電話やFAXでの連絡を、次回の出庁時まで待たなければならないケースがあるので、開庁時間内は在宅勤務時においても審査官への電話やメールでの連絡を可能として頂けると助かる。
・早期審査を申請したが、通常時より審査に時間を要し、早期権利化の意味合いが薄れた。
・審査・審判・手続のレスポンスが遅くなっているため、競合の模倣品対策が進まなくて困っている。
・特許庁の審査や審判のスケジュールが大幅に遅延しており、その結果、事業計画の変更を余儀なくされている。
・公開情報以外を審査官へ提示するのがやりづらい。
・未公開出願の面接審査をFAXでしか受け付けてもらえず、在宅勤務時の対応が難しい。

（イ）　弁護士・弁理士　16者

・緊急事態宣言下では、拒絶理由通知の発送をとめるべきであったと思う。
・審査官の登庁日が少なく、電話による問い合わせがし難くなり、業務に支障をきたした。せめて就業時間中には、直接繋がる電話番号を公開すべき。
・当事者系審判（特許・商標も）の口頭審理がほとんど開かれなくなった。十分な防御策を準備し、迅速に実施してもらいたい。
・審判包袋が取寄せられなかった。
・無効審判が停滞している。
・審査官がテレワークで不在との理由で電話連絡が取りにくい（こちらもテレワーク先から電話しているので、理解しがたい理由である）。
・審判官の合議体の間の意見統一が不十分となり、事前打診して認められた補正・訂正案が、合議の結果として認められないことがある。

カ．その他

（ア）　企業　12者

・コロナ禍の状況において、売り上げが減少しており、会社としては少しでも経費を削減したい。そこで外国出願・権利化の費用を削減できそうな制度に、LoRとSmall Entity（アメリカ）があることが分かった。これらの詳細について知りたいが、特許事務所に無償でお願いするには抵抗が大きい。そこで是非特許庁にご協力をお願いしたい
・J-Platpatへの審査状況の更新遅延。

８．その他

(2) 最後に、**AI・IoT** 技術の時代にふさわしい特許制度や、特許業務のレジリエンス向上のため、上記アンケート中で触れられなかった部分で、御意見・御要望があれば、御記入下さい。

（ア）　企業　393者

・民間で実施され始めました類似する先行出願をAI技術により特定していくサービスをJ-Platpatで使えると嬉しい。
・年金納付期限のお知らせを登録しておけば国外の特許などにも拡張してもらえると嬉しい
・審査請求料や年金納付額が出願番号を入力すればわかるようになっていると嬉しい。以前、特許庁審査官が当社に来られた時にお聞きしたら補正など加味した最新状況を加味しないといけないので難しいとのことだったが、やってもらえると嬉しい。
・規模の小さい弊社では、大手と協業する際に、知財があるとないとでは大きな違いがある。そのためにも知財は欠かせない。また、中小であるために費用も軽減されており、ありがたい。今後、特許審査自体にAIなどが取り入れらるものと考えている。他社のウォッチにもそのようなツールが出てくるのだろうと思う。そうすれば、特許がさらに収支に効果をもたらすものと考えている。
・出願時の内容に対するAI診断（拒絶理由通知のAIによる代行）を進展させて頂きたい（拒絶理由通知書の発行までの所要時間短縮して頂きたい）。
・AI・IoT技術を利用して、特許出願時に登録確率％を提示して頂ければ、その後の審査請求有無に活用できる。
・審査シミュレーションを有料で受けられるようになったが、無償化することで審査期間短縮化に繋がり、特許制度の利便性が増すのではないかと思う。
・AI・IoT技術の開発スピードは早いと感じている。自由な競争と新たな開発機会を失わないためにも、具体性に欠ける内容の特許が安易に成立することは好ましくないと考える。
・AI関連の審査について、従来の制御プログラムに環境条件や使用条件などのありふれた外乱情報を機械学習（ディープラーニング）させたAIを付加しただけ、又は、従来の処理や作業の一部をAIに代替させただけの特許が成立しているように見える。このような内容に対して権利を付与することは、第三者の特許対応のコストを増大させ産業の発達を阻害すると思うので、AIを使用することによって極めて顕著な効果が生じ、その効果が証明された発明のみに進歩性を認めるといったように、

進歩性の判断を厳しくしたほうが良いと考える。
・実施可能要件とサポート要件の審査基準が、最近、ないがしろになっている。
①異議申立にて、上記の主張について検討すべき。特に明細書に開示されている データの再現性がない場合や、臨海的意義を求められるような特許であることが証明される場合には、慎重に検討してほしい。
②実施可能要件、サポート要件が主張された異議申し立ての審理内容をレビューしてもらいたい。
・知的財産権の流通を活性化させるためには、ライセンスを念頭においた明細書の記載要件も検討して頂けると助かる。
・米国のprivate PAIRのように、特定の端末を用いなくても対庁手続ができるシステムの導入をご検討いただきたい。
・USPTOのように、特許の審査経過書類をすべてPDFで一括ダウンロード可能にして欲しい。
・AI・IoTは革新スピードが速い。長期の存続期間は不要ではないか。保護と利用のバランスで考えると利用促進に軸足をおいた、たとえばライセンスし易い制度等も考慮されるべきではないか。
・ソフトウエアの発明は他社が侵害しているか分かりにくいので、ノウハウとして扱い特許出願はしていない。しかし、他社が出願した場合の防御策として、先使用権を主張できる明確な手法が必要と感じている。
・多くの産業分野で自前主義やオンリーワンを志向することが困難になり、サプライチェーンの多様化やオープンイノベーションが推奨される社会情勢に鑑みて、例えば、特許による差止に一定の制限を設ける一方で、実施者が特許の実施に応じて正直に対価を支払うことを促進する制度設計（willing Licenseeに対する差止を制限しつつ、実施者が侵害の事実を隠匿した場合に割に合わない強い罰則を科す等）も検討に値するのではないかと考える。
・日本が強い知財立国になるためには、やはり、裁判所が、実質的な侵害有無を見て、権利者有利の判決をもっと出し、知財権の強さを示さなければならない。特許庁も裁判所ともっと連携すべきである。どうみても個別に分離しているように見える。アンケート結果を参考に、具体的に、アクションを起こしていただけることを期待する。
・ビジネスがグローバルな分業の時代になっており、ITに限らず、例えばPCは米国で企画・開発され、台湾で半導体を生産、中国で組み立て、日本の販売店で販売している。半導体の特許を行使する相手は、現状では日本の販売店が日本特許を使っている唯一の主体となる。業務システムの場合、システム自体の売価よりも、継続して得られるメンテナンスが収益の源泉となるケースも多い。このメンテナンスによる収益は、特許を実施したシステムがなければ存在しない。プリンタ本体を廉売し、トナーで回収する場合もある。このような場合、業務システムやプリンタ本体の特許は正当な価値に見合う対価を回収することが困難となる。これらの例はITに限らずこれまでも存在してきた。知財立国として、正しく正当な価値が容易に特許に支払われるようになることを望む。
・医薬品の分野におけるAIやIoTの特許分類を今以上に充実していただきたい。
・知財が関与するエレメント（データ、ソフトウエア、AI、通信技術、遺伝子等）の益々の拡大、多様性、オープンイノベーションという急速な変化に対応するルールの見直しが急務と考える。産業発展という観点から、知財権利者の利益を確保しつ

つも、ビジネスを実施する側の自由度も確保されるような新たな知財関連法の改正、ルールが必要と考える。
・AI・IoT技術の時代になり、ますますボーダーレス（国を跨いでの実施、国を跨いでの特許論争）となってきた。極力、諸外国との間で特許制度のハーモナイズを図っていただけると助かる（日本の良い所は積極的に発信して諸外国に採用させる、また逆に他国制度の良い所は取り入れる等）。

（イ）　弁護士・弁理士　4者

・クラウドサービスが進む中で、サーバの場所は特定できなくなっていると考える。実施者（侵害者）自身がサーバを保有するのではなく、サーバを（仮想的に）貸し出している企業から借りている場合、実物のサーバがどこにあるのか知らないこともある。今後は、その傾向は強くなると考える。ソフトウエア関連の発明では、侵害か否かは、サーバの場所に依存しないように特許制度を改正すべきと考える。
・「AI・IoT時代にふさわしい特許制度」は知財ユーザによって受け止め方が異なる。ユーザニーズもユーザの置かれた立場によって多様であるが、真にニーズの高い制度づくりを確認のうえ慎重に検討して頂き、利用頻度が高く、高く広く受け入れられる法改正を検討頂きたいと思う。
・日本がAI以外の技術でも急速に競争力を失っている原因を、「発明者を中心とした国家プロジェクト」で究明し、対策を試行すべき。協力させて欲しい。
・特許法第2条第3項第3号、第101条の物にデータも入れるように、そして共同不法行為も侵害となるように改正。
・AIがした発明の保護についての検討をしてほしい。

資料V

海外ヒアリング調査　結果詳細

［設問2］複数の事業者等による特許発明の実施における課題［仮想事例1］

［仮想事例1］

・特許権者Xは、自国で次の特許を有している。
・「ユーザ端末から、データDを受信し、サーバａで処理ａ′、サーバｂで処理ｂ′、サーバｃで処理ｃ′を行い、相互にデータ授受を行った上で、サービスＳをユーザに提供する。」（処理ａ′は発明の技術的特徴（最も重要な部分））
・事業者Ａ，Ｂ，Ｃは、それぞれ、処理ａ′、処理ｂ′、処理ｃ′を行うサーバをそれぞれ持ち、相互にデータ授受を行った上で、全体として、上記特許請求の範囲に属するサービスＳを自国で提供している。事業者Ａ，Ｂ，Ｃは、Xから実施許諾を受けていない。

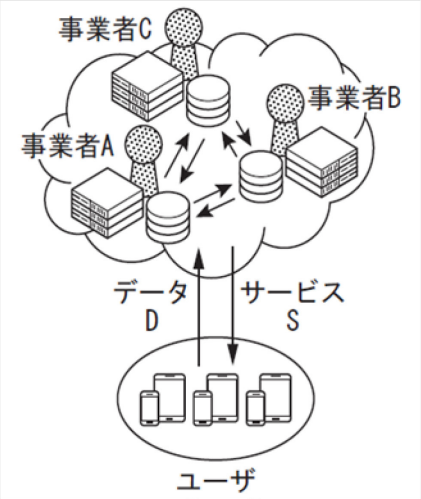

【図1】

2.　（1）複数の事業者等が相互に共同した上で上記のようなサービスSを自国で提供することに関し、特許権者、または事業者からみて、特許権の行使に関する課題があると感じるか。

（i）課題があると感じることがある　→（2）へ
（ii）課題があると感じることがない　→項目3．へ

米国回答
［回答内訳］（i）8名，（ii）0名，（無回答者）4名
・無回答者を除く全ての回答者が課題ありと回答した。

中国回答
［回答内訳］（i）11名，（ii）0名，（無回答者）0名
・全ての回答者が課題ありと回答した。

2.　(2) 貴社が特許権者Xである場合に、具体的にどの点で課題があると感じるか（複数回答可）。

(i)　ライセンス交渉を、事業者Aのみに対してすれば足りるのか、事業者A，B，C全てに対してすべきか不明。
(ii)　特許侵害訴訟を、事業者Aのみに提起すれば足りるのか、事業者A，B，C全てに対して提起すべきなのかが不明。
(iii)　事業者A，B，Cのサーバーのいずれかが外国にある場合に特許権侵害となるのかが不明。
(iv)　分からない
(v)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答
［回答内訳］　(i) 7名，(ii) 5名　(iii) 5名，(iv) 0名，(v) 7名，(無回答者) 5名
・米国では間接侵害（誘引侵害及び寄与侵害）主張の前提として直接侵害の存在を立証する必要がある。本事例にて直接侵害を主張するにあたり事業者B及びCが事業者Aの指揮・管理下でそれぞれの方法を実施していたのか否かがポイントになる。事案固有の事実問題である。指揮・管理の状況に応じて、事業者Aに対して、或いは、各事業者に対してライセンス交渉を行うことが考えられる。事業者Aにライセンス交渉を試み、契約において事業者Aと他事業者との関係を明記することも考えられる。（事務所） ・訴えられた事業者は、各事業者が別個独立に事業していると主張することもある。各事業者間の関係について十分なディスカバリ（情報開示手続）手続が行われるものと思われる。（事務所） ・米国の法律の一部は、域外適用に関して少々流動的である。どのように権利行使をすべきか不明である。（企業） ・事業者間の指揮・管理関係等の事実関係が問題となる。設問で特定されていない様々な事実関係を考慮する必要がある。たとえば、誰がユーザーにサービスSを提供しているかも重要と考える。（企業） ・特許のクレームの書き方によっても、様々な課題が生じ得る。方法特許か製品特許かによって取扱いが異なる。Akamai事件[1]等に鑑みれば、クレームのカテゴリや、権利範囲に単一主体の行為が含まれるようにクレームされているのか否か等も問題となる。（企業） ・事業者の規模によって、たとえば、比較的大きい事業者に対して権利行使を試みて先例を作るということも考えられる。（企業）

中国回答
［回答内訳］　(i) 6名，(ii) 5名　(iii) 10名，(iv) 0名，(v) 7名，(無回答者) 0名
・事業者A、B、及びC全てに対する共同侵害の主張、個別の事業者に対する間接侵害の主張を検討できる。実務の観点では、事業者A、B、及びC間の意志疎通があ

[1] Limelight Networks, Inc. v. Akamai Techs., Inc., 134 S. Ct. 2111 (2014)

ったことを証明することが難しい。「複数主体による方法特許の実施」（2019）最高法知民終147号の判示[2]によれば、一定の要件が満たされれば現実の実施を伴わずとも直接侵害の責任を追及できると考えられ、本事例において事業者Aの直接侵害を主張できる可能性はある。上記判例が、一部外国で実施されるケースに及ぶのか否かは不明である。（事務所）

・現実問題として、侵害の発見、証拠収集、侵害の立証が困難である。交渉の必要性は感じるものの、侵害者が明確でないと交渉することもできず、また、他事業者との協業関係について悪意をもって隠されるおそれもある。（企業）

・サーバーが国外にある場合に保護を受けられるのか否かは不明である。（企業）

・この問題の幾つかの観点に関し、現状の法制度は回答を有している。事業者A、B、及びC間の関係、ビジネスモデル、侵害への貢献度等を考慮すべきである。（企業）

2.　(3) 上記（2）において事業者Aのサーバーが、外国Rに設置されている場合に、具体的にどの点で課題があると感じるか（複数回答可）。

(i)　ライセンス交渉を行う際に、自国の特許権を有するだけで良いのか、外国Rの特許権も有していなければいけないのかが不明。
(ii)　侵害訴訟を提起する際に、自国の特許権を有するだけで良いのか、外国Rの特許権も有していなければいけないのかが不明。
(iii)　特許権行使が可能なのか否かが全く分からない。
(iv)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答

［回答内訳］（i）7名，（ii）6名（iii）1名，（iv）6名，（無回答者）5名

・本仮想事例において、サーバーA、B、及びCのいずれかが国外にある場合に特許侵害を立証できるのか否かの問題は、（1）特許に含まれるクレームの記載スタイル、及び（2）システムの制御がどこで実行され、システムの使用により得られる利益がどこで享受されるのか、に依存する。もし、特許がシステムクレームを含み、システムの制御の実行及びシステムの使用により得られる利益の享受が米国内であれば、サーバーA、B、及びCのうちの1台が国外にある場合でも、侵害は依然として成立する可能性がある。システムの譲渡や譲渡の申出の行為についても同様の可能性がある。しかしながら、特許が方法クレームのみを含んでおり、かつ／又は、システムの制御の実行及びシステムの使用により得られる利益の享受が米国外である場合に、侵害は存在しないと判断される可能性がある。（事務所）

・海外の法域によっては、海外に特許ポートフォリオを持ち、米国と当該法域との間で協調して権利行使活動をすることが役立つ場合がある。（事務所）

・特許権者Xは、R国において特許権を必要とする。海外特許を介してクロスライセ

[2] 最高法知民終147号（2019）：最高人民法院は特許方法の実施にどのハードウエアが実質的に寄与したのかをもって、どの実施主体が法的責任を取るべきかを判断するといった手法を採用し、当該特許権に係る方法を直接実施していないが、侵害行為を実現させた主要ハードウエアを製造したことを特許法上にいう侵害行為として認定すべきであり、当該主要ハードウエアの製造、販売の申出、販売行為を差し止めるべきと判断した。

ンスという選択肢もあり得る。（企業）
・外国Rにおいて特許権を有することは有意義であるが、事業が米国と十分な関係性を持っていれば米国特許を使用できる。（企業）

中国回答

［回答内訳］（i）8名，（ii）9名（iii）7名，（iv）5名，（無回答者）0名

・属地主義の原則及びオールエレメントルールの考え方に基づけば、外国Rの特許権を有していても、中国で侵害が認められるのか否かは不明である。その他、現実の問題として、海外における証拠の収集が難しいという課題がある。法的に有効な措置を取り得ないと考えられる場合でも、交渉や訴訟提起といったアクションはそれなりに相手に心理的なプレッシャーを与えるため、特許権者にとって有利に事を進めるのに資するのではないかと思われる。（事務所）
・クラウドを利用したサービス提供の場合、どの国で実施されているのかを特定することが難しい。それぞれの国に権利があり、それぞれの国で一部しか実施されていない場合において、どのように権利行使をするのかが不明である。（企業）
・それぞれの国に権利があり、それぞれの国で一部しか実施されていない場合において、どのように権利行使するのかが不明である。（企業）

2.　(4) 上記（3）において、貴社が外国Rの特許権を有していない場合に、事業者Aにしてどのような行動をとるか。

(i)　事業者Aの住所が国内にあればライセンス交渉を行うが、事業者Aの住所が国内になければあきらめる。
(ii)　事業者Aの住所がどこにあろうと、ライセンス交渉を試みる。
(iii)　外国Rの特許権を有していないため、ライセンス交渉はしない。
(iv)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答

［回答内訳］（i）5名，（ii）5名（iii）0名，（iv）6名，（無回答者）5名

・もし、米国特許がシステムクレームを含み、システムの制御が米国内で実行され、システムの使用により得られる利益が米国内で享受されるのであれば、事業者Aのサーバーが外国Rにあっても侵害が成立する可能性がある。したがって、特許権者Xは、事業者Aの所在地にかかわらず、事業者Aとのライセンス交渉を試みること、或いは事業者Aを提訴することができる。しかしながら、もし、特許が方法クレームのみを含んでおり、かつ／又は、システムの制御の実行及びシステムの使用により得られる利益の享受が米国外であれば、侵害は存在せず、ライセンス交渉が成功する可能性は低い。（事務所）
・住所に加えて、侵害行為の発生地も重要である。状況によって、外国企業が米国の訴訟に巻き込まれることもある。（企業）
・サービスSは国内で提供されているため、事業者Aの拠点は問題でなく、クレームのドラフトのされ方や、複数の事業者が共同でサービスを提供するためにどのよ

うな調整を行ったかに依存する。（企業）

・事業者の住所だけでなく、顧客の所在地にも着目する。事業者Aの本社が国内に存在していなくても、販売／サービス／顧客のサポートオフィスがあれば十分な場合もある。（企業）

中国回答

［回答内訳］（i）3名,（ii）8名（iii）1名,（iv）4名,（無回答者）0名

・一部外国で実施された特許の侵害を認めるべきか否かには議論がある。一部外国実施を扱った事例はないが、上述した（2019）最高法知民終147号のように、人民法院が柔軟な判断をする可能性はある。そのため、ライセンス交渉は試みるべきと考える。（事務所）

・相手が中国企業で、サービスを提供している場所が中国であれば、サーバーがどの国にあるのかは関係がない。中国に特許があるのであればライセンス交渉すべきである。法的な有効性はともかく、外国の悪質な侵害者に対して少なくとも警告状を出したい。（企業）

・日本や中国でも米国のような継続／一部継続出願の仕組みが欲しい。このような仕組みがあれば長期的に出願を継続させて模倣者を狙い打ちできるクレームを作成できるため、権利行使に有利だ。一方、この手法の有効期間が長期過ぎると非実施主体によるサブマリン的な権利濫用を許すため、バランスが難しい。（企業）

2.　（5）特許権者Xが、事業者Aに着目して、発明の技術的特徴（最も重要な部分）である処理a’についての権利化及び権利行使を検討することについてどのように感じるか。

（i）　権利化が難しい。　→（iv）に理由を記載
（ii）　権利化はできるが事業者Aに対する権利行使は難しい。　→（iv）に理由を記載
（iii）権利化も、事業者Aに対する権利行使も可能である。　→（iv）に理由を記載
（iv）理由（具体的な課題・工夫している点や、課題や工夫がわかる事例・特許番号）等を記載）

米国回答

［回答内訳］（i）1名,（ii）0名,（iii）7名,（無回答者）5名

・特許権者Xに対し、可能であれば、米国内で工程a’を実施する事業者Aによる侵害を主張できるように、重要な特徴点「処理a’」のみに焦点を当てた別の特許の権利化を強く勧める。a’+b’+c’出願が庁係属中であれば継続／一部継続出願、特許発行済みであれば再発行（reissue）特許出願を行うことを検討すべきである。なお、一部のプロセスに限定することについて、損害賠償額の観点における特許価値低下の可能性、サーバー内部で行われる処理についての侵害立証容易性について留意すべきである。（事務所）

・処理a’が検出できるのか否か、及び、処理a’の実行場所を特定できるのか否かにおいて、潜在的な問題がある。（企業）

・処理a’が独立して特許性を有する場合は、分割侵害問題を回避するように権利化すべきである。（企業）
・処理a’のみに係る特許は事業者Aと同じ法域で取得される必要がある。（企業）

中国回答

［回答内訳］（i）3名，（ii）8名，（iii）1名，（無回答者）0名

・サーバーaの処理a’に限定した権利取得が可能と考える。ユーザーによる行為を避ける等、書き方を工夫する。ただし、処理a’について、新規性・進歩性の他に特許適格性の有無についても慎重に検討する必要がある。処理a’が単なる計算やプログラム的な処理であった場合に、権利化が困難と思われる。権利行使の観点において、侵害行為の立証・検証が比較的容易にできるのか否かについても重要な要素として考慮しなければならない。立証容易性を考えると、ドラフティングや権利化の際に、「入力―出力」型のクレーム作成又は権利化を図っていれば、侵害行為の立証・検証は、比較的容易になるのではないかと思われる。（事務所）
・コンピュータソフトウエアなので、証拠収集（製品対比、販売の証拠）が難しい。（企業）
・データ処理や、サーバーでの処理、アルゴリズム等を最後の出力から特定することは困難である。（企業）
・通常、分割侵害問題はドラフティングスキルによって回避することが考えられるが、ドラフティングに関する細則（指針）のようなものはあるのか。或いは、このような分割侵害自体を規制する仕組みがあるのか。プロセスの権利化について、第一に特許適格性の問題があり、第二に出願書面に詳細を明示するとこれを見た侵害者が代替法を見つけて迂回し得るという問題がある。（企業）
・データ処理、サーバーの処理、アルゴリズムは過程であり、最後の出力から見えないので、特許による保護が有効に作用するのか否かが問題である。（企業）
・特許法36条の記載要件が過度に厳しくみられると、処理a’以外の処理を含まないように記載することが困難になるのではと懸念している。（企業）

2.　（6）上記（1）～（5）の他、特許権者又は事業者の観点で、特許発明を複数事業者等が実施する場合に課題と感じることや、実際に困った経験等。

米国回答

・特許権者の観点において、侵害時・場所の検出、取引先の関与、権利行使した場合のビジネスへの影響、等を考慮しなければならない。事業者の観点において、免責（補償）条項等の契約内容の考慮、「指揮及び管理」の適切な理解等が課題である。（事務所）
・サーバーは世界中に設置されているのでこの設問のような課題はいつでも発生しうる状況にある。あるサーバーがオフラインになった場合にトラフィックを別のサーバーに移動すると、上記のような問題が発生する可能性がある。（企業）

中国回答

- 上記2.　(1) に関連し、中国の権利侵害責任法（2010年7月1日より施行）[3]によれば、本事例において、事業者A、B、C間における侵害行為実施のための共謀の有無にかかわらず、過失推定の下で、Xの特許権を共同で侵害したと認められる可能性がある。上記2.　(2) に関連し、方法特許の発明について現実の実施がなかったが侵害行為を実現させた主要ハードウエアであるルーターを製造したことをもって侵害行為であると認定された事例[4]が存在する。（事務所）
- 上記2.　(3) 、(4) に関連して、中国の現行特許法では、侵害行為を構成する要件の一部が海外にあった場合（たとえば、サーバーが海外に設置された場合）に、特許権の効力はそこまで及ぶのか否かについての明確な規定が存在せず、司法現場の判断に委ねられている。現在のところ参考になりそうな事例は見当たらない。また、上記2.　(5) と関連して、中国では、純粋なアルゴリズム的特徴を構成要件とする発明が特許法上の保護対象とされていない[5]点に注意が必要である。（事務所）
- 特許権者の観点において、一部の業者が権利者の顧客又は潜在的な顧客である場合に、自身のビジネスに影響することから、訴訟という手段をとれないという問題がある。また、分割侵害は権利保護の不確実性とコストを増大させているという問題がある。（企業）
- ドラフティングスキルによって分割侵害の回避を考えるが、単独的侵害を主張できるような書き方について特許庁の支援をもらえるとありがたい。特許権者の立場からすれば、特定の特許が必然的に複数主体による実施となる可能性がある場合に、責任主体を明確にして適切な責任追及ができるように、特許庁及び日本の裁判所が指針を示してくれるとありがたい。（企業）
- 処理a’等部分処理毎に複数の出願を行うように心がけているが、出願件数がかさみ、費用が増大する。（企業）
- スタートアップの観点では、こうした問題について検討する時間、リソースが不足していることが課題である。（企業）

[3] 権利侵害責任法第1章第2条「民事的権利の侵害は、本法に従って侵害責任を負うものとする。本法に言う民事的権利には…特許権…が含まれる。」、同第2章第8条「二人以上が共同で侵害行為を実施して他人に損害を与えた場合、連帯責任を負うものとする。」、同9条「侵害行為を教唆または幇助した者は、侵害行為を実施した者との連帯責任を負うものとする。」という規定がある。同8条にいう「共同侵害」の成立要件として、「故意性」が必要か否かについて、定説がなく学説は分かれているが、司法実務では事前の意志疎通が必要とされず侵害の結果があれば、共同侵害が成立するものとされている。

[4] 前掲注2

[5] 「「専利審査指南」の改正に関する公告（第343号）　日本語仮訳」　独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20191231.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］特許審査指南第二部分第9章第6節（2020年2月1日施行）:「アルゴリズム特徴またはビジネスルールと方法の特徴を含む発明特許出願の審査に関する関連規定」が新設され、「技術課題を解決するためのもので」かつ「応用可能性があるもの」であれば、アルゴリズム的な特徴を一部有しても権利保護対象とするべきであるとの事例が示されている。

［設問3］プラットフォーム型ビジネス等における課題［仮想事例2］

［仮想事例2］

・特許権者Ｘは、次の特許(図中の点線枠内)を有している。
「ユーザ端末から受信したデータＤに基づきデータを生成し、ユーザ端末に対し生成したデータを提供する方法。」＝サービスＳの提供方法
・Ｙは、Ｘの実施許諾を受けずに、Ｘの特許発明の方法により動画閲覧サービス（Ｓ）に係る動画データをユーザに提供している。
・Ｘも同様の動画閲覧サービス（Ｓ）に係る動画データをユーザに提供している。

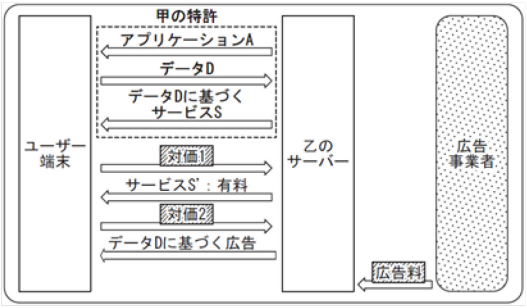

【図2】

3.　(1) Yが動画データの提供（サービスS）により、各ユーザーから閲覧回数又は閲覧期間に応じた利用料（対価1）を得ている場合に、Xの損害額は何を単位として算定するのがよいか（複数回答可）。

(i)　ユーザー数
(ii)　閲覧回数
(iii)　閲覧期間（月額・年額等）
(iv)　その他（具体的内容を以下に記載願います

米国回答
［回答内訳］　(i) 5名，(ii) 4名　(iii) 4名，(iv) 6名，(無回答者) 5名
・「合理的なロイヤリティ」の枠組みの下で仮想ライセンシーが支払うであろうであろう金額を裁判所が決定する際に、様々なファクタが考慮される可能性がある。「逸失利益」を回収するためには、Yによる侵害がなければYのユーザーがXから本件サービスを購入したであろうことの合理的な確実性をXが証明する必要がある 。損害額の算定においては、事案固有の事情や業界慣行等も考慮しつつどのようなファクタ[6,7]を用いるのかを総合的に判断する。（事務所） ・損害の計算は、事業者Yにより利用された収益モデルに直接的に基づく。金銭的報酬の基本単位が閲覧回数である場合、合理的なロイヤリティは、各ユーザーについて合計された閲覧回数である。金銭的報酬モデルが時間に基づいており、単位時間当たりの料金がある場合、合理的なロイヤリティはその基準で算定される。（企業） ・支払額全体の内、特許発明に帰する支払額の割合にもよって回答は変化する。損害について、全体市場価値ルール（entire market value rule）が与える潜在的影響を考慮すべきである。（企業）

[6] Georgia-Pacific Corp. v. United States Plywood Corp., 318 F.Supp. 1116 (S.D.N.Y. 1970)
[7] Panduit Corp. v. Stahlin Bros. Fibre Works, Inc., 575 F.2d 1152 (6th Cir. 1978)

中国回答

［回答内訳］（i）6名，（ii）10名（iii）9名，（iv）5名，（無回答者）0名

・特許法第65条第1項により、侵害者が権利侵害により得た利益によって損害額を確定できる。また、2015年に改正された司法解釈[8]に基づけば、閲覧回数又は閲覧期間に応じた利用料を、サービスの単価と考えることもできる。なお、実際の利益額を確定するのが難しい場合に、人民法院が特許許諾使用料の倍数を参照して合理的に賠償額を確定することができる、又は、特許権の種類、権利侵害行為の性質及び状況等の要素に基づいて法定賠償額[9]を確定することができると規定されている。（事務所）

・Xの損失額算定は、Yの実際の収益方式・課金モデル（閲覧回数、期間等）に基づくべきである。また、いずれの場合においても、ユーザー数を考慮しなければならないと考える。その他、収集できる情報に基づき総合的に判断されるべきである。（企業）

3.　(2) Yが動画データの提供（サービスS）を無償で行い、Sに関連するサービスS'の提供により各ユーザーから利用料（対価2）を得ている場合に、Xの損害をどう考えるか（複数回答可）。

(i)　Yは、Xの特許発明について利益を得ていないので、Xの損害を認めるべきではない。
(ii)　Yは、Xの特許発明について利益を得ていないが、サービスS'について対価を得ているので、サービスS'の提供による利益額も考慮して損害額を算定すべき。
(iii)　Yは、Xの特許発明について利益を得ていないが、サービスS'について対価を得ているので、サービスS'提供の対価も考慮して実施料相当額の損害額を算定すべき。
(iv)　条件によって、Xの損害を認めるべき（具体的な条件を以下に記載願います）。
(v)　Xの損害額をどのように算定すべきか分からない。
(vi)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答

［回答内訳］（i）0名，（ii）5名，（iii）5名，（iv）6名，（v）0名，（vi）3名，（無回答者）5名

・「逸失利益」を主張するためには、XがS'と競合するサービスを提供し収益を上げている必要がある。この点、XがS'の競合サービスを無償で提供しているのか否かによって回答が異なる。（事務所）

・XもSの競合サービスに関して料金を請求しておらず、代わりにS'の競合サービスに関して料金を受領しており、その売上がYの侵害によって影響を受けた場合、Xは、S'が特許に係るサービスに附帯した販売であると主張することができる。X

[8] 「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定　日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20010701_rev.pdf［最終アクセス日：2021年2月25日］21号第20条第2項：「権利侵害製品の市場販売総数に、権利侵害製品の単位ごとの合理的利益を乗じて得た額に基づいて計算することができる。権利侵害者が権利侵害により得た利益は、一般に権利侵害者の営業利益により計算し…」
[9] 同上第21条

によるS’の競合サービスの提供が、特許に係るサービスと機能的に関連しているのか否かが問題である。S’の競合サービスが特許に係るサービスとは独立して提供又は使用され得る場合、その答えはおそらく否である。（事務所）

・「合理的なロイヤリティ」の適用可能性がある。S’から得られるYの収入がSの侵害に帰するとされる範囲において、YのS’からの収入は、特許サービスSの侵害使用によるYの見込み利益の要素として考慮することもできる。これにより、Sのライセンスに関する仮想ライセンシーの支払意思額が影響を受ける可能性がある。（事務所）

・金銭的賠償では補償できないような損害がある場合には、裁判所に対して、一時的な差止、仮差止、終局的差止等を求めることが考えられる。場合によっては、不正競争又は反トラストに訴えることも考慮する。（事務所）

・逸失利益又は合理的なロイヤリティのいずれかを適用できる。差止請求も選択肢となり得る。不正競争（州レベルの法律）、製品抱き合わせ（product tying）、略奪的価格設定（predatory pricing）等、他の法も問題となる可能性がある。（企業）

・サービスSの使用とサービスS’に関連して得られたYの利益との関係（ネクサス）に依拠する。（企業）

・業務上の信用棄損を主張して損害賠償を請求できる可能性もある。特に大企業では回復不能な損害の証明が困難であり、損害規模は特許権者の性質に依存するため、eBay判決[10]の4要件に基づく差止救済は認められにくい。（企業）

・Yは不当利得を得ており、特許権者Xは、合理的なロイヤリティでなく逸失利益に基づく損害を考慮すべき。（企業）

中国回答

［回答内訳］（i）1名，（ii）8名，（iii）8名，（iv）5名，（v）0名，（vi）2名，（無回答者）0名

・上記3.（1）で述べた「合理的利益」に、上記Sに関連するサービスS’の提供による利益額も考慮される可能性がある。また、法定賠償額が適用される可能性もある。（事務所）

・サービスS’はサービスSに付随しているため、サービスS’の利益はサービスSの使用から派生的に生じたものと見なされ、サービスS’の利益はサービスSの使用による利益として考えるのは妥当なものである。この場合、サービスS’の利益もXの損失において考慮すべきと考える。ポイントは、サービスS’の収益とサービスSの使用との間に因果関係があるのか否かである。（事務所）

・サービスS’はXの特許に関連して実施されている。無断使用の結果はXの特許権の直接的な侵害でないかもしれないが、少なくとも不正競争とみなされるべきである。各ユーザーからのYの合理的な収入はすべてXの損失とみなされるべきである。状況が深刻な場合、又は相手が明らかに悪意のあることが証明できる場合、さらに3～5倍の懲罰的損害賠償が課されるべきである。営業秘密及びデータ保護の侵害も含めてという意味合いもある。（企業）

[10] eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006)

・SとS'との間の関係性が考慮されるべきである。Sの有無によってS'のユーザー利用が影響を受けるのか否かすなわちビジネス上の関連性が問題である。（企業）
・複数のサービスが提供されている場合、収益に影響する割合を考慮することになるだろう。（企業）

3.　(3) ユーザーから受信したデータDに基づく広告をYのサーバーからユーザー端末に提供することによりYが広告事業者から報酬を得ている場合に、Xの損害をどのように算定すべきか。

(i)　損害賠償額の算定において、Yが受け取った広告報酬を考慮すべき。
　　→（vi）に理由を記載
(ii)　損害賠償額の算定において、Yが受け取った広告報酬を考慮に入れるべきではない。
　　→（vi）に理由を記載
(iii) 分からない。
(iv) 条件によって、Yが受け取った広告料を考慮に入れるべき。
　　→（vi）に具体的な条件を記載
(v)　Xの損害額をどのように算定すべきか分からない。
　　→（vi）に理由を記載
(vi) その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答

［回答内訳］　(i) 4名，(ii) 0名，(iii) 0名，(iv) 3名，(v) 1名，(vi) 1名，
（無回答者）5名

・上記3.　(2) と同様に、広告主からの支払いは、特許発明の使用による侵害者の見込み利益の考慮要素となり得る。しかしながら、広告料の支払いが特許発明の使用に帰することを証明することは困難かもしれない。（事務所）
・広告主がサーバーを通じて侵害を積極的に誘引しているという要件を満たしている場合、損害が認められることがある。特に意図的であることが証明された場合、最大3倍の損害賠償が認められる可能性がある。（事務所）
・合理的なロイヤリティ又は逸失利益が計算されるべきである。（企業）
・問題は、事業者Yがサービス Sによって享受する利益又は価値である。合理的なロイヤリティは、収益源に関係なく、事業者Yの収益から按分されるサービスSからの利益や価値の大きさに対して適用され得る。（企業）

中国回答

［回答内訳］　(i) 8名，(ii) 0名，(iii) 1名，(iv) 2名，(v) 0名，(vi) 8名，
（無回答者）0名

・上記3.　(1) で述べた「合理的利益」に、上記Sに関連するサービスS'の提供による利益額も考慮される可能性がある。また、法定賠償額が適用される可能性もある。広告がサービスSの使用から独立して成立しているのか否かによって判断されるべきと考える。通常、広告料の支払い額はサービスSの使用頻度に基づいているため、サービスSの使用でXの特許権を侵害するのであれば、広告収入も損害

額に算入すべきであると考える。（事務所）

・上記3.　(2) と同様に、各ユーザーからのYの合理的な収入はすべてXの損失とみなされるべきである。状況が深刻な場合、又は相手方の明らかな悪意が証明できる場合、さらに3～5倍の懲罰的損害賠償が課されるべきである。広告収入を得られるのは、Xの特許に係るサービスSを提供することで、ユーザー数及び閲覧数を得ているためである。（企業）

・間接的な収益を考慮すべきであろう。複数のサービスが提供されている場合、収益に影響する割合を考慮することになるだろう。（企業）

3.　(4) 上記（1）～（3）の他、プラットフォーム型ビジネス等に関する特許についての課題と考えていることや、実際に困った経験、具体的な事例（特許番号）等。

米国回答

・大規模プラットフォーム業者に対する訴訟は法廷外で解決されることが多く、特許されたサービスを無料で提供するプラットフォームからの広告収入に関する損害賠償の法的取扱いは非常に未発達である。（事務所）

・本問のようなシナリオではなかったが、損害を被ったことがある。（企業）

・サーバーにおけるプロセス実行の発見可能性、特許とユーザー行為／サービス提供／広告提供との因果関係の把握、サーバーの使い分け等による特許回避といった課題がある。（企業）

中国回答

・自社提供サービスを、他社が無料で提供しつつ広告で稼ぐようなことは将来可能性としてあるかもしれない。別のサービスでもユーザー数や閲覧を稼いでいる場合に、そのサービス及び特許に係るサービスが、それぞれ最終結果にどの程度影響するのかを検討する必要性が生じるのではないか。（企業）

［設問4］AI関連特許の利活用に関する課題［仮想事例3］

［ＡＩ関連技術の説明］
　ＩｏＴ関連技術で収集された大量のデータが、教師データ等として、ＡＩの機械学習に用いられる。機械学習では、学習アルゴリズムが用いられる。機械学習の結果、学習済みモデルが生成される。AIは、生成された学習済みモデルを用いて、認識・予測・判断等を行っている。

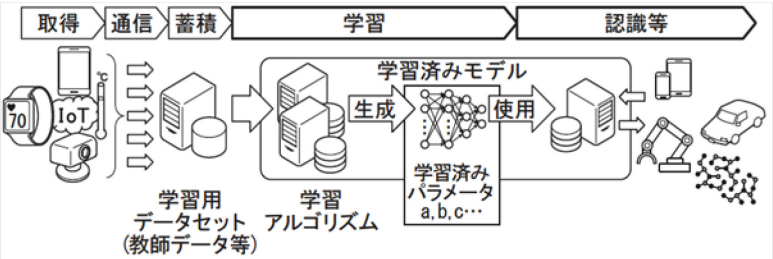

【図3】

4.　(1) AIの学習アルゴリズムに関する発明の保護に関し、どのような点が課題と感じるか（複数回答可）。

(i)　学習アルゴリズムに関する発明は、侵害立証が困難である。
(ii)　学習アルゴリズムに関する発明を特許出願すると、学習アルゴリズムが公開され、競争力が失われてしまう。
(iii)　学習アルゴリズムのクレームをどのように作成すればよいのかが分からない。
(iv)　何が課題なのかが分からない。
(v)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答

［回答内訳］　(i) 11名，(ii) 9名　(iii) 8名，(iv) 1名，(v) 8名，(無回答者) 1名

・Alice判決[11]にて解釈された特許法第101条の下で、主題適格性の基準を裁判所がどのように適用するかについては、いくつかの予測困難性がある。同判例では、「自然法則、自然現象及び抽象的概念は特許を受けることができない」という、特許を受けることができない主題についての例外が長年にわたり暗示的に認められてきたことが示されている。（事務所）
・侵害の発見、処理の特定等が困難なためにAI関連特許の権利行使は難しい。また、AI分野でのオープンソースのグループやコミュニティの存在を無視できず、技術進歩のためのコミュニティへの協力姿勢と、自社の資産であるプログラム・アルゴリズムの保護との関係性に留意する必要がある。（事務所）
・特許主題の適格性は、常に米国特許庁で問題となっている。（企業）
・設計変更による回避が容易である。（企業）
・法域によって、AIの保護のための要件／可能性は大きく異なっており、イノベーションを世界的に保護することを非常に困難にしている。（企業）
・公開された特許出願にてアルゴリズムの作成や利用の仕方が提供されてしまう一

[11] Alice Corp. v. CLS Bank Int'l, 573 U.S. 208 (2014)

方で、特許侵害を発見することが困難であるために、アルゴリズム等の特許出願を躊躇することがある。（企業）
・オープンソースとの関連で、特許できない可能性があるAPIの取扱いに課題がある。（企業）

中国回答

［回答内訳］（i）11名，（ii）9名（iii）7名，（iv）0名，（v）5名，（無回答者）0名

・侵害立証が困難であることは、学習アルゴリズムに限った話でなく、外から処理が見えにくいソフトウエアに共通する課題である。人工知能に関する課題は、ニューラルネットワーク及びディープラーニングに基づくアルゴリズムの構築及び改善と、学習及び改善のためのデータ提供及び利用といった二種類に分類することができる。人工知能の特許分野において、最も侵害されやすいのは主にデータの使用に関するものといわれている。継続的なデータ提供及び学習プロセスにおいて、侵害が短期間或いは瞬間的に発生する場合がよくある。侵害の発見・検証・立証は困難であると思われる。（事務所）
・AI関連ソフトウエアは、オープンソースのものが多く、特許を出願するときにコミュニティとの関係に気を遣わなければならない。証拠収集が困難である一方で、特許出願等で詳細を公開すると容易に模倣されるおそれがある。（企業）
・AI関連特許出願における詳細なアルゴリズムの開示は重要だが、一方でそこに営業秘密が含まれるため、出願人に過度な開示を求めないことに留意すべきである。（企業）

4.　（2）AI技術に関する発明についてクレームを作成するに当たり心がけていること。

（i）　「入力」と「出力」の具体的な相関関係で発明を捉え、「処理」のウェイトを少なくするクレームを作成する。
（ii）　何に心がけるべきか分からない。
（iii）　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答

［回答内訳］（i）4名，（ii）2名，（iii）7名，（無回答者）1名

・対象となるAI技術の新規性及び進歩性におけるポイントに応じて、「入力」と「出力」との相対関係及び「内部処理」のいずれか一方又は両方をカバーするようにクレームを作成することができる。さらに、異なる実施主体による当該AI技術の使用をカバーする複数のクレームを作成することが重要な場合もある。（事務所）
・内部処理に関しては、明細書に開示する必要があるが未知であるファクタがある場合や、用いるデータの取扱いに他社が関与しているような場合に、開示要件や発明者要件に注意する必要がある。また、発見が困難であったり、周囲の設計が容易であったりするニューラル処理や機械学習の側面をクレームに含めると、競合他社に回避される可能性がある。（事務所）
・物理的世界との相互作用、技術的効果、営業秘密の開示可否、侵害の発見可能性、設計変更による侵害回避の可能性、想定される陪審員又は特許審査官による

理解等に留意する。（企業）
・欧州庁の「課題／解決アプローチ」基準を考慮したクレーム作成を検討する。入力、出力、及びアルゴリズムの実行方法をクレームに含める。侵害発見を可能にするようなクレーム作成を検討する。法域による差異を考慮した特許出願を検討する。（企業）
・使用事例（ユースケース）と現実のアプリケーション（たとえば、出力）とを捕捉するクレーム作成を心がけている。（企業）
・自身の権利がライセンシーにとって十分に広い範囲を提供できているのか否かに留意すべきである。（企業）

中国回答

［回答内訳］（i）9名，（ii）2名，（iii）6名，（無回答者）0名

・2020年2月1日より施行された審査指南の第九章第六節「6．アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明特許出願の審査に関連する規定」に従うようにする。つまり、抽象的アルゴリズムの記載を避けつつ、技術課題、技術手段、技術効果を明確に記載する[12]。なお、特許の保護対象に該当するのか否かの判断基準は、上記2．（6）の通り、特許審査指南の改訂を受けて緩和されている。「アルゴリズム特徴が一つでも含んでいたら拒絶する」から「クレームに記載された全での構成要件を一体として理解する」という審査プラクティスへの移行が図られている。その他、侵害行為の立証・検証容易化の観点から、「入力―出力」型の請求項構築は重要である。（事務所）
・入力及び出力が分かれば、アルゴリズムが分かるというのは推察に過ぎず、実際に証拠収集するのは難しい。モデル訓練後に、実際の予測段階において、入力及び出力を得たとしても、これらによってアルゴリズムの差異を知ることはできない。また、特許適格性の問題があり、人間のメンタル・プロセスと見なされやすい。（企業）
・AIアルゴリズムの核心である損失関数（loss function）は訓練のときにしか使用しないので、侵害を証明することが難しい。（企業）

4.　（3）AI学習済みモデルを利用した推定装置に特許がある場合を想定して、次の設問に御回答下さい。学習アルゴリズムに入力される教師データや、学習済みモデルのパラメータを特許法で保護すべきか（複数回答可）。

（i）　教師データ及びパラメータを保護すると、第三者の負担が大きくなるため、特許法で保護すべきでない。　→（viii）にその他理由があれば記載
（ii）　データの生成方法自体が特許発明として保護されていれば十分であり、生成されたデータの流通にまで権利を及ぼす必要はない。
→（viii）にその他理由があれば記載

[12] 前掲注5：同節には「請求項が、抽象的アルゴリズム又は単純な商業規則・方法に関わり、かついかなる技術的特徴も含んでいない場合に、この請求項は、特許法第25条第1項第2号に規定される知的活動の規則と方法に該当し、特許権を付与してはならない」、「請求項には、解決しようとする技術課題に対して、自然法則を利用した技術手段を採用し、かつこれにより、自然法則に適合した技術効果を獲得したと記載されている場合、当該請求項に限定された解決案は、特許法 第二条第二項に記載する技術的解決手段に該当する」と規定されている。

（iii）　教師データを特許法で保護すべき。　→（viii）に理由を記載
（iv）　学習済みモデルのパラメータを特許法で保護すべき。　→（viii）に理由を記載
（v）　上記以外のAI関連データを特許法で保護すべき。
→（viii）に保護すべきデータを記載
（vi）　不正競争防止法等の他の法律で保護すべきであり、特許法で保護する必要はない。
（vii）　教師データ及びパラメータを特許法で保護すべきかが分からない。
（viii）その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答
［回答内訳］（i）6名，（ii）3名，（iii）0名，（iv）1名，（v）0名，（vi）5名，（vii）1名，（viii）7名，（無回答者）1名
・学習用データセット及び／又は学習済みモデルパラメータそれ自体は、著作権法及び／又は営業秘密保護法の下で保護を受けることが最良であろう。さらに、米国では特許適格性の問題がある。AI分野のイノベーションについて、科学の進歩を促進するためには、特許取得するよりもコラボレーションやオープンソースの方が効果的だと考える専門家が多い。ソフトウエアや類似するイノベーションは、より短い期間、異なる審査要件、異なる救済措置、異なる執行メカニズムを提供するシステムの下で保護したほうがよいと感じている人もいる。（事務所） ・データ自体は特許で保護すべきでない。データ利用者はデータのソースを検証することができないため、データ利用とそれに関連するイノベーションに萎縮効果を及ぼす可能性がある。（企業） ・特許制度はイノベーションの保護のためのものであり、データは著作権で保護すべきである。営業秘密として保護することも考えられる。独自に発明したのか否かを問わず侵害となる特許権と馴染まない。（企業） ・現状でも、学習済みAIモデルについてのクレームをドラフトできる。単なるパラメータに対する特許の保護が、どのように既存の問題を正すことになるのかが不明である。（企業） ・教師データは、その多くが公開されており今後もそうなるであろから、特許制度の下で保護すべきでない（企業） ・プライバシーの問題がある。（企業）

中国回答
［回答内訳］（i）3名，（ii）6名，（iii）2名，（iv）3名，（v）2名，（vi）4名，（vii）1名，（viii）8名，（無回答者）0名
・現状、中国では、プログラムが特許の保護対象となっておらず、データ及びパラメータの保護について、まだ議論が進んでいない。パラメータは、学習モデルのアルゴリズムによる最適な結果であり創造的な工夫を必要とするものであるので保護対象として検討してよいかもしれないという意見や、教師データ及びパラメータそのものは特定の技術課題を解決するものでないため特許法にいう保護対象とならないという意見がある。（事務所） ・特許制度により保護すると紛争が増えるので、技術秘密として保護するのが良い

のではないか。現在の特許制度の下では、特許権取得のために技術的内容の詳細を開示する必要がある一方で、被疑侵害者を発見した際に証拠の入手や侵害の証明が極めて困難である、という矛盾がある。米国のようなディスカバリ制度があれば、少し状況は変わるかもしれない。（企業）

・教師データは利用段階の端末にないので、証拠収集が難しいという問題がある。訓練モデルのパラメータは保護されるべきと思う。最終結果に大きな影響を与えるためである。しかし、訓練するときに出現するものなので、証拠収集が困難だという問題がある。（企業）

・データそのものも知的財産の一部であり、公開されない方法で保護されるべきである。（企業）

・データは独占させるべきではなく、データの収集を促進すべきであると思う。（企業）

※上記（3）で（iii）～（v）のいずれかを選んだ方は、以下の（4）にご回答願います。

4.　（4）学習済みモデルを利用した推定装置の特許について、学習済みモデルの生成「にのみ用いる」教師データ又は学習済みモデルのパラメータを生成・提供する行為を間接侵害として捕捉すべき事例。

米国回答

・AIモジュールが大規模なシステムに組み込まれた場合、ソフトウエア会社は、大規模なシステム会社にAIモジュールの使用方法についての指示を行うことがある。或いは、大企業が小規模なソフトウエア会社にAIモジュールを開発するように指示することがある。このような指示が、侵害の積極的な誘引と見られる可能性がある。（事務所）

・寄与侵害若しくは誘引侵害の要件を満たせば、頒布者が間接侵害の責任を有し得る。本問において、教師データ／パラメータは非侵害の用途を含むものとはならいため、寄与侵害の要件を満たし得る。（企業）

・このような状況は、インストールされて実行されたときに特許方法の侵害が可能となる、ソフトウエアの電子的配信が行われるような場合に生じうる。（企業）

・AIタスクの結果を改善するために特定のハードウエアから収集されるデータは、特許に係る学習済みモデルにのみ用いるものとして考えることができる。（企業）

中国回答

・中国の司法解釈等[13], [14], [15]によれば、間接侵害における専用品は物品に限定されないと考えられる。AI関連の事例ではないが、無線通信に関する方法特許について間接侵害が認められた事例[16]がある。（事務所）
・訓練アルゴリズムと最終モデルとは相互に関係するものなので、もし証拠収集できるならば、侵害行為とされるべきである。（企業）

また、そのようなデータを見て、侵害が生じる蓋然性が高いことを立証できるか否か、及び、その理由。

（i）　立証可能　→（iii）に理由を記載
（ii）　立証困難　→（iii）に理由を記載
（iii）理由

米国回答

［回答内訳］（i）1名，（ii）2名，（無回答者）9名
※4.（3）で（iii）～（v）を選択しなかった者の回答もあり

・非侵害用途が実質的に存在しない（no substantial non-infringing use）ことが立証できれば別だが、現実に立証できるのか否かは不明、積極的誘引についても侵害の意図を立証する必要がある。データセットを見るだけでは不十分で、侵害行為を特定する必要がある。（事務所）
・侵害を回避するためにモデルの性能を損なわずにデータセットに小さな変更を加えることができるので、立証は困難であろう。（企業）
・データが高度に専門化されたものでない限り、データが実質的な非侵害用途を有

[13] 「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（2016年4月1日施行）　日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20160401_3.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］1号第21条：関連する製品が専ら特許の実施に用いられる材料、設備、部品、中間物などであることを明らかに知っているにもかかわらず、生産・経営の目的で、当該製品を第三者に提供して特許権侵害行為を実施させ、当該提供者の行為が侵権責任法（権利侵害責任法）第9条に定められた、他人による侵害の援助を幇助する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院は支持しなければならない。
[14] 北京市高級人民法院「専利権侵害判定指南（2017）」日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部から編集 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170420.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］第119条：行為者が、関係製品群が係争特許技術案の実施にのみ用いられる原材料、中間製品、部品又は設備等の専用製品であることを明らかに知りながら、特許権者の許可を経ず、生産経営目的で他人へ該専用製品を提供し、かつ、他人が特許権侵害行為を実施した場合、行為者が該専用品を提供する行為は本指南第118条に規定する他人が特許権を侵害する行為を幇助することに該当するが、該他人が本指南第130条又は特許法第69条第三、四、五号に規定するケースの場合、該行為者が民事責任を負う。前項にいう「専用」製品は、原料、製品等が、係争特許が保護を請求する技術案を実現するのに、実質的な意義を有し、かつ、「実質的な非侵害の用途」を有するかどうかを判断基準としなければならず、対応する原料、製品等が係争特許技術案の実現に不可欠で、かつ、係争特許が保護を請求する技術案に用いる以外にその他の「実質的な非侵害用途」がない場合、一般に、該原料又は製品等は「専用」と認定されなければならない。関連製品が、「専用」に該当するかどうかは、権利者が挙証証明しなければならない。
[15] 北京市高級人民法院による「特許侵害判定の若干問題の意見（試行）」に関する通知（京高法発〔2001〕229号）第74条：間接侵害の対象は専用品のみに限られ、非共用品である。この専用品とは、他人の製品実施のみに用いられる鍵となる部材、又は方法特許の中間製品であり、他人の特許技術（製品又は方法）の一部分を実施することになり、その他の用途がないことをいう。
[16] 前掲注2

しないと判断することは困難である。（企業）
・データソースによって立証の難易度が変わり得る。（企業）

中国回答

［回答内訳］（i）1名,（ii）7名,（無回答者）3名
※4.（3）で（iii）～（v）を選択しなかった者の回答もあり

・継続的なデータ提供及び学習プロセスにおいて、侵害が短期間或いは瞬間的に発生する場合がよくある。侵害の発見・検証・立証は困難であると思われる。（事務所）
・AIアルゴリズムは一般的にブラックボックスである。逆コンパイルや、プロセスの逆比較は困難である。訓練データは一般に公開されず、証拠収集が難しい。（企業）
・データ取得の難易度が学習済みモデル生成の難易度よりもはるかに大きい場合、取得したデータが学習済みモデル生成のための学習アルゴリズムに使われる蓋然性が高いといえるかもしれない。（企業）

［仮想事例3］

特殊な学習済みモデルを用いた翻訳サービス

［ケース１］
・特許権者：特許発明Ｘ、Ｙ、Ｚにかかる特許権を所有
・事業者Ａ：学習済みモデルを製造･販売
・事業者Ｂ：学習済みモデルを購入、翻訳装置を製造、翻訳方法を使用

［ケース２］
・特許権者：特許発明Ｘ、Ｙ、Ｚにかかる特許権を所有
・事業者Ａ：学習済みモデル製造、翻訳装置を製造･販売
・事業者Ｂ：翻訳装置を購入、翻訳方法を使用

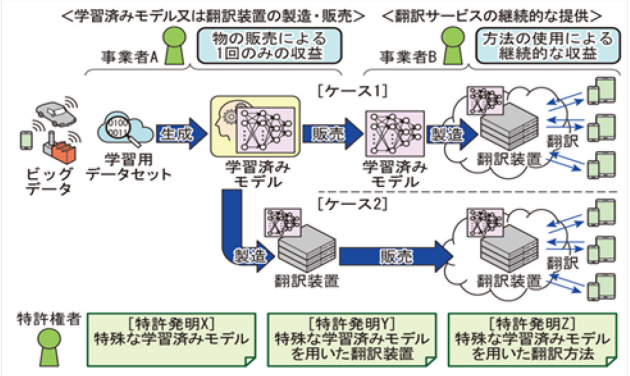

【図4】

4.（5）ケース1及びケース2において、特許権侵害による損害賠償額又は実施許諾のライセンス料は、主として、以下のいずれが負担するのが妥当であると考えるか。

［ケース1］
（i）学習済みモデルついて事業者Aが負担、翻訳装置・翻訳方法について事業者Bが負担
→（iv）に理由を記載
（ii）学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てについて事業者Aが負担
→（iv）に理由を記載
（iii）学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てについて事業者Bが負担
→（iv）に理由を記載

（iv）その他（具体的内容を以下に記載願います）

［ケース1］
・「（i）学習済みモデルついて事業者Aが負担、翻訳装置・翻訳方法について事業者Bが負担」という回答が多数であったが以下のような意見もあった。

米国回答
［回答内訳］（i）4名，（ii）2名（iii）3名，（iv）3名，（無回答者）4名
・本事例では、事業者A又は事業者Bが当該特許のことについて一定の認識をしているのか否か、また、学習済みモデルが他の「実質的な非侵害用途」を有しているのか否かついて特定されていないが、条件によって各事業者は、誘引侵害及び／又は寄与侵害に基づく損害賠償についてさらに責任を負う可能性がある。（事務所） ・各事業者が真に独立している限りにおいて、各事業者は、それぞれの侵害行為に対して責任を負うべきである。いずれかの事業者が他の事業者を管理する限りにおいて、管理している事業者は責任を負うべきである。（企業） ・事業者Aは、特許発明X及びYの権利範囲で実施し、事業者Bは特許発明Zの権利範囲で実施している。上流の事業者がライセンスを受けていれば、下流の事業者に関する権利が消尽する場合がある（たとえば、事業者Aが特許発明Xについてライセンスを取得した場合、事業者Bは消尽による抗弁を有する）。また、事業者Bが事業者Aによる補償を受けられるのか否かを検討する。（企業） ・学習済みAIモデルが実質的非侵害用途を有するのか否か、或いは、事業者Aが事業者Bに対して学習済みAIモデルを利用するように指揮したのか否か、若しくは如何にして指揮を行ったのかによって、事業者Aは発明Yの間接侵害について責任を有し得る。（企業）

中国回答
［回答内訳］（i）8名，（ii）3名（iii）0名，（iv）1名，（無回答者）0名
・中国では特殊な学習済みモデルが保護客体として認められない可能性がある。学習済みモデルが翻訳装置の専用品とみなされる場合に、特許権Y及びZについても事業者Aによる間接侵害が認められる可能性がある。（事務所） ・特許権の消尽論がこの状況に適用される可能性があり、その場合に上流の事業者Aは侵害によって引き起こされたすべての合理的な損害を賠償する必要がある。（企業） ・民生品メーカは事業者Bの立場になることが多く、他者から購入した部品に第三者の特許技術が使用されていることを認識できないリスクがある。この点が、トロールや非実施主体による不合理な権利行使のターゲットになる事例も多い。製品メーカ同士が協力してトロールに対抗できるような仕組みが必要である。（企業） ・権利侵害の原因を作ったのは事業者Aであるから、Aが負担すればよいのではないか。（企業）

［ケース2］

（i）　学習済みモデル・翻訳装置について事業者Aが負担、翻訳方法は事業者Bが負担
→（iv）に理由を記載

（ii）　学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てについて事業者Aが負担
→（iv）に理由を記載

（iii）学習済みモデル・翻訳装置・翻訳方法の全てについて事業者Bが負担
→（iv）に理由を記載

（iv）その他（具体的内容を以下に記載願います）

［ケース2］

・「（i）学習済みモデル・翻訳装置について事業者Aが負担、翻訳方法は事業者Bが負担」という回答が多数であったが以下のような意見もあった。

米国回答
［回答内訳］（i）6名，（ii）2名（iii）3名，（iv）3名，（無回答者）4名
・ケース1と同様に、条件によって各事業者は誘引侵害及び／又は寄与侵害に基づく損害賠償についてさらに責任を負う可能性がある。（事務所） ・事業者Aは発明X及びYの直接侵害者としての責任を負う。翻訳装置が事業者Bにより提供されるサービスの必須の特徴であるのか否かによって、事業者Aは間接侵害について責任を有し得る。事業者Bは発明Zに係るサービスを実施する者であるが、当該サービスが翻訳装置を必ず用いるのか、当該サービスが発明Zを用いなければ提供できないのか、或いは、非侵害の代替用途が存在するのか否かによって、判断が異なる。（企業）

中国回答
［回答内訳］（i）6名，（ii）4名（iii）1名，（iv）1名，（無回答者）0名
・ケース1と同様に、中国では特殊な学習済みモデルが保護客体として認められない可能性がある。特許法及び司法解釈の合法的出所に関する規定[17], [18]により、事業者Bが正当な対価を支払った上で翻訳装置を購入したのであれば、事業者Bの免責が認められる可能性がある。（事務所） ・ケース1と同様に、上流に位置する事業者Aが責任を取るべきであり、事業者Bやエンドユーザーに損害賠償等を請求することは適当でない。事業者Bは積極的に特許技術を使用したわけではなく、また、故意に又は悪意をもって侵害したわけではないため、Aが負担すべきではないか。（企業）

[17] 特許法第70条：特許権者の許諾を得ずに製造、販売された特許権侵害製品であることを知らずに、それを業として使用し、販売の申し出又は販売した場合、その製品の合法的な出所を証明することができた際には、賠償責任を負わないものとする。

[18] 法釈〔2016〕1号第25条：特許権者の許諾なしに製造されて販売された特許権侵害製品であることを知らずに、業として、当該製品を使用、販売の申出又は販売し、かつ、当該製品の合法的な出所を証明できた場合においても、権利者が、この使用、販売の申し出、販売行為の差し止めを求める主張に対して、人民法院は、これを支持しなければならない。ただし、被疑侵害製品の使用者が既当該製品の合理的対価を支払った証明をできた場合は除く。本条第1項にいう「知らず」とは、実際に知らないことまたは知りえないことである。本条第1項にいう合法的出所とは、合法的販売ルート、通常の売買契約などの通常なビジネス方法を通じて製品を取得することを指す。

4.　(6) ケース2において、上記（5）で選択した負担は、事業者Aが事業者Bへ翻訳装置を販売する時点で事業者Bの将来の事業規模・収益が予測できない場合も、同様にすべきか。

(i)　同様にすべき。
(ii)　将来の事業規模・収益により変えるべき。
(iii)　その他（具体的内容を以下に記載願います）。

米国回答
［回答内訳］（i）3名，（ii）4名，（iii）7名，（無回答者）4名
・販売開始時点で事業者の将来の事業規模及び収益規模を予測できるのか否かは、損害賠償額の計算において考慮される要素ではない。（事務所） ・ライセンス契約の問題にもかかわる。たとえば、特許権X及びYについて事業者Aにライセンス許諾されている場合に、事業者Bは消尽の抗弁をできる。さらに、契約の内容に、特許権Zも含むような条項や補償（免責）条項を含めるようにする等、ライセンス交渉力の問題でもある。（事務所） ・将来の活動に基づく正確な予測を期待することは困難であり、算定において将来の損害は考慮しない。（企業） ・事実関係、事業者間の契約の内容によるものである。（企業）

中国回答
［回答内訳］（i）9名，（ii）2名，（iii）3名，（無回答者）0名
・原則的に誰が負担すべきかについて、将来の事業規模・収益が予測できない場合であっても、予測できる場合であっても変わらないと考える。（事務所） ・賠償額や損失額は、具体的な状況に応じて異なる計算になる。（企業） ・事業者Aが事業者Bへ安く売ってしまった等の実際の状況は、損失額の計算で分析されてよいのではないか。（企業）

［設問5］特許発明の実施に関連する「データ」の取扱い［仮想事例4］

［仮想事例4］

３Ｄプリンタに入力するデータの提供

・特許権者Xが、物の特許を有している。
・Yは、３Ｄプリンタ用データ（以下「３Ｄデータ」）をサーバに蓄積し、インターネット等を通じてユーザ提供している。
・３Ｄデータを３Ｄプリンタに入力することにより、特許と同じ製品（特許製品）が生成される。

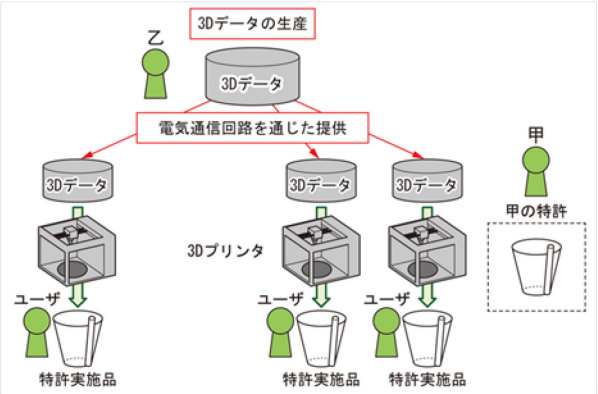

【図5】

5.　(1) 上記仮想事例4における3Dデータの保護の必要性について（複数回答可）。

(i)　Yが3Dデータを提供する行為についても侵害の責任を負うべきである。
(ii)　3Dデータは、特許法ではなく不正競争防止法など他の法律で保護すべきである。
(iii)　3Dデータについていかなる保護も必要ではない。
(iv)　分からない。
(v)　その他（具体的内容を以下に記載願います）。

米国回答

［回答内訳］　(i) 3名，(ii) 4名　(iii) 1名，(iv) 0名，(v) 7名，(無回答者) 3名

・3Dデータそのものは、著作権法による及び／又は営業秘密としての保護を受けることが最良であろうと考える。（事務所）
・思想の表現は基本的に著作権で保護される。（企業）
・3D製造データの実質的に非侵害の用途が存在しないと思われるため、Yは寄与侵害の責めを負うであろう。Yが製品に関する特許について認識しており、かつ、提供される3D製造データを用いて製品を製造することによってエンドユーザーが特許を侵害するように意図したものであれば、Yは誘引侵害の責めも負うことになる。（企業）
・クレームされたデザインを実現するための3Dモデルを実施可能に記載することを前提に、特許法で3Dモデルの保護を検討することは考えられるかもしれない。（企業）
・取引先との間で3Dデータの遣取りが行われるビジネスにおいて、特許侵害の可能性が生じる状況は好ましくない。（企業）

中国回答

［回答内訳］　(i) 8名，(ii) 2名　(iii) 0名，(iv) 1名，(v) 3名，(無回答者) 0名

・3Dデータが専用品に該当すれば、間接侵害の成立する可能性がある[19], [20], [21]。（事務所）
・個人が3Dプリントするのは主流でないと思う。精緻な3Dプリントを実現できるのは業者であろうから、当該業者を追求すればよい。（企業）
・3Dプリントかその他の方式で生産したのか否かはそれほど重要でなく、最終的な製品で判断すればよい。（企業）
・3Dデータは、3Dプリント処理において鍵となる役割を果たすものであるので、3Dデータを提供することは物理的な部材を提供する行為に等しい。（企業）

※上記（1）で（i）を選んだ方は、以下の（2）にご回答願います。
5.　（2）Yが提供する3Dデータについて間接侵害の対象とすべきか否か（複数回答可）。

（i）　いかなる場合も間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきである。
　　→（v）に理由を記載
（ii）　特定の場合には間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきである。
　　→（v）に「特定の場合」を具体的に記載
（iii）間接侵害を構成する物と同じ扱いをすべきではない。
　　→（v）に理由を記載
（iv）分からない
（v）　その他（具体的内容を以下に記載願います）。

米国回答

［回答内訳］（i）2名，（ii）1名（iii）0名，（iv）0名，（v）2名，（無回答者）7名
※5.　（1）で（i）を選択しなかった者の回答もあり

・3Dデータが様々な非侵害用途を許容するフォーマットである場合、そのデータは、いわゆるデータとして扱われる可能性が高い。しかしながら、その3Dデータの唯一可能な用途が侵害行為に当たるような形式で存在している（たとえば、コンパイルされた及び／又は暗号化されたフォーマット）である場合、そのような3Dデータについて異なった取扱いがなされるべきであろう。（事務所）
・3Dプリントデータの提供は、3Dデータがその目的のためにのみ使用され場合、間接侵害に該当する可能性がある。（企業）
・侵害を促すという意味において、有形の商品を提供することと、コンピュータ実施発明のための情報を提供することとの間に差異はない。（企業）
・営利目的の提供でなければ、間接侵害の対象とすべきでない。（企業）

中国回答

［回答内訳］（i）2名，（ii）4名（iii）2名，（iv）2名，（v）1名，（無回答者）1名
※5.　（1）で（i）を選択しなかった者の回答もあり

・3Dデータが専用品に該当すれば、間接侵害の成立する可能性がある。（事務所）

[19] 前掲注13
[20] 前掲注14
[21] 前掲注15

・データダウンローダが商用目的で使用することをデータプロバイダが認識できると考えられる場合に間接侵害の対象としてはどうか。（企業）
・製品を生産した者の責任を追及すべきである。データは物と完全に同じというわけではない。（企業）
・3Dデータは、実物を生産するのに用いられず、データのまま用いられることがあることも考慮すべきである。（企業）
・データは独占させるべきではないと思う。（企業）

5.　(3) 仮想事例4にみられるような3Dデータの利活用に際し、知的財産上の課題を抱えた経験（例：自社の製品を無許可で3Dスキャンされ、当該データが販売された等）。

米国回答

・経験があるという回答はなかったが、以下のコメントがあった。
・ユーザーデータの問題や3Dプリンタによるプロトタイプ作成等の問題を考慮すべきである。関連する法的問題には、侵害、契約法、及び各国間で起こりうる法律の抵触が含まれる。（企業）
・3Dデータを提供した先が、第三者、特に対抗措置をとることがより困難な海外の者に売却等されると非常に困る。（企業）
・3Dデータの使用が意図せず他者の特許権侵害になることがあるとすると、非常に問題である。（企業）

中国回答

・経験があるという回答はなかった。

［設問6］新しい形態の知的財産の保護について

［ソフトウエア関連特許］
6.　(1) ソフトウエア関連特許の取扱い経験（出願、権利行使、ライセンス交渉）

(i)　ある　→（2）へ
(ii)　なし　→（4）へ

米国回答

［回答内訳］（i）7名，（ii）0名，（無回答者）5名

・多くの回答者が経験ありと回答した。

中国回答

［回答内訳］（i）10名，（ii）1名，（無回答者）0名

・ほとんど全ての回答者が経験ありと回答した。

6.　(2) ソフトウエア関連特許に基づく差止請求権の要否・適切な可能期間

(i)　出願日から20年間認めるのが適切である。
(ii)　出願日から20年間では短い。　→（v）に理由を記載
(iii) 出願日から20年間では長い、_____年にすべきである。　→（v）に理由を記載
(iv) ソフトウエア関連特許について差止請求権は不要である。　→（v）に理由を記載
(v)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答
［回答内訳］（i）2名,（ii）0名,（iii）4名,（iv）3名,（v）0名,（無回答者）4名
・出願日から20年間認めるのが適切である。終局的差止は、侵害判決を勝ち得た場合にしばしば請求される救済である。差止は、ビジネスの側面において極めて強力な救済策である。（事務所） ・ソフトウエア製品のライフサイクルは非常に短く、知的財産権による保護の必要性は一般的に約5年という期間を超えることはない。もし、単にソフトウエアを登録し、権利行使の際に審査するという制度があれば、登録件数が増え、申請者のコストが下がり、権利行使までの道筋がより明確になるはずである。予算の限られた中小企業にとって知的財産の登録の可能性を高める機会になるかもしれない。（事務所） ・ソフトウエアは急速に変化し、価値は急速に減少する。発明のコストは低く、特許で保護しようという動機が生じにくい。イノベーションを推進するためには、事業インセンティブだけで十分である。したがって、開発を促進するために長期の差止請求期間を必要としない。ソフトウエア特許は、記載することが難しく侵害について評価することが困難であるため、長期間の差止の脅威は、多くの場合、過剰なライセンス料を要求するトロールにより利用される。（企業） ・TRIPs協定27．1条及び28条によれば、ソフトウエア関連特許だけを区別して扱う合理性がない。差止請求権を制限することは、侵害者に強制的なライセンスを実質的に付与することである。（企業） ・ソフトウエアに関連しているのか否かの判断や、その境界の定義等において問題が生じる。（企業）

中国回答
［回答内訳］（i）9名,（ii）0名,（iii）0名,（iv）0名,（v）0名,（無回答者）1名
・出願日から20年間認めるのが適切である。他方で、ソフトウエア技術更新のスピードや発展促進の観点において、また、著作権による長い保護期間が与えられていることから、10年でも充分という考え方もある。（事務所） ・重要な基本技術はソフトウエア分野であっても何十年も残る可能性があるので、20年間認めるのが適切である。期間よりも証拠収集の困難さこそが問題である。（企業）

6.　(3) ソフトウエア関連特許に基づく損害賠償請求の適切な可能期間

(i)　現行認められている期間が適切である。
(ii)　現行認められている期間では短い。　→（iv）に理由を記載
(iii) 現行認められている期間では長い、_____年にすべきである。
　　→（iv）に理由を記載
(iv) その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答
［回答内訳］（i）4名,（ii）1名（iii）1名,（iv）1名,（無回答者）5名
・現行認められている期間が適切である。（事務所） ・現行認められている救済期間は長すぎる。5年等、新しいタイプのソフトウエア特許の範囲に見合ったものにすべきである。（事務所） ・もし、ソフトウエア特許の基準が高く保たれ、大きな進歩のみが適格であるとされるならば、現在の期間の長さは適切であるが、ソフトウエアの小さな日進月歩の改良が特許保護の対象となり得るのであれば、その期間はもっと短くすべきであり、5年ぐらいであろう。（企業） ・特許トロールに対するインセンティブが与えられることなく、発明者が自己の発明を利用することができる丁度よい期間であるべきだ。（企業）

中国回答
［回答内訳］（i）10名,（ii）0名（iii）0名,（iv）0名,（無回答者）1名
・現行認められている期間が適切である。（事務所） ・現行認められている期間が適切である。侵害を発見できるまでの期間も考慮すべきである。（企業） ・ソフトウエアの購買等3年が基本になっているので、3年でよいのではないか。（企業）

6.　(4) 現行特許法におけるソフトウエア関連特許の保護について課題と考えられる点。

米国回答
・米国特許商標庁におけるソフトウエア関連特許の実務において、主題の適格性は困難な課題である。異なる特許庁において検討のレベルが多様であると、特許のグローバルファミリーの中で不均一が生じるおそれがある。また、ソフトウエアのライフサイクルは他の製品に比べて短いため、出願人にとって審査の長期遅滞が問題になり得る。（事務所） ・長すぎる救済期間が課題と考えられる。（事務所） ・法域間、同一法域内の裁判所／特許庁間、及び同一法域内の審査官間の一貫性の欠如は、費用のかさむプロセスを生み出し、その結果、多くの問題が生じ、被告が高いリスクを負った状態で裁判所での解決が図られる、ということになる。（企業） ・不実施主体（NPE）の活動によって生じている問題に鑑みて、保護期間を短縮す

べきである。（企業）
・ソフトウエア関連発明も、審査段階及び権利化後の段階において、他の発明と同様に取り扱うべきである。（企業）

中国回答

・中国では、上記2.（6）の通り、特許審査指南の改定を受けて緩和されたものの、プログラム記録媒体が保護対象であり、プログラムが保護対象となっていない。一方、多くのソフトウエアが他社のアプリストアを通して配布されたり、他社プラットフォーム上でサービスアプリが提供されたりする状況がある。保護対象とソフトウエア流通の実態とがマッチしていないように感じる。（事務所）
・ソフトウエアそのものは著作権で保護すべきものであり、関連する方法については特許で保護される。（企業）
・証拠収集の困難さが問題であり、たとえば証拠収集の責任をある程度相手側に負担してもらえると助かる。また、侵害分析に多大なコストがかかる。（企業）

［実用新案制度］
6.（5）自国又は他国において実用新案制度を活用しているか。

(i) Yes →（6）へ
(ii) 活用している国名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(iii) No →（9）へ

米国回答

［回答内訳］（i）3名，（ii）5名，（無回答者）4名

・中国で利用することがある。オーストラリア、ブラジル、ドイツ、日本も可能性として挙げられる。（事務所）
・限定的だが中国で活用した経験がある。（企業）

中国回答

［回答内訳］（i）6名，（ii）4名，（無回答者）1名

・中国で大いに活用されている。（事務所）
・中国、ドイツで利用することがある。（企業）

6.（6）実用新案制度の課題（複数回答可）

(i) 権利の存続期間（出願から10年）が短い。
(ii) 実体審査がないため、信頼性が低い。
(iii) 特許出願へ変更可能な期間が限られている（日本）。
(iv) 実用新案の訂正の機会が限られている（日本）。
(v) 技術評価書を提示して警告した後でなければ権利行使ができない（日本）。
(vi) 権利が無効になった場合に損害賠償責任がある（日本）。
(vii) 保護対象が狭い。

（viii）中国の実用新案制度との比較で認識している課題等があれば以下に記載願います。
（ix）　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答
［回答内訳］　（i）0名，（ii）1名，（iii）1名，（iv）2名，（v）1名，（vi）1名，（vii）1名，（viii）3名，（ix）1名，（無回答者）7名 ※6.　（5）で（ii）を選択した者の回答あり
・認識している範囲で、設問にある選択肢のほとんど全てが問題である。（事務所） ・課題として認識していることはない。（企業） ・ハードウエアのイノベーションの場合、実用新案はより安価な選択肢であり、法域によっては税制上のインセンティブが存在する。実用新案制度は、スタートアップや新興企業にとって何らかの利点がある可能性がある。（企業） ・課題として制度が知られていないという問題があり、教育が必要である。（企業）

中国回答
［回答内訳］　（i）1名，（ii）6名，（iii）1名，（iv）0名，（v）1名，（vi）2名，（vii）1名，（viii）1名，（ix）4名，（無回答者）4名 ※6.　（5）で（ii）を選択した者の回答あり
・中国で大いに活用されている。依然として、無審査で登録しやすいにもかかわらず無効にしにくい状況が続いている。（事務所） ・中国で利用することがある。中国の実用新案は出願件数が多過ぎる。知財に詳しくない者をターゲットにして、実用新案権を使って争いを起こそうとする者がいる。実体審査がなく、極めて低質な出願が多い。これを利用して他の目的を達成するケースもある。（企業） ・外国で権利化を目指す対象には相応の投資がなされるという前提があるため、わざわざ実用新案を選ぶというインセンティブが働きにくい。（企業）

※上記（6）で（vii）のいずれかを選んだ方は、以下の（7）にご回答願います。
6.　（7）実用新案で新たに保護すべき対象

（i）　プログラム等　　（ii）　製造方法
（iii）　組成物　　（iv）　単純方法
（v）　ビジネスモデル　（vi）　対象を拡張すべきではない
（vii）分からない
（viii）その他

米国回答
［回答内訳］　（i）1名，（ii）2名，（iii）0名，（iv）2名，（v）0名，（vi）0名，（vii）0名，（viii）1名，（無回答者）10名

・設問の選択肢以外に以下のような意見があった。
・可能性として、プログラム等、製造方法、単純方法が挙げられる。（事務所）
・ユーザーインタフェースの機能的及び動作的側面。（企業）

中国回答
［回答内訳］（i）0名，（ii）0名，（iii）0名，（iv）0名，（v）0名，（vi）1名，（vii）2名，（viii）1名，（無回答者）7名
・設問の選択肢以外に以下のような意見があった。 ・プログラムを含んだ若しくは一部がプログラムで実現した物。（事務所）

6.　(8) 実用新案の料金

日本：実用新案登録出願: 14,000円（約130USD、920元）；実用新案技術評価請求 42,000円（約400USD、2770元）＋請求項の数×1,000円（約10USD、65元）

(i)　安い
(ii)　適切
(iii)　分からない
(iv)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答
［回答内訳］（i）0名，（ii）1名（iii）1名，（iv）0名，（無回答者）10名
・無回答が大多数であった。

中国回答
［回答内訳］（i）0名，（ii）6名（iii）2名，（iv）0名，（無回答者）4名
・適切との回答が最も多く、次いで分からないとの回答が多かった。

中国：500元（7,600円）+請求項付加料（11項目以降）＋明細書付加料（31ページ目以降）

(i)　安い
(ii)　適切
(iii)　分からない
(iv)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答
［回答内訳］（i）0名，（ii）1名（iii）1名，（iv）0名，（無回答者）10名
・無回答が大多数であった。

中国回答
［回答内訳］（i）2名，（ii）5名（iii）0名，（iv）3名，（無回答者）4名

・適切との回答が最も多く、次いで安いとの回答が多かった。付加的に以下のような意見があった。
・コストが安過ぎるので、出願が多くなってしまっているように思う。極めて低質な出願を排除するために料金を上げるべきである。（企業）

［ライセンスに関連する制度］

6.　(9) 自国でライセンス・オブ・ライト（他者への実施許諾の宣言）が導入された場合の活用可能性（複数回答可）。

(i)　出願や特許料等のコストが低減されるのであれば活用したい
(ii)　自社では事業化の目途がたっていないが、他者にライセンスできる可能性がある技術についての出願に活用したい。
(iii)　実施許諾する用意があることがわかりやすく公示され、他者に効果的にアピールできるのであれば活用したい
(iv)　他者との連携など事業の幅を広げるために活用したい
(v)　「他者から権利を侵害していると主張されることを防ぐことができれば十分であるsと考える場合」
(vi)　分からない。
(vii)　活用したくない。
(viii)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答
［回答内訳］　(i) 6名，(ii) 9名，(iii) 8名，(iv) 7名，(v) 9名，(vi) 0名，(vii) 1名，(viii) 6名，(無回答者) 0名
・(i) ～ (v) を選んだ回答が多数であった。付加的に以下のような意見があった。 ・侵害の発見が困難な主題を対象とする発明について活用の余地があると考える。（事務所） ・事業者の選択肢が増え、特許権による防御的連携が可能になる。訴訟のコストと脅威を取り除き、収益化のための合理的なアプローチを提供することになる。（事務所） ・SEP特許所有者はしばしば、自らの特許を標準化団体に申請したり、時には、自らの特許を1つ以上のプールに提供したり、自身でライセンスを供与したりする。特許を個別に及び／又は直接にライセンスする代替手段を特許所有者に提供することは有用である。（企業） ・別のアプローチとして、国毎にプールされている技術を利用する権利を取得し、対価を支払うことが考えられる。もう1つ考慮すべきアプローチは、LOTネットワーク（License on Transfer Network）のような条件付きライセンスを与える仕組みである。（企業） ・スタートアップ企業は、自社の成功にとって重要度の低い技術について特許出願しないため、LoR登録することが考えにくい。どのような範囲のライセンス供与が義務付けられるかも非常に重要である。（企業）

中国回答
［回答内訳］（i）3名，（ii）5名，（iii）6名，（iv）5名，（v）0名，（vi）2名，（vii）0名，（viii）4名，（無回答者）0名
・（ii）～（iv）を選んだ回答が多数あった。付加的に以下のような意見があった。 ・中国特許法第四次改正の意見募集稿には、ライセンスオブライツに関する条文が記載されている。その制度趣旨は、特許許諾の需給情報の非対称問題を解決すること、許諾コストを低下させること、特許の実施及び運用を促進すること、とされている。（事務所） ・特許のライセンスを奨励し、権利者と利用者とをつなぐために情報を開示することは良いことであるが、実際の運用において鍵となるのは、ライセンス料の定義である。実際の額を決めるのは困難であると思う。（企業）

6.　（10）他者とライセンス料率を設定するにあたって、どのような指針を用いているか（複数回答可）。

(i)　知財関係団体が出している指針に基づいて設定している　→（vi）に具体的に記載
(ii)　弁理士・弁護士等に一任している。
(iii)　自社で設けられた一律の基準を適用している。
(iv)　ライセンス先の売上高等にあわせて、柔軟に条件を設定している。
(v)　調停制度を活用している。　→（vi）に具体的に記載
(vi)　その他（具体的内容を以下に記載願います）

米国回答
［回答内訳］（i）1名，（ii）3名，（iii）0名，（iv）5名，（v）1名，（vi）4名，（無回答者）4名
・（iv）を選んだ回答が多数あった。付加的に以下のような意見があった。 ・通常、合理的なロイヤリティ料率の算定を支援してもらうために、専門コンサルタントを雇用する。参考になる書籍[22]も存在する。（事務所） ・実際のレートを決定する際には、多くの要素が考慮される。それは非常に業界特有、製品特有のものである。システムの一部であるソフトウエアについてどのような典型的なライセンス交渉が行われているのかを考慮する必要がある。また、標準必須特許や潜在的な反トラストの問題等も考慮した上で、ロイヤリティ率を設定する仕組みを検討することも重要である。（事務所） ・業界報告書、訴訟の結果、市場分析を用いている。（企業） ・適正なロイヤリティは、特許若しくはポートフォリオが実施者にもたらす価値に基づいて決定されるものである。FRAND条項に基づきそのポートフォリオをライセンスする。（企業）

[22] Gregory J. Battersby & Charles W. Grimes, Licensing Royalty Rates (2020)

中国回答
［回答内訳］（i）2名，（ii）3名，（iii）2名，（iv）7名，（v）2名，（vi）1名，（無回答者）0名
・（iv）を選んだ回答が多数あった。付加的に以下のような意見があった。 ・参考にできる情報が極端に少ない、スタートアップ企業は経験もなく、出発点となる金額を決めるのも難しいという課題がある。実務の現場では、事業規模、重要度や売り上げ比率等に応じてきれいに算出することはなかなか少ないのではないかと思う。実際に経験したライセンス交渉では、当事者双方の納得するライセンス料で落ち着くのは殆どであった。（事務所） ・業界基準のようなものがないと、許諾料を低く設定することになると思う。公的な機関は存在しないが、ごく一部の限られた産業分野において連帯して対応しているという実態はある。トロールに対抗するために、たとえばメーカ同士が連携して訴訟対策する必要がある。（企業）

［設問7］特許庁のレジリエンス向上について

7.　(1) 新型コロナウイルス感染症拡大により対庁手続等で困った経験。

(i)　ある　　→以下に具体的内容を記載願います。
(ii)　ない

米国回答
［回答内訳］（i）3名，（ii）6名，（無回答者）3名
・困った経験は「ない」との回答が多数であった。付加的に以下のような意見があった。 ・優先権証明書類の原本を入手し庁へ提出する際に困難に直面したことがあった。（事務所） ・特許庁からのサービス遅延や不足を経験した。電子出願や電子的なやり取りを認めている庁についてはおおむね影響がなかった。ただし、ほとんどのやり取りについて電子的提出を認めている庁であっても、全てのトランザクションを遠隔でサポートする能力は持っていないであろう。（企業） ・いくつかの特許庁は一定の期間閉庁し、他の特許庁は郵便の途絶のような周辺サービスの混乱による影響を受けていた。（企業）

中国回答
［回答内訳］（i）1名，（ii）5名，（無回答者）5名
・困った経験は「ない」との回答が多数であった。付加的に以下のような意見があった。 ・審査官に電話面談を申し込んでもリモートワークの影響で不在のことがある。（企業）

7.　(2) 自国特許庁、外国特許庁のレジリエンス向上のために必要と考えること、救済措置で不足していると思われる点。

米国回答
・米国特許商標庁はパンデミックの間、能動的に顧客と緊密な連携を取っており、この点において非常に良い対応をとってきている。期間延長を幅広く認めたり、パンデミック関連出願について優先的に審査したり手数料減額を認める制度もある。（事務所） ・一方、パンデミックの最中に米国特許商標庁が大幅な手数料の引上げをしたことはマイナスのポイントである。パンデミックに関してより確実性が高まるまで、少なくとも数ヶ月間は手数料引上げを延期すべきであったろう。（事務所） ・WIPOは、一般的に受け入れられる統一された電子署名要件を採用し、これをWIPO加盟国の全ての特許庁において実施する必要がある。（企業） ・発明者の宣誓、譲渡等のために、世界中にあまりにも多くの異なる署名要件が存在する。文書を印刷し、インクで署名し、それをスキャンして電子形式に戻すというプロセスは非常に面倒で、時間がかかり、ミスが生じやすい。（企業）

中国回答
・中国の国家知識産権局は、2020年1月28日付で早々に、期限徒過により喪失した権利についての救済措置を公表した。（事務所）

（

［設問8］その他ご意見・ご要望

8.　(1) 貴社において、2020年の特許等収支はプラスであったか。

(i)　Yes
(ii)　No
※収入例：特許やノウハウ等に基づく他社からのライセンス収入
※支出例：出願・権利化のための経費、特許やノウハウ等に基づく他者へのライセンス支払

米国回答
［回答内訳］　(i) 1名，(ii) 0名，(無回答者) 9名 ※事務所はカウントせず
・無回答がほとんどであった。付加的に以下のような意見があった。 ・出願、権利化、及び権利行使の手数料は、得られる金銭的価値を超える。（企業） ・非金銭的価値を測ることをしていない。（企業）

中国回答
［回答内訳］　(i) 0名，(ii) 3名，(無回答者) 6名

※事務所はカウントせず

・無回答又は「いいえ」との回答がほとんどであった。

8.　(2) 上記議論の他に、AI・IoT技術の特許制度による適切な保護のために必要と考えること。

米国回答

・米国特許商標庁は、この問題について調査し、公に意見を募ってきている。庁とのオープンな対話は、実務家がこのトピックについて議論する上で非常に効果的である。（事務所）

中国回答

・人工知能の創作物が、たとえば、著作権侵害に該当する場合に、侵害主体の認定をどうするか。（事務所）
・証拠収集の困難さの問題があり、制度上の助けが必要だ。何らかの要件を設定して、侵害の可能性が認められるときに、相手側にも挙証について責任を負ってもらいたい。ただし、要件が緩いとトロールに悪用される可能性があるので、どの程度の要件にするかは頭が痛い問題だ。（企業）
・AIは数学に近いところがある。数学を保護することは他の発明を阻害するものとなる。（企業）

8.　(3) AI・IoT技術の特許制度による適切な保護のために、自国において有益と感じている制度。

米国回答

・米国特許商標庁によって最近、複数の審査ガイドライン[23]が公布されており、出願人と審査官にとって審査手続を明確にする上で有用であった。（事務所）

中国回答

・2020年2月1日付の改定審査指南に、「アルゴリズム特徴又はビジネスルールと方法の特徴を含む発明特許出願の審査に関する関連規定」が新設された[24]。AI・IoT技術の特許保護強化につながり、有益な審査基準改正であったと考える。（事務所）

8.　(4) スタートアップの観点で設けてほしい特許関連の制度。

米国回答

・米国や世界で特許保護を検討しているスタートアップ企業にとって、コスト及び

[23] たとえば、USPTO, Alice, IP Data Highlights (No. 3, April 2020), https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/OCE-DH_AdjustingtoAlice.pdf［最終アクセス日：2021年2月25日］
[24] 前掲注5

適時性が常に問題である。これらについて確実性を増すような運用／法律は非常に歓迎されると思われる。たとえば、出願時に翻訳費用がかさむ問題は、特定の国への出願の障壁になり得る。（事務所）

・ソフトウエア特許についてより簡便に登録できる制度があれば、スタートアップの助けになるだろう。（事務所）

・AIに焦点を絞った特許手続の一般的な解説が米国特許庁から提供されれば我々のようなスタートアップ企業には有益だと思う。（企業）

・権利化手続がもっと短くコンパクトになれば、スタートアップにとって有益であろう。権利化手続の期間が長いと、そのコストは増大して小規模のスタートアップ企業にとっては大きな負担になる。ファイナルオフィスアクションの後のRCE（継続審査請求）の手数料が免除される制度があれば有益であろう。（企業）

中国回答

・特許出願の早期審査制度はスタートアップ企業にとって重要であろうと思われる。権利化できるのか否か、また、どの範囲で権利を確保できるのかは、スタートアップ企業にとって今後の動きを大きく左右することがあると思う。（事務所）

・一部の新興産業について、特許の件数を減らすべき。これにより新興会社の高速発展を促すことになる。（企業）

8.　(5) スタートアップの観点で自国において有益と感じている制度。

米国回答

・米国特許商標庁における小規模・極小規模団体向けの手数料減免は、スタートアップ企業にとって特許システムへの参加をより魅力的なものとしている。審査促進制度は、特許権の早期取得を望むスタートアップ企業にとって魅力的である。（事務所）

・小規模・極小規模団体向けの手数料減免や、法律専攻の学生による出願書類の準備を援助する制度等が助けになっている。（企業）

・COVID-19優先審査パイロットプログラム（COVID-19 Prioritized Examination Pilot Program）は、特定のAI／IoT技術の「早期審査（fast tracking）」に有用だった。（企業）

中国回答

・特許出願に対する補助金による優遇は、資金面で余裕のないスタートアップが積極的に出願をすることに有益かもしれない。なお、中国では、中小企業に対する庁費用の減免制度の他、各地方によって出願の補助金制度がある。（事務所）

・中国では、特許出願料金軽減、維持年金負担軽減は、一定条件を満たせば85%まで減免といった恩恵を受けることができるため、スタートアップ企業もこれら制度を活用できる。（事務所）

8.　(6) 自国と日本との間での違いに関するコメント。

米国回答

・上記回答は米国での事例と捉えてなされているが、日本での事例と捉えれば多くの回答が異なるのではないかと思われる。具体的には、損害賠償の分析及び間接侵害の分析において大きな違いがあるのではないかと考えている。（事務所）

・費用面に関し、翻訳費用を除けば、日本での権利化に要する費用について問題を感じていない。（企業）

中国回答

・「［設問3］プラットフォーム型ビジネス等における課題」について、中国ではプラットフォームの利用店舗による権利侵害に対してプラットフォーマが必要な措置をとらないと、当該プラットフォーマが連帯責任を負わなければならないという規定、議論があるが、［設問3］の事例のような、一部サービスを無料で提供しつつ、別なサービスで収益を上げるモデルで、損害額をどう判断すべきか、という議論は、発見できなかった。（事務所）

・日中間の特許査定率の開きは特に感じている。実務感覚として、日本では登録しやすく、中国では登録しにくいようになっている。日中間の意匠制度の違いも特に目立つものと感じている。実体審査制度の有無、部分意匠制度の有無等で大きく異なる。（事務所）

・早期審査のみ導入して遅延審査を導入しないのはフェアでない。研究開発において、発明や出願を行った早期の段階ではマーケットの動向を知ることができず、発明の真価を判断するのに時間を要することもある。（企業）

資料VI

公開情報調査　結果詳細

１．公開情報調査の結果詳細

（1）ネットワーク化の進展への対応

(i) 複数の実施主体の関与

① 日本

(a) 法制度

（ア）特許法には、複数の実施主体の関与に関係して、第100条、第101条が規定されている。

第100条 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。 第101条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。 一　特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為 二　特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為 三　特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為 四　特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為 五　特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為 六　特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

特許法第100条に差止請求権が、第101条に間接侵害が、それぞれ規定されている。第101条第1号及び第4号は、のみ品の生産、譲渡等の行為を侵害とみなすものである。同条第2号及び5号は、発明による課題の解決に不可欠なものの生産、譲渡等の行為を侵害とみなすものである。同条第3号及び6号は、侵害物品を譲渡等又は輸出する行為を侵害とみなすものである。特許法には、複数の実施主体の関与に関する明文規定はない。

民法には、複数の実施主体の関与に関係して、第709条、第719条が規定されている。

トレーニング段階参照第709条 　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第719条 　数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。 2　行為者を教唆した者及び幇助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

（b）裁判例・審決例

（ア）大阪地判昭和36年5月4日下民集12巻5号937頁

この判決は、複数の行程が結合された方法の特許発明において、全行程の一部を実施するにすぎない者は、間接侵害の成立以外に特許権侵害を構成し得ないとした上で、他人の特許方法の一部分の実施行為が他の者の実施行為とあいまって全体として他人の特許方法を実施する場合については、特許権の侵害行為を構成しうると判示した事例である。

（イ）平成16年（ワ）第25576号（平成19年12月14日）

この判決は、眼鏡店と眼鏡レンズ製造業者による実施がクレーム上で想定されている眼鏡レンズの供給システムに係る特許発明について、クレームに従った分担が複数主体によりなされていれば、ある主体が他の主体の履行補助者であるか否かに関わらず構成要件該当性を認めつつ、誰に対して差止め及び損害賠償を求めることができるかは、当該システムを支配管理している者は誰かを判断して決定されるべきとした事例である。

（ウ）平成20年（ネ）第10085号（平成22年3月24日）

この判決は、インターネットサーバーのアクセス管理及びモニタシステムに係る特許発明に関して、構成要件の主体として「サーバー」と「ユーザー」が混在するケースにおいて、特許発明が「アクセス」の発明ではなく、「アクセスを提供する方法」である場合、侵害主体はサービス利用者ではなく、サービス提供者であると認定した事例である。

（エ）最高裁昭和41年7月28日判決（最高裁判所裁判集民事84号229頁）

最高裁判所は、共同不法行為者に対する共同訴訟は必要的共同訴訟ではないと判示した。

（c）ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

（d）研究等

（ア）平成13年度産業構造審議会知的財産政策部会報告書

「ネットワーク化に対応した特許法・商標法の在り方について」

この報告書は、ネットワーク上を流通するコンピュータ・プログラム等の新たな保護対象の登場、ネットワーク上の経済活動の発展等に対応した特許法・商標法等の在り方について審議した結果に関するものである。

（イ）平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

「ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書」

この報告書は、ネットワーク関連発明についての今後の権利保護の在り方を検討する上での基礎資料を作成することを目的として作成されている。

（ウ）AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方-中間とりまとめ－令和2年7月9日　産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会

「DX時代におけるデジタル化・ネットワーク化への対応」に関して、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、現行特許制度において、ネットワークを通じてサービスを提供するビジネスモデルを適切に保護することが可能かどうかについて、「複数の実施主体が関与する場合」と「サーバーの一部が海外に置かれているような場合」とに分けて検討が行われた。

②　米国

（a）法制度

米国特許法には、複数の実施主体の関与に関係して、第271条、第283条が規定されている。第271条（a）で直接侵害が、第271条（b）で間接侵害の一類型である誘発侵害が、第271条（c）で間接侵害の一類型である寄与侵害が、それぞれ規定されている。また、第283条で差止命令が規定されている。複数の実施主体の関与に関する明文規定はない。

第271条 (a)本法に別段の定めがある場合を除き、特許の存続期間中に、権限を有することなく、特許発明を合衆国において生産し使用し、販売の申出をし若しくは販売する者又特許発明を合衆国に輸入する者は、特許を侵害することになる。 (b)積極的に特許侵害を誘発する者は、侵害者としての責めを負わなければならな

い。
(c)特許された機械、製造物、組立物若しくは組成物の構成要素又は特許方法を実施するために使用される材料若しくは装置であって、その発明の主要部分を構成しているものについて、それらが当該特許の侵害に使用するために特別に製造若しくは改造されたものであり、かつ、一般的市販品若しくは基本的には侵害しない使用に適した取引商品でないことを知りながら、合衆国において販売の申出をし若しくは販売し、又は合衆国に輸入する者は、寄与侵害者としての責めを負わなければならない。

第283条
本法に基づく事件についての管轄権を有する裁判所は、特許によって保障された権利の侵害を防止するため、衡平の原則に従って、裁判所が合理的であると認める条件に基づいて差止命令を出すことができる。

（b） 裁判例・審決例

（ア） Limelight Networks事件の最高裁判所の判決（2014年）12-786号事件

最高裁判所は、「直接侵害が存在していない場合、第271条（b）に規定の侵害の誘発は存在し得ない。」と判示している。

（イ） Muniauction事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2008年）2007-1485号事件

裁判所は、「直接侵害は、単一の当事者がクレームに記載の方法のすべてのステップを実行することを必要とする。しかしながら・・・被告が、何者かにクレームに記載のステップのうちの1つ以上を代理で実行させることによって直接侵害の責めを免れることは、不可能である。したがって、複数の当事者の行為が組み合わさってクレームに記載の方法のすべてのステップを実行している場合には、一当事者がプロセス全体を管理又は指揮し、すべてのステップがこの管理当事者に起因する場合に限り、クレームの直接侵害となる。・・・単なる『対等な当事者の協力』は、いかなる当事者による直接侵害も引き起こさない。（引用は省略）」と判示している。

（ウ） Akamai Techs.事件の連邦巡回控訴裁判所（大法廷）の判決（2015年）2009-1417号事件

裁判所は、「単一のエンティティが他者の行為を指揮又は管理しているかどうかを判断するために、我々は代位責任の一般的原理の検討を続ける。過去において、我々は、行為者が、クレームに記載の方法の1つ以上のステップを実行するように代理人（伝統的な代理の原理を適用）を介して行為し、或いは他者と契約した場合、第271条（a）に規定の侵害の責めを負うと判示してきた。我々は、本件の事実に基づき、被疑侵害者が活動への関与又は特許された方法の1つ以上のステップの実行時の利益の受け取りを条件付け、その

実行のやり方又はタイミングを定めている場合にも、第271条（a）に規定の責めを負わせることができると結論付ける。そのような場合、第三者の行為は被疑侵害者に属し、したがって被疑侵害者が直接侵害の責めを負うべき単一の行為者となる。単一の行為者が一以上の第三者の行為を指揮又は管理したか否かは、陪審に付された場合に実質的証拠に関して上訴で見直すことができる事実問題である。（引用は省略）」と判示している。

（エ） Travel Sentry事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2017年）

この事例は、直接侵害に関するAkamai Techs.事件の「代位責任」の枠組を特定の一連の事実へ適用した例となっている。

（c） ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

（d） 研究等

（ア）Dmitry Karshtedtの「Causal Responsibility and Patent Infringement」（2017年）

著者は、因果責任の枠組みが、複数の行為者が関与する侵害の問題を解決するはずだと主張している。著者は、刑法及び不法行為法を含む他の法分野との比較を説明している。

③ 欧州

（a） 法制度

欧州特許付与に関する条約には、複数の実施主体の関与に関係して、第64条が規定されている。第64条（3）に、EPOは特許侵害には関与しないことが記載されている。したがって、直接侵害、間接侵害、及び複数実施主体の関与のいずれについても規定は存在しない。

第64条 (1) 欧州特許は、(2)の規定を条件として、その付与の告示が欧州特許公報に公告された日からそれが付与された各締約国において当該締約国で付与された国内特許によって与えられる権利と同一の権利をその特許所有者に与える。 (2) 欧州特許の対象が方法である場合は、特許によって与えられる保護は、その方法によって直接得られる製品にまで及ぶ。 (3) 欧州特許権の侵害は、すべて国内法令によって処理される。

（b） 裁判例・審決例

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

（c）ガイドライン、実務等

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

（d）研究等

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

④ ドイツ

（a）法制度

ドイツ特許法には、複数の実施主体の関与に関係して、第9条、第10条が規定されている。第9条に直接侵害が、同法第10条に間接侵害が、それぞれ規定されている。複数の実施主体の関与に関する明文規定はない。

第9条

特許は、特許所有者のみが、適用される法律の範囲内において特許発明を実施する権限を有するという効力がある。特許所有者の同意を得ていない第三者は、次の行為をすることを禁止される。

1. 特許の対象である製品を生産し、提供し、市販し若しくは使用し、又は当該目的のためにこれらの製品を輸入し若しくは所持すること
2. 特許の対象である方法を使用すること又は特許所有者の同意を得ないでその方法を使用することが禁止されていることを当該第三者が知っているか若しくはそれが状況からみて明らかである場合に、本法の施行領域内での使用のために、その方法を提供すること
3. 特許の対象である方法によって直接に得られた製品を提供し、市販し若しくは使用し、又は当該目的のために輸入し若しくは所持すること

第10条

(1) 特許は、特許所有者の同意を得ていない第三者が、当該発明の本質的要素に関連する手段をその発明の本法の施行領域内での実施のために、本法の施行領域内で、特許発明を実施する権限を有する者以外の者に提供又は供給することを禁止するという更なる効力を有するが、当該手段がその発明の実施に適したものであり、かつ、そのように意図されていることを、当該第三者が知っているか又はそれが状況からみて明白であることを条件とする。

(2) (1)は、その手段が一般的市販品である場合には適用されないが、当該第三者が提供を受ける者に対して第9条2. によって禁止された行為を誘発する場合は、この限りでない。

(3) 第11条1. から3. までに掲げられている行為をする者は、(1)の意味において、発明を実施する権利を有する者とはみなされない。

（b）裁判例・審決例

（ア）BGH判決

X ZR 82/03[1]

[1] Federal Supreme Court (BGH), Decision of June 3, 2004, Docket No. X ZR 82/03

II § 1IIntPatÜG［国際特許条約］によると、ドイツの保護を求める公開されたヨーロッパ特許出願の出願人は、当該出願の主題を使用した人物が、使用した発明がヨーロッパの特許出願の主題であったことを知っていた、又は知っているべきであった場合、補償を請求することができる。

特許クレームに記載された保護対象を使用せず、故意又は過失により第三者による使用を単に許可又は促進する人物（「手段」の提供者等）は、特許侵害は不法行為であり、この不法行為へのいかなる形態の参加も特許権者に損害賠償を支払う義務を生じさせるため、特許成立後は、実際の使用者と同様に損害賠償を支払う義務がある。特許の付与後、特許法第10条の範囲に含まれる第三者による本発明の主題の使用を可能にし、促進するこれらの形式には、他に何も適用されない。特許法第10条の禁止が制限されている人のグループ、つまり「特許発明を使用する資格がある人以外の人」は、特許が付与される前には存在しない。

特許の付与後の特許権者は、特許法第10条で指定された手段の供給を当事者が絶対的に禁止することを主張することはできない。手段を提供する当事者は、特許侵害を訴える前に顧客に警告できるからである。これらの警告は、提供された手段を受け取った顧客に、特許権者の同意なしに、特許によって保護されている発明の意味で手段を使用しないように警告する場合がある。補償を支払う義務は、手段の提供者が、顧客が本発明に従って提供された手段を使用する場合、特許出願人による補償の請求の対象となることを手段の提供時に示したかどうかによって異なる。

（イ）BGH判決

Xa ZR 2/08[2]

侵害者の行為が特許権者の権利全体を侵害するという点は容易に理解できるが、第三者による使用状態の実現を可能にする又は促進する人物も侵害者である。運送業者は、第三者の絶対的な権利が実際に守られておらず、運送業者自身が不法行為に関与しているという明確な証拠がない限り、第三者の絶対的な権利が荷送人又は荷受人によって守られているということを詳細に確認せずに信じてもよい。もし権利が守られていないことが疑われる場合、運送業者は、財産権の侵害の疑いを明確にするために合理的な措置を講じなければならない。確認の結果、財産権の侵害が発生したことが認められた場合、運送業者は、第三者の客観的違法行為への関与を続けることができず、他の方法で財産権の侵害を補助することもできない。一方、産業財産権の侵害の疑いを払拭できた場合、又は可能な範囲で法的状況を確認した結果が侵害の存在が証明できなかった場合、たとえ客観的には特許侵害を促進するものだとしても、運送業者は自身の業務を遂行することを妨げられない。

[2] Federal Supreme Court (BGH), Decision of September 17, 2009, Docket No. Xa ZR 2/08

この場合、彼は違法な行為をしたとして罪に問われることはない。

（ウ）OLG（上級ラント裁判所）判決

U 51/08[3]

方法クレームが複数の当事者によって分割して実施された等により、ある当事者によって実施されなかった手順が他の当事者により実施された可能性がある場合も、依然としてその当事者が方法クレーム全体を侵害する責任を負う場合がある。類推により、同じことがシステムクレームにも当てはまる場合がある。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）ヨハン・ピッツ著「特許侵害訴訟」2010年版[4]

特許法第9条から第12条に反して特許発明を使用する者は、侵害された当事者の過失と関係なく、誰でも法的な差止の請求を受ける可能性がある。不法行為に関連する法律の一般原則によれば、単独、複数を問わず、間接的な加害者、扇動者、及び補助者等が特許侵害訴訟の被告となりうる。

不法行為の当事者として、特許の違法な使用に適切な因果関係で貢献した人物は、特許法における特許侵害者として、自分の関与の性質と程度に関係なく責任を負う。侵害者側の過失は、差止命令の必須条件ではない。侵害者が、特許侵害品の製造、頒布、告知によって、侵害の成立又は維持に関与していることで足りる。特許法第10条に基づく特許侵害寄与の原則に従って、特許権者の同意なしに、発明の必須要素に関連する手段を、これらの手段が発明の使用に用いられることを知りながら、又はそれが状況から明らかであるにも関わらず、特許発明の使用が認められていない人に提供する者は、さらに法的責めを負う。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

⑤ 中国

(a) 法制度

中国専利法には間接侵害の規定は存在しないが、間接侵害に似た考え方として、幇助侵害が存在する。根拠は下記権利侵害責任法第9条である（この法律は、専利紛争に限られず広く適用される）。「(c) ガイドライン・実務等」に記載した司法解釈により、専利

[3] OLG, Decision of September 1, 2009, Docket No. U 51/08
[4] Pitz, Johann Patentverletzungsverfahren, 2nd, C.H. Beck, München, 2010, ISBN 9783406606090

紛争における幇助侵害行為が規定されている。

権利侵害責任法第9条 　他人による権利侵害行為を教唆、幇助した場合、行為者と連帯責任を負わなければならない。

（b）裁判例・審決例

（ア）最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2019）概要

技術類知的財産案件36の典型案件No．3　複数主体による方法専利実施の侵害判定

（（2019）最高法知民終147号[5]）

最高人民法院は、もし被疑侵害行為者が、生産経営目的で専利方法の実質的に実施する製品を製造し、該行為又は行為結果が、専利請求項の技術的特徴が全面的に充足されることに対し、代替できない実質的作用を果たし、エンドユーザーが該被疑侵害製品を正常に使用するとき自然に該専利方法の過程を再現することができるならば、被疑侵害者が該専利方法を実施し、専利権者の権利を侵害したと認定しなければならないと判示した。

（イ）ソニー移動通信製品（中国）有限公司vs西安西電西捷通無線ネットワーク通信股份有限公司　発明専利侵害紛争上訴案　（2017）京民終454号[6]

ネットワークで接続された3つの設備間で実施される方法発明について、単独で係争専利を完全に実施する実施者がおらず、ある行為者がその他の行為者を指導又は制御して行為を実施させる、又は複数の行為者が共同で協調して係争専利を実施することがないため、幇助侵害が成立しないと判断された。

（ウ）ガイドライン、実務等

最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）では、関連する規定として第21条が規定されている。

第21条 　関連する製品が専ら専利の実施に用いられる材料、設備、部品、中間物等であることを明らかに知っているにもかかわらず、生産・経営の目的で、当該製品を第三者に提供して専利権侵害行為を実施させ、当該提供者の行為が侵権責任法（権利侵害責任法）第9条に定められた、他人による侵害の援助を幇助する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院は支持しなければならない。

上記の権利侵害責任法第9条を専利紛争に適用するための司法解釈である。上記第21条では、「専ら」専利の実施に用いられるものであること、及び「明らかに知って」いるこ

[5] 最高法知民終147号（2019年12月6日　最高人民法院判決）
[6] 京民終454号（2018年03月28日　北京市高級人民法院判決）

とを要件に、他人へ侵害行為を実施させることを幇助侵害になると規定している。

（c）研究等

（ア）専利法　現行法、2015年草案[7]、2019年草案

専利法第四次改正において、2015年の改正草案に、間接侵害の下記条文が追加されたが、2019年草案では削除された。削除された理由は不明である。法制度にはならなかったため、この欄に記載することとした。

2015年草案　第62条（追加条項） 関連する製品が専ら専利の実施に用いられる原材料、中間物、部品、設備であると知りながら、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のためにその物品を他の者に提供し専利権侵害行為を行った場合、権利侵害者と連帯責任を負わなければならない。 関連する製品、方法が専利製品又は専利方法に属すると知りながら、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のために他の者を誘導し当該専利権侵害行為を行った場合、権利侵害者と連帯責任を負わなければならない。

（ii）サーバーの部分的な国外設置

①　日本

（a）法制度

複数の実施主体の関与に記載の他、関連するものは見当たらなかった。

（b）裁判例・審決例

（ア）平成12年（ワ）第20503号（平成13年9月20日）

この判決は、電着画像の形成方法に関する特許発明に関して、被告が電着画像を製造し、これを文字盤製造業者に販売し、当該文字盤製造業者が、特許発明に係る方法の工程の一部である電着画像の貼付を行っていたケースについて、被告製品には電着画像の貼付以外の用途は考えられず、当該貼付工程について被告が第三者を道具として実施しているとして、特許発明の全構成要件に該当する全工程が被告自身により実施されている場合と同視できるとした事例である。一方、当該一部工程が第三者により海外で実施されていた場合については、方法の特許を国内において実施していると評価することはできないとした。

（イ）大阪地判平成12・10・24判タ1081号241頁

判決においては、特許法第101条第2号の「その発明の実施にのみ使用する物」との要件

[7]「中華人民共和国専利法改正草案（送審稿及び新旧対照表）　日本語仮訳」　独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20151202r.pdf［最終アクセス日：2021年2月25日］

における「実施」は、日本国内におけるものに限られると判示された。判決においては、「特許法2条3項にいう「実施」は、日本国内におけるもののみを意味すると解すべきである。そうすると、外国で使用される物についてまで「その発明の実施にのみ使用する物」であるとして特許権の効力を拡張する場合には、日本の特許権者が、本来当該特許権によっておよそ享受し得ないはずの、外国での実施による市場機会の獲得という利益まで享受し得ることになり、不当に当該特許権の効力を拡張することになるというべきである。」と論じられている。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

（ア）平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

「ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書」

この報告書は、ネットワーク関連発明についての今後の権利保護の在り方を検討する上での基礎資料を作成することを目的として作成されている。

（イ）平成13年度産業構造審議会知的財産政策部会報告書

「ネットワーク化に対応した特許法・商標法の在り方について」

この報告書は、ネットワーク上を流通するコンピュータ・プログラム等の新たな保護対象の登場、ネットワーク上の経済活動の発展等に対応した特許法・商標法等の在り方について審議した結果に関するものである。

（ウ）　AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方-中間とりまとめ－令和2年7月9日　産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会

「DX時代におけるデジタル化・ネットワーク化への対応」に関して、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、現行特許制度において、ネットワークを通じてサービスを提供するビジネスモデルを適切に保護することが可能かどうかについて、「サーバーの一部が海外に置かれているような場合」について検討が行われた。

② 米国

(a) 法制度

米国特許法第271条は、全部又は一部において、米国内で実行された行為ならびに特許

発明の輸入又は輸出を含む特定の行為についての法的責任を定めている。

第271条
(a)本法に別段の定めがある場合を除き、特許の存続期間中に、権限を有することなく、特許発明を合衆国において生産し、使用し、販売の申出をし若しくは販売する者又は特許発明を合衆国に輸入する者は、特許を侵害することになる。
(b)積極的に特許侵害を誘発する者は、侵害者としての責めを負わなければならない。
(c)特許された機械、製造物、組立物若しくは組成物の構成要素又は特許方法を実施するために使用される材料若しくは装置であって、その発明の主要部分を構成しているものについて、それらが当該特許の侵害に使用するために特別に製造若しくは改造されたものであり、かつ、一般的市販品若しくは基本的には侵害しない使用に適した取引商品でないことを知りながら、合衆国において販売の申出をし若しくは販売し、又は合衆国に輸入する者は、寄与侵害者としての責めを負わなければならない。
(d)他の点では特許に係る侵害又は寄与侵害に対する救済を受ける権原を有する特許所有者は、次の事項の1以上を行ったことを理由として、救済を否定され又は特許権に係る濫用又は不法な拡張を犯したものとはみなされない。
(1)他人が当該人の同意を得ないで行ったとすれば特許の寄与侵害に当たる行為から収益を得たこと
(2)他人が当該人の同意を得ないで行ったとすれば特許の寄与侵害に当たる行為について許可又は権原を付与すること
(3)侵害又は寄与侵害に対して当該人の特許権の行使を求めていること
(4)特許に関する権利について、ライセンスを供与すること又はそれを使用することを拒絶したこと、又は(特許に関する権利についてのライセンス又は特許製品の販売に対し、他の特許に関する権利についてのライセンスの取得又は別途の製品の購入を条件付けること。ただし、その状況において、特許所有者が、前記のライセンス又は販売が条件とされる特許又は特許製品に係る市場において支配力を有している場合は、この限りでない。
（以下略）

（b） 裁判例・審決例

（ア）NTP事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2005年）、上告棄却（2006年）03-1615号事件

この判決において、裁判所は、「第271条（a）に規定のクレームされたシステムの使用の場所とは、全体としてのシステムの稼働の場所であり、すなわちシステムの管理が遂行され、システムの有益な使用が得られる場所である。」と判示している。また、「プロセスは、各ステップが米国内で実行されない限り、第271条（a）が要件とする米国「内」での使用になり得ない。」と判示している。RIMは、イ号サービスをRelay、すなわち情報を中継するカナダ内に置かれた「管理地点」によって運営した（同文献1314頁）。しかしながら、「米国内に位置するRIMの顧客が、元の情報の伝送を管理するとともに、そのよ

うな情報の交換から利益を得ているのであるから、・・・Relayの場所がカナダにあっても、法律問題として、本件における問題のシステムクレームの侵害は回避されない。」（同文献1317頁）。しかしながら、「『インターフェーススイッチ』又は『インターフェース』を記載する方法クレームについて、RIMの顧客による第271条（a）に規定の直接侵害は、RIMのRelayがカナダに位置するため認められない。」（同文献1318頁）（脚注を省略）。

（イ）Intellectual Ventures事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2017年）2016-1795号事件

裁判所は、「システムクレームの分析において、・・・クレームされたシステムの第271条（a）に規定の侵害『使用』の立証は、直接侵害者がクレームに記載のシステムのすべての構成要素から『利益』を得たことを特許権者が証明することを必要とする。さらに、要件とされる直接的又は間接的管理は、『全体としてのシステムを稼働させる能力である。』（引用は省略）」と論じている。Intellectual Ventures事件において、裁判所は、エンドユーザーがレポートを眺め、レポートを使用し、或いはレポートに遭遇したという証拠が記録に存在しない場合、エンドユーザーは、生成されてサーバー上に保存された記録から「利益」を得ていないと判示した。記録を請求書発行及び不正防止の目的に使用できるのでユーザーにとって利益となり得るという主張に対して、裁判所は、この主張を述べている当事者が、「顧客の利益を推定するための根拠としていずれかの理論に依拠する審理証拠を提示しておらず、［問題の］特許の明細書は、［記録が］こうした方法で使用されることを示唆していない。したがって、これらの間接的利益の理論は、単なる推測又は代理人の主張でしかなく、陪審の直接侵害の評決を支持する実質的証拠をもたらしていない」と述べた。

（c）ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

（d）研究等

（ア）Sarah R.　Wasserman Rajecの「Infringement, Unbound」

この学術論文は、特許法の周囲に位置する（例えば、侵害に関する）法的及び地理的境界を検討している。

③ 欧州

（a）法制度

複数の実施主体の関与の記載を参照。欧州特許付与に関する条約第64条（3）に、EPO

は特許侵害には関与しないことが記載されている。したがって、サーバーの部分的な国外設置についても規定は存在しない。

（b） 裁判例・審決例

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

（c）ガイドライン、実務等

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

（d） 研究等

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

④ ドイツ

（a）法制度

上記複数の実施主体の関与に記載の他、外国での一部実施に関係したものは見当たらなかった。

（b） 裁判例・審決例

（ア）BGH判決

X ZR 33/10　2012/8/21[8]

特許権者は、この特許権者が保有する特許に基づくライセンスを取得していないギリシャ（被告）にあるプロデューサに、第三者を介してDVDを注文した。第三者は、請求項11の方法でエンコードされたデータを含むマスターテープをギリシャの被告に提供した。その後、被告は、このマスターテープを使用してDVDを作成し、ドイツの第三者に配送した。その後、特許権者はギリシャの会社を訴え、DVDがこの方法クレームを侵害していると主張した。FCJは、DVDにエンコードされたビデオデータは、クレームに係る方法によって直接取得された製品であり、EPC第64条（2）に基づく保護の対象であると判断した。FCJは、このようなタイプの保護には製品に実体的特徴を持たせる必要はないと明示した。FCJは、この場合の方法クレームに基づいてデータの保護を有効としたが、特許権者がギリシャの生産者にマスターテープを提供したため、特許権者の権利は消尽したと結

[8] Federal Supreme Court (BGH), Decision of August 21, 2012, Docket No. X ZR 33/10

論付けた。

（イ）OLG判決

2 U 51/08[9]

侵害の実施形態では、プリペイドカードをドイツで販売し、カードを購入した後、ユーザーがドイツ国内の公衆電話から電話をかけることを可能にした。ただし、これらの側面を除き、カードの印刷が海外で行われ、サーバーが海外に設置されたため、その他すべてのクレームはドイツの領域外で行われた。それにもかかわらず、裁判所は直接侵害を支持した。裁判所は、その領域外で実行されるステップがドイツで実行されるステップによって促進又は誘導された場合、又は、ドイツで実行されたステップによって利用された場合、方法全体がドイツで実行される必要はないと述べた。裁判所はまた、カードは海外で印刷されたものの、クレームの残りのステップを実行するときに、ドイツの領土内でまだ使用されていることにも言及した。また、ネットワーク機器は海外にあるが、ドイツから利用していた。実際、サーバーは、クレームに係る方法のステップを実行している間、ドイツから制御された。この点に関して、裁判所は、行為は海外で行われているものの、ドイツ国内からリモートで利用され、ドイツで結果が得られるようになっているため、ドイツで行われた行為と認定しているようである。なお、OLG　2 U 51/08は、FCJに上訴されていないため、FCJの判断は示されていないことに注意が必要である。

（c）ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

（d）研究等

（ア）C. S. Steins, M. Dernauer

「2012 年特許侵害訴訟等におけるドイツ裁判所の判決」[10]

BGH判決X ZR 33/10　2012/8/21に対するコメントが記載されている。

⑤ 中国

（a）法制度

複数の実施主体の関与に記載の他、関連するものは見当たらなかった。

[9] OLG, Decision of September 1, 2009, Docket No. U 51/08

[10] マークデルナウア,クレメンストビアスシュタインス,「2012年特許侵害訴訟等におけるドイツ裁判所の判決」, パテント, Vol. 67 No. 3, 111-24, 2014

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

（２） ビジネスモデルの多様性への対応

① 日本

(a) 法制度

（ア）特許法には、ビジネスモデルの多様性への対応に関連して、第2条に保護対象となる発明が定義されるとともに、第29条の柱書に特許要件の一つとして発明該当性が規定されている。

第2条 　この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

第29条 　産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

（イ）特許法には、第102条に損害の額の算定・推定に関する規定がある。

第102条

特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。

一　特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量（同号において「実施相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二　譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額

2　特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3　特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4　裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

5　第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（b） 裁判例・審決例

（ア）平成29年（行ケ）第10232号（平成30年10月17日）

この判決においては、ステーキの提供システムに関する発明が、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当し、特許法第2条第1項の「発明」に該当すると判断された。

（イ）平成19年（行ケ）第10369号（平成20年6月24日）

この判決においては、歯科医師と歯科技工室との間で双方向歯科治療のために使用されるシステムについて、発明該当性が争われた。裁判所は、「本願発明1は、精神活動それ自体に向けられたものとはいい難く、全体としてみると、むしろ、『データベースを備えるネットワークサーバー』、『通信ネットワーク』、『歯科治療室に設置されたコンピュータ』及び『画像表示と処理ができる装置』とを備え、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解することができる」として、特許法第2条第1項で定義する発明に該当すると判断した。

（c）ガイドライン、実務等

（ア）特許・実用新案審査ハンドブック附属書B第1章コンピュータソフトウエア関連発明

このガイドラインにおいては、ビジネスを行う方法に関連するソフトウエア関連発明の記載要件（実施可能要件、明確性要件）、特許要件（発明該当性、新規性、進歩性）の判断手法等について記載されている。ビジネスを行う方法それ自体は、自然法則を利用したものとは言えず、「発明」に該当しないと説明されている。このガイドラインにおいては、「ビジネスを行う方法に関連するソフトウエア関連発明は、ビジネスを行う方法に特徴があるか否かという観点ではなく、当該発明が利用するソフトウエアによる情報処理が、ハードウエア資源を用いて具体的に実現されているかによって、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かが判断されることに審査官は留意する。」と記載されている。また、新規性及び進歩性の判断に関する留意事項として、「請求項に係る発明と公知の引用発明との差異としてデータの内容（コンテンツ）のみが挙げられた場合は、請求項に係る発明と引用発明の構造、機能等がこの差異により何ら変わらないのであれば、この差異のみによって請求項に係る発明の新規性又は進歩性は肯定されない。」と記載されている（引用省略）。これに関連する事例として、「『化学物質特性データ記憶手段に、化学構造式Aで表現される化学物質Bの用途として『回路基板用洗浄剤』が記憶されている』という事項は、データの内容について言及しているものにすぎないから、この点をもって請求項2に係る発明の進歩性が肯定的に推認されることはない。」と説明さ

れている。

（d） 研究等

（ア）ビジネス関連発明の主な判決事例集

日本特許庁は、ビジネス関連発明の進歩性判断及び記載要件に関する審決取消訴訟判決を「ビジネス関連発明の主な判決事例集」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-general/document/gizyutu_hanketu/shiryou_01.pdf）としてまとめている。

② 米国

（a）法制度

ビジネスモデルの多様性への対応に関連する米国特許法の規定については、「AI技術の保護」「トレーニング段階」参照。米国特許法第101条は、特許の対象となる発明の種類を規定している。

（b） 裁判例・審決例

（ア）Rite-Hite事件の連邦巡回控訴裁判所（大法廷）の判決（1995年）56 F. 3d 1538

この判決は、特許製品以外の製品の販売減少についても損害賠償の対象となり得るか争われた例であり、特許製品以外のもの、例えば、広告により利益を得るビジネスモデルについて、広告収入の利益損失が損害賠償の対象となり得るかの検討のために挙げている。この判決において裁判所は、「特定の被害が関連市場における侵害競合者によって妥当に予見可能であり、或いは妥当に予見されていたはずであるならば、広く確定されているとおり、その損害は、一般に、反対の説得力のある理由が存在しない限り、賠償の対象である。」と論じている。また、「特許の侵害から生じる競争阻害を矯正することが特許法の明確な目的であるが、その回復を、特許発明と競合せず、特許発明と一緒に機能することもない製品についての賠償も含むように広げる根拠は存在しない。」と論じている。Rite-Hite事件は、特許所有者に与えられる賠償が、特許製品の利益損失に基づいて計算されるのではなく、侵害者の製品と競合する特許所有者の製品ポートフォリオ内の別の製品の販売の利益損失に基づいて計算されるという特別な事例を呈する。連邦巡回控訴裁判所の大法廷において、利益損失を妥当に予測される利益損失に基づいて計算することが、たとえ主張される特許によってカバーされていない場合でも可能であることに過半数が同意した。しかしながら、裁判所は、「通常は、特許権者が製品を販売していない場合、本質的に利益損失は存在し得ない。しかしながら、今回の場合、Rite-Hiteは自身の特許製品を確かに販売していた」と述べている。

（イ） Warsaw Orthopedic事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2015年）778 F．3d 1365

この判決は、特許製品と共に販売される製品の販売減少についても損害賠償の対象となり得るか争われ例であり、特許製品以外のもの、例えば、広告により利益を得るビジネスモデルについて広告収入の利益損失が損害賠償の対象となり得るかの検討のために挙げている。この判決において、裁判所は、特許製品と共に販売される製品の附帯販売に関して、「附帯販売は、特許製品ではないが、特許権者が失われた販売について利益損失を回復できるほどに充分に特許製品に関連した製品の販売である。」と論じている。また、附帯販売の損失利益に関して、「附帯販売について損失利益が認められるためには、関連の製品が・・・特許製品に機能的に関係していなければならず、損失が無理なく予見可能でなければならない。単に『便利又はビジネス上の利点』のために一緒に販売されているだけでは不充分である。附帯販売が特許装置とは無関係な用途を有する場合、これは機能的関係がないことを示唆している。（引用は省略）」と論じている。さらに、使用料に関して、「［侵害された特許所有者には］奪われた事物の価値、すなわち特許技術の価値を補償するのに充分な妥当な使用料が与えられる。・・・妥当な使用料は、所有者が被った損害を補償するのではなく、奪われた事物の価値を補償する。」と論じている。なお、この判決は、Medtronic Sofamor Danek USA事件の最高裁判所の判決（2016年）（2013-1577号事件）において他の理由で破棄されている。

（ウ） Trans-World Mfg.事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（1984年）

裁判所は、特許発明の使用料に関して、「妥当な使用料は、『特許品の製造［、使用、又は］販売を望む者が、ビジネスの申し出として使用料として支払う意志があり、かつ、妥当な利益にて市場で特許品を製造［、使用、又は］販売することができる』額である。この額の決定において考慮すべき因子には、『実施権者の他の製品の販売の促進における特許製品の［使用の］効果』を含む特許発明の使用からの侵害者の予想される利益が含まれる。（引用は省略）」と述べている。

（c）ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

（d） 研究等

関連するものは見当たらなかった。

③ 欧州

(a) 法制度

ビジネスモデルの多様性への対応に関連する欧州特許付与に関する条約の規定としては第52条が規定されている。欧州特許付与に関する条約にはビジネスモデル発明に関する明記はないが、発明の内容が52条（2）（c）に該当する場合は保護対象外となる。

第52条　特許を受けることができる発明 (1) 欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される。 (2) 次のものは、特に、(1)にいう発明とはみなされない。 (a) 発見、科学の理論及び数学的方法 (b) 美的創造物 (c) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法並びにコンピュータ・プログラム (d) 情報の提示 (3) (2)は、欧州特許出願又は欧州特許が同項に規定する対象又は行為それ自体に関係している範囲内においてのみ、当該対象又は行為の特許性を排除する。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）EPO　特許審査基準（Guidelines for Examination）

Part G Patentability

G-II　3．5．3[11]において、ビジネス方法について規定している。

(1)クレームされた主題が、ビジネス方法のステップを実行するために、技術的手段（例えば、コンピュータ、コンピュータネットワーク又は他のプログラム可能な装置）を特定しているのであれば、当該クレーム主題は、特許可能な発明から除外されない。しかしながら、技術的手段の使用の単なる可能性では十分とは言えない。 (2)ビジネス方法に向けられたクレームの場合に、技術的課題を迂回することを目的としたビジネス方法の修正は、先行技術に対して技術的な貢献をもたらすとは考えられない。ビジネス方法に固有の効果は、技術的効果とはみなされない。 (3)ビジネス方法への入力が現実世界のデータであるというだけでは、ビジネス方法がクレームされた主題の技術的性質に寄与するというには十分でない。 (4)経営上の意思決定を促進するコンピュータ実施方法において、最も費用対効果が大きくかつある技術的な制約を満たす計画を自動的に選択することは、コンピュータ実施を超える技術的貢献をもたらすとはみなされない。 (5)技術的目的に資する可能性があるというだけでは、方法が発明の技術的性質に寄

[11] Guidelines for Examination in the European Patent Office https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/index.htm［最終アクセス日：2021年3月2日］

与するというには十分でない。ビジネス方法の結果が、有用、実用的又はよく売れるものであることは、技術的効果とみなされない。

（d） 研究等

関連するものは見当たらなかった。

④ ドイツ

（a）法制度

ドイツ特許法には、ビジネスモデルの多様性への対応に関連して、第1条が規定されている。詳細は「AI技術の保護」「トレーニング段階」参照。

（b） 裁判例・審決例

（ア）OLG判決 6 U 89/13[12]

被告はリングフィルターインサートを提供して市場に出した（ドイツ）。これらのリングフィルターインサートは、被告も指摘したように、出願人のオイルフィルターでの使用に適していた。出願人は、これらのリングフィルターインサートを提供及び販売することにより、被告は従属請求項8に関して特許1を、独立請求項1に関して特許2を間接的に侵害していると主張した。HRC（高等地方裁判所カールスルーエ）は、リングフィルターインサートの提供と販売は、特許の間接的侵害を構成すると認定した。請求項1に基づいて保護された発明は、単純化された処理という意味で従来のフィルターを改善することを目的としていた。提案された解決策は、従来のフィルターハウジングで再加工する必要のあるパーツを、個別に製造可能な機能キャリアインサートに組み合わせることである。これにより、少なくとも（次に外部で）再加工が容易になるが、理想的には完全に不要になる。好ましい実施形態の場合、請求項8は、請求項1から7のいずれかに記載の液体フィルターの追加の挿入補助を定義した。HRCは、被告が提供及び販売したリングフィルターインサートは、本発明の必須要素に関連する手段を構成すると主張した。リングフィルターインサートとフィルターハウジングの相互適合性が要求されるため、リングフィルターインサートの機能は、特許の教示によって大きく影響を受けた。交換するデバイスの一部（リングフィルターインサート）は、保護された技術教示の主要構成だった。この点で、それはフィルターハウジングに関する本発明の他の部分と同等であった。

（イ）BGHZ（連邦最高裁判所民事判例集）216,300

申請者は、レーザープリンター等の再生トナーカートリッジの流通を通じて、直接的な

[12] OLG, Decision of January 29, 2015, Docket No. U 89/13

特許侵害で被告を訴えた。特許は、カートリッジの組み立てと分解を単純化するという技術的問題に関係していた。原告の主張は却下された。唯一の決定的な要因は、発明の技術的効果が交換された部品、つまりイメージドラムとフランジに反映されているかどうかであった。裁判所は、保護されたドラムユニットのイメージドラムは最新技術に鑑みて公知であり、クレーム1では材料の特性、機能、又は寿命に関して相違点がないため、本発明の技術的効果がイメージドラムに反映されていないとした。

（c）ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

（d）研究等

（ア）ライスナー　間接的な特許侵害の文脈におけるオブジェクトの（物理的）設計
GRUR　2020、345

この記事は、特許で保護されたデバイスの一部を構成するスペアパーツ、消耗パーツ等に関連する間接的な侵害を分析している。3（b）裁判例法で部分的に引用された裁判例法について議論している。

ドイツ特許法第10条（I）に関して、適用には2つの要素を考慮する必要がある。

1）物理的に取り付けられた手段は、特許発明の本質的な特徴に関連しているか？

2）その手段を受け取った者は特許発明の使用を許可されているか？

FCJ（連邦司法裁判所）は、上記1）に関して、その手段が特許発明の本質的な特徴と機能的に相互作用するように取り付けられているかどうかという点を重視している。「発明の本質的要素に関連する手段」（キーワード：機能的相互作用）の要素と、受け取った者が「使用する権利を有する者」であるかどうか（キーワード：消尽）という要素との間には何段階かの関係があることに注意すべきである。これらの段階は、内容を検討する際に互いに混合又は同一視されるべきではない。したがって、特許クレームが消耗部品と上位の装置全体との間の相互作用を保護している、すなわち、（おそらく）これらが物理的にどのように相互に調和されているかについて述べている場合、保護されている技術的教示を詳細に特定することが重要である。全体として、FCJは一貫して間接的な特許侵害も侵害であることに変わりはないとしているものの、特許侵害の要件はますます厳しくなっていると言える。これにより、特許による独占が広範に及ぶことが抑制されている。究極的には、法的評価は、いわば最新の技術を豊かにするために特許権という財産権が与えられるという基準に常に基づくべきである。

⑤ 中国

(a) 法制度

中国専利法には、ビジネスモデル関連発明に関連して、第2条及び第25条が規定されている。

第2条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又は その改善に対して行われる新たな技術方案を指す。 実用新案とは、製品の形状、構造又は その結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。 意匠とは、製品の形状、図案又は その結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

第25条 以下に掲げる各号には特許権を付与しない。 (1) 科学上の発見 (2) 知的活動の規則及び方法 (3) 疾病の診断及び治療方法 (4) 動物と植物の品種 (5) 原子核変換方法を用いて取得した物質 (6) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計 前款第（四）号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。

第2条に、保護対象となる発明が規定され、第25条に特許権付与の対象外とする発明が規定されている。保護対象は物の発明と方法の発明であり、コンピュータ・プログラムは対象外とする発明として明記されていないが、「(2) 知的活動の規則及び方法」に該当する場合に保護対象外と判断される（(c) 専利審査指南2019参照。）。

専利法以外では、ビジネスモデルの多様性への対応に関連して、権利侵害責任法第36条が規定されている。

第36条第2項 インターネットサービスの提供者は、ネットユーザーが当該インターネットサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知りながら必要措置を行わなかった場合、当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。

(b) 裁判例・審決例

（ア） 浙江天猫网络有限公司与威海嘉易烤生活家电有限公司、永康市金仕德工贸有限公司

侵害发明专利权纠纷上诉案　（2015）浙知终字第186号[13]

本件では、ネットモール上で専利侵害製品を販売していた状況で、専利権者がネットモール運営会社の天猫へ通知を行ったにもかかわらず、天猫が必要な措置を採らなかったとして専利権侵害の一部連帯責任を認めた。法院は、侵害責任法第36条第2項に関する権利者からネットモール運営会社への「通知」と、ネットモール運営会社の「削除」処理がどのようなものでなければならないかについて判示した。

（c）ガイドライン、実務等

専利審査指南2019[14]（2020年2月1日より施行）において、第二部第九章に、「6. アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明専利出願の審査に関連する規定」が新設された。

この節では、以下の様に、保護客体、新規性・進歩性、明細書記載要件の説明が記載された。

保護客体（知的活動の規則）：
　請求項が、抽象的アルゴリズム又は単純の商業規則・方法に関わり、かついかなる技術的特徴も含んでいない場合に、この請求項は、知的活動の規則と方法に該当し、専利権を付与してはならない。
保護客体（発明の該当性）：
　例えば、請求項に言及されるアルゴリズムの各ステップが、解決しようとする技術的課題との密接な関係を反映している（アルゴリズムの処理対象となるデータが、技術分野で確実な技術的意味を有するデータであること、アルゴリズムの実行が自然法則を使用してある技術的課題を解決するプロセスを直接反映し、かつ技術的効果を得たこと等）場合、通常、当該請求項に限定された解決案は技術的解決手段に該当する。
新規性・進歩性：
　技術的特徴も、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴も含む発明専利出願について、進歩性の審査を行う際には、技術的特徴と、当該技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴とを一つの全体として考慮しなければならない。
明細書記載要件：
　明細書の中では、技術的特徴と、当該技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴とがどのように共同作用し、かつ有益な効果を発生するかを明記しなければならない。」

[13] 浙知终字第186号（2015年11月17日　浙江省高级人民法院判决）
[14] 「専利審査指南」の改正に関する公告（第343号）　日本語仮訳」　独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部　https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20191231.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］

（d） 研究等

（ア）専利法2019年草案[15]

2019年改正草案の下記第71条は、ネットワークサービスプロバイダのネットワーク上の権利侵害に対する連帯責任を明確化している。専利権者及び利害関係人は、人民法院が発行した判決書等に基づき、権利侵害製品のリンクの削除等必要な措置をとることを通知することができる。

2019年改正草案　第71条（追加条項） 　専利権者又は利害関係者は、人民法院による発効した判決書、裁定書、調停調書、又は専利事業管理部門が下した権利侵害差止決定に基づき、権利侵害製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じるようネットワークサービスプロバイダに通知することができる。ネットワークサービスプロバイダは通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じなかった場合、損害の拡大部分について、権利を侵害したネットワークユーザーと連帯責任を負う。 　専利法執行担当部門は、詐称専利に対し是正を命じる決定を下した後、専利詐称製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じるようネットワークサービスプロバイダに通知することができる。ネットワークサービスプロバイダは通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じなければならない。

[15] 「中華人民共和国専利法改正案（草案）　日本語仮訳」　独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部　https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20190104_1.pdf［最終アクセス日：2021年2月25日］

（３） AI技術の保護の在り方

(i) トレーニング段階

① 日本

(a) 法制度

特許法には、学習アルゴリズムや学習済みモデルに関連して、第2条第3項第1号及び同条4項が規定されている。

AIのトレーニング段階に特化した規定はない。

第2条

この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2　この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3　この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一　物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二　方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三　物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4　この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

(b) 裁判例・審決例

AI技術のうち、トレーニング段階に関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

（ア） IoT関連技術等に関する事例について

特許庁は、AI技術に関するガイドラインとして、「IoT関連技術等に関する事例について」を公表している。このガイドラインは、（1）“「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを見いだす技術”（IoT（Internet of Things）関連技術）に係る特許出願、（2）AIが学習することによって生成される学習済みモデル等のAI関連技術に係る特許出願、及び、（3）3Dプリンタに用いられるデータ等の3Dプリンティング関連技術に係る特許出願について、特許・実用新案審査基準を適用したときの運用の例示を充実させるため、発明該当性の判断、新規性の判断、進歩性の

判断の観点から合計23事例、特許・実用新案審査基準を適用したときの運用の例示が記載されている。特に、発明の詳細な説明及び特許請求の範囲の記載要件の判断の関する事例と、進歩性の判断に関する事例とが挙げられている。このガイドラインにおいては、AI技術の発明の実施可能要件、サポート要件及び進歩性の判断は、他の発明と同様に行われることが説明されている。一つの事例（事例2-14）では、学習済みモデルが、プログラムの発明として発明に該当すると説明されている。

（イ）AI関連技術に関する事例について

特許庁は、2019年1月に、上記「IoT関連技術等に関する事例について」におけるAI関連技術に関する記載要件及び進歩性の追加事例として、10事例を発表した。特に、発明の詳細な説明及び特許請求の範囲の記載要件の判断の関する事例と、進歩性の判断に関する事例とが挙げられている。一つの事例（事例51）として、実施可能要件（36条第4項第1号）及びサポート要件（第36条第6項1号）に違反している例が記載されている。この事例は、「AIによりある機能を持つと推定された物の発明は、発明の詳細な説明に実際に物を製造して当該機能の評価をした実施例を記載していない場合には、AIによる推定結果が実際に製造した物の評価に代わり得ない限り、記載要件を満たさない。」とした例である。

(d) 研究等

令和元年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

「コンピュータソフトウエア関連発明等の機能的特許クレームの保護のあり方に関する調査研究報告書」

この調査報告においては、トレーニング段階に関連して、トレーニングに使用するデータセットの開示に関する米国知的財産法協会（AIPLA）の論説や学習方法（トレーニング方法）のクレームに関する欧州の裁判例の解説等が記載されている。

② 米国

(a) 法制度

米国特許法第101条は、以下のように特許の対象となる発明の種類を規定している。

第101条 新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる。

（b） 裁判例・審決例

（ア） Alice事件の最高裁判所の判決（2014年）13-298号事件

連邦最高裁判所は、米国特許法第101条が特許の対象とならない題材に関して特定の言外の除外、すなわち、「自然法則、自然現象、及び抽象的アイデアは特許の対象ではない」ことを長きにわたって示していると説明している。

この判決において示された特許保護適格性に関するテストは2つのステップからなり、第1のステップは、クレームが特許適格性のないものに関するものであるか否か判断することであり、第2のステップは、クレームされた要素が、そのクレームの性質を特許保護適格性が有る応用に変換しているか否か判断することである。

（イ）Enfish事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2016年）2015-1244号事件

裁判所は、Aliceテストの第1ステップに関連して、「その理由で、本件におけるAliceテストの第1ステップは、クレームの焦点が、主張されるコンピュータの機能における特定の改善（すなわち、コンピュータデータベースに関する自己参照テーブル）にあるのか、或いはコンピュータを単にツールとして使用する『抽象的アイデア』とみなされるプロセスにあるのかを問う。」と論じている。

（ウ）Serio事件の特許審判部（PTAB）の審決（2020年）審判番号2018-005727

特許審判部（PTAB）は、コンピュータ上で実行される方法ステップを含むクレームを検討した。この方法は、「複数の不動産物件に関する所有者関連（OA）データ」の処理を対象としている。クレームの一限定事項は、「コンピュータシステムのデータプロセッサによって、複数の不動産物件に関する被アクセスOAデータに少なくとも部分的に基づいて、OA量モデルを生成するステップであって、前記生成は、地理的領域内の各々の物件についてのOA量を繰り返し推測すること・・・を含むステップ」に関する。PTABは、クレームのこれらの要素を、心的プロセスとして実行され得る特許の対象ではない抽象的アイデアであると結論付けた。クレームに記載された「OA量モデル」の生成の具体例として、明細書において機械学習モデルの利用が開示されていたため、機械学習モデルに関連する審決として挙げている。

（c）ガイドライン、実務等

（ア）USPTOの特許主題適格性ガイダンス（2019年改訂版）

米国特許庁（USPTO）は、2019年1月に「The 2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance」を発行した。このガイダンスでは、特許のクレーム又は特許出願のクレームが裁判例による除外（自然法則、自然現象、及び抽象的アイデア）を対象としたものか否か

を判断するための手順を見直している。より具体的には、Aliceテストの第2ステップをより細分化している。このガイダンスは、拘束力のある法律ではないが、USPTOにおける審査の手順を定めるものである。

（イ）USPTOの2019年10月更新：主題適格性

米国特許庁（USPTO）は、2019年10月に「October 2019 Update: Subject Matter Eligibility」を発行した。このガイダンスは、特許対象からの心的プロセスの除外を論じており、「クレームは、たとえコンピュータ上で実行されるものとして請求されている場合であっても、心的プロセスを記載している可能性がある」と述べている。心的プロセスであるか否かの境界線の例として、「人間の心がクレームの限定事項を行えるようになっていない場合等、人間の心の中で実際に行うことができる限定事項をクレームが含まないときは、クレームは心的プロセスを記載していない」と論じている。USPTOは、境界線の両側のいくつかの例を示している。このガイダンスでは、最終的に、「クレームが人間の心の中で実際に行うことができる限定事項を記載している場合、その限定事項は心的プロセスの分類に包含され、そのクレームは抽象的アイデアを記載している。」と論じている。

（ウ） USPTOの主題適格性の例：抽象的アイデア

USPTOは、2019年のガイダンスに基づき分析したクレームの例を配布した。それらの例には、ニューラルネットワークのトレーニングを対象としたクレームの例が含まれている。このクレームの例は、このガイダンスのもとで、例えば「このクレームは、実際に人間の心の中では行われないステップであるため、心的プロセスを記載したものではない」という理由で、特許の対象であると判定されている。具体的なクレームは以下のとおりである。

顔検出のためのニューラルネットワークをトレーニングするためのコンピュータにより実施される方法であって、 データベースからデジタル顔画像のセットを収集し、 ミラーリング、回転、スムージング、又はコントラスト低減を含む各デジタル顔画像に1つ又は複数の変換を適用することにより、デジタル顔画像の修正されたセットを作成し、 前記収集されたデジタル顔画像のセット、前記デジタル顔画像の修正されたセット、及びデジタル非顔画像のセットを含む第1のトレーニングセットを作成し、 前記第1のトレーニングセットを使用して、第1段階における前記ニューラルネットワークのトレーニングを行い、 前記第1のトレーニングセットと、第1段階のトレーニングの後に顔画像として誤って検出されるデジタル非顔画像とを含む、第2段階のトレーニングのための第2のトレーニングセットを作成し、 前記2のトレーニングセットを使用して、第2段階のニューラルネットワークのト

レーニングを行う 　ことを含む方法。

（d） 研究等

（ア）Tillis及びCoons上院議員、ならびにCollins、Johnson、及びStivers下院議員による米国特許法第101条改正法案の草案（2019年5月22日）

Tillis及びCoons上院議員が、例えば人工知能の発明をさらに奨励するために、米国特許法第101条の現在の適用について認識されている限界に対処する意向を表明した。

（イ）人工知能発明への特許付与についての意見募集（2019年）

USPTOは、「人工知能発明への特許の付与に関してさらなるガイダンスが必要であるか否かを評価し、必要であればそのようなガイダンスを作成するうえで助けとなるように、関連情報の収集においてUSPTOを支援するための」意見を募集した。USPTOは、「それらの質問を、USPTOが或る立場をとっており、或いは何らかの特定の見解を抱いている旨の表示と理解すべきではない」としているが、特定の質問は、「とりわけ特定のAIシステムの予測不可能性の程度を考えると、AI発明についての特許出願は、いったいどうやって実施可能要件を最も良好に満たすことができるのだろうか」となっている。この質問からは、USPTOがAI発明には予測不可能性が有ると考えていることが伺える。

（ウ） 第116議会における特許適格主題の改正について、議会調査局（2019年9月17日）

この文書の大部分は、現在の最高裁のドクトリンのもとでの米国特許法第101条の判決の状態を要約しており、この文書の最後の部分は、米国特許法第101条の定義及び適用に影響し得る法律案を検討している。

③ 欧州

（a） 法制度

欧州特許付与に関する条約には、学習アルゴリズムや学習済みモデルに関連して、第52条が規定されている。

第52条 特許を受けることができる発明 (1) 欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される。 (2) 次のものは、特に、(1)にいう発明とはみなされない。 　(a) 発見、科学の理論及び数学的方法 　(b) 美的創造物 　(c) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法並びにコンピュータ・プログラム

(d) 情報の提示
(3) (2)は、欧州特許出願又は欧州特許が同項に規定する対象又は行為それ自体に関係している範囲内においてのみ、当該対象又は行為の特許性を排除する。

第52条（2）において、数学的方法及びコンピュータ・プログラム自体を、特許付与可能な発明とみなさない旨規定している。ただし、第52条（3）の規定により、コンピュータ・プログラムにより動作する装置等が技術的性質を備える場合は、特許の対象から除外されない取り扱いがなされる。この点に関連する審決例のいくつかが以下のように示されている。

（b） 裁判例・審決例

（ア）EPO審決　T1227/05[16]

この審決では、回路のコンピュータ支援シミュレーションは、技術的目的に限定されていれば技術的であると判断した。

（イ）EPO審決　T1784/06[17]

この審決では、他のアルゴリズムと比較して速度が向上しているだけでは、そのアルゴリズムが十分な技術的特徴を有しているとは言えないと判示した。

（ウ）EPO審決　T2330/13[18]

この審決では、数学的な方法の特徴は、（i）その方法によって実行されるタスクとその全体的な目的が技術的な性質を有する場合、又は（ii）クレームされた発明が特にコンピュータの機能を考慮に入れ、処理速度の向上等の技術的効果をもたらす場合、に技術的貢献を有すると判示した。

（エ）EPO審決　T0022/12[19]

この審決では、サポートベクターマシン（教師あり学習を用いるパターン認識モデルの一つ）を数学的な方法であると解釈し、特許性を認めなかった。

（オ）EPO審決　T2440/12[20]

この審決では、方法を実施するソフトウエア製品の販売は、その方法をリバースエンジ

[16] ECLI:EP:BA:2006:T122705.20061213
[17] ECLI:EP:BA:2012:T178406.20120921
[18] ECLI:EP:BA:2018:T233013.20180509
[19] ECLI:EP:BA:2015:T002212.20151116
[20] ECLI:EP:BA:2015:T244012.20150915

ニアリングできる場合、たとえ高レベルの抽象的な数学アルゴリズムを決定できなくても、本発明の公開情報と見なすことができると判示した。

（カ）EPO審決　T 2026/15[21]

人工知能（AI）関連発明に関係する「学習方法（トレーニング方法）」のクレームに関する最近の判断の一例である。この事件では、学習手順（トレーニングステップ）として如何にして学習済みモデルを得るのかということを特定又は定義せずに、「学習方法（トレーニング方法）」を記載したクレームは不明確であると判断された。

クレームに記載されたのは、データ構造を定義し、それを格納し、コピーし、ユーザー入力に従って類似性の分析等の処理をすることだった。如何にしてモデルを得るのかという視点では、「仮想状態スペースを生成する」ことだけ記載されている。

（c）ガイドライン、実務等

（ア）EPO　特許審査基準（Guidelines for Examination）

Part G Patentability[22]

G-II　3．3．1において、人工知能（AI）と機械学習について規定している。

AIと機械学習は、それらがトレーニングデータに基づいて「トレーニング」できるかどうかに関係なく、抽象的な数学的な性質を持つと見なされる計算モデルとアルゴリズムに基づいている。そのため、G-II　3．3の数学モデルのガイドラインは、AIと機械学習に適用される。発明に「技術的特徴」があるかどうかを評価する場合、「サポートベクターマシン」、「推論エンジン」、「ニューラルネットワーク」等の用語自体は、必ずしも技術的手段の使用を意味するものではない。

G-II　3．3において、数学的方法は、発明の技術的特徴に貢献する可能性がある。つまり、技術分野への応用によって、及び／又は特定の技術的実装に適合させることによって、技術的目的に役立つ技術的効果を生み出すことに貢献する可能性があるとしている。

Part F The European Patent Application[23]

F-IV　4．12にプロダクトバイプロセスクレームに関する規定がある。

プロセスの観点から製品を定義するクレーム（たとえば、プロセスYによって取得された製品X）は、製品に対するクレームと見なされる。本発明の技術的内容は、プロセスではなく、プロセスによって製品に付与される技術的特性にある。このようなクレームは、

[21] ECLI:EP:BA:2018:T202615.20180417
[22] Guidelines for Examination in the European Patent Office https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/index.htm［最終アクセス日：2021年3月2日］
[23] Guidelines for Examination in the European Patent Office https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/index.htm［最終アクセス日：2021年3月2日］

製品自体が新しく独創的であり、製造プロセス以外の方法でクレームされた製品を定義することが不可能である場合にのみ許容される。

F-V　2に特別な技術的特徴に関する規定がある。

特別な技術的特徴とは、新規性と進歩性の観点から、本発明が先行技術に対してもたらす貢献を定義する特徴である。対応する特別な技術的特徴は、互いに同一ではないが、同じ技術的効果を奏するか、同じ技術的問題を解決する。

（d）研究等

（ア）Cupitt, Phillip. "The Rise of AI - Patenting Artificial Intelligence at the European Patent Office", CIPA Journal, April 2019, Volume 48, number 4, 4 April 2019, pages 25 to 29.

AI関連発明の特許に関するEPOのオーバービューである。

（イ）Dr R. Free. "Technical problems in AI inventions in the Light of the Guidelines for Examination in the EPO", EPI Information, December 2018, issue 4|2018, pages 34 to 38

AIに関連する技術的な問題の概念について議論した論文である。

④　ドイツ

（a）法制度

ドイツ特許法には、学習アルゴリズムや学習済みモデルに関連して、第1条が規定されている。

第1条
(1) 特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合に付与される。
(2) 特許は、発明の内容が、生物学的材料から成り若しくはそれを含む製品又は生物学的材料を生産し、処理し若しくは使用するための方法に係る場合であっても、(1)の意味の発明に対して付与される。技術的方法により、自然環境から分離され又は生産された生物学的材料は、それが以前に自然界で生じていた場合であっても、発明の内容とすることができる。
(3)特に、次のものは、(1)の意味での発明とはみなされない。
1. 発見、科学の理論及び数学的方法
2. 審美的な創作物
3. 精神的な行為をし、遊戯をし又は事業活動をするための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム
4. 情報の提示

ドイツ特許法第1条（3）において、コンピュータ・プログラム自体が保護対象外であると規定している。欧州と異なり、除外しない旨の規定はないが、欧州同様、技術的性質を

備える場合は、特許の対象から除外されない取り扱いがなされる。この点に関連する審決例のいくつかが以下のように示されている。

（b） 裁判例・審決例

（ア）BGH（ドイツ連邦通常裁判所）判決

X ZB 11/98[24]

この決定は、EPO、特に決定T1227/05とのいくつかの類似点を示している。この決定によれば、発明の目的が技術的な性質のものである場合（たとえば、技術的な知識が含まれる場合）、及び／又は技術的な考慮が必要な場合、発明は特許性を失わない。ここで、FCJ（ドイツ連邦司法裁判所）は、問題に対する提案された解決策がシリコンチップを製造するプロセスの中間ステップに関連する場合、制御可能な自然の力を直接使用せずに、技術的な考慮事項に基づく調査結果を使用して適切な製品の生産を進めようとしているという理由だけで（コンピュータがそのプロセスを実行していることとは関係なく）特許取得の対象から除外することはできないと述べている。

（イ）BGH判決

X ZB 15/98[25]

この決定は、新規性及び進歩性の問題が適格性の問題から分離されているという点で、EPOの審議会と一致しているようである。言い換えれば、クレームが保護されるべきかどうかを評価するとき、先行技術は考慮されないということである。

（ウ） BGH判決

X ZB 16/00[26]

この決定は、ドイツのアプローチとEPOのアプローチの主な類似点、つまり、発明は技術的である必要があることを示している。また、ドイツでは、ソフトウエアプログラム、ストレージメディア、及びデータキャリアに関するクレームは、その主題が技術的解決策に貢献する場合に特許を受けることができることを示している。

（エ）BGH判決

X ZR 27/07[27]

この決定は、データ表現が技術的な問題を解決するときに、情報の格納方法が技術的で

[24] Federal Supreme Court (BGH), Decision of December 13, 1999, Docket No. X ZB 11/98
[25] Federal Supreme Court (BGH), Decision of May 11, 2000, Docket No. X ZB 15/98
[26] Federal Supreme Court (BGH), Decision of October 17, 2001, Docket No. X ZB 16/00
[27] Federal Supreme Court (BGH), Decision of April 20, 2010, Docket No. X ZR 27/07

ある可能性があることを示しているという点で興味深い。

実務上は、技術的な問題を解決するために情報がどのように使用されるかを強調することに注意を払う必要がある。

（オ）BGH判決

X ZB 22/07[28]

この決定は、技術的特徴と無関係な非技術的特徴が存在する場合も、クレームが技術的問題の解決策を提供するかどうかで特許性が判断されることを示している。

（カ）BGH判決

X ZR 121/09[29]

この決定では、技術的手段によって技術的問題を解決する、又は少なくとも技術的手段によってそのような技術的解決策に影響を与える請求項の側面のみが、新規性及び／又は進歩性に貢献できることが示された。

(c) ガイドライン、実務等

ドイツ特許審査ガイドライン

セクション3.2において、コンピュータで実行される発明の審査手順、特に下記からなる「3ステップアプローチ」が説明されている。

1. 技術性
2. 技術的手段による技術的問題の解決
3. 新規性と進歩性

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

⑤ 中国

(a) 法制度

中国専利法には、学習アルゴリズムや学習済みモデルに関連して、第2条及び第25条が規定されている。

第2条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又は その改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

[28] Federal Supreme Court (BGH), Decision of January 20, 2009, Docket No. X ZB 22/07
[29] Federal Supreme Court (BGH), Decision of February 24, 2011, Docket No. X ZR 121/09

実用新案とは、製品の形状、構造又は その結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。
意匠とは、製品の形状、図案又は その結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

第25条
以下に掲げる各号には特許権を付与しない。
（1）科学上の発見
（2）知的活動の規則及び方法
（3）疾病の診断及び治療方法
（4）動物と植物の品種
（5）原子核変換方法を用いて取得した物質
（6）平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計
前款第（四）号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。

第2条に、保護対象となる発明が規定され、第25条に特許権付与の対象外とする発明が規定されている。保護対象は物の発明と方法の発明であり、コンピュータ・プログラムは対象外とする発明として明記されていないが、「（2）知的活動の規則及び方法」に該当する場合に保護対象外と判断される（（c）専利審査指南2019参照。）AI関連発明についての記載自体は認められないが、同様に取り扱われると解される。

（b）裁判例・審決例
関連するものは見当たらなかった。

（c）ガイドライン、実務等
専利審査指南2019[30]（2020年2月1日より施行）において、第二部第九章に、「6. アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明専利出願の審査に関連する規定」が新設された。
この節では、以下の様に、保護客体、新規性・進歩性、明細書記載要件の説明が記載された。

保護客体（知的活動の規則）：
請求項が、抽象的アルゴリズム又は単純の商業規則・方法に関わり、かついかなる技術的特徴も含んでいない場合に、この請求項は、知的活動の規則と方法に該当し、専利権を付与してはならない。

30 「「専利審査指南」の改正に関する公告（第343号）　日本語仮訳」　独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部　https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20191231.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］

保護客体（発明の該当性）：
　例えば、請求項に言及されるアルゴリズムの各ステップが、解決しようとする技術的課題との密接な関係を反映している（アルゴリズムの処理対象となるデータが、技術分野で確実な技術的意味を有するデータであること、アルゴリズムの実行が自然法則を使用してある技術的課題を解決するプロセスを直接反映し、かつ技術的効果を得たこと等）場合、通常、当該請求項に限定された解決案は技術的解決手段に該当する。
新規性・進歩性：
　技術的特徴も、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴も含む発明専利出願について、進歩性の審査を行う際には、技術的特徴と、当該技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴とを一つの全体として考慮しなければならない。
明細書記載要件：
　明細書の中では、技術的特徴と、当該技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴とがどのように共同作用し、かつ有益な効果を発生するかを明記しなければならない。

　また、人工知能、ビッグデータ、ブロックチェーン等の審査事例が追加された。ただし、この事例は、AI等の発明についての従来の判断基準を変更するものではない。

　人工知能のトレーニング段階の発明については、2つの事例が記載されているため、以下に簡潔に記す。

【事例1】数学モデルの構築方法
概要：
　訓練サンプル数を増加させることで、モデリングの正確性を高める。訓練サンプルが少ないことでオーバーフィットとなり、モデリングの正確性が低いという欠陥を克服できる。
請求項：
　数学モデルの構築方法であって、第一分類タスクの訓練サンプル中の特徴値と、少なくとも一つの第二分類タスクの訓練サンプル中の特徴値に基づいて、初期特徴抽出モデルを訓練し、目標の特徴抽出モデルを得て、前記第二分類タスクは、前記第一分類タスクに関連するその他分類タスクであるステップと、前記目標特徴抽出モデルにより、前記第一分類タスクのそれぞれの訓練サンプル中の特徴値をそれぞれ処理し、前記それぞれの訓練サンプルに対応する抽出特徴値を得るステップと、前記それぞれの訓練サンプルに対応する抽出特徴値とタグ値で抽出訓練サンプルを構成し、初期分類モデルを訓練し、目標の分類モデルを得るステップと、前記目標分類モデルと前記目標特徴抽出モデルで前記第一分類タスクの数学モデルを構成するステップと、を含むことを特徴とする方法。
分析及び結論：
（知的活動の規則と方法に該当し、保護対象とならない）
　当該解決案は、いかなる具体的な応用分野にも関わっていない。その中で処理される訓練サンプルの特徴値、抽出特徴値、タグ値、目標分類モデル及び目標特徴抽出モデルはいずれも抽象的な汎用データである。処理対象、過程と結果のいずれも

具体的な応用分野との結合に関わっておらず、抽象的な数学方法の最適化に該当する。

【事例2】畳み込みニューラルネットワークモデルの訓練方法
概要：
　訓練画像に対して畳み込み操作及び最大プーリング操作を行った後に、更に最大プーリング操作後に得た特徴画像に対して平均プーリング操作を行うことで、訓練済みのCNNモデルが画像認識の際に任意のサイズの認識対象画像を認識することができるようにする。
請求項：
　畳み込みニューラルネットワークCNNモデルの訓練方法であって、訓練対象のCNNモデルの初期モデルパラメータを取得し、前記初期モデルパラメータには、各畳み込み層の初期畳み込みコア、前記各畳み込み層の初期オフセット行列、全結合層の初期加重行列及び前記全結合層の初期オフセットベクトルが含まれるステップと、複数の訓練画像を取得するステップと、前記各畳み込み層上で、前記各畳み込み層上の初期畳み込みコアと初期オフセット行列を用い、訓練画像ごとに畳み込み操作と最大プーリング操作を行い、それぞれの訓練画像の前記各畳み込み層上での第一特徴画像を得るステップと、それぞれの訓練画像の少なくとも第一畳み込み層上での第一特徴画像に対して平均プーリング操作を行い、それぞれの訓練画像の、各畳み込み層上での第二特徴画像を得るステップと、それぞれの訓練画像の各畳み込み層上での第二特徴画像により、それぞれの訓練画像の特徴ベクトルを決定するステップと、前記初期加重行列と初期オフセットベクトルにより、それぞれの特徴ベクトルを処理し、それぞれの訓練画像の分類確率ベクトルを得るステップと、前記それぞれの訓練画像の分類確率ベクトル及びそれぞれの訓練画像の初期分類に基づき、分類誤差を計算するステップと、前記分類誤差に基づき、前記訓練対象のCNNモデルのモデルパラメータを調整するステップと、調整済みのモデルパラメータと、前記複数訓練画像により、モデルパラメータの調整プロセスを、反復回数がプリセット回数に達するまで継続するステップと、反復回数がプリセット回数に達したときに得るモデルパラメータを、訓練済みのCNNモデルのモデルパラメータとするステップと、を含むことを特徴とする方法。
分析及び結論：
（技術課題、技術手段、技術効果が記載され、保護客体に該当する。）
　モデル訓練方法の各ステップで処理されるデータがすべて画像データである。そして、各ステップで画像データをどのように処理するかを明確にしている。これにより、ニューラルネットワーク訓練アルゴリズムと画像情報処理との密接な関連が反映されている。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

(ii) アプリケーション段階

① 日本

(a) 法制度

アプリケーション段階に関連する規定として、特許法第2条第3項第1号及び同条4項が規定されている。詳細は、「(i) トレーニング段階」参照。

アプリケーション段階に特化した規定等はない。

(b) 裁判例・審決例

（ア）第一審：平成29年（ワ）第15518号（令和元年6月26日）

控訴審：令和元年（ネ）第10052号（令和元年12月19日）

この判決は、以下の3つの特許権に基づく侵害訴訟である。アプリケーション段階の発明に係る特許権に基づく事件である。

特許第5737641号：自律型思考パターン生成機

特許第5737642号：自律型知識向上装置

特許第5807829号：自律型知識分析器

判決自体は属否論で棄却されている。

（イ）平成28年（ワ）第35763号（平成29年7月27日）

会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムに係る特許発明に関して、機械学習を利用して入力された取引内容に対応する勘定科目を推測する被告製品が、キーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して各取引を特定の勘定科目に自動的に仕訳する特許発明を侵害するかについて争われた事件である。

（ウ）　アップル対サムスン事件知財高裁大合議判決（知財高判平成26年5月16日）判時2224号146頁・判タ1402号166頁

この判決では、特許権者が最終製品の生産にのみ用いる部品を販売した場合には、部品に係る特許は消尽する一方、第三者が黙示的な許諾もなく当該部品を用いて最終製品を製造している場合は、最終製品に係る特許は消尽しないとの見解を示している。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）IoT関連技術等に関する事例について

特許庁は、AI関連技術に関するガイドラインとして、「IoT関連技術等に関する事例について」を公表している。詳細は、「(i) トレーニング段階」参照。

（イ） AI関連技術に関する事例について

特許庁は、2019年1月に、上記「IoT関連技術等に関する事例について」におけるAI関連技術に関する記載要件及び進歩性の追加事例として、10事例を発表した。詳細は、「（i） トレーニング段階」参照。

(d) 研究等

令和元年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

「コンピュータソフトウエア関連発明等の機能的特許クレームの保護のあり方に関する調査研究報告書」

この調査報告においては、AI発明を含むコンピュータソフトウエア関連発明等の機能的特許クレームの保護のあり方に関した調査研究結果が報告されている。

② 米国

(a) 法制度

アプリケーション段階に関連する規定として、米国特許法第101条に、特許の対象となる発明の種類が規定されている。詳細は、「（i） トレーニング段階」参照。

(b) 裁判例・審決例

（ア）Alice事件の最高裁判所の判決（2014年）13-298号事件

最高裁判所は、米国特許法第101条が特許の対象とならない題材に関して特定の言外の除外、すなわち、「自然法則、自然現象、及び抽象的アイデアは特許の対象ではない」ことを長きにわたって示していると説明している。この判決において示された特許保護適格性に関するテストは2つのステップからなり、第1のステップは、クレームが特許適格性のないものに関するものであるか否か判断することであり、第2のステップは、クレームされた要素が、そのクレームの性質を特許保護適格性が有る応用に変換しているか否か判断することである。

（イ）Enfish事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2016年）2015-1244号事件

裁判所は、Aliceテストの第1ステップに関連して、「その理由で、本件におけるAliceテストの第1ステップは、クレームの焦点が、主張されるコンピュータの機能における特定の改善（すなわち、コンピュータデータベースに関する自己参照テーブル）にあるのか、あるはコンピュータを単にツールとして使用する『抽象的アイデア』とみなされるプロセスにあるのかを問う。」と論じている。

（ウ）Gorelov事件の特許審判部（PTAB）の審決（2020年）審判番号2019-001345

特許審判部（PTAB）は、「リクエストにおいて使用されたワード、1つ以上のパラメータ、及び現在の地理的位置に従ってユーザーの意図を判断する」ように構成され、「ユーザーの意図の判断は、複数の機械学習アルゴリズムを使用してリクエストを評価することを含み、機械学習アルゴリズムは、ユーザーの意図の信頼度をさらに出力する」コンピュータシステムに関するクレームを検討した。このクレームは、特許を受けることができない抽象的アイデア（例えば、個人間のやり取りの体系化）を対象としているとして拒絶されていた。クレームに記載のシステムはユーザーの会話を解釈するようにコンピュータの能力を改善するという主張を、PTABは拒絶した。PTABは、コンピュータを単にツールとして使用しているにすぎず、コンピュータ自体の改良を構成するものではないと判断した。PTABは、「主張された意志決定能力の向上が、審査官が抽象的アイデアであると見なしているタスク自体からではなく、クレームに記載の技術要素の改善からどのように必然的にもたらされるのかを、審判請求人は説明していない。」と論じている。

（エ）Downing事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2018年12月7日）18-1795号事件

Downing事件において、連邦巡回控訴裁判所は、「Excel」（登録商標）コンピュータプラットフォーム上に構築された「リソース計画予測製品」に関するクレームを検討した。裁判所は、クレームが特許の対象でない主題に対するものであると判示した。具体的には、裁判所は、次のように論じている。「クレームに記載されているとおり、クレームに記載の『リソース計画予測製品』は、『エンドユーザーに関する非ビジネス又はビジネス情報』を収集して分析する。」。この裁判所は、情報の収集、分析、及び表示を対象とした発明を、一貫して抽象的アイデアとして扱ってきた。例えば、Elec. Power Grp.対Alstom S.A.、830 F.3d、1350、1354 （Fed. Cir. 2016） を参照のこと。本事件では、「［クレームが］もたらすとされる進歩は、指定された内容の情報を収集及び分析し、次いで結果を表示するプロセスであり、それらの機能を実行するための特定の独創的と主張される技術ではない。したがって、クレームは抽象的アイデアを対象としたものである」と判示された。さらに、McRO及びDDR Holdingsにおける判示と異なり、Downingは、Excel（登録商標）スプレッドシートにおける改良や改良されたリソース計画コンピュータ技術をクレームに記載していない。McRO、 837 F.3、1314-16 （「コンピュータアニメーションにおける改良」をクレームするもの）、及びDDR Holdings、773 F.3d、1257（「コンピュータ技術に根差した」ソリューションをクレームするもの）を参照のこと。Data Engine Techs. LLC対Google LLC、906 F.3d 999、1007-11 （Fed. Cir. 2018） （「三次元電子スプレッドシートにおける移動のための特定の方法を対象とする」クレームは、抽象的アイデアではないと判示）も参照されたい。

（オ）Purepredictive事件のカリフォルニア北部地区地方裁判所の判決（2017年8月29日）
18-1795号事件

Purepredictive事件において、カリフォルニア北部地区地方裁判所のOrrick判事が、トレーニングデータに基づいて学習した関数を生成するための方法に関するクレームを検討した。判事は、クレームが心的プロセス及び抽象的アイデアを対象とすると判断した。判決の中で、「PPI（原告）は、これは人間がそのようなタスクを実行することは不可能であることを示していると主張しているが、コンピュータが人間よりも速く計算を行うことができるからといって、方法を特許適格性が有るものにしない。」と論じられている。

（c）ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

（d）研究等

関連するものは見当たらなかった。

③ 欧州

（a）法制度

アプリケーション段階に関連する規定として、欧州特許付与に関する条約第52条が規定されている。第52条（2）の規定により、アプリケーションに係るプログラム自体は保護対象外であるが、第52条（3）の規定により、プログラムにより動作する装置等が技術的性質を備える場合は、特許の対象から除外されない取り扱いがなされる。詳細は「（i）トレーニング段階」参照。

（b）裁判例・審決例

（ア）EPO審決　T1358/09[31]

この審決では、認知したテキストの内容のみに基づいてテキストドキュメントを分類することは、技術的な目的とは見なされないと判示した。このケースでは、クレームされた分類方法は、例えば、ネットワーク成長アルゴリズム又はカーネル方法（サポートベクターマシン）を使用して、超平面の適切なセットを計算することを含んでいた。

[31] ECLI:EP:BA:2014:T135809.20141121

（イ）EPO審決　T1784/06[32]

この審決では、結果の分類が技術的に使用されていることを示すことなく抽象データレコード（この場合は通信ネットワークデータレコード）を分類することは、技術的な目的ではないと判示した。この出願は、請求のための分類のみを開示していた。

（ウ）EPO審決　T0022/12[33]

この審決では、電子メール自体に技術的な特性があるにもかかわらず、電子メールの内容（たとえば、電子メールに「減量」という用語が含まれていること）に基づいて電子メールをスパム又は不要として分類することは、技術的な目的とは見なされないと判示した。

（エ）EPO審決　T1028/14[34]

この審決では、特徴（受信したメッセージの発信元のIPアドレス、受信したメッセージの発信元であるとされるドメインのタプル、メッセージの発信元であるとされるユーザーのタプル等）に基づいて、メールをスパム又は不要として分類することは技術的な目的であると見なされると判示した。

（オ）EPO審決　T1510/10[35]

この審決では、既知の機械学習アルゴリズムへの新規の入力は、新規の入力が非技術的な考慮事項によって動機付けられる場合、進歩性に貢献しないと判示した。このケースでは、ユーザーが提示された情報に反応したかどうかに関する情報がユーザーの好みの判定に使用されたが、これは非技術的な考慮事項と見なされた。

（カ）EPO審決　T1882/17[36]

この審決に係る出願において、クレームされた方法は、「標準の教師付き機械学習技術」を使用して訓練された分類器を使用し、分類器へ特定のインプットをする点において従来技術と異なっていた。

[32] ECLI:EP:BA:2012:T178406.20120921
[33] ECLI:EP:BA:2015:T002212.20151116
[34] ECLI:EP:BA:2017:T102814.20170822
[35] ECLI:EP:BA:2013:T151010.20131204
[36] ECLI:EP:BA:2019:T188217.20190508

審決では、このインプットが技術的効果を提供しておらず進歩性に貢献していないとみなし、進歩性なしと認定した。

（キ）EPO審決　T1849/17[37]

この審決に係る出願において、クレームされた発明は、結果の品質と関連性を改善するために、ロジスティック回帰を使用して検索結果をランク付けする方法に関連していた。

審決では、クレームされた方法が技術的効果を提供しているとは考えにくいとして、進歩性なしと認定した。

（ク）EPO審決　T2418/12[38]

この審決では、コンピュータに実装された方法（特に、トレーニングされた分類子を使用するステップを含む）の基礎となるアルゴリズムは技術的ではないと判断された。

（c）ガイドライン、実務等

（ア）EPO　特許審査基準（Guidelines for Examination）

Part G Patentability[39]

G-II　3．3において、数学的方法について以下のように記載されている。また、G-II 3．3．1において、不整な心拍を識別するための心臓監視装置でのニューラルネットワークの使用と、低レベルの機能（例：画像のエッジ又はピクセル属性）に基づいてデジタル画像、ビデオ、オーディオ又は音声信号を分類する分類アルゴリズムの使用は、技術的な目的であると見なされると例示している。

G-II　3．3 数学的方法は、クレームが数学的方法の特定の技術的実装に向けられており、数学的方法がコンピュータの内部機能の考慮事項によってその設計に技術的に動機付けられているという点でその実装に特に適合している場合、技術的用途とは無関係に本発明の技術的特性に寄与する可能性がある。

（d）研究等

関連するものは見当たらなかった。

[37] ECLI:EP:BA:2019:T184917.20190212
[38] ECLI:EP:BA:2017:T241812.20170714
[39] Guidelines for Examination in the European Patent Office https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/index.htm［最終アクセス日：2021年3月2日］

④ ドイツ

(a) 法制度

「(i) トレーニング段階」に同じ。アプリケーションに係るコンピュータ・プログラムは基本的には保護の対象外となるが、技術的性質が認められれば保護対象となる。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

⑤ 中国

(a) 法制度

「(i) トレーニング段階」に同じ。中国専利法において、アプリケーション段階のAI技術は対象外とする発明として明記されていないが、第25条（2）知的活動の規則及び方法に該当する場合に保護対象外と判断される。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

上述の専利審査指南2019に追加された事例の中には、ニューラルネットワークのトレーニング後のアプリケーション段階の発明についての事例はないが、人工知能の一種である遺伝的アルゴリズムについて、以下の進歩性判断事例が記載されている。

【事例8】協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズムに基づいた複数台ロボット経路計画システム
概要：
既存の複数台移動ロボット運動計画は、集中的計画方法を採用する。本発明では、ロボットのそれぞれの経路を1本の染色体で表し、最短距離、滑らかさ、安全距離を経路の適合度関数を設計する上での三つの目標とし、Messy遺伝的アルゴリズムを通じ、それぞれのロボットの経路を最適化し、最適経路を得る。
請求項：
協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズムに基づいた複数台ロボット経路計画シス

テムであって、
（1）ロボットの1本の経路を1本の染色体で表し、染色体をノードの連結リスト形式で示し、即ち、［(x,y),time］、(x,y,time∈R)であり、(x,y)はロボットの位置座標を示し、timeは前のノードから本ノードへの移動にかかる時間消費を示し、起点ノードのtimeは0とし、それぞれのロボット単体の染色体は、初期ノードの初期位置、終点ノードの目標位置が固定しており、それ以外の中間ノードとノード個数が可変的であり、
（2）それぞれのロボット Robot(i)の経路 path(j)の適合度関数はφ(pi,j)と表され、
‖pi,j‖＝Distance(pi,j)+ws×smooth(pi,j)+wt×Time(pi,j)　式中、‖pi,j‖は、距離、滑らかさと時間消費の線形結合で、wsは滑らかさ加重係数で、wtは時間加重係数であり、Distance(pi,j)は経路長さで、smooth(pi,j)は経路の滑らかさで、Time(pi,j)は経路 pi,j の時間消費をそれぞれ表し、それぞれのロボットは、前記適合度関数を採用し、Messy 遺伝的アルゴリズムの最適化を通じて最適経路を得ることを特徴とするシステム。
分析及び結論：
（進歩性なし）引用文献1との比較により特定された、本発明が実際に解決しようとする技術的課題は、特定のアルゴリズムに基づいて、どのようにしてロボットに最適経路を前進させるかである。引用文献2には、カオスアルゴリズムを含む複数種の遺伝的アルゴリズムはいずれも経路最適化に用いることが可能であり、Messy遺伝的アルゴリズムを採用すれば、他のアルゴリズムの欠陥を解消することができ、したがってより合理的な最適化結果が得られることが開示されている。引用文献2に示された啓発に基づき、当業者は、引用文献1と引用文献2とを結合させ、本発明の技術的解決手段を得る動機がある。したがって、保護を求める発明の技術的解決手段は、引用文献1と引用文献2との結合に基づいて自明であり、進歩性を具備しない。

（d）研究等

関連するものは見当たらなかった。

（４）データ保護の在り方

①　日本

（a）法制度

特許法上、関連するものは見当たらなかった。

（b）裁判例・審決例

（ア）平成24年（行ケ）第10322号（平成25年4月26日）

GPSデバイス位置或いはユーザーの位置に特定なニーズと関係がある、位置特定情報或いは広告をGPSデバイスの出力デバイスに出力する装置の発明において、
「GPSアドバイスタイプと、GPSアドバイスレンジと、GPSアドバイスとを含む複数の

GPSアドバイスデータセット」に進歩性を認めた事例である。
「GPSアドバイス」は、データセット（以下、「GPSアドバイスデータセット」）として組み立てられたオーディオビジュアル、グラフィカル或いはテキストによる位置特定情報である。
「GPSアドバイスタイプ」は、あるGPSアドバイスデータセットを、位置特定情報或いは広告のあるカテゴリ、クラス、タイプ、或いは種類として、例えば、旅行に関連する情報の場合は、宿、食料、燃料、娯楽、駐車、ドッギング、保守、修理、その他、として識別する。
「GPSアドバイスレンジ」は、あるGPSアドバイスデータセットを、経度、緯度及び高度の所定のレンジの組（セット）によって識別する。
引用発明では、現在のポータブル情報システムの位置を計算し、また、前記ポータブル情報システムのユーザーが入力した所望の場所の緯度／経度を受け入れ、現在の位置に対応するデータを検索するために、例えば、興味ある場所のGPS用の緯度／経度座標がデータベースに記録格納される。
引用発明と本願発明とでは、装置の動作に類似点が見られるが、引用発明では、一意的に定まる座標点が使用されるのに対し、本願発明では、上限及び下限を有するGPSアドバイスレンジが使用されている点で異なっており、裁判所は、「特許庁の審決はこの点を看過してなされた点で取消事由がある」として差し戻した。その後、本件出願は特許された。

（イ）②平成27年（行ケ）第10027号（平成28年4月26日）
放送波を介して送信される暗号化されたコンテンツを限定受信方式により再生するデジタル放送受信装置の発明において、「限定受信方式記述子」と記述子タグが異なる「アクセス制御記述子」を設ける点に進歩性を認定した事例である。
特許庁は、

- 引用発明に記載された「CA方式の限定受信方式記述子」と「RMP方式の限定受信方式記述子」は記述子タグが異ならないため、引用発明には「アクセス制御記述子」に相当する構成が開示されておらず、かつ容易に想到するとも言えない点
- 本願発明は「サイマルクリプト運用において「テーブル情報」に「限定受信方式記述子」と並列に記載する記述子として「アクセス制御記述子」を導入することにより、当該「アクセス制御記述子」に対応したデジタル放送受信装置は「アクセス制御記述子」を参照することで正しく受信することができ、また、サイマルクリプト運用において「テーブル情報」に複数の同じ「限定受信方式記述子」を並列に記載した場合では誤動作を起こしてしまうデジタル放送受信装置については、上記「ア

クセス制御記述子」という新たな記述子には対応していないから当該「アクセス制御記述子」を無視し、一方の「限定受信方式記述子」を参照することになるため受信に影響を与えない」という効果を奏する点

に基づいて本願発明の特許性を認める審決とし、裁判所もその判断に誤りはないとした。

（ウ）平成29年（行ケ）第10134号（平成30年10月24日）

磁気テープが収納されたテープカセットと、磁気テープに対する記録又は再生を管理するとともにテープカセットを識別するための管理情報を記憶するメモリと、を備えた記録媒体の発明において、メモリのうち、ユーザーが改変することができない読み出し専用の領域には、テープカセットに対応した用途を示す管理情報の1つである用途識別情報が記憶され、用途識別情報は、磁気テープに対して追加記録又は再生のみ可能とされている点に進歩性を認めた事例である。

裁判所は、「引用発明の「第2バイト」に記憶されている情報は、「記録再生機器」に対して、「再生のみ可能」というカセットの用途に対応した記録動作又は再生動作の制御内容を示す情報であるのに対し、本願発明の用途識別情報は、「「追加記録」又は「再生」の双方のみが可能となる」場合を指すものであるから、引用発明はこの点を充足していないとした特許庁の判断に誤りはない」とした。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）特許・実用新案審査ハンドブック　附属書B　第1章　コンピュータソフトウエア関連発明

このガイドラインには、「構造を有するデータ」及び「データ構造」の取扱いについて記載されている。データの有する構造がコンピュータの処理を規定するものという点でプログラムに類似する性質を有するものであるか否かに基づいて、是と判断した場合にソフトウエアとして取り扱うこととしている。

（イ）IoT関連技術等に関する事例について

本ガイドラインには、IoT関連技術、AI関連技術、3Dプリンティング技術に関する特許出願について、特許・実用新案審査基準を適用したときの運用の事例が記載されている。発明該当性に関する事例と、新規性に関する事例と、進歩性に関する事例とに分類されている。発明該当性に関する事例において、「エリア管理データ」、「データ構造」、「学習済みモデル」、「3D造形用データ」に関する請求項が「発明」に該当する例として挙げられている。また、発明該当性に関する事例において、「リンゴの糖度データ」、

「3D造形用データ」、「コンテンツデータ」に関する請求項が「発明」に該当しない例として挙げられている。

「発明」に該当する例に係る「3D造形用データ」は、機器である3D造形装置の制御又は制御に伴う処理を具体的に行う方法を制御部に実行させるためのソフトウエアであるため、自然法則を利用した技術的思想の創作であるとして、「発明」に該当すると説明されている。一方で、「発明」に該当しない例に係る「3D造形用データ」は、情報の単なる提示であり、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作でないため、「発明」に該当しないと説明されている。

（ウ）AI・データの利用に関する契約ガイドライン

このガイドラインは、経済産業省により策定された、データの利用等に関する契約やAI技術を利用するソフトウエアの開発・利用に関する契約を締結する際の参考として作成されたガイドラインである。このガイドラインは、データ編とAI編とからなる。データ編では、データ契約を、「データ提供型」、「データ創出型」、「データ共用型（プラットフォーム型）」の3つの類型に整理し、それぞれ構造、主な法的論点、適切な契約の取決め方法等を説明している。また、データ提供型とデータ創出型に関して、主な契約条項例を示している。AI編では、まずAI技術の基本的概念やAI技術を利用したソフトウエア開発の特徴について解説している。そして、開発契約については、開発プロセスを（1）アセスメント段階、（2）PoC段階、（3）開発段階、（4）追加学習段階に分けて探索的に開発を行う「探索的段階型」の開発方式を提唱し、それぞれの段階における契約方式や契約の考慮要素、契約条項例を示している。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

② 米国

(a) 法制度

関連するものは見当たらなかった。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

（ア）In re Nuijten, No. 06-1371 （Fed. Cir. Sept. 20, 2007）

信号が特許を受けることができる対象であるかについて争われた事件である。裁判所は、「Nuijtenのような一時的な伝播信号は、「方法、機械、製造、若しくは組成」ではな

い。これらの4つのカテゴリは、特許法第101条の下で特許を受けることができる対象の明確な範囲と領域を定義している。したがって、そのような信号は特許を受けることのできる対象にはなり得ない。」と判示した。

（c）ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

（d） 研究等

関連するものは見当たらなかった。

③ 欧州

（a）法制度

欧州特許付与に関する条約には、データ保護に関連して第52条が規定されている。データ自体は、第52条（2）（d）情報の提示に該当し、特許付与可能な発明とはみなされないと解されるが、第52条（3）の規定により、技術的性質を有する場合は保護対象から除外されないことがありうる。そのような判断のいくつかが、以下「（b） 裁判例・審決例」及び「（c） ガイドライン、実務等」に示されている。

第52条　特許を受けることができる発明 (1) 欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される。 (2) 次のものは、特に、(1)にいう発明とはみなされない。 (a) 発見、科学の理論及び数学的方法 (b) 美的創造物 (c) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法並びにコンピュータ・プログラム (d) 情報の提示 (3) (2)は、欧州特許出願又は欧州特許が同項に規定する対象又は行為それ自体に関係している範囲内においてのみ、当該対象又は行為の特許性を排除する。

（b） 裁判例・審決例

（ア）EPO審決　T1194/97[40]

この審決では、認知データとは対照的に機能データを表すデータエンコードスキーム、データ構造、及び電子通信プロトコルの機能は、条約第52条（2）（d）に規定された情報の提示とは見なされないと判示した。技術的効果と性格に関する機能データと認知情報コンテンツの違いの重要性は、認知コンテンツが完全に失われたテレビ画面上の「雪」のよ

[40] ECLI:EP:BA:2000:T119497.20000315

うな人間にとって意味をなさない画像がシステムの技術的な動作に影響しない一方、機能データが失われると、技術的な運用が損なわれ、限界に達するとシステムが完全に停止するという事実によって説明できる。

（イ）EPO審決　T1159/15[41]

この審決では、データが格納、取得、処理される特定の方法は、使用されるストレージスペースと処理速度に影響を及ぼし、「さらなる技術的効果」と見なされると判示した。

（c）ガイドライン、実務等

（ア）EPO　特許審査基準（Guidelines for Examination）

Part G Patentability[42]

G-II　3．6．3

媒体上又は電磁搬送波として具体化されたコンピュータ実装のデータ構造又はデータ形式は、全体として技術的特徴を備えているため、条約第52条（1）の規定の範囲内の発明である。

G-II　3．6．3

データ構造とデータ形式を評価する場合、機能データと認知データが区別される。機能データは、データを処理するデバイスの動作を制御するのに役立つ。それらは本質的にデバイスの対応する技術的特徴を構成又は反映する。一方、認知データは、コンテンツと意味が人間であるユーザーにのみ関連するデータである。機能的データは技術的効果の生成に貢献するが、認知的データは貢献しない。

G-II　3．6．3

画像検索システムで使用する記録媒体は、コード化された画像を、記録媒体から画像をデコードしてアクセスする方法をシステムに指示する行番号とアドレスで定義されたデータ構造とともに格納する。このデータ構造は、画像検索システムの技術的特徴、すなわち、記録媒体と、記録媒体が動作可能なときに画像をそこから検索するための読み取り装置とを本質的に含む用語で定義される機能データである。したがって、それは記録媒体の技術的特性に寄与するが、保存された写真の認識内容（たとえば、写真が人物であるか風景であるか等）は寄与しない。同様に、データベース内のレコードの検索に使用されるインデックス構造は、コンピュータが検索操作を実行する方法を制御するため、機能的なデータである。

[41] ECLI:EP:BA:2020:T115915.20200406
[42] Guidelines for Examination in the European Patent Office https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/guidelines/e/index.htm［最終アクセス日：2021年3月2日］

G-II　3．7

認知データとは対照的に機能データを表すデータエンコードスキーム、データ構造、及び電子通信プロトコルの機能は、条約第52条（2）（d）の範囲内の情報の提示とは見なされない。

F-IV　3．9．1

コンピュータに実装されたデータ構造に関するクレームは、それが独自の技術的特徴（例えば明確に定義された構造）によって定義されている場合、条約第43条（2）の下で許可される場合がある。しかし、コンピュータに実装されたデータ構造は、それが生成されるプロセスの特徴を必ずしも含むとは限らない。また、必ずしもそれが使用される方法によって制限されるわけではない。したがって、コンピュータで実装されたデータ構造に関するクレームは、通常、方法を参照する、又はプロセスの結果という形で定義することはできない。

（d）研究等

（ア）Study on emerging issues of data ownership, interoperability,（re-）usability and access to data, and liability

（i）Executive summary:

http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=51485

（ii）Full report:

http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=51486

ヨーロッパにおけるデータ保護政策の在り方に関する研究。この研究では、市場発展の段階では、非立法措置（特に分野横断的な非立法措置）が好ましいとし、障壁、責任問題、訴訟の継続的な監視、及びビジネスモデルは、必要なときに、必要に応じて規制する準備ができていることが求められると付言している。

（イ）Patents and additive manufacturing-Trends in 3D printing technologies-[43]

特許とアディティブマニュファクチュアリング（AM）に関するEPOの研究報告。AMにおける物品の製造態様の変化、及びAMによる製造のキーとなる3Dデータ等の特性等について触れ、AMを踏まえた特許による技術保護の在り方について議論しているが、現時点では、この報告を踏まえたガイドライン等はEPOから示されていない。

[43] http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/C2F0871212671851C125859F0040BCCA/$FILE/additive_manufacturing_study_en.pdf［最終アクセス日：2021年2月18日］

④　ドイツ

(a) 法制度

ドイツ特許法では、データ保護に関連して第52条が規定されている。データは、特許プロセスの直接の結果として保護される可能性があるが、原則として、データ自体は第52条(2)　(d) に該当し、特許保護の対象外とされる。

第52条　特許を受けることができる発明 (1) 欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される。 (2) 次のものは、特に、(1)にいう発明とはみなされない。 (a) 発見、科学の理論及び数学的方法 (b) 美的創造物 (c) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法並びにコンピュータ・プログラム (d) 情報の提示 (3) (2)は、欧州特許出願又は欧州特許が同項に規定する対象又は行為それ自体に関係している範囲内においてのみ、当該対象又は行為の特許性を排除する。

(b) 裁判例・審決例

（ア）BGH判決

X ZR 33/10　2012/8/21[44]

（（1）ネットワーク化の進展への対応（ii）サーバーの部分的な国外設置参照）

この裁判例では、ビデオ画像を表す一連のビデオ画像データは、方法特許の直接の結果物と見なすことができるとした。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

⑤　中国

(a) 法制度

中国専利法は、データ保護に関連して第2条、第25が規定されている。現状専利法には、データ構造や、学習済みモデルについての明文規定はなく、審査指南にもとづいて判断される。

[44] Federal Supreme Court (BGH), Decision of August 21, 2012, Docket No. X ZR 33/10

第2条
本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。
発明とは、製品、方法又は その改善に対して行われる新たな技術方案を指す。
実用新案とは、製品の形状、構造又は その結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。
意匠とは、製品の形状、図案又は その結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

第25条
以下に掲げる各号には特許権を付与しない。
（1）科学上の発見
（2）知的活動の規則及び方法
（3）疾病の診断及び治療方法
（4）動物と植物の品種
（5）原子核変換方法を用いて取得した物質
（6）平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計
前款第（四）号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。

（b） 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

（c）ガイドライン、実務等

（ア）専利審査指南

2017年の審査指南の改正[45]（2017年4月1日施行）にて加えられた下記規定により、コンピュータ・プログラムを記録した記録媒体が、保護対象に含まれることになった。プログラム記録媒体は、物の発明として保護されるが、プログラム自体は依然として保護対象ではない。

第二部第九章　2. コンピュータ・プログラムに係わる発明専利出願の審査基準
(1)ある請求項が、1種の計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはコンピュータ・プログラム自体や媒体（例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD或いはその他コンピュータ読み取り可能な媒体）だけに記憶されるコンピュータ・プログラムそのもの、又はゲームの規則や方法などだけに係わるものである場合には、当該請求項は知的活動の規則及び方法に該当するものであり、専利保護の客体には属さない。

[45] 「「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定（2017年）　日本語仮訳」　独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部　https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170302-1.pdf ［最終アクセス日：2021年2月25日］

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

（５）特許の活用方法の多様化への対応

(i) 特許の活用方法の多様化への対応

① 日本

(a) 法制度

特許法には、特許の活用方法の多様化に対する対応に関連して、第73条、第77条、第78条が規定されている。特許法第73条は共有に係る特許権の譲渡等について規定している。第77条は専用実施権について規定している。同法第78条は通常実施権について規定している。

第73条
1　特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。
2　特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
3　特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

第77条
1　特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。
2　専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。
3　専用実施権は、実施の事業とともにする場合、特許権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。
4　専用実施権者は、特許権者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権について質権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができる。
5　第七十三条の規定は、専用実施権に準用する。

第78条
1　特許権者は、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。
2　通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）開放特許情報データベース

インターネット上で、企業、大学、研究機関等の開放特許を一括して検索できる公的なサービスとして、開放特許情報データベースが存在する。

https://plidb.inpit.go.jp/

（イ）権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載申込みについて

日本特許庁では、出願人又は権利者の申出によって、権利譲渡又は実施許諾の用意がある旨を特許公報・登録実用新案公報・意匠公報に掲載するサービスを行っている。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/koho/kenri_jyouto_kouhou_moushikomi.html

(d) 研究等

（ア）平成20年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書　産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書

特許庁が、減免制度及びライセンス・オブ・ライト制度を中心に、望ましい料金施策を検討する際の留意点・課題について検討した報告書である。

② 米国

(a) 法制度

米国特許法には、特許の活用方法の多様化に対する対応に関連して、第261条が規定されている。米国特許法第261条は、特許権等の所有権及び譲渡に関して規定している。

第261条

本法の規定に従うことを条件として、特許は、人的財産の属性を有する。USPTOは、特許及び特許出願の権利の登録簿を維持し、請求により関係書類を記録し、その手数料を求めることができる。

特許出願、特許又はそれらに係る権利は、証書によって法的に譲渡することができる。出願人、特許権者又はその譲受人若しくは法定代理人は、同じ方法で、特許出願又は特許に基づく排他権を合衆国の全域又は指定地域を対象として、付与すること及び譲渡することができる。

合衆国において宣誓をさせる権原を有する者若しくは外国の場合は、合衆国の外交官若しくは領事官又は宣誓をさせる権原を有し、その権限が合衆国の外交官若しくは領事官の証明書によって証明されている職員が発行した確認証明書であって、署名及び官印が付されているもの、又は協定若しくは条約により、合衆国において指名された職員の添書に同様の効力を与える外国によって指名された職員の添書は、特許若しくは特許出願の譲渡、譲与若しくは移転の実行についての一応の証拠とする。

譲渡、譲与又は移転を構成する権利は、事前通知のない、有価約因によるその後の購入者又は譲渡抵当権者に対しては、それに係る日から3月以内又は前記のその後

の購入又は抵当権に係る日前にUSPTOに記録されていない限り、効力を有さない。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

（ア）特許発明の強制実施権、議会調査局（R43266）（2014年）

この報告書においては、「eBay判決の後に、裁判所は、ほとんどの場合に、優勢な特許権者に対する差し止めを認めている。しかしながら、とりわけ特許所有者がクレームに記載の発明を商品化していない場合、特許発明が大きな製品の小さな構成要素を形成しているにすぎない場合、及び特許所有者が自身の特許発明を他者に寛大に実施許諾していた場合には、差し止めを拒否してもいる。そのような場合、侵害者と判決された者は、特許発明の実施を続けることができるが、通常は特許の期間が終わるまで特許所有者に使用料を支払わなければならない。侵害者と判決された者に対する差し止めが法的に好まれないことは、技術的問題として、強制実施権の通常の理解とは異なる。強制実施権は、単一の訴訟に関与する特定の侵害者と判決された者とは対照的に、通常は法的要件を満たすあらゆるエンティティが利用可能である。結果として、一部の連邦法律専門家は、裁判所が永続的な差し止めを認めることを拒んだが、特許の期間について侵害者による使用料の支払いが必要であるとした状況を説明するために、「継続使用料」という用語を使用することを好む。しかしながら、一部の者にとって、強制実施権と「継続使用料」との間の区別は、違いのない区別である。（脚注は省略）」と述べられている。

③ 欧州

(a) 法制度

EPO（欧州特許付与に関する条約）には、侵害や権利行使に関する規定はない。

(b) 裁判例・審決例

EPOは権利行使を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

EPOは権行使を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

（d） 研究等

EPOは権利行使を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

④ ドイツ

（a） 法制度

ドイツ特許法には、特許の活用方法の多様化に対する対応に関連して、第15条、第23条が規定されている。ドイツ特許法第15条では、特許権の移転及びライセンスについて規定している。さらに第23条にライセンス・オブ・ライトについて規定している。

第15条
(1) 特許に関する権利、特許付与を受ける権利及び特許に由来する権利は、相続人に移転する。これらの権利は、制限を付して又は付さずに、他人に移転することができる。
(2) (1)に基づく権利は、その全部又は一部を、排他的又は非排他的に、本法施行地域の全体又は一部に関して、ライセンス付与の対象とすることができる。ライセンシーが、第1文の規定による、同人のライセンスに関する制限に違反したときは、同人に対し特許によって付与された権利を主張することができる。
(3) 権利の移転又はライセンスの付与は、その前に他人に付与されているライセンスに影響を及ぼさない。

第23条
(1)特許出願人又は登録簿（第30条(1)）に特許所有者として登録されている者が、特許庁に対して書面をもって、何人に対しても適正な補償と引替に発明の実施を許可する用意がある旨の宣言をしたときは、その宣言の受領後に納付期日が到来する当該特許の年次手数料が半額に減額される。この宣言は、特許登録簿に記録され、かつ、特許公報に公告される。
(2)当該宣言は、特許登録簿に発明の排他的ライセンスの付与（第30条(4)）に関する記入事項が記録されている場合又は当該記入事項の登録を求める請求が特許庁に提出されている場合は、容認されない。
(3)宣言が記録された後にその発明を実施することを希望する者は、その意思を特許所有者に通知しなければならない。通知が書留郵便をもって、登録簿に特許所有者として記録されている者又はその登録代理人（以下「登録代理人」と表記する）又は送達に関して委任されている者（第25条）（以下「送達代理人」と表記する）に発送されたときは、通知が行われたとみなす。通知には、発明の実施方法についての陳述を記載しなければならない。当該通知の後、通知をした者は、陳述した方法で発明を実施することができる。当該人は、各四半期の終了時に、行った実施の明細を特許所有者に提供し、また、それについての補償を支払う義務を負う。当該人がこの義務を適時に履行しないときは、特許所有者として登録簿に記録されている者は、当該通知をした者に対して合理的な延長期間を認めることができ、また、延長期間が成果なく満了したときは、発明のその後の実施を禁止することができる。

(4)補償については、当事者の1による書面の請求があったときに、特許部によって決定される。この手続については、第46条、第47条及び第62条が準用される。請求は、複数の当事者を対象とすることができる。特許庁は、補償について決定するときは、決定手続費用の全額又は一部は請求の相手方によって返済されるべき旨を命ずることができる。
(5)補償について行われた最後の決定から1年が経過した後、関係当事者は、その変更を申請することができるが、その間に、決定された補償の額が明らかに不適正であることを示す事情が生じたか又は知られることとなったことを条件とする。その他の点に関しては、(4)が準用される。
(6)宣言が出願に関してなされたときは、(1)から(5)までが準用される。
(7)宣言は、発明を実施する意思が特許所有者に通知されていない場合は、特許庁に対する書面の連絡によって、いつでも取り下げることができる。取下は、提出によって効力を生ずる。年次手数料の減額分は、宣言の取下から1月以内に納付されなければならない。差額を第3文に規定した期間内に納付しなかった場合は、その差額は、4月の追加期間が満了するまでに、延納割増手数料を付して、納付することもできる。

（b） 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

（c） ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

（d） 研究等

関連するものは見当たらなかった。

⑤ 中国

（a） 法制度

第四次改正専利法において、下記第50条～第52条に規定する専利開放許諾制度が新設された。

第50条（元の条文は第53条に移動）
　専利権者が自主的に書面にて国務院専利行政部門に如何なる団体又は個人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はそれを公告し、開放許諾とする。実用新案、意匠専利について開放許諾声明をする場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。
　専利権者が開放許諾声明を撤回する場合、その旨を記載する書面を提出し、国務院専利行政部門によって公告されなければならない。開放許諾声明が公告によって撤回された場合、その前に与えられた開放許諾の効力に影響しない。
第51条

如何なる単位又は個人も開放許諾専利を実施する意思があり、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払方式、基準に従って許諾使用料を支払った場合、専利実施許諾を受けたとされる。 開放許諾実施期間において、専利権者の年金の納付に対し、相応の減免を行う。 開放許諾期間中において、開放許諾を実行した専利権者は、被許諾者と許諾使用料について協議し、通常使用権を与えることもできるが、当該専利権者は当該専利について独占又は排他的許諾を与えてはならない。 第52条 当事者は開放許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者が協議して解決する。協議を望まない、又はできない場合、国務院特許行政部門に調停を請求することができ、人民法院に提訴することもできる。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

（6） 中小・スタートアップ企業向け支援にふさわしい環境や仕組み

① 日本

(a) 法制度

関連するものは見当たらなかった。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）特許出願の早期審査・早期審理

出願人が中小企業である場合には、特許出願の早期審査・早期審理の申請の対象となり得る。

（イ） スーパー早期審査

ベンチャー企業による出願でありかつ実施関連出願である場合に、スーパー早期審査の

対象となり得る。

（ウ）審査請求料及び特許料の減免制度

中小企業やベンチャー企業等を対象とした、審査請求料及び特許料の減免制度がある。

（エ）国際出願に係る手数料の軽減措置

中小企業やベンチャー企業等を対象とした、国際出願に係る手数料（送付手数料、調査手数料、予備審査手数料）の軽減措置がある。

（オ）知財ポータルサイト「IP BASE」

特許庁は、スタートアップのための知財ミュニティポータルサイト「IP BASE」を提供している。IP BASEには、スタートアップに不可欠な知財戦略に関する基礎知識や支援施策、イベント等の最新情報を集約して掲載されている。

https://ipbase.go.jp/

（カ）IPAS 2018-2019成果事例集 「知財戦略支援から見えたスタートアップがつまずく14の課題とその対応策」

特許庁は、2018年度から知財に特化したアクセラレーションプログラム（IPAS）実施している。この事例集は、IPASで行ったスタートアップへのメンタリングで明らかになった課題とその対応方法について事例を交えて紹介している。

（キ）一歩先行く国内外ベンチャー企業の知的財産戦略事例集

特許庁は、業種・ステージの異なる国内外のベンチャー企業が知財活動で直面した課題とその対応策や体制構築等に関する知財戦略の好事例集を発行している。

（ク）大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き

知的財産権のライセンスに伴う新株予約権の取得を中心に大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得に係る業務における基本的な考え方と留意点が説明されている。

（d） 研究等

（ア）特許行政年次報告書2019年版〈本編〉

特許庁が、知的財産制度を取り巻く現状と方向性、国内外の動向と分析について、直近の統計情報、特許庁の取組等を基に取りまとめた報告書である。この報告書の中では、中小企業・地域における知的財産活動の状況や、特許庁のベンチャー企業向け及び中小企業

向けの支援施策が紹介されている。

（イ）平成30年度中小企業等知財支援施策検討分析事業 「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書

特許庁が、中小企業等の知的財産活動についての調査分析した報告書である。

（ウ）中小企業等に対する料金減免制度を中心とした支援施策に関する調査研究報告書（エグゼクティブサマリ）

特許庁が、これまでに減免制度を利用した中小企業等に対するヒアリング調査を実施し、中小企業等への支援施策全体における減免制度の位置付けや減免制度による効果等に関して情報収集した調査研究報告書である。

（エ）平成29年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書（4）スタートアップが直面する知的財産の課題及び支援策の在り方に関する調査研究

特許庁が、スタートアップの起業から事業化までのフェーズにおいて必要となる知的財産に関する支援策の在り方を検討するための基礎資料を作成することを目的として実施された調査研究報告書である。

（オ）平成29年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書（6）知的財産デューデリジェンスの実態に関する調査研究

特許庁が、知的財産デューデリジェンス（知財DD）の実態について、企業等へヒアリング調査等を実施し、また、分散型バージョン管理システムを利用したオープン検証を通じて、適切な知財活動の評価のための標準手順書（SOP）及び解説資料を取りまとめ、また、地方経済における知財DDのための基礎資料を作成することを目的として実施された調査研究報告書である。

（カ）平成29年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書（9）中堅・大企業におけるベンチャー企業等が創出した知的財産の活用スキームに関する調査研究

特許庁が、中堅・大企業における知財活用の実態と課題・解決策等を調査・分析し、ベンチャー企業等が創出した知的財産の活用スキームの事例集を含めた形で取りまとめることで、ベンチャー企業等との連携を見据えた中堅・大企業におけるオープンイノベーション型知財戦略の構築等に資する基礎資料を作成することを目的として実施された調査研究報告書である。

（キ）ベンチャー投資家のための知的財産に対する評価・支援の手引き～よくある知財の落とし穴とその対策～

特許庁が、ベンチャー企業に投資を行う投資家に向けて、知的財産の評価・支援の落とし穴とその対策をまとめた手引きである。

（ク）製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査

公正取引委員会によって公表された、製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書である。

② 米国

(a) 法制度

関連するものは見当たらなかった。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）特許庁費用軽減制度

小規模団体及びマイクロエンティティに関しては、出願費用等の特許庁費用が減額されている。

（イ）特許関連の書類の提出等の期限延長

米国特許庁は、コロナの影響に鑑みて制定された法律（the Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act: CARES Act）に基づいて、特許関連の書類の提出期限の延長及び庁費用の支払期限の延長を認める旨を発表した。

（ウ）コロナ優先審査パイロットプログラム（COVID-19 Prioritized Examination Pilot Program）

米国特許庁は、コロナに関する製品やプロセスについての請求項を含む出願について、一定の条件の下、優先審査に関する庁費用を免除して、優先審査を受けることができる制度を発表した。

（d） 研究等

（ア）パテントボックス：手引き書、議会調査局（2017年5月1日）

このパテントボックスの手引き書においては、まとめとして、「連邦所得税の改革についての連邦議会における討論の一部として、パテントボックスの採用について支持の表明があった。そのようなボックスは、成功したR&D投資への報酬に適用される租税補助金である。実質的に、パテントボックスは、企業に対し、競合企業等の他の行為者へとこぼれた報酬を部分的に補償する。」及び「各国は、典型的には、（1）海外に保持された知的財産（IP）の国内回帰を促し、国内企業が低税率諸国の外国子会社にIPを移転することを阻止することによって、税収を増やし、（2）国内の創造的活動を発展させ、（3）国内の高賃金の仕事の成長を刺激するという3つの主な目標を考慮してパテントボックスを採用する。」と記載されている。

（イ）2019年特許法改正案（第116回連邦議会、2019年7月10日）

この法案は、中小企業が関係する侵害事件の迅速な処理及び特許先行技術調査リソースの利用性の向上を提案している。

（ウ） 米国における特許適格性の状況：第1部、知的財産小委員会（2019年6月4日）

この意見聴取は、（3）AI技術の保護の在り方（i）トレーニング段階 ②米国 に記載のTillis-Coons法案についてのさまざまな観点からの証言を集めている。この小委員会における証人は、特許システムの現状及びその米国におけるイノベーションへの影響を証言している。

（エ）議会への知的財産年次報告書

この報告書においては、「USPTOのグローバル知的財産アカデミー（GIPA）が、海外でビジネスを行う米国中小企業（SME）のための高度な話題のプログラムを提供している。これらの詳細なGIPAプログラムは、国内及び国際的なIPの保護及び行使における最善の実務を扱い、対面及び遠隔受講の両方の態様で、バージニア州アレクサンドリアのUSPTOのアカデミー本部から提供され、さらにUSPTOの支所との協働において国内各所から提供される。GIPAは、IPアタッシェ、USPTOの支所、他の米国政府機関、及び連邦司法部と協力している。」と報告されている。

（オ）Toshiko Takenaka, Inclusive Patents for Open Innovation, Texas Intellectual Property Law Journal, Forthcoming

この記事では、現在の排他的特許の代替オプションとして包括的特許を発行することを提

案している。

③ 欧州

(a) 法制度

関連するものは見当たらなかった。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

④ ドイツ

(a) 法制度

関連するものは見当たらなかった。

(b) 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

⑤ 中国

(a) 法制度

中国では国家知識産権局が2020年1月28日付で、以下のように新型コロナウイルスに関連した感染症に起因する期限徒過により喪失した権利についての救済措置[46]を公表した。

新型コロナウイルスに関連した感染症の影響により、専利法及びその実施細則が規定す

[46] 中国　国家知識産権局公告第350号

る期限、又は、中国国家知識産権局が指定する期限の徒過に至り、権利が喪失した場合、当事者は手続き遅延の理由が取り除かれた日から起算して2ヶ月以内で、遅くとも本来の期限満了の日から起算して2年以内に、権利の回復請求をすることができる。（専利法実施細則第6条第1項の規定を適用）

2016年9月1日実施の「专利收费减缴办法」、及び2019年6月28日「关于调整专利收费减缴条件和商标注册收费标准的公告」により、一定の要件を満たす小規模又は非営利の出願人又は権利者に対し、出願料、実体審査費、年金、審判手数料等について、70～85%の減免を認めている。その他、各地方において、補助金を付与する制度が存在する。

(b) 裁判例・審決例
関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等
関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等
関連するものは見当たらなかった。

（７）紛争の多様化及び複雑化に対する対応

(i) 差し止めによる救済
① 日本
(a) 法制度
（1）ネットワーク化の進展への対応（i）複数の実施主体の関与 参照。特許法第100条に差止請求権が規定されている。

(b) 裁判例・審決例
FRAND宣言特許権に基づく差し止め請求が制限された裁判例がある（詳細は、後述の（ii）標準必須特許（SEP）を巡る異業種間交渉（b）裁判例・審決例 を参照。）

(c) ガイドライン、実務等
関連するものは見当たらなかった。

（d） 研究等

関連するものは見当たらなかった。

② 米国

（a） 法制度

米国特許法には、差し止めによる救済に関連して、第283条に差止請求権に関して規定されている。

第283条 　本法に基づく事件についての管轄権を有する裁判所は、特許によって保障された権利の侵害を防止するため、衡平の原則に従って、裁判所が合理的であると認める条件に基づいて差止命令を出すことができる。

（b） 裁判例・審決例

（ア） eBay事件の最高裁判所の判決（2006年）05-130号事件

裁判所は、「充分に確立した衡平の原理によれば、永続的な差し止めを求める原告は、裁判所においてそのような救済を受けるために、4要素のテストを満たさなければならない。原告は、（1）回復不可能な損害を被っていること、（2）賠償金等の法律において利用可能な救済が、損害の補償に不充分であること、（3）原告と被告との間の困窮のバランスに鑑みて、衡平における救済が妥当であること、及び（4）永続的な差し止めによって公共の利益が害されることがないと考えられることを示さなければならない。永続的な差し止めによる救済を認めるか、或いは拒否するかの判断は、地方裁判所による公正な裁量の行為であり、裁量の乱用に関して上訴において再審理され得る。（引用は省略）」と述べている。

（イ） Apple事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2015年）2014-1802号事件

この事件は、連邦巡回控訴裁判所の先例及びeBay事件に照らした伝統的な衡平の要素の典型的な分析を示している。

（ウ） Robert Bosch事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2011年）2011-1096号事件

この事件は、連邦巡回控訴裁判所の先例及びeBay事件に照らした伝統的な衡平の要素の典型的な分析を示している。裁判所は、eBay事件が回復不可能な損害の事前仮定を排除することによって多大な影響をもたらしたことを認めたが、過剰反応への注意も促した。具体的には、「eBay事件は、特許が有効であって侵害されたと判断された場合に通常は差し止め命令が出されるという我々の一般的ルールを廃止するが、振り子を反対方向に動かす

わけではない」と述べている。そして、裁判所は、本件の実際の状況を回復不可能な損害という伝統的な原理のもとで分析している。

（c）ガイドライン、実務等

（ア）連邦司法センター、特許事件処理司法ガイド（第3版、2016年）

連邦司法センターの法定の使命は、連邦政府の司法部門のための教材の作成である。このセンターは、これらの教材を公的な方針を表現するものとして採用しているわけではないが、有益なリソースと考えている。このガイドは、差し止めの適切な取り扱いに関する2箇所等、刊行日（2016年）現在において支配的な関連のドクトリン及び法的枠組みの多くを示している。

（d） 研究等

（ア）2019年特許法改正案（第116回連邦議会、2019年7月10日）

この法案は、米国特許法第283条に以下のくだり、すなわち「（b）差し止めー無効又は権利行使不可能であることが立証されていない特許について、裁判所が侵害と判断したとき、裁判所は、『（1）特許のさらなる侵害によって回復不可能な損害が生じ、（2）法律において利用可能な救済が、その損害の補償に不充分である』と推定する」を追加することを提案している。

③ 欧州

（a）法制度

欧州特許付与に関する条約には、侵害に関する規定はない。

（b） 裁判例・審決例

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

（c）ガイドライン、実務等

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

（d） 研究等

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

（e）コメント

特筆すべき考え方や取り扱い等を含む公開情報は抽出されなかった。

④ ドイツ

(a) 法制度

ドイツ特許法には、差し止めによる救済に関連して、第139条が規定されている。

第139条 (1) 第9条から第13条までに違反して特許発明を実施する者に対して、反復の危険があるときは、被侵害者は、差止による救済を請求することができる。この請求権は、初めての違反行為の危険があるときにも適用される。 (2) 故意又は過失により当該行為をする者は、被侵害者に対して、その行為から生じた損害を賠償する義務を負う。損害賠償を査定するときは、侵害者が権利を侵害することによって得た利益も考慮することができる。損害賠償の請求は、侵害者がその発明を実施する許可を得た場合に、十分な報酬として支払うよう要求される金額を基にしても計算することができる。 (3) 特許の対象が新たな製品の製造方法である場合は、他人によって生産された同一製品は、反証がない限り、その特許方法を使用して生産されたものとみなされる。反証の証拠調べをするときは、被告の製造及び事業秘密の保護に関する同人の正当な利益が顧慮されなければならない。

(b) 裁判例・審決例

（ア）BGH判決

X ZR 114/13[47]

即時差し止めは、特許侵害に続いて機械的になされる場合があるが、不公正な結果を防ぐために、例えば差止命令が発効する前に時間を与える等の形で制限される場合があるとした。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

（ア）ドイツ特許法改正草案

ドイツの法務省及び消費者保護省は、特許法を改正するための立法草案を作成した。草案には、特許法第139条（1）の改正が含まれており、特許侵害に対する自動差止命令の免除を認めている。

[47] Federal Supreme Court (BGH), Decision of May 10, 2016, Docket No. X ZR 114/13

⑤ 中国

(a) 法制度

中国専利法には、差し止めによる救済に関連して、第65条が規定されている。

第65条 特許権者の許諾を受けずにその特許を実施する、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかった場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求めることもできる。特許事務管理部門が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から15日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、特許事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許事務管理部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。

(b) 法制度裁判例・審決例

中国専利法には、差し止めによる救済に関連して、第60条が規定されている。

（ア）最高人民法院案例　武漢晶源「排煙脱硫」方法専利案（武漢晶源環境工程有限公司）vs 日本富士化水工業株式会社、華陽電業有限公司発明専利権侵害紛争案（2009年12月判決）[48]

本件では、特許権利者の利益と社会公衆の利益とのバランスを考慮するという理由で、特許権者が要求した差止めを法院は支持しなかった。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）司法解釈　最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）

下記同司法解釈第26条では、専利権侵害に関する司法解釈において、「国の利益」や「公共の利益」の見地から、相応の支払いに代えることにより人民法院が差止めを命じないことができる旨規定されている。

第26条 被告が専利権を侵害し、権利者が当該被告による侵害行為の差止めを命じる判決を

[48]民3終字第8号（2009年12月21日　最高人民法院判決）

下すよう求めた場合、人民法院はこれを支持しなければならない。ただし、国の利益、公共の利益の見地から、人民法院は、被告に対し、被疑侵害行為の差止めを命じる判決を下さず、相応の合理的な範囲における費用を支払うよう命じる判決を下すことができる。

（d） 研究等

（ア）専利法　2019年草案[49]

2019年改正草案の下記第20条では、信義誠実及び権利濫用禁止原則を明確化し、専利権を濫用して公共利益や他人の合法的な権益を害したり、競争を排除、制限したりしてはならないとした。

2019年草案 第20条（追加条項、元の条文は第21条に移動） 専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益や他人の合法的な権益を害したり、競争を排除、制限したりしてはならない。

（ii） 標準必須特許（SEP）を巡る異業種間交渉

① 日本

（a） 法制度

（1）ネットワーク化の進展への対応（i）複数の実施主体の関与 参照。

特許法第101条は間接侵害について規定している。

（b） 裁判例・審決例

（ア）平成25年（ラ）第10007号、平成25年（ラ）第10008号（平成26年5月16日）

この判決はアップル社の製品がサムスンのFRAND宣言された特許権を侵害しているかどうか争われたケースにおいて、標準必須特許についてFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対し、FRAND宣言をしている者による特許権に基づく差止請求権の行使は権利の濫用であるとした事例である。また特許権に基づく損害賠償請求権の行使が、FRAND条件でのライセンス料相当額を超える部分では権利濫用に当たるとした。

（c） ガイドライン、実務等

（ア）標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き

特許庁が、標準必須特許を巡る紛争の未然防止及び早期解決を目的とする手引きとして

[49] 「中華人民共和国専利法改正案（草案）　日本語仮訳」　独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部　https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20190104_1.pdf［最終アクセス日：2021年3月2日］

公表した手引きである。

（d） 研究等

（ア）令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

（12）標準必須特許を巡る国内外の動向について（裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態）の調査研究

特許庁が、標準必須特許を巡る紛争に関する最新の各国の裁判例、公的機関の見解やガイドライン等、及び、特許紛争に関する調停・仲裁の利用実態を収集・整理し、公表することで、標準必須特許を巡る紛争を未然に防ぐこと又はその早期解決を図ることを目的として実施した調査研究である。

（イ） 平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

（10）標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究

特許庁が、標準必須特許を巡る紛争に関する最新の各国の裁判例、公的機関の見解、論文を収集・整理し、公表することで、紛争を未然に防ぐこと、若しくはその早期解決を図ることを目的として実施した調査研究である。

（ウ）平成29年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

（7）標準必須特許を巡る紛争の早期解決に向けた制度の在り方に関する調査研究報告書

特許庁が、日本及び諸外国の法令、裁判例及び文献等を調査し、専門的な知見を有する委員により議論及び検討することで、（1）パテント・トロールの実態及び制度上での対応の可能性、並びに、（2）標準必須特許のライセンス交渉の進め方及びロイヤルティの算定方法についての基本的な考え方を整理することを目的として実施した調査研究である。

（エ）ロイヤルティ料率データハンドブック（経済産業省知的財産政策室編、経済産業調査会発行）

（オ）実施料率―技術契約のためのデータブック（発明協会研究センター編、発明協会発行）

（カ）知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書 ～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～（2010年、特許

庁）

（キ）国有特許権実施契約書の実施料算出方法（昭和25年2月27日付け特総第58号特許庁長官通牒）

② 米国

(a) 法制度

SEPに特化した法制度は見当らなかった。

(b) 裁判例・審決例

（ア）Georgia-Pacific Corp.対U.S. Plywood Corp.、318 F. Supp. 1116（S.D.N.Y.1970）

裁判所は、下記の、特許のライセンスのための合理的な使用料の額の決定に関連するファクタ、いわゆる「Georgia Pacificファクタ」を提示した。

1. 訴訟中の特許をライセンスするために特許権者が受け取ったロイヤルティ、確立されたロイヤルティを証明するために提供又は役立つ傾向がある。
2. 訴訟中の特許に匹敵する他の特許の使用に対してライセンシーが支払う料金。
3. 独占的若しくは非独占的かについて、又は、地域もしく製造された製品の販売先に関して制限付き若しくは制限なしかについて、ライセンスの性質と範囲。
4. 他者に発明の使用をライセンスしないことにより、又は、独占を維持するように設計された特別な条件下でライセンスを付与することにより、特許独占を維持するためのライセンサーの確立されたポリシー及びマーケティングプログラム。
5. 同一業種における同一地域の競合他社であるかどうか、又は、発明家とプロモーターであるかどうか等のライセンサーとライセンシーの間の商業的関係。
6. ライセンシーの他の製品の販売促進における特許特製品の販売の効果、非特許品目の販売の生産者としてのライセンサーにとっての発明の既存の価値、及び、そのような派生又は附帯販売の範囲。
7. 特許の期間とライセンスの期間。
8. 特許に基づいて製造された製品の確立された収益性、その商業的成功、及び、その現在の人気。
9. 同様の結果を出すために使用されていた古いモード又はデバイス（もしあれば）に対する特許財産の有用性と利点。
10. 特許発明の性質、ライセンサーが所有及び製造する商業的実施形態の特徴、及び、発明を使用したものへの利益。
11. 侵害者が発明を利用した程度、及び、その使用の価値を証明する証拠。
12. 発明又は類似の発明の使用を可能にするために特定の事業又は同等の事業において慣習的である可能性がある利益又は販売価格の部分。
13. 非特許要素、製造プロセス、ビジネスリスク、又は侵害者によって追加された重要な機能や改善とは区別される、発明の功績とされるべき実現可能な利益の部分。
14. 資格のある専門家の見解の証言。

15. ライセンサー（特許権者等）とライセンシー（侵害者等）の両方が合理的かつ自発的に合意に達しようとした場合に（侵害が始まった時点で）合意したであろう金額、つまり、ビジネス提案として、特許発明を具体化する特定の物品を製造及び販売するためのライセンスを取得することを望んでいた良識的なライセンシーが、ロイヤルティとして支払うことをいとわず、それでも合理的な利益を上げることができ、ライセンスを付与する意思のある良識的な特許権者が受け入れることができたであろう金額。

（イ） Ericsson事件の連邦巡回控訴裁判所の判決（2014年）13-1625号事件

多くの地方裁判所が、合理的な使用料の計算に関して、いわゆる「Georgia Pacificファクタ」を採用している。この一連のファクタは、Georgia-Pacific Corp. v. U.S. Plywood Corp., 318 F. Supp. 1116 （S.D.N.Y. 1970）から由来する。Ericsson v. D-Link事件において、連邦巡回控訴裁判所は、通常は公正、合理的、かつ非差別的（FRAND）なライセンス条件に拘束されるSEPの文脈において、各ファクターを単純に適用することがないように警告した。連邦巡回控訴裁判所は、「あらゆる場合において、地方裁判所は、問題となっている特定の事例に関係があるファクタについてのみ陪審に説示しなければならない。地方裁判所がRANDに係る特許に関するあらゆる事例についてオウム返しのように繰り返すことができるGeorgia Pacific事件のようなファクタのリストは存在しない。裁判所は、問題の実際のRAND宣言について陪審に説示しなければならず、審理において作成された記録に関係しないファクタについて陪審に説示することがないように注意しなければならない」と判示した。例えば、「SEP保有者は、彼らの発明の追加の利益についてのみ補償されるべきであるため、追加の利益を革新が標準必須となったがゆえに得た価値から区別するように、陪審に説明しなければならない。」と述べている。

（c）ガイドライン、実務等

（ア）米国特許商標局（USPTO）、米国標準技術局（NIST）、及び司法省反トラスト局（DOJ）、自発的なF/Rand宣言に係る標準必須特許の救済に関する政策表明（2019年12月19日）

この政策表明においては、「差し止めによる救済及び適切な損害賠償を含む国内法のもとで利用可能なすべての救済は、所与の事例の事実に照らして正当であるならば、F/RAND宣言に係る標準必須特許の侵害に関しても利用可能でなければならない。有効な法律に従い、事実及びフォーラムに応じて、所与の特許事件に適用され得る救済は、差し止めによる救済、妥当な使用料、利益損失、故意侵害に関する割り増し賠償、及び米国国際貿易委員会によって出される排除命令を含む。これらの救済は、標準必須特許に関する特許訴訟においても等しく利用可能である。（脚注は省略）」と述べられている。

（d） 研究等

（ア）Catharina Marackeの「Free and Open Source Software and FRAND-based patent licenses」

この論文は、フリー及びオープンソースソフトウエア（FOSS）コミュニティと、典型的には公正、合理的、かつ非差別的（FRAND）なライセンスのもとで運営される標準化コミュニティとの間の相互作用を調査している。

③ 欧州

（a） 法制度

関連するものは見当たらなかった。

（b） 裁判例・審決例

関連するものは見当たらなかった。

（c） ガイドライン、実務等

（ア）COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE[50]

SEPに対するアプローチに関し、欧州委員会が欧州議会、評議会、及び欧州経済社会委員会にあてて発したコミュニケーション。

以下の項目が記載されている。

（i） 基本宣言の透明性を高めるために、SDO（標準的な開発組織）のデータベースの品質とアクセス可能性の改善を求める。

（ii） 基準が採用された（「凍結された」）とき、及び特許の付与時に、特許所有者に基本宣言をレビューすることを提案する。

（iii） 可能であれば特許庁による本質性の精査を要求する。

（iv） 当事者がFRANDライセンスに到達するのに最適な立場にあり、万能のソリューションは存在しないことに注意する。

（v） 悪用を回避しながら、RR（ロイヤリティレート）の両方の可能性、つまり販売可能な最小単位と価格ベースの単位の両方の可能性を明確に留保する。

（vi） ただし、：「FRANDの価値を判定するには、特許技術の現在の付加価値を考慮する必要がある。その価値は、特許技術の価値とは関係のない製品の市場での成功とは無関係である必要がある。」と述べている。

（vii） グローバルポートフォリオへのライセンスはFRANDと互換性があると述べて

[50] https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents/standards_en［最終アクセス日：2021月3月2日］

いる。

（viii）（透明性のある）パテントプールを明確に奨励する。

（ix）訴訟以外の他の紛争解決手段を明確に奨励する。

（x）訴訟実務に関する追加のメモを設定する。

（d）研究等

関連するものは見当たらなかった。

④ ドイツ

（a）法制度

関連するものは見当たらなかった。

（b）裁判例・審決例

（ア）FCJ判決K ZR 36/17[51]

FCJは、ハイアーがシスベル社の特許権を侵害しているとし、高等地方裁判所デュッセルドルフの判決を破棄した。

この他、公開情報調査の終了後に、以下のSEPに基づく差止認容判決が出ている

・ノキアvsダイムラー（マンハイム地裁　2020年8月18日）

・シャープvsダイムラー（ミュンヘン地裁　2020年9月10日）

（c）ガイドライン、実務等

（ア）①Huawei v. ZTE裁判例に従って特許訴訟における独占禁止法の強制ライセンス異議申し立て処理を処理するための指示[52]（ミュンヘン地方裁判所　2020.2）

ミュンヘン地方裁判所は、FRANDに関する訴訟の標準的な進め方を発表している。

（d）研究等

関連するものは見当たらなかった。

⑤ 中国

（a）法制度

関連するものは見当たらなかった。

[51] Federal Supreme Court (BGH), Decision of May 5, 2020, Docket No. X ZR 36/17

[52] https://www.justiz.bayern.de/media/images/behoerden-und-gerichte/landgerichte/muenchen1/hinweise_frand_und_m%C3%BCnchner_verfahren__stand_februar_2020_.pdf［最終アクセス日：2021年3月2日］

（b） 裁判例・審決例

（ア）ソニー移動通信製品（中国）有限公司vs西安西電西捷通無線ネットワーク通信股份有限公司　発明専利侵害紛争上訴案　（2017）京民終454号

本件は、標準必須特許の侵害訴訟に関する。一審では、標準必須特許許諾の交渉における双方当事者の過失を検討し、専利権者に過失がなく、被疑侵害者側に過失があるとして、差止めを認める判決を下した。二審もこの考え方を支持した。

（c）ガイドライン、実務等

（ア）最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）[53]

この司法解釈（二）の下記第24条では、SEPの実施許諾条件の交渉において、専利権者側にFRAND違反があり、被疑侵害者側に過失がない場合、差止めを認めないと規定している。

第24条
1　国、業界又は地方の推奨標準で明示的に触れられている必須特許の情報について、被疑侵害者が当該標準の実施に専利権者の許諾を必要としないことを理由に、当該専利権を侵害していないと抗弁した場合、人民法院は通常、これを支持しない。
2　国、業界又は地方の推奨標準で明示的に触れられている必須特許の情報について、専利権者、被疑侵害者が当該専利の実施許諾条件を協議するとき、専利権者が標準制定において承諾した公平、合理的、無差別の実施許諾義務に故意に違反したために専利実施許諾契約が締結できず、且つ協議において被疑侵害者に明らかな過失がない場合、標準の実施行為の差止めを求める権利者の主張について、人民法院は通常、これを支持しない。
3　本条第2項でいう「実施許諾条件」は、専利権者、被疑侵害者が協議により確定しなければならない。十分な協議を経てもなお合意に達しない場合、人民法院に決定を求めることができる。人民法院は、前述の実施許諾条件を決定するとき、公平、適正、無差別の原則に基づき、専利の革新性、標準における専利の役割、標準が属する技術領域、標準の性質、標準の実施の範囲、関連する許諾条件等の要素を総合的に考慮しなければならない。
4　標準の実施における専利について、法律、行政法規に別段の定めがある場合、その定めに従う。

（イ）北京市高級人民法院　専利侵害判定指南　2017[54]

差し止めについては、専利権者のFRAND違反あり・なし、及び、被疑侵害者の過失あ

[53] 「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（2016年4月1日施行）　日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20160401_3.pdf［最終アクセス日：2021年2月25日］
[54] 北京市高級裁判所《特許権侵害判定指南》修訂（2017）　北京市高級裁判所　http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2017/04/id/2825609.shtml［最終アクセス日：2021年2月25日］

り・なしで4つに場合分けができるが、上記指南では、それぞれの場合について下記の様に規定している。本指南は北京市の法院が定めたものであるため、北京市以外ではこの判定指南に従う義務はない。なお、広東省高級人民法院も、同様の地方性法規（広東省高級人民法院による標準必須専利紛争案件の審理に関する業務ガイドライン（試行））を2018年5月に規定している。これも上記4つの場合分けのそれぞれに対し、どのように判断するかを規定しており、その内容は概ね北京の規定と同様である。

149条　専利権者FRAND違反あり、被疑侵害者過失なしの場合、差止めなし。
（上記司法解釈（二）第24条第2項と同様）

152条　専利権者FRAND違反なし、被疑侵害者過失なしの場合、担保を提供すれば　差止めなし。

153条　専利権者FRAND違反あり、被疑侵害者過失ありの場合、双方当事者の過失度合いを分析して許諾交渉中断の主な責任方を認定して、差止めするかどうか確定する。なお、この条文から、専利権者FRAND違反なし、被疑侵害者過失ありの場合、差止めが認められるものと考えられる。

(d) 研究等

関連するものは見当たらなかった。

(iii) 知財訴訟及び紛争解決

① 日本

(a) 法制度

特筆すべき内容は見当たらなかった。

(b) 裁判例・審決例

特筆すべき内容は見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

(ア) 令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

(10) 実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方に関する調査研究

特許庁が、国内外の知財紛争制度の実態を調査し、知財紛争処理システムの活性化に向

けた検討の場における基礎資料とすることを目的として実施した調査研究である。

② 米国

(a) 法制度

米国特許法には、知財訴訟及び紛争解決に関連して、第284条が規定されている。米国特許法第284条は懲罰的賠償を含む損害賠償について規定している。

第284条 原告に有利な評決が下されたときは、裁判所は、原告に対し、侵害を補償するのに十分な損害賠償を裁定するものとするが、当該賠償は如何なる場合も、侵害者が行った発明の使用に対する合理的ロイヤルティに裁判所が定める利息及び費用を加えたもの以下であってはならない。 損害賠償額について陪審による評決が行われなかった場合は、裁判所がそれを査定しなければならない。何れの場合も、裁判所は、損害賠償額を、評決又は査定された額の3倍まで増額することができる。本段落に基づいて増額された損害賠償は、第154条(d)に基づく仮の権利には適用されない。 裁判所は、該当する状況下での損害賠償額又は適正なロイヤルティを決定するための補助として、鑑定人の証言を聴取することができる。

(b) 裁判例・審決例

特筆すべき内容は見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）連邦司法センター、特許仲裁ガイド（2019年）

このガイドは、審理前の仲裁によって特許紛争を解決する利点のいくつかを再検討している。このガイドは、最良の実施例を論じ、さまざまな種類のビジネスを処理する際の特定の問題を識別している。

(d) 研究等

（ア）David L Newmanの「Can Arbitration Fix the Patent System? PTAB Participants Consider Arbitration in View of Increased Complexity of IPRs」（Landslide 第11巻）（2019年5・6月）

この論文は、調停の相対的なコスト及び便益をUSPTOにおける当事者系レビュー（IPR）と比較している。

③ 欧州

(a) 法制度

欧州特許付与に関する条約には、侵害に関する規定はない。

(b) 裁判例・審決例

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

(d) 研究等

EPOは侵害事件を取り扱わないため、関連するものは見当たらなかった。

④ ドイツ

(a) 法制度

特筆すべき内容は見当たらなかった。

(b) 裁判例・審決例

特筆すべき内容は見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

（ア）特許訴訟におけるミュンヘンの手続きに関する注記[55]（2016. 12）

ミュンヘン地方裁判所は、知財紛争の調停手続きを提供している。

(d) 研究等

特筆すべき内容は見当たらなかった。

⑤ 中国

(a) 法制度

最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定（法釈〔2001〕21号）[56]では、下記第20条及び第21条において、賠償額の算定を容易にする規定が存在する。

第20条 人民法院が特許法第57条第1項の規定に従って権利侵害者の賠償責任を追及する場

[55] https://www.justiz.bayern.de/media/images/behoerden-und-gerichte/infoblatt_m_nchner_verfahren__stand_12_2016_.pdf［最終アクセス日：2021年2月25日］

[56] 「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定　日本語仮訳」独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20010701_rev.pdf［最終アクセス日：2021年2月25日］

合、権利者の請求によって、権利者の権利が侵害された損害額或いは権利侵害者が権利侵害によって取得した利益額に基づき賠償金額を確定することができる。
　権利者の権利が侵害された損害は、権利侵害により減少した特許権者の特許製品の販売総数と特許製品の合理的な利潤との積により計算する。権利者の減少した販売総数の確定が難しい場合、権利侵害製品の市場販売総数と特許製品の合理的利潤との積を、権利者の権利が侵害されて受けた損害とみなすことができる。
　権利侵害者が権利侵害によって取得した利益は、当該権利侵害製品の市場販売総数と権利侵害製品の合理的な利潤との積により計算する。権利侵害者が権利侵害により取得した利益は、一般に権利侵害者の営業利潤により計算し、完全に権利侵害を業とする権利侵害者に対しては、販売利潤により計算することができる。

第21条
　被害者の損害又は侵害者の利益を確定することが難しく、特許許諾使用料を参照できる場合は、人民法院は特許権の種類、権利侵害者の権利侵害の性質及び情状、特許許諾使用料の金額、当該特許許諾の性質、範囲、時間などの要素を考慮し、当該特許許諾使用料の1倍から3倍を参照して合理的に賠償金額を確定することができる。特許許諾使用料の参考ができない場合、又は特許許諾使用料が明かに合理的でない場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害者の権利侵害の性質及び情状などの要素に基づいて、一般に人民元5000元以上30万元以下の範囲内で賠償金額を確定することができるが、最大でも人民元50万元を超過してはならない。

第四次改正専利法では、下記第71条の改正により、懲罰的損害賠償が規定された。

第71条（改正後）
　特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益で確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が困難である場合、当該特許許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。故意に特許権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。
　特許権者の損失、侵害者の得た利益及び特許の実施許諾料の算定がともに困難でない場合には、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、10万元以上500万元以下の賠償を与えると確定することができる。
　賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まれなければならない。
　人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに全力を尽くして挙証しており、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者が帳簿、資料を提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。

(b) 裁判例・審決例

特筆すべき内容は見当たらなかった。

(c) ガイドライン、実務等

特筆すべき内容は見当たらなかった。

(d) 研究等

特筆すべき内容は見当たらなかった。

禁 無 断 転 載

令和2年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方に関する
調査研究報告書

令和3年3月

請負先　　特許業務法人　志賀国際特許事務所

〒100-6620　東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
グラントウキョウサウスタワー
電話　03-5288-5811
FAX　03-5288-5822
URL　https://www.shigapatent.com/jp/
E-mail　info@shigapatent.com